神戸市公報

発行所　神戸市中央区加納町６丁目５番１号
神戸市役所

編集兼印刷発行人　神戸市長

＜臨時特別号＞

目次

種類	件名	所管部署	ページ
条例	神戸市立地域交流センター条例	地域協働局地域活性課	1
条例	神戸市民のくらしをまもる条例の一部を改正する条例	地域協働局消費生活センター	19
条例	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	行財政局法務支援課	38
条例	神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例	行財政局組織編成課	59
条例	神戸市職員定数条例の一部を改正する条例	行財政局組織編成課	64
条例	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	行財政局人事課	66
条例	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例	行財政局給与課	69
条例	神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	行財政局給与課	72
条例	神戸市都市整備等基金条例等の一部を改正する等の条例	行財政局財務課	116
条例	神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例	文化スポーツ局スポーツ企画課	119
条例	神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例の一部を改正する条例	福祉局政策課	123
条例	神戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例	健康局環境衛生課	127
条例	神戸市立墓園条例の一部を改正する条例	健康局斎園管理課	129
条例	神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例	環境局環境保全課	133
条例	神戸市国営東播用水土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例	経済観光局農政計画課	159
条例	神戸市産業振興センター条例の一部を改正する条例	経済観光局経済政策課	160
条例	神戸市立路外駐車場条例及び道路法第24条の2第1項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する等の条例	建設局道路計画課	163
条例	神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例	建設局道路計画課	185
条例	神戸市ニュータウン活性化基金条例	都市局総務課	203
条例	神戸市特別会計設置条例及び地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	都市局総務課	205
条例	神戸市手数料条例の一部を改正する条例	建築住宅局建築指導部建築安全課	209
条例	神戸市営住宅条例の一部を改正する条例	建築住宅局住宅管理課	240
条例	神戸市船舶給水条例の一部を改正する条例	港湾局神戸港管理事務所	251
条例	神戸空港条例の一部を改正する条例	港湾局空港調整課	255
条例	神戸市火災予防条例の一部を改正する条例	消防局予防部査察課	270

令和7年4月1日　神戸市公報＜臨時特別号＞

種類	件名	所管部署	ページ
条例	神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例	教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課	274
条例	神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例	福祉局国保年金医療課	277
条例	神戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	こども家庭局幼保事業課	281
条例	神戸市屋外広告物条例の一部を改正する条例	建設局道路管理課	288
条例	神戸市議会基本条例の一部を改正する条例	行財政局法務支援課	291
条例	神戸市会委員会条例の一部を改正する条例	行財政局法務支援課	295
条例	神戸市市税条例の一部を改正する条例	行財政局税務部税制企画課	297
規則	神戸市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	建設局道路管理課	304
規則	神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則	建設局道路計画課	307
規則	神戸市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則	建設局公園部管理課	312
規則	神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則	建設局公園部管理課	315
規則	神戸市置塩こども育成基金条例施行規則	文化スポーツ局スポーツ企画課	316
規則	神戸市民のくらしをまもる条例施行規則の一部を改正する規則	地域協働局消費生活センター	317
規則	神戸市消費生活会議及び神戸市消費者苦情処理審議会に関する規則の一部を改正する規則	地域協働局消費生活センター	361
規則	神戸市消費者訴訟に要する費用の貸付けに関する規則の一部を改正する規則	地域協働局消費生活センター	367
規則	神戸市奨学金返還支援基金条例施行規則を廃止する規則	企画調整局大学・教育連携推進課	369
規則	神戸市ニュータウン活性化基金条例施行規則	都市局総務課	370
規則	神戸市まちづくり等基金条例施行規則を廃止する規則	都市局総務課	371
規則	神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	建築住宅局住宅管理課	372
規則	神戸市公有財産規則の一部を改正する規則	行財政局資産活用課	378
規則	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則	行財政局法務支援課	380
規則	神戸市公債基金条例施行規則の一部を改正する規則	行財政局財務課	390
規則	神戸市会計規則及び地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則の一部を改正する規則	会計室会計課	391
規則	神戸市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	教育委員会事務局学校支援部健康教育課	401
規則	神戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則	福祉局国保年金医療課	404
規則	神戸市森林環境整備基金条例施行規則の一部を改正する規則	経済観光局農政計画課	406
規則	神戸市国営東播用水土地改良事業負担金徴収条例施行規則を廃止する規則	経済観光局農政計画課	408
規則	神戸市産業振興センター条例施行規則の一部を改正する規則	経済観光局経済政策課	409
規則	神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則を改正する規則	環境局事業系廃棄物対策課	411
規則	神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	環境局環境保全課	415
規則	神戸市船舶給水条例施行規則の一部を改正する規則	港湾局神戸港管理事務所	445

令和7年4月1日　神戸市公報＜臨時特別号＞

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸空港条例施行規則の一部を改正する規則	港湾局空港調整課	449
規則	神戸市職員退職手当金条例施行規則等の一部を改正する規則	行財政局給与課	459
規則	神戸市事務分掌規則等の一部を改正する規則	行財政局組織編成課	485
規則	神戸市建築基準法施行細則及び神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則の一部を改正する規則	建築住宅局建築指導部建築安全課	607
規則	神戸市市税条例施行規則の一部を改正する規則	行財政局税務部税制企画課	616
規則	神戸市契約規則の一部を改正する規則	行財政局契約監理課	621
訓令甲	特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令	行財政局給与課	624
訓令甲	神戸市長の権限に属する事務の専決規程等の一部を改正する訓令	行財政局組織編成課	634
区役所	区長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令	地域協働局区役所課	716
水道局	神戸市水道局分課規程等の一部を改正する規程	水道局経営企画課	734
水道局	神戸市水道局徴収事務委託規程の一部を改正する規程	水道局営業課	745
水道局	神戸市水道局公文書管理規程の一部を改正する規程	水道局経営企画課	747
水道局	神戸市水道局職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程	水道局経営企画課	759
水道局	神戸市水道局公有財産管理規程の一部を改正する規程	水道局経営企画課	761
水道局	神戸市水道局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程	水道局経営企画課	765
交通局	監査室規程等の一部を改正する規程	交通局経営企画課	816
交通局	交通局副局長等専決規程の一部を改正する規程	交通局経営企画課	823
交通局	神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程等の一部を改正する規程	交通局経営企画課	864
交通局	神戸市交通局契約規程の一部を改正する規程	交通局経営企画課	899
交通局	神戸市高速鉄道乗車規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程	交通局経営企画課	902
教育委員会	神戸市教育委員会公告式に関する規則を廃止する規則	教育委員会事務局総務部総務課	906
教育委員会	神戸市教育委員会公示令達取扱規則	教育委員会事務局総務部総務課	907
教育委員会	神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則	教育委員会事務局総務部総務課	908
教育委員会	神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	教育委員会事務局総務部総務課	919
教育委員会	神戸市置塩こども育成基金条例施行規則を廃止する規則	教育委員会事務局総務部総務課	921
教育委員会	神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則	教育委員会事務局総務部総務課	922
教育委員会	神戸市立学校事務職員の任免、叙級、給与等に関する規程等を廃止する訓令	教育委員会事務局総務部総務課	929
教育委員会	神戸市教育委員会要望等の記録及び報告並びにコンプライアンスを推進する体制の整備に関する規程	教育委員会事務局総務部総務課	931
教育委員会	神戸市教育委員会電子署名規程	教育委員会事務局総務部総務課	937
教育委員会	神戸市教育委員会公文書管理規程	教育委員会事務局総務部総務課	941
教育委員会	神戸市教育委員会職員証発行規程	教育委員会事務局総務部総務課	947

令和7年4月1日　神戸市公報＜臨時特別号＞

種類	件名	所管部署	ページ
教育委員会	神戸市教育委員会職員の旅費取扱規程	教育委員会事務局総務部総務課	948
教育委員会	神戸市教育委員会職員退職手当金支給規程	教育委員会事務局総務部総務課	951
教育委員会	係長以上の職にある者が欠けたときの事務取扱いに関する規程	教育委員会事務局総務部総務課	953
教育委員会	教育長公示令達取扱規程	教育委員会事務局総務部総務課	954
教育委員会	教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	教育委員会事務局総務部総務課	955
教育委員会	神戸市教育委員会公用自動車管理規程を廃止する訓令	教育委員会事務局総務部総務課	956
教育委員会	教育委員会事務局等専決規程の一部を改正する訓令	教育委員会事務局総務部総務課	957
人事委員会	神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則及び神戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局調査課	985
人事委員会	神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局調査課	997
人事委員会	職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局調査課	1008
人事委員会	住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	人事委員会事務局調査課	1014

令和７年３月27日神戸市会において可決された次に掲げる条例をここに公布する。

神戸市立地域交流センター条例

神戸市民のくらしをまもる条例の一部を改正する条例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

神戸市都市整備等基金条例等の一部を改正する等の条例

神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例

神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例の一部を改正する条例

神戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

神戸市立墓園条例の一部を改正する条例

神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例

神戸市国営東播用水土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例

神戸市産業振興センター条例の一部を改正する条例

神戸市立路外駐車場条例及び道路法第24条の２第１項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する等の条例

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

神戸市ニュータウン活性化基金条例

神戸市特別会計設置条例及び地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例

神戸市船舶給水条例の一部を改正する条例

神戸空港条例の一部を改正する条例

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

神戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

神戸市屋外広告物条例の一部を改正する条例

神戸市議会基本条例の一部を改正する条例

神戸市会委員会条例の一部を改正する条例

令和７年３月31日

神戸市長　久元喜造

神戸市立地域交流センター条例を次のように公布する。

神戸市条例第22号

神戸市立地域交流センター条例

（設置）

第１条　神戸市民による地域活動の推進に関する条例（平成16年３月条例第58号）の理念の実現に向け、同条例第12条第１項の規定に基づき、地域活動（多様な地域活動主体による同条例第２条第７号の地域活動をいう。以下同じ。）の場として、地域社会に貢献する人材の育成や集積を行い、これらの人材やその他の人々との間において交流や連携を図ることにより、さらなる地域活動の促進及び地域社会の課題解決に寄与することを目的とする拠点として、神戸市立地域交流センター（以下「センター」という。）を設置する。

（位置）

第２条　センターの名称及び位置は、別表第１のとおりとする。

（事業）

第３条　センターにおいては、第１条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 地域活動、社会貢献活動及び住民交流に関すること。

(2) 各種地域団体等の健全な育成を図ること。

(3) 地域活動及び社会貢献活動に係る情報を集積し、及び発信すること。

(4) 地域活動及び社会貢献活動に係る人々の間における連携及び交流に関すること。

(5) 地域における諸会合並びに研修及び活動の場として施設を利用させること。

(6) 活動を通じた地域社会の課題解決並びに社会貢献に係る調査、研究、実践及びこれらに対する支援に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、第１条の目的を達成するために必要な事業。

（施設）

第４条　センターに次に掲げる施設を置く。

(1) 地域活動コーナー

(2) 調理室

(3) 洋室

(4) 和室

(5) 多目的ホール

(6) フリースペース（共用使用を原則とする施設をいい、これに類するものを含む。）

（使用の許可）

第５条　施設等（前条に規定する施設及びその附属設備をいう。以下同じ。）を使用する者（以下「使用者」という。）は、前条第１号から第５号までの施設の使用について、あらかじめ、申請により、センターの管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）の許可を受けなければならない。

２　使用者は、前条第６号の施設を占用して行う使用について、あらかじめ、申請により、指定管理者の許可を受けなければならない。

３　指定管理者は、前２項の許可にセンターの管理運営上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

４　指定管理者は、前３項に規定する事務の執行に当たっては、地域活動の場の提供その他のセンターの設置の目的を踏まえ、当該目的が効果的に達成されるよう努めなければならない。

（使用の許可に係る期間の単位）

第６条　前条第１項の許可は、別表第２に掲げる区分により行うものとする。ただし、指定管理者が特に認める場合は、この区分によることなく、時間を単位として許可を行うことができる。

２　別表第２に掲げる夜間の使用の許可に係る申請は、あらかじめ指定管理者が定める期限までにしなければならない。

（使用の許可に係る区画の単位）

第７条　第５条第１項の許可は、その部屋ごとに与えるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、第５条第１項の許可は、使用しようとする者の申請により、部屋の一部又は指定管理者が指定する区画を単位として許可することができる。指定管理者がセンターの管理運営上必要があると認めるときも、同様とする。

（対価の収受等に係る申告）

第８条　使用者は、入場料、受講料その他の対価の収受を伴う施設等の使用又は飲食等を伴う施設等の使用をしようとするときは、規則で定めるところにより第５条第１項及び第２項の申請の際に、申告しなければならない。

（許可の基準）

第９条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第５条第１項及び第２項の許可をしてはならない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。

(3) 専ら営利を目的として使用するとき。

(4) 第４条第６号の施設の占用が、センターの公衆の利用に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者がその使用を不適当であると認めるとき。

２　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第５条第１項及び第２項の許可をしないことができる。

(1) センターの管理運営上支障があると認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、公益上支障があると認められるとき。

（使用期間）

第10条　施設等に係る使用期間は、市その他公共団体が公用、公共用又は公益事業の用に供するために使用する場合を除き、引き続き５日を超えることはできない。ただし、指定管理者が第１条の目的を達成するため特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（利用料金等）

第11条　指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）

を指定管理者の収入として収受させる。

2　第５条第１項の許可を受けた者は、別表第２に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

3　前項に定めるもののほか、住民の利用に供する目的で設置する設備を使用する者は、設備当たり500円を上限としてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

4　市長は、前２項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を公表するものとする。

5　指定管理者は、規則で定める特別の理由があるときは、利用料金を免除することができる。

6　指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金の全部若しくは一部を返還することができる。

7　市長は、必要があると認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

（特別の設備の設置等）

第12条　使用者は、特別の設備又は器具を設置し、又は使用しようとするときは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

2　第５条第３項及び第９条の規定は、前項の許可について準用する。

（権利譲渡等の禁止）

第13条　第５条第１項及び第２項の許可を受けた者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（許可の取消し等）

第14条　指定管理者は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、又は施設等の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。

(1)　この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2)　許可された使用目的と異なった目的に施設等を使用したとき。

(3) 許可に付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(5) 第９条第１項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

２　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(1) センターの管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

（入館の制限等）

第15条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入館を拒絶し、又はセンターからの退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者

(3) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある動物その他の物を携帯する者

(4) 施設等及び次の各号に掲げるもの（これらに類するものを含む。）を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者

ア　センターにおいて展示されている資料

イ　センターにおいて閲覧することができる資料

ウ　センターにおいて所蔵する資料

(5) 次条の規定に違反した者

（行為の禁止）

第16条　何人も、センター内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為

(2) 騒音又は大声を発する行為、暴力を用いる行為、その他他人の迷惑になる行為

(3) センター内の施設等を汚損し、損傷し、若しくは滅失する行為又はこれらのおそれのある行為

(4) 喫煙又は所定の場所以外の場所での飲食

(5) 所定の場所以外の場所への立入り

(6) 個人的な占有利用（特に必要があるものとして市長が別に定める場合を除く。）

(7) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

(8) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

(9) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第３条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(10) 許可を受けない広告類を掲出し、又はまき散らす行為

(11) 許可を受けない寄附金品の募集、物品の販売若しくは陳列又は飲食物の販売若しくは提供

(12) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理運営上支障があると認める行為

（立入り等）

第17条　指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をすることができる。

（原状回復の義務）

第18条　使用者は、施設等の使用を終了したとき、又は第５条第１項及び第２項、第12条第１項の許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。

２　指定管理者は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（損害の賠償等）

第19条　センター内において、第15条第４号に規定するものを汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（指定管理者の指定等）

第20条　市長は、次に掲げるセンターの管理に関する業務を指定管理者に行わせるものとする。

(1) 第３条に規定する事業に係る業務

(2) センターの利用及びその制限に関する業務

(3) センターの維持管理に関する業務

(4) 前３号に掲げるもののほか、市長が定める業務

２　市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

（施行細目の委任）

第21条　センターの利用可能時間及び休館日その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年１月１日から起算して４月を超えない範囲において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第１（神戸市立雲中地域交流センターに係る部分を除く。）の規定　令和８年４月１日

(2) 次項及び附則第９項の規定　公布の日

(3) 附則第５項の規定　令和８年１月１日から令和８年４月１日までの範囲内において規則で定める日

（準備行為）

２　この条例を施行するために必要な指定管理者の指定、許可その他の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（ふれあいのまちづくり条例の廃止）

３　神戸市ふれあいのまちづくり条例（平成２年３月条例第40号）は、廃止する。

（経過措置）

４　この条例第２条及び別表第１の規定に基づきセンターが設置されたときは、設置されたセンターに相当する神戸市ふれあいのまちづくり条例別表中神戸市

立地域福祉センターの名称及び位置の規定は、センターが設置された日の前日限り、その効力を失う。

（神戸市民による地域活動の推進に関する条例の一部改正）

5　神戸市民による地域活動の推進に関する条例（平成16年３月条例第58号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（定義） 第２条　［略］ (1)、(2)　［略］ (3)　ふれあいのまちづくり協議会　第２号のうち地域福祉活動及び住民間の交流活動の促進を図るため、地域の公共的団体の代表者及び地域の住民により自主的に組織する団体をいう。 (4)　［略］ (5)　地域組織等　地域組織、ふれあいのまちづくり協議会、ＮＰＯ、事業者その他の団体をいう。 (6)～(8)　［略］	（定義） 第２条　［略］ (1)、(2)　［略］ (3)　［略］ (4)～(6)　［略］

（地域組織、ふれあいのまちづくり協議会及びＮＰＯの役割） 第４条　地域組織、ふれあいのまちづくり協議会及びＮＰＯは、地域社会でその一員として自己の責任の下に活動し、広く地域住民から理解され、及び支持されるよう努めるとともに、必要に応じて、他の地域組織等及び市と連携して地域活動の推進に努めるものとする。	（地域組織及びＮＰＯの役割） 第４条　地域組織及びＮＰＯは、地域社会でその一員として自己の責任の下に活動し、広く地域住民から理解され、及び支持されるよう努めるとともに、必要に応じて、他の地域組織、ＮＰＯ、事業者その他の団体（以下「地域組織等」という。）及び市と連携して地域活動の推進に努めるものとする。

（指定管理者不在等期間におけるセンターの管理に関する業務）

6　市長が、指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第５条から第７条まで、第９条、第10条、第12条第１項、第14条、第15条、第16条第12号、第17条及び第18条第２項の規定の適用については、第５条第１項中「センターの管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）」とあるのは「市長」と、第５条第２項から第４項まで、第６条、第７条、第９条、第10条、第12条第１項、第14条、第15条、第16条第12号、第17条及び第18条第２項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

（指定管理者不在等期間の使用料）

7　市長は、指定管理者不在等期間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第11条第２項から第６項までの承認に係る利用料金の額を使用料として、使用者から徴収することができる。

8　前項の使用料は、指定管理者不在等開始時の直前の第11条第５項及び第６項の基準により全部若しくは一部を返還し、又は免除をすることができる。

（規則への委任）

9　この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

別表第１（第２条関係）

名称	位置
神戸市立魚崎南地域交流センター	神戸市東灘区魚崎南町２丁目９番４号
神戸市立向洋地域交流センター	神戸市東灘区向洋町中６丁目３番地の２
神戸市立渦が森地域交流センター	神戸市東灘区渦森台１丁目２番１号
神戸市立本山南地域交流センター	神戸市東灘区本山南町７丁目１番20号
神戸市立浜御影地域交流センター	神戸市東灘区御影本町６丁目２番14号
神戸市立魚崎地域交流センター	神戸市東灘区魚崎中町４丁目３番16号
神戸市立本山地域交流センター	神戸市東灘区岡本１丁目７番３号
神戸市立本山西地域交流センター	神戸市東灘区西岡本４丁目８番12号
神戸市立本庄地域交流センター	神戸市東灘区本庄町２丁目５番１号
神戸市立青木南地域交流センター	神戸市東灘区青木４丁目２番20号
神戸市立本山東地域交流センター	神戸市東灘区森南町２丁目８番28号
神戸市立六甲アイランド地域交流センター	神戸市東灘区向洋町中３丁目１番地の６
神戸市立福池地域交流センター	神戸市東灘区本山南町５丁目４番11号
神戸市立御影北地域交流センター	神戸市東灘区御影２丁目28番13号
神戸市立住吉地域交流センター	神戸市東灘区住吉宮町３丁目２番18号
神戸市立深江南地域交流センター	神戸市東灘区深江南町３丁目４番24号
神戸市立高羽地域交流センター	神戸市灘区楠丘町４丁目１番16号
神戸市立岩屋地域交流センター	神戸市灘区岩屋北町２丁目５番３号
神戸市立鶴甲地域交流センター	神戸市灘区鶴甲２丁目10番１号
神戸市立六甲山地域交流センター	神戸市灘区六甲山町字西谷山1878番地の133

神戸市立新在家地域交流センター	神戸市灘区新在家南町３丁目２番25号
神戸市立西郷地域交流センター	神戸市灘区大石北町８番１号
神戸市立王子地域交流センター	神戸市灘区中原通７丁目５番１号
神戸市立篠原地域交流センター	神戸市灘区篠原北町２丁目２番37号
神戸市立成徳地域交流センター	神戸市灘区備後町１丁目３番１号
神戸市立稗田地域交流センター	神戸市灘区倉石通４丁目１番10号
神戸市立摩耶地域交流センター	神戸市灘区天城通３丁目３番７号
神戸市立なぎさ地域交流センター	神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番４号
神戸市立灘地域交流センター	神戸市灘区千旦通１丁目５番２号
神戸市立六甲地域交流センター	神戸市灘区八幡町４丁目８番28号
神戸市立雲中地域交流センター	神戸市中央区旗塚通４丁目340番３
神戸市立東川崎地域交流センター	神戸市中央区東川崎町５丁目１番１号
神戸市立籠池地域交流センター	神戸市中央区籠池通２丁目１番５号
神戸市立小野柄地域交流センター	神戸市中央区旭通２丁目４番９号
神戸市立宮本地域交流センター	神戸市中央区宮本通３丁目１番５号
神戸市立神戸諏訪山地域交流センター	神戸市中央区北長狭通４丁目９番５号
神戸市立下山手地域交流センター	神戸市中央区北長狭通７丁目３番13号
神戸市立若菜地域交流センター	神戸市中央区神若通２丁目３番７号
神戸市立北野地域交流センター	神戸市中央区中山手通２丁目17番18号
神戸市立春日野地域交流センター	神戸市中央区八雲通１丁目１番７号
神戸市立吾妻地域交流センター	神戸市中央区吾妻通５丁目１番12号
神戸市立橘地域交流センター	神戸市中央区橘通３丁目４番１号
神戸市立脇の浜地域交流センター	神戸市中央区脇浜海岸通３丁目２番７号
神戸市立二宮地域交流センター	神戸市中央区二宮町３丁目12番１号
神戸市立港島地域交流センター	神戸市中央区港島中町２丁目３番地の３
神戸市立山手地域交流センター	神戸市中央区中山手通６丁目１番40号
神戸市立和田岬地域交流センター	神戸市兵庫区浜山通１丁目１番５号

神戸市立川池地域交流センター	神戸市兵庫区松本通５丁目２番６号
神戸市立湊山地域交流センター	神戸市兵庫区大同町２丁目２番８号
神戸市立ひよどり地域交流センター	神戸市兵庫区菊水町10丁目12番地の１
神戸市立浜山地域交流センター	神戸市兵庫区御崎町１丁目２番４号
神戸市立中道地域交流センター	神戸市兵庫区中道通４丁目２番８号
神戸市立熊野地域交流センター	神戸市兵庫区鵯越町１番20号
神戸市立菊水地域交流センター	神戸市兵庫区菊水町２丁目１番２号
神戸市立明親地域交流センター	神戸市兵庫区須佐野通４丁目１番43号
神戸市立夢野地区地域交流センター	神戸市兵庫区湊川町７丁目６番５号
神戸市立水木地域交流センター	神戸市兵庫区駅前通３丁目２番26号
神戸市立荒田地域交流センター	神戸市兵庫区荒田町４丁目17番６号
神戸市立兵庫大開地域交流センター	神戸市兵庫区永沢町４丁目４番28号
神戸市立小部地域交流センター	神戸市北区鈴蘭台北町４丁目９番９号
神戸市立有馬地域交流センター	神戸市北区有馬町字中ノ畑241番地の３
神戸市立花山地域交流センター	神戸市北区花山東町３番３号
神戸市立有野台地域交流センター	神戸市北区有野台２丁目１番地
神戸市立大沢地域交流センター	神戸市北区大沢町中大沢字泓996番地の１
神戸市立泉台地域交流センター	神戸市北区泉台３丁目13番地の１
神戸市立君影地域交流センター	神戸市北区君影町１丁目２番10号
神戸市立小部東地域交流センター	神戸市北区鈴蘭台東町６丁目２番６号
神戸市立唐櫃地域交流センター	神戸市北区唐櫃台３丁目27番１号
神戸市立鈴蘭台地域交流センター	神戸市北区鈴蘭台南町２丁目14番24号
神戸市立長尾地域交流センター	神戸市北区長尾町上津字大江ノ前194番地の１
神戸市立筑紫が丘地域交流センター	神戸市北区筑紫が丘３丁目２番地の９
神戸市立箕谷地域交流センター	神戸市北区緑町４丁目６番３号
神戸市立淡河地域交流センター	神戸市北区淡河町萩原字桶屋垣内1383

	番地
神戸市立南五葉地域交流センター	神戸市北区南五葉５丁目１番１号
神戸市立藤原台地域交流センター	神戸市北区藤原台中町７丁目14番16号
神戸市立有野地域交流センター	神戸市北区有野中町２丁目20番19号
神戸市立桜の宮地域交流センター	神戸市北区甲栄台２丁目２番20号
神戸市立大池地域交流センター	神戸市北区東大池２丁目３番13号
神戸市立道場地域交流センター	神戸市北区道場町塩田字西川原1439番地の３
神戸市立八多地域交流センター	神戸市北区八多町附物字下殿関393番地の１
神戸市立北五葉地域交流センター	神戸市北区北五葉３丁目７番１号
神戸市立有野台第２地域交流センター	神戸市北区有野台６丁目22番地の１
神戸市立山田地域交流センター	神戸市北区山田町福地字ガケノ上18番地の３
神戸市立ひよどり台地域交流センター	神戸市北区ひよどり台３丁目８番地
神戸市立星和台鳴子地域交流センター	神戸市北区鳴子２丁目11番地の１
神戸市立鹿の子台地域交流センター	神戸市北区鹿の子台北町６丁目34番３号
神戸市立上淡河地域交流センター	神戸市北区淡河町野瀬字新田459番地の２
神戸市立広陵地域交流センター	神戸市北区小倉台２丁目15番地の３
神戸市立谷上地域交流センター	神戸市北区谷上西町７番３号
神戸市立大原桂木地域交流センター	神戸市北区大原３丁目21番地
神戸市立甲緑地域交流センター	神戸市北区緑町２丁目７番28号
神戸市立西山地域交流センター	神戸市北区菖蒲が丘１丁目14番地の３
神戸市立藍那小河地域交流センター	神戸市北区山田町藍那字下ノ町77番地の８
神戸市立箕谷地域交流センター分館	神戸市北区日の峰１丁目19番地
神戸市立重池地域交流センター	神戸市長田区重池町２丁目３番５号

神戸市立高取山地域交流センター	神戸市長田区高取山町１丁目２番３号
神戸市立みすが地域交流センター	神戸市長田区御蔵通４丁目５番地の１
神戸市立志里池地域交流センター	神戸市長田区東尻池町１丁目14番４号
神戸市立大日丘地域交流センター	神戸市長田区大日丘町３丁目８番10号
神戸市立宮川地域交流センター	神戸市長田区長田町２丁目２番１―501号
神戸市立会陽地域交流センター	神戸市長田区六番町２丁目７番地の１
神戸市立真陽地域交流センター	神戸市長田区久保町３丁目９番６号
神戸市立北町地域交流センター	神戸市長田区北町３丁目４番地の１
神戸市立長田地域交流センター	神戸市長田区西山町２丁目４番１号
神戸市立若松地域交流センター	神戸市長田区若松町８丁目２番13号
神戸市立細田地域交流センター	神戸市長田区細田町７丁目１番30号
神戸市立長田庄山地域交流センター	神戸市長田区庄山町２丁目１番６号
神戸市立真野地域交流センター	神戸市長田区東尻池町６丁目３番19号
神戸市立長田東地域交流センター	神戸市長田区四番町４丁目54番地
神戸市立丸山地域交流センター	神戸市長田区丸山町２丁目３番50号
神戸市立池田地域交流センター	神戸市長田区蓮宮通４丁目11番地
神戸市立長楽地域交流センター	神戸市長田区海運町７丁目１番23号
神戸市立名倉地域交流センター	神戸市長田区房王寺町４丁目７番15号
神戸市立二葉地域交流センター	神戸市長田区二葉町６丁目５番１号
神戸市立高倉台地域交流センター	神戸市須磨区高倉台４丁目１番４号
神戸市立南須磨地域交流センター	神戸市須磨区松風町５丁目２番１号
神戸市立多井畑地域交流センター	神戸市須磨区多井畑字筋替道21番地の３
神戸市立神の谷地域交流センター	神戸市須磨区神の谷５丁目２番１号
神戸市立須磨の浦地域交流センター	神戸市須磨区千守町１丁目１番20号
神戸市立西落合地域交流センター	神戸市須磨区西落合５丁目13番20号
神戸市立白川台地域交流センター	神戸市須磨区白川台７丁目３番地の８
神戸市立菅の台地域交流センター	神戸市須磨区菅の台４丁目５番地

神戸市立板宿地域交流センター	神戸市須磨区禅昌寺町２丁目１番５号
神戸市立竜が台地域交流センター	神戸市須磨区竜が台５丁目20番地
神戸市立妙法寺地域交流センター	神戸市須磨区妙法寺字桜ノ界地106番地の１
神戸市立松尾地域交流センター	神戸市須磨区北落合３丁目２番１号
神戸市立横尾地域交流センター	神戸市須磨区横尾２丁目１番地の１
神戸市立東落合地域交流センター	神戸市須磨区東落合３丁目33番12号
神戸市立南落合地域交流センター	神戸市須磨区南落合３丁目11番２号
神戸市立大黒地域交流センター	神戸市須磨区大黒町２丁目２番12号
神戸市立東須磨地域交流センター	神戸市須磨区若木町３丁目５番９号
神戸市立若草地域交流センター	神戸市須磨区若草町３丁目14番地の９
神戸市立花谷地域交流センター	神戸市須磨区中落合１丁目１番25号
神戸市立北須磨地域交流センター	神戸市須磨区離宮前町２丁目７番24号
神戸市立桃山台地域交流センター	神戸市垂水区桃山台３丁目25番地
神戸市立霞ケ丘地域交流センター	神戸市垂水区五色山４丁目15番８号
神戸市立塩屋地域交流センター	神戸市垂水区塩屋町４丁目３番９号
神戸市立つつじが丘地域交流センター	神戸市垂水区つつじが丘４丁目６番地の７
神戸市立高丸地域交流センター	神戸市垂水区坂上５丁目１番２号
神戸市立神陵台地域交流センター	神戸市垂水区南多聞台１丁目８番８号
神戸市立舞子地域交流センター	神戸市垂水区西舞子７丁目30番１号
神戸市立多聞東地域交流センター	神戸市垂水区学が丘４丁目３番７号
神戸市立上高丸地域交流センター	神戸市垂水区千鳥が丘３丁目20番15号
神戸市立西高丸地域交流センター	神戸市垂水区高丸６丁目３番１号
神戸市立垂水地域交流センター	神戸市垂水区平磯１丁目２番５号
神戸市立小束山地域交流センター	神戸市垂水区学が丘７丁目１番29号
神戸市立狩口台地域交流センター	神戸市垂水区狩口台２丁目31番１号
神戸市立東垂水地域交流センター	神戸市垂水区王居殿２丁目５番25号
神戸市立多聞台地域交流センター	神戸市垂水区多聞台４丁目14番９号

神戸市立多聞南地域交流センター	神戸市垂水区本多聞６丁目８番12号
神戸市立本多聞地域交流センター	神戸市垂水区本多聞４丁目１番２号
神戸市立千代が丘地域交流センター	神戸市垂水区旭が丘３丁目12番３号
神戸市立西脇地域交流センター	神戸市垂水区本多聞１丁目５番４号
神戸市立星陵台地域交流センター	神戸市垂水区星陵台７丁目５番３号
神戸市立名谷地域交流センター	神戸市垂水区名谷町宇中坊487番地の３
神戸市立福田地域交流センター	神戸市垂水区乙木３丁目３番２号
神戸市立塩屋北地域交流センター	神戸市垂水区塩屋北町１丁目11番３号
神戸市立乙木地域交流センター	神戸市垂水区美山台１丁目９番40号
神戸市立舞多聞地域交流センター	神戸市垂水区舞多聞西５丁目11番５号
神戸市立神出地域交流センター	神戸市西区神出町田井字長原34番地の２
神戸市立学園西町地域交流センター	神戸市西区学園西町５丁目２番地の３
神戸市立高和地域交流センター	神戸市西区押部谷町高和字大坪774番地
神戸市立春日台地域交流センター	神戸市西区春日台４丁目５番地
神戸市立糀台地域交流センター	神戸市西区糀台３丁目32番地の６
神戸市立枝吉地域交流センター	神戸市西区枝吉４丁目48番地の４
神戸市立平野地域交流センター	神戸市西区平野町宮前字上松148番地
神戸市立狩場台地域交流センター	神戸市西区狩場台３丁目６番地の２
神戸市立竹の台地域交流センター	神戸市西区竹の台２丁目20番地の１
神戸市立北山地域交流センター	神戸市西区北山台３丁目26番１号
神戸市立学園東地域交流センター	神戸市西区学園東町５丁目４番地
神戸市立岩岡第１地域交流センター	神戸市西区岩岡町岩岡字西場922番地の１
神戸市立樫野台地域交流センター	神戸市西区樫野台５丁目４番地の２
神戸市立美賀多台地域交流センター	神戸市西区美賀多台３丁目13番地の４
神戸市立玉津地域交流センター	神戸市西区玉津町小山字川端180番地

	の３
神戸市立桜が丘地域交流センター	神戸市西区桜が丘東町１丁目３番地の１
神戸市立岩岡第２地域交流センター	神戸市西区竜が岡２丁目15番地の12
神戸市立櫨谷地域交流センター	神戸市西区櫨谷町長谷字佃井ノ上75番地
神戸市立出合地域交流センター	神戸市西区王塚台５丁目73番地
神戸市立月が丘地域交流センター	神戸市西区月が丘５丁目１番地の12
神戸市立井吹東地域交流センター	神戸市西区井吹台東町４丁目21番地の２
神戸市立井吹西地域交流センター	神戸市西区井吹台西町４丁目４番地
神戸市立高津橋地域交流センター	神戸市西区玉津町高津橋字澤町188番地
神戸市立押部谷地域交流センター	神戸市西区押部谷町西盛字老ノ本313番地
神戸市立有瀬地域交流センター	神戸市西区伊川谷町有瀬字金井場1137番地の30
神戸市立伊川谷地域交流センター	神戸市西区伊川谷町別府字セシゲ1337番地の１
神戸市立長坂地域交流センター	神戸市西区伊川谷町有瀬字栗林603番地の２
神戸市立太山寺地域交流センター	神戸市西区前開南町２丁目１番20号
神戸市立井吹北地域交流センター	神戸市西区井吹台北町２丁目17番地の７
神戸市立押部谷東地域交流センター	神戸市西区秋葉台２丁目１番地の133

別表第２（第６条及び第11条関係）

施設等	使用許可に係る期間の単位及び利用料金			
	午前	午後	午前・午後	夜間

	(午前９時から午前12時まで)	(午後１時から午後４時まで)	(午前９時から午後４時まで)	(午後５時から午後９時のうち２時間ごと)
地域活動コーナー	3,000円	3,000円	6,000円	3,000円
調理室	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円
地域活動コーナー及び調理室	4,000円	4,000円	7,000円	4,000円
洋室	2,000円	2,000円	4,000円	2,000円
和室	2,000円	2,000円	4,000円	2,000円
多目的ホール	6,000円	6,000円	12,000円	6,000円
附属設備	１設備１回につき　5,000円			

備考

１　時間を単位として許可する場合は、１時間当たり次に掲げる額とし、１時間未満の端数が生じたときは、１時間として計算する。

(1) 地域活動コーナー　1,000円

(2) 調理室　400円

(3) 地域活動コーナー及び調理室　1,400円

(4) 洋室　700円

(5) 和室　700円

(6) 多目的ホール　2,000円

２　夜間の利用料金は２時間単位の利用を原則とし、２時間未満の端数が生じたときは、２時間として計算する。

３　許可を得た時間内に利用を終えても、返金は行わないものとする。

神戸市民のくらしをまもる条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第23号

神戸市民のくらしをまもる条例の一部を改正する条例

神戸市民のくらしをまもる条例（平成17年４月条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
神戸市消費生活条例	神戸市民のくらしをまもる条例
目次	目次
第１章　［略］	第１章　［略］
第２章　消費者の権利保護	第２章　消費者の権利保護
第１節　［略］	第１節　［略］
第２節　事業活動の適正化（第15条―第20条）	第２節　広告、計量及び表示の適正化（第15条―第22条）
第３節　取引の適正化（第21条―第23条）	第３節　取引の適正化（第23条―第25条）
	第４節　消費者包装の適正化（第26条―第30条）

第４節　苦情処理体制（第24条―第28条）	第５節　苦情処理体制（第31条―第34条の２）
第５節　消費者教育、情報の提供等（第29条―第32条）	第６節　消費者教育、情報の提供等（第35条―第38条）
第３章　生活必需物資の安定供給の確保（第33条―第35条）	第３章　物価の安定
	第１節　情報の収集と公開（第39条―第41条）
	第２節　生活必需物資の確保（第42条―第45条）
	第３節　不当な事業活動の排除（第46条―第50条）
第４章　市民意見の反映（第36条・第37条）	第４章　市民意見の反映（第51条―第54条）
第５章　神戸市消費生活審議会（第38条）	
第６章　補則（第39条）	第５章　補則（第55条）
附則	附則
（目的）	（目的）
第１条　この条例は、日常の経済上の生活において情報の質及び量並びに交渉力等について事業者との間に格差のある消費者の利益を擁護し、及び増進し、消費者の自立を支援するため、消費者主権の理念にのっとり、市、事業者及び消費者それぞれの果たすべき責務を明らかにし、消費者	第１条　この条例は、日常の経済上の生活において情報の収集、交渉その他これらに類するものに係る能力において事業者との間に格差のある消費者の利益を擁護し、及び増進し、消費者の自立を支援するため、消費者主権の理念にのっとり、市、事業者及び消費者それぞれの果たすべき責務

の利益の擁護及び増進に関する施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。	を明らかにし、消費者のくらしをまもるための施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、当該施策についての新たな消費者問題に関連する施策との調整を行う等総合的な推進を図り、もって市民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。
（基本理念）	（基本理念）
第２条　市民の消費生活の安定及び向上の確保は、消費者の次に掲げる権利（以下「消費者の権利」という。）の実現に努めることを基本として行われなければならない。	第２条　市民の消費生活の安定及び向上の確保は、消費者の次に掲げる権利（以下「消費者の権利」という。）の実現に努めることを基本として行われなければならない。
(1)　事業者が提供する商品（第10条第１項を除き、以下単に「商品」という。）、事業者が提供する役務（同項を除き、以下単に「役務」という。）又は事業者が行う訪問購入（以下単に「訪問購入」という。）によって、生命、健康又は財産を侵されない権利	(1)　市民の消費生活において事業者が提供する商品（第10条第１項を除き、以下単に「商品」という。）、市民の消費生活において事業者が提供する役務（同項を除き、以下単に「役務」という。）又は市民の消費生活において事業者が行う訪問購入（次号及び第３号、第４条、第23条第１項第１号、第24条、第25条第２項並びに第31条第１項において「訪問購入」という。）によって、生命、健康又は財産を侵されない権利
(2)～(7)　［略］	(2)～(7)　［略］

2　［略］	2　［略］
（市の責務）	（市の責務）
第３条　市は、消費者の健康で安全な生活を確保し、及び向上させるため、消費者の利益の擁護及び増進並びに消費者の権利の実現及び自立の支援に関し、基本的及び総合的な施策を策定し、並びにこれを実施しなければならない。	第３条　市は、消費者の健康で安全な生活を確保し、及び向上させるため、消費者の利益の擁護及び増進、消費者の権利の実現及び自立の支援並びに物価の安定に関し、基本的、総合的及び計画的な施策を策定し、並びにこれを実施しなければならない。
2　市は、消費者を取り巻く環境の変化を注視し、必要な施策を迅速かつ柔軟に実施するよう努めなければならない。	
3　市は、前２項の規定により施策を策定し、又は実施する場合には、前条第１項及び第２項の基本理念を尊重するとともに、地域住民、事業者団体及び消費者団体と協力するよう努めなければならない。	2　市は、前項の規定により施策を策定し、又は実施する場合には、前条第１項及び第２項の基本理念を尊重するとともに、地域住民、事業者団体及び消費者団体と協力するよう努めなければならない。
	（消費者基本計画）
第９条　削除	第９条　市長は、市民の消費生活の安定及び向上を確保するための施策を総合的及び計画的に推進するための基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない。
	2　消費者基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

	(1) 中期的又は長期的に講ずべき市民の消費生活の安定及び向上に関する施策の大綱 (2) 前号に掲げるもののほか、市民の消費生活の安定及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 3 市長は、消費者基本計画を策定するに当たっては、第54条第1項に規定する神戸市消費生活会議の意見を聴くものとする。 4 市長は、消費者基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。 5 前2項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。
第2節 事業活動の適正化	第2節 広告、計量及び表示の適正化
（広告及び包装の適正化）	（広告の適正化）
第15条 ［略］	第15条 ［略］
2 事業者は、消費者の適切な商品選択に資するため、及び環境への負荷の低減のため、商品について、次の各号に掲げる包装をしてはならない。 (1) 内容を誇張した包装 (2) 内容品の保護又は品質保全上の必要を超えた過大な包装 (3) 廃棄物となった場合においてそ	

の適正な処理が困難になる包装	
（商品及び役務の表示の適正化）	（商品及び役務の表示事項等）
第17条　事業者は、法令に別の定めがあるもののほか、商品が誤って選択され、使用され、保存されること等により、消費者の利益が損なわれることのないようにするため、その商品の成分、性能、用途その他の必要な事項を適正に表示しなければならない。	第17条　事業者は、法令に別の定めがあるもののほか、商品が誤って選択され、使用され、保存されること等により、消費者の利益が損なわれることのないようにするため、その商品の成分、性能、用途その他の規則で定める必要な事項を適正に表示しなければならない。
2　役務を提供する事業者は、役務が誤って選択されることにより、消費者の利益が損なわれることのないようにするため、役務の取引条件、内容、解約条件その他の必要な事項を適正に表示しなければならない。	2　役務を提供する事業者で規則で定めるものは、役務が誤って選択されることにより、消費者の利益が損なわれることのないようにするため、規則で定める役務の取引条件又は内容について、規則で定める必要な事項を適正に表示しなければならない。
	3　前2項の規定による表示の方法その他表示に際して事業者が遵守すべき事項は、規則で定める。
（価格表示及び単位価格表示等）	（価格表示及び単位価格表示等）
第18条　事業者は、消費者が商品の購入又は役務の利用に際し、その選択を誤ることがないようにするため、その商品又は役務の価格及び質量、容積、時間、回数等の単位当たりの価格を見やすい箇所に表示するように	第18条　事業者は、消費者が商品の購入又は役務の利用に際し、その選択を誤ることがないようにするため、その商品又は役務の販売単位又は提供単位及び価格を見やすい箇所に表示するように努めなければならな

努めなければならない。	い。 2　小売業を営む事業者で規則で定めるものは、消費者の商品選択に資するため、規則で定める商品について、その価格及び長さ、質量又は体積を表示するとともに規則で定める基準量及びその価格を表示しなければならない。 3　役務を提供する事業者で規則で定めるものは、消費者の役務選択に資するため、規則で定める役務について、その提供単位及び価格を店頭その他の見やすい箇所に表示しなければならない。 （保証表示） 第20条　事業者が、商品（規則で定めるものに限る。）について品質、性能その他の事項を保証する旨を表示するときは、規則で定める事項を表示しなければならない。 （金銭消費貸借契約書等の交付） 第21条　金融業を営む事業者は、消費者に融資する際、規則で定めるところにより、金銭消費貸借に関する契約書を消費者に交付し、又は金銭消費貸借に関する差入れ証等の写しに当該事業者の確認印を押印したものを消費者に交付しなければならな

	い。 2　前項の事業者は、消費者から金銭消費貸借に関する弁済を受けたときは、受取書、領収書等それを証する書面を消費者に交付しなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。
（指導、勧告及び公表） 第20条　市長は、第15条、第16条第1項、第17条又は前条の規定に違反し、商品又は役務を提供している者に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。	（指導、勧告及び公表） 第22条　市長は、第15条、第16条第1項、第17条第1項若しくは第2項、第18条第2項若しくは第3項又は前3条の規定に違反し、商品又は役務を提供している者に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。
2　［略］	2　［略］
第21条～第23条　［略］	第23条～第25条　［略］
	第4節　消費者包装の適正化 （過大包装の禁止） 第26条　事業者は、消費者包装（消費者が直接手にしたときの商品の包装をいい、容器を用いた包装を含む。以下同じ。）について、消費者に内容を誇張した包装その他の内容品の保護又は品質保全上の必要を超えた過大な包装（以下「過大包装」という。）をしてはならない。

	２　過大包装の基準は、規則で定める。 （消費者包装に係る資源の節約等） 第27条　事業者は、消費者包装について、その包装に係る資源を節約し、及びその包装が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。 （消費者包装の安全性の確保） 第28条　事業者は、消費者に危害を及ぼすことのないようにするため、消費者包装の安全性を確保しなければならない。 （内容及び価格の表示等） 第29条　事業者は、消費者包装が二次使用又は商品の詰合せ若しくは抱合せを目的としたものであるときは、内容についてそれぞれの品名、数量及び価格を表示しなければならない。この場合において、事業者は、内容品のみの販売も併せて行わなければならない。 （指導、勧告及び公表） 第30条　市長は、第26条第１項又は前３条の規定に違反し、商品を提供している者に対して、その違反を是正するために必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することがで

	きる。 2　市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、その事業者の氏名又は名称、商品名その他必要な事項を公表することができる。
第４節　苦情処理体制	第５節　苦情処理体制
第24条　［略］	第31条　［略］
（あっせん又は調停）	（あっせん又は調停）
第25条　市長は、前条第１項に規定する苦情相談の処理を円滑に行うため必要があると認めるときは、第５章に定める神戸市消費生活審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、又は審議会のあっせん若しくは調停に付するものとする。	第32条　市長は、前条第１項に規定する苦情相談の処理を円滑に行うため必要があると認めるときは、神戸市消費者苦情処理審議会（以下この節において「苦情処理審議会」という。）の意見を聴き、又は苦情処理審議会のあっせん若しくは調停に付するものとする。
2　審議会は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、当事者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係書類若しくは物件の提出を求めることができる。	2　苦情処理審議会は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、当事者の出席を求め、その意見を聴き、又は関係書類若しくは物件の提出を求めることができる。
3　［略］	3　［略］
4　審議会は、当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、あっせん又は調停を打ち切ることができる。	4　苦情処理審議会は、当事者間に合意が成立する見込みがないと認めるときは、あっせん又は調停を打ち切ることができる。
5　審議会は、あっせん若しくは調停	5　苦情処理審議会は、あっせん若し

が終了したとき、又はあっせん若しくは調停を打ち切ったときは、その旨を市長に報告するものとする。	くは調停が終了したとき、又はあっせん若しくは調停を打ち切ったときは、その旨を市長に報告するものとする。
6　前各項に定めるもののほか、審議会のあっせん又は調停に関し必要な事項は、規則で定める。	6　前各項に定めるもののほか、苦情処理審議会のあっせん又は調停に関し必要な事項は、規則で定める。
（あっせん又は調停の打切りの公表）	（あっせん又は調停の打切りの公表）
第26条　市長は、苦情相談に係る事業者が審議会の呼出し、関係書類又は物件の提出の要求その他指示に不当に従わないため、あっせん又は調停が打ち切られたときは、その事業者の氏名又は名称、苦情相談の内容、あっせん又は調停が打切りとなった事実その他必要な事項を公表することができる。	第33条　市長は、苦情相談に係る事業者が苦情処理審議会の呼出し、関係書類又は物件の提出の要求その他指示に不当に従わないため、あっせん又は調停が打ち切られたときは、その事業者の氏名又は名称、苦情相談の内容、あっせん又は調停が打切りとなった事実その他必要な事項を公表することができる。
（消費者訴訟の援助）	（消費者訴訟の援助）
第27条　市長は、消費生活上の被害を受けた消費者（以下「被害者」という。）が事業者に対して提起する訴え又は事業者から提起された訴え（以下これらを「消費者訴訟」という。）を援助を受けずに提起し、又は応訴することが困難であり、かつ、同一又は同種の原因による被害者が多数存在し、又は多数発生するおそれがある場合において、被害者に対して消	第34条　市長は、消費生活上の被害を受けた消費者（以下「被害者」という。）が事業者に対して提起する訴え又は事業者から提起された訴え（以下これらを「消費者訴訟」という。）を援助を受けずに提起し、又は応訴することが困難であり、かつ、同一又は同種の原因による被害者が多数存在し、又は多数発生するおそれがある場合において、被害者に対して消

費者訴訟に係る援助を行うことが妥当であると審議会が認めたときは、被害者の権利を守り、その被害を救済するとともに事業者の社会的責任を追及するため、必要な援助を行うものとする。	費者訴訟に係る援助を行うことが妥当であると苦情処理審議会が認めたときは、被害者の権利を守り、その被害を救済するとともに事業者の社会的責任を追及するため、必要な援助を行うものとする。
2　［略］	2　［略］
3　市長は、第１項の援助を審議会の意見に基づき行うものとする。	3　市長は、第１項の援助を苦情処理審議会の意見に基づき行うものとする。
第28条　［略］	第34条の２　［略］
第５節　消費者教育、情報の提供等	第６節　消費者教育、情報の提供等
第29条～第32条　［略］	第35条～第38条　［略］
第３章　生活必需物資の安定供給の確保	第３章　物価の安定
	第１節　情報の収集と公開
（情報の収集）	（情報の収集）
第33条　市長は、緊急時（風水害などによる災害やその他社会情勢などにより一時的に流通が阻害され、消費者に混乱が生じると予測される場合で、市長が認めたときをいう。以下同じ。）において、生活必需物資（消費者の日常生活に不可欠な物資をいう。以下同じ。）の生産、流通等の営業活動の実態について、明らかにす	第39条　市長は、消費者の日常生活に不可欠な物資（以下「生活必需物資」という。）の生産、流通等の事業活動（以下「事業活動」という。）の実態について、明らかにするよう努めるものとする。

るよう努めるものとする。	
	２　市長は、事業活動の実態を明らかにするため、生活必需物資の価格、需給の動向等に関する情報を収集するものとする。
	（情報収集への協力）
	第40条　事業者は、市長の行う前条第２項の情報収集に協力しなければならない。
	（情報の公開）
	第41条　市長は、第39条第２項の情報収集の結果を消費者に明らかにするものとする。
	第２節　生活必需物資の確保
	（流通機構の整備）
	第42条　市長は、生活必需物資の円滑な流通を確保するため流通機構の整備に努めるものとする。
	（市内生産者の優先出荷）
	第43条　生活必需物資を市内で生産する事業者は、その事業活動が地域社会と密接な関連があることにかんがみ、生活必需物資を市内の消費者へ優先的に供給するよう努めるものとする。
	２　市長は、前項の優先的供給を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（生活必需物資の確保） 第34条　市長は、緊急時において、生活必需物資が不足し、若しくは価格が著しく高騰し、又はこれらのおそれがあるときは、当該生活必需物資の確保その他必要な措置を講ずるものとする。	（生活必需物資の確保） 第44条　市長は、生活必需物資が不足し、若しくは価格が著しく高騰し、又はこれらのおそれがあるときは、当該生活必需物資の確保その他必要な措置を講ずるものとする。
（事業者の協力） 第35条　［略］	（事業者の協力） 第45条　［略］
	2　事業者は、前項の規定による要請があったときは、これに応じなければならない。
	第３節　不当な事業活動の排除
	（重要物資の指定） 第46条　市長は、市民生活の安定を図るため、特に円滑な流通を確保し、又は不適正な利得を排除する必要がある生活必需物資を重要物資として指定するものとする。
	（調査） 第47条　市長は、前条の規定により指定された物資（以下「指定物資」という。）が不足し、若しくは物価が著しく高騰し、又はこれらのおそれがある場合において、事業者が当該指定物資の円滑な流通を不当に妨げ、又は適正な利得を著しく超える価格で

販売する行為（以下「不当な事業活動」という。）を行っている疑いがあると認めるときは、その実態を調査しなければならない。

（資料の提出及び立入調査等）

第48条　市長は、前条に規定する調査のため必要があると認めるときは、当該事業者に対して、その協力を得て、期限を定めて当該指定物資の在庫量及び原価等に係る資料の提出を求めることができる。

2　市長は、前条に規定する調査のため必要があると認めるときは、当該事業者の協力を得て、当該職員に、その事務所、営業所その他の事業所に立ち入らせ、当該指定物資に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3　市長は、当該事業者が前2項の規定による資料の提出又は立入調査を拒んだときは、その理由を書面により提出させることができる。

（勧告）

第49条　市長は、前2条の規定による調査等により、不当な事業活動が行われたと認めるときは、当該事業者に対し、不当な事業活動を是正する

	よう勧告することができる。 （公表） 第50条　市長は、当該事業者が、第48条第１項の資料の提出を拒んだとき、若しくは同条第２項の立入調査を拒んだとき、又は前条の規定による勧告に従わなかったときは、その経過及び事実を公表することができる。
第36条　［略］	第51条　［略］
（市民意見の反映） 第37条　市長は、広く消費者の意見、要望等を把握し、市の消費生活に関する施策に反映させるよう努めなければならない。	（情報交換等の機会の提供） 第52条　市長は、市長、事業者及び消費者が相互の情報を交換し、相互に意見を表明し、及び対話を行うための機会を提供するよう努めなければならない。 （市民の合意の形成への支援） 第53条　市民が安全で安心な消費生活及び物価の安定を確保し、より豊かな消費生活の実現を目指して、市民の合意の形成を図るための活動を行う自主的な会議を設け、又はその活動を行うに当たり、市長が必要があると認めるときは、これらを支援するよう努めなければならない。 ２　事業者は、前項の会議の活動に協力するよう努めなければならない。
第５章　神戸市消費生活審議会	

（附属機関の設置）

第38条　市長の行う消費生活の安定及び向上の確保に関する施策について市民の意見を反映させ、関連する施策との総合的な推進を図るため、審議会を置く。

（附属機関の設置）

第54条　市長の行う消費生活の安定及び向上の確保に関する施策について市民の意見を反映させ、関連する施策との総合的な推進を図るため、次の表の左欄に掲げる市長の附属機関を置き、その所掌事務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

市長の附属機関	所掌事務
神戸市消費生活会議	消費者行政に関する基本的事項、重要事項その他新たに対応すべき事項について調査審議すること。
神戸市消費者苦情処理審議会	1　第2章第1節の危害等の防止、同章第2節の広告、計量及び表示の適正化、同章第3節の取引の適正化及び同章第4節の消費者包装の適正化に関する施策に関し意見を述べること。 2　第32条第1項に規定する意見を述べ、及び同条に規定するあっせん又は調停に関する事務を行うこと。 3　第34条第1項の規定

	による認定を行い、及び同条第３項に規定する意見を述べること。 ４　第37条に規定する市長の情報の提供に関し意見を述べること。

２　審議会が所掌する事項は、次の各号のとおりとする。

(1)　消費者行政に関する基本的事項、重要事項その他新たに対応すべき事項について調査審議すること。

(2)　第２章第１節の危害等の防止、同章第２節の事業活動の適正化及び同章第３節の取引の適正化に関する施策に関し意見を述べること。

(3)　第25条第１項に規定する意見を述べ、及び同条に規定するあっせん又は調停に関する事務を行うこと。

(4)　第27条第１項の規定による認定を行い、及び同条第３項に規定する意見を述べること。

(5)　第31条に規定する市長の情報の提供に関し意見を述べること。

３　審議会に、必要に応じ部会を置くことができる。

２　前項の表に規定する附属機関には、部会を置くことができる。

4　前２項に定めるもののほか、第１項に規定する附属機関の組織及び運営その他附属機関に関し必要な事項は、規則で定める。	3　前項に定めるもののほか、第１項の表に規定する附属機関の組織及び運営その他附属機関に関し必要な事項は、規則で定める。
第６章　補則	第５章　補則
第39条　［略］	第55条　［略］

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行前に改正前の神戸市民のくらしをまもる条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定がある場合には、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように公布する。

神戸市条例第24号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

（職員退職手当金条例の一部改正）

第１条　神戸市職員退職手当金条例（昭和24年９月条例第147号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（退職手当の支払の差止め） 第11条の３　退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑	（退職手当の支払の差止め） 第11条の３　退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。 (1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以

以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。	上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。
(2)　［略］	(2)　［略］
２～４　［略］	２～４　［略］
５　第１項又は第２項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。	５　第１項又は第２項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場	(2)　当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合

合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第１項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から６月を経過した場合	及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第１項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から６月を経過した場合
(3)　［略］	(3)　［略］
６～10　［略］	６～10　［略］
（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）	（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）
第12条　退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第１号又は第２号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第11条の２第１項の規定により勘案するものとされている事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。	第12条　退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第１号又は第２号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第11条の２第１項の規定により勘案するものとされている事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。	(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
(2)、(3) ［略］	(2)、(3) ［略］
２～６ ［略］	２～６ ［略］
（退職をした者の退職手当の返納）	（退職をした者の退職手当の返納）
第13条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第11条の２第１項の規定により勘案するものとされている事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第17条第２号の規定による退職手当（規則で定めるものに限る。）（次項において「失業手当」という。）の支給を受けることができた者（次条及び第15条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、第17条第２号の規定（当該規定に基づく規則	第13条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第11条の２第１項の規定により勘案するものとされている事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第17条第２号の規定による退職手当（規則で定めるものに限る。）（次項において「失業手当」という。）の支給を受けることができた者（次条及び第15条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、第17条第２号の規定（当該規定に基づく規則

の規定を含む。）により算出される金額（次条及び第15条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。	の規定を含む。）により算出される金額（次条及び第15条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。
(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。	(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。
(2)、(3) ［略］	(2)、(3) ［略］
２～６ ［略］	２～６ ［略］
（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）	（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）
第15条 ［略］	第15条 ［略］
２、３ ［略］	２、３ ［略］
４ 退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第13条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを	４ 退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第13条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理

理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。	由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
５～８　［略］	５～８　［略］

（集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正）

第２条　集会、集団行進及び集団示威運動に関する条例（昭和25年12月条例第217号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第５条　第２条の規定による許可申請書に虚偽の事実を記載して提出した主催者、及び第１条の規定、第２条の規定による記載事項、第３条第１項但し書の規定による条件又は同条第３項に基く処分に違反して行われた集会、集団行進又は集団示威運動の主催者、指導者又は煽動者は、これを１年以下の拘禁刑又は５万円以	第５条　第２条の規定による許可申請書に虚偽の事実を記載して提出した主催者、及び第１条の規定、第２条の規定による記載事項、第３条第１項但し書の規定による条件又は同条第３項に基く処分に違反して行われた集会、集団行進又は集団示威運動の主催者、指導者又は煽動者は、これを１年以下の懲役若しくは禁錮又

下の罰金に処する。	は５万円以下の罰金に処する。

（職員に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正）

第３条　神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年６月条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第２条の２　前条第１項及び第２条の４の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)、(2)　［略］ (3) 基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職をした職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職をした日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの	第２条の２　前条第１項及び第２条の４の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 (1)、(2)　［略］ (3) 基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職をした職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職をした日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの	(4) 次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
第２条の３　任命権者（特別職に属する者及び消防長にあつては、市長。以下この条において同じ。）は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職をしたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。	第２条の３　任命権者（特別職に属する者及び消防長にあつては、市長。以下この条において同じ。）は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職をしたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。
(1) 離職をした日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中又は公益的法人等（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第２条第１項に規定する公益的法人等をいう。以下同じ。）への派遣の期間中若しくは特定法人（同法第10条第１項に規定する特定法人をいう。以下同じ。）若しくは公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共	(1) 離職をした日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中又は公益的法人等（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第２条第１項に規定する公益的法人等をいう。以下同じ。）への派遣の期間中若しくは特定法人（同法第10条第１項に規定する特定法人をいう。以下同じ。）若しくは公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共

施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第９条第４号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）の業務に従事していた期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合	施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第９条第４号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）の業務に従事していた期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
(2)　［略］	(2)　［略］
２　［略］	２　［略］
３　任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中又は公益的法人等への派遣の期間中若しくは特定法人若しくは公共施設等運営権者の業務に従事していた期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに	３　任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中又は公益的法人等への派遣の期間中若しくは特定法人若しくは公共施設等運営権者の業務に従事していた期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに

反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合 (2)、(3) ［略］ 4～6 ［略］	反すると認めるときは、この限りでない。 (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合 (2)、(3) ［略］ 4～6 ［略］

（消防団員退職報償金支給条例の一部改正）

第4条 神戸市消防団員退職報償金支給条例（昭和39年6月条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（退職報償金支給の制限） 第7条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者 (2)～(4) ［略］	（退職報償金支給の制限） 第7条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。 (1) 禁錮以上の刑に処せられた者 (2)～(4) ［略］

（心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第5条 神戸市心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年7月条例第42号）の一部

を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（年金給付の停止） 第10条　第８条第１項の規定により年金の給付を受ける障害者（以下「年金受給権者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その事由の生じた日の属する月の翌月からその事由の消滅した日の属する月の前月まで、年金の給付を停止することができる。 (1)　［略］ (2)　拘禁刑以上の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。 (3)　［略］	（年金給付の停止） 第10条　第８条第１項の規定により年金の給付を受ける障害者（以下「年金受給権者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その事由の生じた日の属する月の翌月からその事由の消滅した日の属する月の前月まで、年金の給付を停止することができる。 (1)　［略］ (2)　禁錮以上の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。 (3)　［略］

（下水道条例の一部改正）

第６条　神戸市下水道条例（昭和50年10月条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（工事に係る指定の基準） 第８条の２　市長は、前条第１項又は第３項の指定（以下この条から第８条の４までにおいて「指定」という。）の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。 (1)～(3)　［略］ (4) 指定の申請をする者（法人にあつては、役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。））がその営業に関し拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過していること。 (5)～(8)　［略］ （責任技術者に係る指定の基準） 第８条の９　市長は、前条第１項（同条第３項において準用する場合を含む。以下同じ。）の指定（以下この	（工事に係る指定の基準） 第８条の２　市長は、前条第１項又は第３項の指定（以下この条から第８条の４までにおいて「指定」という。）の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。 (1)～(3)　［略］ (4) 指定の申請をする者（法人にあつては、役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。））がその営業に関し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過していること。 (5)～(8)　［略］ （責任技術者に係る指定の基準） 第８条の９　市長は、前条第１項（同条第３項において準用する場合を含む。以下同じ。）の指定（以下この

条から第８条の11までにおいて「指定」という。）の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。 (1)　［略］ (2)　指定の申請をする者がその職務に関し拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過していること。 (3)～(6)　［略］	条から第８条の11までにおいて「指定」という。）の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。 (1)　［略］ (2)　指定の申請をする者がその職務に関し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過していること。 (3)～(6)　［略］

（神戸国際港都建設事業第一種市街地再開発事業施行規程の一部改正）

第７条　神戸国際港都建設事業第一種市街地再開発事業施行規程（昭和56年12月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（委員の欠格事由等） 第13条　次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。 (1)　［略］	（委員の欠格事由等） 第13条　次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。 (1)　［略］

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者	(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2、3 ［略］	2、3 ［略］

（消防団条例の一部改正）

第８条　神戸市消防団条例（昭和58年10月条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（欠格条項）	（欠格条項）
第６条　次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。	第６条　次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。
(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者	(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
(2)、(3) ［略］	(2)、(3) ［略］

（浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正）

第９条　神戸市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年10月条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及

び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（罰則） 第17条　次の各号の一に該当する者は、１年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処する。 (1)～(3)　［略］	（罰則） 第17条　次の各号の一に該当する者は、１年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。 (1)～(3)　［略］

（神戸国際港都建設事業第二種市街地再開発事業施行規程の一部改正）

第10条　神戸国際港都建設事業第二種市街地再開発事業施行規程（昭和61年６月条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（委員の欠格事由等） 第13条　次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができな	（委員の欠格事由等） 第13条　次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができな

い。 (1)　［略］ (2)　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2、3　［略］	い。 (1)　［略］ (2)　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 2、3　［略］

（緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例の一部改正）

第11条　緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例（平成３年４月条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第19条　第９条第２項の規定による命令に違反した者は、６月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 第20条　次の各号のいずれかに該当する者は、３月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。 (1)、(2)　［略］	第19条　第９条第２項の規定による命令に違反した者は、６月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。 第20条　次の各号のいずれかに該当する者は、３月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。 (1)、(2)　［略］

（廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例の一部改正）

第12条　神戸市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例（平成５年３月条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第54条　第18条の７第１項又は第18条の８の規定による命令に違反した者は、２年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。	第54条　第18条の７第１項又は第18条の８の規定による命令に違反した者は、２年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
第55条　第18条の６第１項の規定による命令に違反した者は、６月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。	第55条　第18条の６第１項の規定による命令に違反した者は、６月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

（中央卸売市場業務条例の一部改正）

第13条　神戸市中央卸売市場業務条例（令和２年４月条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（卸売業務の許可） 第９条　［略］ ２～４　［略］ ５　市長は第１項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。 (1)、(2)　［略］ (3)　申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。 ア　［略］ イ　拘禁刑以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過しないもの ウ　［略］ (4)～(6)　［略］ （仲卸業務の許可） 第22条　［略］ ２～４　［略］ ５　市長は、第１項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。	（卸売業務の許可） 第９条　［略］ ２～４　［略］ ５　市長は第１項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。 (1)、(2)　［略］ (3)　申請者の業務を執行する役員のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。 ア　［略］ イ　禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過しないもの ウ　［略］ (4)～(6)　［略］ （仲卸業務の許可） 第22条　［略］ ２～４　［略］ ５　市長は、第１項の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(1) 申請者が次のいずれかに該当する者であるとき。	(1) 申請者が次のいずれかに該当する者であるとき。
ア ［略］	ア ［略］
イ 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの	イ 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの
ウ～オ ［略］	ウ～オ ［略］
(2)、(3) ［略］	(2)、(3) ［略］
（関連事業の許可）	（関連事業の許可）
第32条 ［略］	第32条 ［略］
2 ［略］	2 ［略］
3 市長は、前項の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしてはならない。ただし、市場の利用者に便益を提供する業務にあっては第4号に該当する場合を除き、許可することができる。	3 市長は、前項の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしてはならない。ただし、市場の利用者に便益を提供する業務にあっては第4号に該当する場合を除き、許可することができる。
(1) ［略］	(1) ［略］
(2) 拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。	(2) 禁錮以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
(3)～(5) ［略］	(3)～(5) ［略］

（土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例の一部改正）

第14条 神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（令和2

年６月条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（罰則） 第44条　次の各号のいずれかに該当する者は、２年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(7)　［略］ 第45条　第36条第２項の規定による命令に違反した者は、６月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第44条　次の各号のいずれかに該当する者は、２年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 (1)～(7)　［略］ 第45条　第36条第２項の規定による命令に違反した者は、６月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3　この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に旧刑法（刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）第２条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）をいう。以下同じ。）第

12条に規定する懲役又は旧刑法第13条に規定する禁錮が含まれるときは、当該懲役又は禁錮は、それぞれの刑と長期及び短期を同じくする拘禁刑とする。

4　拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

5　刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第１条の規定による改正後の神戸市職員退職手当金条例第11条の３第１項第１号の規定及び第３条の規定による改正後の神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例第２条の３第１項第１号の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

6　刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律並びにこの条例の施行前に犯した事件につき禁錮以上の刑（死刑を除く。）に処せられなかった者は、第３条の規定による改正後の神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例第２条の３第３項第１号の規定の適用については、拘禁刑以上の刑に処せられなかった者とみなす。

（施行の細目）

7　この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、規則で定める。

神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第25号

神戸市事務分掌条例等の一部を改正する条例

（事務分掌条例の一部改正）

第１条　神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（局の設置並びに分掌事務） 第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第１項後段の規定により設置する局及びその分掌する事務は、次のとおりとする。 危機管理局	（局及び室の設置並びに分掌事務） 第１条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第１項後段の規定により設置する局及び室並びにその分掌する事務は、次のとおりとする。 市長室 (1) 秘書に関する事項 (2) 国際化の推進に関する事項 (3) 広聴及び広報に関する事項 危機管理室

［略］	［略］
企画調整局	企画調整局
(1)～(3) ［略］	(1)～(3) ［略］
(4) 秘書に関する事項	
(5) 広聴及び広報に関する事項	
(6)、(7) ［略］	(4)、(5) ［略］
地域協働局 ［略］	地域協働局 ［略］
行財政局	行財政局
(1)～(4) ［略］	(1)～(4) ［略］
(5) 他の局の所管に属しない事項	(5) 他の局及び室の所管に属しない事項
文化スポーツ局～環境局 ［略］	文化スポーツ局～環境局 ［略］
経済観光局	経済観光局
(1) 商業、工業及び農林水産業に関する事項	(1) 商業、工業、貿易、観光及び企業誘致に関する事項
(2) 貿易、観光及び企業誘致に関する事項	(2) 農林水産業に関する事項
(3) 戦略的な国際交流に関する事項	
建設局 ［略］	建設局 ［略］
都市局	都市局
(1) 都市計画に関する事項	(1) 都市計画に関する事項
(2) 産業団地整備に関する事項	(2) 新都市整備に関する事項
建築住宅局、港湾局 ［略］	建築住宅局、港湾局 ［略］

（執行機関の附属機関に関する条例の一部改正）

第２条　執行機関の附属機関に関する条例（昭和31年11月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及

び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表（第１条関係）
(1) 市長の附属機関（次号及び第３号の表に規定する附属機関を除く。）
<table>
<tr><th>附属機関</th><th>担任する事務</th></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>神戸市企画調整局指定管理者選定評価委員会</td><td>地方自治法第244条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の候補者の選定及び指定管理者の行った公の施設の管理に係る評価に関する事務</td></tr>
<tr><td>［略］</td><td></td></tr>
</table></td><td>別表（第１条関係）
(1) 市長の附属機関（次号及び第３号の表に規定する附属機関を除く。）
<table>
<tr><th>附属機関</th><th>担任する事務</th></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>神戸市市長室指定管理者選定評価委員会</td><td rowspan="2">地方自治法第244条の２第３項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の候補者の選定及び指定管理者の行った公の施設の管理に係る評価に関する事務</td></tr>
<tr><td>神戸市企画調整局指定管理者選定評価委員会</td></tr>
<tr><td>［略］</td><td></td></tr>
</table></td></tr>
</table>

［略］　［略］ (2)～(4)　［略］	［略］　［略］ (2)～(4)　［略］

（手数料条例の一部改正）

第３条　神戸市手数料条例（平成12年３月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第６条　市長は、健康局健康科学研究所に検査を依頼する者に対し、別表第16に定める額の範囲内で規則で定める額の手数料を徴収する。	第６条　市長は、健康局保健所健康科学研究所に検査を依頼する者に対し、別表第16に定める額の範囲内で規則で定める額の手数料を徴収する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（防災会議条例の一部改正）

２　神戸市防災会議条例（昭和38年４月条例第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）

については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（庶務） 第８条　防災会議の庶務は、危機管理局において処理する。	（庶務） 第８条　防災会議の庶務は、危機管理室において処理する。

（国民保護協議会条例の一部改正）

3　神戸市国民保護協議会条例（平成18年３月条例第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（庶務） 第７条　協議会の庶務は、危機管理局において処理する。	（庶務） 第７条　協議会の庶務は、危機管理室において処理する。

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第26号

神戸市職員定数条例の一部を改正する条例

神戸市職員定数条例(昭和24年９月条例第146号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（職員の定数） 第２条　職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市長の事務部局及び市長の所管に属する教育機関の職員　7,920人 （うち福祉事務所職員　964人） (2)～(4)　［略］ (5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員　9,210人（うち教育職員　8,479人） (6) 消防職員　1,494人	（職員の定数） 第２条　職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 市長の事務部局及び市長の所管に属する教育機関の職員　7,930人 （うち福祉事務所職員　975人） (2)～(4)　［略］ (5) 教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員　9,125人（うち教育職員　8,375人） (6) 消防職員　1,473人

(7)　［略］	(7)　［略］
(8)　農業委員会の事務部局の職員　14人	(8)　農業委員会の事務部局の職員　11人
(9)　［略］	(9)　［略］
(10)　水道局の職員　568人	(10)　水道局の職員　573人
(11)　合計　20,273人	(11)　合計　20,179人
2　［略］	2　［略］

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第27号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年12月条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体） 第８条の２　法第６条第２項の規定により給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体は、別表第１第１号から第５号まで、第７号、第10号から第14号まで、第16号、第20号、第24号、第25号、第28号、第33号、第34号、第36号から第38号まで及び第41号に掲げる団体とする。	（給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体） 第８条の２　法第６条第２項の規定により給与を支給することができる派遣職員に係る派遣先団体は、別表第１第１号から第６号まで、第８号、第11号から第15号まで、第17号、第21号、第25号、第26号、第29号、第32号から第40号まで、第43号、第44号、第46号から第48号まで及び第51号に掲げる団体とする。

別表第１（第２条、第８条の２関係）	別表第１（第２条、第８条の２関係）
(1)～(3)　［略］	(1)～(3)　［略］
	(4)　公益財団法人神戸いきいき勤労財団
(4)～(10)　［略］	(5)～(11)　［略］
(11)　公益財団法人こうべ産業・就労支援財団	(12)　公益財団法人神戸市産業振興財団
(12)～(30)　［略］	(13)～(31)　［略］
	(32)　社会福祉法人神戸市東灘区社会福祉協議会
	(33)　社会福祉法人神戸市灘区社会福祉協議会
	(34)　社会福祉法人神戸市中央区社会福祉協議会
	(35)　社会福祉法人神戸市兵庫区社会福祉協議会
	(36)　社会福祉法人神戸市北区社会福祉協議会
	(37)　社会福祉法人神戸市長田区社会福祉協議会
	(38)　社会福祉法人神戸市須磨区社会福祉協議会
	(39)　社会福祉法人神戸市垂水区社会福祉協議会
	(40)　社会福祉法人神戸市西区社会福祉協議会
(31)～(41)　［略］	(41)～(51)　［略］
別表第２（第10条関係）	別表第２（第10条関係）
(1)～(7)　［略］	(1)～(7)　［略］

	(8) 神戸航空貨物ターミナル株式会社
(8)～(16) ［略］	(9)～(17) ［略］

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第28号

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例及び神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部を改正する条例

（特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例の一部改正）

第１条　特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例（平成14年12月条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
令和７年４月分から令和８年３月分までの市長及び副市長の給料月額に係る特別職の職員で常勤のものの給与に	令和６年４月分から令和７年３月分までの市長及び副市長の給料月額に係る特別職の職員で常勤のものの給与に

関する条例（昭和26年３月条例第９号）第２条第１項第１号及び第２号の規定の適用については、同項第１号中「1,410,000円」とあるのは「1,128,000円」と、同項第２号中「1,110,000円」とあるのは「943,500円」とする。 附　則 １、２　［略］ （この条例の失効） ３　この条例は、令和８年３月31日限り、その効力を失う。	関する条例（昭和26年３月条例第９号）第２条第１項第１号及び第２号の規定の適用については、同項第１号中「1,410,000円」とあるのは「1,128,000円」と、同項第２号中「1,110,000円」とあるのは「943,500円」とする。 附　則 １、２　［略］ （この条例の失効） ３　この条例は、令和７年３月31日限り、その効力を失う。

（職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例の一部改正）

第２条　神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例（平成11年10月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和26年３月条例第９号）第１条に規定する者（教育長及び常勤の監査委員並びに公営企業の管理者を除く。）に限り、令和７年度の６月１日	特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和26年３月条例第９号）第１条に規定する者（教育長及び常勤の監査委員並びに公営企業の管理者を除く。）に限り、令和６年度の６月１日

及び12月１日を基準日とする期末手当に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年６月条例第23号）第２条第２項の規定の適用については、同項中「（特別職に属する者にあつては100分の227.5(」とあるのは、「（特別職に属する者にあつては100分の227.5（市長にあつては100分の227.5に100分の70を乗じて得た割合、副市長にあつては100分の227.5に100分の85を乗じて得た割合、」とする。	及び12月１日を基準日とする期末手当に関する神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年６月条例第23号）第２条第２項の規定の適用については、同項中「（特別職に属する者にあつては100分の232.5(」とあるのは、「（特別職に属する者にあつては100分の232.5（市長にあつては100分の232.5に100分の70を乗じて得た割合、副市長にあつては100分の232.5に100分の85を乗じて得た割合、」とする。
附　則	附　則
１　［略］	１　［略］
（この条例の失効）	（この条例の失効）
２　この条例は、令和８年３月31日限り、その効力を失う。	２　この条例は、令和７年３月31日限り、その効力を失う。
３　［略］	３　［略］

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第１条中特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例に関する条例附則第３項の改正規定及び第２条中神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例の特例に関する条例附則第２項の改正規定は、公布の日から施行する。

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第29号

神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与等に関する条例の一部改正）

第１条　神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年３月条例第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（給料表） 第３条　給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1)～(5)　［略］ (6) 特定任期付職員給料表（別表第６） ２　前項の給料表（以下単に「給料表」という。）は、第20条の２に規定する	（給料表） 第３条　給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1)～(5)　［略］ ２　前項の給料表（以下単に「給料表」という。）は、第３条の３及び第20条

職員以外の全ての職員に適用するものとする。	の２に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。
３　職員（指定職給料表の適用を受ける職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。）第３条第１項の規定により採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第７に定める級別基準職務表に定めるとおりとする。この場合において、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。	３　職員（指定職給料表の適用を受ける職員を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第６に定める級別基準職務表に定めるとおりとする。この場合において、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。
４　［略］	４　［略］
第３条の３　任命権者は、特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が従事する業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。	第３条の３　地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。）第３条第１項の規定により採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）の給料月額は、別表第５に定める給料月額を超えない範囲内で任命権者が定める。

2　任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により別表第６に掲げる号給により難いときは、前項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる７号給の給料月額にその額と同表に掲げる６号給の給料月額との差額に１からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（別表第５の８号給の額未満の額に限る。）又は別表第５の８号給の額に相当する額に決定することができる。	
3　第１項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。	
（昇給等の基準）	（昇給等の基準）
第４条　［略］	第４条　［略］
２～７　［略］	２～７　［略］
8　次の各号に掲げる職員の第６項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。	8　前項の規定にかかわらず、55歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）以上の職員に関する当該年齢に達した日後の最初の４月１日以後における第６項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である

	場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
(1) 55歳（人事委員会規則で定める職員にあつては、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの）に達した日後の最初の４月１日以後に在職する職員（次号に掲げる職員を除く。）	
(2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員	
９～12 ［略］	９～12 ［略］
13 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第６条第１項第１号により採用された職員（以下「育児休業代替任期付職員」という。）及び任期付職員法第４条の規定により採用された職員（以下「任期付フルタイム勤務職員」という。）の職務の級は、別表第８の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に限る。	13 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第６条第１項第１号により採用された職員（以下「育児休業代替任期付職員」という。）及び任期付職員法第４条の規定により採用された職員（以下「任期付フルタイム勤務職員」という。）の職務の級は、別表第７の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に限る。
14 法第22条の２第１項第２号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任	14 法第22条の２第１項第２号に掲げる職員（以下「フルタイム会計年度任

用職員」という。）の職務の級は、人事委員会規則で定める者を除き、別表第９の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に限る。	用職員」という。）の職務の級は、人事委員会規則で定める者を除き、別表第８の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に限る。
（扶養手当）	（扶養手当）
第７条　［略］	第７条　［略］
２　前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	２　前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
	(1)　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
(1)～(5)　［略］	(2)～(6)　［略］
３　扶養手当の月額は、前項第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族については6,500円、同項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき14,500円とする。	３　扶養手当の月額は、前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については6,500円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき12,000円とする。
４　前項の規定にかかわらず、扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、同項の額に、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の	４　前項の規定にかかわらず、扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、同項の額に、5,000円に特定期

数を乗じて得た額を加算した額とする。	間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を加算した額とする。
5　前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。	
第８条　削除	第８条　新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。 (1)　新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合 (2)　扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（前条第２項第２号、第３号又は第５号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の３月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）
	2　扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第１号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、

	扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者の退職又は死亡の日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 3　扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属す

	る月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第１項第１号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
（通勤手当） 第９条　［略］	（通勤手当） 第９条　［略］
２　前項第１号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１箇月当たりの運賃等相当額」という。）が150,000円を超えるときは、支給単位期間につき、150,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が２以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、１箇月当たりの運賃等相当額の合計額が150,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の	２　前項第１号に掲げる職員に支給する通勤手当の額は、支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が２以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、１箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数

月数を乗じて得た額）とする。	を乗じて得た額）とする。
３～10　［略］	３～10　［略］
（単身赴任手当）	（単身赴任手当）
第９条の２　公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と別居することとなつた職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。	第９条の２　公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。
２～４　［略］	２～４　［略］
（給与の減額）	（給与の減額）
第12条　職員（会計年度任用職員（法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）を除く。	第12条　職員（会計年度任用職員（法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）を除く。

以下この条において同じ。）が勤務しないとき（次項に規定するときを除く。）は、勤務時間条例第８条第１項に規定する職員の休日（以下単に「休日」という。）である場合、休暇（勤務時間条例第13条に規定する介護休暇及び勤務時間条例第13条の２に規定する介護時間並びに人事委員会規則で定める特別休暇を除く。）による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認（神戸市職員の育児休業等に関する条例（平成４年３月条例第71号）第16条に規定する部分休業の承認並びに勤務時間条例第14条に規定する介護休暇及び介護時間の承認を除く。）があつた場合を除くほか、その勤務しない１時間につき、第17条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	以下この条において同じ。）が勤務しないとき（次項に規定するときを除く。）は、勤務時間条例第８条第１項に規定する職員の休日（以下単に「休日」という。）である場合、休暇（勤務時間条例第13条に規定する介護休暇及び勤務時間条例第13条の２に規定する介護時間を除く。）による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認（神戸市職員の育児休業等に関する条例（平成４年３月条例第71号）第16条に規定する部分休業の承認並びに勤務時間条例第14条に規定する介護休暇及び介護時間の承認を除く。）があつた場合を除くほか、その勤務しない１時間につき、第17条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
２～４　［略］	２～４　［略］
（管理職員特別勤務手当）	（管理職員特別勤務手当）
第16条の２　［略］	第16条の２　［略］
２　前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午後10時から午前５時までの間であつて正規の勤務時間以外に勤務した場合は、当該職員には、管理職員	２　前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間であつて正規の勤務時間以外に勤務した場合は、当該職員には、管理職員

特別勤務手当を支給することができる。	特別勤務手当を支給することができる。
3、4 ［略］	3、4 ［略］
（特定の職員についての適用除外及び特例）	（特定の職員についての適用除外及び特例）
第16条の3 ［略］	第16条の3 ［略］
2 ［略］	2 ［略］
3 指定職給料表の適用を受ける職員については、第4条、第7条、第8条の3から第10条の7まで、第13条、第14条第2項、第15条及び第16条の規定は適用しない。	3 指定職給料表の適用を受ける職員については、第4条、第7条、第8条、第8条の3から第10条の7まで、第13条、第14条第2項、第15条及び第16条の規定は適用しない。
4 ［略］	4 ［略］
5 特定任期付職員については、第4条、第7条、第8条の3、第10条の2から第10条の7まで、第13条、第14条第2項及び第15条の規定は、適用しない。	5 特定任期付職員については、第4条、第7条、第8条、第8条の3、第10条の2から第10条の7まで、第13条、第14条第2項及び第15条の規定は、適用しない。
6、7 ［略］	6、7 ［略］
	（特定任期付職員業績手当）
	第19条の2 特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対し、当該職員の給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。
	2 前項の特定任期付職員業績手当の支給方法については、人事委員会が定める。
（給与からの控除）	（給与からの控除）

第23条　次に掲げるものについては、給与から控除することができる。 (1)～(3)　［略］ (4)～(9)　［略］	第23条　次に掲げるものについては、給与から控除することができる。 (1)～(3)　［略］ (4)　神戸市立学校教職員共済会の掛金及び償還金 (5)～(10)　［略］

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第１　行政職給料表（第３条関係）

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	給料月額	給料月額
		［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	円	円
	1							370,600	537,800
	2							373,100	548,300
	3							375,600	558,500
	4							378,100	567,900
	5							380,500	576,500
	6							383,700	583,900
	7							386,900	591,000
	8							390,100	598,100
	9							393,300	604,600
	10							396,700	610,200
	11							400,100	614,700
	12							403,500	618,200
	13							406,800	621,200
	14							410,200	623,700
	15							413,600	625,700
	16							417,000	627,200
	17							420,300	628,200
	18							423,800	629,200
	19							427,300	
	20							430,700	
	21							434,100	
	22							437,600	
	23							441,100	
	24							444,600	
	25							448,000	
	26							451,400	
	27							454,700	
	28							458,000	
	29							461,200	
	30							464,400	
	31							467,500	
	32							470,600	
	33							473,700	
	34							476,700	
	35							479,700	
	36							482,700	
	37							485,700	
	38							488,700	
	39							491,700	
	40							494,600	
	41							497,500	
	42							499,800	
	43							502,100	
	44							504,300	
	45							506,200	
	46							507,700	
	47							509,200	
	48							510,700	
	49							512,100	
	50							512,900	
	51							513,700	
	52							514,500	
	53							515,400	
	54							516,100	
	55							516,800	
	56							517,500	

改正前

別表第１　行政職給料表（第３条関係）

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	給料月額	給料月額
		［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	円	円
	1							370,600	480,600
	2							373,100	484,200
	3							375,600	487,800
	4							378,100	491,300
	5							380,500	494,800
	6							383,700	498,400
	7							386,900	502,000
	8							390,100	505,600
	9							393,300	509,000
	10							396,700	512,600
	11							400,100	516,200
	12							403,500	519,800
	13							406,800	523,100
	14							410,200	526,800
	15							413,600	530,500
	16							417,000	534,200
	17							420,300	537,800
	18							423,800	541,300
	19							427,300	544,800
	20							430,700	548,300
	21							434,100	551,800
	22							437,600	555,200
	23							441,100	558,500
	24							444,600	561,800
	25							448,000	564,900
	26							451,400	567,900
	27							454,700	570,800
	28							458,000	573,700
	29							461,200	576,500
	30							464,400	578,400
	31							467,500	580,300
	32							470,600	582,200
	33							473,700	583,900
	34							476,700	585,700
	35							479,700	587,500
	36							482,700	589,300
	37							485,700	591,000
	38							488,700	592,200
	39							491,700	593,400
	40							494,600	594,600
	41							497,500	595,700
	42							499,800	596,900
	43							502,100	598,100
	44							504,300	599,300
	45							506,200	600,400
	46							507,700	601,300
	47							509,200	602,200
	48							510,700	603,100
	49							512,100	603,800
	50							512,900	604,600
	51							513,700	605,400
	52							514,500	606,200
	53							515,400	607,000
	54							516,100	607,800
	55							516,800	608,600
	56							517,500	609,400

| | | |

	120								
	121								
	122								
	123								
	124								
	125								
	126								
	127								
	128								
	129								
	130								
	131								
	132								
	133								
	134								
	135								
	136								
	137								
定年前再任用短時間勤務職員		［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	基準給料月額	基準給料月額
		円 187,900	円 210,700	円 257,800	円 291,400	円 309,000 (332,400) (386,400)	円 366,200	円 416,700	円 450,700

備考

1　［略］

2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が５級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に8,800円をそれぞれ加算した額とする。

3　［略］

	120								
	121								
	122								
	123								
	124								
	125								
	126								
	127								
	128								
	129								
	130								
	131								
	132								
	133								
	134								
	135								
	136								
	137								
定年前再任用短時間勤務職員		［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	基準給料月額	基準給料月額
		187,900	210,700	257,800	291,400	309,000 (332,400) (386,400)	366,200	416,700	450,700

備考

1　［略］

2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が５級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

3　［略］

別表第２　消防職給料表（第３条関係）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
	号給	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	円
	1							370,600
	2							373,100
	3							375,600
	4							378,100
	5							380,500
	6							383,700
	7							386,900
	8							390,100
	9							393,300
	10							396,700
	11							400,100
	12							403,500
	13							406,800
	14							410,200
	15							413,600
	16							417,000
	17							420,300
	18							423,800
	19							427,300
	20							430,700
	21							434,100
	22							437,600
	23							441,100
	24							444,600
	25							448,000
	26							451,400
	27							454,700
	28							458,000
	29							461,200
	30							464,400
	31							467,500
	32							470,600
	33							473,700
	34							476,700
	35							479,700
	36							482,700
	37							485,700
	38							488,700
	39							491,700
	40							494,600
	41							497,500
	42							499,800
	43							502,100
	44							504,300
	45							506,200
	46							507,700
	47							509,200
	48							510,700
	49							512,100
	50							512,900
	51							513,700
	52							514,500
	53							515,400
	54							516,100
	55							516,800
	56							517,500
	57							518,300
	58							519,000

別表第２　消防職給料表（第３条関係）

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級
	号給	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	円
	1							370,600
	2							373,100
	3							375,600
	4							378,100
	5							380,500
	6							383,700
	7							386,900
	8							390,100
	9							393,300
	10							396,700
	11							400,100
	12							403,500
	13							406,800
	14							410,200
	15							413,600
	16							417,000
	17							420,300
	18							423,800
	19							427,300
	20							430,700
	21							434,100
	22							437,600
	23							441,100
	24							444,600
	25							448,000
	26							451,400
	27							454,700
	28							458,000
	29							461,200
	30							464,400
	31							467,500
	32							470,600
	33							473,700
	34							476,700
	35							479,700
	36							482,700
	37							485,700
	38							488,700
	39							491,700
	40							494,600
	41							497,500
	42							499,800
	43							502,100
	44							504,300
	45							506,200
	46							507,700
	47							509,200
	48							510,700
	49							512,100
	50							512,900
	51							513,700
	52							514,500
	53							515,400
	54							516,100
	55							516,800
	56							517,500
	57							518,300
	58							519,000

| | | |

	122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137							
定年前再任用短時間勤務職員		［略］ 円 187,900	［略］ 円 210,700	［略］ 円 257,800	［略］ 円 291,400	［略］ 円 309,000 (332,400) (386,400)	［略］ 円 366,200	基準給料月額 円 416,700

備考

1　［略］

2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が５級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に8,800円をそれぞれ加算した額とする。

3　［略］

	122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137							
定年前再任用短時間勤務職員		［略］ 187,900	［略］ 210,700	［略］ 257,800	［略］ 291,400	［略］ 309,000 (332,400) (386,400)	［略］ 366,200	基準給料月額 416,700

備考

1　［略］

2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が５級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

3　［略］

別表第３　教育職給料表（第３条関係）

ア　［略］

イ　教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 236,000	基準給料月額 円 283,900	基準給料月額 円 318,700 (338,300) (357,900) (386,400)	基準給料月額 円 353,400	基準給料月額 円 429,400

備考　［略］

ウ　教育職給料表(3)

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級
	［略］	［略］	［略］	［略］
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	［略］	［略］	［略］	［略］
定年前再任用短時		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円

別表第３　教育職給料表（第３条関係）

ア　［略］

イ　教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 236,000	基準給料月額 283,900	基準給料月額 318,700 (338,300) (357,900) (386,400)	基準給料月額 353,400	基準給料月額 429,400

備考　［略］

ウ　教育職給料表(3)

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級
	［略］	［略］	［略］	［略］
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	［略］	［略］	［略］	［略］
定年前再任用短時		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額

間勤務職員		224,300	278,300	345,500

備考　［略］

エ　［略］

オ　教育職給料表(5)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 229,300	基準給料月額 円 275,700	基準給料月額 円 302,900 (329,300) (357,700) (386,200)	基準給料月額 円 329,400	基準給料月額 円 410,500

備考　［略］

間勤務職員		224,300	278,300	345,500

備考　［略］

エ　［略］

オ　教育職給料表(5)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 229,300	基準給料月額 275,700	基準給料月額 302,900 (329,300) (357,700) (386,200)	基準給料月額 329,400	基準給料月額 410,500

備考　［略］

別表第4　医療職給料表(第3条関係)

ア　医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		[略]	[略]	[略]	[略]	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		[略]	[略]	[略]	[略]	円
	1					598,100
	2					604,600
	3					610,200
	4					614,700
	5					618,200
	6					621,200
	7					623,700
	8					625,700
	9					627,200
	10					628,200
	11					629,200
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
	18					
	19					
	20					
	21					
	22					
	23					
	24					
	25					
	26					
	27					
	28					
	29					
	30					
	31					
	32					
	33					
	34					
	35					
	36					
	37					
	38					
	39					
	40					
	41					
	42					
	43					
	44					
	45					
	46					
	47					
	48					
	49					
	50					
	51					
	52					
	53					
	54					
	55					
	56					

別表第4　医療職給料表(第3条関係)

ア　医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級
		[略]	[略]	[略]	[略]
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		[略]	[略]	[略]	[略]
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
	20				
	21				
	22				
	23				
	24				
	25				
	26				
	27				
	28				
	29				
	30				
	31				
	32				
	33				
	34				
	35				
	36				
	37				
	38				
	39				
	40				
	41				
	42				
	43				
	44				
	45				
	46				
	47				
	48				
	49				
	50				
	51				
	52				
	53				
	54				
	55				
	56				

	57					
	58					
	59					
	60					
	61					
	62					
	63					
	64					
	65					
	66					
	67					
	68					
	69					
	70					
	71					
	72					
	73					
	74					
	75					
	76					
	77					
	78					
	79					
	80					
	81					
	82					
	83					
	84					
	85					
	86					
	87					
	88					
	89					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	－
		円 289,700	円 342,600	円 383,800	円 450,600	－

備考　［略］

	57				
	58				
	59				
	60				
	61				
	62				
	63				
	64				
	65				
	66				
	67				
	68				
	69				
	70				
	71				
	72				
	73				
	74				
	75				
	76				
	77				
	78				
	79				
	80				
	81				
	82				
	83				
	84				
	85				
	86				
	87				
	88				
	89				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		289,700	342,600	383,800	450,600

備考　［略］

イ　医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 187,900	基準給料月額 円 210,700	基準給料月額 円 257,800	基準給料月額 円 291,400	基準給料月額 円 309,000 (332,400) (386,400)	基準給料月額 円 366,200

備考

1　［略］

2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が５級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に8,800円をそれぞれ加算した額とする。

3　［略］

イ　医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 187,900	基準給料月額 210,700	基準給料月額 257,800	基準給料月額 291,400	基準給料月額 309,000 (332,400) (386,400)	基準給料月額 366,200

備考

1　［略］

2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が５級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

3　［略］

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表第６　特定任期付職員給料表（第３条関係）
<table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td>392,000</td></tr><tr><td>2</td><td>440,000</td></tr><tr><td>3</td><td>492,000</td></tr><tr><td>4</td><td>555,000</td></tr><tr><td>5</td><td>634,000</td></tr><tr><td>6</td><td>740,000</td></tr><tr><td>7</td><td>864,000</td></tr></table>備考　この表は、特定任期付職員に適用する。
別表第７　級別基準職務表（第３条関係）
(1)～(7)　［略］
(8) 医療職給料表(1)級別基準職務表
<table><tr><th>職務の級</th><th>基準となる職務</th></tr></table></td><td>別表第６　級別基準職務表（第３条関係）
(1)～(7)　［略］
(8) 医療職給料表(1)級別基準職務表
<table><tr><th>職務の級</th><th>基準となる職務</th></tr></table></td></tr>
</table>

［略］	［略］
4級	［略］
5級	局長の職務

(9)　［略］

別表第８　［略］

別表第９　［略］

［略］	［略］
4級	［略］

(9)　［略］

別表第７　［略］

別表第８　［略］

（職員退職手当金条例の一部改正）

第２条　神戸市職員退職手当金条例（昭和24年９月条例第147号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（退職手当からの控除） 第20条　神戸市職員の給与等に関する条例第23条第１号から第３号まで及び第５号から第７号までに掲げるものについては、退職手当から控除することができる。	（退職手当からの控除） 第20条　神戸市職員の給与等に関する条例第23条第１号から第４号まで及び第６号から第８号までに掲げるものについては、退職手当から控除することができる。

（市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第３条　神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年３月条例第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及

び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（給与の種類） 第２条　［略］ ２　手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。	（給与の種類） 第２条　［略］ ２　手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。 （特定任期付職員業績手当） 第11条の３　特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対し、当該職員の給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。

（職員に対する期末手当等の支給に関する条例の一部改正）

第４条　神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年６月条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（期末手当） 第２条　［略］ ２　期末手当の額は、算定基礎額に100分の125（特別職に属する者にあつては100分の227.5（公営企業の管理者にあつては100分の230）、管理職手当の支給を受ける職員で規則で定めるもの及び指定職の職員（神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年３月条例第８号）第３条第１項第５号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員をいう。）（以下これらを「特定幹部職員」という。）にあつては100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第２条　［略］ ２　期末手当の額は、算定基礎額に100分の125（特別職に属する者にあつては100分の227.5（公営企業の管理者にあつては100分の230）、管理職手当の支給を受ける職員で規則で定めるもの及び指定職の職員（神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年３月条例第８号）第３条第１項第５号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員をいう。）（以下これらを「特定幹部職員」という。）にあつては100分の105、特定任期付職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第３条第１項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）にあつては100分の230）を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合

	を乗じて得た額とする。
(1)～(4)　［略］	(1)～(4)　［略］
３～５　［略］	３～５　［略］
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第３条　勤勉手当は、６月１日又は12月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（特別職に属する者を除く。以下この項において同じ。）に対し、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職をし、又は死亡をした職員についても、同様とする。	第３条　勤勉手当は、６月１日又は12月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（特別職に属する者及び特定任期付職員を除く。以下この項において同じ。）に対し、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職をし、又は死亡をした職員についても、同様とする。
２～６　［略］	２～６　［略］

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第５条　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表（第２条、第３条関係）	別表（第２条、第３条関係）

区分	報酬の額	旅費の額
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
投票所の投票管理者	日額　17,300円。ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げ、又は閉じる時刻を繰り上げたことにより職務時間を短縮する場合、職務時間内に交替する場合その他職務時間を短縮する場合は、任命権者が定める額を減額した額	
期日前投票所の投票	日額　15,300円。ただし、職務時間内に交	

区分	報酬の額	旅費の額
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
投票所の投票管理者	日額　12,800円。ただし、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げ、又は閉じる時刻を繰り上げたことにより職務時間を短縮する場合、職務時間内に交替する場合その他職務時間を短縮する場合は、任命権者が定める額を減額した額	
期日前投票所の投票	日額　11,300円。ただし、職務時間内に交	

管理者	替する場合その他職務時間を短縮する場合は、任命権者が定める額を減額した額
［略］	［略］
投票所の投票立会人	日額　15,700円。ただし、公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げ、又は閉じる時刻を繰り上げたことにより職務時間を短縮する場合、立会時間内に交替する場合その他立会時間を短縮する場合は、任命権者が定める額を減額した額
期日前	日額　13,900

管理者	替する場合その他職務時間を短縮する場合は、任命権者が定める額を減額した額
［略］	［略］
投票所の投票立会人	日額　10,900円。ただし、公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により投票所を開く時刻を繰り下げ、又は閉じる時刻を繰り上げたことにより職務時間を短縮する場合、立会時間内に交替する場合その他立会時間を短縮する場合は、任命権者が定める額を減額した額
期日前	日額　9,600

投票所の投票立会人	円。ただし、立会時間内に交替する場合その他立会時間を短縮する場合は、任命権者が定める額を減額した額	
［略］	［略］	
［略］	［略］	［略］
前各項以外の附属機関の構成員その他の非常勤の職員	勤務１日につき34,700円を超えない範囲内で任命権者が定める額。ただし、任命権者が特に必要があると認めた場合は、勤務１月につき給与条例別表第５に定める給料月額を報酬の基準額とし当該基準額を超えない範囲内で任命権者が定める	［略］

投票所の投票立会人	円。ただし、立会時間内に交替する場合その他立会時間を短縮する場合は、任命権者が定める額を減額した額	
［略］	［略］	
［略］	［略］	［略］
前各項以外の附属機関の構成員その他の非常勤の職員	勤務１日につき34,300円を超えない範囲内で任命権者が定める額。ただし、任命権者が特に必要があると認めた場合は、勤務１月につき給与条例別表第５に定める給料月額を報酬の基準額とし当該基準額を超えない範囲内で任命権者が定める	［略］

額	額
備考　［略］	備考　［略］

（職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例）

第６条　神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年１月条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（特殊勤務手当の種類） 第３条　特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(11)　［略］ (12) 山間部等業務手当 (13)～(20)　［略］ (21) 夏季作業手当 (22)～(30)　［略］ (31) 緊急対応待機手当 (32)～(36)　［略］	（特殊勤務手当の種類） 第３条　特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(11)　［略］ (12) 鳥獣捕獲業務手当 (13)～(20)　［略］ (21) 削除 (22)～(30)　［略］ (31) 児童保護業務緊急対応待機手当 (32)～(36)　［略］
（ケースワーク業務手当） 第６条　ケースワーク業務手当は、福祉局相談支援課若しくはくらし支援	（ケースワーク業務手当） 第６条　ケースワーク業務手当は、福祉局くらし支援課更生センター、健

課更生センター、健康局保健所保健課若しくは精神保健福祉センター、こども家庭局総合療育センター、東部療育センター若しくは西部療育センター又は区役所保健福祉部（北神区役所保健福祉課並びに区役所支所保健福祉課及び生活支援課を含む。以下同じ。）に勤務する職員でケースワーク業務のうち規則で定めるものに従事するものに対して支給し、その額は、日額500円とする。	康局保健所保健課若しくは精神保健福祉センター、こども家庭局総合療育センター、東部療育センター若しくは西部療育センター又は区役所保健福祉部（北神区役所保健福祉課及び区役所支所保健福祉課を含む。以下同じ。）に勤務する職員でケースワーク業務のうち規則で定めるものに従事するものに対して支給し、その額は、日額500円とする。
（夏季作業手当） 第24条　夏季作業手当は、規則で定める温度の高い環境下における業務に１日当たり１時間以上従事したものに対して支給し、その額は、日額200円（当該業務に従事する時間が１日当たり３時間以上となるものに対しては日額500円）とする。	第24条　削除
（船長等業務手当） 第27条　船長等業務手当は、港湾局海務課に勤務する職員で港湾局に所属する船舶における船長又は機関長の業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額150円とする。	（船長等業務手当） 第27条　船長等業務手当は、港湾局海務課に勤務する船長、機関長、航海士又は機関士で港湾局に所属する船舶における船長又は機関長の業務に従事するものに対して支給し、その額は、日額150円とする。
（緊急対応待機手当） 第34条　緊急対応待機手当は、規則で	（児童保護業務緊急対応待機手当） 第34条　児童保護業務緊急対応待機手

定める業務に係る緊急対応のために待機を命ぜられたものに対して支給し、その額は、１回につき700円を超えない範囲内において規則で定める額とする。	当は、こども家庭局こども家庭センターに勤務する職員で児童保護業務に係る緊急対応のために待機を命ぜられたものに対して支給し、その額は、１回につき700円とする。
（消防職員手当）	（消防職員手当）
第36条　消防職員手当は、次の各号に掲げる業務に従事する職員に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。	第36条　消防職員手当は、次の各号に掲げる業務に従事する職員に対して支給し、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1)～(7)　［略］	(1)～(7)　［略］
(8) 消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第１項に規定する緊急消防援助隊として出動して行う業務等であって次に掲げるもの　日額1,080円を超えない範囲内において消防長が定める額	
ア　緊急消防援助隊として出動して行う、消防組織法第44条第１項に規定する消防の応援等	
イ　災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第１項又は第23条の２第１項の規定に基づき災害対策本部が設置された本市の区域外の地域に、消防組織法第39条第２項の規定による協定に基づき出動して行う消防の応援	
(9)　国際緊急援助隊の派遣に関する	

法律（昭和62年法律第93号）に規定する国際緊急援助隊として派遣されて行う、同法第２条に規定する国際緊急援助活動　日額4,000円を超えない範囲内において消防長が定める額	
２～４　［略］	２～４　［略］
５　第１項第８号に定める業務に従事する職員のうち、消防長が定める時間帯又は区域において消防長が定める業務に従事する職員に対しては、日額1,080円を超えない範囲内において消防長が定める額を第１項第８号に定める額に加算して支給する。	
６　第１項第９号に定める業務に従事する職員のうち、心身に著しい負担等を与えるものとして消防長が定める業務に従事する職員に対しては、日額4,000円を超えない範囲内において消防長が定める額を第１項第９号に定める額に加算して支給する。	
（災害応急対応等派遣手当）	（災害応急対応等派遣手当）
第38条　災害応急対応等派遣手当は、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害が発生した本市の区域外の地域（国内に限る。）に派遣され、災害応急対応又は災害復旧対応の業務に従事する職員（規則で定める者を	第38条　災害応急対応等派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第２条第１号に規定する災害が発生した本市の区域外の地域（国内に限る。）に派遣され、災害応急対応又は災害復旧対応の業務に従事する

除く。）に対して支給し、その額は、日額1,080円とする。	職員（規則で定める者を除く。）に対して支給し、その額は、日額1,000円とする。
2　前項に規定する手当の額は、前項の規定にかかわらず、規則に定める時間帯又は区域において前項に掲げる業務に従事する場合にあっては、日額2,160円を超えない範囲内において規則で定める額とする。	2　前項に規定する手当の額は、前項の規定にかかわらず、災害対策基本法第63条第１項に規定する警戒区域その他これに類する区域において前項に掲げる業務に従事する場合にあっては、日額2,000円とする。
（海外派遣手当）	（海外派遣手当）
第39条　［略］	第39条　［略］
2　［略］	2　［略］
3　前項第３号に掲げるもののほか、教育に関し特別の事情が認められることにより年少子女が学校教育その他の教育を受けるのに相当な経費を要すると市長が認める勤務地に係る外国勤務者に対しては、年少子女１人につき、次に掲げる額のうちいずれか少ない額から法第15条第２項に規定する自己負担額を控除した額（当該年少子女が学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園に相当するものとして市長が認める教育施設において教育を受ける場合にあっては、51,000円を限度とする。）を加算した額を、規則で定める換算率により外国通貨に換算した額	3　前項第３号に掲げるもののほか、教育に関し特別の事情が認められることにより年少子女が学校教育その他の教育を受けるのに相当な経費を要すると市長が認める勤務地に係る外国勤務者に対しては、年少子女１人につき、次に掲げる額のうちいずれか少ない額から法第15条の２第２項に規定する自己負担額を控除した額（当該年少子女が学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園に相当するものとして市長が認める教育施設において教育を受ける場合にあっては、51,000円を限度とする。）を加算した額を、規則で定める換算率により外国通貨に換算した額

（市長が特に必要があると認める外国勤務者については、当該年少子女１人につき、当該加算した額）を支給する。 (1)、(2)　［略］ （支給方法） 第41条　［略］ ２、３　［略］ ４　第39条の規定による海外派遣手当に外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。	（市長が特に必要があると認める外国勤務者については、当該年少子女１人につき、当該加算した額）を支給する。 (1)、(2)　［略］ （支給方法） 第41条　［略］ ２、３　［略］ ４　第39条の規定により外国通貨に換算した額に当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

附　則

（施行期日等）

第１条　この条例は、令和７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

２　第６条の規定による改正後の神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例第36条の規定は、令和７年１月１日から適用する。

（令和８年３月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第２条　施行日から令和８年３月31日までの間における第１条の規定による改正後の神戸市職員の給与等に関する条例第７条の規定の適用については、同条第２項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、「(5) 重度心身障害者　(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第３項中「14,500円」とあるのは「13,500円」と、「とする」とあるのは、「、前項第６号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（号給の切替え）

第３条　施行日の前日において神戸市職員の給与等に関する条例第３条第１項第１号又は第２号の給料表の適用を受けていた職員のうち、その職務の級が７級

又は８級である職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及びその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

（適用区分）

第４条　第５条中別表投票所の投票管理者の項、期日前投票所の投票管理者の項、投票所の投票立会人の項及び期日前投票所の投票立会人の項の規定は、施行日以後その期日を公示又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第 95 条の規定による投票（以下「選挙等」という。）について適用し、施行日の前日までにその期日を公示又は告示された選挙等については、なお従前の例による。

（施行細則の委任）

第５条　第１条の規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定め、第２条及び第６条の規定の施行に関し必要な事項は、任命権者が定め、第３条の規定の施行に関し必要な事項は、管理者が定め、第４条及び第５条の規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則別表（附則第３条関係）

ア　行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

職務の級 / 旧号給	７級	８級
1	1	1
2	2	1
3	3	1
4	4	1
5	5	1
6	6	1
7	7	1
8	8	1
9	9	1
10	10	1

11	11	1
12	12	1
13	13	1
14	14	1
15	15	1
16	16	1
17	17	1
18	18	2
19	19	2
20	20	2
21	21	3
22	22	3
23	23	3
24	24	4
25	25	4
26	26	4
27	27	5
28	28	5
29	29	5
30	30	6
31	31	6
32	32	6
33	33	6
34	34	7
35	35	7
36	36	7
37	37	7
38	38	8

39	39	8
40	40	8
41	41	8
42	42	8
43	43	8
44	44	9
45	45	9
46	46	9
47	47	9
48	48	9
49	49	9
50	50	9
51	51	10
52	52	10
53	53	10
54	54	10
55	55	10
56	56	10
57	57	10
58	58	11
59	59	11
60	60	11
61	61	11
62	62	
63	63	
64	64	
65	65	
66	66	

67	67	
68	68	
69	69	
70	70	
71	71	
72	72	
73	73	
74	74	
75	75	
76	76	
77	77	
78	77	
79	77	
80	77	
81	77	

イ　消防職給料表の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	7級
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10

11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38

39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66

67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	77
79	77
80	77
81	77

神戸市都市整備等基金条例等の一部を改正する等の条例を次のように公布する。

神戸市条例第30号

神戸市都市整備等基金条例等の一部を改正する等の条例

（都市整備等基金条例の一部改正）

第１条　神戸市都市整備等基金条例（平成元年３月条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（設置） 第１条　次に掲げる目的を達成するため、神戸市都市整備等基金（以下「基金」という。）を設置する。 (1) 公用若しくは公共用に供する土地又は公益のために必要とする土地の先行取得に資すること。 (2) 公共施設の整備<u>並びに都市計画事業及び都市景観事業等の推進</u>に資すること。	（設置） 第１条　次に掲げる目的を達成するため、神戸市都市整備等基金（以下「基金」という。）を設置する。 (1) 公用若しくは公共用に供する土地又は公益のために必要とする土地の先行取得に<u>より、都市の円滑な整備等に</u>資すること。 (2) 公共施設の整備に資すること。

（置塩こども育成基金条例の一部改正）

第２条　神戸市置塩こども育成基金条例（平成23年３月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（施行細目の委任） 第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	（施行細目の委任） 第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（勤労者福祉事業基金条例の廃止）

第３条　神戸市勤労者福祉事業基金条例（昭和46年４月条例第17号）は、廃止する。

（民間社会福祉事業従事職員福利厚生基金条例の廃止）

第４条　神戸市民間社会福祉事業従事職員福利厚生基金条例（昭和49年３月条例第56号）は、廃止する。

（奨学金返還支援基金条例の廃止）

第５条　神戸市奨学金返還支援基金条例（平成29年３月条例第46号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（まちづくり等基金条例の廃止）

２　神戸市まちづくり等基金条例（平成２年３月条例第53号）は、廃止する。

（まちづくり等基金条例の廃止に伴う経過措置）

3　この条例の施行の際前項の規定による廃止前の神戸市まちづくり等基金条例に基づく基金に属していた財産は、第１条の規定による改正後の神戸市都市整備等基金条例に基づく基金に属する財産とする。

（勤労者福祉事業基金条例の廃止に伴う経過措置）

4　この条例の施行の際第３条の規定による廃止前の神戸市勤労者福祉事業基金条例に基づく基金に属していた財産は、神戸市市民文化振興基金条例（平成18年３月条例第80号）に基づく基金に属する財産とする。

（民間社会福祉事業従事職員福利厚生基金条例の廃止に伴う経過措置）

5　この条例の施行の際第４条の規定による廃止前の神戸市民間社会福祉事業従事職員福利厚生基金条例に基づく基金に属していた財産は、神戸市市民福祉振興等基金条例（昭和52年４月条例第１号）に基づく基金に属する財産とする。

神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第31号

神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例

神戸市立体育施設条例（平成８年３月条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（名称等）
第２条　体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>［略］</td><td>［略］</td></tr><tr><td>神戸市立西体育館</td><td>［略］</td></tr><tr><td>神戸市立小野浜公園球技場</td><td>神戸市中央区小野浜町131番地</td></tr><tr><td>［略］</td><td>［略］</td></tr></table></td><td>（名称等）
第２条　体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>［略］</td><td>［略］</td></tr><tr><td>神戸市立西体育館</td><td>［略］</td></tr><tr><td>［略］</td><td>［略］</td></tr></table></td></tr>
</table>

（事業）	（事業）
第３条　［略］	第３条　［略］
２　神戸市立東灘体育館、神戸市立磯上体育館、神戸市立須磨体育館、神戸市立垂水体育館、神戸市立小野浜公園球技場及び神戸市立港島南球技場は、市民のスポーツ等の利用に供する。	２　神戸市立東灘体育館、神戸市立磯上体育館、神戸市立須磨体育館、神戸市立垂水体育館及び神戸市立港島南球技場は、市民のスポーツ等の利用に供する。
別表第７　神戸市立小野浜公園球技場及び神戸市立港島南球技場の使用料（第６条関係）	別表第７　神戸市立港島南球技場の使用料（第６条関係）
(1)　［略］	(1)　［略］
(2) 駐車場の使用料	(2) 駐車場の使用料
［略］	［略］
備考	備考　使用時間に１時間未満の端数が生じたときは、１時間として計算する。
１　この表は神戸市立港島南球技場のみに適用する。	
２　使用時間に１時間未満の端数が生じたときは、１時間として計算する。	

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定については、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　改正後の神戸市立体育施設条例（以下この項において「新条例」という。）を施行するために必要な神戸市立小野浜公園球技場に係る新条例第４条の許可、新条例第６条の使用料の収受、新条例第16条の指定管理者の指定その他必要な

行為は、新条例の施行の日前においても、新条例の規定の例によりすることができる。

（都市公園条例の一部改正）

3　神戸市都市公園条例（昭和33年３月条例第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第１（第２条関係）

(1) 附属設備を除く有料公園施設

都市公園名	有料公園施設
［略］	［略］
布引公園	［略］
［略］	［略］

(2)　［略］

別表第２（第14条関係）

(1)～(5)　［略］

(6) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合

種類	都市公園名	区分	独占利用							個人利用	団体利用
			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	時間利用		
［略］	［略］	［略］	［略］						［略］	［略］	［略］
球技場	瀬戸公園	［略］							［略］		
	海浜公園										
	［略］	［略］	［略］						［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］						［略］	［略］	［略］

(7)、(8)　［略］

備考　［略］

改正前

別表第１（第２条関係）

(1) 附属設備を除く有料公園施設

都市公園名	有料公園施設
［略］	［略］
布引公園	［略］
小野浜公園	球技場
［略］	［略］

(2)　［略］

別表第２（第14条関係）

(1)～(5)　［略］

(6) 有料公園施設（附属設備を除く。）を利用する場合

種類	都市公園名	区分	独占利用							個人利用	団体利用
			午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	終日	時間利用		
［略］	［略］	［略］	［略］						［略］	［略］	［略］
球技場	瀬戸公園	［略］							［略］		
	小野浜公園										
	海浜公園										
	［略］	［略］	［略］						［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］						［略］	［略］	［略］

(7)、(8)　［略］

備考　［略］

神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第32号

神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例の一部を改正する条例

神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例（平成６年１月条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（使用の許可） 第５条　前条第１項第２号若しくは第４号に規定する施設又はそれらの附属設備（以下「研修室等」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 ２　［略］ （使用料の減免） 第10条　市長は、規則で定める特別の理由があるときは、規則で定めると	（使用の許可） 第５条　前条第１項第２号若しくは第４号に規定する施設又はそれらの附属設備（以下「研修室等」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。 ２　［略］ （使用料の減免） 第10条　市長は、規則で定める特別の理由があるとき、規則で定めるとこ

ころにより、使用料を減額し、又は免除することができる。	ろにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表（第８条関係）

(1)　センターの研修室及び実習室の使用料

施設				使用料（１室につき）					
名称		面積の概数（単位　平方メートル）	定員（単位人）	午前（午前９時から正午まで）	午後（午後１時から午後５時まで）	夜間（午後６時から午後９時まで）	午前・午後（午前９時から午後５時まで）	午後・夜間（午後１時から午後９時まで）	終日（午前９時から午後９時まで）
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
実習室	介護（ベッドを使用する場合）	123	30	7,600円	10,100円	7,600円	16,000円	16,000円	21,600円
	介護（ベッドを使用しない場合）	39	30	2,000円	2,800円	2,000円	4,300円	4,300円	5,700円

備考　［略］

(2)～(4)　［略］

改正前

別表（第８条関係）

(1)　センターの研修室及び実習室の使用料

施設				使用料（１室につき）					
名称		面積の概数（単位　平方メートル）	定員（単位人）	午前（午前９時から正午まで）	午後（午後１時から午後５時まで）	夜間（午後６時から午後９時まで）	午前・午後（午前９時から午後５時まで）	午後・夜間（午後１時から午後９時まで）	終日（午前９時から午後９時まで）
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
実習室	介護	123	30	7,600円	10,100円	7,600円	16,000円	16,000円	21,600円
	調理	96	40	5,900円	7,800円	5,900円	12,400円	12,400円	16,700円

備考　［略］

(2)～(4)　［略］

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際現にこの条例による改正前の神戸市立こうべ市民福祉交流センター条例第５条第１項の許可を受けている者が納付すべき使用料については、なお従前の例による。

神戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第33号

神戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

神戸市公衆浴場法施行条例（平成24年12月条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（公衆浴場について講ずべき措置の基準） 第４条　法第３条第２項の規定による条例で定める一般公衆浴場について営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。 (1)～(17)　［略］ (18) 入浴設備の清掃及び消毒については、第15号及び前号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に従い、適切な方法で行うこと。	（公衆浴場について講ずべき措置の基準） 第４条　法第３条第２項の規定による条例で定める一般公衆浴場について営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。 (1)～(17)　［略］ (18) 入浴設備の清掃及び消毒については、第15号及び第17号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に従い、適切な方法で行うこと。

ア～カ　［略］	ア～カ　［略］
(19)　［略］	(19)　［略］
(20) 浴用の水及び湯は、次に掲げる基準を保つこと。ただし、水道法（昭和32年法律第177号）第３条第２項に規定する水道事業の用に供する水道又は同条第６項に規定する専用水道若しくは特設水道条例（昭和39年兵庫県条例第62号）第２条第１項に規定する特設水道から供給を受ける水（以下「水道水」という。）を使用する場合にあってはアの基準について、温泉等を使用する場合にあってはア及びイの基準（大腸菌及びレジオネラ属菌に係る基準を除く。）について、適用しないことができる。	(20) 浴用の水及び湯は、次に掲げる基準を保つこと。ただし、水道法（昭和32年法律第177号）第３条第２項に規定する水道事業の用に供する水道又は同条第６項に規定する専用水道若しくは特設水道条例（昭和39年兵庫県条例第62号）第２条第１項に規定する特設水道から供給を受ける水（以下「水道水」という。）を使用する場合にあってはアの基準について、温泉等を使用する場合にあってはア及びイの基準（大腸菌、大腸菌群及びレジオネラ属菌に係る基準を除く。）について、適用しないことができる。
ア　［略］	ア　［略］
イ　浴槽水	イ　浴槽水
［略］ ［略］ 大腸菌 ［略］ ［略］ ［略］	［略］ ［略］ 大腸菌群 ［略］ ［略］ ［略］
(21)～(33)　［略］	(21)～(33)　［略］
２～５　［略］	２～５　［略］

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市立墓園条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第34号

神戸市立墓園条例の一部を改正する条例

神戸市立墓園条例（昭和41年３月条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（墓園の施設） 第３条　墓園に次に掲げる施設（以下「墓園施設」という。）を置く。 (1)～(3)　［略］ (4)　期限付墓地（使用許可期間満了後、埋蔵された焼骨を前号の合葬施設へ改葬することを条件とする墓地の区画をいう。） （使用許可） 第４条　［略］ ２　墓園施設又は附属施設を使用しようとする者は、次の各号のいずれに	（墓園の施設） 第３条　墓園に次に掲げる施設（以下「墓園施設」という。）を置く。 (1)～(3)　［略］ （使用許可） 第４条　［略］ ２　墓園施設又は附属施設を使用しようとする者は、次の各号のいずれに

も該当する者でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。	も該当する者でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
(1) ［略］	(1) ［略］
(2) 一般の墓地及び期限付墓地を使用しようとする場合にあっては、祭祀を主宰すべき者であること。	(2) 一般の墓地を使用しようとする場合にあっては、祭祀を主宰すべき者であること。
(3) ［略］	(3) ［略］
(4) 一般の墓地、区画型合葬式墳墓若しくは期限付墓地又は附属施設を使用しようとする場合にあっては、本市に引き続き6月以上住所を有する者であること。	(4) 一般の墓地若しくは区画型合葬式墳墓又は附属施設を使用しようとする場合にあっては、本市に引き続き6月以上住所を有する者であること。
(5) ［略］	(5) ［略］
3 ［略］	3 ［略］
4 次に掲げる施設の使用許可の期間は、当該各号に定める期間とする。	4 次に掲げる施設の使用許可の期間は、当該各号に定める期間とする。
(1)、(2) ［略］	(1)、(2) ［略］
(3) 期限付墓地 使用許可の日から15年	
（使用の制限）	（使用の制限）
第5条 ［略］	第5条 ［略］
2 ［略］	2 ［略］
3 期限付墓地の使用許可は、埋蔵された焼骨を前条第4項に定める期間満了後に合葬施設へ改葬することを条件として付すものとする。	

4　［略］	3　［略］
（使用終了時等の取扱い）	（使用終了時等の取扱い）
第12条　［略］	第12条　［略］
2、3　［略］	2、3　［略］
4　市長は、個別安置施設に収蔵している焼骨について使用許可の期間が満了したときは、合葬施設の使用料を徴収することなく、その焼骨を合葬施設に埋蔵するものとする。	4　市長は、個別安置施設に収蔵している焼骨について使用許可の期間が経過したときは、合葬施設の使用料を徴収することなく、その焼骨を合葬施設に埋蔵するものとする。
5　第4条第2項第5号ウに該当するとして個別安置施設の使用許可を受けた者が、その使用許可の期間が満了した後に死亡したときは、合葬施設の使用料を徴収することなくその者の焼骨を合葬施設に埋蔵するものとする。	5　第4条第2項第4号ウに該当するとして個別安置施設の使用許可を受けた者が、その使用許可の期間が経過した後に死亡したときは、合葬施設の使用料を徴収することなくその者の焼骨を合葬施設に埋蔵するものとする。
6　市長は、期限付墓地の使用許可の期間が満了したときは、合葬施設の使用料を徴収することなく、当該期限付墓地に埋蔵された焼骨を合葬施設に改葬するものとする。	
7　期限付墓地の使用許可の期間が満了した時点において、当該期限付墓地に墓石が設置されているときは、当該墓石に係る所有権は、市に帰属するものとする。	
別表第2（第6条関係）	別表第2（第6条関係）
(1)　墓園使用料	(1)　墓園使用料

ア　許可の際納付すべき使用料

種別		面積	金額
［略］		［略］	［略］
合葬式墓地	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
期限付墓地		1.6平方メートル	1箇所につき300,000円 埋蔵する焼骨1体につき50,000円

イ　［略］

ア　許可の際納付すべき使用料

種別		面積	金額
［略］		［略］	［略］
合葬式墓地	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］

イ　［略］

附　則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第35号

神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の一部を改正する条例

神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（平成30年12月条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
神戸市太陽光発電施設<u>等</u>の適正な設置及び維持管理に関する条例	神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例
（目的）	（目的）
第１条　この条例は、太陽光発電施設<u>等</u>の適正な設置及び維持管理に関して必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止するとともに、良好な自然環境及び生活環境を保全す	第１条　この条例は、太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関して必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止するとともに、良好な自然環境及び生活環境を保全する

ることを目的とする。	ことを目的とする。
（定義）	（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)　［略］	(1)　［略］
(2) 蓄電所　電気設備に関する技術基準を定める省令（平成９年通商産業省令第52号）第１条第４号に規定する蓄電所をいう。	
(3) 特定施設　次のいずれかに該当する施設をいう。	(2) 特定施設　発電出力が10キロワット以上の太陽光発電施設（次のいずれかに該当するものを除く。）をいう。
ア　発電出力が10キロワット以上の太陽光発電施設（次のいずれかに該当するものを除く。）	ア　建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第１号に規定する建築物をいう。）の屋根、壁面又は屋上のいずれかに設置するもの
(ｱ) 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第２条第１号に規定する建築物をいう。）の屋根、壁面又は屋上のいずれかに設置するもの	
(ｲ) 電気事業者その他の者に電気を供給しないもの	
イ　出力１万キロワット以上又は容量８万キロワット時以上の蓄	イ　電気事業者その他の者に電気を供給しないもの

電所	
(4)～(6)　［略］	(3)～(5)　［略］
	(6)　大規模特定事業　特定事業のうち、事業区域の面積が５ヘクタール以上のものをいう。
（事業区域として禁止される区域）	（事業区域として禁止される区域）
第６条　［略］	第６条　［略］
２　事業者は、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第７条第１項の規定に基づき指定された特定農業用ため池及びため池の保全等に関する条例（平成27年兵庫県条例第18号）第17条第１項の規定に基づき指定された「特定ため池」（以下「特定農業用ため池等」という。）のうち、規則で定める特定農業用ため池等を事業区域としてはならない。	
（関係法令等の手続）	
第６条の２　事業者は、特定施設の設置予定場所に係る規則で定める法令等の手続を要する場合は、当該手続を行った後でなければ、第８条第１項の規定に基づく許可の申請をすることができない。	
（事前協議）	
第６条の３　事業者は、第８条第１項の規定に基づく特定事業の実施に係	

る許可を受けようとする場合は、同条第２項に規定する許可申請書を提出する前に、次に掲げる事項を記載した書類（以下「事前協議書」という。）に規則で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1) 第８条第１項の規定に基づく特定事業の実施に係る許可を受けようとする者の氏名、住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）及び連絡先並びに現場責任者の氏名、住所及び連絡先 (2) 特定事業の事業区域の所在地、土地の地目及び面積 (3) 設置しようとする特定施設の種類及び規模 (4) 特定事業の期間 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項 ２　事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じた場合は、その旨を記載した書類（以下「変更協議書」という。）に規則で定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更として規則で定めるものに該当する場合は、こ	

の限りではない。	
3　市長は、第１項の事前協議書又は前項の変更協議書の提出を受けたときは、事業者に対し、特定施設の設置等に係る意見等を書面で通知するものとする。	
（近隣関係者への説明）	（近隣関係者への説明）
第７条　事業者は、次に掲げる行為をする前に、特定施設の設置予定場所の周辺地域の住民に対し、実施しようとする特定事業に係る計画（以下「事業計画」という。）の内容等を周知させるための措置として規則で定める措置を実施しなければならない。	第７条　事業者は、次に掲げる行為をする前に、特定施設の設置に伴い生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者として規則で定める者（以下「近隣関係者」という。）に対し、実施しようとする特定事業に係る計画（以下「事業計画」という。）の内容について、説明会の開催その他の方法により説明を行わなければならない。
(1)～(4)　［略］	(1)～(4)　［略］
(5)　第18条第３項の規定に基づく特定事業の承継の届出	
２　前項の措置を行うに当たっては、事業者は、事業計画の内容について近隣関係者の理解が得られるよう努めなければならない。	２　前項の説明を行うに当たっては、事業者は、事業計画の内容について近隣関係者の理解が得られるよう努めなければならない。
（特定事業の実施に係る許可）	（特定事業の実施に係る許可）
第８条　事業者は、次に掲げる区域（当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全	第８条　事業者は、次に掲げる区域（第１号から第10号までに掲げる区域にあっては、当該区域に事業区域

部を含む。）において特定事業を実施しようとするとき（第６条ただし書の規定により禁止区域を事業区域とすることが認められて特定事業を実施しようとするときを含む。）は、特定施設の設置に着手する前に、市長の許可を受けなければならない。	の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。）において特定事業を実施しようとするとき（第６条ただし書の規定により禁止区域を事業区域とすることが認められて特定事業を実施しようとするときを含む。）は、特定施設の設置に着手する前に、市長の許可を受けなければならない。
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　都市計画法（昭和43年法律第100号）第７条第３項に規定する市街化調整区域	
(3)　都市計画法第９条第１項に規定する第１種低層住居専用地域	(2)　都市計画法（昭和43年法律第100号）第９条第１項に規定する第１種低層住居専用地域
(4)～(9)　［略］	(3)～(8)　［略］
(10)　第３号から前号までに掲げる区域（以下この号において「第１種低層住居専用地域等」という。）以外の区域であって、第１種低層住居専用地域等と類するものとして市長が特に必要と認める区域	(9)　第２号から前号までに掲げる区域（以下この号において「第１種低層住居専用地域等」という。）以外の区域であって、第１種低層住居専用地域等と類するものとして規則で定める区域
(11)　［略］	(10)　［略］
	(11)　事業区域が都市計画法第７条第３項に規定する市街化調整区域を1,000平方メートル以上含む場

	合における当該事業区域
2　［略］	2　［略］
3　事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	3　事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
(1)～(4)　［略］	(1)～(4)　［略］
(5)　特定施設における有害物質として規則で定めるものの使用状況並びに使用されている場合はその物質の種類及びその量	
(6)　［略］	(5)　［略］
(7)　特定事業に係る資本費（特定施設の設置に係る工事費の総額をいう。）及び第23条に規定する損害賠償責任保険への加入に関する事項	(6)　特定事業に係る資本費（特定施設の設置に係る工事費の総額をいう。）及び第23条に規定する損害賠償責任保険への加入に関する事項（いずれも大規模特定事業に係る事業計画書に限る。）
(8)　［略］	(7)　［略］
（許可の基準等）	（許可の基準等）
第９条　市長は、前条第１項の許可に係る申請があった場合において、当該申請に係る事業が次の各号のいずれにも該当していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。	第９条　市長は、前条第１項の許可に係る申請があった場合において、当該申請に係る事業が次の各号のいずれにも該当していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　第６条の２に規定する規則で定める法令等の手続を要する場合、	

当該手続が行われていること。	
(3) 当該申請の日が第６条の３第３項に規定する通知を受けた日の翌日から起算して３年を経過していないこと。	
(4) 第７条第１項に規定する措置が実施されていること。	
(5) 第19条第１項に規定する保証金の預入がされ、同条第３項に規定する市との質権設定契約が締結されていること。	(2) 大規模特定事業にあっては、第19条第１項に規定する保証金の預入がされ、同条第３項に規定する市との質権設定契約が締結されていること。
２、３　［略］	２、３　［略］
（事業計画の変更の許可等）	（事業計画の変更の許可等）
第10条　［略］	第10条　［略］
２　［略］	２　［略］
３　第６条の２、第６条の３、第８条第２項及び第３項並びに前条の規定は、第１項の許可について準用する。	３　第８条第２項及び第３項並びに前条の規定は、第１項の許可について準用する。
（許可の取消し）	（許可の取消し）
第12条　市長は、許可事業者が次のいずれかに該当するときは、第８条第１項及び第10条第１項の許可を取り消すことができる。	第12条　市長は、許可事業者が次のいずれかに該当するときは、第８条第１項及び第10条第１項の許可を取り消すことができる。
(1)～(6)　［略］	(1)～(6)　［略］
(7) 第19条第１項の規定による保証	(7) 第19条第１項の規定による保証

金の預入をせず、又は同条第３項の規定による質権設定契約の締結をせずに特定事業を実施したとき。	金の預入をせず、又は同条第３項の規定による質権設定契約の締結をせずに大規模特定事業を実施したとき。
(8) 第23条の規定による損害賠償責任保険（特定施設の設置に係る期間中において、当該特定施設の設置を請け負う者が加入をする損害賠償責任保険を含む。）への加入をせずに特定事業を実施したとき。	(8) 第23条の規定による損害賠償責任保険（特定施設の設置に係る期間中において、当該特定施設の設置を請け負う者が加入をする損害賠償責任保険を含む。）への加入をせずに大規模特定事業を実施したとき。
（第８条第１項各号に掲げる区域の外における特定事業の実施に係る届出）	（第８条第１項各号に掲げる区域の外における特定事業の実施に係る届出）
第13条　事業者は、第８条第１項各号に掲げる区域（当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。）の外において特定事業を実施しようとするとき（第６条第１項ただし書の規定により禁止区域を事業区域とすることが認められて特定事業を実施しようとするときを含む。）は、特定施設の設置に着手する日の60日前までに、市長に届け出なければならない。	第13条　事業者は、第８条第１項各号に掲げる区域（同項第１号から第10号までに掲げる区域にあっては、当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。）の外において特定事業を実施しようとするとき（第６条ただし書の規定により禁止区域を事業区域とすることが認められて特定事業を実施しようとするときを含む。）は、特定施設の設置に着手する日の60日前までに、市長に届け出なければならない。
２、３　［略］	２、３　［略］

4　第６条の２の規定は、第１項の規定による届出について準用する。	
5　第１項の届出を行おうとする者は、第６条の３第１項に規定する事前協議書を市長に提出するよう努めるものとする。	
6　第１項の届出を行おうとする者は、前項の規定により事前協議書を市長に提出した場合において、第６条の３第１項各号に掲げる事項に変更が生じた場合は、同条第２項に規定する変更協議書を市長に提出するよう努めるものとする。ただし、軽微な変更として規則で定めるものに該当する場合は、この限りでない。	
（第８条第１項各号に掲げる区域の外における事業計画の変更に係る届出等）	（第８条第１項各号に掲げる区域の外における事業計画の変更に係る届出等）
第14条　［略］	第14条　［略］
2　前条第２項から第６項までの規定は、前項本文の規定による届出について準用する。	2　前条第２項及び第３項の規定は、第１項の規定による届出について準用する。
3　前２項の規定にかかわらず、届出事業者が当該届出に係る事業計画を変更しようとした場合において変更後の事業計画に従えば第８条第１項各号に掲げる区域（当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における	3　前２項の規定にかかわらず、届出事業者が当該届出に係る事業計画を変更しようとした場合において変更後の事業計画に従えば第８条第１項各号に掲げる区域（同項第１号から第10号までに掲げる区域にあって

当該事業区域の全部を含む。）において特定事業を実施することになるときは、当該届出事業者は、同項の規定による市長の許可を受けなければならない。この場合における同項の規定の適用については、同項中「特定施設の設置に着手する前」とあるのは、「特定施設の設置に係る変更後の工事に着手する前」とする。	は、当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。）において特定事業を実施することになるときは、当該届出事業者は、同項の規定による市長の許可を受けなければならない。この場合における同項の規定の適用については、同項中「特定施設の設置に着手する前」とあるのは、「特定施設の設置に係る変更後の工事に着手する前」とする。
（特定施設設置完了後の定期報告） 第16条　事業者は、特定施設の設置が完了した後は、毎年度、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。 (1)～(3)　［略］ (4) その他市長が必要と認める事項	（特定施設設置完了後の定期報告） 第16条　事業者は、特定施設の設置が完了した後は、毎年度、次に掲げる事項について、規則で定めるところにより、市長に報告しなければならない。 (1)～(3)　［略］
2　事業者は、前項の報告を行う際に、併せて規則で定める財務計算に関する諸表及び第23条に規定する損害賠償責任保険への加入を示す書類を市長に提出しなければならない。	2　大規模特定事業を実施する事業者は、前項の報告を行う際に、併せて規則で定める財務計算に関する諸表及び第23条に規定する損害賠償責任保険への加入を示す書類を市長に提出しなければならない。
3　［略］	3　［略］
（廃棄等費用の確保及び管理）	（大規模特定事業に係る廃棄等費用の確保及び管理）

第19条　事業者は、適切に廃棄等費用を確保していることを保証するため、あらかじめ当該事業に係る廃棄等費用に係る現金（以下「保証金」という。）を金融機関に預入しなければならない。	第19条　事業者（第10条第１項又は第14条第１項の規定に基づき変更後の事業計画が大規模特定事業に該当することとなる事業者及び第18条第１項又は第２項の規定に基づき事業者の地位を承継した者を含む。以下この条から第23条までにおいて同じ。）は、大規模特定事業の実施に当たっては、適切に廃棄等費用を確保していることを保証するため、あらかじめ当該事業に係る廃棄等費用に係る現金（以下「保証金」という。）を金融機関に預入しなければならない。
２　前項の規定による保証金の額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。	２　前項の規定による保証金の額は、次に掲げる額のうちいずれか高い額とする。
(1)　事業者が設置しようとする特定施設（太陽光発電施設に限る。以下この項において同じ。）の発電出力に、発電出力１キロワット当たりの資本費（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第67条に規定される調達価格等算定委員会において示される調達価格（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に	(1)　事業者が設置しようとする特定施設の発電出力に、発電出力１キロワット当たりの資本費（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第67条に規定される調達価格等算定委員会において示される調達価格（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第３条第１項に規定する調達価格をい

関する特別措置法第３条第１項に規定する調達価格をいい、事業者が実施しようとする特定事業に適用されることとなる年度のものをいう。以下同じ。）の算定に用いたものをいう。）の100分の６（第８条第１項の規定に基づく許可を受ける場合であって、特定事業の事業区域に同条第１項第１号の規定に該当する区域が含まれる場合は100分の７）に相当する額を乗じて得た額。ただし、令和２年度以後の調達価格の適用を受けることとなる特定事業を実施しようとする場合にあっては、事業者が設置しようとする特定施設の発電出力に１キロワット当たり１万円を乗じて得た額とする。	い、事業者が実施しようとする特定事業に適用されることとなる年度のものをいう。以下同じ。）の算定に用いたものをいう。）の100分の５に相当する額を乗じて得た額。ただし、令和２年度以後の調達価格の適用を受けることとなる特定事業を実施しようとする場合にあっては、事業者が設置しようとする特定施設の発電出力に１キロワット当たり１万円を乗じて得た額とする。
(2) 事業者が実施しようとする特定事業に係る資本費（第８条第３項第７号に規定するものをいう。）の100分の６（第８条第１項の規定に基づく許可を受ける場合であって、特定事業の事業区域に同条第１項第１号の規定に該当する区域が含まれる場合は100分の７）に相当する額又は当該特定事業に係る廃棄等費用の見積額	(2) 事業者が実施しようとする特定事業に係る資本費（第８条第３項第６号に規定するものをいう。）の100分の５に相当する額又は当該特定事業に係る廃棄等費用の見積額

3　［略］	3　［略］
	4　第10条第１項又は第14条第１項の規定に基づき変更後の事業計画が大規模特定事業に該当することとなる事業者に係る前項の規定の適用については、同項中「第８条第１項」とあるのは「第10条第１項」と、「第13条第１項」とあるのは「第14条第１項」と、「特定施設の設置」とあるのは「特定施設の設置に係る事業計画の変更に伴い生じる工事」と読み替えるものとする。
4　前条第１項の規定に基づき事業者の地位を承継した者に係る前項の規定の適用については、同項中「第８条第１項の規定に基づく市長の許可を受けようとする者にあっては当該許可を受けるまでに、第13条第１項の規定に基づく届出を行おうとする者にあっては特定施設の設置に着手するまでに」とあるのは、「前条第１項の規定により事業者の地位を承継した際に、特定施設の設置に着手していない場合にあっては特定施設の設置に着手するまでに、特定施設の設置に着手している場合にあっては前条第３項の規定に基づく市長への届出を行った後速やかに」と読み	5　第18条第１項の規定に基づき事業者の地位を承継した者に係る第３項の規定の適用については、同項中「第８条第１項の規定に基づく市長の許可を受けようとする者にあっては当該許可を受けるまでに、第13条第１項の規定に基づく届出を行おうとする者にあっては特定施設の設置に着手するまでに」とあるのは、「第18条第１項の規定により事業者の地位を承継した際に、特定施設の設置に着手していない場合にあっては特定施設の設置に着手するまでに、特定施設の設置に着手している場合にあっては第18条第３項の規定に基づく市長への届出を行った後速

替えるものとする。

5　第１項から第３項までの規定は、既に特定事業を実施している事業者が新たに事業計画の変更（第10条第１項ただし書及び第14条第１項ただし書に規定する変更を含む。）をすることにより預入をすべき保証金の額が増加する場合の当該増加する額の預入について準用する。

（廃棄等費用の確保等に係る公表）

第20条　［略］

（質権設定契約の解除等）

第22条　市は、次に掲げる場合には、第19条第３項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

(1)　第９条第３項（第10条第３項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許可の申請に対して許可をしない決定をし、それを通知したとき。

やかに」と読み替えるものとする。

6　第１項から第４項までの規定は、既に大規模特定事業を実施している事業者が新たに事業計画の変更（第10条第１項ただし書及び第14条第１項ただし書に規定する変更を含む。）をすることにより預入をすべき保証金の額が増加する場合の当該増加する額の預入について準用する。

（大規模特定事業に係る廃棄等費用の確保等に係る公表）

第20条　［略］

（質権設定契約の解除等）

第22条　市は、次に掲げる場合には、第19条第３項の規定により締結した質権設定契約を解除するものとする。

(1)　第９条第３項（第10条第３項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、許可の申請に対して許可をしない決定をし、それを通知したとき。ただし、大規模特定事業を実施していない場合に限る。

(2)　第10条第１項又は第14条第１項の規定に基づく事業計画の変更により、変更後の特定事業が大規模

	特定事業に該当しないこととなったとき。ただし、大規模特定事業を実施している場合にあっては、災害発生の防止のために必要な措置等がとられていると市長が認めるときに限る。
(2) 第12条の規定に基づき、特定事業の実施に係る許可を取り消したとき。ただし、特定事業を実施していない場合に限る。	(3) 第12条の規定に基づき、特定事業の実施に係る許可を取り消したとき。ただし、大規模特定事業を実施していない場合に限る。
(3) 第18条第１項の規定による事業者の地位の承継があった場合において、同項の規定により事業者の地位を承継した者と新たに第19条第４項の規定により読み替えて適用する同条第３項の規定に基づく質権設定契約を締結したとき。	(4) 第18条第１項の規定による事業者の地位の承継があった場合において、同項の規定により事業者の地位を承継した者と新たに第19条第５項の規定により読み替えて適用する同条第３項の規定に基づく質権設定契約を締結したとき。
(4) ［略］	(5) ［略］
２～４ ［略］	２～４ ［略］
（損害賠償責任保険への加入）	（大規模特定事業に係る損害賠償責任保険への加入）
第23条 事業者は特定施設の設置に着手する日から特定施設を廃止する日までの間、当該特定事業の実施に起因して生じた他人の生命又は身体及び財産に係る損害を填補する保険又は共済（以下「損害賠償責任保険」という。）への加入をしなければな	第23条 事業者は、大規模特定事業の実施に当たっては、特定施設の設置に着手する日から特定施設を廃止する日までの間、当該大規模特定事業の実施に起因して生じた他人の生命又は身体及び財産に係る損害を填補する保険又は共済（以下「損害賠償

らない。ただし、特定施設の設置に係る期間中の損害賠償責任保険への加入にあっては、当該特定施設の設置を請け負う者が、損害賠償責任保険への加入をすることで足りるものとする。	責任保険」という。）への加入をしなければならない。ただし、特定施設の設置に係る期間中の損害賠償責任保険への加入にあっては、当該特定施設の設置を請け負う者が、損害賠償責任保険への加入をすることで足りるものとする。
	2　第10条第１項又は第14条第１項の規定に基づき変更後の事業計画により当該特定事業が大規模特定事業に該当することとなる事業者に係る前項の規定の適用については、同項中「特定施設の設置」とあるのは「特定施設の設置に係る事業計画の変更に伴い生じる工事」と読み替えるものとする。
2　［略］	3　［略］
（勧告）	（勧告）
第26条　市長は、次に掲げる者に対し、期限を定めて、災害の発生の防止のために、又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置その他の措置をとるべき旨の勧告をすることができる。	第26条　市長は、次に掲げる者に対し、期限を定めて、災害の発生の防止のために、又は良好な自然環境若しくは生活環境の保全のために必要な措置その他の措置をとるべき旨の勧告をすることができる。
(1)、(2)　［略］	(1)、(2)　［略］
(3)　第８条第１項又は第10条第１項の許可を受けないで、第８条第１項各号に掲げる区域（当該区域に	(3)　第８条第１項又は第10条第１項の許可を受けないで、第８条第１項各号に掲げる区域（同項第１号

事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。）において、特定事業を実施している者	から第10号までに掲げる区域にあっては、当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。）において、特定事業を実施している者
(4) 第12条の規定により許可の取消しを受けた後も、第８条第１項各号に掲げる区域（当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。）において、特定事業を実施している者	(4) 第12条の規定により許可の取消しを受けた後も、第８条第１項各号に掲げる区域（同項第１号から第10号までに掲げる区域にあっては、当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。）において、特定事業を実施している者
(5) ［略］	(5) ［略］
(6) 第19条第１項の規定に違反して保証金の預入をせず、又は同条第３項の規定に違反して市と質権設定契約を締結せずに特定事業を実施している者	(6) 第19条第１項の規定に違反して保証金の預入をせず、又は同条第３項の規定に違反して市と質権設定契約を締結せずに大規模特定事業を実施している者
(7) 第23条の規定に違反して、損害賠償責任保険（特定施設の設置に係る期間中において、当該特定施設の設置を請け負う者が加入をする損害賠償責任保険を含む。）への加入をせずに特定事業を実施している者	(7) 第23条の規定に違反して、損害賠償責任保険（特定施設の設置に係る期間中において、当該特定施設の設置を請け負う者が加入をする損害賠償責任保険を含む。）への加入をせずに大規模特定事業を実施している者
(8)～(10) ［略］	(8)～(10) ［略］
附　則	附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和元年７月１日から施行する。

（第４条第２項の施設基準の遵守に係る経過措置）

第２条　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に特定施設の設置に着手している特定事業（特定施設の設置を完了している特定事業を含む。以下同じ。）については、令和元年10月１日以後に事業計画の変更（第10条第１項ただし書及び第14条第１項ただし書の規定の適用を受けるものを除く。）が行われるまでの間は、第４条第２項の規定は、適用しない。

２　前項の規定にかかわらず、市長は、施行日以後は、第４条第２項に規定する施設基準の趣旨を考慮して、前項の規定の適用を受ける特定事業について、第25条の規定に基づく指導及び助言を行うことができるものとする。

（第６条の禁止区域に係る経過措置）

第４条　施行日前に特定施設の設置に着手している特定事業については、令和元年10月１日以後に事業計画の

（施行期日）

第１条　この条例は、平成31年７月１日から施行する。

（第４条第２項の施設基準の遵守に係る経過措置）

第２条　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に特定施設の設置に着手している特定事業（特定施設の設置を完了している特定事業を含む。以下同じ。）については、平成31年10月１日以後に事業計画の変更（第10条第１項ただし書及び第14条第１項ただし書の規定の適用を受けるものを除く。）が行われるまでの間は、第４条第２項の規定は、適用しない。

２　前項の規定にかかわらず、市長は、施行日以後は、第４条第２項に規定する施設基準の趣旨を考慮して、前項の規定の適用を受ける特定事業について、第19条の規定に基づく指導及び助言を行うことができるものとする。

（第６条の禁止区域に係る経過措置）

第４条　施行日前に特定施設の設置に着手している特定事業については、平成31年10月１日以後に事業計画の

変更（第10条第１項ただし書及び第14条第１項ただし書の規定の適用を受けるものを除く。）が行われるまでの間は、第６条の規定は、適用しない。	変更（第10条第１項ただし書及び第14条第１項ただし書の規定の適用を受けるものを除く。）が行われるまでの間は、第６条の規定は、適用しない。
（第７条第１項の事業計画に係る経過措置）	（第７条第１項の事業計画に係る経過措置）
第５条　次条第２項又は附則第７条第２項の規定の適用を受ける特定事業については、令和元年10月１日時点において実際に事業者が有していた事業計画を第７条第１項に規定する事業計画であるとみなして、この条例の規定を適用する。	第５条　次条第２項又は附則第７条第２項の規定の適用を受ける特定事業については、平成31年10月１日時点において実際に事業者が有していた事業計画を第７条第１項に規定する事業計画であるとみなして、この条例の規定を適用する。
２　市長は、前項の令和元年10月１日時点において実際に事業者が有していた事業計画の内容を把握するため、第24条第１項の規定に基づく報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査の権限を適切に行使するものとする。	２　市長は、前項の平成31年10月１日時点において実際に事業者が有していた事業計画の内容を把握するため、第18条第１項の規定に基づく報告若しくは資料の提出の求め又は立入調査の権限を適切に行使するものとする。
（第８条第１項の特定事業の実施に係る許可についての経過措置）	（第８条第１項の特定事業の実施に係る許可についての経過措置）
第６条　第８条第１項の規定に基づく許可は、令和元年10月１日以後に特定施設の設置に着手する特定事業について要するものとする。	第６条　第８条第１項の規定に基づく許可は、平成31年10月１日以後に特定施設の設置に着手する特定事業について要するものとする。
２　令和元年10月１日前に特定施設の	２　平成31年10月１日前に特定施設の

設置に着手している特定事業については、その事業区域が第８条第１項各号に掲げる区域（当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。以下同じ。）に属する場合であっても、同項の許可を受けていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとする。	設置に着手している特定事業については、その事業区域が第８条第１項各号に掲げる区域（同項第１号から第10号までに掲げる区域にあっては、当該区域に事業区域の一部が含まれる場合における当該事業区域の全部を含む。以下同じ。）に属する場合であっても、同項の許可を受けていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとする。
３　前項の規定により第８条第１項の許可を受けていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとされた特定事業について、令和元年10月１日以後に事業計画の変更（第10条第１項各号に掲げる変更を除く。）が行われるときは第10条第１項の規定による事業計画の変更の許可を受けなければならないものとする。	３　前項の規定により第８条第１項の許可を受けていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとされた特定事業について、平成31年10月１日以後に事業計画の変更（第10条第１項各号に掲げる変更を除く。）が行われるときは第10条第１項の規定による事業計画の変更の許可を受けなければならないものとする。
４　第２項の規定により第８条第１項の許可を受けていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとされた特定事業について、令和元年10月１日以後に事業計画の変更（第10条第１項各号に掲げる変更に限る。）が行われるとき	４　第２項の規定により第８条第１項の許可を受けていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとされた特定事業について、平成31年10月１日以後に事業計画の変更（第10条第１項各号に掲げる変更に限る。）が行われるとき

は、第10条第２項の規定による届出は要しないものとする。	は、第10条第２項の規定による届出は要しないものとする。
５　［略］	５　［略］
（第13条の特定事業の実施に係る届出についての経過措置）	（第13条の特定事業の実施に係る届出についての経過措置）
第７条　第13条第１項の規定に基づく届出は、令和元年10月１日以後に特定施設の設置に着手する特定事業について要するものとする。	第７条　第13条第１項の規定に基づく届出は、平成31年10月１日以後に特定施設の設置に着手する特定事業について要するものとする。
２　令和元年10月１日前に特定施設の設置に着手している特定事業（その事業区域が第８条第１項各号に掲げる区域に属さないものに限る。）については、第13条第１項の届出がなされていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとする。	２　平成31年10月１日前に特定施設の設置に着手している特定事業（その事業区域が第８条第１項各号に掲げる区域に属さないものに限る。）については、第13条第１項の届出がなされていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとする。
３　前項の規定により第13条第１項の届出がなされていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとされた特定事業について、令和元年10月１日以後に事業計画の変更（第14条第１項各号に掲げる変更を除く。）が行われるときは、第14条第１項本文の規定による事業計画の変更の届出を行わなければならないものとする。	３　前項の規定により第13条第１項の届出がなされていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとされた特定事業について、平成31年10月１日以後に事業計画の変更（第14条第１項各号に掲げる変更を除く。）が行われるときは、第14条第１項本文の規定による事業計画の変更の届出を行わなければならないものとする。
４　第２項の規定により第13条第１項	４　第２項の規定により第13条第１項

の届出がなされていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとされた特定事業について、令和元年10月１日以後に事業計画の変更（第14条第１項各号に掲げる変更に限る。）が行われるときは、第14条第１項ただし書の規定による届出は要しないものとする。	の届出がなされていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとされた特定事業について、平成31年10月１日以後に事業計画の変更（第14条第１項各号に掲げる変更に限る。）が行われるときは、第14条第１項ただし書の規定による届出は要しないものとする。
５　第３項の規定にかかわらず、第２項の規定により第13条第１項の届出がなされていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとされた特定事業について、令和元年10月１日以後に事業計画の変更が行われ、かつ、変更後の事業計画に従えば第８条第１項各号に掲げる区域において特定事業を実施することとなるときは、第14条第３項の規定に基づき、市長の許可を受けなければならないものとする。	５　第３項の規定にかかわらず、第２項の規定により第13条第１項の届出がなされていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとされた特定事業について、平成31年10月１日以後に事業計画の変更が行われ、かつ、変更後の事業計画に従えば第８条第１項各号に掲げる区域において特定事業を実施することとなるときは、第14条第３項の規定に基づき、市長の許可を受けなければならないものとする。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年７月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（以下「旧条例」という。）第８条第２項の規定に基づく許可申請書が提出された特定事業、旧条例第13条第１項の規定に基づく届出書が提出された特定事業又は

令和元年10月１日前に特定施設の設置に着手している事業（それぞれ特定施設の設置を完了している特定事業を含む。以下同じ。）については、施行日以後にこの条例による改正後の神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第１項又は第14条第１項の規定に基づく事業計画の変更（第10条第１項ただし書及び第14条第１項ただし書の規定の適用を受けるもの並びに施行日において現に旧条例第10条本文の許可に係る申請がなされているものを除く。以下同じ。）が行われるまでの間は、新条例第６条第２項の規定は、適用しない。

２　新条例第６条の２及び第６条の３（第10条第３項で準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にされる許可の申請について適用する。

３　新条例第13条第４項から第６項まで（第14条第２項で準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にされる届出について適用する。

４　施行日において現に旧条例第８条第２項の規定に基づく許可申請書が提出され、又は旧条例第10条本文の許可に係る申請がなされている事業計画についての新条例第７条第１項の規定の適用については、「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めるものとする」とする。

５　施行日前に旧条例第13条第１項の規定に基づく届出がされた特定事業又は旧条例附則第７条第３項の規定による事業計画の変更の届出がされた特定事業は、新条例第８条第１項第２号に掲げる区域に事業区域の一部が含まれる場合であっても、施行日以後に事業計画の変更が行われるまでの間は、新条例第８条第１項の許可を受けていないことをもってこの条例に違反しているものとは扱わないものとする。

６　新条例第９条第１項の規定（第10条第３項で準用する場合を含む。）は、施行日以後にされる申請について適用し、施行日において現にされている申請については、なお従前の例による。

７　新条例第12条、第19条及び第23条の規定の適用については、施行日以後に事業計画の変更が行われるまでの間は、なお従前の例による。

８　この附則に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（手数料条例の一部改正）

第３条　神戸市手数料条例（平成12年３月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（手数料） 第２条　市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(72の7)　［略］ (73) 神戸市太陽光発電施設<u>等</u>の適正な設置及び維持管理に関する条例（平成30年12月条例第14号）第８条第１項の規定に基づく特定事業の実施に係る許可の申請に対する審査 １件につき、特定事業の用に供する土地の区域の面積が1,000平方メートル未満のものにあっては８万2,000円、1,000平方メートル以上のものにあっては15万1,000	（手数料） 第２条　市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(72の7)　［略］ (73) 神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（平成30年12月条例第14号）第８条第１項の規定に基づく特定事業の実施に係る許可の申請に対する審査 １件につき、特定事業の用に供する土地の区域の面積が1,000平方メートル未満のものにあっては８万2,000円、1,000平方メートル以上のものにあっては15万1,000

円	円
(73の2)　神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例第10条第１項の規定に基づく事業計画の変更の許可の申請に対する審査 １件につき、特定事業の用に供する土地の区域の面積が1,000平方メートル未満のものにあっては５万9,000円、1,000平方メートル以上のものにあっては12万8,000円	(73の2)　神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例第10条第１項の規定に基づく事業計画の変更の許可の申請に対する審査 １件につき、特定事業の用に供する土地の区域の面積が1,000平方メートル未満のものにあっては５万9,000円、1,000平方メートル以上のものにあっては12万8,000円
(74)～(158)　［略］	(74)～(158)　［略］

神戸市国営東播用水土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例を次のように公布する。

神戸市条例第36号

神戸市国営東播用水土地改良事業負担金徴収条例を廃止する条例

神戸市国営東播用水土地改良事業負担金徴収条例（平成３年１月条例第20号）は、廃止する。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市産業振興センター条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第37号

神戸市産業振興センター条例の一部を改正する条例

神戸市産業振興センター条例（平成４年10月条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表（第８条関係）

(1) 施設の使用料

ア　［略］

イ　会議室の使用料

部屋番号	使用料		
	午前（午前９時から正午まで）	午後（午後１時から午後５時まで）	夜間（午後６時から午後９時まで）
901	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
801 905	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
802	［略］	［略］	［略］
803 904	［略］	［略］	［略］
902	［略］	［略］	［略］
903 906	［略］	［略］	［略］
804	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］

備考　［略］

(2)　［略］

改正前

別表（第８条関係）

(1) 施設の使用料

ア　［略］

イ　会議室の使用料

区分		使用料		
		午前（午前９時から正午まで）	午後（午後１時から午後５時まで）	夜間（午後６時から午後９時まで）
特別会議室		6,000円	7,500円	7,500円
		17,000円	23,000円	23,000円
会議室	901	［略］	［略］	［略］
		［略］	［略］	［略］
	801 905	［略］	［略］	［略］
		［略］	［略］	［略］
	802	［略］	［略］	［略］
	803 904	［略］	［略］	［略］
	902	［略］	［略］	［略］
	903 906	［略］	［略］	［略］
	804	［略］	［略］	［略］
		［略］	［略］	［略］

備考　［略］

(2)　［略］

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市立路外駐車場条例及び道路法第24条の２第１項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する等の条例を次のように公布する。

神戸市条例第38号

神戸市立路外駐車場条例及び道路法第24条の２第１項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する等の条例

（道路法第24条の２第１項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部改正）

第１条　道路法第24条の２第１項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例（平成５年10月条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第１（第２条関係）

名称	位置	使用の対象となる自動車の種類
神戸市神戸駅南駐車場	［略］	［略］
神戸市荒田公園駐車場	神戸市兵庫区荒田町２丁目大倉山線路面下	普通自動車及び自動二輪車
［略］	［略］	［略］
神戸市長田北町駐車場	［略］	普通自動車及び自動二輪車
［略］	［略］	［略］

別表第２（第３条関係）

名称	駐車を開始できる時間	駐車を終了できる時間
神戸市神戸駅南駐車場	［略］	［略］
神戸市荒田公園駐車場	午前５時から午後11時まで	午前５時から午後12時まで
神戸市和田岬駅前駐車場	午前６時30分から午後11時まで	午前６時30分から午後12時まで
神戸市長田北町駐車場	午前７時から午後10時まで	午前７時から午後11時まで
［略］	［略］	［略］

別表第３（第５条関係）

名称	駐車料金		１日当たりの上限額
	区分	駐車料金の単位となる時間及び金額	
神戸市神戸駅南駐車場	［略］	［略］	［略］
神戸市荒田公園駐車場		入車の時から30分を経過するまでにあっては150円、入車から30分を経過した後にあっては10分につき50円	810円
［略］	［略］	［略］	［略］

備考　［略］

改正前

別表第１（第２条関係）

名称	位置	使用の対象となる自動車の種類
神戸市神戸駅南駐車場	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
神戸市長田北町駐車場	［略］	普通自動車
［略］	［略］	［略］

別表第２（第３条関係）

名称	駐車を開始できる時間	駐車を終了できる時間
神戸市神戸駅南駐車場	［略］	［略］
神戸市和田岬駅前駐車場	午前７時から午後11時まで	午前７時から午後12時まで
神戸市長田北町駐車場		
［略］	［略］	［略］

別表第３（第５条関係）

名称	駐車料金		１日当たりの上限額
	区分	駐車料金の単位となる時間及び金額	
神戸市神戸駅南駐車場	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

備考　［略］

別表第４（第５条関係）

名称	回数駐車券の料金		定期駐車券の種類、利用できる曜日及び時間並びに１月当たりの料金			
			昼間	平日昼間	夜間	全日
神戸市神戸駅南駐車場	［略］	［略］	［略］			
神戸市荒田公園駐車場		１，６５０円相当の回数駐車券　１，５００円	午前７時から午後10時まで　17，310円	月曜日から金曜日までの午前７時から午後10時まで　14，260円	午前０時から午前８時まで及び午後８時から午後12時まで　９，170円	19，350円
［略］						

備考　［略］

別表第４（第５条関係）

名称	回数駐車券の料金		定期駐車券の種類、利用できる曜日及び時間並びに１月当たりの料金			
			昼間	平日昼間	夜間	全日
神戸市神戸駅南駐車場	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］		［略］	［略］	［略］		［略］

備考　［略］

（路外駐車場条例の一部改正）

第２条　神戸市立路外駐車場条例（昭和42年３月条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第１（第２条、第３条関係）

名称	位置	使用の対象
［略］	［略］	［略］
神戸市立花隈駐車場	［略］	普通自動車及び自動二輪車
［略］	［略］	［略］

別表第３（第５条関係）

名称		駐車料金 区分	駐車料金 駐車料金の単位となる時間及び金額	1日当たりの上限額
神戸市立三宮駐車場	北ブロック、南ブロック	月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	午前０時から午前７時まで及び午後10時から午後12時までにあっては60分につき100円、午前７時から午後10時までにあっては15分につき100円	1,530円
		日曜日及び土曜日並びに休日	午前０時から午前７時まで及び午後10時から午後12時までにあっては60分につき100円、午前７時から午後10時までにあっては25分につき200円	2,040円
［略］		［略］	［略］	［略］
		［略］	［略］	
［略］			［略］	［略］

備考　［略］

改正前

別表第１（第２条、第３条関係）

名称	位置	使用の対象
［略］	［略］	［略］
神戸市立花隈駐車場	［略］	普通自動車
［略］	［略］	［略］

別表第３（第５条関係）

名称		駐車料金 区分	駐車料金 駐車料金の単位となる時間及び金額	1日当たりの上限額
神戸市立三宮駐車場	北ブロック	月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	午前０時から午前７時まで及び午後10時から午後12時までにあっては60分につき100円、午前７時から午後10時までにあっては15分につき100円	1,530円
		日曜日及び土曜日並びに休日	午前０時から午前７時まで及び午後10時から午後12時までにあっては60分につき100円、午前７時から午後10時までにあっては25分につき200円	2,040円
	南ブロック	月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	午前０時から午前７時まで及び午後10時から午後12時までにあっては60分につき100円、午前７時から午後10時までにあっては15分につき100円	1,020円
		日曜日及び土曜日並びに休日		1,530円
［略］		［略］	［略］	［略］
		［略］	［略］	
［略］			［略］	［略］

備考　［略］

（路外駐車場条例の一部改正）

第３条　神戸市立路外駐車場条例の一部を次のように改正する。

次の表の第３条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び第３条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第３条による改正後	第３条による改正前
神戸市駐車場条例	神戸市立路外駐車場条例
（趣旨）	（趣旨）
第１条　この条例は、道路交通の円滑化を図るため、本市が設置する駐車場法（昭和32年法律第106号）第２条第２号に規定される路外駐車場及び道路法（昭和27年法律第180号）第24条の２第１項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場（以下単に「駐車場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。	第１条　この条例は、本市が設置する路外駐車場（以下「駐車場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。
（設置）	（設置）
第２条　駐車場法に基づき、路外駐車場を設置し、その名称及び位置は別表１のとおりとする。	第２条　道路交通の円滑化を図るため、駐車場法（昭和32年法律第106号）に基づき、駐車場を設置する。
２　道路法第24条の２第１項に基づき	２　駐車場の名称及び位置は、別表第

駐車料金を徴収する自動車駐車場を設置し、その名称及び位置は、別表第２のとおりとする。	１のとおりとする。
（使用の対象）	（使用の対象）
第３条　駐車場の使用の対象となる自動車は、普通自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第３条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）及び自動二輪車（同条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。以下同じ。）とし、各駐車場での対象は別表第１及び別表第２のとおりとする。	第３条　駐車場の使用の対象となる自動車は、別表第１のとおりとする。
（駐車場の供用等）	（駐車の開始及び終了の時間）
第４条　駐車場の供用日は１月１日から12月31日までとする。	第４条　駐車を開始できる時間及び駐車を終了できる時間は、別表第２のとおりとする。
２　駐車場の入庫及び出庫の受付時間は、第12条の規定により駐車場の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）があらかじめ市長の承認を得て定める。これらを変更するときも、同様とする。	２　前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、同項の時間を変更することができる。
３　前２項の規定にかかわらず、指定管理者は駐車場の設備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、第１項の規定による	

供用日若しくはその時間（以下「供用時間」という。）又は前項の規定による受付時間を変更することができる。	
4　市長は、前2項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った内容を公表するものとする。	
（使用の期間及び駐車の制限）	（使用の期間）
第5条　駐車場の1回の使用は、駐車を開始した日から起算して7日目の供用時間終了時までを限度とする。	第5条　駐車場の1回の使用は、駐車を開始した日から起算して7日目の駐車を終了できる時間までを限度とする。
2　［略］	2　［略］
（利用料金）	（駐車料金の額等）
第6条　市長は、指定管理者に駐車場の利用に係る利用料金（次項に規定する一時駐車料金並びに第5項に規定する回数駐車券及び第7項に規定する定期駐車券の料金を言う。以下同じ。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。	第6条　駐車場の駐車料金の額は、普通自動車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）にあっては別表第3のとおりとし、自動二輪車（同条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。以下同じ。）にあっては1日1回（駐車が2日以上にわたる場合にあっては、駐車を開始した日から駐車を終了した日までの日数につきそれぞれ1回とみなした回数）につき410円とする。
2　一時駐車料金の額は、普通自動車及び自動二輪車については別表第3	2　普通自動車の1回の駐車に係る1日の駐車料金の額が別表第3に規定

に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。	する１日当たりの上限額（以下この項において「上限額」という。）を超える場合は、前項の規定にかかわらず、当該上限額を超える日の駐車料金は、当該上限額とする。この場合において、１回の駐車が２日以上にわたるときは、駐車を開始した日から駐車を終了した日までの日をそれぞれ１日として計算する。
３　指定管理者は、普通自動車及び自動二輪車の１回の駐車に係る１日の一時駐車料金の１日当たりの上限額（以下この項において「上限額」という。）を定め、一時駐車料金が１日の上限額を超える場合は、前項の規定にかかわらず、当該上限額を駐車料金とする。	３　市長は、必要があると認めるときは、別表第４に規定する額の回数駐車券を発行することができる。
４　前項の上限額は、別表第３に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。	４　市長は、必要があると認めるときは、第１項の規定にかかわらず、１月につき、普通自動車にあっては別表第４に規定する額の、自動二輪車にあっては6,110円の定期駐車券を発行することができる。
５　指定管理者は、必要があると認めるときは、回数駐車券を発行することができる。	５　前項の定期駐車券の発行に当たっては、駐車の場所を特定し、又は優先して駐車することができる旨を特約することはできない。
６　前項の回数駐車券の額は、普通自	６　前各項の規定にかかわらず、駐車

動車及び自動二輪車の一時駐車料金の額に11分の10を乗じて得た額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。	場を有効に活用するために必要があると市長が認めるときは、当該駐車場における駐車料金、回数駐車券に係る料金又は定期駐車券に係る料金の額は、前各項に規定する額を超えない範囲内において規則で定める。
7　指定管理者は、必要があると認めるときは、定期駐車券を発行することができる。	
8　前項の定期駐車券の額は、1月につき、普通自動車及び自動二輪車にあっては別表4に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。	
9　指定管理者は、前項の定期駐車券の発行に当たつては、駐車の場所を特定し、又は優先して駐車することができる旨を特約することはできない。	
10　市長は、第2項、第4項、第6項及び第8項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公表するものとする。	（駐車料金の徴収） 第7条　駐車料金は、自動車を駐車した者から駐車を終了した時に徴収す

	る。ただし、前条第３項の回数駐車券又は同条第４項の定期駐車券による料金については、その発行の時に徴収する。
（利用料金の減免） 第７条　指定管理者は、次に掲げる普通自動車を駐車する場合においては、当該各号に定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。	（駐車料金の減免） 第８条　次に掲げる自動車を駐車する場合においては、当該各号に定めるところにより、駐車料金を減額し、又は免除することができる。
(1)　次のいずれかに該当する普通自動車　免除	(1)　次のいずれかに該当する自動車　免除
ア　駐車場の付近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する普通自動車	ア　駐車場の付近において国又は地方公共団体の職員が防疫活動その他の緊急を要する公務を行うため使用する自動車
イ　駐車場の管理業務に携わる者が当該業務を遂行する上で必要な普通自動車	イ　駐車場の管理業務に携わる者が当該業務を遂行する上で必要な自動車
ウ　地方公共団体の職員が駐車場の施設その他の公共施設を調査研究するため使用する普通自動車	ウ　地方公共団体の職員が駐車場の施設その他の公共施設を調査研究するため使用する自動車
エ　次号に掲げる普通自動車であって、定期的な治療若しくはリハビリテーション又は障害者基本法（昭和45年法律第84号）第２条に規定する障害者の会合そ	エ　次号に掲げる自動車であって、定期的な治療若しくはリハビリテーション又は障害者基本法（昭和45年法律第84号）第２条に規定する障害者の会合その他の活動へ

の他の活動への定期的な参加のため、３時間を超える駐車の必要があると市長が認めたもの	の定期的な参加のため、３時間を超える駐車の必要があると市長が認めたもの
(2) 次のいずれかに該当する普通自動車　利用料金のうち駐車時間３時間以下に係る部分の減額	(2) 次のいずれかに該当する自動車　駐車料金のうち駐車時間３時間以下に係る部分の減額
ア　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により交付を受けている身体障害者手帳（以下単に「身体障害者手帳」という。）に身体上の障害の程度が１級から４級までである者として記載されている者であって神戸市に住所を有するものが自ら運転する普通自動車	ア　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により交付を受けている身体障害者手帳（以下単に「身体障害者手帳」という。）に身体上の障害の程度が１級から４級までである者として記載されている者であって神戸市に住所を有するものが自ら運転する自動車
イ　神戸市に住所を有する次に掲げる者が同乗する普通自動車であってその介護者が運転するもの	イ　神戸市に住所を有する次に掲げる者が同乗する自動車であってその介護者が運転するもの
(ア)～(ウ)　［略］	(ア)～(ウ)　［略］
２　前項第１号エの規定による利用料金の免除又は前項第２号の規定による利用料金の減額を受けようとする者は、あらかじめ市長が発行する証票を提示しなければならない。	２　前項第１号エの規定による駐車料金の免除又は前項第２号の規定による駐車料金の減額を受けようとする者は、あらかじめ市長が発行する証票を提示しなければならない。
（利用料金の返還）	（駐車料金の返還）
第８条　指定管理者は、既納の利用料金を返還しない。ただし、定期駐車券	第９条　既納の駐車料金は、返還しない。ただし、定期駐車券又は回数駐車

又は回数駐車券に係る料金について、駐車場の休止又は廃止その他特別の理由があるときは、市長の承認を得て定める基準により、その全部又は一部を返還することができる。	券に係る料金について、駐車場の休止又は廃止その他特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を返還することができる。
（駐車の拒否）	（駐車の拒否）
第９条　指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車を拒否することができる。	第10条　市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車を拒否することができる。
(1)～(3)　［略］	(1)～(3)　［略］
第10条　［略］	第11条　［略］
（引取りの請求等）	（供用の休止）
第11条　市長は、第５条第１項の規定に違反し、又は同条第２項の規定により承認を受けた期間を超えて駐車場に駐車されている普通自動車及び自動二輪車（以下この条において「自動車」という。）があるときは、当該自動車の所有者または当該自動車に係る使用者（以下「所有者等」という。）に対し、当該自動車の引取りを請求することができる。	第12条　市長は、補修をするときその他必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。
２　市長及び指定管理者は、前項の請求を行うために必要な限度において、駐車場に駐車されている自動車について、必要な調査を行うことができる。	
（指定管理者の指定等）	（指定管理者の指定等）

第12条　市長は、次に掲げる駐車場の管理に関する業務を駐車場の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定による市長の指定を受けた指定管理者に行わせるものとする。	第13条　市長は、次に掲げる駐車場の管理に関する業務を駐車場の管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。
(1)　［略］	(1)　［略］
	(2)　駐車料金の徴収、減額及び免除に関する業務
(2)　［略］	(3)　［略］
(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が定める業務	(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が定める業務
２～４　［略］	２～４　［略］
	５　指定管理者に第１項の業務を行わせている場合における第４条第２項、第６条第３項及び第４項、第10条並びに前条の規定の適用については、これらの規定（前条を除く。）中「市長」とあるのは「第13条第１項に規定する指定管理者」と、前条中「市長」とあるのは「次条第１項に規定する指定管理者」とする。
第13条　［略］	第14条　［略］
附　則	附　則
（施行期日）	
第１条　この条例は、市長の定める日から施行する。	この条例は、市長の定める日から施行する。

（指定管理者不在の場合における市長による管理）

第２条　市長は、市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第４条第２項及び第３項、第９条、第11条第２項の規定の適用については、第４条第２項中「第12条の規定により駐車場の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）があらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、同条第３項中「指定管理者は駐車場の設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認を得て」とあるのは「市長は駐車場の設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるときは」と、第９条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条第２項中「市長及び指定管理者」とあるのは「市長」と

する。 2　前項の規定により市長が駐車場の管理を行うときは、駐車場を利用する者は、指定管理者不在時等開始時の直前の第6条第2項、第4項、第6項及び第8項の承認に係る利用料金の額を、使用料として市に納付しなければならない。 3　前項の使用料については、指定管理者不在時等期間は、第7条の規定を準用する。この場合において、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」とする。 4　第2項の使用料は、指定管理者不在等期間は、規則に定めるところにより、全部又は一部を返還することができる。	

次の表の第3条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第3条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、 次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第３条による改正後

別表第２（第２条、第３条関係）

名称	位置	使用の対象
神戸市神戸駅南駐車場	神戸市中央区東川崎町１丁目市道神戸駅裏線路面下	普通自動車及び自動二輪車
神戸市荒田公園駐車場	神戸市兵庫区荒田町２丁目大倉山線路面下	普通自動車及び自動二輪車
神戸市和田岬駅前駐車場	神戸市兵庫区和田宮通５丁目市道西出高松前池線路面下	普通自動車及び自動二輪車
神戸市長田北町駐車場	神戸市長田区北町３丁目県道神戸明石線路面下	普通自動車及び自動二輪車
神戸市新長田駅前駐車場	神戸市長田区若松町４丁目市道若松線路面下	普通自動車及び自動二輪車
神戸市舞子駅前駐車場	神戸市垂水区東舞子町市道舞子駅北線路面下	普通自動車及び自動二輪車

別表第３（第６条関係）

名称		駐車料金		１日当たりの上限額	自動二輪車（１日１回）
		区分	駐車料金の単位となる時間及び金額		
神戸市立三宮駐車場	北ブロック、南ブロック	月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	30分につき250円	1,530円	南ブロック410円
		日曜日及び土曜日並びに休日		1,830円	
神戸市立花隈駐車場		月曜日から金曜日まで（休日を除	30分につき250円	1,300円	410円

第３条による改正前

別表第２（第４条関係）

名称		駐車を開始できる時間	駐車を終了できる時間
神戸市立三宮駐車場	北ブロック	終日	終日
	南ブロック		
神戸市立花隈駐車場		午前７時から午後11時まで	午前７時から午後12時まで
神戸市立湊川公園駐車場			
神戸市立鈴蘭台駐車場			
神戸市立細田駐車場		終日	終日
神戸市立新長田駐車場			

別表第３（第５条関係）

名称		駐車料金		１日当たりの上限額
		区分	駐車料金の単位となる時間及び金額	
神戸市立三宮駐車場	北ブロック、南ブロック	月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	午前０時から午前７時まで及び午後10時から午後12時までにあっては60分につき100円、午前７時から午後10時までにあっては15分につき100円	1,530円
		日曜日及び土曜日並びに休	午前０時から午前７時まで及び午後10時から午後12時までにあっては60分につき100円、午前７時から午後10時までにあっては25分につき200円	2,040円

	く。）			
	日曜日及び土曜日並びに休日		1,400円	
神戸市立湊川公園駐車場		30分につき200円	1,020円	410円
神戸市立鈴蘭台駐車場		1時間につき225円	1,020円	
神戸市立細田駐車場		30分につき100円	810円	
神戸市立新長田駐車場		30分につき100円	810円	
神戸市神戸駅南駐車場	月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	30分につき200円	1,220円	310円
	日曜日及び土曜日並びに休日		1,530円	
神戸市荒田公園駐車場		30分につき150円	810円	310円
神戸市和田岬駅前駐車場	特定日以外の日	30分につき150円	1,020円	310円
	特定日		1,500円	
神戸市長田北町駐車場	月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	30分につき150円	1,020円	310円
	日曜日及び土曜日並びに休日		510円	
神戸市新長田駅前駐車場		30分につき150円	1,020円	310円
神戸市舞子駅前駐車場		30分につき150円	810円	310円

	日		
神戸市立花隈駐車場	月曜日から金曜日まで（休日を除く。）	15分につき100円	1,020円
	日曜日及び土曜日並びに休日	午前0時から午前7時までにあっては1,020円、午前7時から午後12時までにあっては15分につき100円	
神戸市立湊川公園駐車場		15分につき100円	1,020円
神戸市立鈴蘭台駐車場		駐車を開始した時から45分を経過するまでにあっては150円、駐車を開始した時から45分を経過した後にあっては10分につき50円	1,020円
神戸市立細田駐車場		午前0時から午前7時まで及び午後8時から午後12時までにあっては60分につき100円、午前7時から午後8時までにあっては30分につき100円	810円
神戸市立新長田駐車場		午前0時から午前7時まで及び午後8時から午後12時までにあっては60分につき100円、午前7時から午後8時までにあっては30分につき100円	810円

備考

１、２　［略］

３　この表において「特定日」とは、御崎公園催事時で指定管理者が市長の承認を得て定める日をいう。

別表第４（第６条関係）

名称		普通自動車定期駐車券１月当たりの駐車料金	自動二輪車定期駐車券１月当たりの駐車料金
神戸市立三宮駐車場	北ブロック、南ブロック	44,500円	6,110円
神戸市立花隈駐車場		43,200円	6,110円
神戸市立湊川公園駐車場		27,500円	6,110円
神戸市立鈴蘭台駐車場		20,370円	
神戸市立細田駐車場		12,220円	
神戸市立新長田駐車場		15,280円	
神戸市神戸駅南駐車場		30,560円	4,580円
神戸市荒田公園駐車場		19,350円	4,580円
神戸市和田岬駅前駐車場		20,370円	4,580円
神戸市長田北町駐車場		19,350円	4,580円
神戸市新長田駅前駐車場		20,370円	4,580円
神戸市舞子駅前駐車場		15,280円	4,580円

備考

１、２　［略］

別表第４（第５条関係）

名称		回数駐車券の料金		定期駐車券の種類、利用できる曜日及び時間並びに１月当たりの料金			
				昼間	平日昼間	夜間	全日
神戸市立三宮駐車場	北ブロック	3,300円相当の回数駐車券 3,000円 5,500円相当の回数駐車券 5,000円	27,500円相当の回数駐車券 25,000円 （普通自動車に限る。）	午前７時から午後10時まで 30,560円	月曜日から金曜日までの午前７時から午後10時まで 22,410円		35,650円
	南ブロック			午前７時から午後10時まで 30,560円	月曜日から金曜日までの午前７時から午後10時まで 22,410円		35,650円
神戸市立花隈駐車場			22,000円相当の回数駐車券 20,000円	午前７時から午後12時まで 20,370円	月曜日から金曜日までの午前７時から午後12時まで 14,260円	午前０時から午前８時まで及び午後８時から午後12時まで 14,770円	34,630円
神戸市立湊川公園駐車場				午前７時から午後８時まで 23,430円	月曜日から金曜日までの午前７時から午後８時まで 15,280円	午前０時から午前８時まで及び午後８時から午後12時ま	27,500円

					で 12,220円	
神戸市立鈴蘭台駐車場		16,500円相当の回数駐車券 15,000円	午前８時から午後８時まで 17,310円		午前０時から午前８時まで及び午後８時から午後12時まで 11,200円	20,370円（月曜日から金曜日までの日のみ使用できるものにあっては、14,260円）
神戸市立細田駐車場		11,000円相当の回数駐車券 10,000円	午前８時から午後８時まで 10,190円	月曜日から金曜日までの午前８時から午後８時まで 8,150円		12,220円
神戸市立新長田駐車場						15,280円

備考　［略］

備考　［略］

（道路法第24条の２第１項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の廃止）

第４条　道路法第24条の２第１項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例は、廃止する。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第１条の規定及び附則第３条第１項　令和７年８月１日

(2) 第２条の規定　公布の日から起算して１年を超えない範囲内において規則で定める日

(3) 次条の規定　公布の日

（準備行為）

第２条　第１条の規定による改正後の道路法第24条の２第１項の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例（以下「新条例」という。）を施行するために必要な神戸市荒田公園駐車場に係る指定管理者の指定その他の準備行為は、施行日前においても、新条例の例によりすることができる。

２　第３条の規定による改正後の神戸市駐車場条例（以下「第３条新条例」という。）の規定を施行するために必要な利用料金の収受、その他必要な行為は、第３条新条例の施行前においても、第３条新条例の例によりすることができる。

（経過措置）

第３条　附則第１条第１号の規定による施行日前に神戸市道路公社により発行された回数駐車券及び定期駐車券については、なお従前の例により使用することができるものとする。この場合における駐車料金については、当該回数駐車券及び定期駐車券の発行の時に徴収したものとみなす。

２　第３条新条例の規定は、施行日以後に駐車を開始した自動車に係る使用の期間及び駐車料金について適用し、同日前に駐車を開始した自動車に係る使用の期間及び駐車料金については、なお従前の例による。

３　この条例の施行日前に神戸市により発行された回数駐車券については、施行

日以後においても、なお従前の例により使用することができる。

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第39号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

第１条　神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年４月条例第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（自転車等の放置の禁止） 第10条　［略］ ２　自転車等の利用者等は、自転車等放置禁止区域外の公共の場所において、自転車等を放置することにより当該公共の場所の機能の低下を生じさせてはならない。	（自転車等放置禁止区域における自転車等の放置の禁止） 第10条　［略］

（自転車等放置禁止区域における自転車等の放置に対する措置）	（自転車等の放置等に対する措置）
第11条　市長は、自転車等放置禁止区域内において自転車等が放置されているときは、当該自転車等の撤去（自転車等を当該場所に固定する器具の破壊その他の移動のために必要な措置をとり、自転車等を当該場所から移動させることをいう。以下同じ。）及び保管をすることができる。	第11条　市長は、自転車等放置禁止区域内において自転車等が放置されているときは、当該自転車等の利用者等に対し、当該自転車等を自転車駐車場その他の適切な場所に移動することを命ずることができる。
	2　市長は、自転車等放置禁止区域内において自転車等が放置され、かつ、当該放置の場所の周辺に当該自転車等の利用者等がいないと認められるときは、当該自転車等の撤去（自転車等を当該場所に固定する器具の破壊その他の移動のために必要な措置をとり、自転車等を当該場所から移動させることをいう。以下同じ。）及び保管をしなければならない。
（公共の場所における自転車等の放置に対する措置）	
第12条　［略］	第12条　［略］
2　市長は、前項の規定により注意札を取り付けた自転車等が、市が管理する公共の場所又は当該管理者から措置の要請のあつた公共の場所において、当該公共の場所の機能を阻害	2　前条の規定は、市が管理する公共の場所又は当該管理者から措置の要請のあつた公共の場所において自転車等が規則で定める相当の期間継続して置かれ、又は放置されていると

するものとして規則で定める態様で放置されているときは、当該自転車等の撤去及び保管をすることができる。	認められるときについて準用する。
3　市長は、市が管理する公共の場所又は管理者から措置の要請のあった公共の場所において、自転車等が放置されていることにより公共の場所の機能が著しく阻害され、早急な対応が必要と認められるときは、前2項の規定にかかわらず当該自転車等の撤去及び保管をすることができる。	
（保管した自転車等に係る措置）	（保管した自転車等に係る措置）
第13条　市長は、法第6条第2項の規定により公示をしようとするときは、自転車等の保管及び返還の場所その他規則で定める事項を公示するものとする。	第13条　市長は、法第6条第2項の規定により公示をしようとするときは、自転車等の保管及び返還の場所その他規則で定める事項を告示するものとする。
2　前項に規定する公示は、神戸市公告式条例（昭和25年8月条例第198号）に規定する方法又は撤去した自転車等が放置されていた場所若しくはその付近に掲示する方法で、行うものとする。	
3　市長は、第11条、前条第2項及び第3項の規定により保管した自転車等につき、第1項の規定による公示の	2　市長は、第11条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）及び第23条の2の規定により保管した自

日から規則で定める相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。	転車等につき、前項の規定による告示の日から規則で定める相当の期間を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するときは、当該自転車等を売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、市長は、当該自転車等につき廃棄等の処分をすることができる。
（市立自転車駐車場の設置） 第15条　［略］	（市立自転車駐車場の設置） 第15条　［略］
2　市立自転車駐車場は、次に掲げる種別とし、別表第1に掲げるとおりとする。 (1) 有料市立自転車駐車場 (2) 無料市立自転車駐車場	
3～5　［略］	2～4　［略］
（使用の範囲） 第16条　市立自転車駐車場の使用の対象は、自転車等及び道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。以下同じ。）のうち総排気量が0.050リットルを超え0.125リットル以下のもの（以下「小型自動二輪車」という。）とする。	（使用の範囲） 第16条　市立自転車駐車場の使用の対象は、自転車等とする。

2　［略］	2　［略］
3　小型自動二輪車は、原動機付自転車とみなして、この章の規定を準用する。	
（使用の種別）	（使用の種別）
第18条　有料市立自転車駐車場の使用の種別は、次のとおりとする。	第18条　市立自転車駐車場の使用の種別は、次のとおりとする。
(1)、(2)　［略］	(1)、(2)　［略］
（駐車料）	（駐車料）
第19条　有料市立自転車駐車場を使用しようとする者は、規則で定める場合を除くほか、別表第２に定める額の範囲内において規則で定める額の駐車料を納付しなければならない。	第19条　市立自転車駐車場を使用しようとする者は、規則で定める場合を除くほか、別表第２に定める額の範囲内において規則で定める額の駐車料を納付しなければならない。
（駐車料を納付していない自転車等に対する措置）	（駐車料を納付していない自転車等に対する措置）
第23条の２　市長は、駐車料を納付しないで有料市立自転車駐車場に自転車等が駐車されていることにより、当該有料市立自転車駐車場周辺の公共の場所に自転車等が放置され、歩行者等の通行に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、自転車等放置禁止区域内において放置されている自転車等の例により、当該駐車に係る自転車等の撤去、保管、公示、売却その他の措置を講ずることができる。	第23条の２　市長は、駐車料を納付しないで市立自転車駐車場に自転車等が駐車されていることにより、当該市立自転車駐車場周辺の公共の場所に自転車等が放置され、歩行者等の通行に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、自転車等放置禁止区域内において放置されている自転車等の例により、当該駐車に係る自転車等の撤去、保管、告示、売却その他の措置を講ずることができる。

（市立自転車駐車場における自転車等の残置に対する措置） 第23条の３　市長は、市立自転車駐車場において、規則で定める相当の期間継続して自転車等が置かれている場合であつて、第23条第２号の規定に該当すると認めるときは、市が管理する公共の場所の機能を阻害するものとして規則で定める態様で放置されていると認められる自転車等の例により、撤去、保管、公示、売却その他の措置を講ずることができる。	（市立自転車駐車場における自転車等の残置に対する措置） 第23条の３　市立自転車駐車場において、規則で定める相当の期間継続して自転車等が置かれている場合であつて、第23条第２号の規定に該当すると認めるときは、市が管理する公共の場所において規則で定める相当の期間継続して置かれていると認められる自転車等の例により、撤去、保管、告示、売却その他の措置を講ずることができる。
（市立自転車駐車場に放置されている自動車及び原動機付自転車の調査） 第23条の４　市長は、市立自転車駐車場において放置されている道路交通法第２条第１項第９号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車について、公務所又は公私の団体に照会し必要な事項を調査することができる。	
（指定管理者の指定等） 第26条　［略］ ２、３　［略］ ４　市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。	（指定管理者の指定等） 第26条　［略］ ２、３　［略］ ４　市長は、指定管理者の指定をし、又はその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

５　［略］

第38条　削除

別表第１

(1)　有料市立自転車駐車場の名称及び位置の指定を行うことができる区域（第15条関係）

名称	区域
［略］	［略］
神戸市立三宮駅前自転車駐車場	中央区旭通３丁目、旭通４丁目、旭通５丁目、琴ノ緒町２丁目、琴ノ緒町３丁目、琴ノ緒町４丁目、琴ノ緒町５丁目、雲井通３丁目、雲井通４丁目、雲井通５丁目、雲井通６丁目、雲井通７丁目、雲井通８丁目、小野柄通３丁目、小野柄通４丁目、小野柄通５丁目、小野柄通６丁目、小野柄通７丁目、小野柄

５　［略］

（告示の方法）

第38条　第９条第２項（同条第４項において準用する場合を含む。）及び第13条第１項の規定による告示の方法は、神戸市公告式条例（昭和25年８月条例第198号）に規定するところによるほか、当該自転車等放置禁止区域内又はその周辺の適当な場所に掲示して行うものとする。

別表第１　市立自転車駐車場の名称及び位置の指定を行うことができる区域（第15条関係）

名称	区域
［略］	［略］
神戸市立三宮駅前自転車駐車場	中央区旭通３丁目、旭通４丁目、旭通５丁目、琴ノ緒町２丁目、琴ノ緒町３丁目、琴ノ緒町４丁目、琴ノ緒町５丁目、雲井通３丁目、雲井通４丁目、雲井通５丁目、雲井通６丁目、雲井通７丁目、雲井通８丁目、小野柄通３丁目、小野柄通４丁目、小野柄通５丁目、小野柄通６丁目、小野柄通７丁目、小野柄

		通８丁目、御幸通４丁目、御幸通５丁目、御幸通６丁目、御幸通７丁目、御幸通８丁目、磯上通４丁目、磯上通５丁目、磯上通６丁目、磯上通７丁目、磯上通８丁目、三宮町１丁目、三宮町２丁目、加納町４丁目、加納町５丁目、加納町６丁目、北長狭通１丁目、北長狭通２丁目、中山手通１丁目、布引町４丁目、磯辺通２丁目及び浜辺通４丁目			通８丁目、御幸通４丁目、御幸通５丁目、御幸通６丁目、御幸通７丁目、御幸通８丁目、磯上通４丁目、磯上通５丁目、磯上通６丁目、磯上通７丁目、磯上通８丁目、三宮町１丁目、三宮町２丁目、加納町４丁目、加納町５丁目、加納町６丁目、北長狭通１丁目、北長狭通２丁目、中山手通１丁目及び布引町４丁目
	神戸市立元町駅前自転車駐車場	中央区三宮町２丁目、三宮町３丁目、元町通１丁目、元町通２丁目、北長狭通２丁目、北長狭通３丁目、北長狭通４丁目、北長狭通５丁目、北長狭通６丁目、花隈町及び元町高架通		神戸市立元町駅前自転車駐車場	中央区三宮町２丁目、三宮町３丁目、元町通１丁目、元町通２丁目、北長狭通２丁目、北長狭通３丁目、北長狭通４丁目、北長狭通５丁目及び元町高架通
	神戸市立神戸駅前自転車駐車場	中央区多聞通１丁目、多聞通２丁目、多聞通３丁目、多聞通４丁目、多聞通５丁目、相生町１丁目、相生町２丁目、相生町３丁目、相生町４丁目、東川崎		神戸市立神戸駅前自転車駐車場	中央区多聞通１丁目、多聞通２丁目、多聞通３丁目、多聞通４丁目、多聞通５丁目、相生町１丁目、相生町２丁目、相生町３丁目、相生町４丁目、東川崎

	町１丁目、中町通２丁目、中町通３丁目、古湊通１丁目、元町通７丁目及び元町高架通
［略］	［略］
神戸市立湊川駅前自転車駐車場	兵庫区荒田町１丁目、荒田町２丁目、荒田町４丁目、東山町１丁目、福原町、新開地１丁目、上沢通１丁目、松本通１丁目、下沢通１丁目及び中道通１丁目
［略］	［略］
神戸市立和田岬駅前自転車駐車場	［略］
［略］	［略］
神戸市立鈴蘭台駅前自転車駐車場	［略］

	町１丁目、中町通２丁目、中町通３丁目及び古湊通１丁目
［略］	［略］
神戸市立湊川駅前自転車駐車場	兵庫区荒田町１丁目、荒田町２丁目、福原町、新開地１丁目、上沢通１丁目、松本通１丁目、下沢通１丁目及び中道通１丁目
［略］	［略］
神戸市立和田岬駅前自転車駐車場	［略］
神戸市立山の街駅前自転車駐車場	北区山田町下谷上、緑町１丁目、緑町２丁目、緑町３丁目、緑町６丁目及び緑町７丁目
［略］	［略］
神戸市立鈴蘭台駅前自転車駐車場	［略］
神戸市立西鈴蘭台駅前自転車駐車場	北区北五葉１丁目、北五葉２丁目、南五葉１丁目、南五葉２丁目及び鳴子１丁目

場	

(2) 無料市立自転車駐車場の名称及び位置の指定を行うことができる区域（第15条関係）

名称	区域
神戸市立阪神住吉駅前自転車駐車場	東灘区住吉宮町５丁目
神戸市立石屋川駅前自転車駐車場	東灘区御影石町２丁目
神戸市立西灘駅前自転車駐車場	灘区都通５丁目
神戸市立阪神春日道駅前自転車駐車場	中央区吾妻通１丁目、北本町通１丁目、北本町通２丁目、脇浜町３丁目及び脇浜海岸通２丁目
場	
神戸市立木幡駅前自転車駐車場	西区押部谷町木津及び押部谷町木幡
神戸市立栄駅前自転車駐車場	西区押部谷町栄

神戸市立新神戸駅前自転車駐車場	中央区加納町１丁目、生田町１丁目及び熊内町７丁目
神戸市立大倉山駅前自転車駐車場	中央区楠町４丁目、楠町７丁目及び楠町８丁目
神戸市立みなとじま駅前自転車駐車場	中央区港島中町４丁目
神戸市立市民広場駅前自転車駐車場	中央区港島中町６丁目
神戸市立大開駅前自転車駐車場	兵庫区水木通７丁目、水木通８丁目、大開通７丁目及び大開通８丁目
神戸市立上沢駅前自転車駐車場	兵庫区上沢通８丁目及び下沢通８丁目並びに長田区四番町１丁目及び五番町１丁目
神戸市立中央市場前駅前自	兵庫区中之島１丁目及び中之島２丁目

転車駐車場	
神戸市立御崎公園駅前自転車駐車場	兵庫区浜中町１丁目及び金平町１丁目
神戸市立山の街駅前自転車駐車場	北区山田町下谷上、緑町１丁目、緑町２丁目、緑町３丁目、緑町６丁目及び緑町７丁目
神戸市立西鈴蘭台駅前自転車駐車場	北区北五葉１丁目、北五葉２丁目、南五葉１丁目、南五葉２丁目及び鳴子１丁目
神戸市立田尾寺駅前自転車駐車場	北区有野中町３丁目、有野町中町４丁目、藤原台北町６丁目、藤原台北町７丁目、有野町有野及び有野町二郎
神戸市立神鉄道場駅前自転車駐車場	北区鹿の子台北町１丁目、鹿の子台北町２丁目、鹿の子台北町５丁目及び道場町日下部
神戸市立岡場駅前自転車駐車場	北区藤原台北町１丁目、藤原台北町２丁目、藤原台中町１丁目、藤原台中町２丁目、藤原台中町３丁目、有野中町１丁目及

	び有野町有野
神戸市立ＪＲ道場駅前自転車駐車場	北区道場町生野
神戸市立箕谷駅前自転車駐車場	北区山田町下谷上、松が枝町１丁目及び松が枝町３丁目
神戸市立花山駅前自転車駐車場	北区山田町上谷上
神戸市立大池駅前自転車駐車場	北区西大池１丁目
神戸市立唐櫃台駅前自転車駐車場	北区唐櫃台２丁目
神戸市立五社駅前自転車駐車場	北区有野町有野
神戸市立道場南口駅前自転	北区道場町日下部

車駐車場	
神戸市立苅藻駅前自転車駐車場	長田区浜添町５丁目
神戸市立駒ヶ林駅前自転車駐車場	長田区二葉町５丁目及び南駒栄町
神戸市立東須磨駅前自転車駐車場	須磨区堀池町１丁目及び若木町１丁目
神戸市立月見山駅前自転車駐車場	須磨区離宮前町２丁目
神戸市立須磨寺駅前自転車駐車場	須磨区天神町５丁目
神戸市立総合運動公園駅前自転車駐車場	須磨区弥栄台２丁目
神戸市立西舞子駅	垂水区舞子台５丁目、舞子台６丁目、舞子台８丁

前自転車駐車場	目、西舞子２丁目、西舞子３丁目、西舞子５丁目及び狩口台７丁目
神戸市立木幡駅前自転車駐車場	西区押部谷町木津及び押部谷町木幡
神戸市立栄駅前自転車駐車場	西区押部谷町栄
神戸市立押部谷駅前自転車駐車場	西区押部谷町福住

第２条　神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の第２条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び第２条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第２条による改正後	第２条による改正前
別表第１ (1) 有料市立自転車駐車場の名称及	別表第１ (1) 有料市立自転車駐車場の名称及

び位置の指定を行うことができる区域（第15条関係）

名称	区域
［略］	［略］
神戸市立鷹取駅前南自転車駐車場	長田区浪松町２丁目、浪松町３丁目、浪松町４丁目、長楽町２丁目、長楽町３丁目、長楽町４丁目、本庄町２丁目、本庄町３丁目、本庄町４丁目、海運町２丁目及び海運町３丁目
神戸市立鷹取駅前北自転車駐車場	須磨区行平町１丁目、行平町２丁目、行平町３丁目、青葉町１丁目、青葉町２丁目及び大池町５丁目
［略］	［略］

(2)　［略］

び位置の指定を行うことができる区域（第15条関係）

名称	区域
［略］	［略］
神戸市立鷹取駅前自転車駐車場	長田区浪松町２丁目、浪松町３丁目、浪松町４丁目、長楽町２丁目、長楽町３丁目、長楽町４丁目、本庄町２丁目、本庄町３丁目、本庄町４丁目、海運町２丁目及び海運町３丁目並びに須磨区行平町１丁目、行平町２丁目、行平町３丁目、青葉町１丁目、青葉町２丁目及び大池町５丁目
［略］	［略］

(2)　［略］

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和７年10月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第２条の規定　令和８年４月１日

(2) 第１条中神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例第15条、第23条の４、第26条及び別表第１の改正規定並びに次項の規定　令和７年４月１日

（準備行為）

2　この条例による改正後の神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（以下「新条例」という。）を施行するために必要な神戸市立鷹取駅前南自転車駐車場及び神戸市立鷹取駅前北自転車駐車場に係る指定管理者の指定その他の準備行為は、第２条の規定の施行の日前においても、新条例の例によりすることができる。

神戸市ニュータウン活性化基金条例を次のように公布する。

神戸市条例第40号

神戸市ニュータウン活性化基金条例

（設置）

第１条　神戸市が開発した住宅団地及び産業団地において、引き続きまちの維持、管理及び更新を行うため、神戸市ニュータウン活性化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

(1) 予算で定める額

(2) 基金の運用から生ずる収益の額。ただし、第５条第２項ただし書の規定により基金として積み立てる場合に限る。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（繰替運用）

第４条　市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を事業費その他の経費に繰り替えて運用することができる。

（運用益金の処理）

第５条　基金の運用から生ずる収益は、予算に計上しなければならない。

２　前項の収益は、神戸市が開発した住宅団地及び産業団地において、まちの維持、管理及び更新に必要な経費に充てるものとする。ただし、基金として積み立てることを妨げない。

（処分）

第６条　市長は、基金設置の目的を達成するため、必要があると認めるときは、予算に定めるところにより、基金に属する現金の一部又は全部を処分することができる。

（施行細目の委任）

第７条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市特別会計設置条例及び地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第41号

神戸市特別会計設置条例及び地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

（特別会計設置条例の一部改正）

第１条　神戸市特別会計設置条例（昭和39年３月条例第121号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第２項の規定により、次の表の左欄に掲げる特別会計を、同表の右欄に掲げる目的のため設置する。
<table><tr><td>［略］</td><td>［略］</td></tr><tr><td>神戸市港湾事業会計</td><td>［略］</td></tr></table></td><td>地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第２項の規定により、次の表の左欄に掲げる特別会計を、同表の右欄に掲げる目的のため設置する。
<table><tr><td>［略］</td><td>［略］</td></tr><tr><td>神戸市港湾事業会計</td><td>［略］</td></tr></table></td></tr>
</table>

神戸市産業団地整備事業会計	内陸土地造成事業
［略］	［略］

神戸市新都市整備事業会計	臨海土地造成事業及び内陸土地造成事業
［略］	［略］

（地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例の一部改正）

第２条　地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の設置等に関する条例（昭和41年12月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（事業の設置及び財務規定等の適用） 第２条　本市に次に掲げる事業を設置する。 (1)、(2)　［略］ <u>(3) 産業団地整備事業</u> ２　［略］	（事業の設置及び財務規定等の適用） 第２条　本市に次に掲げる事業を設置する。 (1)、(2)　［略］ <u>(3) 新都市整備事業</u> ２　［略］

第５条　港湾事業の規模は、次のとおりとする。 (1)　区域　本市の港湾法（昭和25年法律第218号）第２条第３項の港湾区域及び同条第４項の臨港地区（同条第６項の施設に係る区域を含む。）並びに神戸空港島全域（空港法（昭和31年法律第80号）第２条に規定する空港の区域その他市長が指定する区域を除く。） (2)　施設　本市の管理する港湾法第２条第５項の港湾施設（同条第６項の施設を含む。）及び神戸空港島全域の施設（空港法第２条に規定する空港の施設その他市長が指定する施設を除く。）	第５条　港湾事業の規模は、次のとおりとする。 (1)　区域　本市の港湾法（昭和25年法律第218号）第２条第３項の港湾区域及び同条第４項の臨港地区（同条第６項の施設に係る区域を含む。） (2)　施設　本市の管理する港湾法第２条第５項の港湾施設（同条第６項の施設を含む。）
	第６条　新都市整備事業の規模は、次のとおりとする。 (1)　臨海土地造成事業 港湾法による港湾区域内 (2)　内陸土地造成事業 東灘区、灘区、兵庫区、北区、長田区、須磨区、垂水区及び西区の一部 ２　事業量については、市長が別に定め告示する。
第６条　産業団地整備事業の規模は、北区及び西区の産業団地のうち市長が指定するものとする。	

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（特別会計設置条例の一部改正に伴う経過措置）

2　この条例の施行の際第１条の規定による改正前の神戸市特別会計設置条例に基づく神戸市新都市整備事業会計に係る特別会計に属する権利及び義務は、市長が別に定めるところにより、同条による改正後の神戸市特別会計設置条例に基づく神戸市空港整備事業費に係る特別会計、神戸市港湾事業会計若しくは神戸市産業団地整備事業会計又は一般会計にそれぞれ帰属するものとする。

神戸市手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第42号

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

神戸市手数料条例（平成12年３月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（手数料） 第２条　市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(65)　［略］ (66) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第４条第２項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査　１件につき　１万4,700円 (67) 毒物及び劇物取締法第４条第３項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対	（手数料） 第２条　市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(65)　［略］ (66) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第４条第３項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の申請に対する審査　１件につき　１万4,700円 (67) 毒物及び劇物取締法第４条第４項の規定に基づく毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対

する審査　1件につき　6,400円 (68)～(158)　［略］	する審査　1件につき　6,400円 (68)～(158)　［略］

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第９（第５条関係）

種別	区分		手数料（１件につき）
１　法第６条第１項（法第87条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は法第18条第２項（法第87条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査	［略］	［略］	［略］
		100平方メートルを超え200平方メートル以内	６万9,000円
		200平方メートルを超え300平方メートル以内	７万4,000円
		300平方メートルを超え1,000平方メートル以内	［略］
		［略］	［略］
２　１の項の審査のうち、法第６条の３第１項ただし書又は法第18条第５項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として規則第３条の13第１項で定める要件を備える者である建築主事が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを審査する場合に１の項の手数料に加算する額	［略］	1,000平方メートル以内	21万8,000円
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	26万6,000円
		2,000平方メートルを超え１万平方メートル以内	29万円
		１万平方メートルを超え５万平方メートル以内	36万4,000円
		５万平方メートルを超えるもの	60万9,000円
３　１の項の審査のうち、	当該審査に	200平方メートル未満	１万9,000円

改正前

別表第９（第５条関係）

種別	区分		手数料（１件につき）
１　法第６条第１項（法第87条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく確認の申請又は法第18条第２項（法第87条第１項において準用する場合を含む。）の規定に基づく通知に対する審査	［略］	［略］	［略］
		100平方メートルを超え200平方メートル以内	４万7,000円
		200平方メートルを超え500平方メートル以内	６万円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	［略］
		［略］	［略］
２　１の項の審査のうち、法第６条の３第１項ただし書又は法第18条第５項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として規則第３条の13第１項各号で定める要件を備える者である建築主事が令第９条の３に定める特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを審査する場合に１の項の手数料に加算する額	［略］	1,000平方メートル以内	16万7,000円
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	21万5,000円
		2,000平方メートルを超え１万平方メートル以内	24万8,000円
		１万平方メートルを超え５万平方メートル以内	32万4,000円
		５万平方メートルを超えるもの	59万円

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第５号）第２条第１項第１号に掲げる基準に適合するかどうかを審査する場合に１の項の手数料に加算する額	係る一戸建ての住宅の住宅部分の床面積の合計	200平方メートル以上	２万1,000円
	当該審査に係る共同住宅等の住宅部分の床面積の合計	300平方メートル未満	３万4,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満	６万2,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	11万9,000円
		5,000平方メートル以上１万平方メートル未満	17万円
		１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満	30万8,000円
		２万5,000平方メートル以上５万平方メートル未満	50万円
		５万平方メートル以上	88万1,000円
４　［略］	［略］	［略］	［略］
５　［略］	［略］		［略］
６　法第７条第４項又は法第18条第21項の規定に基づく完了検査（10の項に規定する検査を除く。）	［略］	［略］	［略］
		100平方メートルを超え200平方メートル以内	３万9,000円
		200平方メートルを超え300平方メートル以内	４万9,000円
		300平方メートルを超え1,000平方メートル以内	［略］
		［略］	［略］
７　６の項の完了検査のうち、当該建築行為が建築物省エネルギー法第11条	非住宅建築物の場合	非住宅部分の床面積 300平方メートル未満	9,000円
		非住宅部分の床面積 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	［略］

３　［略］	［略］	［略］	［略］
４　［略］	［略］		［略］
５　法第７条第４項又は法第18条第21項の規定に基づく完了検査（９の項に規定する検査を除く。）	［略］	［略］	［略］
		100平方メートルを超え200平方メートル以内	３万6,000円
		200平方メートルを超え500平方メートル以内	４万5,000円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	［略］
		［略］	［略］
６　５の項の完了検査のうち、建築物が建築物省エネルギー法第11条第１項	非住宅部分の床面積の合計	300平方メートル以上1,000平方メートル未満	［略］

第１項に規定する特定建築行為である場合に６の項の手数料に加算する額		の合計	［略］	［略］	の適用を受けるものである場合に５の項の手数料に加算する額	［略］	［略］
	住宅の場合	一戸建ての住宅の部分		4,500円			
		共同住宅等の住宅部分の床面積の合計	300平方メートル未満	9,000円			
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満	１万9,000円			
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	４万3,000円			
			5,000平方メートル以上１万平方メートル未満	７万8,000円			
			１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満	12万5,000円			
			２万5,000平方メートル以上５万平方メートル未満	18万9,000円			
			５万平方メートル以上	28万6,000円			
8　［略］	［略］			［略］	7　［略］	［略］	［略］
9　［略］				［略］	8　［略］		［略］
10　法第７条第４項又は法第18条第21項の規定に基づく完了検査のうち法第７条の３第１項に規定する特定工程に係る建築物に関するもの	［略］	［略］		［略］	9　法第７条第４項又は法第18条第21項の規定に基づく完了検査のうち法第７条の３第１項に規定する特定工程に係る建築物に関するもの	［略］	［略］	［略］
		100平方メートルを超え200平方メートル以内		３万8,000円			100平方メートルを超え200平方メートル以内	３万5,000円
		200平方メートルを超え300平方メートル以内		４万8,000円			200平方メートルを超え500平方メートル以内	４万4,000円
		300平方メートルを超え1,000平方メートル以内		［略］			500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	［略］
		［略］		［略］			［略］	［略］
11　10の項の完了検査のう	非住宅建築	非住宅	300平方メートル未満	9,000円	10　９の項の完了検査のう	非住宅部分	300平方メートル以上1,000平方	［略］

ち、当該建築行為が建築物省エネルギー法第11条第１項に規定する特定建築行為である場合に10の項の手数料に加算する額	物の場合	部分の床面積の合計	300平方メートル以上1,000平方メートル未満	［略］	ち、建築物が建築物省エネルギー法第11条第１項の適用を受けるものである場合に９の項の手数料に加算する額	の床面積の合計	メートル未満	
			［略］	［略］			［略］	［略］
	住宅の場合	一戸建ての住宅の部分		4,500円				
		共同住宅等の住宅部分の床面積の合計	300平方メートル未満	9,000円				
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満	１万9,000円				
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	４万3,000円				
			5,000平方メートル以上１万平方メートル未満	７万8,000円				
			１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満	12万5,000円				
			２万5,000平方メートル以上５万平方メートル未満	18万9,000円				
			５万平方メートル以上	28万6,000円				
12　法第７条の３第４項又は法第18条第29項に規定する検査	［略］	［略］		［略］	11　法第７条の３第４項又は法第18条第29項に規定する検査	［略］	［略］	［略］
		100平方メートルを超え200平方メートル以内		３万2,000円			100平方メートルを超え200平方メートル以内	３万1,000円
		200平方メートルを超え300平方メートル以内		４万2,000円			200平方メートルを超え500平方メートル以内	４万円
		300平方メートルを超え1,000平方メートル以内		［略］			500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	［略］
		［略］		［略］			［略］	［略］
13、14　［略］				［略］	12、13　［略］			［略］

15　法第43条第２項第１号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係における建築物の認定の申請に対する審査	［略］
16　法第43条第２項第２号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係における建築物の許可の申請に対する審査	［略］
17　法第44条第１項第２号の規定に基づく道路内の公衆便所等の許可の申請に対する審査	［略］
18　法第44条第１項第３号の規定に基づく道路内の建築物の認定の申請に対する審査	［略］
19　法第44条第１項第４号の規定に基づく道路内の公共用歩廊等の許可の申請に対する審査	［略］
20　法第47条ただし書の規定に基づく壁面線を超える建築物の許可の申請に対する審査	［略］
21　法第48条第１項から第14項までのただし書（法第87条第２項若しくは第３項又は第88条第２項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく用途地域の特例許可の申請に対する審査	［略］
22　法第51条ただし書（法第87条第２項若しくは第３項又は第88条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	［略］
23～28　［略］	［略］
29　法第55条第２項又は地域再生法（平成17年法律第24号）第17条の44の規定により読み替えて適用する法第55条第４項第２号の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	［略］
30～32　［略］	［略］
33　法第58条第２項の規定に基づく高度地区における建築物の高さの最高限度に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	［略］

14　法第43条第２項第１号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築の認定の申請に対する審査	［略］
15　法第43条第２項第２号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築の許可の申請に対する審査	［略］
16　法第44条第１項第２号の規定に基づく公衆便所等の道路内における建築の許可の申請に対する審査	［略］
17　法第44条第１項第３号の規定に基づく道路内における建築の認定の申請に対する審査	［略］
18　法第44条第１項第４号の規定に基づく公共用歩廊等の道路内における建築の許可の申請に対する審査	［略］
19　法第47条ただし書の規定に基づく壁面線外における建築の許可の申請に対する審査	［略］
20　法第48条第１項ただし書、第２項ただし書、第３項ただし書、第４項ただし書、第５項ただし書、第６項ただし書、第７項ただし書、第８項ただし書、第９項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（法第87条第２項若しくは第３項又は第88条第２項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく用途地域における建築等の許可の申請に対する審査	［略］
21　法第51条ただし書（法第87条第２項若しくは第３項又は第88条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特殊建築物等の敷地の許可の申請に対する審査	［略］
22～27　［略］	［略］
28　法第55条第２項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	［略］
29～31　［略］	［略］
32　法第58条第２項の規定に基づく同条第１項の都市計画において建築物の高さの最高限度が定められた高度地区における当該最高限度に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	［略］

34～63　［略］	［略］

備考

1　［略］

2　1及び3の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(4)　［略］

3　6及び10の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(2)　［略］

4　［略］

5　非住宅部分、非住宅建築物及び複合建築物とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分、非住宅建築物及び複合建築物を、住宅とは、同項第2号に規定する住宅を、住宅部分とは同条第2項に規定する住宅部分をいう。

6　一戸建ての住宅とは、一棟の建築物からなる一戸の住宅をいい、共同住宅等とは、共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。

33～62　［略］	［略］

備考

1　［略］

2　1の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(4)　［略］

3　5及び9の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(2)　［略］

4　［略］

5　6及び10の項において、非住宅部分とは、建築物省エネルギー法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。

6　6及び10の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　当該建築物について一次エネルギー消費量（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量をいう。）に係る計算を要しない既存部分がある場合　当該既存部分の床面積を除いた床面積

(2)　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第55条第1項の規定に基づく変更の認定を受け、かつ、同条第2項の規定において準用する低炭素化促進法第54条第8項の規定により建築物省エネルギー法第12条第3項の規定による通知書の交付を受けたものとみなした場合　当該変更に係る部分の床面積（低炭素化促進法第54条第1項第1号に規定する建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下「誘導基準」という。）に適合するかどうかの判断のための計算の方法を変更する場合にあっては、当該変更す

７　３、７及び11の項の手数料の算定において、住宅部分に一戸建ての住宅と共同住宅等の両方を含む場合は、一戸建ての住宅に係る部分の床面積に応じた額に共同住宅等に係る部分の床面積に応じた額を加算した額とする。

８　７及び11の項において、申請に係る建築物が複合建築物の場合は、非住宅部分の申請に係る床面積に応じた額に住宅部分の申請に係る床面積に応じた額を加算した額とする。この場合において、住宅部分の一棟の建築物の単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。）の数が一である場合は、当該住宅部分は一戸建ての住宅の住宅部分とみなし、それ以外の場合は共同住宅等の住宅部分とみなす。

９　50の項において、建築等とは、法第86条第１項に規定する建築等をいう。

10　53から55までの項において、増築等とは、法第86条の２第１項に規定する増築等をいう。

別表第10（第５条の２関係）

種別	区分		手数料（１件につき）
1　法第17条第４項の規定に基づく申出に係る計画の通知に対する審査	［略］	［略］	［略］
		100平方メートルを超え200平方メートル以内	６万9,000円
		200平方メートルを超え300平方メートル以内	７万4,000円
		300平方メートルを超え1,000平方メートル以内	［略］
		［略］	［略］
2　１の項の審査の	当該審査に係る	1,000平方メートル以内	21万8,000円

る部分の床面積を含む。）

(3)　建築物省エネルギー法第36条第１項の規定に基づく変更の認定を受け、かつ、同条第２項の規定において準用する建築物省エネルギー法第12条第３項の規定による通知書の交付を受けたものとみなした場合　当該変更に係る部分の床面積（基準省令第10条第１号又は第２号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。）

７　49の項において、建築等とは、法第86条第１項に規定する建築等をいう。

８　52から54までの項において、増築等とは、法第86条の２第１項に規定する増築等をいう。

別表第10（第５条の２関係）

種別	区分		手数料（１件につき）
法第17条第４項の規定に基づく申出に係る計画の通知に対する審査	［略］	［略］	［略］
		100平方メートルを超え200平方メートル以内	４万7,000円
		200平方メートルを超え500平方メートル以内	６万円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	［略］
		［略］	［略］

うち、建築基準法第６条の３第１項ただし書又は同法第18条第５項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として建築基準法施行規則第３条の13第１項で定める要件を備える者である建築主事が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを審査する場合に１の項の手数料に加算する額	一の建築物ごとの床面積（一の建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により他の部分と構造的に分離されている場合にあっては、それぞれの部分ごとの床面積）	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	26万6,000円
		2,000平方メートルを超え１万平方メートル以内	29万円
		１万平方メートルを超え５万平方メートル以内	36万4,000円
		５万平方メートルを超えるもの	60万9,000円
３　１の項の審査のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第２条第１項第１号に掲げる基準に適合するかどうかを審査する場合に１の項の手数料に加算	当該審査に係る一戸建ての住宅の住宅部分の床面積の合計	200平方メートル未満	１万9,000円
		200平方メートル以上	２万1,000円
	当該審査に係る共同住宅等の住宅部分の床面積の合計	300平方メートル未満	３万4,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満	６万2,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	11万9,000円
		5,000平方メートル以上１	17万円

する額		万平方メートル未満	
		1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	30万8,000円
		2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	50万円
		5万平方メートル以上	88万1,000円

備考

1及び3の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(4)　［略］

別表第11（第5条の3関係）

種別	区分		手数料（1件につき）
［略］	［略］		［略］
3　法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出に係る長期優良住宅建築等計画に対する審査（1及び2の項の手数料に加算する額）	［略］	［略］	［略］
		100平方メートルを超え200平方メートル以内	6万9,000円
		200平方メートルを超え300平方メートル以内	7万4,000円
		300平方メートルを超え1,000平方メートル以内	［略］
		［略］	［略］
4　3の項の審査のうち、建築基準法第6条の3第1項ただし書又は同法第18条第5項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門	当該審査に係る一の建築物ごとの床面積（一の建築物がエキスパンションジョイントその他の	1,000平方メートル以内	21万8,000円
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	26万6,000円
		2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内	29万円
		1万平方メートルを超え5万平方メートル以内	36万4,000円

備考

床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(4)　［略］

別表第11（第5条の3関係）

種別	区分		手数料（1件につき）
［略］	［略］		［略］
3　法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出に係る長期優良住宅建築等計画に対する審査（1及び2の項の手数料に加算する額）	［略］	［略］	［略］
		100平方メートルを超え200平方メートル以内	4万7,000円
		200平方メートルを超え500平方メートル以内	6万円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	［略］
		［略］	［略］

的知識及び技術を有する者として建築基準法施行規則第３条の13第１項で定める要件を備える者である建築主事が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを審査する場合に３の項の手数料に加算する額	相互に応力を伝えない構造方法により他の部分と構造的に分離されている場合にあっては、それぞれの部分ごとの床面積）	５万平方メートルを超えるもの	60万9,000円
５　３の項の審査のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第２条第１項第１号に掲げる基準に適合するかどうかを審査する場合に３の項の手数料に加算する額	当該審査に係る一戸建ての住宅の住宅部分の床面積の合計	200平方メートル未満	１万9,000円
		200平方メートル以上	２万1,000円
	当該審査に係る共同住宅等の住宅部分の床面積の合計	300平方メートル未満	３万4,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満	６万2,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	11万9,000円
		5,000平方メートル以上１万平方メートル未満	17万円
		１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満	30万8,000円
		２万5,000平方メートル以上５万平方メートル未満	50万円
		５万平方メートル以上	88万1,000円
６～８　［略］			［略］

４～６　［略］			［略］

備考

１、２　［略］

３　３及び５の項に掲げる床面積は、次の各号に定める面積とする。

(1)～(3)　［略］

別表第12（第５条の４関係）

種別	区分			手数料（１件につき）			
				適合書あり	適合書なし		
					ア	イ	ウ
１　法第53条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	非住宅建築物の場合	非住宅部分の床面積の合計	300平方メートル未満	［略］	９万5,000円	24万円	
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満	［略］	12万2,000円	30万2,000円	
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	［略］	16万円	39万円	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	［略］	26万6,000円	56万5,000円	
			5,000平方メートル以上１万平方メートル未満	［略］	34万1,000円	69万1,000円	
			１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満	［略］	41万7,000円	82万5,000円	
			２万5,000平方メートル以上５万平方メートル未満	［略］	48万4,000円	93万7,000円	
			５万平方メートル以上	［略］	64万6,000円	118万9,000円	
	住宅	一戸建ての住	200平方メートル未満	［略］	２万9,000円		３万9,000円

備考

１、２　［略］

３　３の項に掲げる床面積は、次の各号に定める面積とする。

(1)～(3)　［略］

別表第12（第５条の４関係）

種別	区分		手数料（１件につき）		
			適合書あり	適合書なし	
				ア	イ
１　法第53条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	非住宅の場合	床面積の合計が300平方メートル未満	［略］	９万5,000円	24万円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	［略］	12万2,000円	30万2,000円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	［略］	16万円	39万円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	［略］	26万6,000円	56万5,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満	［略］	34万1,000円	69万1,000円
		床面積の合計が１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満	［略］	41万7,000円	82万5,000円
		床面積の合計が２万5,000平方メートル以上５万平方メートル未満	［略］	48万4,000円	93万7,000円
		床面積の合計が５万平方メートル以上	［略］	64万6,000円	118万9,000円
	住宅 一戸建ての住	床面積の合計が200平方メートル未満	［略］	３万9,000円	

の場合	宅の住宅部分の床面積の合計	200平方メートル以上	［略］	３万2,000円		４万4,000円
	共同住宅等の住宅部分の床面積の合計	300平方メートル未満	［略］	３万9,000円	５万4,000円	７万6,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満	［略］	６万8,000円	９万2,000円	12万8,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	［略］	12万8,000円	16万6,000円	22万5,000円
		5,000平方メートル以上１万平方メートル未満	［略］	18万3,000円	23万2,000円	31万2,000円
		１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満	［略］	33万円	43万9,000円	60万6,000円
		２万5,000平方メートル以上５万平方メートル未満	［略］	53万5,000円	74万円	104万7,000円
		５万平方メートル以上	［略］	94万2,000円	134万2,000円	192万5,000円
２　法第10条第３項（法第11条第２項において準用する場合を含む。）又は法第54条第２項（法第55条第２項において	［略］	［略］	［略］			
		100平方メートルを超え200平方メートル以内	［略］			６万9,000円
		200平方メートルを超え300平方メートル以内	［略］			７万4,000円
		300平方メートルを超え1,000平方メートル以内	［略］			
		［略］	［略］			

の場合	宅	床面積の合計が200平方メートル以上	［略］	４万4,000円		
	共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅	床面積の合計が300平方メートル未満	［略］	３万9,000円		７万6,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	［略］	６万8,000円		12万8,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	［略］	12万8,000円		22万5,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満	［略］	18万3,000円		31万2,000円
		床面積の合計が１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満	［略］	33万円		60万6,000円
		床面積の合計が２万5,000平方メートル以上５万平方メートル未満	［略］	53万5,000円		104万7,000円
		床面積の合計が５万平方メートル以上	［略］	94万2,000円		192万5,000円
２　法第54条第２項（法第55条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出に係る低炭素建築物新築等	［略］	［略］	［略］			
		100平方メートルを超え200平方メートル以内	［略］			４万7,000円
		200平方メートルを超え500平方メートル以内	［略］			６万円
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	［略］			
		［略］	［略］			

準用する場合を含む。）の規定に基づく申出に係る低炭素建築物新築等計画に対する審査（１及び５の項の手数料に加算する額）				計画に対する審査（１及び３の項の手数料に加算する額）
３　２の項の審査のうち、建築基準法第６条の３第１項ただし書又は同法第18条第５項ただし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として建築基準法施行規則第３条の13第１項で定める要件を備える者である建築主事が特定構造計算	当該審査に係る一の建築物ごとの床面積（一の建築物がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により他の部分と構造的に分離されている場合にあっ	1,000平方メートル以内	21万8,000円	
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	26万6,000円	
		2,000平方メートルを超え１万平方メートル以内	29万円	
		１万平方メートルを超え５万平方メートル以内	36万4,000円	
		５万平方メートルを超えるもの	60万9,000円	

基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを審査する場合に２の項の手数料に加算する額	ては、それぞれの部分ごとの床面積）		
４　２の項の審査のうち、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第２条第１項第１号に掲げる基準に適合するかどうかを審査する場合に２の項の手数料に加算する額	当該審査に係る一戸建ての住宅の住宅部分の床面積の合計	200平方メートル未満	１万9,000円
		200平方メートル以上	２万1,000円
	当該審査に係る共同住宅等の住宅部分の床面積の合計	300平方メートル未満	３万4,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満	６万2,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	11万9,000円
		5,000平方メートル以上１万平方メートル未満	17万円
		１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満	30万8,000円
		２万5,000平方メートル以上５万平方メートル未満	50万円
		５万平方メートル以上	88万1,000円

5、6　［略］	［略］

備考

1　適合書とは、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第14条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関が、法第54条第１項１号に規定する基準に適合することを証する書面をいう。

2　非住宅部分、非住宅建築物及び複合建築物とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第１号。以下「基準省令」という。）第１条第１項第１号に規定する非住宅部分、非住宅建築物及び複合建築物を、住宅とは、同項第２号に規定する住宅を、住宅部分とは同条第２項に規定する住宅部分をいう。

3　一戸建ての住宅とは、一棟の建築物からなる一戸の住宅をいい、共同住宅等とは、共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。

4　認定の申請に係る建築物の非住宅部分において、適合書ありの欄は１項の書面を認定の申請書に添付した場合に、適合書なしの欄は、適合書あり以外の場合について、それぞれ適用する。

5　認定の申請に係る建築物の非住宅部分において、アの欄は基準省令第10条第１号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。

6　認定の申請に係る建築物の住宅部分において、アの欄は基準省令第10条第２号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準による場合、イの欄は次の各号のいずれかに該当する場合、ウの欄はア及びイ以外の場合について、それぞれ適用する。

(1)　基準省令第10条第２号イ(2)及び同号ロ(1)に規定する基準による場合

(2)　基準省令第10条第２号イ(1)及び同号ロ(2)に規定する基準による場合

7　認定の申請に係る建築物が複合建築物の場合は、非住宅部分の認定の申請に係る床面積に応じた額に住宅部分の申請に係る床面積に応じた額を加算した額とする。この場合において、住宅部分の一棟の建築物の単位住戸（住宅部分の一の住

3、4　［略］	［略］

備考

1　適合書とは低炭素建築物新築等計画が法第54条第１項各号に掲げる基準に適合することを証する書面をいう。

2　基準省令とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第１号。）をいう。

3　１の項において、住宅とは一戸建ての住宅又は共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅を、非住宅とは住宅以外の用途に係るものをいう。

4　申請に係る建築物が非住宅のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第１条第１項第１号ロに規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、申請に係る建築物が住宅のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第10条第２号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。

5　住宅と非住宅の複合建築物の場合は、住宅の用途の新築等に係る部分の床面積に応じた額に非住宅の用途の新築等に係る部分の床面積に応じた額を加算した額とする。

戸をいう。）の数が一である場合は、当該住宅部分は一戸建ての住宅の住宅部分とみなし、それ以外の場合は共同住宅等の住宅部分とみなす。

8　１の項の床面積の算定にあたっては、認定の申請に係る部分の床面積の合計により算定する。

9　２及び４の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(3)　［略］

10　５及び６の項の床面積の算定にあたっては、基準省令第10条に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。

別表第13（第５条の５関係）

（1）　法第11条、第12条及び規則第13条の規定に基づく事務（省エネ基準適合性判定）

種別	区分			手数料（１件につき）				
				ア		イ		ウ
				工場等の場合	工場等以外の場合	工場等の場合	工場等以外の場合	
1　省エネ性能確保計画の適合性判定に対する審査	非住宅建築物の場合	非住宅部分の床面積の合計	300平方メートル未満	［略］	［略］	［略］	［略］	
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満	［略］	［略］	［略］	［略］	
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	［略］	［略］	［略］	［略］	
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	［略］	［略］	［略］	［略］	
			5,000平方メートル以上１万平方メートル未満	［略］	［略］	［略］	［略］	
			１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満	［略］	［略］	［略］	［略］	

6　１の項の床面積の算定にあたっては、新築等に係る部分の床面積の合計により算定する。

7　２の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(3)　［略］

別表第13（第５条の５関係）

（1）　法第12条及び第13条の規定に基づく事務（省エネ基準適合性判定）

種別	区分		手数料（１件につき）			
			ア		イ	
			工場等	工場等以外	工場等	工場等以外
1　省エネ性能確保計画の適合性判定に対する審査のうち、２の項以外の場合	非住宅部分の床面積の合	300平方メートル未満	［略］	［略］	［略］	［略］
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満	［略］	［略］	［略］	［略］
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	［略］	［略］	［略］	［略］
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	［略］	［略］	［略］	［略］
		5,000平方メートル以上１万平方メートル未満	［略］	［略］	［略］	［略］
		１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満	［略］	［略］	［略］	［略］

		2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	［略］	［略］	［略］	［略］	
		5万平方メートル以上	［略］	［略］	［略］	［略］	
住宅の場合	一戸建ての住宅の住宅部分の床面積の合計	200平方メートル未満	1万9,000円		2万7,000円		3万5,000円
		200平方メートル以上	2万1,000円		3万円		3万9,000円
	共同住宅等の住宅部分の床面積の合計	300平方メートル未満	3万4,000円		5万2,000円		6万9,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満	6万2,000円		9万円		11万8,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	11万9,000円		16万4,000円		20万9,000円
		5,000平方メートル以上1万平方メートル未満	17万円		23万円		29万1,000円
		1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満	30万8,000円		43万7,000円		56万6,000円
		2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	50万円		73万8,000円		97万7,000円
		5万平方メートル以上	88万1,000円		134万円		179万8,000円
2　省エネ性能確保計画の適合性判定に対する審	非住宅建築物の	非住宅部分の床面積の合計	300平方メートル未満	［略］			
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満	［略］			
			1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	［略］			
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	［略］			

計	2万5,000平方メートル以上5万平方メートル未満	［略］	［略］	［略］	［略］	
	5万平方メートル以上	［略］	［略］	［略］	［略］	
2　省エネ性能確保計画の適合性判定に対する審査のうち、複数棟申請の他の	非住宅部分の床	300平方メートル未満	［略］			
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満	［略］			
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	［略］			
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	［略］			

査のうち、複数棟申請の他の建築物に係る審査を行う場合	場合		5,000平方メートル以上１万平方メートル未満	［略］
			１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満	［略］
			２万5,000平方メートル以上５万平方メートル未満	［略］
			５万平方メートル以上	［略］
	住宅の場合	一戸建ての住宅の住宅部分の床面積の合計	200平方メートル未満	6,600円
			200平方メートル以上	7,100円
		共同住宅等の住宅部分の床面積の合計	300平方メートル未満	１万2,000円
			300平方メートル以上2,000平方メートル未満	２万6,000円
			2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	６万3,000円
			5,000平方メートル以上１万平方メートル未満	９万7,000円
			１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満	15万6,000円
			２万5,000平方メートル以上５万平方メートル未満	22万円
			５万平方メートル以上	34万7,000円
3　法第11条第２項又は第12条第３項の規定に基づく省エネ性能確保計画の変更の適合性判定に対する審査			１及び２の項の規定を準用して得られる額。この場合において、法第11条第２項又は第12条第３項の規定に基づく変更に係る部分の床面積に基づき手数料を算定する。	

建築物に係る審査を行う場合	面積の合計		5,000平方メートル以上１万平方メートル未満	［略］
			１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満	［略］
			２万5,000平方メートル以上５万平方メートル未満	［略］
			５万平方メートル以上	［略］
3　省エネ性能確保計画の変更の適合性判定に対する審査			１及び２の項の規定を準用して得られる額	

4　規則第13条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付	1の項の規定を準用して得られる額。この場合において、軽微な変更に係る部分の床面積に基づき手数料を算定する。

備考

1　省エネ性能確保計画とは法第11条第1項又は第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画を、適合性判定とは建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。

2　非住宅部分、非住宅建築物及び複合建築物とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第1条第1項第1号に規定する非住宅部分、非住宅建築物及び複合建築物を、住宅とは、同項第2号に規定する住宅を、住宅部分とは、同条第2項に規定する住宅部分いう。

3　一戸建ての住宅とは、一棟の建築物からなる一戸の住宅をいい、共同住宅等とは、共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。

4　工場等とは、非住宅部分の全部を基準省令第10条第1号に規定する工場等の用途に供する建築物をいう。

5　審査に係る建築物の非住宅部分において、アの欄は基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。

6　審査に係る建築物の住宅部分において、アの欄は基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準による場合（同号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあっては、同号ロ（2）に規定する基準に限る。）、イの欄は次の各号のいずれかに該当する場合、ウの欄はア及びイ以外の場合について、それぞれ適用する。

(1)　基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(1)に規定する基準による場合

(2)　基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(2)に規定する基準による場合

7　審査に係る建築物が複合建築物の場合は、非住宅部分の審査に係る床面積に応

4　規則第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付	1及び2の項の規定を準用して得られる額

備考

1　省エネ性能確保計画とは法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画を、適合性判定とは建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。

2　基準省令とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。）をいう。

3　アの欄は基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。

4　工場等とは、工場、倉庫、その他これらに類する用途に供する建築物をいう。

5　非住宅部分とは、法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。

6　1の項の床面積の算定にあたっては、基準省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により設計一次エネルギー消費量（同号イの設計一次エネルギー消費量をいう。）及び基準一次エネルギー消費量（同号イの基準一次エネルギー消費量をいう。）の計算を要しない部分があるときは、当該部分の床面積を除く。

じた額に住宅部分の審査に係る床面積に応じた額を加算した額とする。この場合において、住宅部分の一棟の建築物の単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。）の数が一である場合は、当該住宅部分は一戸建ての住宅の住宅部分とみなし、それ以外の場合は共同住宅等の住宅部分とみなす。

8　２の項における複数棟申請の他の建築物とは、法第29条第３項に規定する他の建築物をいう。

9　２の項に掲げる審査とは、省エネ性能確保計画に係る評価方法と法第29条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が同一である場合に限る。

10　３及び４の項の床面積の算定にあたっては、基準省令第１条第１項各号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。

(2)　法第29条から第31条まで及び規則第28条の規定に基づく事務（省エネ性能向上計画の認定）

種別	区分			手数料（１件につき）			
				適合書あり	適合書なし		
					ア	イ	ウ
1　省エネ性能向上計画の認定の申請に対する審査	非住宅	非住宅部分の床面積の合計	300平方メートル未満	［略］	９万3,000円	23万8,000円	
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満	［略］	11万9,000円	30万円	

7　２の項における複数棟申請の他の建築物とは、法第34条第３項に規定する他の建築物をいう。

8　２の項に掲げる審査とは、省エネ性能確保計画に係る評価方法と法第34条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が同一である場合に限る。

9　３の項の手数料算定にあたっては、１及び２の項の「非住宅部分の床面積」とあるのは、「法第12条第２項又は第13条第３項の規定に基づく変更に係る部分の床面積（基準省令第１条第１項第１号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。）」と読み替えるものとする。

10　４の項の手数料算定にあたっては、１及び２の項の「非住宅部分の床面積」とあるのは、「軽微な変更に係る部分の床面積（基準省令第１条第１項第１号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。）」と読み替えるものとする。

(2)　法第34条から第36条まで及び規則第29条の規定に基づく事務（省エネ性能向上計画の認定）

種別	区分			手数料（１件につき）		
				適合書あり	適合書なし	
					ア	イ
1　省エネ性能向上計画の認定の申請に対する審査	申請に係る建築物が非住宅	床面積の合計が300平方メートル未満		［略］	９万3,000円	23万8,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満		［略］	11万9,000円	30万円

築物の場合		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	［略］	15万8,000円	38万8,000円	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	［略］	26万4,000円	56万3,000円	
		5,000平方メートル以上１万平方メートル未満	［略］	33万9,000円	68万9,000円	
		１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満	［略］	41万5,000円	82万3,000円	
		２万5,000平方メートル以上５万平方メートル未満	［略］	48万2,000円	93万5,000円	
		５万平方メートル以上	［略］	64万4,000円	118万7,000円	
住宅の場合	一戸建ての住宅の住宅部分の床面積の合計	200平方メートル未満	［略］	２万円	２万7,000円	３万7,000円
		200平方メートル以上	［略］	２万2,000円	３万円	４万2,000円
	共同住宅等の住宅部分の床面積の合計	300平方メートル未満	［略］	３万7,000円	５万2,000円	７万4,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満	［略］	６万6,000円	９万円	12万6,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	［略］	12万6,000円	16万4,000円	22万2,000円

部分のみからなる建築物の場合		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	［略］	15万8,000円	38万8,000円	
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	［略］	26万4,000円	56万3,000円	
		床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満	［略］	33万9,000円	68万9,000円	
		床面積の合計が１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満	［略］	41万5,000円	82万3,000円	
		床面積の合計が２万5,000平方メートル以上５万平方メートル未満	［略］	48万2,000円	93万5,000円	
		床面積の合計が５万平方メートル以上	［略］	64万4,000円	118万7,000円	
申請に係る建築物が住宅部分のみからなる建築物の場合	一戸建ての住宅の場合	床面積の合計が200平方メートル未満	［略］	２万円	３万7,000円	
		床面積の合計が200平方メートル以上	［略］	２万2,000円	４万2,000円	
	共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の場合	床面積の合計が300平方メートル未満	［略］	３万7,000円	７万4,000円	
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	［略］	６万6,000円	12万6,000円	
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	［略］	12万6,000円	22万2,000円	

			5,000平方メートル以上１万平方メートル未満	［略］	18万1,000円	23万円	31万円
			１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満	［略］	32万8,000円	43万7,000円	60万4,000円
			２万5,000平方メートル以上５万平方メートル未満	［略］	53万3,000円	73万8,000円	104万5,000円
			５万平方メートル以上	［略］	94万円	134万円	192万3,000円
２　法第30条第２項（法第31条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出に対する審査（１及び５の項の手数料に加算する額）	［略］	［略］	［略］				
			100平方メートルを超え200平方メートル以内				６万9,000円
			200平方メートルを超え300平方メートル以内				７万4,000円
			300平方メートルを超え1,000平方メートル以内	［略］			
			［略］	［略］			
３　２の項の審査のうち、建築基準法第６条の３第１項ただし書又は同法第18条第５項た	当該審査に係る一の建築物ごとの床面積（一の建築物がエキスパンショ	1,000平方メートル以内		21万8,000円			
		1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内		26万6,000円			
		2,000平方メートルを超え１万平方メートル以内		29万円			
		１万平方メートルを超え５万平方メートル以内		36万4,000円			

			床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満	［略］	18万1,000円	31万円	
			床面積の合計が１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満	［略］	32万8,000円	60万4,000円	
			床面積の合計が２万5,000平方メートル以上５万平方メートル未満	［略］	53万3,000円	104万5,000円	
			床面積の合計が５万平方メートル以上	［略］	94万円	192万3,000円	
２　法第35条第２項（法第36条第２項において準用する場合を含む。）の規定に基づく申出に対する審査（１及び３の項の手数料に加算する額）	［略］	［略］	［略］				
		100平方メートルを超え200平方メートル以内				４万7,000円	
		200平方メートルを超え500平方メートル以内				６万円	
		500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	［略］				
		［略］	［略］				

だし書の規定に基づき、構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として建築基準法施行規則第３条の13第１項で定める要件を備える者である建築主事が特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかを審査する場合に２の項の手数料に加算する額	ンジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法により他の部分と構造的に分離されている場合にあっては、それぞれの部分ごとの床面積）	５万平方メートルを超えるもの	60万9,000円
４　２の項の審査のうち、建築物のエネルギ	当該審査に係る一戸建ての住宅の住	200平方メートル未満	１万9,000円
		200平方メートル以上	２万1,000円

一消費性能の向上等に関する法律施行規則第２条第１項第１号に掲げる基準に適合するかどうかを審査する場合に２の項の手数料に加算する額	宅部分の床面積の合計		
	当該審査に係る共同住宅等の住宅部分の床面積の合計	300平方メートル未満	３万4,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満	６万2,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	11万9,000円
		5,000平方メートル以上１万平方メートル未満	17万円
		１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満	30万8,000円
		２万5,000平方メートル以上５万平方メートル未満	50万円
		５万平方メートル以上	88万1,000円
5　法第31条第１項の規定に基づく省エネ性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査			１及び２の項の規定を準用して得られる額。この場合において、法第31条第１項の規定に基づく変更に係る部分の床面積に基づき手数料を算定する。
6　規則第28条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付			１の項の規定を準用して得られる額。この場合において、軽微な変更に係る部分の床面積に基づき手数料を算定する。

備考

１　省エネ性能向上計画とは、法第29条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。

3　法第36条第１項の規定に基づく省エネ性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査			１件につき、１の項の規定を準用して得られる額
4　規則第29条の規定に基づく軽微な変更に関する証明書の交付			当該証明書の交付を受けようとする１の建築物につき、１の項の規定を準用して得られる額

備考

１　省エネ性能向上計画とは、法第34条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。

2　適合書とは、法第14条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第５条第１項に規定する登録住宅性能評価機関が、法第30条第１項第１号に規定する基準に適合することを証する書面をいう。	2　適合書とは、申請に係る建築物が法第35条第１項第１号に規定する基準に適合することを証する書面をいう。
3　非住宅部分、非住宅建築物及び複合建築物とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第１号。以下「基準省令」という。）第１条第１項第１号に規定する非住宅部分、非住宅建築物及び複合建築物を、住宅とは、同項第２号に規定する住宅を、住宅部分とは、同条第２項に規定する住宅部分いう。	3　基準省令とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第１号。）をいう。
4　一戸建ての住宅とは、一棟の建築物からなる一戸の住宅をいい、共同住宅等とは、共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。	4　非住宅部分とは、法第11条第１項に規定する非住宅部分を、住宅部分とは、法第11条第１項に規定する住宅部分をいう。
5　認定の申請に係る建築物の非住宅部分において、適合書ありの欄は２項の書面を認定の申請書に添付した場合に、適合書なしの欄は、適合書あり以外の場合について、それぞれ適用する。	5　申請に係る建築物が非住宅部分のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第１条第１項第１号ロに規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、申請に係る建築物が住宅部分のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第10条第２号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。
6　認定の申請に係る建築物の非住宅部分において、アの欄は基準省令第10条第１号イ（2）及び同号ロ（2）に規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。	6　１の項の床面積の算定にあたっては、認定の申請に係る部分の床面積の合計により算定する。ただし、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の床面積は、基準省令第４条第３項の設計一次エネルギー消費量を同項第２号の数値とする場合にあっては、当該住宅部分の共用部分（同項第１号の共用部分をいう。）の床面積を除く。
7　認定の申請に係る建築物の住宅部分において、アの欄は基準省令第10条第２号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準による場合、イの欄は次の各号のいずれかに該当する場合、ウの欄はア及びイ以外の場合について、それぞれ適用する。 (1)　基準省令第10条第２号イ(2)及び同号ロ(1)に規定する基準による場合 (2)　基準省令第10条第２号イ(1)及び同号ロ(2)に規定する基準による場合	
8　認定の申請に係る建築物が複合建築物の場合は、非住宅部分の認定の申請に係る部分の床面積に応じた額に住宅部分の認定の申請に係る部分の床面積に応じた額を加算した額とする。この場合において、住宅部分の一棟の建築物の単位住戸（住宅部分の一の住戸という。）の数が一である場合は、当該住宅部分は一戸建	7　申請に係る建築物が基準省令第１条第１項第１号に規定する複合建築物の場合は、非住宅部分の認定の申請に係る部分の床面積に応じた額に住宅部分の認定の申請に係る部分の床面積に応じた額を加算した額とする。

ての住宅の住宅部分とみなし、それ以外の場合は共同住宅等の住宅部分とみなす。

9　1及び3の項について、法第29条第3項の規定により、同条第1項の規定による認定の申請に係る建築物以外の建築物に関する事項を省エネ性能向上計画に記載する場合は、1の建築物ごとに1件とする。

10　2及び4の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(3)　［略］

11　5及び6の項の手数料算定にあたっては、基準省令第10条各号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。

8　1及び3の項について、法第34条第3項の規定により、同条第1項の規定による認定の申請に係る建築物以外の建築物に関する事項を省エネ性能向上計画に記載する場合は、1の建築物ごとに1件とする。ただし、3の項の手数料算定にあたっては、第6項の「認定の申請に係る部分の床面積」とあるのは、「法第36条第1項の規定に基づく変更に係る部分の床面積（基準省令第10条第1号又は第2号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。）」と読み替えるものとする。

9　2の項の床面積の合計の算定にあたっては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(3)　［略］

10　4の項の手数料算定にあたっては、第6項の「認定の申請に係る部分の床面積」とあるのは、「軽微な変更に係る部分の床面積（基準省令第10条第1号又は第2号に規定する基準（国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法を含む。）の適用を変更する場合にあっては、当該変更する部分の床面積を含む。）」と読み替えるものとする。

(3)　法第41条の規定に基づく事務（省エネ基準適合認定）

種別	区分		手数料（1件につき）		
			適合書あり	適合書なし	
				ア	イ
1　省エネ基準適合認定の申請に対する審査	申請に係る建築物が非住宅部分のみからなる建築物の場合	床面積の合計が300平方メートル未満	1万2,000円	9万3,000円	23万8,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満	2万2,000円	11万9,000円	30万円
		床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	3万5,000円	15万8,000円	38万8,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	10万3,000円	26万4,000円	56万3,000円

		床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満	15万1,000円	33万9,000円	68万9,000円
		床面積の合計が１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満	19万8,000円	41万5,000円	82万3,000円
		床面積の合計が２万5,000平方メートル以上５万平方メートル未満	23万9,000円	48万2,000円	93万5,000円
		５万平方メートル以上	35万2,000円	64万4,000円	118万7,000円
申請に係る建築物が住宅部分のみからなる建築物の場合	一戸建ての住宅の場合	床面積の合計が200平方メートル未満	6,900円	２万円	３万7,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上	7,400円	２万2,000円	４万2,000円
	共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の場合	床面積の合計が300平方メートル未満	１万2,000円	３万7,000円	７万4,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満	２万8,000円	６万6,000円	12万6,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	６万6,000円	12万6,000円	22万2,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上１万平方メートル未満	10万3,000円	18万1,000円	31万円
		床面積の合計が１万平方メートル以上２万5,000平方メートル未満	16万5,000円	32万8,000円	60万4,000円
		床面積の合計が２万5,000平方メートル以上５万平方メートル未満	23万4,000円	53万3,000円	104万5,000円

			床面積の合計が５万平方メートル以上	36万 8,000円	94万円	192万 3,000円

備考

１　省エネ基準適合認定とは、法第41条第１項の規定に基づく認定をいう。

２　適合書とは、申請に係る建築物が法第２条第１項第３号に規定する基準に適合することを証する書面をいう。

３　非住宅部分とは法第11条第１項に規定する非住宅部分を、住宅部分とは法第11条第１項に規定する住宅部分をいう。

４　基準省令とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第１号。）をいう。

５　申請に係る建築物が非住宅部分のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第１条第１項第１号ロに規定する基準による場合、イの欄はア以外の場合について、それぞれ適用する。

６　申請に係る建築物が住宅部分のみからなる建築物の場合において、アの欄は基準省令第１条第１項第２号に規定する基準による場合（イに掲げる場合を除く。）の申請について、イの欄は基準省令第１条第１項第２号イ(2)(i)及び同号ロ(2)　、同号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)又は同号イ(3)及び同号ロ(3)に規定する基準による場合（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅にあっては全ての住戸が同基準による場合に限る。）について、それぞれ適用する。

７　床面積の算定にあたっては、認定の申請に係る部分の床面積の合計により算定する。ただし、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅の床面積は、基準省令第４条第３項の設計一次エネルギー消費量を同項第２号の数値とする場合にあっては、当該住宅部分の共用部分（同項第１号の共用部分をいう。）の床面積を除く。

８　申請に係る建築物が基準省令第１条第１項第１号に規定する複合建築物の場合は、非住宅部分の認定の申請に係る部分の床面積に応じた額に住宅部分の認定の申請に係る部分の床面積に応じた額を加算した額とする。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の神戸市手数料条例の規定（別表第９の15から22までの項、29の項及び33の項を除く。）は、この条例の施行の日以後にその工事に着手する建築物の建築、大規模の修繕又は大規模の模様替について適用する。

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第43号

神戸市営住宅条例の一部を改正する条例

神戸市営住宅条例（平成９年４月条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（用語の定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市営住宅　本市が建設し、買い取り、又は借り上げ、その住民等に賃貸し、又は転貸するための住宅であってこの条例の規定により設置するもの及びその附帯施設（改良住宅及び都市再生住宅の店舗、作業所、倉庫及び車庫を含む。以下同じ。）をい	（用語の定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市営住宅　本市が建設し、買い取り、又は借り上げ、その住民等に賃貸し、又は転貸するための住宅であってこの条例の規定により設置するもの及びその附帯施設をいう。

う。	
(2)～(10) ［略］	(2)～(10) ［略］
（改良住宅の入居者資格等）	（改良住宅の入居者資格等）
第７条 ［略］	第７条 ［略］
	２ 市長は、改良法第18条の規定により改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合においては、前項の規定にかかわらず、第５条第１項第１号、第２号、第４号及び第５号に掲げる条件（高齢者等にあっては、同項第１号、第４号及び第５号に掲げる条件）を具備し、並びに独立の生計を営み、その者の収入が、入居の申込みをした日において次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額を超えない者を当該改良住宅に入居させることができる。
	(1) 第５条第１項第３号アに掲げる場合 158,000円
	(2) 第５条第１項第３号イに掲げる場合 139,000円
	(3) 前２号に掲げる場合以外の場合 114,000円
	３ 前項の改良住宅は、公営住宅とみなして、第５条第２項及び第３項、前条、第13条から第15条まで、第16条第１項並びに第17条の

	規定を準用する。
第７条の２　市長は、改良法第18条の規定により改良住宅（附帯施設を除く。以下この条において同じ。）に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合においては、前条の規定にかかわらず、第５条第１項第１号、第２号、第４号及び第５号に掲げる条件（高齢者等にあっては、同項第１号、第４号及び第５号に掲げる条件）を具備し、並びに独立の生計を営み、その者の収入が、入居の申込みをした日において次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額を超えない者を当該改良住宅に入居させることができる。 (1)　第５条第１項第３号アに掲げる場合　158,000円 (2)　第５条第１項第３号イに掲げる場合　139,000円 (3)　前２号に掲げる場合以外の場合　114,000円 ２　前項の改良住宅は、公営住宅とみなして、第５条第２項及び第３項、第６条、第13条から第15条まで、第16条第１項並びに第17条の規定を準用する。	

（改良住宅の附帯施設の入居者資格等）

第７条の３　市長は、改良法第18条の規定により改良住宅の附帯施設に入居させるべき者が入居せず、又は使用しなくなった場合においては、第７条の規定にかかわらず、次に掲げる条件を具備する者を当該改良住宅の附帯施設に公募により入居させることができる。

(1)　現に本市の区域内に居住、在勤又は事業所を有する者であること。

(2)　入居しようとする者が暴力団員でないこと（法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団員が役員として又は実質的に運営に関与していないこと。）。

(3)　当該附帯施設を使用する用途が公の秩序又は善良の風俗に反せず、かつ、騒音、振動、悪臭等を発生させないものであること。

２　店舗又は作業所への入居については、前項に定めるもののほか、速やかに営業を開始し、当該営業を継続するに必要な能力を備えていることを条件とする。

3　市長は、特に必要があると認めるときは、前2項に掲げる条件以外の条件を定めることができる。	
（都市再生住宅の入居者資格等） 第8条　［略］	（都市再生住宅の入居者資格等） 第8条　［略］
2　［略］	2　［略］
	3　都市再生住宅に入居することができる者が入居せず、又は居住しなくなったときは、当該都市再生住宅を公営住宅とみなす。
第9条　市長は、都市再生住宅（附帯施設を除く。以下この条において同じ。）に入居することができる者が入居せず、又は居住しなくなった場合においては、前条の規定にかかわらず、当該都市再生住宅を公営住宅とみなして第5条、第6条、第13条から第15条まで、第16条第1項並びに第17条の規定を準用する。	第9条及び第10条　削除
（都市再生住宅の附帯施設の入居者資格等） 第10条　市長は、都市再生住宅の附帯施設に入居することができる者が入居せず、又は使用しなくなった場合においては、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる条件を具備する者を当該都市再生住宅の附帯施設に公募により入居させる	

ことができる。 (1) 現に本市の区域内に居住、在勤又は事業所を有する者であること。 (2) 入居しようとする者が暴力団員でないこと（法人等である場合にあっては、当該法人等について暴力団員が役員として又は実質的に運営に関与していないこと。）。 (3) 当該附帯施設を使用する用途が公の秩序又は善良の風俗に反せず、かつ、騒音、振動、悪臭等を発生させないものであること。 2 店舗又は作業所への入居については、前項に定めるもののほか、速やかに営業を開始し、当該営業を継続するに必要な能力を備えていることを条件とする。 3 市長は、特に必要があると認めるときは、前2項に掲げる条件以外の条件を定めることができる。	
（収入超過者に関する認定） 第38条 市長は、毎年度、次の各号に掲げる市営住宅の入居者が当該市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において当該入居者の収入が当該各号に掲げる金額を	（収入超過者に関する認定） 第38条 市長は、毎年度、次の各号に掲げる市営住宅の入居者が当該市営住宅に引き続き3年以上入居している場合において当該入居者の収入が当該各号に掲げる金額を

超えるときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知する。	超えるときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を当該入居者に通知する。
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　改良住宅　第７条の２第１項各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額	(2)　改良住宅　第７条第２項各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額
(3)　［略］	(3)　［略］
２　［略］	２　［略］
（公営住宅建替事業等に係る家賃の特例）	（公営住宅建替事業等に係る家賃の特例等）
第52条　市長は、公営住宅建替事業により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合、法第44条第３項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合又は公営住宅の計画的な改善のため昇降機の設置を伴う改修工事を行ったことにより第29条第３号の規定により家賃の変更を行った場合において、当該入居者の入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第25条第１項若しくは第３項、第40条第１項若しくは第	第52条　市長は、公営住宅建替事業により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合又は法第44条第３項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、当該入居者の新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第25条第１項若しくは第３項、第40条第１項若しくは第２項又は第44条第１項の規定にかかわらず、当該入居者の新たに入居する公営住宅の家賃の額から従前の公営住宅の最終の家賃

２項又は第44条第１項の規定にかかわらず、当該入居者の新たに定められた公営住宅の家賃の額から従前の公営住宅の最終の家賃の額を控除した額に次の表の左欄各項に定める入居期間の区分に応じてそれぞれ右欄各項に定める率を乗じた額を減額するものとする。	の額を控除した額に次の表の左欄各項に定める入居期間の区分に応じてそれぞれ右欄各項に定める率を乗じた額を減額するものとする。
［略］	［略］
第52条の２　前条の規定は、次に掲げる事由により当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合等について準用する。	第52条の２　前条の規定は、次に掲げる事由により当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合について準用する。
(1)、(2)　［略］	(1)、(2)　［略］
(3)　厚生年金住宅条例第16条第２項の規定により公営住宅とみなされる厚生年金住宅の用途の廃止及び計画的な改善のため昇降機の設置を伴う改修工事	(3)　厚生年金住宅条例第16条第２項の規定により公営住宅とみなされる厚生年金住宅の用途の廃止
別表第１（第４条関係）	別表第１（第４条関係）
(1)　公営住宅	(1)　公営住宅
ア　国の補助に係る公営住宅	ア　国の補助に係る公営住宅

名称	位置
［略］	［略］
神戸市営唐櫃住宅	［略］

名称	位置
［略］	［略］
神戸市営唐櫃住宅	［略］
神戸市営桜の宮住宅	神戸市北区甲栄台１丁目、甲栄台２丁目、甲

［略］	［略］

イ　国の補助に係らない公営住宅

名　称	位　置
神戸市営唐櫃住宅	［略］
［略］	［略］

(2)～(4)　［略］

別表第５（第62条関係）

(1)　公営住宅の共同施設として設置された駐車場

ア　国の補助に係る公営住宅の共同施設として設置されたもの

公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
［略］	［略］	［略］
神戸市営唐櫃住宅	［略］	［略］

	栄台３丁目及び甲栄台４丁目
［略］	［略］

イ　国の補助に係らない公営住宅

名　称	位　置
神戸市営唐櫃住宅	［略］
神戸市営桜の宮住宅	神戸市北区甲栄台３丁目及び甲栄台４丁目
［略］	［略］

(2)～(4)　［略］

別表第５（第62条関係）

(1)　公営住宅の共同施設として設置された駐車場

ア　国の補助に係る公営住宅の共同施設として設置されたもの

公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
［略］	［略］	［略］
神戸市営唐櫃住宅	［略］	［略］
神戸市営桜の宮住宅	神戸市営住宅桜の宮第１駐車場	神戸市北区甲栄台１丁目
	神戸市営住宅桜の宮第２駐	神戸市北区甲栄台２丁目

［略］	［略］	［略］

イ　国の補助に係らない公営住宅の共同施設として設置されたもの

公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
神戸市営唐櫃住宅	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

(2)～(4)　［略］

	車場	
	神戸市営住宅桜の宮第３駐車場	神戸市北区甲栄台３丁目
	神戸市営住宅桜の宮第４駐車場	神戸市北区甲栄台２丁目及び甲栄台３丁目
	神戸市営住宅桜の宮第５駐車場	神戸市北区甲栄台４丁目
	神戸市営住宅桜の宮第６駐車場	神戸市北区甲栄台４丁目
［略］	［略］	［略］

イ　国の補助に係らない公営住宅の共同施設として設置されたもの

公営住宅の名称	駐車場の名称	駐車場の位置
神戸市営唐櫃住宅	［略］	［略］
神戸市営桜の宮住宅	神戸市営住宅桜の宮第１駐車場	神戸市北区甲栄台１丁目
［略］	［略］	［略］

(2)～(4)　［略］

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市船舶給水条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第44号

神戸市船舶給水条例の一部を改正する条例

神戸市船舶給水条例(昭和36年４月条例第７号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表（第７条関係）
<table><tr><th>給水の種別</th><th>料金</th></tr><tr><td>運搬給水</td><td>1　外航船舶
１隻１回につき、次の料金の合計額
(1)　基本料
ア　水量30立方メートルまで　<u>18,450円</u>
イ　水量30立方メートルを超える分
水量１立方メートルに</td></tr></table></td><td>別表（第７条関係）
<table><tr><th>給水の種別</th><th>料金</th></tr><tr><td>運搬給水</td><td>1　外航船舶
１隻１回につき、次の料金の合計額
(1)　基本料
ア　水量30立方メートルまで　<u>17,700円</u>
イ　水量30立方メートルを超える分
水量１立方メートルに</td></tr></table></td></tr>
</table>

		つき　615円 (2)　［略］ 2　1以外の船舶 1隻1回につき、次の料金の合計額 (1)　基本料 ア　水量30立方メートルまで　20,295円 イ　水量30立方メートルを超える分 水量1立方メートルにつき　676円50銭 (2)　［略］			つき　590円 (2)　［略］ 2　1以外の船舶 1隻1回につき、次の料金の合計額 (1)　基本料 ア　水量30立方メートルまで　19,470円 イ　水量30立方メートルを超える分 水量1立方メートルにつき　649円 (2)　［略］
一般岸壁給水	1　外航船舶 (1)　(2)に掲げる者以外の者 1隻1回につき、次の料金の合計額 ア　基本料 (ア) 水量30立方メートルまで　18,450円 (イ) 水量30立方メートルを超える分 水量1立方メートルにつき　615円 イ　［略］ (2)　第4条の2第2項の		一般岸壁給水	1　外航船舶 (1)　(2)に掲げる者以外の者 1隻1回につき、次の料金の合計額 ア　基本料 (ア) 水量30立方メートルまで　17,700円 (イ) 水量30立方メートルを超える分 水量1立方メートルにつき　590円 イ　［略］ (2)　第4条の2第2項の	

		承認を受けた者 水量１立方メートルにつき　515円 ２　１以外の船舶 (1)　(2)に掲げる者以外の者 １隻１回につき、次の料金の合計額 ア　基本料 （ア）水量30立方メートルまで　20,295円 （イ）水量30立方メートルを超える分 水量１立方メートルにつき　676円50銭 イ　［略］ (2)　第４条の２第２項の承認を受けた者 水量１立方メートルにつき　566円50銭			承認を受けた者 水量１立方メートルにつき　490円 ２　１以外の船舶 (1)　(2)に掲げる者以外の者 １隻１回につき、次の料金の合計額 ア　基本料 （ア）水量30立方メートルまで　19,470円 （イ）水量30立方メートルを超える分 水量１立方メートルにつき　649円 イ　［略］ (2)　第４条の２第２項の承認を受けた者 水量１立方メートルにつき　539円
特定岸壁給水	１　外航船舶 (1)　１月につき水量30立方メートルまで 17,250円 (2)　水量30立方メートルを超える分 水量１立方メートルに		特定岸壁給水	１　外航船舶 (1)　１月につき水量30立方メートルまで 16,500円 (2)　水量30立方メートルを超える分 水量１立方メートルに	

	つき　575円 2　1以外の船舶 (1)　1月につき水量30立方メートルまで 18,975円 (2)　水量30立方メートルを超える分 水量1立方メートルにつき　632円50銭
自動販売機給水	水量1立方メートルにつき　467円50銭
自用船舶給水	1　外航船舶 水量1立方メートルにつき　375円 2　1以外の船舶 水量1立方メートルにつき　412円50銭
備考　［略］	

	つき　550円 2　1以外の船舶 (1)　1月につき水量30立方メートルまで 18,150円 (2)　水量30立方メートルを超える分 水量1立方メートルにつき　605円
自動販売機給水	水量1立方メートルにつき　440円
自用船舶給水	1　外航船舶 水量1立方メートルにつき　350円 2　1以外の船舶 水量1立方メートルにつき　385円
備考　［略］	

附　則

この条例は、令和7年5月1日から施行する。

神戸空港条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第45号

神戸空港条例の一部を改正する条例

神戸空港条例（平成17年４月条例第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	（重量の制限） 第６条　前条第１項又は第３項の規定により空港の施設を使用しようとする者（以下「施設使用者」という。）は、国際民間航空条約（以下「条約」という。）の附属書14に規定するところにより決定された航空機等級番号が63を超える航空機を使用してはならない。ただし、規則で定めるところにより、市長の許可を受けたときは、この限りでない。
（停留等の制限） 第６条　前条第１項又は第３項の規定	（停留等の制限） 第７条　施設使用者は、規則で定める

により空港の施設を使用しようとする者（以下「施設使用者」という。）は、規則で定める場所以外の場所において航空機を停留させ、又は航空機に旅客を乗降させ、若しくは貨物の積卸しをしてはならない。	場所以外の場所において航空機を停留させ、又は航空機に旅客を乗降させ、若しくは貨物の積卸しをしてはならない。
第７条～第11条　［略］	第８条～第12条　［略］
（土地等の使用）	（土地等の使用）
第12条　空港内の土地、建物その他の施設（以下「土地等」という。）を使用しようとする者（施設使用者、当該土地等が神戸市港湾施設条例（昭和48年４月条例第13号）第２条第１項の港湾施設でもある場合においてその使用について同条例第３条の許可を受けた者及び土地等について地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の４第７項の規定による許可を受けた者を除く。）は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。	第13条　空港内の土地、建物その他の施設（以下「土地等」という。）を使用しようとする者（施設使用者及び当該土地等が神戸市港湾施設条例（昭和48年４月条例第13号）第２条第１項の港湾施設でもある場合において、その使用について同条例第３条の許可を受けた者を除く。）は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
第13条　［略］	第14条　［略］
（権利譲渡の禁止）	（権利譲渡の禁止）
第14条　第12条又は前条第１項の許可（以下「土地使用等許可」という。）を受けた者（以下「土地使用者等」と	第15条　第13条又は前条第１項の許可（以下「土地使用等許可」という。）を受けた者（以下「土地使用者等」と

いう。）は、その権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又は転貸をしてはならない。	いう。）は、その権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又は転貸をしてはならない。
第15条～第18条　［略］	第16条～第19条　［略］
（使用料の額及び納付方法）	（使用料）
第19条　第12条の許可又は土地等についての地方自治法第238条の４第７項の規定による許可を受けた者は、規則で定めるところにより、別表第２に定める使用料を納付しなければならない。	第20条　第13条の許可を受けた者は、規則で定めるところにより、別表第２に定める使用料を納付しなければならない。
２　使用料は、前納しなければならない。ただし、相当の理由があるものとして規則に定めるときは後納することができる。	
（着陸料等及び使用料の減免）	（着陸料等及び使用料の減免）
第20条　市長は、次の各号に掲げるときは、規則で定めるところにより、着陸料等又は使用料を減額し、又は免除することができる。	第21条　市長は、次の各号に掲げるときは、規則で定めるところにより、着陸料等又は使用料を減額し、又は免除することができる。
(1)～(3)　［略］	(1)～(3)　［略］
(4)　離陸後やむを得ない事由により、他の飛行場（国際民間航空条約の附属書14に規定する飛行場をいう。）に着陸することなく再び空港に着陸するとき。	(4)　離陸後やむを得ない事由により、他の飛行場（条約の附属書14に規定する飛行場をいう。）に着陸することなく再び空港に着陸するとき。
(5)～(9)　［略］	(5)～(9)　［略］
第21条～第23条　［略］	第22条～第24条　［略］

（違反者に対する措置） 第24条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該行為を制止し、又は空港からの退去その他必要な措置を命ずることができる。 (1)　第５条第１項又は第３項の規定に違反して空港の施設を使用した者 (2)　［略］ (3)　第６条の規定に違反して航空機を停留させ、又は航空機に旅客を乗降させ、若しくは貨物の積卸しをした者 (4)　第７条の規定に違反して給油又は排油を行った者 (5)　第８条の規定に違反して空港に入場し、又は同条の規定による行為の制限に違反した者 (6)　第９条の規定に違反して制限区域に立ち入った者 (7)　第10条第１項の規定に違反して車両を運転し、同条第２項の規定に違反して車両を運行の用に供し、又は同条第３項の規定に違反して車両を駐車し、修理し、若しくは清掃した者 (8)　第11条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者	（違反者に対する措置） 第25条　市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、当該行為を制止し、又は空港からの退去その他必要な措置を命ずることができる。 (1)　第５条第１項若しくは第３項又は第６条の規定に違反して空港の施設を使用した者 (2)　［略］ (3)　第７条の規定に違反して航空機を停留させ、又は航空機に旅客を乗降させ、若しくは貨物の積卸しをした者 (4)　第８条の規定に違反して給油又は排油を行った者 (5)　第９条の規定に違反して空港に入場し、又は同条の規定による行為の制限に違反した者 (6)　第10条の規定に違反して制限区域に立ち入った者 (7)　第11条第１項の規定に違反して車両を運転し、同条第２項の規定に違反して車両を運行の用に供し、又は同条第３項の規定に違反して車両を駐車し、修理し、若しくは清掃した者 (8)　第12条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(9) 第12条の規定に違反して土地等を使用した者	(9) 第13条の規定に違反して土地等を使用した者
(10) 第13条第１項の規定に違反して営業をした者	(10) 第14条第１項の規定に違反して営業をした者
(11) ［略］	(11) ［略］
（公共施設等運営権の設定等）	（公共施設等運営権の設定等）
第25条　［略］	第26条　［略］
２　［略］	２　［略］
３　空港機能施設事業についての必要な規制は、次条第２項から第４項までに定めるもののほか、空港法施行令（昭和31年政令第232号）第７条の基準に従い、規則で定める。	３　空港機能施設事業についての必要な規制は、第27条第２項から第４項までに定めるもののほか、空港法施行令（昭和31年政令第232号）第７条の基準に従い、規則で定める。
４、５　［略］	４、５　［略］
第26条～第28条　［略］	第27条～第29条　［略］
（指定管理者の指定等）	（指定管理者の指定等）
第29条　市長は、次に掲げる空港の管理に関する業務（第25条第４項の規定により運営権者が行う業務を除く。）を地方自治法第244条の２第３項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。	第30条　市長は、次に掲げる空港の管理に関する業務（第26条第４項の規定により運営権者が行う業務を除く。）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。
(1) ［略］	(1) ［略］
(2) 施設の着陸料等及び使用料の徴収並びに返還に関する業務	(2) 施設の使用料の徴収及び返還に関する業務

(3)、(4) ［略］	(3)、(4) ［略］
２、３ ［略］	２、３ ［略］
４ 指定管理者に第１項の業務を行わせている場合における第８条、第11条、第12条、第15条、第23条及び第24条の規定の適用については、指定管理者が行う同項の業務について適用される場合に限り、これらの規定中「市長」とあるのは、「第29条第１項に規定する指定管理者」とする。	４ 指定管理者に第１項の業務を行わせている場合における第９条、第12条、第13条、第16条、第24条及び第25条の規定の適用については、指定管理者が行う同項の業務について適用される場合に限り、これらの規定中「市長」とあるのは、「第30条第１項に規定する指定管理者」とする。
第30条 ［略］	第31条 ［略］
（過料）	（過料）
第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の過料に処する。	第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、５万円以下の過料に処する。
(1) 第17条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第２項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者	(1) 第18条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第２項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
(2) 第24条の規定による制止又は命令に従わなかった者	(2) 第25条の規定による制止又は命令に従わなかった者
２ ［略］	２ ［略］
別表第１（第18条関係） ［略］	別表第１（第19条関係） ［略］
別表第２（第19条関係）	別表第２（第20条関係）
(1) 一般使用	

ア　国際線（出発便に限る）

区分		金額
ターミナル利用料	大人	旅客1人につき　2,290円
	小人	旅客1人につき　1,150円
保安検査施設利用料	大人	旅客1人につき　550円
	小人	旅客1人につき　550円

備考

1　この表において「大人」とは12歳以上の者を、「小人」とは2歳以上12歳未満の者をいう。

2　2歳未満の者については、無料とする。

イ　国内線

区分		金額
ターミナル利用料	大人	旅客1人につき　300円
	小人	旅客1人につき　150円
保安検査施設利用	大人	旅客1人につき　250円

料（出発便に限る）	小人	旅客１人につき　250円

備考

１　この表において「大人」とは12歳以上の者を、「小人」とは３歳以上12歳未満の者をいう。

２　３歳未満の者については、無料とする。

(2) 専用使用

区分	金額
１　２の項から４の項までに規定する場合以外の場合	行政財産の許可使用に関する使用料条例（昭和39年３月条例第80号。以下「使用料条例」という。）の規定の例により算出して得た金額
［略］	［略］
４　第２ターミナルビルの施設を使用する場合	１　事務所その他 (1) 業務用施設 １平方メートル１月につき 8,320円 (2) 商業用施設 １平方メート

区分	金額
１　２の項及び３の項に規定する場合以外の場合	行政財産の許可使用に関する使用料条例（昭和39年３月条例第80号）の規定の例により算出して得た金額
［略］	［略］

		ル１月につき9,240円 (3) 特別待合室 １時間につき8,800円 ただし、１時間を超える場合は、15分につき2,200円を加算する。 (4) 専用駐車場 １台１月につき 33,000円 (5) チェックインカウンター ア 国際線 １カウンター30分につき 370円 イ 国内線 １カウンター30分につき 120円 ２ 占用使用 物販及び飲食のための出店、催物、金融並びに手荷物受託その		

	他これらに類する行為をするとき　1平方メートル1日につき310円 3　1及び2に定めるもの以外のもの　使用料条例の規定の例により算出して得た金額

備考

1　使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

2　1月未満の端数は日割りにより計算する。この場合において1月は30日として計算する。

3　15分未満、30分未満及び1時間未満の端数は、それぞれ、15分、30分及び1時間として計算する。

4　建物の壁面を使用する場合にあっては、壁面の占有面積を使用面積とみなす。

(3) 一般駐車場

区分	金額	24時

				間毎の上限額
一般	搭乗者	入庫の時から出庫の時までに経過した利用時間（以下「利用時間」という。）が24時間以内のとき	無料	
		利用時間が24時間を経過したとき	１台１時間につき　150円	1,530円
	搭乗者以	利用時間が24時間以内のと	１台１時間につき	1,530円

	外	き	150円ただし、利用時間が30分以内のときは無料とする。	
		利用時間が24時間を経過したとき	１台１時間につき　150円	1,530円
障害者	搭乗者	利用時間が24時間以内のとき	無料	
		利用時間が24時間を	１台１時間に	760円

		経過したとき	つき　75円	
	搭乗者以外	利用時間が24時間以内のとき	１台１時間につき　75円 ただし、利用時間が30分以内のときは無料とする。	760円
		利用時間が24時間を経過したとき	１台１時間につき　75円	760円

備考

1　1時間未満の端数は、1時間として計算する。 2　使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。 3　この表における障害者の項は、身体障害者福祉法（昭和第24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付される身体障害者手帳（以下単に「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者又は療育手帳の交付を受けている者が自ら若しくはその介助者が運転する自動車であって、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の提示があったものについて適用し、一般の項はその他の自動車に適用する。 4　この表において搭乗者の項は、施設使用者の旅客に適用する。	

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（この条例の施行の日前に行われた指定の手続の特例）

2　この条例の施行の日前に行われた神戸空港に係る改正後の神戸空港条例第29条に規定する指定管理者の指定の手続は、同条例の規定により行われた手続とみなす。

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第46号

神戸市火災予防条例の一部を改正する条例

神戸市火災予防条例(昭和37年４月条例第６号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	（百貨店等の収容人員） 第48条の２　百貨店等の関係者は、収容人員の適正化に努めなければならない。
（防火対象物の安全避難） 第49条　［略］	（防火対象物の安全避難） 第49条　［略］
２　令別表第１(5)項及び(6)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)項に掲げる防火対象物のうち同表(5)項又は(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模	２　令別表第１(5)項及び(6)項に掲げる防火対象物並びに同表(16)項に掲げる防火対象物のうち同表(5)項又は(6)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模

様替えをする者は、二方向避難経路（就寝の用に供する居室から出入口等を経由して避難することができる主たる経路のほかバルコニー等を経由して避難することができる経路をいう。）を確保しなければならない。ただし、消防長が火災予防上支障がないと認める措置を講じたときは、この限りでない。	様替えをする者は、二方向避難経路（居室から出入口等を経由して避難することができる主たる経路のほかバルコニー等を経由して避難することができる経路をいう。）を確保しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 (1) 延べ面積が6,000平方メートル未満の防火対象物について有効にスプリンクラー設備を設置するとき。 (2) 令別表第１(5)項ロに掲げる防火対象物(高齢者専用部分又は身体障害者専用部分を含むものを除く。)で次のいずれかに該当するものを設置するとき。 ア 令第21条に規定する基準を満たす自動火災報知設備（防火対象物の階数が２であるときに限る。） イ 屋外の階段（防火対象物の延べ面積が150平方メートル未満であるときに限る。）
３ ［略］	３ ［略］
（一時的に劇場等又は展示場の用途に供する防火対象物への準用） 第50条 第43条から第44条の３まで、	（一時的に劇場等又は展示場の用途に供する防火対象物への準用） 第50条 第43条から第44条の３まで、

第46条、第48条及び第49条の２第１項の規定は、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場又はディスコ等の用途に供する場合について準用する。	第46条、第48条、第48条の２及び第49条の２第１項の規定は、体育館、講堂その他の防火対象物を一時的に劇場等、展示場又はディスコ等の用途に供する場合について準用する。
	（防火管理者等の講習）
第50条の７及び第50条の８　削除	第50条の７　防火対象物の管理について権原を有する者は、次の各号に掲げる者に対して、消防長又は消防署長が行う防火管理に関する講習を受けさせなければならない。 (1) 法第８条の規定により選任した防火管理者 (2) 法第８条の２の規定により選任した統括防火管理者
	第50条の８　削除
（消防用設備等の設置計画の届出） 第56条の２　［略］	（消防用設備等の設置計画の届出） 第56条の２　［略］
２　前項の規定による届出は、建築基準法第６条第１項若しくは第６条の２第１項（これらの規定を同法第87条第１項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は同法第18条第２項若しくは第４項（これらの規定を同法第87条第１項において準用する場合を含む。）の規定による通知の際に行わなければならない。	２　前項の規定による届出は、建築基準法第６条第１項若しくは第６条の２第１項（これらの規定を同法第87条第１項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は同法第18条第２項（同法第87条第１項において準用する場合を含む。）の規定による通知の際に行わなければならない。

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第47号

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例

神戸市立学校設置条例（昭和39年３月条例第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表１（第３条関係）　幼稚園

名称	位置	
［略］	［略］	［略］
神戸市立灘すずかけ幼稚園	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

改正前

別表１（第３条関係）　幼稚園

名称	位置	
［略］	［略］	［略］
神戸市立灘すずかけ幼稚園	［略］	［略］
神戸市立六甲山幼稚園		六甲山町北六甲4512番
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

神戸市立道場幼稚園		［略］
［略］		［略］
神戸市立淡河好徳幼稚園		［略］
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
神戸市立平野幼稚園		［略］
［略］		［略］

別表３（第３条関係）　中学校

名称	位置	
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
神戸市立湊翔楠中学校		楠町４丁目２番５号

神戸市立道場幼稚園		［略］
神戸市立八多幼稚園		八多町附物383の1
［略］		［略］
神戸市立淡河好徳幼稚園		［略］
神戸市立西野幼稚園	神戸市長田区	重池町１丁目10番８号
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
神戸市立平野幼稚園		［略］
神戸市立神出幼稚園		神出町田井字田井前425番地の２
［略］		［略］

別表３（第３条関係）　中学校

名称	位置	
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
神戸市立湊翔楠中学校		楠町４丁目２番５号

分校		橘通３丁目４番３号			
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第48号

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（基礎賦課限度額） 第15条の５　第13条の基礎賦課額は、66万円を超えることができない。 （後期高齢者支援金等賦課限度額） 第15条の14　第15条の７の後期高齢者支援金等賦課額は、26万円を超えることができない。 （出産被保険者の保険料の減額） 第18条の４　当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の７第５項第８号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合におけ	（基礎賦課限度額） 第15条の５　第13条の基礎賦課額は、65万円を超えることができない。 （後期高齢者支援金等賦課限度額） 第15条の14　第15条の７の後期高齢者支援金等賦課額は、24万円を超えることができない。 （出産被保険者の保険料の減額） 第18条の４　当該年度において、世帯に出産被保険者（令第29条の７第５項第８号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合におけ

る当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする（第５項に掲げる場合を除く）。	る当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第５項に掲げる場合を除く）。
(1)、(2)　［略］	(1)、(2)　［略］
２　［略］	２　［略］
３　前２項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の７」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。	３　前２項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の７」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。
４　第１項及び第２項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の16」と、「66万円」とある	４　第１項及び第２項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第１項中「出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の16」と、「65万円」とある

のは「17万円」と、第２項中「前項に規定する額」とあるのは「第４項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。	のは「17万円」と、第２項中「前項に規定する額」とあるのは「第４項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。
5　当該年度において、第18条の２に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）とする。	5　当該年度において、第18条の２に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第13条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。
(1)、(2)　［略］	(1)、(2)　［略］
6　［略］	6　［略］
7　前２項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第５項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の７」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。	7　前２項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第５項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の７」と、「65万円」とあるのは「24万円」と、前項中「前項に規定する額」とあるのは「次項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。
8　第５項及び第６項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第５項中「出	8　第５項及び第６項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第５項中「出

産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の16」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第６項中「前項に規定する額」とあるのは「第８項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。	産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の16」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第６項中「前項に規定する額」とあるのは「第８項の規定により準用する前項に規定する額」と読み替えるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例は、令和７年度以降の年度分の保険料について適用し、令和６年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

神戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第49号

神戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

神戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年10月条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
神戸市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例 目次 第１章　総則（第１条） 第２章　家庭的保育事業等に関する基準等（第２条―第11条） 第３章　乳児等通園支援事業に関する基準等（第12条―第19条）	神戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例

附則	
第１章　総則	
（趣旨）	（趣旨）
第１条　この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第１項の規定に基づき、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。	第１条　この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第１項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。
第２章　家庭的保育事業等に関する基準等	
第２条　［略］	第２条　［略］
（家庭的保育事業等に係る法第34条の16第２項第２号の事項に関する基準）	（法第34条の16第２項第２号の事項に関する基準）
第４条　［略］	第４条　［略］
（家庭的保育事業者等に係る法第34条の16第２項第１号及び第２号に掲げる事項以外の事項に関する基準）	（法第34条の16第２項第１号及び第２号に掲げる事項以外の事項に関する基準）
第７条　［略］	第７条　［略］
第11条　［略］	第11条　［略］
第３章　乳児等通園支援事業に関する基準等	
（乳児等通園支援事業に従事する者及びその員数に関する基準）	
第12条　乳児等通園支援事業について法第34条の16第１項の規定に基づき	

条例で定める基準（同条第２項第１号に係るものに限る。）は、次条及び第15条に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和７年内閣府令第１号。以下「基準府令」という。）第１条第１項第１号に定める基準に定めるところによる。 （乳児等通園支援事業の職員に関する基準） 第13条　前条の規定に基づき基準府令第22条第１項を適用する場合においては、同項中「保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者」とあるのは、「保育士」とする。 ２　前条の規定に基づき基準府令第22条第２項を適用する場合においては、同項中「とし、そのうち半数以上	

は保育士とする」とあるのは、「とする」とする。 3　前条の規定に基づき基準府令第22条第3項第1号を適用する場合においては、同号中「当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援」とあるのは、「当該保育所等の保育士による支援」とする。 4　前条の規定に基づき基準府令第22条第3項第2号を適用する場合においては、同号中「かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき」とあるのは、「当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき」とする。 （乳児等通園支援事業に係る法第34条の16第2項第2号の事項に関する基準） 第14条　乳児等通園支援事業について法第34条の16第1項の規定に基づき条例で定める基準（同条第2項第2号に係るものに限る。）は、次条に定		

めるもののほか、基準府令第１条第１項第２号に定める基準に定めるところによる。 （余裕活用型乳児等通園支援事業に関する基準） 第15条　第12条又は第14条の規定に基づき基準府令第25条の規定を適用する場合においては、同条中各号に定める基準のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)　保育所　神戸市保育所等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年３月条例第75号） (2)　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園　神戸市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件等を定める条例（平成30年３月条例第35号） (3)　幼保連携型認定こども園　神戸市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年10月条例第19号） (4)　家庭的保育事業等を行う事業所　この条例（家庭的保育事業等に係るものに限る。） （乳児等通園支援事業に係る法第34	

条の16第２項第１号及び第２号に掲げる事項以外の事項に関する基準） 第16条　乳児等通園支援事業について法第34条の16第１項の規定に基づき条例で定める基準（同条第２項第１号及び第２号に掲げる事項以外の事項に限る。）は、次条から第19条までに定めるもののほか、基準府令第１条第１項第３号に定める基準に定めるところによる。 （乳児等通園支援事業の設備に関する基準） 第17条　前条の規定に基づき基準府令第21条第２号を適用する場合においては、同号中「1.65平方メートル以上」とあるのは、「3.3平方メートル以上」とする。 （乳児等通園支援事業の認可に係る基準） 第18条　法第34条の15第２項の規定に基づき乳児等通園支援事業を行う者は、暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者又はこれらの者がその事業活動を支配する者であってはならない。 （乳児等通園支援事業の設備及び運営に係る水準の向上） 第19条　法第34条の15第２項の規定に	

基づき乳児等通園支援事業を行う者は、法第34条の16第３項に基づきこの条例で定める基準を遵守するほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営についての水準の向上を図ることに努めるものとする。	
附　則	附　則
１　［略］	１　［略］
（基準省令又は基準府令の附則等により特例が定められている場合の取扱い）	（基準省令の附則等により特例が定められている場合の取扱い）
２　次に掲げる規定（以下「附則特例規定」という。）において基準省令又は基準府令の規定の特例が定められている場合においては、この条例の規定の適用により適用されることとなる基準省令又は基準府令の規定について、附則特例規定を準用する。ただし、この条例に別段の定めがある場合は、この限りでない。	２　次に掲げる規定（以下「附則特例規定」という。）において基準省令の規定の特例が定められている場合においては、この条例の規定の適用により適用されることとなる基準省令の規定について、附則特例規定を準用する。ただし、この条例に別段の定めがある場合は、この限りでない。
(1)　基準省令又は基準府令の附則の規定	(1)　基準省令の附則の規定
(2)　基準省令又は基準府令の一部を改正する内容を含む省令又は府令の附則の規定	(2)　基準省令の一部を改正する内容を含む省令の附則の規定
３～８　［略］	３～８　［略］

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第50号

神戸市屋外広告物条例の一部を改正する条例

神戸市屋外広告物条例（平成12年１月条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（適用除外） 第11条　［略］ ２　次に掲げる広告物等については、第２条、第３条及び第５条の規定は適用しない。 (1) 公益上必要な施設又は物件に規則で定める基準に適合して寄贈者の名称その他これに類するものを表示し、又は設置する広告物等	（適用除外） 第11条　［略］ ２　公益上必要な施設又は物件に規則で定める基準に適合して寄贈者の名称その他これに類するものを表示し、又は設置する場合においては、第２条、第３条及び第５条の規定は適用しない。

(2) 地域における祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等	
3　次に掲げる広告物等については、第２条及び第５条の規定は適用しない。	3　次に掲げる広告物等については、第２条及び第５条の規定は適用しない。
(1)～(3)　［略］	(1)～(3)　［略］
	(4) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等
(4)　［略］	(5)　［略］
(5) 電車（軌道事業の用に供する車両及び索道事業の用に供する搬器を含む。第７号及び次項第２号において同じ。）又は自動車に表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの	(6) 電車（軌道事業の用に供する車両及び索道事業の用に供する搬器を含む。第８号及び次項第２号において同じ。）又は自動車に表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの
(6)～(10)　［略］	(7)～(11)　［略］
4　［略］	4　［略］
（広告物等を保管した場合の公示の方法等）	（広告物等を保管した場合の公示の方法等）
第17条の３　法第８条第２項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。	第17条の３　法第８条第２項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。
(1) 前条各号に掲げる事項を、広告物等の保管を始めた日から起算して２週間（法第８条第３項第１号に掲げる広告物にあっては、２日間）、公衆の見やすい場所に掲示	(1) 前項各号に掲げる事項を、広告物等の保管を始めた日から起算して２週間（法第８条第３項第１号に掲げる広告物にあっては、２日間）、公衆の見やすい場所に掲示

すること。 (2)　［略］ 2　［略］	すること。 (2)　［略］ 2　［略］

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市議会基本条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第51号

神戸市議会基本条例の一部を改正する条例

神戸市議会基本条例（平成24年６月条例第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
日本国憲法は、地方公共団体において、議会の議員と長をそれぞれ住民が直接選挙し、議事機関としての合議制の議会と執行機関としての独任制の長という２つの代表機関を設置するという、二元代表制を採用している。 この２つの代表機関は、相互に独立・対等の立場で、互いに尊重し、抑制と均衡を保ちながら、それぞれの特性を生かすことにより、その役割を果たすことが求められている。 一方、社会情勢に目を転じると、人口減少・少子高齢化社会の到来、家族	日本国憲法は、地方公共団体において、議会の議員と長をそれぞれ住民が直接選挙し、議事機関としての合議制の議会と執行機関としての独任制の長という２つの代表機関を設置するという、二元代表制を採用している。 この２つの代表機関は、相互に独立・対等の立場で、互いに尊重し、抑制と均衡を保ちながら、それぞれの特性を生かすことにより、その役割を果たすことが求められている。 一方、社会情勢に目を転じると、人口減少・少子高齢化社会の到来、家族

やコミュニティの機能の変容を始めとする時代潮流の中で、住民に身近な行政の果たすべき役割は従来にも増して大きくなってきており、地方公共団体は、これまで以上に住民の信託に応えられる存在に進化を遂げなければならない。 　このような中、平成23年には、国の法令による地方公共団体への「義務付け・枠付けの見直し」が行われ、条例制定権の自主性及び自由度を高めることを狙いとした「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」が成立するなど、近年、地域のことは地域が決めるという住民による行政を実現しようとする方向への転換が進められており、このような住民の信託に応えるためには、住民に身近な存在であるとともに、多様な意見を反映することができる議会の更なる充実・強化が求められている。 　さらに、令和５年には、地方自治法（昭和22年法律第67号）が改正され、議会の位置付けとして、議事機関として住民が選挙した議員をもって組織されること、役割として、議決により地方公共団体の重要な意思を決定するこ	やコミュニティの機能の変容を始めとする時代潮流の中で、住民に身近な行政の果たすべき役割は従来にも増して大きくなってきており、地方公共団体は、これまで以上に住民の信託に応えられる存在に進化を遂げなければならない。 　このような中、平成23年には、国の法令による地方公共団体への「義務付け・枠付けの見直し」が行われ、条例制定権の自主性及び自由度を高めることを狙いとした「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」が成立するなど、近年、地域のことは地域が決めるという住民による行政を実現しようとする方向への転換が進められており、このような住民の信託に応えるためには、住民に身近な存在であるとともに、多様な意見を反映することができる議会の更なる充実・強化が求められている。

と並びに検査及び調査その他の権限を行使すること、議員の職務として、住民の負託を受け、誠実にその職務を行うことが明文化された。この法改正を踏まえて、多様な層の住民の議会への参画を促すため、議会の重要な役割について、広く住民に理解が得られるよう取り組んでいかなければならない。	
平成７年の阪神・淡路大震災の発生時には、即座に行動を起こし、国会又は関係行政庁への強力な働きかけを行うなどして、未曽有の難局を市民と共に乗り越えてきた本市会は、この貴重な経験を生かし、市民の積極的な参加を得ながら、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）とは緊張感がある関係を保ち、独立・対等の立場において、多様な観点から政策決定を行い、並びに市長等の事務の執行に対する監視及び評価を行うとともに、政策立案に努め、独自の政策提案・提言を行うことにより、これらの責務を果たそうとするものである。	平成７年の阪神・淡路大震災の発生時には、即座に行動を起こし、国会又は関係行政庁への強力な働きかけを行うなどして、未曽有の難局を市民と共に乗り越えてきた本市会は、この貴重な経験を生かし、市民の積極的な参加を得ながら、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）とは緊張感がある関係を保ち、独立・対等の立場において、多様な観点から政策決定を行い、並びに市長等の事務の執行に対する監視及び評価を行うとともに、政策立案に努め、独自の政策提案・提言を行うことにより、これらの責務を果たそうとするものである。
ここに、本市会は、日本国憲法に定める二元代表制の下、多元的な利益を反映することができる合議制である議会と、行政分野において専門性の高い独任制である市長が、それぞれの特性を生かし、お互い補完し合いながら、	ここに、本市会は、日本国憲法に定める二元代表制の下、多元的な利益を反映することができる合議制である議会と、行政分野において専門性の高い独任制である市長が、それぞれの特性を生かし、お互い補完し合いながら、

切磋琢磨することにより、地方自治の本旨に基づく市民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定するものである。	切磋琢磨することにより、地方自治の本旨に基づく市民の信託に全力で応えていくことを決意し、この条例を制定するものである。
（議決事件）	（議決事件）
第８条　地方自治法第96条第２項に規定する条例で定める議会の議決すべき事件は、次に掲げるものとする。	第８条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第２項に規定する条例で定める議会の議決すべき事件は、次に掲げるものとする。
(1)、(2)　［略］	(1)、(2)　［略］
（主権者教育）	
第16条の２　議会は、主権者教育に係る取組として、市の区域内の学校その他の教育機関と連携し、及び協働しながら、児童及び生徒に対し、議会及び議員の活動を伝え、理解を深めるための機会を積極的に提供するよう努めるものとする。	

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

神戸市会委員会条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第52号

神戸市会委員会条例の一部を改正する条例

神戸市会委員会条例(昭和31年10月条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、 次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、所管事項及び委員の定数） 第２条 ［略］ ２ 常任委員会の名称及び所管事項は、次のとおりとする。 (1) 総務財政委員会 会計室、企画調整局、地域協働局、行財政局、選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 (2)、(3) ［略］	（常任委員の所属並びに常任委員会の名称、所管事項及び委員の定数） 第２条 ［略］ ２ 常任委員会の名称及び所管事項は、次のとおりとする。 (1) 総務財政委員会 市長室、会計室、企画調整局、地域協働局、行財政局、選挙管理委員会、人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 (2)、(3) ［略］

(4) 建設防災委員会 危機管理局、建設局、消防局及び水道局の所管に属する事項 (5)、(6)［略］ ３、４　［略］	(4) 建設防災委員会 危機管理室、建設局、消防局及び水道局の所管に属する事項 (5)、(6)［略］ ３、４　［略］

附　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

市長専決処分事項指定の件（昭和46年２月18日市会議決）第４号の規定に基づき、次に掲げる条例をここに公布する。

神戸市市税条例の一部を改正する条例

令和７年３月31日

神戸市長　久元喜造

神戸市市税条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

神戸市条例第53号

神戸市市税条例の一部を改正する条例

神戸市市税条例（昭和25年８月条例第199号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（市民税に関する用語の意義） 第18条　市民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3)　［略］ (4)　法人税額　次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。 ア　内国法人　法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額（各対象会計年度（法人税法第15条の２に規定	（市民税に関する用語の意義） 第18条　市民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(3)　［略］ (4)　法人税額　次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。 ア　内国法人　法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額（各対象会計年度（法人税法第15条の２に規定

する対象会計年度をいう。）の国際最低課税額（同法第82条の２第１項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税の額を除く。）で、法人税法第68条（租税特別措置法第３条の３第５項、第６条第３項、第８条の３第５項、第９条の２第４項、第９条の３の２第７項、第41条の９第４項、第41条の12第４項及び第41条の12の２第７項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第69条（租税特別措置法第66条の７第１項及び第66条の９の３第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第69条の２（租税特別措置法第９条の３の２第７項、第９条の６第４項、第９条の６の２第４項、第９条の６の３第４項及び第９条の６の４第４項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第70条並びに租税特別措置法第42条の４、第42条の10（第１項、第３項、第４項及び第７項を除く。）、第42条の11（第１項、第３項から第５項まで及び第８項を除く。）、第42条の11の２（第１項、第３項、

する対象会計年度をいう。）の国際最低課税額（同法第82条の２第１項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税の額を除く。）で、法人税法第68条（租税特別措置法第３条の３第５項、第６条第３項、第８条の３第５項、第９条の２第４項、第９条の３の２第７項、第41条の９第４項、第41条の12第４項及び第41条の12の２第７項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第69条（租税特別措置法第66条の７第１項及び第66条の９の３第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第69条の２（租税特別措置法第９条の３の２第７項、第９条の６第４項、第９条の６の２第４項、第９条の６の３第４項及び第９条の６の４第４項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第70条並びに租税特別措置法第42条の４、第42条の10（第１項、第３項、第４項及び第７項を除く。）、第42条の11（第１項、第３項から第５項まで及び第８項を除く。）、第42条の11の２（第１項、第３項、

第４項及び第７項を除く。）、第42条の11の３（第１項、第３項、第４項及び第７項を除く。）、第42条の12、第42条の12の２、第42条の12の５、第42条の12の６（第１項、第９項から第11項まで及び第19項を除く。）、第66条の７（第２項、第６項及び第10項から第13項までを除く。）及び第66条の９の３（第２項、第５項及び第９項から第12項までを除く。）の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。	第４項及び第７項を除く。）、第42条の11の３（第１項、第３項、第４項及び第７項を除く。）、第42条の12、第42条の12の２、第42条の12の５、第42条の12の６（第１項、第３項、第４項及び第７項を除く。）、第42条の12の７（第１項から第３項まで、第13項から第15項まで及び第23項を除く。）、第66条の７（第２項、第６項及び第10項から第13項までを除く。）及び第66条の９の３（第２項、第５項及び第９項から第12項までを除く。）の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。
イ　外国法人　次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額で、法人税法第144条（租税特別措置法第９条の３の２第７項、第41条の９第４項、第41条の12第４項、第41条の12の２第７項及び第41条の22第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）にお	イ　外国法人　次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額で、法人税法第144条（租税特別措置法第９条の３の２第７項、第41条の９第４項、第41条の12第４項、第41条の12の２第７項及び第41条の22第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）にお

いて準用する法人税法第68条（租税特別措置法第９条の３の２第７項、第41条の９第４項、第41条の12第４項及び第41条の12の２第７項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第144条の２及び第144条の２の２（租税特別措置法第９条の３の２第７項、第９条の６第４項、第９条の６の２第４項、第９条の６の３第４項及び第９条の６の４第４項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに租税特別措置法第42条の４、第42条の10（第１項、第３項、第４項及び第７項を除く。）、第42条の11（第１項、第３項から第５項まで及び第８項を除く。）、第42条の11の２（第１項、第３項、第４項及び第７項を除く。）、第42条の11の３（第１項、第３項、第４項及び第７項を除く。）、第42条の12、第42条の12の２、第42条の12の５及び第42条の12の６（第１項、第９項から第11項まで及び第19項を除く。）の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、

いて準用する法人税法第68条（租税特別措置法第９条の３の２第７項、第41条の９第４項、第41条の12第４項及び第41条の12の２第７項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第144条の２及び第144条の２の２（租税特別措置法第９条の３の２第７項、第９条の６第４項、第９条の６の２第４項、第９条の６の３第４項及び第９条の６の４第４項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに租税特別措置法第42条の４、第42条の10（第１項、第３項、第４項及び第７項を除く。）、第42条の11（第１項、第３項から第５項まで及び第８項を除く。）、第42条の11の２（第１項、第３項、第４項及び第７項を除く。）、第42条の11の３（第１項、第３項、第４項及び第７項を除く。）、第42条の12、第42条の12の２、第42条の12の５、第42条の12の６（第１項、第３項、第４項及び第７項を除く。）及び第42条の12の７（第１項から第３項まで、第13項から第15項まで及び第23項を除く。）の規定の

無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。	適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。
（ア）、（イ）　［略］	（ア）、（イ）　［略］
(4の2)～(15)　［略］	(4の2)～(15)　［略］
２～４　［略］	２～４　［略］
（固定資産税の課税標準の特例）	（固定資産税の課税標準の特例）
第36条の３　［略］	第36条の３　［略］
２～９　［略］	２～９　［略］
10　法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、３分の１とする。	10　法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、３分の１とする。
（種別割の税率）	（種別割の税率）
第65条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。	第65条　次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、１台について、それぞれ当該各号に定める額とする。
(1)　原動機付自転車	(1)　原動機付自転車
ア　総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（ウ及びオに掲げるものを除く。）　年額　2,000円	ア　総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの（エに掲げるものを除く。）　年額　2,000円
イ　２輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.6キロワッ	イ　２輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下

トを超え0.8キロワット以下のもの　年額　2,000円	のもの　年額　2,000円
ウ　２輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの　年額　2,000円	
エ　２輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの（ウに掲げるものを除く。）又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの　年額　2,400円	ウ　２輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの　年額　2,400円
オ　［略］	エ　［略］
(2)～(4)　［略］	(2)～(4)　［略］

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

2　別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の神戸市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和７年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和６年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

3　新条例第65条第１項第１号の規定は、令和７年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和６年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

神戸市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市長　久　　元　　喜　　造

神戸市規則第45号

神戸市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市屋外広告物条例施行規則（平成12年３月規則第144号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（適用除外の基準等） 第６条　［略］ ２　条例第11条第２項第１号に規定する規則で定める基準は、寄贈者の名称その他これに類するものを表示している部分の面積が0.2平方メートルを超えないこととする。 ３、４　［略］ ５　条例第11条第３項第５号に規定する規則で定める基準は、広告物の表示面積が２平方メートルを超えないこととする。	（適用除外の基準等） 第６条　［略］ ２　条例第11条第２項に規定する規則で定める基準は、寄贈者の名称その他これに類するものを表示している部分の面積が0.2平方メートルを超えないこととする。 ３、４　［略］ ５　条例第11条第３項第６号に規定する規則で定める基準は、広告物の表示面積が２平方メートルを超えないこととする。

6　条例第11条第３項第９号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1)～(6)　［略］

7　条例第11条第３項第10号に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。

(1)、(2)　［略］

8　［略］

別表第１（第７条関係）

番号	広告物の種類	広告物等の規格及び条例第５条第１項、第３項又は第５項の許可の基準
［略］	［略］	［略］
5	壁面広告物	(1)　［略］ (2)　同一の壁面に同一の表示内容の広告物を複数掲出しないこと。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア　それぞれの広告物の間の距離が30メートル以上ある場合。 イ　周囲の景観や建

6　条例第11条第３項第10号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

(1)～(6)　［略］

7　条例第11条第３項第11号に規定する規則で定める広告物等は、次に掲げるものとする。

(1)、(2)　［略］

8　［略］

別表第１（第７条関係）

番号	広告物の種類	広告物等の規格及び条例第５条第１項、第３項又は第５項の許可の基準
［略］	［略］	［略］
5	壁面広告物	(1)　［略］ (2)　同一の壁面に同一の表示内容の広告物を複数掲出しないこと。ただし、それぞれの広告物の間の距離が30メートル以上ある場合には、この限りでない。

		築物全体における広告物表示の調和に配慮しており、かつ、当該建築物及び建築物内の施設への歩行者の円滑な誘導のために設置されるものである場合。
		(3)　［略］
［略］	［略］	［略］

備考

1～13　［略］

14　この表において「電車」とは、条例第11条第3項第5号に規定する電車をいう。

		(3)　［略］
［略］	［略］	［略］

備考

1～13　［略］

14　この表において「電車」とは、条例第11条第3項第6号に規定する電車をいう。

附　則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市長　久　　元　　喜　　造

神戸市規則第46号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則（昭和58年９月規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（条例第12条第２項に規定する規則で定める態様及び第23条の３に規定する規則で定める相当の期間）	（条例第12条第２項及び第23条の３に規定する規則で定める相当の期間）
第４条　条例第12条第２項に規定する規則で定める態様は、次のいずれかに該当する状態とする。	第４条　条例第12条第２項及び第23条の３に規定する規則で定める相当の期間は、７日間とする。
(1) 条例第12条第１項の規定により注意札を取り付けた日から３日を経過したにもかかわらず、自転車等が継続して放置されている状態。	

(2) 条例第12条第１項の規定により注意札を最初に取り付けた日から30日を経過し、かつ30日以内に３回以上注意札を取り付けたにもかかわらず、同一の場所又は社会通念上同一と認められる近接した場所で自転車等が放置されている状態。	
２　第23条の３に規定する規則で定める相当の期間は、７日間とする。	
（条例第13条第３項に規定する規則で定める相当の期間）	（条例第13条第２項に規定する規則で定める相当の期間）
第６条　条例第13条第３項に規定する規則で定める相当の期間は、１月とする。	第６条　条例第13条第２項に規定する規則で定める相当の期間は、１月とする。
（台帳の作成）	（台帳の作成）
第６条の２　市長は、条例第11条、第12条第２項及び第３項、第23条の２並びに第23条の３の規定により保管した自転車等に関する台帳を作成するものとする。	第６条の２　市長は、条例第11条第２項（条例第12条第２項において準用する場合を含む。）の規定により保管した自転車等に関する台帳を作成するものとする。
	（条例第16条第２項に規定する自転車等以外のもの）
第９条　削除	第９条　条例第16条第２項の規定する自転車等以外のものは、道路交通法第３条に規定する自動二輪車（側車付きのものを除く。以下同じ。）のうち総排気量が0.050リットルを超え0.125リットル以下のものとする。

	2　条例第16条第2項の規定により市長の承認を得て神戸市立自転車駐車場（以下「市立自転車駐車場」という。）を使用する自転車等以外のものは、市立自転車駐車場の使用については、原動機付自転車とみなす。
（駐車料の額等） 第12条　［略］	（駐車料の額等） 第12条　［略］
2　条例第19条に規定する規則で定める場合は、有料市立自転車駐車場の供用開始後市長が定める期間が経過するまでの間において、市長が特に無料にする必要があると認めるときとする。	2　条例第19条に規定する規則で定める場合は、市立自転車駐車場の供用開始後市長が定める期間が経過するまでの間において、市長が特に無料にする必要があると認めるときとする。
（駐車料の減免） 第13条　条例第20条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、駐車料を減額し、又は免除する。	（駐車料の減免） 第13条　条例第20条に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるところにより、駐車料を減額し、又は免除する。
(1)～(3)　［略］	(1)～(3)　［略］
(4)　未就学児の属する世帯において当該未就学児の子育てに保護者又は親族として参加していると認められる者（世帯員以外の者であつても、当該世帯と共に同一の二世帯住宅に居住しているなど、当該子育てに関して世帯員に準ずると	(4)　未就学児の属する世帯において当該未就学児の子育てに保護者又は親族として参加していると認められる者（世帯員以外の者であつても、当該世帯と共に同一の二世帯住宅に居住しているなど、当該子育てに関して世帯員に準ずると

認められる者を含む。）が、次に掲げる使用をするとき。　駐車料の５割相当額の減額。ただし、当該世帯において本号の規定による減額を受けて有料市立自転車駐車場を使用することができる者の人数は同一の時点において２名を超えることができないものとし、当該未就学児が当該世帯に属することを理由として条例第20条の規定に基づく減額又は免除を受けているときは本号の規定による減額はしないものとする。

(5)　［略］

２～７　［略］

別表第１（第12条、第13条関係）

(1)　一時使用

有料市立自転車駐車場の種別 / 車種	屋根を有するもの	屋根を有しないもの
	［略］	［略］
自転車	［略］	［略］
原動機付自転車	［略］	［略］

(2)　定期使用

有料市立自転車駐車場の種別	屋根を有するもの	屋根を有しないもの

認められる者を含む。）が、次に掲げる使用をするとき。　駐車料の５割相当額の減額。ただし、当該世帯において本号の規定による減額を受けて市立自転車駐車場を使用することができる者の人数は同一の時点において２名を超えることができないものとし、当該未就学児が当該世帯に属することを理由として条例第20条の規定に基づく減額又は免除を受けているときは本号の規定による減額はしないものとする。

(5)　［略］

２～７　［略］

別表第１（第12条、第13条関係）

(1)　一時使用

市立自転車駐車場の種別 / 車種	屋根を有するもの	屋根を有しないもの
	［略］	［略］
自転車	［略］	［略］
原動機付自転車	［略］	［略］

(2)　定期使用

市立自転車駐車場の種別	屋根を有するもの	屋根を有しないもの

車種		［略］	［略］
自転車	［略］	［略］	［略］
原動機付自転車	［略］	［略］	［略］

備考　［略］

別表第２（第13条関係）

有料市立自転車駐車場の種別 車種		屋根を有するもの ［略］	屋根を有しないもの ［略］
自転車	［略］	［略］	［略］
原動機付自転車	［略］	［略］	［略］

備考　［略］

車種		［略］	［略］
自転車	［略］	［略］	［略］
原動機付自転車	［略］	［略］	［略］

備考　［略］

別表第２（第13条関係）

市立自転車駐車場の種別 車種		屋根を有するもの ［略］	屋根を有しないもの ［略］
自転車	［略］	［略］	［略］
原動機付自転車	［略］	［略］	［略］

備考　［略］

附　則

この規則は、令和７年10月１日から施行する。ただし、第12条、第13条、別表第１及び別表第２の改正規定は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市長　久　　元　　喜　　造

神戸市規則第47号

神戸市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年３月規則第117号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（有料公園及び有料公園施設の供用日及び供用時間）
第５条　有料公園及び有料公園施設（附属設備を除く。）の供用日及び供用時間は、次の表のとおりとする。
(1)　［略］
(2) 有料公園施設
<table><tr><th>都市公園名</th><th>有料公園施設</th><th>供用日</th><th>供用時間</th></tr><tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr><tr><td>布引公園</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr></table></td><td>（有料公園及び有料公園施設の供用日及び供用時間）
第５条　有料公園及び有料公園施設（附属設備を除く。）の供用日及び供用時間は、次の表のとおりとする。
(1)　［略］
(2) 有料公園施設
<table><tr><th>都市公園名</th><th>有料公園施設</th><th>供用日</th><th>供用時間</th></tr><tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr><tr><td>布引公園</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr></table></td></tr>
</table>

小野浜公園	球技場	1月4日から12月28日まで	ア　1月から4月まで及び9月から12月まで午前9時から午後5時まで イ　5月から8月まで　午前9時から午後7時まで
［略］	［略］	［略］	［略］
しあわせの森	［略］	［略］	［略］
	オートキャンプ場	［略］	ア　宿泊の場合　午後3時から翌日の午後1時まで イ　［略］
	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
備考　［略］			

２～４　［略］

（有料公園又は有料公園施設の利用券及び優待券）

第６条　有料公園又は有料公園施設の利用券及び優待券は、次のとおりとする。

券の種類	使用する有料公園の名称等又は有料公園施設の種類
利用券	布引公園　相楽園　森林植

［略］	［略］	［略］	［略］
しあわせの森	［略］	［略］	［略］
	オートキャンプ場	［略］	ア　宿泊の場合　午後1時から翌日の午前11時まで イ　［略］
	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
備考　［略］			

２～４　［略］

（有料公園又は有料公園施設の利用券及び優待券）

第６条　有料公園又は有料公園施設の利用券及び優待券は、次のとおりとする。

券の種類	使用する有料公園の名称等又は有料公園施設の種類
利用券	布引公園　相楽園　森林植

	物園　離宮公園　野球場及びその附属設備　住吉浜公園少年野球場　王子公園陸上競技場　しあわせの森陸上競技場　神戸総合運動公園陸上補助競技場　瀬戸公園球技場　しあわせの森球技場　北神戸田園スポーツ公園球技場　海浜公園球技場　垂水健康公園球技場　第２球技場　第３球技場　遠矢浜公園少年球技場　テニスコート及びその附属設備　アーチェリー場　プール　体育館　神戸総合運動公園補助体育館　トレーニング室　温泉　動物園　駐車場　集会室　料理室　工芸室　宿泊室　キャンプ場　オートキャンプ場　デイキャンプ場
［略］	［略］

	物園　離宮公園　野球場及びその附属設備　住吉浜公園少年野球場　王子公園陸上競技場　しあわせの森陸上競技場　神戸総合運動公園陸上補助競技場　瀬戸公園球技場　小野浜公園球技場　しあわせの森球技場　北神戸田園スポーツ公園球技場　海浜公園球技場　垂水健康公園球技場　第２球技場　第３球技場　遠矢浜公園少年球技場　テニスコート及びその附属設備　アーチェリー場　プール　体育館　神戸総合運動公園補助体育館　トレーニング室　温泉　動物園　駐車場　集会室　料理室　工芸室　宿泊室　キャンプ場　オートキャンプ場　デイキャンプ場
［略］	［略］

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和７年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。

神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市長　久　　元　　喜　　造

神戸市規則第48号

神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

神戸市立体育施設条例の一部を改正する条例（令和７年３月条例第31号）のうち附則第３項の施行期日は、令和７年４月１日とする。

神戸市置塩こども育成基金条例施行規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市長　久　　元　　喜　　造

神戸市規則第49号

神戸市置塩こども育成基金条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、神戸市置塩こども育成基金条例（平成23年３月条例第36号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（基金の管理）

第２条　神戸市置塩こども育成基金（以下「基金」という。）は、文化スポーツ局長が管理する。

２　文化スポーツ局長は、次の各号に掲げる帳簿を備え、基金の経理状況を明らかにするものとする。

(1) 基金明細簿

(2) 基金運用台帳

（施行細目の委任）

第３条　この規則の施行に関し必要な事項は、文化スポーツ局長が行財政局長と協議して定める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市民のくらしをまもる条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市長　久　　元　　喜　　造

神戸市規則第50号

神戸市民のくらしをまもる条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市民のくらしをまもる条例施行規則（平成17年６月規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
神戸市消費生活条例施行規則 （趣旨） 第１条　この規則は、別に定めるもののほか、神戸市消費生活条例（平成17年４月条例第２号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	神戸市民のくらしをまもる条例施行規則 （趣旨） 第１条　この規則は、別に定めるもののほか、神戸市民のくらしをまもる条例（平成17年４月条例第２号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （事業者の商品又は役務に係る必要な措置）

	第３条　条例第10条第２項に規定する措置は、別表第１左欄に掲げる事業者による同表右欄に掲げる措置とする。
（欠陥商品等に係る情報提供）	（欠陥商品等に係る情報提供）
第３条　［略］	第４条　［略］
２　［略］	２　［略］
３　市長は、条例第11条第３項に規定する情報を提供するに当たり、必要があると認めるときは、神戸市消費生活審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。	３　市長は、条例第11条第３項に規定する情報を提供するに当たり、必要があると認めるときは、神戸市消費者苦情処理審議会（以下「苦情処理審議会」という。）の意見を聴くものとする。
４　［略］	４　［略］
第４条　［略］	第５条　［略］
	（商品の表示事項）
	第６条　条例第17条第１項の規則で定める必要な事項は、別表第２（事業者が商品と役務とを併せて提供する場合（次条及び第８条において「特定場合」という。）にあっては、別表第４）のとおりとする。
	（役務の表示事項）
	第７条　条例第17条第２項の規則で定める事業者、役務及び必要な事項は、別表第３（特定場合にあっては、別表第４）のとおりとする。
	（商品及び役務の表示の方法等）

	第８条　条例第17条第３項の規則で定める表示の方法その他表示に際して事業者が遵守すべき事項は、商品を提供する場合（特定場合を除く。）にあっては別表第２、役務を提供する場合（特定場合を除く。）にあっては別表第３、特定場合にあっては別表第４のとおりとする。 （単位価格表示） 第９条　条例第18条第２項の規則で定める事業者は、次に掲げるものとする。 (1)　売場面積が300平方メートル以上の店舗において小売業を営んでいる者 (2)　消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）に基づき設立された消費生活協同組合 ２　条例第18条第２項の規則で定める商品及び基準量は、別表第５のとおりとする。 ３　条例第18条第２項の規定による基準量当たりの価格の表示は、有効数字の４けた目を四捨五入することによる３けたの有効数字により、並びに消費者の見やすい方法により、及び見やすい箇所に行うものとする。 （役務料金の表示）

第10条　条例第18条第３項の規則で定める事業者及び役務は、別表第６のとおりとする。

２　条例第18条第３項の規定による表示は、日本産業規格Z8305に規定する42ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いたものであって、統一のとれたものとする。

（保証表示）

第11条　条例第20条の規則で定める商品は、別表第７に掲げるものとする。

２　条例第20条の規則で定める事項は、別表第８に掲げるものとする。

３　条例第20条の規定による表示は、保証書の提示及びその内容の説明により行うものとする。

（金銭消費貸借契約書等の交付）

第12条　条例第21条第１項の金融業を営む事業者（以下この条において単に「事業者」という。）は、次に掲げる者とする。

(1) 銀行法（昭和56年法律第59号）第２条第１項に規定する銀行

(2) 信用金庫法（昭和26年法律第238号）第２条に規定する信用金庫及び信用金庫連合会

(3) 労働金庫法（昭和28年法律第227号）第３条に規定する労働金庫及び

	労働金庫連合会 (4) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第３条第２号に規定する信用協同組合及び同条第３号に規定する協同組合連合会 (5) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第５条に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会 (6) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第２条に規定する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会 (7) 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第１条に規定する株式会社日本政策金融公庫 (8) 保険業法（平成７年法律第105号）第２条第２項に規定する保険会社 ２ 条例第21条第１項の規定による交付は、次に掲げる融資以外の融資について行うものとする。 (1) 消費者の当該事業者に対して持つ預金債権その他これに類する権利を担保とする融資 (2) 独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）第12条第１項第12号及び第13号に規定する貸付け並びに沖縄振興開発金融公庫法（昭和47年法律第31号）第19条

	第１項第２号の規定による恩給等（国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和29年法律第91号）第２条第１項に規定する恩給等をいう。）を担保とする小口の資金の貸付け (3) 現金自動支払機、現金自動預払機その他これらに類する機械による融資 ３　条例第21条第１項の規定により交付する書面（以下「金銭消費貸借契約書等」という。）は、次に掲げる項目が記載されたものとする。 (1) 貸付金額 (2) 貸付年月日 (3) 元金の返済期日 (4) 年利 (5) 利息の支払方法及び支払期日 (6) 違約金 (7) 前各号に掲げるもののほか、基本的な契約条項 ４　条例第21条第１項の規定による交付は、当該契約の内容を消費者に説明して行うものとする。 （受取書等交付の省略） 第13条　条例第21条第２項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる弁済を受けた場合とする。

	(1) 振込みによる弁済 (2) 振替による弁済 (3) 給与明細書その他の書面で弁済が確認できる場合における給与からの引去りによる弁済
（不当な取引行為） 第５条　条例第21条第１項及び第２項の規則で定める行為は、別表に掲げる行為とする。	（不当な取引行為） 第14条　条例第23条第１項及び第２項の規則で定める行為は、別表第９に掲げる行為とする。
２　市長は、消費者からの申出に基づき、別表に掲げる行為に該当するかどうかの判定を行うものとする。	２　市長は、消費者からの申出に基づき、別表第９に掲げる行為に該当するかどうかの判定を行うものとする。
３　市長は、前項の判定を行うに当たり、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。	３　市長は、前項の判定を行うに当たり、必要があると認めるときは、苦情処理審議会の意見を聴くものとする。
（不当な約款） 第６条　市長は、消費者からの申出に基づき、条例第22条に規定する約款に該当するかどうかの判定を行うものとする。	（不当な約款） 第15条　市長は、消費者からの申出に基づき、条例第24条に規定する約款に該当するかどうかの判定を行うものとする。
２　市長は、前項の判定を行うに当たり、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。	２　市長は、前項の判定を行うに当たり、必要があると認めるときは、苦情処理審議会の意見を聴くものとする。
（不当な取引行為等の是正の指導） 第７条　条例第23条第２項に規定する	（不当な取引行為等の是正の指導） 第16条　条例第25条第２項に規定する

指導は、次に掲げる事項を記載した文書又は口頭により行うものとする。 (1) 違反を是正するために必要な措置を講じるよう指導する旨 (2) 違反の内容	指導は、様式第１号による文書又は口頭により行うものとする。
２　［略］	２　［略］
（不当な取引行為等の是正の勧告） 第８条　条例第23条第２項に規定する勧告は、次に掲げる事項を記載した文書で行うものとする。 (1) 違反を是正するために必要な措置を講じるよう勧告する旨 (2) 違反の内容	（不当な取引行為等の是正の勧告） 第17条　条例第25条第２項に規定する勧告は、様式第２号による文書で行うものとする。
２　［略］	２　［略］
（不当な取引行為等に係る公表） 第９条　市長は、条例第23条第３項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ、その理由を当該事業者に通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該事業者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又は当該事業者の所在が不明であるときは、この限りでない。	（不当な取引行為等に係る公表） 第18条　市長は、条例第25条第３項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ、その理由を当該事業者に通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該事業者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又は当該事業者の所在が不明であるときは、この限りでない。
２　市長は、条例第23条第３項に規定する公表を行うに当たり、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。	２　市長は、条例第25条第３項に規定する公表を行うに当たり、必要があると認めるときは、苦情処理審議会の意見を聴くものとする。

	3　条例第25条第３項の規定による公表は、インターネットの利用その他の広く市民に周知できる方法により行うものとする。 （過大包装の基準） 第19条　条例第26条第２項の過大包装の基準は、次の各号のいずれかに該当する消費者包装とする。 (1)　内容品以外の空間容積が必要以上に大きなもの (2)　内容品の価格に比べて必要以上に包装経費をかけているもの (3)　内容品の名称、量目、価格、使用方法、性状その他これらに類する事項について消費者の商品選択に資するための適切な表示又は説明のないもの (4)　商品の無理な詰合せ又は抱合せをしているため必要以上に大きくなっているもの (5)　明らかに二次使用を偽装したもの （過大包装の判定） 第20条　市長は、消費者からの申出に基づき、条例第26条第１項の過大包装に該当するかどうかの判定を行うものとする。 2　市長は、前項の判定を行うに当た

	り、必要があると認めるときは、苦情処理審議会の意見を聴くものとする。
（あっせん又は調停の通知） 第10条　市長は、条例第25条第１項の規定により審議会のあっせん又は調停に付したときは、その旨を当該苦情の申出者及びその相手方となる事業者に通知するものとする。	（あっせん又は調停の通知） 第21条　市長は、条例第32条第１項の規定により苦情処理審議会のあっせん又は調停に付したときは、その旨を当該苦情の申出者及びその相手方となる事業者に通知するものとする。
（情報提供） 第11条　条例第31条に規定する必要があると認めるときは、次に掲げるときとする。 (1)～(5)　［略］ ２　条例第31条に規定する必要な情報は、次に掲げるものとする。 (1)～(4)　［略］ ３　第３条第３項及び第４項の規定は、条例第31条の規定による情報の提供について準用する。	（情報提供） 第22条　条例第37条に規定する必要があると認めるときは、次に掲げるときとする。 (1)～(5)　［略］ ２　条例第37条に規定する必要な情報は、次に掲げるものとする。 (1)～(4)　［略］ ３　第４条第３項及び第４項の規定は、条例第37条の規定による情報の提供について準用する。
	（重要物資の指定等） 第23条　市長は、条例第46条の規定による指定をしたときは、その旨を告示するものとする。当該指定を解除したときも、同様とする。 （立入検査）

	第24条　条例第48条第２項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。 ２　前項の証明書は、様式によるものとする。
第12条　条例第13条第２項及び第３項、条例第20条第２項、条例第23条第３項並びに条例第26条の規定による公表は、インターネットの利用その他の広く市民に周知できる方法により行うものとする。	
第13条　［略］	第25条　［略］

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	別表第１（第３条関係） 事業者：クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第２条第２項に規定する営業者 条例第10条第２項に規定する措置： (1)　石油系溶剤でドライクリーニングをした洗濯物については、取扱上の注意として、次に掲げる例に準じて表示すること。 ドライクリーニング溶剤が残って皮膚障害を起こすこともありますので、お持ち帰りの後は、必ず袋から出して、風通しのよい日陰で乾燥し、時間をおいて着てください。 (2)　前号の取扱上の注意は、洗濯物に返却用の包装をする場合は、ラベル又は印刷で包装の見やすい箇所に表示し、当該包装をしない場合は、店頭その他の見やすい箇所に表示するとともに、消費者に口頭で説明すること。 (3)　前号の規定による表示は、包装にラベルで表示するものについては日本産業規格Z8305に規定する８ポイント以上、包装に印刷で表示するものについては日本産業規格Z8305に規定する28ポイント以上、店頭に表示するものについては日本産業規格Z8305に規定する42ポイント以上の大きさの文字及び数字とすること。 (4)　第２号の表示に用いる文字及び数字の色は、背景の色と対照的な色とすること。

別表第２（第６条関係）

商品名	適正に表示しなければならない必要な事項	表示の方法その他表示に際して事業者が遵守すべき事項
防炎又は	(1)　素	(1)　素材の性質及び洗濯により防炎又は難燃の効果に与える影響に

		ついては、次のいずれかに掲げる例に準じて表示すること。
難燃の表示を付している繊維製品（消防法（昭和23年法律第186号）第８条の３第２項の規定による表示を付しているものを除く。）	材の性質及び洗濯により防炎又は難燃の効果に与える影響	素材に防炎加工を施したものですので、洗濯によって防炎の効果が低下することがあります。 素材自体が難燃性のものですので、洗濯によって難燃の効果が低下することはありません。
	(2) 使用上の注意	(2) 使用上の注意は、次に掲げる例に準じて表示すること。 引火したら素早く火元から離すこと。 (3) 縫い付けラベル又は下げ札により、本体の見やすい箇所に防炎又は難燃の表示及び前２号の表示をすること。
給湯器	※ 使用上の注意	(1) 使用上の注意は、次のいずれかに掲げる例に準じて表示すること。 飲まないように 最初に出るコップ○杯程度の水は、飲用に適しません。 飲まないように 最初の○秒間に出る水は、飲用に適しません。 (2) ラベル又は印刷により、本体の見やすい箇所又は取扱説明書に前号の表示をすること。
オーブン（レンジ	※ 使用上の	(1) 使用上の注意は、次に掲げる例に準じて表示すること。

機能を備えたものを含む。）及びレンジ	注意	水をかけないように 使用中前面のガラスに水がかかると割れるおそれがありますので、水がかからないようにしてください。 (2)　ラベル又は印刷により、本体の見やすい箇所又は取扱説明書に前号の表示をすること。
こんろ	※使用上の注意	(1)　使用上の注意は、次に掲げる例に準じて表示すること。 火をつけたまま離れたり、外出、就寝をしないこと。 料理中のものが焦げたり、燃えたりするなど、火災の原因になります。特に天ぷらその他の揚げ物をしているときは、注意してください。 (2)　ラベル又は印刷により、本体の見やすい箇所又は取扱説明書に前号の表示をすること。
ストーブ	※使用上の注意	(1)　使用上の注意は、次に掲げる例に準じて表示すること。 カーテン、寝具その他の燃えやすいものの近くで使用しないこと。 火災の原因になります。 就寝中又は外出中に使用しないこと。 (2)　ラベル又は印刷により、本体の見やすい箇所又は取扱説明書に前号の表示をすること。
食品包装用ラップフィルム（食品の	(1)　品名 (2)　原材料	(1)　耐熱温度及び耐冷温度は、次に掲げる例に準じて表示すること。 耐熱温度○○度、耐冷温度○○度

保存調理等に使用される気密性、耐水性、耐油性、耐油性、密着性等の性質を有する合成樹脂の薄膜で紙管等に巻かれたものであって、家庭用のものをいう。）	名称 (3) 添加物名 (4) 耐熱温度及び耐冷温度 (5) 使用用途又は※使用上の注意 (6) 寸法	(2) 使用用途又は使用上の注意は、次に掲げる例に準じて表示すること。 電子レンジに使用できます。 油性の強い食品を直接包んで電子レンジに入れないでください（使用上の注意の場合）。 (3) 寸法は、次に掲げる例に準じて表示すること。 幅○○センチメートル、長さ○○メートル (4) ラベル又は印刷で包装の見やすい箇所に表示すること。
ポリ袋（ポリオレフィン系又はポリ塩化ビニル系のフィルムを製袋したものであって、家庭用のものを	使用用途	(1) 使用用途は、次に掲げる例に準じて表示すること。 食品包装に使用できます。 (2) ラベル又は印刷で包装の見やすい箇所に表示すること。

いう。）		
プレミックス類（小麦粉に糖類、油脂、粉乳、卵粉、膨張剤、食塩、香料等の全部又は一部を混合して製造したホットケーキミックス、天ぷら粉その他これらに類する調製粉であって、容器に入れ、又は包装したものをいう。）	使用上の注意	(1) 使用上の注意は、開封後の取扱方法、調理方法等を表示すること。 (2) 容器又は包装の見やすい箇所に表示すること。
つくだ煮類（しょうゆ、砂糖その他の調味料を加	使用上の注意	(1) 使用上の注意は、開封後の取扱方法等を表示すること。 (2) 容器又は包装の見やすい箇所に表示すること。

えて煮しめた水産品、農産畜産品その他の類似品（でんぶ及びそぼろ煮を含む。）であって、容器に入れ、又は包装したものをいう。）及び煮豆（大豆、金時豆、うずら豆その他の豆を主原料として砂糖その他の調味料を加えて煮しめたものであって、容器に入れ、又は包装したものをい

う。）		
調理冷凍食品（製造し、若しくは調理し、又は加工した食品を凍結したもの（調理冷凍食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第1676号）第2条の表に規定する冷凍魚フライ、冷凍えびフライ、冷凍いかフライ、冷凍かきフライ、冷凍コロッケ、冷凍カツレツ、冷凍しゅうまい、冷	(1)　原材料の配合割合 (2)　使用方法	(1)　原材料の配合割合は、商品名に原材料の一部の名称が付けられた製品にあっては、当該原材料の配合時の標準配合比をパーセントで明記して表示すること。ただし、内容量を数量で表示する製品にあっては、その表示を省略することができる。 (2)　使用方法は、解凍方法、調理方法等を表示すること。 (3)　容器又は包装の見やすい箇所に表示すること。

	凍ぎょうざ、冷凍春巻、冷凍ハンバーグステーキ、冷凍ミートボール、冷凍フィッシュハンバーグ、冷凍フィッシュボール、冷凍米飯類及び冷凍めん類を除く。）であって、容器に入れ、又は包装したものをいう。）		
	焼肉のたれ類（しょうゆ、みそ、果実、野菜類等を主原料に糖類、香辛料、調味	使用上の注意	(1) 使用上の注意は、開封後なるべく早く使用する必要がある旨等を表示すること。 (2) 容器又は包装の見やすい箇所に表示すること。

料、アルコール、油脂、ごま、食酢、食塩等を加えて調製したもので、肉の漬け込み、素焼き、フライパン焼き、鉄板焼き等主に肉の調味料として利用されるものであって、容器に入れ、又は包装したものをいう。）		
カット野菜及びカットフルーツ（１種類又は数種類の野菜又は果実を小さ	調製月日又は加工月日	(1) 調製月日又は加工月日は、消費者が購入する商品として調製又は加工を完了した月日をいい、次のいずれかに掲げる例に準じて表示すること。 調製月日（加工月日）○月○日 ○．○調製（加工）

	く切り、その他食べやすく調製又は加工を行ったものであって、容器に入れ、若しくは包装し、又は適宜の選択により容器に入れ、若しくは包装するものをいう。）	(2) 容器又は包装の見やすい箇所に表示すること
医薬部外品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第２条第２項に	(1) ※異常が生じたときの注意 (2) ※身体への危害を防止す	(1) 異常が生じたときの注意は、次に掲げる例に準じて表示すること。 異常が生じたときは ○○○○などの異常が生じたときは、直ちに使用を中止し、医師の診療を受けてください。 (2) ラベル又は印刷で直接の容器又は直接の被包に表示すること。ただし、容器又は被包の表面積が小さいため印刷等が困難であるときは、市長の指示する方法で表示すること。

	規定する医薬部外品（同項第１号イ又は第２号に掲げることが目的とされているもの及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第２項第３号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬部外品（平成21年厚生労働省告示第25号）第３号に規	るための正しい使い方

定するものを除く。）をいう。）		
化粧品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第３項に規定する化粧品をいう。以下同じ。）	(1)　子供用化粧品以外の化粧品にあっては、※異常が生じたときの注意 (2)　子供用化粧品にあっては、※使用上の注意	(1)　異常が生じたときの注意は、次に掲げる例に準じて表示すること。 異常が生じたときは ○○○○などの異常が生じたときは、直ちに使用を中止し、医師の診療を受けてください。 (2)　使用上の注意は、次に掲げる例に準じて表示すること。 勝手に使わせないように この化粧品は、おもちゃではありません。必ず保護者の監視のもとで使用させてください。 (3)　ラベル又は印刷で直接の容器又は直接の被包に表示すること。ただし、容器又は被包の表面積が小さいため印刷等が困難であるときは、市長の指示する方法で表示すること。
歯磨き（医	＊成分	(1)　医薬部外品歯磨き（化粧品に準じて医薬品、医療機器等の品質、

	薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第２条第２項に規定する医薬部外品に該当する歯磨き（以下「医薬部外品歯磨き」という。）及び化粧品に該当する歯磨き（以下「化粧品歯磨き」という。）であって、内容量が50グラム以上（液体のものにあっては、50	の用途

有効性及び安全性の確保等に関する法律第61条第４号に規定する成分の名称を表示した歯磨き（以下「全成分表示歯磨き」という。）を除く。）にあっては、次により表示すること。

ア　成分の用途は、研磨剤、発泡剤、着色剤、香料その他の薬剤の名称を用いて表示すること。

イ　アの薬剤の名称の配列は、それぞれの薬剤に含まれている成分の量の多い順とすること。この場合において、複数の用途を有する成分があるときは、その成分は、その主要な用途となっている薬剤に含まれているものとすること。

ウ　アの薬剤の名称に併記して、各薬剤に係る成分（当該薬剤として利用することを主要な用途としているものに限る。）の名称を表示すること。この場合において、同じ薬剤に係る成分が複数の種類あるときは、量の多いものから順に表示すること。

(2) 化粧品歯磨き及び全成分表示歯磨きにあっては、成分の用途は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第61条第４号の規定により記載された成分の名称（全成分表示歯磨きにあっては、化粧品に準じて表示した成分の名称）に併記して、研磨剤、発泡剤、着色剤、香料その他の薬剤の名称を用いて表示すること。ただし、水その他の用途を特定するのが困難な成分にあっては、成分の用途に係る表示を省略することができる。

(3) ラベル又は印刷で包装の見やすい箇所に表示すること。

ミリリットル以上）のもの（旅行に持って行く用途等に供するために同一成分の通常の商品よりも内容量を少なくしているもの（同一成分の通常の商品について、この規則の規定に基づく表示がなされているものに限る。）を除く。）をいう。）		

備考

1　表示は、※印を付した事項の見出しについては日本産業規格Z8305に規定する９ポイント以上、＊印を付した事項の見出しについては日本産業規格Z8305に規定する６ポイント以上、その他については日本産業規格Z8305に規定する８ポイント以上の大

きさの文字及び数字とすること。

2　見出しは、簡潔な表現とすること。

3　※印を付した事項の表示に用いる文字及び数字の種類は、ゴシック体とすること。

4　表示に用いる文字及び数字の色は、背景の色と対照的なものとすること。

別表第３（第７条関係）

事業者	役務	適正に表示しなければならない必要な事項	表示の方法その他表示に際して事業者が遵守すべき事項
保険業法第２条第３項に規定する生命保険会社	生命保険契約に係る役務	(1) 保険契約の申込みの撤回又は解除（以下「申込みの撤回等」という。）に関する次に掲げる事項 ア　申込みの撤回等を行うことができる旨（申込みの撤回等を行うことができない場合は、その旨） イ　申込み	(1) 表示は、消費者から保険契約の申込みを受ける前に当該適正に表示しなければならない必要な事項を表示した書面（以下「契約のしおり」という。）を消費者に提示し、その内容を説明することにより行うこと。 (2) 表示を保険業法第２条第17項に規定する生命保険募集人（以下「募集人」という。）に行わせるときは、当該募集人に、当該保険契約の契約手続についての当該募集人の権限の範囲を併せて説明させること。 (3) 契約のしおりにおいて、表示しなければならない事項の記載は、日本産業規格Z8305に規定する８ポイント以上の大きさの文字又は数字を用いるものとし、その色は背景の色と対照的なものとすること。 (4) 消費者から保険契約の申込みを受ける際、当該保険契約に係る保険約款及び契約のしおりを消費者に交付し、かつ、第１号の表示を行ったことを消費者に示すため、その旨を記載した書面を消費者に交付する等適切な措置をとること。 (5) 消費者に対し、保険業法第309条第２項前段の規定による提供を行ったときは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、前各号（第３号を除く。）の規定による措置を行うことができる。

の撤回等の方法

ウ　申込みの撤回等を行うことができる期間

(2) 告知義務（保険契約の締結に際して保険契約者又は被保険者が被保険者に関する一定の事実の申出（以下この項において「告知」という。）を行わなければならないことをいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項

ア　告知に係る書類は、保険

					又は保険契約者若しくは被保険者自身が記入すべき旨	
					イ　告知義務の違反に係る効果	
					ウ　ア又はイに掲げるもののほか、告知義務に関する事項	
					(3)　保険会社の責任開始期	
					(4)　保険料払込みの方法	
					(5)　保険料払込みの猶予期間及び保険契約の失効に関する事項	
					(6)　保険契約の復活に関する事項	

		(7) 保険会社の保険金支払の免責事由 (8) 解約返戻金（保険契約者が保険契約を解約した場合に、保険会社が保険契約者に支払う金額をいう。）に関する事項	
信販会社、中小小売商団体その他の消費者に信用を供与する事業	クレジット契約に係る役務	(1) 信販会社等の氏名又は名称並びに住所及び電話番号 (2) クレジット契約の対象となる商品又は役務に関する次に掲げる事項 ア　商品の名称又は	(1) 表示は、消費者からクレジット契約の申込みを受ける前に当該表示しなければならない事項を表示した書面（以下「クレジット契約の内容を明らかにした書面」という。）を消費者に提示し、その内容を説明することにより行うこと。 (2) クレジット契約の内容を明らかにした書面において、表示しなければならない事項の記載は、日本産業規格Z8305に規定する８ポイント以上の大きさの文字又は数字を用いるものとし、その色は背景の色と対照的なものとすること。 (3) 多面的契約関係及びその仕組みに関する事項については、消費者が理解しやすいように次の例のように図を用いて表示すること。 ア　多面的契約関係 （例）

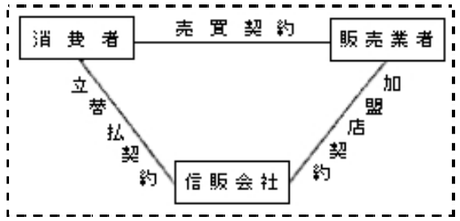
者（以下「信販会社等」という。）

役務の内容

イ　商品の販売業者又は役務の提供業者（以下「販売業者等」という。）の氏名又は名称並びに住所及び電話番号

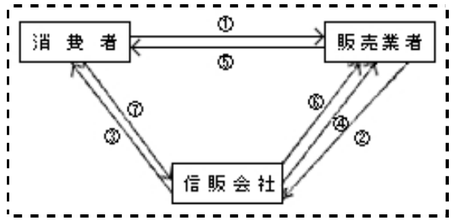
ウ　商品の引渡時期又は役務の提供時期

エ　商品の引渡し又は役務の提供と同時にその代金の全額を支払う場合の価格



イ　仕組み

（例）



①　商品購入の申込み
②　信用調査依頼
③　信用調査
④　承認通知
⑤　商品引渡し
⑥　商品代金一括払
⑦　商品代金に手数料を加算した額の分割払

(3)　消費者が

(4)　欠陥等による支払拒否に関する事項については、消費者の注意を引くように朱書きその他の方法により表示すること。

(5)　欠陥等による支払拒否を行う場合の方法において、その理由となる商品又は役務の欠陥等の状況を説明した書面（以下この表において「説明書面」という。）を信販会社等に提出しなければならないとされている場合にあっては、説明書面の用紙をクレジット契約の内容を明らかにした書面に添付すること。ただし、クレジット契約の内容を明らかにした書面に、

		信販会社等に分割して支払わなければならない金銭の総額並びにその支払の期間及び回数	消費者の請求により説明書面の用紙を遅滞なく交付する旨及びその請求先の表示がある場合は、この限りでない。 (6) クレジット契約の内容を明らかにした書面において、売買契約等に関する事項を表示する場合には、見出しをつける等の方法により、クレジット契約に関する事項と混同が生じないようにすること。 (7) 消費者からクレジット契約の申込みを受ける際には、クレジット契約の内容を明らかにした書面を消費者に交付すること。 (8) 消費者に対し、割賦販売法（昭和36年法律第159号）第４条の２第１項前段の規定による提供を行った場合は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により、前各号（第２号を除く。）の規定による措置を行うことができる。
		(4) 消費者が信販会社等に支払わなければならない手数料の料率（割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第13条の２第２項に規定する方法の例により算定した実質年率をいう。）	
		(5) 消費者、販売業者等及び信販会社等の間に生ずる契約	

関係（以下「多面的契約関係」という。）並びにその仕組みに関する事項

(6) 商品又は役務の欠陥等を理由とする消費者の信販会社等に対する金銭の支払の拒否（以下「欠陥等による支払拒否」という。）に関する次に掲げる事項

ア　欠陥等による支払拒否を行うことができる場合がある旨並びにその理由及び具

体例（欠陥等による支払拒否を行うことができない場合は、その旨）

イ　欠陥等による支払拒否を行う場合の方法

(7) 消費者と販売業者等との間の商品の販売又は役務の提供に係る契約（以下「売買契約等」という。）が無効である場合又はクレジット契約成立後に解除された場合における消費者の信販会社等

		に対する金銭の支払に関する次に掲げる事項 ア　支払の要否 イ　既に支払のあった金銭の返還の有無	
消費者に衣装の賃貸をする事業者	衣装の賃貸借契約に係る役務	解約料（消費者が賃貸借契約を解除した場合に、消費者が賃貸業者に支払う金額をいう。）に関する事項	(1)　表示は、消費者から賃貸借契約の申込みを受ける前に当該表示しなければならない事項を表示した書面を消費者に提示し、又は当該表示しなければならない事項を店頭その他の見やすい箇所に表示することにより行うこと。 (2)　表示は、書面に表示する場合については日本産業規格Z8305に規定する８ポイント以上、店頭その他の見やすい箇所に表示する場合については日本産業規格Z8305に規定する42ポイント以上の大きさの文字又は数字を用いるものとし、その色は、背景の色と対照的なものとすること。
消費者に音楽又は映像が記録されている音楽・	音楽・映像用メディアの賃貸借契約に係る	(1)　損害賠償額（賃借した音楽・映像用メディアを消費者が紛失し、又は損傷した場合に、消費者が賃貸業者に支	(1)　表示は、消費者から賃貸借契約の申込みを受ける前に当該表示しなければならない事項を表示した書面を消費者に提示し、又は当該表示しなければならない事項を店頭その他の見やすい箇所に表示することにより行うこと。 (2)　表示は、書面に表示する場合については日本産業規格Z8305に規定する８ポイント以上、店頭その他の見やすい箇所に表示する場合については日本産業規格Z8305に規定する42ポイント以上の大きさの文字又は数字を用いるものとし、その色は、背景の色と対照的なものとすること。

		払う金額をいう。）に関する事項
映像用メディア（以下単に「音楽・映像用メディア」という。）の賃貸をする事業者	役務	(2)　延滞料（賃借した音楽・映像用メディアの返却が遅延した場合に、消費者が賃貸業者に支払う金額をいう。）に関する事項

備考　この表において「クレジット契約」とは、消費者が販売業者等から商品を購入し、又は役務の提供を受ける場合において、販売業者等のあっせん又は代理により、信販会社等が、消費者との間で、代金の立替払、代金債権の買取り、代金に充てるための消費者への金銭の貸付けその他の方法により、消費者の販売業者等に対する代金債務を消滅させ、後に消費者から分割して代金に相当する額又は貸し付けた金額等に手数料を加えた額の金銭の支払を受けることを約する契約をいう。ただし、割賦販売法第２条第２項に規定するローン提携販売に係る金銭消費貸借契約並びに同条第３項第１号及び第３号に規定する割賦購入あっせんに係る契約に該当するものを除く。

別表第４（第８条関係）

事業者	適正に表示しなければならない必要な事項	表示の方法その他表示に際して事業者が遵守すべき事項

学習教材と役務（家庭教師の派遣、教室の運営等をいう。）を併せたもの（以下「役務付き学習教材」という。）を提供する事業者	(1) 教材に関する次に掲げる事項 ア 教材の名称又は内容 イ 当該教材の対象とする学年、科目及び分野 ウ 当該教材の種類及び数量 エ 販売事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号 (2) 役務に関する次に掲げる事項 ア 役務の内容 イ 講義を行う場合にあっては、当該講義を行う	(1) 表示は、消費者から役務付き学習教材に関する契約の申込みを受ける前に当該表示しなければならない事項を表示した書面を消費者に提示し、その内容を説明することにより行うこと。 (2) 表示は、日本産業規格Z8305に規定する８ポイント以上の大きさの文字又は数字を用いるものとし、その色は、背景の色と対照的なものとすること。 (3) 教材の種類については、次に掲げる例に準じて表示すること。 書籍　カセットテープ　ＣＤ（コンパクトディスク）　ビデオテープ　ＤＶＤ (4) 生徒数に関する事項については、１クラス当たりの生徒の概数又は予定数を表示すること。 (5) 頻度及び回数は、役務を提供する頻度とその提供する合計回数が明らかになるよう、次に掲げる例に準じて表示すること。 週○回　年間合計○○回 (6) 消費者から役務付き学習教材に関する契約の申込みを受ける際、当該契約の内容を明らかにした書面を消費者に交付する等適切な措置をとること。

	場所及び生徒数	
	ウ　役務を提供する頻度及び回数	
	エ　役務を提供する事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号	

別表第５（第９条関係）

商品	基準量
食用油	10グラム又は100グラム
マーガリン類	10グラム又は100グラム
小麦粉	100グラム
砂糖	100グラム
精肉	100グラム
はちみつ	10グラム又は100グラム
さけ	100グラム
まぐろ	100グラム
トマトケチャップ	10グラム又は100グラム
干ししいたけ	10グラム又は100グラム
ジャム	10グラム又は100グラム
緑茶	10グラム又は100グラム
紅茶	10グラム又は100グラム
インスタントコーヒー	10グラム又は100グラム

ココア	10グラム又は100グラム
純カレー及び即席カレー（調理済みのものを除く。）	10グラム又は100グラム
マカロニ	100グラム
スパゲッティ	100グラム
パン粉	100グラム
ハム	100グラム
ソーセージ	100グラム
ベーコン	100グラム
粉ミルク	100グラム
インスタントクリーミングパウダー	10グラム又は100グラム
ヨーグルト	100グラム
バター	10グラム又は100グラム
チーズ	10グラム又は100グラム
煮干し	10グラム又は100グラム
削り節	10グラム又は100グラム
干しわかめ	10グラム又は100グラム
食塩	10グラム又は100グラム
みそ	100グラム
ソース	10ミリリットル、100ミリリットル、10グラム又は100グラム
ドレッシング類	10ミリリットル又は100ミリリットル(サラダドレッシング及び半固形状ドレッシングにあっては、10グラム又は100グラム)
マヨネーズ	10グラム又は100グラム
うま味調味料	10グラム又は100グラム
トイレットペーパー	10メートル
紙おむつ	１枚
シャンプー	10ミリリットル、100ミリリットル、10立方センチメートル、100立

	方センチメートル、10グラム又は100グラム
ヘアリンス	10ミリリットル、100ミリリットル、10立方センチメートル又は100立方センチメートル
歯みがき類	10グラム又は100グラム
衣料用の合成洗剤及び粉石けん	10グラム又は100グラム
食器等の洗浄に用いられる台所用洗剤	10ミリリットル、100ミリリットル、10立方センチメートル、100立方センチメートル、10グラム又は100グラム

別表第６（第10条関係）

事業者	役務
理容師法（昭和22年法律第234号）第１条第３項に規定する理容所の開設者	(1) 総合調髪（カット（頭髪の刈込をいう。以下この表において同じ。）、シェービング（顔そりをいう。以下同じ。）、シャンプー（洗髪をいう。以下同じ。）、セット（調髪の仕上げをいう。以下この表において同じ。）の各施術を組み合わせて行うことをいう。） (2) 子供調髪 (3) シェービング
美容師法（昭和32年法律第163号）第２条第３項に規定する美容所の開設者	(1) パーマネントウェーブ (2) シャンプー (3) カット (4) セット又はブロー (5) ヘア・ダイ (6) ヘア・マニキュア (7) ヘア・トリートメント
クリーニング業法第２条第２項に規定する営業者	次に掲げる物のクリーニング (1) 背広上下 (2) 背広上衣 (3) ズボン類（ズボン、スラックス、パンツその他これらに類するもののうち、当該店舗において取り扱う代表的な物をいう。） (4) コート類（トレンチコート、レインコートその他これらに類す

	るもののうち、当該店舗において取り扱う代表的な物をいう。） (5) ジャンパー・ジャケット類（ジャンパー、ジャケット、ブレザーその他これらに類するもののうち、当該店舗において取り扱う代表的な物をいう。） (6) ワンピース (7) 婦人上衣 (8) スカート (9) 学生服上下 (10) 学生服上衣 (11) セーター (12) カーディガン (13) ドレスシャツ (14) ワイシャツ (15) ブラウス (16) ふとんカバー (17) シングルのシーツ (18) シングルの毛布 (19) ウール着物 (20) ネクタイ

別表第７（第11条関係）

(1) ミシン

(2) パーソナルコンピュータ

(3) 電話機（ファクシミリ機能を有するものを含む。）

(4) 携帯電話端末の本体及びその充電器（アダプターを含む。）

(5) エアコンディショナー

(6) テレビジョン受信機

(7) ビデオテープレコーダー（磁気テープを用いた映像記録の再生装置をいう。）

(8) ディスクプレーヤー又はディスクレコーダー（光ディスクその他のディスクの媒体を用いた音声の録音若しくは再生又は映像の記録若しくは再生の装置をいう。）

(9) カメラ一体型ビデオ（レンズと撮像素子を備え、撮像された動画像を磁気テープそ

の他の媒体に記録する装置をいう。）

（10）テープレコーダー（実用最大出力５ワット以下ものに限り、テープデッキを除く。）

（11）ステレオ（定格出力が70ワット以下のものに限る。）

（12）電気アイロン（定格電圧が100ボルトで定格消費電力が100ワット以上２キロワット以下のものに限る。）

（13）電気ストーブ（定格電圧が100ボルトで定格消費電力が２キロワット以下のものに限り、パネルヒーターを除く。）

（14）電気こたつ（定格電圧が100ボルトで定格消費電力が１キロワット以下のものに限り、あんかを除く。）

（15）電気毛布又は電気敷布（定格電圧が100ボルトのものに限る。）

（16）電気自動炊飯器（ジャー式自動炊飯器を含み、最大炊飯容量が４リットル以下のものに限る。）

（17）電子ジャー（有効保温米容量が４リットル以下のものに限る。）

（18）電子レンジ

（19）電気トースター（オーブントースターを含み、定格電圧が100ボルトで定格消費電力が２キロワット以下のものに限る。）

（20）電気オーブン（定格電圧が100ボルトで定格消費電力が２キロワット以下のものに限る。）

（21）電気冷蔵庫又は電気冷凍庫（冷凍室又は冷蔵室を備えているものに限る。）

（22）扇風機（羽根の直径が20センチメートル以上50センチメートル以下のものに限り、天井扇風機を除く。）

（23）電気洗濯機（乾燥機能付きのものを含む。）

（24）電気掃除機（定格消費電力100ワット以上700ワット以下のものに限る。）

（25）時計（腕時計、掛時計、置時計及び懐中時計に限る。）

（26）写真機（使用フィルムが35ミリメートル以下のものに限る。）

（27）デジタルスチルカメラ（レンズと撮像素子を備え、撮像された静止画像データをメモリーカードその他の媒体に記録する装置をいう。）

（28）ガスストーブ（都市ガス消費量が１時間当たり18.61キロワット以下又は液化石油ガス消費量が１時間当たり1.3キログラム以下のものに限る。）

（29）石油ストーブ（灯油消費量が１時間当たり0.6キログラム以下のものに限り、強制

給排気式、ポット式ストーブ及び温風機を除く。）

(30)　ガスこんろ（都市ガス消費量が１時間当たり10.47キロワット以下又は液化石油ガス消費量が１時間当たり0.7キログラム以下のものに限り、１口こんろを除く。）

(31)　ガスオーブン（都市ガス消費量が１時間当たり4.19キロワット以下又は液化石油ガス消費量が１時間当たり0.3キログラム以下のものに限る。）

(32)　ガス自動炊飯器（最大炊飯容量が４リットル以下のものに限る。）

(33)　ガスグリル付きこんろ（都市ガス消費量が１時間当たり10.47キロワット以下又は液化石油ガス消費量が１時間当たり0.7キログラム以下のものに限る。）

(34)　ガスレンジ（都市ガス消費量が１時間当たり11.63キロワット以下又は液化石油ガス消費量が１時間当たり0.8キログラム以下のものに限る。）

(35)　ガス瞬間湯沸器（都市ガス消費量が１時間当たり69.77キロワット以下又は液化石油ガス消費量が１時間当たり５キログラム以下のものに限る。）

別表第８（第11条関係）

(1)　品名及び型名（型名のない商品にあっては、品名）

(2)　商品の販売者の氏名又は名称、住所及び電話番号

(3)　商品の保証者の氏名又は名称、住所及び電話番号

(4)　無料保証期間の始期及び終期（保証の対象部分により無料保証期間が異なる場合は、その対象ごとの始期及び終期）

(5)　無料保証の対象が当該商品のすべての部分か特定の部分かの区別

(6)　無料保証の態様の修理、取替え、払戻し等の区別（保証期間内に、消費者から例外的にその費用を徴収する場合は、その条件及び内容）

(7)　無料保証を受けるために一定の条件（保証書を提示すること、転居、贈答等の場合において手続を要することその他の条件をいう。）を必要とする場合は、当該条件

(8)　無料保証の適用除外となる場合

(9)　保証書の発行により、購入者の法律上の権利が制限されることがないこと。

(10)　修補部品の保有期間

(11)　保証を求める場合の申出先（保証書以外に当該申出先を記載する場合は、その旨）

別表第９（第14条関係）

(1)～(39)　［略］

(40)　消費者がクーリングオフ等の権利（条例第23条第１項第６号に規定するクーリン

別表（第５条関係）

(1)～(39)　［略］

(40)　消費者がクーリングオフ等の権利（条例第21条第１項第６号に規定するクーリン

グオフ等の権利をいう。以下同じ。）を行使する際に、これを拒否し、若しくは威迫し、又は術策、甘言その他これらに類する言動その他の手段を用いて当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を主張すること。 (41) 消費者がクーリングオフ等の権利を行使する際に、口頭によるクーリングオフの意思表示に対し書面又は電磁的記録によるべきことを告げないで、又は口頭による行使を認めたにもかかわらず、後に書面又は電磁的記録によらないことを理由として、契約の成立又は存続を主張すること。 (42)～(49)　［略］	グオフ等の権利をいう。以下同じ。）を行使する際に、これを拒否し、若しくは威迫し、又は術策、甘言その他これらに類する言動その他の手段を用いて当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を主張すること。 (41) 消費者がクーリングオフ等の権利を行使する際に、口頭による行使を認めたにもかかわらず、書面によらないことを理由として、契約の成立又は存続を主張すること。 (42)～(49)　［略］

様式第１号から第３号までを削る。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行前に改正前の神戸市民のくらしをまもる条例施行規則の規定によってした処分、手続その他の行為は、この規則中にこれに相当する規定がある場合には、この規則の相当規定によってしたものとみなす。

神戸市消費生活会議及び神戸市消費者苦情処理審議会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市長　久　　元　　喜　　造

神戸市規則第51号

神戸市消費生活会議及び神戸市消費者苦情処理審議会に関する規則の一部を改正する規則

神戸市消費生活会議及び神戸市消費者苦情処理審議会に関する規則（昭和49年７月規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
神戸市消費生活審議会に関する規則 （趣旨） 第１条　この規則は、神戸市消費生活条例（平成17年４月条例第２号）第38条第４項の規定に基づき、神戸市消費生活審議会（以下「審議会」とい	神戸市消費生活会議及び神戸市消費者苦情処理審議会に関する規則 （趣旨） 第１条　この規則は、神戸市民のくらしをまもる条例（平成17年４月条例第２号）第54条第３項の規定に基づき、神戸市消費生活会議（以下「消費

う。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。	生活会議」という。）及び神戸市消費者苦情処理審議会（以下「苦情処理審議会」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。
（組織）	（組織）
第２条　審議会は、若干名の委員で組織する。	第２条　消費生活会議は、若干名の委員で組織する。
２　委員は、市長が委嘱し、又は任命した者で構成する。	２　委員は、市長が委嘱し、又は任命した者及び苦情処理審議会の委員で構成する。
３、４　［略］	３、４　［略］
（任期）	（任期）
第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。	第３条　苦情処理審議会の委員以外の委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２、３　［略］	２、３　［略］
（会長及び副会長）	（会長及び副会長）
第４条　審議会に会長及び副会長を置く。	第４条　消費生活会議に会長及び副会長を置く。
２　［略］	２　［略］
３　会長は、審議会を代表し、その事務を掌理する。	３　会長は、消費生活会議を代表し、その事務を掌理する。
４　［略］	４　［略］
（会議）	（会議）
第５条　審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が欠けたと	第５条　消費生活会議は、会長が招集する。

きは、市長が招集する。	
2　審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。	2　消費生活会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
3　審議会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。	3　消費生活会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
（関係者の出席）	（庶務）
第6条　審議会は、必要があると認めるときは、審議会に消費者、事業者その他関係のある者の出席を求め、説明を受け、及び意見を聴くことができる。	第6条　消費生活会議の庶務は、主管局において処理する。
（会議の公開等）	（組織）
第7条　審議会の会議は、これを公開する。ただし、次のいずれかの場合に該当するものとして審議会が決したときは、この限りでない。 (1)　神戸市情報公開条例第10条各号のいずれかに該当する情報に関し審議する場合 (2)　会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合	第7条　苦情処理審議会は、若干名の委員で組織する。
	2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1)　学識経験のある者

	(2) 消費者 (3) 事業者
（部会） 第８条　審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。	（準用） 第８条　第２条第３項及び第４項並びに第３条から第６条までの規定は、苦情処理審議会について準用する。
２　審議会は、部会の審議項目、委員構成について、審議会に諮って定める。ただし、緊急に審議する必要がある場合は、審議会の会長が部会を設置することができるものとし、次回の審議会で報告するものとする。 ３　部会に属すべき委員は、会長が指名する。 ４　審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる ５　第４条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と、「市長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。	
（消費者苦情処理部会） 第９条　審議会は、神戸市消費生活条例第38条第２項第２号から第５号までに掲げる事項について調査審議す	

るため、消費者苦情処理部会を置く。 2　消費者苦情処理部会によるあっせん及び調停は、あっせん調停委員が行う。 3　前項のあっせん調停委員は、委員及び臨時委員のうちから事件ごとに消費者苦情処理部会長が指名する。 4　第5条第2項の規定は、消費者苦情処理部会におけるあっせん及び調停のための会議には適用しない。 （庶務） 第10条　審議会の庶務は、主管局において処理する。 （施行細目の委任） 第11条　この規則に定めるもののほか、審議会及び部会に関し必要な事項は、それぞれの会長又は部会長がこれらに諮って定める。	（施行細目の委任） 第9条　この規則に定めるもののほか、消費生活会議及び苦情処理審議会に関し必要な事項は、それぞれの会長がこれらに諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の神戸市消費生活会議及び神戸市消費者苦情処理審議会に関する規則第2条第2項の規定により委嘱されている神戸市消費生活会議の委員である者は、この規則による改正後の神戸市消費生活審議会に関する規則第2条第2項の規定により神戸市消費生活審議会の委員に委嘱されたものとみなす。

3　この規則による改正前の神戸市消費生活会議及び神戸市消費者苦情処理審議会に関する規則第7条により委嘱されている神戸市苦情処理審議会の委員の

任期は、令和７年３月31日までとする。

神戸市消費者訴訟に要する費用の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市長　久　　元　　喜　　造

神戸市規則第52号

神戸市消費者訴訟に要する費用の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

神戸市消費者訴訟に要する費用の貸付けに関する規則（平成27年３月規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（趣旨） 第１条　この規則は、神戸市消費生活条例（平成17年４月条例第２号。以下「条例」という。）第28条第１項に規定する費用（以下単に「費用」という。）の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この規則は、神戸市民のくらしをまもる条例（平成17年４月条例第２号。以下「条例」という。）第34条の２第１項に規定する費用（以下単に「費用」という。）の貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。
（貸付けの申請） 第２条　費用の貸付けを受けようとする者は、訴訟代理人（以下「代理人」	（貸付けの申請） 第２条　費用の貸付けを受けようとする者は、訴訟代理人（以下「代理人」

という。）を定め、消費者訴訟（条例第27条第１項に規定する消費者訴訟をいう。以下同じ。）及び貸付金の請求の代理に係る委任状を添付して、必要な費用の額その他所定の事項を記載した申請書により市長に申請しなければならない。	という。）を定め、消費者訴訟（条例第34条第１項に規定する消費者訴訟をいう。以下同じ。）及び貸付金の請求の代理に係る委任状を添付して、必要な費用の額その他所定の事項を記載した申請書により市長に申請しなければならない。
（貸付金の償還）	（貸付金の償還）
第７条　借受人は、条例第28条第２項の市長が定める日までに、貸付金の全額を一括して返還しなければならない。ただし、借受人が、消費者訴訟の結果、当該消費者訴訟に要する費用を一括して得ることができなかったとき、その他市長が貸付金の全額を一括して返還させることについてやむを得ない理由があると認めるときは、12月以内において分割して返還させることができる。	第７条　借受人は、条例第34条の２第２項の市長が定める日までに、貸付金の全額を一括して返還しなければならない。ただし、借受人が、消費者訴訟の結果、当該消費者訴訟に要する費用を一括して得ることができなかったとき、その他市長が貸付金の全額を一括して返還させることについてやむを得ない理由があると認めるときは、12月以内において分割して返還させることができる。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市奨学金返還支援基金条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市長　久　元　喜　造

神戸市規則第53号

神戸市奨学金返還支援基金条例施行規則を廃止する規則

神戸市奨学金返還支援基金条例施行規則（平成29年３月規則第59号）は、廃止する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市ニュータウン活性化基金条例施行規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市長　久　　元　　喜　　造

神戸市規則第54号

神戸市ニュータウン活性化基金条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、神戸市ニュータウン活性化基金条例（令和７年３月条例第　号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（基金の管理）

第２条　神戸市ニュータウン活性化基金（以下「基金」という。）は、都市局長が管理する。

２　都市局長は、次に掲げる帳簿を備え、基金の経理状況を明らかにするものとする。

(1) 基金明細簿

(2) 基金運用台帳

（施行細目の委任）

第３条　この規則の施行に関し必要な事項は、都市局長が行財政局長と協議して定める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市まちづくり等基金条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市長　久　　元　　喜　　造

神戸市規則第55号

神戸市まちづくり等基金条例施行規則を廃止する規則

神戸市まちづくり等基金条例施行規則（平成２年３月規則第99号）は、廃止する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市長　久　　元　　喜　　造

神戸市規則第56号

神戸市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市営住宅条例施行規則（昭和35年４月規則第９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（条例第５条第１項に規定する規則で定める者） 第３条　条例第５条第１項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) ［略］ (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第２条第１号に規定する障害者でその障害の程度が次のアからエまでに掲げる障害の種類の区分に応じそれぞれアからエまでに定める程度であるもの	（条例第５条第１項に規定する規則で定める者） 第３条　条例第５条第１項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) ［略］ (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第２条第１号に規定する障害者でその障害の程度が次のアからエまでに掲げる障害の種類の区分に応じそれぞれアからエまでに定める程度であるもの

ア～ウ　［略］	ア～ウ　［略］
エ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第４条第１項の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害（以下「特殊の疾病による障害」という。）　同項に規定する主務大臣が定める程度	エ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）別表に掲げる特殊の疾病による障害（以下「特殊の疾病による障害」という。）　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第４条第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める程度（平成25年厚生労働省告示第７号）に定める程度
(3)～(8)　［略］	(3)～(8)　［略］
（市長が特に定める入居者資格）	（条例第５条第２項の規定により定める条件）
第５条　条例第５条第２項、第７条の３第３項及び第10条第３項の規定により定める条件は、次に掲げる条件とする。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。	第５条　条例第５条第２項の規定により定める条件は、次に掲げる条件とする。ただし、市長が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
(1)～(4)　［略］	(1)～(4)　［略］
（条例第25条第１項等に規定する規則で定める数値）	（条例第25条第１項等に規定する規則で定める数値）
第25条　［略］	第25条　［略］
２、３　［略］	２、３　［略］
４　前項の規定は、条例第９条の規定により公営住宅とみなした都市再生	４　前項の規定は、条例第８条第３項の規定により公営住宅とみなした都

住宅に係る条例第25条第１項に規定する規則で定める数値について準用する。

５　［略］

（社会福祉法人等による公営住宅の使用）

第44条　条例第54条第１項の規定による許可を受けようとする者は、その旨を記載した書面に次の各号（申請者が地方公共団体である場合にあつては、第３号及び第４号）に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)～(4)　［略］

２～６　［略］

別表第１（第２条関係）

(1) 公営住宅

名称	位置
［略］	［略］
神戸市営ルネタウン御船住宅	［略］
［略］	［略］
神戸市営KOBE兵庫壱番館住	［略］

市再生住宅に係る条例第25条第１項に規定する規則で定める数値について準用する。

５　［略］

（社会福祉法人等による公営住宅の使用）

第44条　条例第54条第１項の規定による許可を受けようとする者は、その旨を記載した書面に次の各号（申請者が地方公共団体である場合にあつては、第３号から第５号まで）に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)～(4)　［略］

２～６　［略］

別表第１（第２条関係）

(1) 公営住宅

名称	位置
［略］	［略］
神戸市営ルネタウン御船住宅	［略］
神戸市営メゾン・ル・ウェスト住宅	長田区御船通５丁目
［略］	［略］
神戸市営KOBE兵庫壱番館住	［略］

宅	
［略］	［略］

(2)　［略］

別表第２（第25条関係）

公営住宅	数値
［略］	［略］
神戸市営松原住宅、神戸市営小河住宅、神戸市営東柳原住宅、神戸市営切戸住宅、神戸市営小河第二住宅、神戸市営松原第二住宅、神戸市営南逆瀬川住宅、神戸市営切戸南住宅、神戸市営松野住宅、神戸市営細田住宅、神戸市営新若松住宅、神戸市営フレール・アスタ若松住宅、神戸市営新日吉住宅、神戸市営白川住宅、神戸市営東落合住宅、神戸市営大池西住宅、神戸市営神の谷住宅、神戸市営横尾住宅、神戸市営中落合住宅、神戸市営北落合住宅、神戸市営北落合西住宅、神戸市営西落合住宅、神戸市営板宿住	［略］

宅	
神戸市営コウベアーバンⅡ住宅	長田区日吉町５丁目
［略］	［略］

(2)　［略］

別表第２（第25条関係）

公営住宅	数値
［略］	［略］
神戸市営松原住宅、神戸市営小河住宅、神戸市営東柳原住宅、神戸市営切戸住宅、神戸市営小河第二住宅、神戸市営松原第二住宅、神戸市営南逆瀬川住宅、神戸市営切戸南住宅、神戸市営松野住宅、神戸市営細田住宅、神戸市営新若松住宅、神戸市営フレール・アスタ若松住宅、神戸市営新日吉住宅、神戸市営白川住宅、神戸市営東落合住宅、神戸市営大池西住宅、神戸市営神の谷住宅、神戸市営横尾住宅、神戸市営中落合住宅、神戸市営北落合住宅、神戸市営北落合西住宅、神戸市営西落合住宅、神戸市営板宿住	［略］

宅、神戸市営須磨大池住宅、神戸市営中島住宅、神戸市営太田第二住宅、神戸市営新大池東住宅、神戸市営フレール須磨千歳住宅、神戸市営歌敷山住宅、神戸市営五色山住宅及び神戸市営五色山南住宅並びに神戸市営ファルコン日吉住宅、神戸市営KOBE兵庫壱番館住宅、神戸市営エヴァタウン海運住宅、神戸市営ルゼフィール名谷東住宅、神戸市営フレール須磨たかとり住宅及び神戸市営まあぶる・おおみち住宅	
［略］	［略］
神戸市営会下山住宅、神戸市営重池住宅、神戸市営房王寺住宅、神戸市営寺池住宅、神戸市営重池第二住宅及び神戸市営旭が丘第二住宅並びに神戸市営ルネタウン御船住宅、神戸市営マックコート住宅及び神戸市営フレール長田住宅	［略］

宅、神戸市営須磨大池住宅、神戸市営中島住宅、神戸市営太田第二住宅、神戸市営新大池東住宅、神戸市営フレール須磨千歳住宅、神戸市営歌敷山住宅、神戸市営五色山住宅及び神戸市営五色山南住宅並びに神戸市営ファルコン日吉住宅、神戸市営KOBE兵庫壱番館住宅、神戸市営コウベアーバンⅡ住宅、神戸市営エヴァタウン海運住宅、神戸市営ルゼフィール名谷東住宅、神戸市営フレール須磨たかとり住宅及び神戸市営まあぶる・おおみち住宅	
［略］	［略］
神戸市営会下山住宅、神戸市営重池住宅、神戸市営房王寺住宅、神戸市営寺池住宅、神戸市営重池第二住宅及び神戸市営旭が丘第二住宅並びに神戸市営ルネタウン御船住宅、神戸市営メゾン・ル・ウェスト住宅、神戸市営マックコート住宅及び神戸市営フレール長田住	［略］

［略］	［略］
神戸市営山の街住宅及び神戸市営新桜の宮住宅	［略］
［略］	［略］

宅	
［略］	［略］
神戸市営山の街住宅、神戸市営桜の宮住宅及び神戸市営新桜の宮住宅並びに神戸市営桜の宮住宅	［略］
［略］	［略］

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市長　久　　元　　喜　　造

神戸市規則第57号

神戸市公有財産規則の一部を改正する規則

神戸市公有財産規則（昭和44年10月規則第43号の２）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（行財政局に合議を要する事項） 第７条　次に掲げる場合においては、当該公有財産を所管する部局の長は、訓令で定めるところにより、行財政局に合議しなければならない。 (1)～(5)　［略］ <u>(6)　前各号又は次項第１号に掲げる場合に係る契約を変更するとき。</u> ２　次に掲げる場合においては、当該公有財産を所管する部局の長は、行財政局資産活用課長に合議しなければならない。	（行財政局に合議を要する事項） 第７条　次に掲げる場合においては、当該公有財産を所管する部局の長は、訓令で定めるところにより、行財政局に合議しなければならない。 (1)～(5)　［略］ ２　次に掲げる場合においては、当該公有財産を所管する部局の長は、行財政局資産活用課長に合議しなければならない。

(1) ［略］	(1) ［略］
	(2) 前項各号又は前号に掲げる場合に係る契約を変更するとき。
(2)～(4) ［略］	(3)～(5) ［略］
	(6) 行政財産の用途を変更するとき。
(5)、(6) ［略］	(7)、(8) ［略］
（許可使用料の減免）	（許可使用料の減免）
第30条 部局の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可使用料を減額し、又は免除することができる。	第30条 部局の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可使用料を減額し、又は免除することができる。
(1)～(3) ［略］	(1)～(3) ［略］
(4) 前3号に掲げるもののほか、公益上の見地から特に必要と認めるとき。	(4) 前3号に掲げるもののほか、公益上の見地から減額又は免除の必要があると認めるとき。
2 ［略］	2 ［略］

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市長　久　　元　　喜　　造

神戸市規則第58号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（元町村長及び町村会議員待遇規則の一部改正）

第１条　元町村長及び町村会議員待遇規則（昭和24年６月規則第194号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第３条　待遇者が拘禁刑以上の刑に処せられたときは、その待遇を廃止する。	第３条　待遇者が禁錮以上の刑に処せられたときは、その待遇を廃止する。

（市会議員待遇規則の一部改正）

第２条　神戸市市会議員待遇規則（昭和26年８月規則第88号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（市会議員待遇者の待遇） 第２条　市会議員待遇者（本市市会議員としての在職期間が満８年以上であった者で、拘禁刑以上の刑に処せられたことがないものをいう。以下同じ。）に対しては、終身次の待遇を行う。 (1)～(3)　［略］ ２　［略］	（市会議員待遇者の待遇） 第２条　市会議員待遇者（本市市会議員としての在職期間が満８年以上であった者で、禁錮以上の刑に処せられたことがないものをいう。以下同じ。）に対しては、終身次の待遇を行う。 (1)～(3)　［略］ ２　［略］

（自動車臨時運行許可規則の一部改正）

第３条　神戸市自動車臨時運行許可規則（昭和28年３月規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正）

第４条　神戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和42年10月規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（休業補償を行わない場合） 第９条　条例第８条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1)　拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第３項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第２条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 (2)　［略］	（休業補償を行わない場合） 第９条　条例第８条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1)　懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第３項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第２条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 (2)　［略］

（非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

第５条　神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年８月規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（休業補償の停止事由） 第７条の２　条例第８条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第３項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第２条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 (2)　［略］	（休業補償の停止事由） 第７条の２　条例第８条ただし書に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第３項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第２条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 (2)　［略］

（心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正）

第６条　神戸市心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和45年７月規則第70号）の一部を次のように改正する。

様式第29号中「懲役・禁錮の刑」を「拘禁刑」に改める。

（下水道条例施行規則の一部改正）

第７条　神戸市下水道条例施行規則（昭和50年11月規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（指定工事者の指定の申請） 第６条の２　条例第８条第１項の規定による指定を受けようとする者は、神戸市下水道排水設備指定工事者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(4)　［略］ (5) 申請者（法人にあつては、役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。））がその営業に関し拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過しない者に該当しない旨を誓約する書面 (6)～(9)　［略］ （指定工事者の更新の指定の申請） 第６条の４　条例第８条第３項の規定による更新の指定を申請しようとする者は、神戸市下水道排水設備指定工事者指定申請書（更新）に次に掲	（指定工事者の指定の申請） 第６条の２　条例第８条第１項の規定による指定を受けようとする者は、神戸市下水道排水設備指定工事者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。 (1)～(4)　［略］ (5) 申請者（法人にあつては、役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。））がその営業に関し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過しない者に該当しない旨を誓約する書面 (6)～(9)　［略］ （指定工事者の更新の指定の申請） 第６条の４　条例第８条第３項の規定による更新の指定を申請しようとする者は、神戸市下水道排水設備指定工事者指定申請書（更新）に次に掲

げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。	げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
(1)～(4)　［略］	(1)～(4)　［略］
(5)　申請者（法人にあつては、役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。））がその営業に関し拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過しない者に該当しない旨を誓約する書面	(5)　申請者（法人にあつては、役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。））がその営業に関し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過しない者に該当しない旨を誓約する書面
(6)～(8)　［略］	(6)～(8)　［略］
（責任技術者の指定の申請）	（責任技術者の指定の申請）
第６条の５　条例第８条の８第１項の規定による申請をしようとする者は、神戸市下水道排水設備工事責任技術者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。	第６条の５　条例第８条の８第１項の規定による申請をしようとする者は、神戸市下水道排水設備工事責任技術者指定申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
(1)～(3)　［略］	(1)～(3)　［略］
(4)　申請者がその職務に関し拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過しない者に該当しない旨を誓約する書面	(4)　申請者がその職務に関し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過しない者に該当しない旨を誓約する書面
(5)～(8)　［略］	(5)～(8)　［略］
２　［略］	２　［略］
（責任技術者の更新の指定の申請）	（責任技術者の更新の指定の申請）

第６条の７　条例第８条の８第３項において準用する条例第８条第３項の規定による更新の指定の申請をしようとする者は、神戸市下水道排水設備工事責任技術者指定申請書（更新）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。	第６条の７　条例第８条の８第３項において準用する条例第８条第３項の規定による更新の指定の申請をしようとする者は、神戸市下水道排水設備工事責任技術者指定申請書（更新）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
(1)～(3)　［略］	(1)～(3)　［略］
(4)　申請者がその職務に関し拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過しない者に該当しない旨を誓約する書面	(4)　申請者がその職務に関し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過しない者に該当しない旨を誓約する書面
(5)～(7)　［略］	(5)～(7)　［略］
２　［略］	２　［略］

様式第６号の２、様式第６号の４、様式第６号の５及び様式第６号の７中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（旅館業法施行細則の一部改正）

第８条　神戸市旅館業法施行細則（昭和60年３月規則第66号）の一部を次のように改正する。

様式第１号及び様式第４号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（空港条例施行規則の一部改正）

第９条　神戸空港条例施行規則（平成17年12月規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（条例第26条第３項の規定に基づく必要な規制） 第16条　［略］ ２　市長は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の指定をしないものとする。 (1)　［略］ (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 (3)、(4)　［略］ ３～14　［略］	（条例第26条第３項の規定に基づく必要な規制） 第16条　［略］ ２　市長は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の指定をしないものとする。 (1)　［略］ (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 (3)、(4)　［略］ ３～14　［略］

（生活保護法施行細則の一部改正）

第10条　生活保護法施行細則（平成21年４月規則第７号）の一部を次のように改正する。

様式第３号及び様式第５号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（特定調達等調査委員会規則の一部改正）

第11条　神戸市特定調達等調査委員会規則（平成25年３月規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）

については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（組織） 第４条　［略］ ２、３　［略］ ４　委員及び臨時委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。 (1)　［略］ (2)　拘禁刑以上の刑に処せられたとき。 (3)　［略］	（組織） 第４条　［略］ ２、３　［略］ ４　委員及び臨時委員は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。 (1)　［略］ (2)　禁錮以上の刑に処せられたとき。 (3)　［略］

（災害救助に関する手続等を定める規則の一部改正）

第12条　災害救助に関する手続等を定める規則（平成31年３月規則第33号）の一部を次のように改正する。

様式第７号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部改正）

第13条　神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則（令和２年10月規則第31号）の一部を次のように改正する。

様式第４号中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

2　拘禁刑に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

3　刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第68号）並びにこの規則の施行前に犯した懲役又は禁錮の執行のため刑事施設に拘置されている者は、第４条の規定による改正後の神戸市消防団員等公務災害補償条例施行規則第９条第１号の規定及び第５条の規定による改正後の神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第７条の２第１号の規定の適用については、拘禁刑の執行のため刑事施設に拘置されている者とみなす。

神戸市公債基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市長　久　　元　　喜　　造

神戸市規則第59号

神戸市公債基金条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市公債基金条例施行規則（昭和54年１月規則第111号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（基金の運用） 第３条　市長は、条例第３条第３項の規定により基金に属する現金を次の各号に掲げる事業以外の事業の事業費その他の経費に運用するものとする。 (1)　［略］ (2) 産業団地整備事業 (3)～(6)　［略］	（基金の運用） 第３条　市長は、条例第３条第３項の規定により基金に属する現金を次の各号に掲げる事業以外の事業の事業費その他の経費に運用するものとする。 (1)　［略］ (2) 新都市整備事業 (3)～(6)　［略］

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市会計規則及び地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市長　久　　元　　喜　　造

神戸市規則第60号

神戸市会計規則及び地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則の一部を改正する規則

（会計規則の一部改正）

第１条　神戸市会計規則（昭和39年３月規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（徴収又は収納事務の委託の手続） 第38条　部局の長は、公金の徴収又は収納に関する事務について地方自治法第243条の２第１項に規定する指定をしようとするときは、会計管理者に協議しなければならない。	（委託の手続） 第38条　部局の長は、地方自治法第243条の２第１項の規定により公金の徴収又は収納に関する事務の委託（以下この条において「委託」という。）をしようとするときは、委託先、委託事務の種類、委託期間その他委託契約に必要とする内容を示す書類を作成の上、会計管理者に協議しなけ

	ればならない。委託の内容を変更しようとするときも、同様とする。
2　部局の長は、地方自治法第243条の2第1項の規定により公金の徴収又は収納に関する事務の委託（以下この条において「委託」という。）をしようとするときは、委託先、委託事務の種類、委託期間その他委託契約に必要とする内容を示す書類を作成の上、会計管理者に協議しなければならない。委託の内容を変更しようとするときも、同様とする。	
3　委託を受けた者（以下この条において「指定公金事務取扱者」という。）は、収入金を収納し、又は払込をしたときは、収納金に関する報告書（電磁的記録を含む。）を作成して歳入徴収者に送付しなければならない。	2　委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）は、収入金を収納し、又は払込をしたときは、収納金に関する報告書（電磁的記録を含む。）を作成して歳入徴収者に送付しなければならない。
4　指定公金事務取扱者の現金の収納及び払込については、第31条第1項及び第32条第1項の規定を準用する。ただし、これによりがたい特別の事情があるときは、別に定めることができる。	3　受託者の現金の収納及び払込については、第31条第1項及び第32条第1項の規定を準用する。ただし、これによりがたい特別の事情があるときは、別に定めることができる。
（口座振替の方法による支払）	（口座振替の方法による支払）
第56条　［略］	第56条　［略］
2　指定金融機関は、前項の通知を受けたときは、指定された預金口座に	2　指定金融機関が前項の口座振替通知を受けたときは、指定された預金

速やかに振込手続をし、会計管理者に口座振替済通知書（様式で定める記載事項を証する電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を提出しなければならない。	口座に速やかに振込手続をし、会計管理者に口座振替済通知書を提出しなければならない。
3　［略］	3　［略］
（支出事務の委託の手続）	（委託の手続）
第59条　部局の長は、公金の支出に関する事務について地方自治法第243条の2第1項に規定する指定をしようとするときは、会計管理者に協議しなければならない。	第59条　部局の長は、地方自治法第243条の2第1項の規定により支出に関する事務の委託をしようとするときは、委託先、委託事務の種類、支払資金見積額、委託期間その他委託契約の内容を示す書類を作成し、会計管理者に協議しなければならない。委託内容を変更しようとするときも、同様とする。
2　部局の長は、地方自治法第243条の2第1項の規定により公金の支出に関する事務の委託（以下この条において「委託」という。）をしようとするときは、委託先、委託事務の種類、支払資金見積額、委託期間その他委託契約に必要とする内容を示す書類を作成の上、会計管理者に協議しなければならない。委託の内容を変更しようとするときも、同様とする。	
3　第46条の規定は、前項の規定によ	2　第46条の規定は、前項の規定によ

り支出事務の委託を受けた者（以下この条において「指定公金事務取扱者」という。）の支払資金の保管について準用する。

4　指定公金事務取扱者は、次の各号に掲げる日までに所定の支出報告書を作成し、支出証拠書類とともにこれを部局の長に提出し、支払資金の残額を返納しなければならない。

(1)～(3)　［略］

5　［略］

別表第１（第２条、第３条、第19条関係）

(1)　会計管理者の所管に係るもの

組織	歳入徴収者	支出担当者	前渡金管理者	審査出納員
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
第１類の事業所（行財政局職員研修所、健康局保健所、こども家庭局こども家庭センター並びに建設局王子動物園及び建設事務所を除く。）	総務担当課の課長	総務担当課の課長	総務担当の課長	総務担当課の課長

り支出事務の委託を受けた者（次項において「受託者」という。）の支払資金の保管について準用する。

3　受託者は、次の各号に掲げる日までに所定の支出報告書を作成し、支出証拠書類とともにこれを部局の長に提出し、支払資金の残額を返納しなければならない。

(1)～(3)　［略］

4　［略］

別表第１（第２条、第３条、第19条関係）

(1)　会計管理者の所管に係るもの

組織	歳入徴収者	支出担当者	前渡金管理者	審査出納員
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
第１類の事業所（行財政局職員研修所、こども家庭局こども家庭センター並びに建設局王子動物園及び建設事務所を除く。）	総務担当課の課長	総務担当課の課長	総務担当の課長	総務担当課の課長

所を除く。）				
行財政局職員研修所	［略］	［略］	［略］	［略］
神戸市事務分掌規則第47条規定する健康局保健所（各区保健福祉部を除く。）の課	課長	課長	総務担当の課長	課長
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

別表第２（第３条関係）

(1)　会計管理者の所管に係るもの

組織	出納員	分任出納員	備考
［略］	［略］	［略］	［略］
神戸市事務分掌規則に規定する健康局保健所（各区保健福祉部を除く。）の課	［略］	［略］	
［略］	［略］	［略］	［略］

行財政局職員研修所	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

別表第２（第３条関係）

(1)　会計管理者の所管に係るもの

組織	出納員	分任出納員	備考
［略］	［略］	［略］	［略］
健康局保健所	［略］	［略］	
［略］	［略］	［略］	［略］

第１号様式から第７号の２様式までを次のように改める。

第１号様式から第７号の２様式まで　削除

（地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則の一部改正）

第２条　地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則（昭和39年10月

規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（徴収又は収納事務の委託の手続） 第33条　地方公営企業法第33条の２の規定により、公金の徴収又は収納の事務を委託しようとするときは、神戸市会計規則（昭和39年３月規則第81号）第38条の規定を準用する。	（委託の手続） 第33条　地方公営企業法第33条の２の規定により、公金の徴収又は収納の事務を委託しようとするときは、神戸市会計規則（昭和39年３月規則第81号）第38条第１項の規定を準用する。
２　前項の規定により、収入の徴収又は収納事務の委託を受けた者（以下この条において「指定公金事務取扱者」という。）は、収入金を収納し、又は払込をしたときは、収入金に関する報告書を作成して収入決定者に送付しなければならない。	２　前項の規定により、収入の徴収又は収納事務の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）は、収入金を収納し、又は払込をしたときは、収入金に関する報告書を作成して収入決定者に送付しなければならない。
３　指定公金事務取扱者の現金の収納及び払込については、第26条及び第27条（第１項を除く。）を準用する。ただし、これによりがたい特別の事	３　受託者の現金の収納及び払込については、第26条及び第27条（第１項を除く。）を準用する。ただし、これによりがたい特別の事情があると

情があるときは、別に定めることができる。	きは、別に定めることができる。
（支出決定者）	（支出決定者）
第35条　［略］	第35条　［略］
	2　支出決定者及び前渡金管理者は、使用する印鑑をあらかじめ会計管理者に届け出なければならない。
2　［略］	3　［略］
3　前項の場合において、別表第6に規定する局の長は、代行をさせようとする者の職及び氏名を会計管理者に届け出なければならない。	4　前項の場合において、別表第6に規定する局の長は、代行をさせようとする者の職、氏名及び使用する印鑑を会計管理者に届け出なければならない。
（支払事務の委託の手続）	（支払事務の委託）
第54条　地方公営企業法第33条の2の規定による公金の支出の事務の委託の手続に関し必要な事項については、神戸市会計規則第59条の規定を準用するほか、別に定める。	第54条　地方公営企業法第33条の2の規定による支出の事務の委託の手続に関し必要な事項については、神戸市会計規則第59条第1項の規定を準用するほか、別に定める。
（総括出納取扱金融機関の派出所等）	（総括出納取扱金融機関の派出所等）
第55条　総括出納取扱金融機関の派出所は、次に掲げる場所に設置する。	第55条　総括出納取扱金融機関の派出所は、次に掲げる場所に設置する。
(1)　［略］	(1)　［略］
	(2) 区役所（中央区役所及び北神区役所を除く。）
	(3) 須磨区役所北須磨支所

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所

2 ［略］

（準用規定）

第123条 地方公営企業法施行令第21条の13第１項第１号に規定する管理規程で定める額並びに同項第３号及び第４号に規定する管理規程で定める手続については、神戸市契約規則（昭和39年３月規則第120号）第25条の２の規定を準用する。

2 地方公営企業法施行令第21条の14に規定する管理規程で定める入札保証金及び契約保証金の率又は額については、入札保証金にあつては神戸市契約規則第６条の規定を、契約保証金にあつては同規則第24条の規定を、それぞれ準用する。

別表第１（第３条関係）

設置箇所	金銭出納員	金銭分任出納員
［略］	［略］	［略］
都市局産業団地整備課	係長	

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所

2 ［略］

（準用規定）

第123条 地方公営企業法施行令第21条の14第１項第１号に規定する管理規程で定める額並びに同項第３号及び第４号に規定する管理規程で定める手続については、神戸市契約規則（昭和39年３月規則第120号）第25条の２の規定を準用する。

2 地方公営企業法施行令第21条の15に規定する管理規程で定める入札保証金及び契約保証金の率又は額については、入札保証金にあつては神戸市契約規則第６条の規定を、契約保証金にあつては同規則第24条の規定を、それぞれ準用する。

別表第１（第３条関係）

設置箇所	金銭出納員	金銭分任出納員
［略］	［略］	［略］
都市局新都市管理課	係長	
都市局新都市工務課	係長	
都市局西神整備事務所	係長	

［略］	［略］	［略］

（注）　［略］

別表第２（第３条、第66条関係）

設置箇所	物品管理者	物品出納員及び物品管理員	審査出納員
［略］	［略］	［略］	［略］
都市局産業団地整備課	課長	係長	課長
［略］	［略］	［略］	［略］

（注）　［略］

別表第６（第20条、第35条、第46条関係）

種別	収入決定者	支出決定者	前渡金管理者
［略］	［略］	［略］	［略］
都市局産業団地整備課	課長	課長	総務担当の課長

［略］	［略］	［略］

（注）　［略］

別表第２（第３条、第66条関係）

設置箇所	物品管理者	物品出納員及び物品管理員	審査出納員
［略］	［略］	［略］	［略］
都市局新都市管理課	課長	係長	課長
都市局内陸・臨海計画課	課長	係長	課長
都市局新都市工務課	課長	係長	課長
都市局西神整備事務所	所長	係長	所長
［略］	［略］	［略］	［略］

（注）　［略］

別表第６（第20条、第35条、第46条関係）

種別	収入決定者	支出決定者	前渡金管理者
［略］	［略］	［略］	［略］
都市局新都市管理課	課長	課長	総務担当の課長

［略］	［略］	［略］	［略］

都市局内陸・臨海計画課	課長	課長	総務担当の課長
都市局新都市工務課	課長	課長	総務担当の課長
都市局西神整備事務所	所長	所長	所長
［略］	［略］	［略］	［略］

別表第７（第61条関係）

種別	口座
預り有価証券（各種保証金）	［略］
	［略］
	産業団地整備事業会計
有価証券（公有財産）	［略］
	［略］
	産業団地整備事業会計

別表第７（第61条関係）

種別	口座
預り有価証券（各種保証金）	［略］
	［略］
	新都市整備事業会計
有価証券（公有財産）	［略］
	［略］
	新都市整備事業会計

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市学校給食費の管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市長　久　　元　　喜　　造

神戸市規則第61号

神戸市学校給食費の管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

（学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正）

第１条　神戸市学校給食費の管理に関する条例施行規則（令和５年８月規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表第１（第２条関係）
<table><tr><th>区分</th><th>学校給食費の額
（１日あたり）</th></tr><tr><td>小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童</td><td>324円</td></tr><tr><td>特別支援学校の幼稚園</td><td>324円</td></tr></table></td><td>別表第１（第２条関係）
<table><tr><th>区分</th><th>学校給食費の額
（１日あたり）</th></tr><tr><td>小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）の児童</td><td>310円</td></tr><tr><td>特別支援学校の幼稚園</td><td>310円</td></tr></table></td></tr>
</table>

部、小学部、中学部及び高等部の幼児、児童及び生徒	
中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒（主食・副食分）	317円
［略］	［略］

部、小学部、中学部及び高等部の幼児、児童及び生徒	
中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の生徒（主食・副食分）	300円
［略］	［略］

（学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第２条　神戸市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和６年３月規則第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附　則	附　則
１　［略］	１　［略］
（経過措置）	（経過措置）
２　この規則による改正前の神戸市学	２　この規則による改正前の神戸市学

校給食費の管理に関する条例施行規則の規定は、令和６年度分及び令和７年度分の学校給食費（学校給食を受ける幼児、児童及び生徒の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものを受けている期間若しくは学校給食を受ける幼児、児童及び生徒の保護者等が学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定による援助で学校給食費に関するものを受けている期間におけるもの又は幼児、児童及び生徒以外の者であって学校給食の提供を受けるものに係るものを除く。）については、なお効力を有する。	校給食費の管理に関する条例施行規則の規定は、令和６年度分の学校給食費（学校給食を受ける幼児、児童及び生徒の属する世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものを受けている期間若しくは学校給食を受ける幼児、児童及び生徒の保護者等が学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定による援助で学校給食費に関するものを受けている期間におけるもの又は幼児、児童及び生徒以外の者であって学校給食の提供を受けるものに係るものを除く。）については、なお効力を有する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市長　久　　元　　喜　　造

神戸市規則第62号

神戸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市国民健康保険条例施行規則（昭和35年12月規則第75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（保険料の減免の対象者） 第13条　条例第23条第１項に規定する災害、貧困等により生活が著しく困難である者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)、(2)　［略］ (3)　その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の当該年の所得について、条例第18条の２第１項の例により算定した総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得	（保険料の減免の対象者） 第13条　条例第23条第１項に規定する災害、貧困等により生活が著しく困難である者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1)、(2)　［略］ (3)　その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の当該年の所得について、条例第18条の２第１項の例により算定した総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得

と区分して計算される所得の金額の合算額の見込額に12分の１を乗じて得た金額が、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額（その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の数に56万円を乗じて得た額を加算した金額に、12分の１を乗じて得た金額以下の場合（市長が特に必要がないと認める場合を除く。）	と区分して計算される所得の金額の合算額の見込額に12分の１を乗じて得た金額が、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額（その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に、当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者の数に54万5,000円を乗じて得た額を加算した金額に、12分の１を乗じて得た金額以下の場合（市長が特に必要がないと認める場合を除く。）
(4)～(6) ［略］	(4)～(6) ［略］

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の神戸市国民健康保険条例施行規則は、令和７年度以降の年度分の保険料について適用し、令和６年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

神戸市森林環境整備基金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年４月１日

神戸市長　久　元　喜　造

神戸市規則第63号

神戸市森林環境整備基金条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市森林環境整備基金条例施行規則（令和２年３月規則第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（基金の管理）	（基金の管理）
第２条　神戸市森林環境整備基金（以下「基金」という。）は、建設局長が管理する。	第２条　神戸市森林環境整備基金（以下「基金」という。）は、経済観光局長が管理する。
２　建設局長は、次に掲げる帳簿を備え、基金の経理状況を明らかにするものとする。	２　経済観光局長は、次に掲げる帳簿を備え、基金の経理状況を明らかにするものとする。
(1)、(2)　［略］	(1)、(2)　［略］
（施行細目の委任）	（施行細目の委任）
第３条　この規則の施行に関し必要な事項は、建設局長が行財政局長と協議して定める。	第３条　この規則の施行に関し必要な事項は、経済観光局長が行財政局長と協議して定める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市国営東播用水土地改良事業負担金徴収条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市長　久　　元　　喜　　造

神戸市規則第64号

神戸市国営東播用水土地改良事業負担金徴収条例施行規則を廃止する規則

神戸市国営東播用水土地改良事業負担金徴収条例施行規則（平成３年３月規則第63号）は、廃止する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市産業振興センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市長　久　元　喜　造

神戸市規則第65号

神戸市産業振興センター条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市産業振興センター条例施行規則（平成５年１月規則第64号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（使用料の返還） 第５条　条例第11条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。 (1)～(4)　［略］ (5) レセプションルーム又は会議室の使用者が使用しようとする日の10日前までに指定管理者に申し出て、当該施設の使用許可の取消しを受けたとき。　使用料の全額	（使用料の返還） 第５条　条例第11条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に掲げるときとし、返還する使用料の額は、当該各号に定める額とする。 (1)～(4)　［略］ (5) レセプションルーム、特別会議室又は会議室の使用者が使用しようとする日の10日前までに指定管理者に申し出て、当該施設の使用許可の取消しを受けたとき。　使

	用料の全額

附　則

（施行期日）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市長　久　　元　　喜　　造

神戸市規則第66号

神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則（令和２年10月規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（許可を要しない特定事業） 第４条　［略］ ２　［略］ ３　条例第８条第３号に規定する規則で定める事業は、前条各号に掲げる土砂埋立て等の事業のほか、次に掲げる土砂埋立て等の事業とする。 (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第２条第２項に規定する土地改良事業として行う土砂埋立て等の	（許可を要しない特定事業） 第４条　［略］ ２　［略］ ３　条例第８条第３号に規定する規則で定める事業は、前条各号に掲げる土砂埋立て等の事業のほか、次に掲げる土砂埋立て等の事業とする。 (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第２条第２項に規定する土地改良事業として行う土砂埋立て等の

事業（同法第95条第１項の規定により行う土地改良事業を除く。）	事業
(2)～(6)　［略］	(2)～(6)　［略］
（保証金の預託）	（保証金の預託）
第22条　条例第32条第１項に規定する規則で定める規模は、事業区域の面積が10,000平方メートル以上であるもの又は事業区域のうち緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例（平成３年４月条例第２号）第４条第３項に規定する緑地の保全区域若しくは同条第４項に規定する緑地の育成区域の面積が5,000平方メートル以上であるもの（都市計画法第29条第１項又は第２項に規定する許可の対象となる事業及び土地改良法第95条第1項又は第95条の２第１項の規定により行う土地改良事業を除く。）とする。	第22条　条例第32条第１項に規定する規則で定める規模は、事業区域の面積が50,000平方メートル以上であるもの又は事業区域のうち緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例（平成３年４月条例第２号）第４条第３項に規定する緑地の保全区域若しくは同条第４項に規定する緑地の育成区域の面積が25,000平方メートル以上であるもの（都市計画法第29条第１項又は第２項に規定する許可の対象となる事業は除く。）とする。
２～７　［略］	２～７　［略］

様式第15号中

「

上記期間内に搬入した土　砂　の　量	m^3

を

」

「

上記期間内に搬入した土砂の量	㎥
特定事業の計画土量及び累積土量	特定事業の計画土量　㎥ 搬入土砂累積土量　㎥

に

」

改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和７年７月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例施行規則第４条第３項の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第１項の規定に基づく認可を受けた土地改良事業について適用し、施行日前に認可を受けた土地改良事業については、なお従前の例による。

3　施行日前に土地改良法第95条第１項の規定に基づく認可を受けた土地改良事業が、施行日以後に土地改良事業の施行に係る地域を変更し、変更により新たに土地改良事業の施行に係る地域となる区域（「土地改良事業編入区域」という。以下同じ。）の面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、土砂埋立て等の用に供する区域における土砂埋立て等を行う前の地盤面の最も低い地点と土砂埋立て等によって生じた地盤面の最も高い地点との垂直距離が１メートルを超えるときは、当該土地改良事業編入区域を土砂埋立て等の用に供する区域とする新たな特定事業とみなす。

4　施行日前に神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例（令和２年６月条例第10号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき許可の申請を行っている特定事業（産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（平成15年兵庫県条例第23号。以下「兵庫県条例」という。）第23条の規

定による許可を受けて兵庫県条例第２条第５項に規定する特定事業を行っている場合を含む。）については、保証金の預託については、施行日以後に条例第12条第３号に掲げる特定事業の事業区域の面積が増加することにより、条例第16条の規定に基づく許可の申請を行うまでの間は、なお従前の例による。

神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市長　久　　元　　喜　　造

神戸市規則第67号

神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則（平成31年４月規則第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則	神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則
（趣旨）	（趣旨）
第１条　この規則は、神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例（平成30年12月条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	第１条　この規則は、神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（平成30年12月条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（事業者に該当しない者）

第２条　条例第２条第５号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1)～(7)　［略］

（事業区域として禁止する特定農業用ため池等）

第３条の２　条例第６条第２項に規定する規則で定める特定農業用ため池等は、ため池の保全等に関する条例（平成27年兵庫県条例第18号）第８条第３項に基づく定期点検の結果、次の各号のいずれかに該当する特定農業用ため池等とする。

(1)　変状又は構造上の不備（以下「変状等」という。）により決壊の危険性が高まった状態であり、かつ、日常的に監視が必要であると判定された特定農業用ため池等

(2)　変状等の程度が大きく、決壊の危険性が特に高まった状態であり、かつ、早期の改修が必要であると判定された特定農業用ため池等

（関係法令等の手続）

第３条の３　条例第６条の２に規定する規則で定める法令等の手続は、次に掲げる手続とする。

（事業者に該当しない者）

第２条　条例第２条第４号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1)～(7)　［略］

(1) 砂防法（明治30年法律第29号）第４条第１項（同法第３条において準用する場合を含む。）の規定に基づく制限として行う処分の申請の手続	
(2) 消防法（昭和23年法律第186号）第11条第１項に規定する許可の申請の手続	
(3) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の２第１項に規定する開発行為に係る許可の申請の手続	
(4) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第１項及び第30条第１項に規定する許可並びに宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第55号）附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第８条第１項本文に規定する許可の申請の手続	
(5) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第８条第１項に規定する許可の申請の手続	
(6) 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年４月条例第32号）第３条に規定する許可	

の申請の手続 (7)　緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例（平成３年４月条例第２号）第８条第１項に規定する許可の申請の手続 (8)　ため池の保全等に関する条例第19条第１項に規定する許可の申請の手続 （事前協議） 第３条の４　条例第６条の３第１項に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。 (1)　別表第２の左欄（４の項、15の項、23の項及び24の項を除く。）に掲げる書類 (2)　前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 （事前協議書の変更の届出） 第３条の５　条例第６条の３第２項に規定する変更協議書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地） (2)　変更の内容 (3)　変更の理由 ２　条例第６条の３第２項に規定する	

規則で定める書類は、市長が必要と認める書類とする。	
3　条例第6条の3第2項に規定する規則で定める軽微な変更は、条例第6条の3第1項1号に掲げる事項の変更のうち、現場責任者の氏名、住所及び連絡先とする。	
（特定事業に係る計画の内容等を周知させるための措置）	（近隣関係者の範囲）
第4条　条例第7条第1項に規定する規則で定める措置は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる措置とする。	第4条　条例第7条に規定する特定施設の設置に伴い生活環境に著しい影響を受けるおそれがある者として規則で定める者は、次に掲げる者とする。
(1)　次に掲げる場合のいずれかに該当する場合　条例第7条に基づく許可申請に関する説明会（以下「説明会」という。）の開催	(1)　事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権（建築物の所有を目的とする地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）をいう。）を有する者
ア　太陽光発電施設（出力が50キロワット以上の場合に限る。）又は蓄電所に係る許可の申請を行う場合	
イ　当該許可の申請に係る太陽光発電施設の出力が50キロワット未満であって、設置の場所が次の各号に掲げる区域のいずれかに属する場合	
(ア)　当該許可の申請に係る特	

定事業の計画の実施に第３条の３各号に掲げる法令等の手続が必要となる区域 （イ） 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第７条第１項の規定により指定された土砂災害警戒区域その他急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある区域 ウ 特定事業の許可の申請に係る太陽光発電施設の出力が50キロワット未満であって、事業者又は資本関係等において当該申請者と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）が、当該設備に係る特定事業を実施する場所（以下「実施場所」という。）の敷地境界線からの水平距離が100メートル以内の範囲に設置し、又は設置しようとする他の太陽光発電施設の出力と、当該太陽光発電施設の出力との合計が50キロワット以上の場合	
(2) 前号に該当しない場合 説明会の開催又は当該特定事業の許可に	(2) 前号に定める土地に存する建築物について所有権、使用貸借によ

係る太陽光発電施設に関する事前周知措置（以下「事前周知措置」という。）の実施	る権利又は賃借権を有する者
	(3) 地元自治会等（事業区域又は事業区域に隣接する土地を含む町又は字の区域その他市町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。）に所属する関係住民
	(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者
2 説明会は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。	
(1) 次のアからウまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからウまでに定める実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲内に居住する者、実施場所に隣接する土地又はその上にある建物を所有する者及び地元自治会等（事業区域又は事業区域に隣接する土地を含む区域その他市町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。）（以下この項において「周辺地域の住民等」という。）に対して開催すること。	
ア 特定事業の許可の申請に係る	

太陽光発電施設の出力が50キロワット未満の場合　100メートル イ　特定事業の許可の申請に係る太陽光発電施設の出力が50キロワット以上又は蓄電所について許可の申請を行う場合（ウに掲げる場合を除く。）　300メートル ウ　特定事業の許可の申請に係る特定施設が環境影響評価法（平成９年法律第81号）第２条第２項に規定する第一種事業又は神戸市環境影響評価等に関する条例（平成９年10月条例第29号）第２条第３号に規定する第２類事業に該当する場合　１キロメートル (2)　説明会の開催を予定する日時及び場所を定め、これらを説明会の開催を予定する日の２週間前までに、周辺地域の住民等に対して、次のア又はイの方法により通知すること。 ア　投函又は戸別訪問により書面を配布する方法 イ　回覧板又は関係する地方公共団体の協力を得て当該地方公共	

団体の公報若しくは広報紙へ掲載する方法

(3) 事業者が、次に掲げる項目（既に特定事業の許可を受けた事業者が条例第10条第１項に規定する変更（同条ただし書に規定する変更を除く。以下、「条例第10条第１項に規定する重要な事項の変更」という。）をしようとする場合であって、既に開催した説明会又は実施した事前周知措置があるときは、当該説明会又は事前周知措置において説明又は周知した項目から変更があったものに限る。）について必要かつ適切な説明をすること。

ア　特定事業の許可の申請に係る計画の概要

イ　特定事業の許可の申請に係る特定施設に適用される関係法令（条例を含む。）の規定の遵守に関する事項

ウ　特定事業の許可の申請に係る特定施設を設置する場所についての所有権その他の使用の権原の取得に関する事項

エ　特定事業の許可の申請に係る特定施設の設置のための工事の

概要

オ　事業者の関係者（主な出資者を含む。）に関する事項

カ　特定事業の許可の申請に係る特定事業の実施による周辺地域の安全、良好な景観、自然環境及び生活環境に対して及ぼし得る影響並びにその予防措置の内容

キ　特定事業の許可の申請に係る特定事業の実施に伴い生じ得る廃棄物の撤去その他の処理に関する事項

ク　事業者が条例第10条第１項に規定する重要な事項の変更をしようとするときは、特定事業の実施に当たって地方公共団体等との間で締結した協定等の承継その他の円滑かつ確実な事業継続に関する事項

(4)　質問及び意見（以下「質問等」という。）に回答するための質疑応答の機会を確保すること並びに当該申請者が当該質問等に誠実に対応すること。

(5)　説明会の内容は、録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録し、当該記録媒体を特

定施設を廃止するまでの間適切に保管すること。

(6) 説明会の開催後に質問等の提出先を定めて、２週間以上の期間において質問等を受け付けた上で、当該質問等に対して書面をもって誠実に回答すること。

３　事前周知措置は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 実施場所の敷地境界線からの水平距離が100メートルの範囲内に居住する者（以下この項において「周辺地域の住民」という。）に対して実施すること。

(2) 事業者が、前項第３号に掲げる項目について、次のいずれかの方法により必要かつ適切な周知をすること。

ア　投函又は戸別訪問により書面を配布する方法

イ　インターネットを利用した方法により周辺地域の住民の閲覧に供するとともに、当該閲覧に供する主たるホームページアドレスを回覧板等その他の周辺地域の住民が確認できる媒体に掲載する方法

(3) 事前周知措置の実施後に質問等

の提出先を定めて、２週間以上の期間において質問等を受け付けた上で、当該質問等に対して書面をもって誠実に回答すること。

４　第２項に規定する説明会又は前項に規定する事前周知措置は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる時期に開催し、又は実施すること。ただし、既に特定事業の許可を受けた事業者が、条例第10条第１項に規定する重要な事項の変更をしようとするときは、第３号に掲げる時期に開催すること。

(1) 特定事業の実施に当たり、第３条の３各号に掲げる許可等の申請の手続のうちいずれかを必要とする場合　当該許可等の申請までの時期

(2) 特定事業の許可の申請に係る特定事業が環境影響評価法第２条第４項に規定する対象事業又は神戸市環境影響評価等に関する条例第２条第２号に該当する場合　次に掲げる全ての時期

ア　環境影響評価法第３条の３第１項に規定する計画段階環境配慮書又は神戸市環境影響評価等に関する条例第８条の２第２項

に規定する環境影響評価事前配慮書の作成日前までの時期

イ　環境影響評価法第３条の５の規定により環境大臣が意見を述べた日（環境大臣が意見を述べなかった場合にあっては、同条の政令で定める期間が満了する日）若しくは同法第３条の６の規定により主務大臣が意見を述べた日（主務大臣が意見を述べなかった場合にあっては、同条の政令で定める期間が満了する日）のいずれか遅い日から、当該許可申請の日の３月前までの時期又は神戸市環境影響評価等に関する条例第８条の７第４項の規定により市長意見書を作成した旨を公告した日から当該許可の申請の日の３月前までの時期

ウ　環境影響評価法第27条又は神戸市環境影響評価等に関する条例第23条第２項の規定により評価書を作成した旨を公告した日から、特定事業の許可の申請に係る特定施設の設置のための工事に着手するまでの時期

(3) 前２号のいずれにも該当しない

場合　当該認定の申請の日の３月前までの時期	
（許可を要する区域）	（許可を要する区域）
第５条	第５条　条例第８条第１項第９号に規定する規則で定める区域は、次に掲げるものとする。 (1)　市街化調整区域において旧住宅地造成事業に関する法律（昭和39年法律第160号）第４条に基づく認可を受けた工事により造成された住宅団地 (2)　前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める区域
条例第８条第１項第11号に規定する市長が指定する鉄道及び道路は、次に掲げるものとする。 (1)～(4)　［略］	２　条例第８条第１項第10号に規定する市長が指定する鉄道及び道路は、次に掲げるものとする。 (1)～(4)　［略］
２　条例第８条第１項第11号に規定する規則で定める区域は、次に掲げるものとする。 (1)、(2)　［略］	３　条例第８条第１項第10号に規定する規則で定める区域は、次に掲げるものとする。 (1)、(2)　［略］
（特定事業の実施に係る許可の申請）	（特定事業の実施に係る許可の申請）
第６条　条例第８条第２項に規定する許可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)　［略］	第６条　条例第８条第２項に規定する許可申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1)　［略］

(2) 特定施設の発電出力（蓄電所の場合は、出力及び容量）	(2) 特定施設の発電出力
(3) ［略］	(3) ［略］
2 条例第８条第２項（条例第10条第３項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。	2 条例第８条第２項（条例第10条第３項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。
(1) ［略］	(1) ［略］
(2) 条例第６条の２の規定に基づく申請その他の当該手続を行ったことを証する書類	
(3) 条例第７条第１項の規定に基づき、特定施設の設置予定場所の周辺地域の住民に対し、特定事業の実施に係る計画の内容等を周知させるために実施した措置及びその結果を記した書類	
(4) ［略］	(2) ［略］
3 ［略］	3 ［略］
4 条例第８条第３項第５号に規定する有害物質は、鉛、カドミウム、ヒ素及びセレンとする。	
5 条例第８条第３項第８号に規定する規則で定める事項は、特定事業を実施しようとする事業者が法人である場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。	4 条例第８条第３項第７号に規定する規則で定める事項は、大規模特定事業を実施しようとする事業者が法人である場合において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1)、(2)　［略］	(1)、(2)　［略］
（事業計画の変更の許可）	（事業計画の変更の許可）
第７条　条例第10条第１項の規定に基づき事業計画の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更許可申請書を提出しなければならない。	第７条　条例第10条第１項の規定に基づき事業計画の変更の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した変更許可申請書を提出しなければならない。
(1)　［略］	(1)　［略］
(2) 特定施設の発電出力（蓄電所の場合は、出力及び容量）	(2) 特定施設の発電出力
(3)、(4)　［略］	(3)、(4)　［略］
(5) 条例第８条第１項の規定による特定事業の実施に係る許可を受けている特定事業にあっては、当該特定事業に係る許可番号及び許可年月日	(5) 条例に基づく特定事業の実施に係る許可を受けている特定事業にあっては、当該特定事業に係る許可番号及び許可年月日
(6)　［略］	(6)　［略］
（事業計画の変更の許可が不要である軽微な変更）	（事業計画の変更の許可が不要である軽微な変更）
第８条　条例第10条第１項第１号に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。	第８条　条例第10条第１項第１号に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
(1) 条例第８条第３項第１号、第２号、第７号及び第８号に掲げる事項の変更	(1) 条例第８条第３項第１号、第２号、第６号及び第７号に掲げる事項の変更
(2)　［略］	(2)　［略］
（事業計画の変更の許可が不要であ	（事業計画の変更の許可が不要であ

る軽微な変更に係る届出）	る軽微な変更に係る届出）
第９条　条例第10条第２項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出することにより行うものとし、かつ、当該届出書には変更内容を証する書面その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。	第９条　条例第10条第２項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出することにより行うものとし、かつ、当該届出書には変更内容を証する書面その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　特定施設の発電出力（蓄電所の場合は、出力及び容量）	(2)　特定施設の発電出力
(3)～(5)　［略］	(3)～(5)　［略］
(6)　条例第８条第１項の規定による特定事業の実施に係る許可を受けている特定事業にあっては、許可番号及び許可年月日	(6)　条例に基づく特定事業の許可番号及び許可年月日
(7)　［略］	(7)　［略］
（特定施設の設置の完了に係る検査）	（特定施設の設置の完了に係る検査）
第10条　条例第11条第１項の検査を受けようとする者は、特定施設の設置の完了後、速やかに次に掲げる事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。	第10条　条例第11条第１項の検査を受けようとする者は、特定施設の設置の完了後、速やかに次に掲げる事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。
(1)、(2)　［略］	(1)、(2)　［略］
(3)　特定施設の発電出力（蓄電所の場合は、出力及び容量）	(3)　特定施設の発電出力

(4)　［略］	(4)　［略］
(5)　条例第８条第１項の規定による特定事業の実施に係る許可を受けている特定事業にあっては、許可番号及び許可年月日	(5)　条例に基づく特定事業の許可番号及び許可年月日
(6)　［略］	(6)　［略］
２、３　［略］	２、３　［略］
（条例第８条第１項各号に掲げる区域の外における特定事業の実施に係る届出）	（条例第８条第１項各号に掲げる区域の外における特定事業の実施に係る届出）
第11条　条例第13条第１項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出することにより行うものとする。	第11条　条例第13条第１項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出することにより行うものとする。
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　特定施設の発電出力（蓄電所の場合は、出力及び容量）	(2)　特定施設の発電出力
(3)　［略］	(3)　［略］
２　［略］	２　［略］
（条例第８条第１項各号に掲げる区域の外における事業計画の変更に係る届出）	（条例第８条第１項各号に掲げる区域の外における事業計画の変更に係る届出）
第12条　条例第14条第１項本文による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出することにより行うものとする。	第12条　条例第14条第１項本文による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出することにより行うものとする。
(1)　［略］	(1)　［略］

(2) 特定施設の発電出力（蓄電所の場合は、出力及び容量）	(2) 特定施設の発電出力
(3)、(4) ［略］	(3)、(4) ［略］
(5) 条例第13条第１項の規定による特定事業の実施に係る届出がなされている特定事業にあっては、当該特定事業に係る受理番号及び受理年月日	(5) 条例に基づく特定事業の実施に係る届出がなされている特定事業にあっては、当該特定事業に係る受理番号及び受理年月日
(6) ［略］	(6) ［略］
２ 条例第14条第１項ただし書の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出することにより行うものとし、かつ、当該届出書には変更内容を証する書面その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。	２ 条例第14条第１項ただし書の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出することにより行うものとし、かつ、当該届出書には変更内容を証する書面その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。
(1) ［略］	(1) ［略］
(2) 特定施設の発電出力（蓄電所の場合は、出力及び容量）	(2) 特定施設の発電出力
(3)～(5) ［略］	(3)～(5) ［略］
(6) 条例第13条第１項の規定による特定事業の実施に係る届出がなされている特定事業にあっては、当該特定事業に係る受理番号及び受理年月日	(6) 条例に基づく特定事業の受理番号及び受理年月日
(7) ［略］	(7) ［略］
（条例第８条第１項各号に掲げる区	（条例第８条第１項各号に掲げる区

域の外における特定施設の設置の完了に係る届出）	域の外における特定施設の設置の完了に係る届出）
第14条　条例第15条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出することにより行うものとし、かつ、当該届出書には工事写真（特定施設の設置に係る工事の各工程の状況及び当該工事の完了後の状況が分かるカラーのものに限る。）その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。	第14条　条例第15条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出することにより行うものとし、かつ、当該届出書には工事写真（特定施設の設置に係る工事の各工程の状況及び当該工事の完了後の状況が分かるカラーのものに限る。）その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。
(1)、(2)　［略］	(1)、(2)　［略］
(3)　特定施設の発電出力（蓄電所の場合は、出力及び容量）	(3)　特定施設の発電出力
(4)　［略］	(4)　［略］
(5)　条例第13条第１項の規定による特定事業の実施に係る届出がなされている特定事業にあっては、当該特定事業に係る受理番号及び受理年月日	(5)　条例に基づく特定事業の受理番号及び受理年月日
(6)　［略］	(6)　［略］
（特定施設の廃止に係る届出）	（特定施設の廃止に係る届出）
第16条　条例第17条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出することにより行うものとする。	第16条　条例第17条の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出することにより行うものとする。
(1)　［略］	(1)　［略］

(2) 特定施設の発電出力（蓄電所の場合は、出力及び容量）	(2) 特定施設の発電出力
(3)～(5) ［略］	(3)～(5) ［略］
(6) 条例第８条第１項の規定による特定事業の実施に係る許可を受けている特定事業にあっては、当該特定事業に係る許可番号及び許可年月日	(6) 条例に基づく特定事業の実施に係る許可を受けている特定事業にあっては、当該特定事業に係る許可番号及び許可年月日
(7) 条例第13条第１項の規定による特定事業の実施に係る届出がなされている特定事業にあっては、当該特定事業に係る受理番号及び受理年月日	(7) 条例に基づく特定事業の実施に係る届出がなされている特定事業にあっては、当該特定事業に係る受理番号及び受理年月日
(8) ［略］	(8) ［略］
２ ［略］	２ ［略］
（特定事業の承継に係る届出）	（特定事業の承継に係る届出）
第17条 条例第18条第３項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出することにより行うものとする。	第17条 条例第18条第３項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出することにより行うものとする。
(1) ［略］	(1) ［略］
(2) 承継した特定事業の特定施設の発電出力（蓄電所の場合は、出力及び容量）	(2) 承継した特定事業の特定施設の発電出力
(3)、(4) ［略］	(3)、(4) ［略］
(5) 条例第８条第１項の規定による特定事業の実施に係る許可を受け	(5) 条例に基づく特定事業の実施に係る許可を受けている特定事業に

ている特定事業にあっては、当該特定事業に係る許可番号及び許可年月日	あっては、当該特定事業に係る許可番号及び許可年月日
(6) 条例第13条第１項の規定による特定事業の実施に係る届出がなされている特定事業にあっては、当該特定事業に係る受理番号及び受理年月日	(6) 条例に基づく特定事業の実施に係る届出がなされている特定事業にあっては、当該特定事業に係る受理番号及び受理年月日
(7) 条例第19条に規定する廃棄等費用の確保及び管理に関する事項	
(8) 条例第23条に規定する損害賠償責任保険への加入に関する事項	(7) 承継した特定事業が大規模特定事業である場合にあっては、条例第23条に規定する損害賠償責任保険への加入に関する事項
(9) ［略］	(8) ［略］
別表第１（第３条関係）	別表第１（第３条関係）
(1) 特定施設の設置に伴う災害の発生の防止に関する事項に係る基準	(1) 特定施設の設置に伴う災害の発生の防止に関する事項に係る基準
ア 地盤の安定性の確保	ア 地盤の安定性の確保
事業区域又はその周辺地域へ影響を及ぼす土砂の流出その他の災害を防止するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）、森林法その他関係法令の規定に準じて定める次の(ア)から(キ)までに掲げる基準を満たすことにより、地盤の安定性を確保すること。	事業区域又はその周辺地域へ影響を及ぼす土砂の流出その他の災害を防止するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）、森林法（昭和26年法律第249号）その他関係法令の規定に準じて定める次の(ア)から(オ)までに掲げる基準を満たすことにより、地盤の安定性を確保するこ

	と。
（ア）、（イ）　［略］	（ア）、（イ）　［略］
（ウ）　事業区域内の特定施設の設置にあたっては、宅地造成及び特定盛土等規制法第13条第１項に定める技術的基準に適合したものとすること。この場合において、同項の「宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第１項ただし書に規定する工事を除く。第21条第１項において同じ。）」とあるのは、「事業区域内の特定施設の設置」と読み替えるものとする。	（ウ）　事業区域内の特定施設の設置にあたっては、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第13条第１項に定める技術的基準に適合したものとすること。この場合において、同項の「宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事（前条第１項ただし書に規定する工事を除く。第21条第１項において同じ。）」とあるのは、「事業区域内の特定施設の設置」と読み替えるものとする。
（エ）～（カ）　［略］	（エ）～（カ）　［略］
（キ）　特定農業用ため池等に特定施設を設置する場合にあっては、ため池の保全等に関する条例第８条第３項に基づく定期点検の結果、変状等がない又は変状等があり将来的に改修が必要であるが、日常的な監視の必要性がないと判定されていること及び防災重点農業用ため	

池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和２年法律第56号）第３条第１項の規定に基づく防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針（令和２年農林水産省告示第1845号）に基づく地震耐性評価の結果、耐震性能を有すると評価されていること。	
イ、ウ　［略］	イ、ウ　［略］
(2)　特定施設の構造の安全性に関する事項に係る基準	(2)　特定施設の構造の安全性に関する事項に係る基準
ア　通則	ア　通則
特定工作物については、電気事業法（昭和39年法律第170号）第39条第１項に規定する技術基準に基づき、自重、地震荷重、風圧荷重及び積雪荷重に対し安全であるとともに、次の(ア)から(オ)までに掲げる基準を満たす安全性を確保すること。	特定工作物については、電気事業法（昭和39年法律第170号）第39条第１項に規定する技術基準に基づき、自重、地震荷重、風圧荷重及び積雪荷重に対し安全であるとともに、次の(ア)から(ウ)までに掲げる基準を満たす安全性を確保すること。
(ア)、(イ)　［略］	(ア)、(イ)　［略］
(ウ)　蓄電所に設置する蓄電池は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設置すること。	
(エ)　蓄電所には、雨水等の侵入	

防止の措置を講じること。	
(オ)　［略］	(ウ)　［略］
イ　［略］	イ　［略］
(3)　事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境及び生活環境の保全に関する事項に係る基準	(3)　事業区域及びその周辺地域における良好な自然環境及び生活環境の保全に関する事項に係る基準
ア　森林又は緑地（以下「森林等」という。）を含む土地に設置する特定施設にあっては、次の(ア)及び(イ)（事業区域の面積が５ヘクタール以上の特定事業に係る特定施設にあっては、(ア)及び(ウ)）のいずれの基準にも適合するものとすること。	ア　森林又は緑地（以下「森林等」という。）を含む土地に設置する特定施設にあっては、次の(ア)及び(イ)（大規模特定事業に係る特定施設にあっては、(ア)及び(ウ)）のいずれの基準にも適合するものとすること。
(ア)～(ウ)　［略］	(ア)～(ウ)　［略］
イ～ケ　［略］	イ～ケ　［略］
コ　特定工作物については、事業区域の周辺の居住環境に対する騒音又は振動による影響の低減を図るため、その配置、構造又は設備に関し、適切な措置を行うこと。	コ　パワーコンディショナーその他の附帯設備については、事業区域の周辺の居住環境に対する騒音又は振動による影響の低減を図るため、その配置、構造又は設備に関し、適切な措置を行うこと。
(4)　特定施設の維持管理の方法及び特定施設を廃止した後において行う措置に関する事項に係る基準	(4)　特定施設の維持管理の方法及び特定施設を廃止した後において行う措置に関する事項に係る基準
ア～ウ　［略］	ア～ウ　［略］

エ　特定施設の廃止後は、事業者の責任において、次に掲げる措置を行うこと。

（ア）　［略］

（イ）特定施設その他不要となった特定工作物の撤去により生じた廃棄物について可能な限りリサイクルに努めること。やむを得ず、廃棄物として処理する必要がある場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令に従い、適正な処理を行うこと。

（ウ）　［略］

別表第２（第３条の４、第６条、第７条、第11条、第12条関係）

添付すべき書類	縮尺	記載すべき事項又は提出すべき書類
［略］	［略］	［略］
２　事業区域及びこれに隣接する土地について	指定なし	事業区域及びこれに隣接する土地に係る登記事項証明書

エ　特定施設の廃止後は、事業者の責任において、次に掲げる措置を行うこと。

（ア）　［略］

（イ）特定施設その他不要となった特定工作物の撤去により生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令に従い、適正な処理を行うこと。

（ウ）　［略］

別表第２（第６条、第７条、第11条関係）

添付すべき書類	縮尺	記載すべき事項又は提出すべき書類
［略］	［略］	［略］
２　事業区域及びこれに隣接する土地について	指定なし	事業区域及びこれに隣接する土地に係る土地登記簿謄本

確認するための書類		並びに事業区域に係る土地の公図の写し
［略］	［略］	［略］
4　周辺地域の住民等への説明実施記録	指定なし	(1)　説明会開催を周辺地域の住民等に通知した範囲（第4条第1項に規定する説明会を開催した場合に限る。）、説明した周辺地域の住民等の氏名等及び同条第2項第1号アからウまでのいずれに該当す

確認するための書類		並びに事業区域に係る土地の公図の写し
［略］	［略］	［略］
4　近隣関係者への説明実施記録	指定なし	(1)　説明した近隣関係者の氏名及び第4条各号のいずれに該当するかの別

		るかの別（同条第3項に基づく事前周知措置を実施した場合にあっては、周知した周辺地域の住民等の氏名等及び同条第3項第2号のいずれに該当するかの別） (2)、(3) ［略］			(2)、(3) ［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

様式第１号及び様式第２号中「神戸市太陽光発電施設」の次に「等」を加える。

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は、令和７年７月１日から施行する。

（施設基準に係る経過措置）

第２条　この規則による改正前の神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第３条及び別表第１に規定する施設基準は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（以下「条例」という。）第８条第２項の規定に基づく許可申請書が提出された特定事業、条例第13条第１項の規定に基づく届出書が提出された特定事業又は令和元年10月１日前に特定施設の設置に着手している事業（それぞれ特定施設の設置を完了している特定事業を含む。以下同じ。）については、施行日以後に条例第10条第１項本文又は条例第14条第１項本文の規定に基づく事業計画の変更（施行日において現に条例第10条第１項本文の許可に係る申請がなされているものを除く。以下同じ。）が行われるまでの間は、なお従前の例による。

（特定事業に蓄電所を含む場合の経過措置）

第３条　施行日前に条例第８条第２項の規定に基づく許可申請書が提出された特定事業、条例第13条第１項の規定に基づく届出書が提出された特定事業又は令和元年10月１日前に特定施設の設置に着手している事業については、施行日以後に条例第10条第１項又は条例第14条第１項の規定に基づく事業計画の変更が行われるまでの間は、旧規則第６条第１項第２号、第７条第２号、第９条第２号、第10条第１項第３号、第11条第１項第２号、第12条第１項第２号、同条第２項第２号、第14条第３号、第16条第１項第２号及び第17条第２号における記載事項については、なお従前の例による。

（生物多様性の保全に関する条例施行規則の一部改正）

第４条　神戸市生物多様性の保全に関する条例施行規則（平成30年５月規則第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（開発事業） 第６条　［略］ ２　条例第９条第２項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる事業（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的として行う事業を除く。）とする。 (1)～(4)　［略］ (5) 神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例（平成30年12月条例第14号）第８条第１項の許可が必要な特定事業又は同条例第13条第１項の規定による届出が必要な特定事業 (6)　［略］	（開発事業） 第６条　［略］ ２　条例第９条第２項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる事業（自己の居住の用に供する住宅の建築を目的として行う事業を除く。）とする。 (1)～(4)　［略］ (5) 神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（平成30年12月条例第14号）第８条第１項の許可が必要な特定事業又は同条例第13条第１項の規定による届出が必要な特定事業 (6)　［略］

神戸市船舶給水条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市長　久　元　喜　造

神戸市規則第68号

神戸市船舶給水条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市船舶給水条例施行規則（昭和36年４月規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（施行細目の委任）
第12条　この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。
別表第２（第８条関係）
<table><tr><th>自動販売機の設置場所</th><th>１回の給水量</th><th>給水１回当たりの料金</th></tr><tr><td>［略］</td><td>214リットル</td><td>100円</td></tr><tr><td>(2)　神戸市兵庫区兵庫ふ頭西</td><td></td><td></td></tr></table></td><td>（施行細目の委任）
第12条　この規則の施行に関し必要な事項は、港湾局長が定める。
別表第２（第８条関係）
<table><tr><th>自動販売機の設置場所</th><th>１回の給水量</th><th>給水１回当たりの料金</th></tr><tr><td>［略］</td><td>455リットル</td><td>200円</td></tr><tr><td>(2)　神戸市兵庫区兵庫ふ頭西</td><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
</table>

基部		

基部		
(3) 神戸市長田区長田港岸壁		

様式第１号中

「フリガナ 氏名 （法人にあつては、名称及び代表者名）　㊞」	「フリガナ 氏名 （法人にあつては、名称及び代表者名）」

を　に

改める。

様式第２号中

「 住所 氏名　㊞」	「 住所 氏名」

を　に、

「 ※上記器具を借用しました。 氏名　㊞」	「 ※上記器具を借用しました。 氏名」

を　に

改める。

様式第３号中

「 住所 氏名　㊞」	「 住所 氏名」

を　に

改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年５月１日から施行する。

（規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の一部改正）

２　神戸市規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則（令和３年３月規則第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表（第２条関係）

規則名	条項又は様式番号
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和40年５月規則第31号）	様式第５号
	様式第６号
	様式第７号
	様式第８号
	様式第13号

改正前

別表（第２条関係）

規則名	条項又は様式番号
神戸市船舶給水条例施行規則（昭和36年４月規則第11号）	様式第１号
	様式第２号
	様式第３号
神戸市宅地造成等規制法施行細則（昭和37年３月規則第81号）	様式第２号
	様式第３号
	様式第４号
	様式第６号
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和40年５月規則第31号）	様式第５号
	様式第６号
	様式第７号

	様式第14号
	様式第18号
	様式第19号
	様式第20号
［略］	［略］

	様式第８号
	様式第13号
	様式第14号
	様式第18号
	様式第19号
	様式第20号
［略］	［略］

神戸空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市長　久　　元　　喜　　造

神戸市規則第69号

神戸空港条例施行規則の一部を改正する規則

神戸空港条例施行規則（平成17年12月規則第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	（制限重量を超過した航空機による施設使用の許可） 第３条　条例第６条ただし書の許可を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。 (1)　申請者の住所、氏名及び電話番号 (2)　使用航空機の型式、登録記号、航空機等級番号及び騒音値 (3)　使用日時 (4)　使用しようとする施設

	(5) 使用目的
（停留の場所）	（停留の場所）
第３条　条例第６条に規定する規則で定める場所は、エプロン上の市長が指定する場所及び災害の場合その他市長が必要があると認める場合において市長が定める場所をいう。	第４条　条例第７条に規定する規則で定める場所は、エプロン上の市長が指定する場所及び災害の場合その他市長が必要があると認める場合において市長が定める場所をいう。
（制限区域）	（制限区域）
第４条　条例第９条に規定する規則で定める区域は、滑走路、誘導路、エプロン及び航空保安施設の用地であって、市長が定めるものとする。	第５条　条例第10条に規定する規則で定める区域は、滑走路、誘導路、エプロン及び航空保安施設の用地であって、市長が定めるものとする。
２　条例第９条ただし書の許可を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。	２　条例第10条ただし書の許可を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
(1)～(4)　［略］	(1)～(4)　［略］
（車両使用等の許可）	（車両使用等の許可）
第５条　条例第10条第１項の許可を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。	第６条　条例第11条第１項の許可を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　運転者の条例第９条ただし書の許可に係る番号	(2)　運転者の条例第10条ただし書の許可に係る番号
(3)～(5)　［略］	(3)～(5)　［略］
２　条例第10条第２項の許可を受けよ	２　条例第11条第２項の許可を受けよ

うとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)～(9) ［略］

（制限行為の許可）

第６条　条例第11条第２号に規定する規則で定める場所は、給油施設又は危険物の貯蔵施設の用地であって、市長が定めるものとする。

２　条例第11条第３号又は第４号の許可を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)～(4) ［略］

３　条例第11条第５号に規定する規則で定める区域は、喫煙による危険の防止その他の観点から市長が定める喫煙場所以外の区域をいう。

（土地等の使用許可）

第７条　条例第12条前段の許可を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)、(2) ［略］

２　条例第12条前段の許可を受けて同条に規定する土地等に工作物を設置

うとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)～(9) ［略］

（制限行為の許可）

第７条　条例第12条第２号に規定する規則で定める場所は、給油施設又は危険物の貯蔵施設の用地であって、市長が定めるものとする。

２　条例第12条第３号又は第４号の許可を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)～(4) ［略］

３　条例第12条第５号に規定する規則で定める区域は、喫煙による危険の防止その他の観点から市長が定める喫煙場所以外の区域をいう。

（土地等の使用許可）

第８条　条例第13条前段の許可を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)、(2) ［略］

２　条例第13条前段の許可を受けて同条に規定する土地等に工作物を設置

しようとする者は、前項の申請書に次に掲げる事項を記載した資料を添付しなければならない。	しようとする者は、前項の申請書に次に掲げる事項を記載した資料を添付しなければならない。
(1)、(2) ［略］	(1)、(2) ［略］
3　条例第12条後段の規定による許可を受けようとする者は、あらかじめ、第１項第１号に掲げる事項及び変更に係る事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、前項各号の内容を変更しようとするときは、当該申請書に変更後の同項の資料を添付しなければならない。	3　条例第13条後段の規定による許可を受けようとする者は、あらかじめ、第１項第１号に掲げる事項及び変更に係る事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、前項各号の内容を変更しようとするときは、当該申請書に変更後の前項の資料を添付しなければならない。
4　市長は、航空機の運航に係る施設で特に必要と認めるものについては、前３項の規定にかかわらず、条例第12条の許可に係る手続を別に定めることができる。	
5　第１項から第３項までの規定にかかわらず、一般駐車場を使用しようとする者は、駐車券の交付をもって条例第12条の許可を受けたものとみなす。	
（空港内営業の許可）	（空港内営業の許可）
第８条　条例第13条第１項の許可を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。	第９条　条例第14条第１項の許可を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) ［略］	(1)～(3) ［略］
2 条例第13条第２項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。	2 条例第14条第２項の規定による届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
(1)、(2) ［略］	(1)、(2) ［略］
(3) 条例第13条第１項の許可の日及び番号	(3) 条例第14条第１項の許可の日及び番号
(4)、(5) ［略］	(4)、(5) ［略］
（身分証明書）	（身分証明書）
第９条 条例第17条第３項に規定する規則で定める様式は、別記様式のとおりとする。	第10条 条例第18条第３項に規定する規則で定める様式は、様式とする。
（着陸料等の納付）	（着陸料等の納付）
第10条 条例第18条第２項に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。	第11条 条例第19条第２項に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次に掲げるときとする。
(1)、(2) ［略］	(1)、(2) ［略］
２、３ ［略］	２、３ ［略］
（使用料の納付）	（使用料の納付）
第11条 条例第19条第２項の規定による相当な理由があるときとは、次の各号に掲げるときとする。	第12条 条例第20条の規定による納付は、行政財産の許可使用に関する使用料条例（昭和39年３月条例第80号）又は神戸市道路占用料条例（昭和44年３月条例第42号）の規定の例により行わなければならない。
(1) 国又は地方公共団体が使用する	

とき。 (2) ターミナル利用料及び保安検査施設利用料を納付するとき。 (3) 業務用施設、商業用施設、特別待合室、専用駐車場及びチェックインカウンターを使用するとき。 (4) 占用使用に係る使用料を納付するとき。 (5) 一般駐車場に係る使用料を納付するとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。	
（着陸料等及び使用料の減免） 第12条 着陸料等又は使用料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより着陸料等又は使用料を減額し、又は免除する。 (1) 条例第20条第１号及び第２号に掲げるとき。 着陸料等の免除 (2) 条例第20条第３号から第５号までに掲げるとき。 着陸料の免除 (3) 条例第20条第６号に掲げるとき。 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の減額又は免除 ア～カ ［略］	（着陸料等及び使用料の減免） 第13条 着陸料等又は使用料は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところにより着陸料等又は使用料を減額し、又は免除する。 (1) 条例第21条第１号及び第２号に掲げるとき。 着陸料等の免除 (2) 条例第21条第３号から第５号までに掲げるとき。 着陸料の免除 (3) 条例第21条第６号に掲げるとき。 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の減額又は免除 ア～カ ［略］

(4) 条例第20条第７号及び第８号に掲げるとき。 市長がその都度定める額の使用料の減額又は免除	(4) 条例第21条第７号及び第８号に掲げるとき。 市長がその都度定める額の使用料の減額又は免除
(5) 条例第20条第９号に掲げるとき。 市長がその都度定める額の着陸料等又は使用料の減額又は免除	(5) 条例第21条第９号に掲げるとき。 市長がその都度定める額の着陸料等又は使用料の減額又は免除
２ 条例第20条の規定により着陸料等の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。	２ 条例第21条の規定により着陸料等の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
(1)～(5) ［略］	(1)～(5) ［略］
３ 条例第20条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。	３ 条例第21条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
(1)～(3) ［略］	(1)～(3) ［略］
（着陸料等及び使用料の返還）	（着陸料等及び使用料の返還）
第13条 条例第21条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に定めるときとする。	第14条 条例第22条ただし書に規定する規則で定める特別の理由があるときは、次の各号に定めるときとする。
(1)、(2) ［略］	(1)、(2) ［略］
２ 条例第21条ただし書の規定により着陸料等又は使用料の返還を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。	２ 条例第22条ただし書の規定により着陸料等又は使用料の返還を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1)～(3) ［略］	(1)～(3) ［略］
（選定事業者の選定に係る申請）	（選定事業者の選定に係る申請）
第14条 条例第25条第２項の規定による申請をしようとする者は、申請者の名称及び代表者の氏名、住所並びに電話番号その他必要な事項を記載した申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。	第15条 条例第26条第２項の規定による申請をしようとする者は、申請者の名称及び代表者の氏名、住所並びに電話番号その他必要な事項を記載した申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
(1)～(5) ［略］	(1)～(5) ［略］
（条例第25条第３項の規定に基づく必要な規制）	（条例第26条第３項の規定に基づく必要な規制）
第15条 市長は、次に掲げる要件を備えていると認められるものについて、その申請により、空港法第15条に規定する空港機能施設事業を行う者（以下「空港機能施設事業者」という。）として指定をすることができる。	第16条 市長は、次に掲げる要件を備えていると認められるものについて、その申請により、空港法（昭和31年法律第80号）第15条に規定する空港機能施設事業を行う者（以下「空港機能施設事業者」という。）として指定をすることができる。
(1)、(2) ［略］	(1)、(2) ［略］
２～５ ［略］	２～５ ［略］
６ 航空旅客の取扱施設を管理する事業を行う空港機能施設事業者は、条例第26条第２項の認可を受けた航空旅客の取扱施設の利用料金（以下「旅客取扱施設利用料」という。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。	６ 航空旅客の取扱施設を管理する事業を行う空港機能施設事業者は、条例第27条第２項の認可を受けた航空旅客の取扱施設の利用料金（以下「旅客取扱施設利用料」という。）を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市長に届け出なければならない。

7～14　［略］	7～14　［略］
（運営権者の業務）	（運営権者の業務）
第16条　条例第25条第4項に規定する場合においては、運営権を設定した施設に係るこの規則の規定に基づく市長の業務は、運営権者が行うものとする。	第17条　条例第26条第4項に規定する場合においては、運営権を設定した施設に係るこの規則の規定に基づく市長の業務は、運営権者が行うものとする。
（旅客取扱施設利用料の上限の認可）	（旅客取扱施設利用料の上限の認可）
第17条　条例第26条第2項前段の認可を受けようとする運営権者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。	第18条　条例第27条第2項前段の認可を受けようとする運営権者は、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
(1)～(4)　［略］	(1)～(4)　［略］
2　条例第26条第2項後段の認可を受けようとする運営権者は、あらかじめ、前項各号に掲げる事項、変更しようとする日及び変更を必要とする理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。	2　条例第27条第2項後段の認可を受けようとする運営権者は、あらかじめ、前項各号に掲げる事項、変更しようとする日及び変更を必要とする理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
（指定管理者の業務）	
第18条　指定管理者に条例第29条第1項の業務を行わせている場合における第3条、第6条、第7条第1項及び第3項、第10条、第11条並びに第13条の規定の適用については、指定管理者が行う同項の業務について適用さ	

れる場合に限り、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。 （指定管理者の指定の申請に係る書類） 第19条　条例第29条第２項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。 (1)～(6)　［略］	 （指定管理者の指定の申請に係る書類） 第19条　条例第30条第２項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。 (1)～(6)　［略］

様式中「様式（第10条関係）」を「別記様式（第９条関係）」に、「神戸空港条例第18条第１項又は第２項」を「神戸空港条例第17条第１項又は第２項」に改め、同様式を別記様式とする。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市職員退職手当金条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市長　久　　元　　喜　　造

神戸市規則第70号

神戸市職員退職手当金条例施行規則等の一部を改正する規則

（職員退職手当金条例施行規則の一部改正）

第１条　神戸市職員退職手当金条例施行規則（昭和26年１月規則第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（第７条関係） 第４条　［略］ ２～７　［略］ ８　条例第７条第５項第10号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)、(2)　［略］ (3) 条例第７条第５項第10号に規定する国家公務員又は職員以外の地方公務員であつて、職員の任用に関する規則（平成28年４月人事委	（第７条関係） 第４条　［略］ ２～７　［略］ ８　条例第７条第５項第10号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1)、(2)　［略］

員会規則第１号）第15条第１号に規定する職に採用されたもの （第９条の２関係） 第４条の６　条例第９条の２第１項に規定する「給料月額が減額されたことがある場合」とは、職員として受ける給料月額が減額されたことがある場合であって、次に掲げる各号のいずれにも該当しないものをいう。 (1) 条例第７条第５項第10号に規定する公務員等（以下「公務員等」という。）としての在職期間においてその者の給料月額が減額されたことがある場合 (2) 公務員等から職員となった場合において公務員等を退職した際に受けていた給料月額より当該退職に引き続いて職員となった際に受けていた給料月額が少ない場合	
別表（第５条の３関係） (1)、(2)　［略］ (3) 令和３年４月１日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表	別表（第５条の４関係） (1)、(2)　［略］ (3) 令和３年４月１日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表
第４号区分	(1)　［略］ (2) 令和７年４月１日以後適用されている給与条例（以下	第４号区分	(1)　［略］

	「令和７年４月以後の給与条例」という。）の医療職給料表(1)の適用を受けていた者でその属する職務の級が５級であったもの		
	(3)、(4)　［略］		(2)、(3)　［略］
第６号区分	(1)、(2)　［略］ (3) 令和３年４月１日から令和４年３月31日までの間において適用されていた給与条例（以下「令和３年４月以後令和４年３月以前の給与条例」という。）の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が４級であつたもの (4) 令和４年４月１日以後適用されている給与条例（以下「令和４年４月以後の給与条例」という。）の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級	第６号区分	(1)、(2)　［略］ (3) 令和３年４月以後令和４年３月以前の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が４級であつたもの (4) 令和４年４月以後の給与条例の教育職給料表(2)の適用を受けていた者でその属する職務の級が５級であつたもの

	が５級であつたもの (5)、(6)　［略］ (7) 令和７年４月以後の給与条例の特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表６号給若しくは７号給の給料月額又は令和７年４月以後の給与条例第３条の３第２項の規定による給料月額を受けていた者
第７号区分	(1)～(8)　［略］ (9) 令和７年４月以後の給与条例の特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表５号給の給料月額を受けていた者
第８号区分	(1)～(9)　［略］ (10) 令和７年４月以後の給与条例の特定任期付職員給料表の適用を受けていた者で同表１号給から４号給までの給料月額を受けていた者
［略］	［略］

	(5)、(6)　［略］
第７号区分	(1)～(8)　［略］
第８号区分	(1)～(9)　［略］
［略］	［略］

備考　［略］	備考　［略］

（旅費条例施行細則の一部改正）

第２条　旅費条例施行細則（昭和27年７月規則第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（赴任による旅行の旅費） 第１条　旅費条例（昭和27年７月条例第45号。以下「条例」という。）第２条第１項第３号に規定する専門的な知識経験等を有する者は、次に掲げるもののうち、本市の要請により国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員から引き続いて職員となつたもの以外のものとする。 (1) 神戸市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成22年３月条例第27号）第２条（同条第２項第１号又は同条第２項第３号に該当する場合を除く。）又は第４条の規定により採用された者（第３号	（赴任による旅行の旅費） 第１条　旅費条例（昭和27年７月条例第45号。以下「条例」という。）第２条第１項第３号に規定する専門的な知識経験等を有する者は、次に掲げるもののうち、本市の要請により国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員から引き続いて職員となつたもの以外のものとする。 (1) 神戸市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成22年３月条例第27号）第２条（同条第２項第１号又は同条第２項第３号に該当する場合を除く。）の規定により採用された者（第３号及び第４号

又は第４号に該当する者を除く。） (2) 職員の任用に関する規則（平成28年４月人事委員会規則第１号）第15条第１号に規定する職に採用された者（次号又は第４号に該当する者を除く。） (3)、(4)　［略］ ２　［略］	に該当する者を除く。） (2) 職員の任用に関する規則（平成28年４月人事委員会規則第１号）第15条第１号に規定する職に採用された者（次号及び第４号に該当する者を除く。） (3)、(4)　［略］ ２　［略］

（労務職員の給与等に関する規則の一部改正）

第３条　労務職員の給与等に関する規則（昭和31年７月規則第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表第３　初任給基準適用区分表（第４条関係）
<table><tr><th>職種</th><th>適用区分</th></tr><tr><td>環境技術手、機械操作手（クリーンセンター、西部市場、水環境センターに勤務する者に限</td><td>［略］</td></tr></table></td><td>別表第３　初任給基準適用区分表（第４条関係）
<table><tr><th>職種</th><th>適用区分</th></tr><tr><td>環境技術手、機械操作手（クリーンセンター、西部市場、水環境センターに勤務する者に限</td><td>［略］</td></tr></table></td></tr>
</table>

る。）、自動車運転手、整備工（運転免許を有する者に限る。）、衛生業務手、電工（西部市場に勤務する者に限る。）	
守衛（本庁舎、中央卸売市場運営本部本場及び東部市場に勤務する者に限る。）、更生業務員、施設管理員、防疫手、営繕工、調理士、調理員、造園手、機械操作手（甲区分に該当する者を除く。）、整備工（甲区分に該当する者を除く。）、鈑金溶接工、建設技術手、土木工手、動物飼育手、電工（甲区分に該当する者を除く。）、甲板員、機関員、病院業務員	［略］
［略］	［略］

る。）、自動車運転手、整備工（運転免許を有する者に限る。）、衛生業務手、予防衛生業務員、電工（西部市場に勤務する者に限る。）	
守衛（本庁舎、中央卸売市場運営本部本場及び東部市場に勤務する者に限る。）、更生業務員、施設管理員、防疫手、営繕工、調理士、調理員、造園手、機械操作手（甲区分に該当する者を除く。）、整備工（甲区分に該当する者を除く。）、鈑金溶接工、建設技術手、土木工手、動物飼育手、電工（甲区分に該当する者を除く。）、甲板員、機関員、介護業務員、病院業務員	［略］
［略］	［略］

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第５　昇格時号給対応表（第４条関係）

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	［略］	7	3	［略］
2		7	3	
3		7	3	
4		7	3	
5		7	3	
6		7	3	
7		7	3	
8		7	3	
9		7	3	
10		7	3	
11		7	3	
12		7	3	
13		7	3	
14		7	3	
15		7	3	
16		7	3	
17		7	3	
18		7	4	
19		7	5	
20		7	6	
21		7	7	
22		7	8	
23		7	9	
24		7	10	
25		7	11	
26		7	12	
27		7	13	
28		7	14	
29		7	15	
30		7	16	
31		7	17	

改正前

別表第５　昇格時号給対応表（第４条関係）

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	［略］	5	1	［略］
2		5	1	
3		5	1	
4		5	1	
5		5	1	
6		5	1	
7		5	1	
8		5	1	
9		5	1	
10		5	1	
11		5	1	
12		5	1	
13		5	1	
14		5	1	
15		5	1	
16		5	1	
17		5	1	
18		5	2	
19		5	3	
20		5	4	
21		5	5	
22		5	6	
23		5	7	
24		5	8	
25		5	9	
26		5	10	
27		5	11	
28		5	12	
29		5	13	
30		5	14	
31		5	15	

32	7	18
33	7	19
34	7	19
35	7	20
36	7	20
37	7	21
38	7	21
39	7	22
40	7	22
41	7	23
42	7	24
43	7	25
44	7	26
45	7	27
46	8	28
47	9	29
48	10	30
49	11	31
50	12	32
51	13	33
52	14	34
53	15	35
54	16	36
55	17	37
56	18	38
57	19	39
58	20	40
59	21	41
60	22	42
61	23	43
62	24	44
63	25	45
64	26	46
65	27	47
66	28	48

32	5	16
33	5	17
34	5	17
35	5	18
36	5	18
37	5	19
38	5	19
39	5	20
40	5	20
41	5	21
42	5	22
43	5	23
44	5	24
45	5	25
46	6	26
47	7	27
48	8	28
49	9	29
50	10	30
51	11	31
52	12	32
53	13	33
54	14	34
55	15	35
56	16	36
57	17	37
58	18	38
59	19	39
60	20	40
61	21	41
62	22	42
63	23	43
64	24	44
65	25	45
66	26	46

67	29	49
68	30	50
69	31	51
70	32	52
71	33	53
72	34	54
73	35	55
74	36	56
75	37	57
76	38	58
77	39	59
78	40	60
79	41	61
80	42	62
81	43	63
82	44	63
83	45	63
84	46	64
85	47	64
86	48	64
87	49	65
88	50	65
89	51	65
90	52	66
91	53	66
92	54	66
93	55	67
94	56	67
95	57	68
96	58	68
97	59	69
98	60	
99	61	
100	62	
101	63	

67	27	47
68	28	48
69	29	49
70	30	50
71	31	51
72	32	52
73	33	53
74	34	54
75	35	55
76	36	56
77	37	57
78	38	58
79	39	59
80	40	60
81	41	61
82	42	61
83	43	61
84	44	62
85	45	62
86	46	62
87	47	63
88	48	63
89	49	63
90	50	64
91	51	64
92	52	64
93	53	65
94	54	65
95	55	66
96	56	66
97	57	67
98	58	
99	59	
100	60	
101	61	

102	64	
103	65	
104	66	
105	67	
106	67	
107	67	
108	68	
109	68	
110	68	
111	69	
112	69	
113	69	
114	70	
115	70	
116	70	
117	71	
118	71	
119	71	
120	72	
121	72	
122	72	
123	73	
124	73	
125	73	

102	62	
103	63	
104	64	
105	65	
106	65	
107	65	
108	66	
109	66	
110	66	
111	67	
112	67	
113	67	
114	68	
115	68	
116	68	
117	69	
118	69	
119	69	
120	70	
121	70	
122	70	
123	71	
124	71	
125	71	

（職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則の一部改正）

第４条　神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例施行規則（昭和42年２月規則第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（規則で定める特定幹部職員） 第５条　条例第２条第２項に規定する規則で定める職員は、管理職手当の支給に関する規則（昭和37年７月人委規則第11号）別表第１（第７条第３項において「管理職手当の表１」という。）の支給額欄において甲又は乙に区分される職にある者及び同規則別表第２（第７条第３項において「管理職手当の表２」という。）の職欄において地区統括官の職に区分される者とする。	（規則で定める特定幹部職員） 第５条　条例第２条第２項に規定する規則で定める職員は、管理職手当の支給に関する規則（昭和37年７月人委規則第11号）別表第１（第６条第３項において「管理職手当の表１」という。）の支給額欄において甲又は乙に区分される職にある者及び同規則別表第２（第６条第３項において「管理職手当の表２」という。）の職欄において地区統括官の職に区分される者とする。
（加算を受ける職員及び加算割合） 第７条　条例第２条第５項（条例第３条第４項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に	（加算を受ける職員及び加算割合） 第７条　条例第２条第５項（条例第３条第４項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に

規定するこれと同等であると考慮しうるものとして規則で定めるもの並びに給与条例第３条第１項第１号に規定する行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する者として規則で定めるものは、別表に掲げる職員（法第22条の４第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を含む。）とする。	規定するこれと同等であると考慮しうるものとして規則で定めるもの並びに同号に規定する行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する者として規則で定めるものは、別表に掲げる職員（法第22条の４第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を含む。）とする。
２、３　［略］	２、３　［略］

別表（第７条関係）

職員	加算割合
［略］	［略］
教育職給料表(5)の職務の級２級の職員(任命権者が別に定める職員に限る。)	［略］
医療職給料表(1)の職務の級５級の職員	100分の20
［略］	［略］
指定職給料表の適用を受ける職員	［略］
特定任期付職員給	100分の15

別表（第７条関係）

職員	加算割合
［略］	［略］
教育職給料表(5)の職務の級２級の職員（任命権者が別に定める職員に限る。）	［略］
［略］	［略］
指定職給料表の適用を受ける職員	［略］

料表の６号給及び７号給並びに給与条例第３条の３第２項の規定による給料月額を受ける職員	
特定任期付職員給料表の５号給を受ける職員	100分の12.5
特定任期付職員給料表の１号給から４号給までを受ける職員	100分の10

備考　［略］

備考　［略］

（職員の勤務時間に関する規則の一部改正）

第５条　神戸市職員の勤務時間に関する規則（平成６年12月規則第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（勤務時間等） 第２条　条例第３条第２項の規定に基	（勤務時間等） 第２条　条例第３条第２項の規定に基

づき割り振る勤務時間及びその場合の休憩時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める表のとおりとする。	づき割り振る勤務時間及びその場合の休憩時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める表のとおりとする。
(1)　［略］	(1)　［略］
(2) 条例第２条第１項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（勤務時間が休憩時間を除き１週間について31時間である者に限る。）及び任期付短時間勤務職員（１日の勤務時間が７時間45分である者に限る。）　別表第２	(2) 条例第２条第１項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（勤務時間が休憩時間を除き１週間について31時間である者に限る。）　別表第２
(3) 条例第２条第１項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（前号に掲げる職員を除く。）　別表第３	(3) 条例第２条第１項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（前号に掲げる職員を除く。）及び任期付短時間勤務職員　別表第３
(4) 任期付短時間勤務職員（第２号に掲げる職員を除く。）　別表第４	(4) 条例第２条第１項に規定する育児短時間勤務職員等　別表第４及び別表第５
(5) 条例第２条第１項に規定する育児短時間勤務職員等　別表第５及び別表第６	
２～５　［略］	２～５　［略］

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第１（第２条関係）

対象職員	勤務時間の区分	勤務時間	休憩時間
１　２の項及び３の項に規定する職員以外の職員	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

備考　［略］

別表第２（第２条関係）

対象職員	勤務時間の区分	勤務時間	休憩時間
１　２の項及び３の項に規定する職員以外の職員	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

備考　［略］

別表第３（第２条関係）

対象職員	勤務時間の区分	勤務時間	休憩時間
１　２の項及び３の項に規定する職員以外の職員	［略］	月曜日から金曜日までの午前８時45分から午後３時45分まで	［略］
	［略］	［略］	
［略］	［略］	［略］	［略］

改正前

別表第１（第２条関係）

対象職員	勤務時間の区分	勤務時間	休憩時間
１　２の項、３の項及び４の項に規定する職員以外の職員	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

備考　［略］

別表第２（第２条関係）

対象職員	勤務時間の区分	勤務時間	休憩時間
１　２の項、３の項及び４の項に規定する職員以外の職員	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

備考　［略］

別表第３（第２条関係）

対象職員	勤務時間の区分	勤務時間	休憩時間
１　２の項、３の項及び４の項に規定する職員以外の職員	［略］	月曜日から金曜日まで（条例第２条第１項に規定する任期付短時間勤務職員にあっては、これらの日のうちで週休日に該当する日を除く。以下この表において同じ。）の午前８時45分から午後３時45分まで	［略］
	［略］	［略］	
［略］	［略］	［略］	［略］

備考　［略］

別表第４（第２条関係）

対象職員	勤務時間	休憩時間
企画調整局広報戦略部に勤務する任期付短時間勤務職員	月曜日から金曜日まで（これらの日のうち週休日に該当する日を除く。）の午前９時30分から午後５時30分まで	午後０時から午後１時まで

別表第５（第２条関係）

対象職員	勤務時間の区分	勤務時間
全ての職員（第２条第１項第５号に掲げる者に限る。）	［略］	［略］

備考　［略］

別表第６（第２条関係）

対象職員	標準時間の区分	標準時間	休憩時間
１　２の項及び３の項に規定する職員以外の職員	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

備考　［略］

備考　［略］

別表第４（第２条関係）

対象職員	勤務時間の区分	勤務時間
全ての職員（第２条第１項第４号に掲げる者に限る。）	［略］	［略］

備考　［略］

別表第５（第２条関係）

対象職員	標準時間の区分	標準時間	休憩時間
１　２の項、３の項及び４の項に規定する職員以外の職員	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

備考　［略］

（職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正）

第６条　神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成18年３月規則第104号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（適用範囲） 第２条　［略］ ２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職にある者の区分に応じ、当該各号に定める特殊勤務手当を支給することができる。 (1)、(2)　［略］ (3) 管理職手当規則別表第１に規定する職のうち支給額が甲、乙及び丙であるもの　感染症予防業務手当（条例第13条第２項に掲げるものに限る。）、夏季作業手当、消防職員手当（条例第36条第１項第８号及び第９号に掲げるものに限る。）、災害応急対応等派遣手当及び海外派遣手当	（適用範囲） 第２条　［略］ ２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職にある者の区分に応じ、当該各号に定める特殊勤務手当を支給することができる。 (1)、(2)　［略］ (3) 管理職手当規則別表第１に規定する職のうち支給額が甲、乙及び丙であるもの　感染症予防業務手当（条例第13条第２項に掲げるものに限る。）、災害応急対応等派遣手当及び海外派遣手当

（ケースワーク業務手当）

第４条　条例第６条に規定する規則で定めるケースワーク業務は、次の表の左欄に掲げる組織の区分に応じ、同表の右欄に定める業務とする。

組織	業務
福祉局相談支援課	(1) ひきこもり状態にある者等に係る面談指導支援業務 (2) 家族のケアを行う子ども・若者等に係る面談指導支援業務 (3) 再犯防止に係る面談指導支援業務
健康局保健所保健課、精神保健福祉センター及び保健センター	(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による次に掲げる業務 ア 入院措置に係る立会いの業務 イ 精神障害者の移送の業務 ウ 精神保健及び精神障害者の福祉に関する面談指導支援業務 (2) 高齢者虐待に係る

（ケースワーク業務手当）

第４条　条例第６条に規定する規則で定めるケースワーク業務は、次の表の左欄に掲げる組織の区分に応じ、同表の右欄に定める業務とする。

組織	業務
健康局保健所保健課、精神保健福祉センター及び保健センター	(1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定による次に掲げる業務 ア 入院措置に係る立会いの業務 イ 精神障害者の移送の業務 ウ 精神保健及び精神障害者の福祉に関する面談指導支援業務 (2) 高齢者虐待に係る面談指導支援業務

	面談指導支援業務
［略］	［略］
区役所保健福祉部生活支援課（北神区役所保健福祉課及び区役所支所生活支援課を含む。）	［略］

（山間部等業務手当）

第５条　条例第 15 条第１項第２号に規定する規則で定める業務は、建設局森林・防災部森林課及び公園部森林整備事務所の業務のうち、森林整備計画策定等のための森林調査業務とする。

（災害応急対応等派遣手当）

第８条　［略］

２　条例第38条第２項に規定する規則に定める時間帯又は区域は、次の各号に掲げるものとし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号に定める額とする。ただし、同一の日において当該各号に掲げる場合の２以上に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額とする。

(1)　条例第38条第１項に規定する業

［略］	［略］
区役所保健福祉部生活支援課（北神区役所保健福祉課及び区役所支所保健福祉課を含む。）	［略］

（山間部等業務手当）

第５条　条例第 15 条第１項第２号に規定する規則で定める業務は、建設局防災課及び公園部森林整備事務所の業務のうち、森林整備計画策定等のための森林調査業務とする。

（災害応急対応等派遣手当）

第８条　［略］

務のうち、屋外において行う業務に日没時から日出時までの間において従事する場合　日額1,620円

(2) 条例第38条第１項に規定する業務（前号に掲げるものを除く。）に深夜において従事する場合　日額1,620円

(3) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第１項に規定する警戒区域その他これに類する区域において条例第38条第１項に規定する業務に従事する場合　日額2,160円

３　条例第38条第１項に規定する地域に派遣され、当該地域を管轄する地方公共団体から給与その他の給付を受ける職員には前項第１号及び第２号の規定を適用しない。

（夏季作業手当）

第10条　条例第24条に規定する規則で定める温度の高い環境下における業務は、湿球黒球温度（環境省が公表する湿球黒球温度をいう。）が摂氏28度以上を記録した日に屋外その他これに類する環境において行う業務とする。

（緊急対応待機手当）

第11条　条例第34条に規定する規則で

定める業務及び額は、次の表の左欄に掲げる組織の区分に応じ、同表の右欄に定める業務及び金額とする。

組織	業務及び額
企画調整局広報戦略部	報道関係業務に係る緊急対応　待機１回につき300円
こども家庭局こども家庭センター	(1) 児童保護業務に係る緊急対応　待機１回につき700円 (2) 一時保護所の入所児童に係る緊急対応　待機１回につき300円
健康局保健所保健課	(1) 精神保健及び精神障害者福祉法上の警察官通報に係る緊急対応　待機１回につき300円 (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に係る緊急対応　待機１回につき300円
健康局保健所食品衛生	食品衛生法（昭和22年法律第233号）に係る緊

課	急対応　待機１回につき300円
健康局保健所衛生監視事務所	食品衛生法に係る緊急対応　待機１回につき300円
健康局健康科学研究所	(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に係る緊急対応　待機１回につき300円 (2) 食品衛生法に係る緊急対応　待機１回につき300円
教育委員会事務局児童生徒課	児童生徒の事故等に係る緊急対応　待機１回につき300円

第12条、第13条　［略］	第10条、第11条　［略］

（労務職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正）

第７条　神戸市労務職員の特殊勤務手当に関する規則（平成18年３月規則第105号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（特殊勤務手当の種類） 第２条　特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1) 削除 (2)～(6)　［略］ (7) 夏季作業手当	（特殊勤務手当の種類） 第２条　特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1) 遺体取扱手当 (2)～(6)　［略］
第３条　削除	（遺体取扱手当） 第３条　遺体取扱手当は、福祉局和光園に勤務する介護業務員で入所者の遺体の取扱業務に従事するものに対して支給し、その額は、１体につき1,750円とする。
（感染症予防業務手当等） 第４条　神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年１月条例第38号。以下「条例」という。）第13条（第１項及び第４項を除く。）、第24条、第30条、第33条、第35条及び第38条の規定は、職員について準用する。	（感染症予防業務手当等） 第４条　神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年１月条例第38号。以下「条例」という。）第13条（第１項及び第４項を除く。）、第30条、第33条、第35条及び第38条の規定は、職員について準用する。

附　則

（施行期日等）

第１条　この規則は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第３条の規定による改正後の労務職員の給与等に関する規則別表第５の規定は、令和８年４月１日（以下「第３条施行日」という。）から施行する。

２　第６条の規定による改正後の神戸市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則第２条の規定（消防職員手当に係る部分に限る。）は、令和７年１月１日か

ら適用する。

（施行日前に昇格した者の号給の調整）

第２条　第３条施行日において労務職給料表の適用を受ける職員であって、第３条の規定による改正前の労務職員の給与等に関する規則別表第５の規定により昇格後の号給が決定された職員について、第３条の規定による改正後の労務職員の給与等に関する規則別表第５の規定により昇格後の号給が決定された職員との均衡上必要があると認められる限度において、神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年３月条例第８号）の適用を受ける者の例により、必要な調整を行うことができる。

神戸市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市長　久　　元　　喜　　造

神戸市規則第71号

神戸市事務分掌規則等の一部を改正する規則

（事務分掌規則の一部改正）

第１条　神戸市事務分掌規則（平成31年３月規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次	目次
第１章　［略］	第１章　［略］
第２章　本庁の組織	第２章　本庁の組織
第１節　［略］	第１節　［略］
	第２節　市長室（第３条）
第２節　危機管理局（第３条）	第３節　危機管理室（第４条）
第３節　企画調整局（第４条）	第４節　企画調整局（第５条）
第４節　地域協働局（第５条）	第５節　地域協働局（第６条）
第５節　行財政局（第６条）	第６節　行財政局（第７条）
第６節　文化スポーツ局（第７条）	第７節　文化スポーツ局（第８条）

第７節　福祉局（第８条）
第８節　健康局（第９条）
第９節　こども家庭局（第10条）
第10節　環境局（第11条）
第11節　経済観光局（第12条）
第12節　建設局（第13条）
第13節　都市局（第14条）
第14節　建築住宅局（第15条）
第15節　港湾局（第16条）
第３章　会計室の組織（第17条・第18条）
第４章　区役所の組織（第19条―第26条）
第５章　市税事務所の組織（第27条・第28条）
第６章　福祉事務所の組織（第29条―第31条）
第７章　事業所の組織（第32条―第73条）
第８章　職及び職務等（第74条―第88条）
附則
（本庁の組織）
第２条　本庁の組織は、次の表のとおりとする。

局	部又は部	課又は課	係

第８節　福祉局（第９条）
第９節　健康局（第10条）
第10節　こども家庭局（第11条）
第11節　環境局（第12条）
第12節　経済観光局（第13条）
第13節　建設局（第14条）
第14節　都市局（第15条）
第15節　建築住宅局（第16条）
第16節　港湾局（第17条）
第３章　会計室の組織（第18条・第19条）
第４章　区役所の組織（第20条―第27条）
第５章　福祉事務所の組織（第28条―第30条）
第６章　事業所の組織（第31条―第73条）
第７章　職及び職務等（第74条―第87条）
附則
（本庁の組織）
第２条　本庁の組織は、次の表のとおりとする。

局又は	部又は部	課又は課	係

	に相当する室若しくはセンター		
市長室	秘書課		
	国際課	国際部	
	広報戦略部		
	市民情報サービス課		
	危機管理室		
企画調整局	［略］		
	調整課		

	に相当する室若しくは本部に相当する室		
危機管理局		防災企画課	
		危機対策課	
		防犯対策課	
企画調整局		［略］	
		調整課	

		ＳＤＧｓ推進課	
		企業連携推進課	
		大学・教育連携推進課	
	［略］		
地域協働局		［略］	
		地域活性課	

		大学・教育連携推進課	
	秘書室	秘書課	
	広報戦略部		
	［略］		
地域協働局		［略］	
		地域活性課	
		ＳＤＧｓ推進課	

		企業連携推進課	
		［略］	
		男女共同参画課	
		市民情報サービス課	
［略］	［略］	［略］	［略］
文化スポーツ局		［略］	
		スポーツ交流課	
		［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	
経		［略］	

		［略］	
		男女共同参画課	
［略］	［略］	［略］	［略］
文化スポーツ局		［略］	
		国際スポーツ室	
		［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	
経		［略］	

済観光局		企業立地課	
		［略］	
	［略］	［略］	
建設局		［略］	
		技術管理課	
		防災課	
		河川課	
		［略］	
		駅前魅力創造課	
	［略］	［略］	

済観光局		企業立地課	
		［略］	
	［略］	［略］	
建設局		［略］	
		技術管理課	
	森林・防災部	防災課	
		河川課	
		森林課	
	［略］	［略］	

都市局		［略］	［略］
		工務課	［略］
		内陸・臨海振興課	
		産業団地整備課	
建築住宅局		［略］	
	［略］	［略］	
		［略］	
		建築課	計画調整係　建築係
		設備課	計画調整係　電気係　機械係
		［略］	
港湾局		経営企画課	
	ウォーターフ	ウォーターフ	

都市局		［略］	［略］
		工務課	［略］
		新都市管理課	
		内陸・臨海計画課	
		新都市工務課	
建築住宅局		［略］	
	［略］	［略］	
		［略］	
		建築課	特定建築係　建築係
		設備課	技術支援係　電気係　機械係
		［略］	
港湾局		経営企画課	
		ウォーターフ	

		ロント再開発推進課	
		［略］	［略］

２、３　［略］

		ロント再開発推進課	
		［略］	［略］

２、３　［略］

第２節　市長室

（市長室）

第３条　市長室に設置する部及び各課の分掌する事務は、次のとおりとする。

秘書課

(1)　室所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。

(2)　市長及び副市長の秘書に関すること。

(3)　儀式及び交際に関すること（国際的なものを除く。）。

(4)　叙勲及び褒章に関すること。

国際部国際課

(1)　国際施策の推進に関する企画、調査及び調整に関すること。

(2)　姉妹都市等との交流に関すること。

(3)　国際的な儀式及び交際に関する

	こと。 (4) 神戸市立海外移住と文化の交流センターに関すること。 広報戦略部 (1) 広報活動の企画及び実施に関すること。 (2) 報道機関との連絡に関すること。 (3) 広聴施策の企画及び実施に関すること。 (4) 市民からの問い合わせ、提案、苦情、要望等の調整及び処理に関すること。 市民情報サービス課 (1) 情報公開制度及び神戸市情報公開審査会に関すること。 (2) 個人情報保護制度及び神戸市個人情報保護審査会に関すること。 (3) 市政情報の収集、整備及び提供並びに庁内案内に関すること。 (4) 市民の意見提出手続制度に関すること。 (5) 市民相談に関すること。
第２節　危機管理局	第３節　危機管理室
（危機管理局）	（危機管理室）
第３条　危機管理局に設置する各課の分掌する事務は、次のとおりとする。	第４条　危機管理室の分掌する事務は、次のとおりとする。

防災企画課	
(1) 局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。	(1) 室所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
(2) 危機管理に関する施策の企画、計画の策定及び連絡調整に関すること。	
(3) 災害時相互応援協定及び災害応援の総括に関すること。	
(4) 交通安全対策に関する施策の企画、実施及び連絡調整に関すること。	
危機対策課	
(1) 危機対策（大規模な災害、事故又は事件等により、市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処をいう。以下同じ。）に係る事務の総括に関すること。	(2) 危機管理（大規模な災害、事故又は事件等により、市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処をいう。以下同じ。）に係る事務の総括に関すること。
(2) 危機対策に関する施策の企画、実施及び連絡調整に関すること。	(3) 危機管理に関する施策の企画、実施及び連絡調整に関すること。
(3) 災害等警戒本部及び対策本部に関すること。	(4) 災害等警戒本部及び対策本部に関すること。
防犯対策課	
	(5) 災害時相互応援協定及び災害応援の総括に関すること。
	(6) 交通安全対策に関する施策の企画、実施及び連絡調整に関するこ

	と。
防犯対策に関する施策の企画、実施及び連絡調整に関すること。	(7)　地域安全対策に関する施策の企画、実施及び連絡調整に関すること。
第３節　［略］	第４節　［略］
（企画調整局）	（企画調整局）
第４条　企画調整局に設置する各部及び各課の分掌する事務は、次のとおりとする。	第５条　企画調整局に設置する各部及び各課の分掌する事務は、次のとおりとする。
企画課	企画課
(1)～(6)　［略］	(1)～(6)　［略］
(7)　神戸市公立大学法人に関すること。	
政策課、調整課　［略］	政策課、調整課　［略］
	ＳＤＧｓ推進課
	(1)　ＳＤＧｓに立脚した政策の企画、立案及び推進に関すること。
	(2)　神戸ＳＤＧｓ貢献基金に関すること。
	企業連携推進課
	(1)　産官学民の連携及び調整に関すること。（他の所管に属するものを除く。）
	(2)　企業等との連携に関する企画、立案及び調整に関すること。
	(3)　個人版及び企業版ふるさと納税に関すること。

大学・教育連携推進課	大学・教育連携推進課
(1)、(2)　［略］	(1)、(2)　［略］
	(3)　神戸市公立大学法人に関すること。
(3)～(8)　［略］	(4)～(9)　［略］
秘書室秘書課	
(1)　市長及び副市長の秘書に関すること。	
(2)　儀式及び交際に関すること（国際的なものを除く。）。	
(3)　叙勲及び褒章に関すること。	
広報戦略部	
(1)　広報活動の企画及び実施に関すること。	
(2)　報道機関との連絡に関すること。	
(3)　広聴施策の企画及び実施に関すること。	
(4)　市民からの問い合わせ、提案、苦情、要望等の調整及び処理に関すること。	
デジタル戦略部、医療産業都市部　［略］	デジタル戦略部、医療産業都市部　［略］
第４節　［略］	第５節　［略］
（地域協働局）	（地域協働局）
第５条　地域協働局に設置する各課の分掌する事務は、次のとおりとする。	第６条　地域協働局に設置する各課の分掌する事務は、次のとおりとする。

地域協働課	地域協働課
(1)～(4)　［略］	(1)～(4)　［略］
(5)　公益財団法人神戸国際コミュニティセンターに関すること(経済観光局の所管に属するもの・国際施策に関するものを除く。)。	(5)　公益財団法人神戸国際コミュニティセンターに関すること(市長室の所管に属するもの・国際施策に関するものを除く。)。
(6)　神戸市立海外移住と文化の交流センターに関すること。	
地域活性課　［略］	地域活性課　［略］
ＳＤＧｓ推進課	
(1)　ＳＤＧｓに立脚した政策の企画、立案及び推進に関すること。	
(2)　神戸ＳＤＧｓ貢献基金に関すること。	
企業連携推進課	
(1)　産官学民の連携及び調整に関すること(他の所管に属するものを除く。)。	
(2)　企業等との連携に関する企画、立案及び調整に関すること。	
(3)　個人版及び企業版ふるさと納税に関すること。	
区役所課～男女共同参画課　［略］	区役所課～男女共同参画課　［略］
市民情報サービス課	
(1)　情報公開制度及び神戸市情報公開審査会に関すること。	
(2)　個人情報保護制度及び神戸市個	

人情報保護審査会に関すること。	
(3) 市政情報の収集、整備及び提供並びに庁内案内に関すること。	
(4) 市民の意見提出手続制度に関すること。	
(5) 市民相談に関すること。	
第５節 ［略］	第６節 ［略］
（行財政局）	（行財政局）
第６条 行財政局に設置する各課の分掌する事務は、次のとおりとする。	第７条 行財政局に設置する各課の分掌する事務は、次のとおりとする。
総務課 ［略］	総務課 ［略］
業務改革課	行財政局業務改革課
(1)～(4) ［略］	(1)～(4) ［略］
庁舎課～資産活用課 ［略］	庁舎課～資産活用課 ［略］
税務部税務課	税務部税務課
(1) 部所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	(1) 部所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
(2) 税務広報に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	(2) 税務広報に関すること。
(3) 税務のシステムの総合調整、計画、開発、管理、運用及び保守に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	(3) 税務のシステムの総合調整、計画、開発、管理、運用及び保守に関すること。
(4) 市税の業務改革の総括に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	(4) 市税の業務改革の総括に関すること。

税務部税制企画課	税務部税制企画課
(1) 税制の調査及び企画並びに税務統計に関すること(他の所管に属するものを除く。)。	(1) 税制の調査及び企画並びに税務統計に関すること。
(2) 市税関係予算に関すること(他の所管に属するものを除く。)。	(2) 市税関係予算に関すること。
(3) 譲与税、交付金及び県税徴収委託金の収納に関すること(他の所管に属するものを除く。)。	(3) 譲与税(他の所管に属するものを除く。)、交付金(他の所管に属するものを除く。)及び県税徴収委託金の収納に関すること。
(4) 市税関係例規の制定及び改廃に関すること(他の所管に属するものを除く。)。	(4) 市税関係例規の制定及び改廃に関すること。
(5) 市税に関する訴訟に関すること(他の所管に属するものを除く。)。	(5) 市税に関する訴訟に関すること。
(6) ［略］	(6) ［略］
税務部市民税企画課	税務部市民税企画課
(1) 個人の市民税の賦課事務の統括に関すること(他の所管に属するものを除く。)。	(1) 個人の市民税の賦課事務の統括に関すること。
(2)～(4) ［略］	(2)～(4) ［略］
税務部市民税第１課、税務部市民税第２課 ［略］	税務部市民税第１課、税務部市民税第２課 ［略］
税務部法人税務課	税務部法人税務課
(1) 法人の市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税、給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税及び軽自	(1) 法人の市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税、給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税及び軽自

動車税の賦課に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	動車税の賦課に関すること。
(2) 法人関係税県市共同窓口に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	(2) 法人関係税県市共同窓口に関すること。
税務部固定資産税企画課	税務部固定資産税企画課
(1) 固定資産税及び都市計画税の賦課事務並びに固定資産の評価事務の改善及び調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	(1) 固定資産税及び都市計画税の賦課事務並びに固定資産の評価事務の改善及び調整に関すること。
(2) 固定資産の調査に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	(2) 固定資産の調査に関すること。
(3) 固定資産の評価に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	(3) 固定資産の評価に関すること。（固定資産税第１課、固定資産税第２課及び固定資産税第３課の所管に属するものを除く。）
(4) 特別土地保有税の賦課に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	(4) 特別土地保有税の賦課に関すること。
(5) 国有資産等所在市町村交付金に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	(5) 国有資産等所在市町村交付金に関すること。
(6) 固定資産税関係証明及び住宅用家屋証明に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	
税務部固定資産税第１課	税務部固定資産税第１課
(1) 東灘区、灘区、中央区、兵庫区及	(1) 東灘区、灘区、中央区、兵庫区及

び北区（以下次号までにおいて「担当区域」という。）に所在する固定資産（償却資産を除く。）の評価に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	び北区（以下第３号までにおいて「担当区域」という。）に所在する固定資産（償却資産及び固定資産税第３課の所管に属するものを除く。）の評価に関すること。
(2) 担当区域に所在する固定資産（償却資産を除く。）に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	(2) 担当区域に所在する固定資産（償却資産を除く。）に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
	(3) 担当区域に所在する固定資産税関係証明及び住宅用家屋証明に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
税務部固定資産税第２課	税務部固定資産税第２課
(1) 長田区、須磨区、垂水区及び西区（以下次号までにおいて「担当区域」という。）に所在する固定資産（償却資産を除く。）の評価に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	(1) 長田区、須磨区、垂水区及び西区（以下第３号までにおいて「担当区域」という。）に所在する固定資産（償却資産及び固定資産税第３課の所管に属するものを除く。）の評価に関すること。
(2) 担当区域に所在する固定資産（償却資産を除く。）に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	(2) 担当区域に所在する固定資産（償却資産を除く。）に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
	(3) 担当区域に所在する固定資産税関係証明及び住宅用家屋証明に関

	すること（他の所管に属するものを除く。）。
税務部固定資産税第３課 (1) 市内に所在する家屋のうち木造家屋以外の家屋の評価に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	税務部固定資産税第３課 (1) 市内に所在する家屋のうち木造家屋以外の家屋の評価に関すること。
(2) 市内に所在する家屋のうち木造家屋以外の家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	(2) 市内に所在する家屋のうち木造家屋以外の家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
税務部収税企画課 (1) 市税その他徴収金の督促及び滞納整理事務の総括に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	税務部収税企画課 (1) 市税その他徴収金の督促（他の所管に属するものを除く。）及び滞納整理事務の総括に関すること。
(2) ［略］	(2) ［略］
(3) 市の未収債権（市税その他徴収金を除く。）の徴収に係る調査及び総合調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	(3) 市の未収債権（市税その他徴収金を除く。）の徴収に係る調査及び総合調整に関すること。
税務部収税第１課 市税その他徴収金の督促及び滞納整理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	税務部収税第１課 市税その他徴収金の督促（他の所管に属するものを除く。）及び滞納整理に関すること。
税務部収税第２課 市税その他徴収金の滞納整理に関す	税務部収税第２課 市税その他徴収金の滞納整理に関す

ること（他の所管に属するものを除く。）。	ること。
税務部収税第３課	税務部収税第３課
市税その他徴収金の滞納整理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	市税その他徴収金の滞納整理に関すること。
税務部収税第４課	税務部収税第４課
市税その他徴収金の滞納整理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	市税その他徴収金の滞納整理に関すること。
税務部特別滞納整理課	税務部特別滞納整理課
(1)　市税その他徴収金の滞納整理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	(1)　市税その他徴収金の滞納整理に関すること。
(2)　［略］	(2)　［略］
税務部収納管理課	税務部収納管理課
(1)　市税その他徴収金の収納事務の調査及び企画に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	(1)　市税その他徴収金の収納事務の調査及び企画に関すること。
(2)　［略］	(2)　［略］
(3)　過誤納金の還付及び充当に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	(3)　過誤納金の還付及び充当に関すること。
(4)　市税の口座振替及び納税貯蓄組合に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	(4)　市税の口座振替及び納税貯蓄組合に関すること。
(5)　納税証明に関すること（他の所	(5)　納税証明に関すること。

管に属するものを除く。）。	
第６節　［略］	第７節　［略］
（文化スポーツ局）	（文化スポーツ局）
第７条　文化スポーツ局に設置する各課の分掌する事務は、次のとおりとする。	第８条　文化スポーツ局に設置する各課の分掌する事務は、次のとおりとする。
スポーツ企画課	スポーツ企画課
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　スポーツ及びレクリエーションの振興に関する諸施策の企画、調査研究及び連絡調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	(2)　スポーツ及びレクリエーションの振興に関する諸施策の企画、調査研究及び連絡調整に関すること。
(3)　［略］	(3)　［略］
スポーツ交流課	国際スポーツ室
(1)　スポーツ及びレクリエーションの振興に関する諸施策の企画、調査研究及び連絡調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	(1)　国際的なスポーツイベントの誘致、調査及び調整に関すること。
(2)　国際的なスポーツイベントに関すること。	
文化交流課、文化財課　［略］	文化交流課、文化財課　［略］
第７節　［略］	第８節　［略］
第８条　［略］	第９条　［略］
第８節　［略］	第９節　［略］
第９条　［略］	第10条　［略］
第９節　［略］	第10節　［略］
（こども家庭局）	（こども家庭局）

第10条　こども家庭局に設置する各課の分掌する事務は、次のとおりとする。	第11条　こども家庭局に設置する各課の分掌する事務は、次のとおりとする。
こども企画課　［略］	こども企画課　［略］
こども未来課	こども家庭局こども未来課
(1)、(2)　［略］	(1)、(2)　［略］
こども青少年課、家庭支援課　［略］	こども青少年課、家庭支援課　［略］
子育て支援課	子育て支援課
(1)　ひとり親家庭（母子家庭又は父子家庭である家庭をいう。以下同じ。）及び寡婦の福祉及び自立支援に関すること。	(1)　一人親家庭（母子家庭又は父子家庭である家庭をいう。以下同じ。）及び寡婦の福祉及び自立支援に関すること。
(2)　［略］	(2)　［略］
幼保振興課、幼保事業課　［略］	幼保振興課、幼保事業課　［略］
第10節　［略］	第11節　［略］
（環境局）	
第11条　環境局に設置する各課の分掌する事務は、次のとおりとする。	第12条　環境局に設置する各課の分掌する事務は、次のとおりとする。
環境企画課、脱炭素推進課　［略］	環境企画課、脱炭素推進課　［略］
業務課	業務課
(1)～(7)　［略］	(1)～(7)　［略］
(8)　犬猫等動物死体の収集及び運搬等に関すること。	
(9)～(13)　［略］	(8)～(12)　［略］
資源循環課、施設課　［略］	資源循環課、施設課　［略］
環境保全課	環境保全課
(1)～(6)　［略］	(1)～(6)　［略］

(7)　太陽光発電施設等の設置及び維持管理に係る審査指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	(7)　太陽光発電施設の設置及び維持管理に係る審査指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
事業系廃棄物対策課、自然環境課	事業系廃棄物対策課、自然環境課
［略］	［略］
第11節　［略］	第12節　［略］
（経済観光局）	（経済観光局）
第12条　経済観光局に設置する各課の分掌する事務は、次のとおりとする。	第13条　経済観光局に設置する各課の分掌する事務は、次のとおりとする。
経済政策課	経済政策課
(1)～(3)　［略］	(1)～(3)　［略］
	(4)　企業の海外展開支援に関すること。
	(5)　外国人材の採用に関すること。
(4)、(5)　［略］	(6)、(7)　［略］
(6)　企業の外国人材獲得支援に関すること。	
(7)、(8)　［略］	(8)、(9)　［略］
企業立地課　［略］	企業立地課　［略］
国際課	
(1)　国際施策の推進に関する企画、調査及び調整に関すること。	
(2)　姉妹都市等との交流に関すること。	
(3)　国際的な儀式及び交際に関すること。	

(4) 企業の海外展開支援に関すること。	
(5) 企業の外国人材獲得支援に関すること（経済政策課の所管に属するものを除く。）。	
新産業創造課～農政計画課　［略］	新産業創造課～農政計画課　［略］
農水産課	農水産課
(1)、(2)　［略］	(1)、(2)　［略］
(3) 農水産物等の消費の拡大に関すること。	(3) 農産物等の消費の拡大に関すること。
(4)～(6)　［略］	(4)～(6)　［略］
中央卸売市場運営本部経営課　［略］	中央卸売市場運営本部経営課　［略］
第12節　［略］	第13節　［略］
（建設局）	（建設局）
第13条　建設局に設置する各課の分掌する事務は、次のとおりとする。	第14条　建設局に設置する各課の分掌する事務は、次のとおりとする。
総務課	総務課
(1)、(2)　［略］	(1)、(2)　［略］
	(3) 局の契約等に係る調整及び改善に関すること。
事業用地課、技術管理課　［略］	事業用地課、技術管理課　［略］
	防災課
	(1) 防災の推進及び災害復旧の総括に関すること。
	(2) 防災及び河川に係る工事等の施行に関する事務手続きに関すること。

	(3)　局の所管施設に起因する事故の処理の総括に関すること。 (4)　宅地造成、特定盛土又は土石の堆積に係る審査、許可及び検査に関すること。 (5)　宅地及び盛土の防災の推進に関すること。 (6)　砂防及び治山に関する事業及び土砂災害対策に関すること。 (7)　六甲山系等における森林整備に関すること。 河川課 (1)　河川事業の調査、計画及び進行管理に関すること。 (2)　河川の工事及び維持管理に関すること(他の所管に属するものを除く。)。 (3)　河川及び水路に係る管理、許可、指導及び連絡調整に関すること。
道路管理課　［略］	道路管理課　［略］
道路計画課	道路計画課
(1)　［略］	(1)　［略］ (2)　自転車利用環境に係る総合的な施策の推進及び調整に関すること。 (3)　自動車駐車場の管理に関すること。
(2)　［略］	(4)　［略］

道路工務課　［略］ 駅前魅力創造課 (1)　駅前空間の整備に係る調査及び設計並びに調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2)　自転車利用環境に係る総合的な施策の推進及び調整に関すること。 (3)　自動車駐車場の管理に関すること。 森林・防災部防災課 (1)　防災の推進及び調整、災害復旧の総括に関すること。 (2)　防災及び河川に係る工事等の施行に関する事務手続きに関すること。 (3)　局の所管施設に起因する事故の処理の総括に関すること。 (4)　宅地造成、特定盛土又は土石の堆積に係る審査、許可及び検査に関すること。 (5)　宅地及び盛土の防災の推進に関すること。 (6)　砂防及び治山に関する事業及び土砂災害対策に関すること。 森林・防災部河川課 (1)　河川事業の調査、計画及び進行	道路工務課　［略］ 駅前魅力創造課 駅前空間の整備に係る調査及び設計並びに調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

管理に関すること。 (2) 河川の工事及び維持管理に関すること(他の所管に属するものを除く。)。 (3) 河川及び水路に係る管理、許可、指導及び連絡調整に関すること。 森林・防災部森林課 (1) 森林・緑化関係施策の推進及び連携に関すること。 (2) 六甲山系等における森林整備に関すること。 湾岸・広域幹線道路本部推進課～王子公園再整備本部王子公園再整備課 ［略］ 第13節 ［略］ (都市局) 第14条 都市局に設置する各課の分掌する事務は、次のとおりとする。 総務課 (1) ［略］ (2) 産業団地整備事業の経営に関すること。 都市計画課～まち再生推進課 ［略］ 駅まち推進課 (1)、(2) ［略］	湾岸・広域幹線道路本部推進課～王子公園再整備本部王子公園再整備課 ［略］ 第14節 ［略］ (都市局) 第15条 都市局に設置する各課の分掌する事務は、次のとおりとする。 総務課 (1) ［略］ (2) 神戸市まちづくり等基金に関すること。 (3) 新都市整備事業の経営に関すること。 都市計画課～まち再生推進課 ［略］ 駅まち推進課 (1)、(2) ［略］

	(3) ハーバーランド地区に係る事業の調整に関すること。
都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課～工務課　［略］	都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課～工務課　［略］
	新都市管理課
	(1) 新都市整備事業に係る造成地及びその他の不動産の管理(他の所管に属するものを除く。)並びに調整に関すること。
	(2) 新都市整備事業に係る公共施設等の管理及び運営並びにそれらの施設の設置者との調整に関すること。
	(3) 新都市整備事業に係る不動産の取得及び処分(他の所管に属するものを除く。)並びに取得に伴う損失補償に関すること。
	(4) 新都市整備事業に係る造成地への企業の誘致に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
	(5) 産業団地就業者神戸移住支援制度に関すること。
内陸・臨海振興課	内陸・臨海計画課
(1) 神戸市が開発した住宅団地及び産業団地(以下この項において「内陸・臨海団地」という。)の基本計画及び基本設計並びに重要事項の企画及び調査に関すること(他の	(1) 新都市整備事業の基本計画及び基本設計並びに重要事項の企画及び調査に関すること。

所管に属するものを除く。）。	
(2)　内陸・臨海団地に係る計画決定及び事業認可等の諸手続に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	(2)　新都市整備事業に係る計画決定及び事業認可等の諸手続に関すること。
(3)　内陸・臨海団地に係る工事に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	(3)　新都市整備事業に係る公共施設用地等の移管事務に関すること。
(4)　内陸・臨海団地に係る建築物、電気設備及び機械設備に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	
(5)　内陸・臨海団地に係る造成地及びその他の不動産の管理（他の所管に属するものを除く。）並びに調整に関すること。	
(6)　内陸・臨海団地に係る公共施設等の管理及び運営並びに調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	
(7)　内陸・臨海団地に係る不動産の取得及び処分（他の所管に属するものを除く。）並びに取得に伴う損失補償に関すること。	
(8)　内陸・臨海団地に係る造成地への企業の誘致に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	
産業団地整備課	新都市工務課

(1) 新たに整備する産業団地（以下この項において「産業団地」という。）の基本計画及び基本設計並びに重要事項の企画及び調査に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	(1) 新都市整備事業に係る工事に関すること。
(2) 産業団地に係る計画決定及び事業認可等の諸手続に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	(2) 新都市整備事業に係る建築物、電気設備及び機械設備に関すること。
(3) 産業団地の造成に係る工事並びにその他付帯する工事に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	(3) 新都市整備事業に係る臨海部等の造成地及び取得地（他の所管に属するものは除く。）の管理に関すること。
(4) 産業団地に係る造成地及びその他の不動産の管理並びに調整に関すること。	(4) 新都市整備事業の新産業団地整備に係る計画決定及び事業認可等の諸手続に関すること。
(5) 産業団地に係る公共施設等の管理及び運営並びに移管に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	
(6) 産業団地に係る不動産の取得及び処分並びに取得に伴う損失補償に関すること。	
(7) 産業団地に係る造成地への企業の誘致に関すること。	
第14節 ［略］	第15節 ［略］
第15条 ［略］	第16条 ［略］

第15節　［略］	第16節　［略］
（港湾局）	（港湾局）
第16条　港湾局に設置する各課の分掌する事務は、次のとおりとする。	第17条　港湾局に設置する各課の分掌する事務は、次のとおりとする。
経営企画課　［略］	経営企画課　［略］
ウォーターフロント再開発部ウォーターフロント再開発推進課　［略］	ウォーターフロント再開発推進課　［略］
空港調整課～物流戦略課　［略］	空港調整課～物流戦略課　［略］
工務課	工務課
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　港湾施設等の施設及び海岸保全施設の維持保全及び工事並びにこれらに係る調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	(2)　港湾施設及び海岸保全施設の維持保全及び工事並びにこれらに係る調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
海岸防災課	海岸防災課
(1)、(2)　［略］	(1)、(2)　［略］
(3)　海岸保全施設及び港湾施設等の施設の維持保全及び工事並びにこれらに係る調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	(3)　海岸保全施設及び港湾施設の維持保全及び工事並びにこれらに係る調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
(4)、(5)　［略］	(4)、(5)　［略］
第17条～第19条　［略］	第18条～第20条　［略］
第20条　東灘区役所、灘区役所、中央区役所、兵庫区役所、北区役所、長田区役所、須磨区役所、垂水区役所及び西区役所に設置する各課の事務分掌は、次のとおりとする。	第21条　東灘区役所、灘区役所、中央区役所、兵庫区役所、北区役所、長田区役所、須磨区役所、垂水区役所及び西区役所に設置する各課の事務分掌は、次のとおりとする。

総務部地域協働課　［略］	総務部地域協働課　［略］
総務部市民課	総務部市民課
(1)～(7)　［略］	(1)～(7)　［略］
	(8)　市税に関する証明書（固定資産税関係証明書、住宅用家屋証明書を除く。）の作成及び交付に関すること（中央区役所及び西区役所総務部市民課を除く。）。
総務部保険年金医療課～保健福祉部生活支援課　［略］	総務部保険年金医療課～保健福祉部生活支援課　［略］
第21条　北神区役所に設置する各課の事務分掌は、次のとおりとする。	第22条　北神区役所に設置する各課の事務分掌は、次のとおりとする。
市民課	市民課
(1)～(17)　［略］	(1)～(17)　［略］
	(18)　市税に関する証明書（固定資産税関係証明書、住宅用家屋証明書を除く。）の作成及び交付に関すること。
地域協働課、保健福祉課　［略］	地域協働課、保健福祉課　［略］
第22条、第23条　［略］	第23条、第24条　［略］
（須磨区役所北須磨支所の分掌事務）	（須磨区役所北須磨支所の分掌事務）
第24条　須磨区役所北須磨支所に設置する各課の分掌する事務は、次のとおりとする。	第25条　須磨区役所北須磨支所に設置する各課の分掌する事務は、次のとおりとする。
市民課	市民課
(1)～(5)　［略］	(1)～(5)　［略］

	(6) 市税に関する証明書（固定資産税関係証明書、住宅用家屋証明書を除く。）の作成及び交付に関すること。
(6)～(11) ［略］	(7)～(12) ［略］
保険年金医療課～生活支援課 ［略］	保険年金医療課～生活支援課 ［略］
（西区役所玉津支所）	（西区役所玉津支所）
第25条 ［略］	第26条 ［略］
2 玉津支所の事務分掌は、次のとおりとする。	2 玉津支所の事務分掌は、次のとおりとする。
(1)～(6) ［略］	(1)～(6) ［略］
	(7) 特別永住者の手続きに関すること。
(7)～(12) ［略］	(8)～(13) ［略］
	(14) 市税に関する証明書（住宅用家屋証明書を除く。）の作成及び交付に関すること。
	(15) 市税その他徴収金の収納に関すること。
(13) ［略］	(16) ［略］
（区役所出張所）	（区役所出張所）
第26条 北区役所山田出張所（以下「山田出張所」という。）は、北区総務部地域協働課の所管とし、北神区役所有馬出張所（以下「有馬出張所」という。）、北神区役所道場出張所（以下「道場出張所」という。）、北神区役	第27条 北区役所山田出張所（以下「山田出張所」という。）は、北区総務部地域協働課の所管とし、北神区役所有馬出張所（以下「有馬出張所」という。）、北神区役所道場出張所（以下「道場出張所」という。）、北神区役

所八多出張所（以下「八多出張所」という。）、北神区役所大沢出張所（以下「大沢出張所」という。）、北神区役所長尾出張所（以下「長尾出張所」という。）及び北神区役所淡河出張所（以下「淡河出張所」という。）は、北神区役所地域協働課の所管とし、垂水区役所明舞出張所（以下「明舞出張所」という。）は、垂水区役所総務部地域協働課の所管とし、西区役所伊川谷出張所（以下「伊川谷出張所」という。）、西区役所櫨谷出張所（以下「櫨谷出張所」という。）、西区役所押部谷出張所（以下「押部谷出張所」という。）、西区役所平野出張所（以下「平野出張所」という。）、西区役所神出出張所（以下「神出出張所」という。）及び西区役所岩岡出張所（以下「岩岡出張所」という。）は、西区役所総務部地域協働課の所管とし、係相当の事務所とする。	所八多出張所（以下「八多出張所」という。）、北神区役所大沢出張所（以下「大沢出張所」という。）、北神区役所長尾出張所（以下「長尾出張所」という。）及び北神区役所淡河出張所（以下「淡河出張所」という。）は、北神区役所市民課の所管とし、垂水区役所明舞出張所（以下「明舞出張所」という。）は、垂水区役所総務部地域協働課の所管とし、西区役所伊川谷出張所（以下「伊川谷出張所」という。）、西区役所櫨谷出張所（以下「櫨谷出張所」という。）、西区役所押部谷出張所（以下「押部谷出張所」という。）、西区役所平野出張所（以下「平野出張所」という。）、西区役所神出出張所（以下「神出出張所」という。）及び西区役所岩岡出張所（以下「岩岡出張所」という。）は、西区役所総務部地域協働課の所管とし、係相当の事務所とする。
2　山田出張所、有馬出張所、道場出張所、八多出張所、大沢出張所、長尾出張所、淡河出張所、明舞出張所、伊川谷出張所、櫨谷出張所、押部谷出張所、平野出張所、神出出張所及び岩岡出張所の事務分掌は、次のとおりとする。	2　山田出張所、有馬出張所、道場出張所、八多出張所、大沢出張所、長尾出張所、淡河出張所、明舞出張所、伊川谷出張所、櫨谷出張所、押部谷出張所、平野出張所、神出出張所及び岩岡出張所の事務分掌は、次のとおりとする。

(1)～(5)　［略］	(1)～(5)　［略］
	(6)　市税に関する証明書（住宅用家屋証明書を除く。）の作成及び交付に関すること（山田出張所、北神区役所各出張所及び明舞出張所では固定資産税関係証明書を除く。）。
(6)～(10)　［略］	(7)～(11)　［略］
第５章　市税事務所の組織	
（市税事務所の組織）	
第27条　神戸市市税事務所（以下「市税事務所」という。）は、行財政局の所管とする。	
２　市税事務所の組織は、次の表のとおりとし、部相当の事務所とする。	

市税事務所	税務課	
	税制企画課	
	市民税企画課	
	市民税第１課	東灘市税の窓口　中央市税の窓口　北市税の窓口
	市民税第２課	灘市税の窓口　須磨市税の窓口　垂水市税の窓口
	法人税務課	

	固定資産税企画課	
	固定資産税第１課	
	固定資産税第２課	
	固定資産税第３課	
	収税企画課	
	収税第１課	
	収税第２課	
	収税第３課	
	収税第４課	
	特別滞納整理課	
	収納管理課	

（市税事務所の分掌事務）

第28条　市税事務所に設置する各課の分掌する事務は、次のとおりとする。

市税事務所税務課

(1)　市税事務所所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2)　税務広報に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3)　税務のシステムの総合調整、計画、開発、管理、運用及び保守に関すること（他の所管に属するものを

除く。）。 (4) 市税の業務改革の総括に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 市税事務所税制企画課 (1) 税制の調査及び企画並びに税務統計に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2) 市税関係予算に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (3) 譲与税、交付金及び県税徴収委託金の収納に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (4) 市税関係例規の制定及び改廃に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (5) 市税に関する訴訟に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (6) 市税の業務改革に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 市税事務所市民税企画課 (1) 個人の市民税の賦課事務の統括に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2) 市税その他徴収金の収納に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	

(3) 市税に関する証明及び閲覧に係る事務に関すること(他の所管に属するものを除く。)。 (4) 市税の窓口の運営管理に関すること(他の所管に属するものを除く。)。 市税事務所市民税第1課 (1) 個人の市民税の賦課に関すること(他の所管に属するものを除く。)。 (2) 市税に関する証明及び閲覧に係る事務に関すること(他の所管に属するものを除く。)。 (3) 市税の窓口の運営管理に関すること(他の所管に属するものを除く。)。 市税事務所市民税第1課東灘市税の窓口、中央市税の窓口及び北市税の窓口 (1) 市税に関する証明の発行及び閲覧に関すること(他の所管に属するものを除く。)。 (2) 市税その他徴収金の収納に関すること(他の所管に属するものを除く。)。 市税事務所市民税第2課 (1) 個人の市民税の賦課に関するこ	

と（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 市税に関する証明及び閲覧に係る事務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(3) 市税の窓口の運営管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

市税事務所市民税第２課灘市税の窓口、須磨市税の窓口及び垂水市税の窓口

(1) 市税に関する証明の発行及び閲覧に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 市税その他徴収金の収納に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

市税事務所法人税務課

(1) 法人の市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税、給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税及び軽自動車税の賦課に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2) 法人関係税県市共同窓口に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

市税事務所固定資産税企画課

(1) 固定資産税及び都市計画税の賦課事務並びに固定資産の評価事務の改善及び調整に関すること(他の所管に属するものを除く。)。 (2) 固定資産の調査に関すること(他の所管に属するものを除く。)。 (3) 固定資産の評価に関すること(他の所管に属するものを除く。)。 (4) 特別土地保有税の賦課に関すること(他の所管に属するものを除く。)。 (5) 国有資産等所在市町村交付金に関すること(他の所管に属するものを除く。)。 (6) 固定資産税関係証明及び住宅用家屋証明に関すること(他の所管に属するものを除く。)。 市税事務所固定資産税第1課 (1) 東灘区、灘区、中央区、兵庫区及び北区(以下この項において「担当区域」という。)に所在する固定資産(償却資産を除く。)の評価に関すること(他の所管に属するものを除く。)。 (2) 担当区域に所在する固定資産(償却資産を除く。)に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること(他の所管に属するものを除	

く。）。 市税事務所固定資産税第２課 (1) 長田区、須磨区、垂水区及び西区（以下この項において「担当区域」という。）に所在する固定資産（償却資産を除く。）の評価に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2) 担当区域に所在する固定資産（償却資産を除く。）に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること(他の所管に属するものを除く。）。 市税事務所固定資産税第３課 (1) 市内に所在する家屋のうち木造家屋以外の家屋の評価に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2) 市内に所在する家屋のうち木造家屋以外の家屋に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 市税事務所収税企画課 (1) 市税その他徴収金の督促及び滞納整理事務の総括に関すること(他の所管に属するものを除く。）。 (2) 国民健康保険、介護保険及び後	

期高齢者医療制度に係る保険料その他徴収金の滞納整理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (3) 市の未収債権（市税その他徴収金を除く。）の徴収に係る調査及び総合調整に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 市税事務所収税第１課 市税その他徴収金の督促及び滞納整理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 市税事務所収税第２課 市税その他徴収金の滞納整理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 市税事務所収税第３課 市税その他徴収金の滞納整理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 市税事務所収税第４課 市税その他徴収金の滞納整理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 市税事務所特別滞納整理課 (1) 市税その他徴収金の滞納整理に関すること（他の所管に属するもの	

を除く。）。 (2) 国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療制度に係る保険料その他徴収金の滞納整理に関すること。（他の所管に属するものを除く。）。 市税事務所収納管理課 (1) 市税その他徴収金の収納事務の調査及び企画に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (2) 市税のその他徴収金の収納、収納管理及び督促に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (3) 過誤納金の還付及び充当に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (4) 市税の口座振替及び納税貯蓄組合に関すること（他の所管に属するものを除く。）。 (5) 納税証明に関すること（他の所管に属するものを除く。）。	
第６章　［略］	第５章　［略］
第29条～第31条　［略］	第28条～第30条　［略］
第７章　［略］	第６章　［略］
第32条　［略］	第31条　［略］
（東京事務所） 第33条　企画調整局東京事務所（以下	（東京事務所） 第32条　企画調整局東京事務所（以下

「東京事務所」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。	「東京事務所」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。
(1) ［略］	(1) ［略］
(2) 東京圏における情報発信に関すること。	(2) 市政、観光等の紹介に関すること。
第34条 ［略］	第33条 ［略］
（三宮証明サービスコーナー）	（三宮証明サービスコーナー）
第35条 地域協働局住民課三宮証明サービスコーナー（以下「三宮証明サービスコーナー」という。）は、住民票、戸籍及び個人の印鑑の登録に関する文書の作成及び交付に関する事務を分掌する。	第34条 地域協働局住民課三宮証明サービスコーナー（以下「三宮証明サービスコーナー」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。
	(1) 住民票、戸籍及び個人の印鑑の登録に関する文書の作成及び交付に関すること。
	(2) 市税に関する証明書の作成及び交付に関すること。
第36条 ［略］	第35条 ［略］
（消費生活センター）	（消費生活センター）
第37条 ［略］	第36条 ［略］
2 消費生活センターは、次に掲げる事務を分掌する。	2 消費生活センターは、次に掲げる事務を分掌する。
(1)～(3) ［略］	(1)～(3) ［略］
(4) 生活必需物資の安定供給の確保に関すること。	(4) 物価情報の収集及び提供に関すること。
(5)～(7) ［略］	(5)～(7) ［略］

第38条　［略］

（市税の窓口）

第39条　行財政局税務部市民税第１課東灘市税の窓口、中央市税の窓口、北市税の窓口、行財政局税務部市民税第２課灘市税の窓口、須磨市税の窓口、垂水市税の窓口は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)　市税に関する証明の発行及び閲覧に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

(2)　市税その他徴収金の収納に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

第40条　［略］

（博物館の組織）

第41条　文化スポーツ局博物館（以下「博物館」という。）の組織は、次の表のとおりとする。

課又は第２類の事業所	係又は第３類の事業所
事業課	
学芸課	
小磯記念美術館	神戸ゆかりの美術館

（博物館の分掌事務）

第37条　［略］

（市税の窓口）

第38条　行財政局税務部市民税第１課東灘市税の窓口、中央市税の窓口、北市税の窓口、行財政局税務部市民税第２課灘市税の窓口、須磨市税の窓口、垂水市税の窓口は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)　市税に関する証明の発行及び閲覧に関すること。

(2)　市税その他徴収金の収納に関すること。

第39条　［略］

（博物館の組織）

第40条　文化スポーツ局博物館（以下「博物館」という。）の組織は、次の表のとおりとする。

課又は第２類の事業所	係又は第３類の事業所
管理課	
学芸課	
小磯記念	
美術館	神戸ゆかりの美術館

（博物館の分掌事務）

第42条　博物館に設置する各課及び事業所の事務分掌は、次のとおりとする。 事業課 (1)　博物館の管理及び運営に関すること。 (2)　博物館の広報活動及び地域連携事業に関すること。 学芸課～神戸ゆかりの美術館　［略］	第41条　博物館に設置する各課及び事業所の事務分掌は、次のとおりとする。 管理課 博物館の管理及び運営に関すること。 学芸課～神戸ゆかりの美術館　［略］
第43条～第45条　［略］	第42条～第44条　［略］
	（和光園） 第45条　福祉局和光園（以下「和光園」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者を入所させて、これを保護するに必要な業務を行う。 (1)　65歳以上の者であって、身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なもの (2)　18歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい欠陥があるため独立して日常生活を営むことのできないもの 2　和光園は、次に掲げる事務を分掌する。 (1)　入所者の介護に関すること。 (2)　入所者の生活指導に関するこ

	と。
	(3)　入所者の診療及び看護に関すること。
	(4)　入所者の栄養管理及び栄養指導に関すること。
	(5)　ケアハウス和光園に関すること。
（保健所の組織）	（保健所の組織）
第47条　健康局保健所（以下「保健所」という。）の組織は、次の表のとおりとする。	第47条　健康局保健所（以下「保健所」という。）の組織は、次の表のとおりとする。

部	課又は第２類の事業所	係又は第３類の事業所
	［略］	［略］
	西部衛生監視事務所	
	［略］	
［略］	［略］	

部	課又は第２類の事業所	係又は第３類の事業所
	［略］	［略］
	西部衛生監視事務所	
	健康科学研究所	感染症部　生活科学部
	［略］	
［略］	［略］	

２　［略］	２　［略］
（保健所の分掌事務）	（保健所の分掌事務）
第48条　［略］	第48条　［略］
保健課～衛生監視事務所　［略］	保健課～衛生監視事務所　［略］

	健康科学研究所 (1)　衛生に関する調査、研究及び指導に関すること。 (2)　衛生に関する試験及び検査に関すること。
食品衛生検査所～精神保健福祉センター　［略］ 保健センター (1)～(6)　［略］	食品衛生検査所～精神保健福祉センター　［略］ 保健センター (1)～(6)　［略］ (7)　結核検診事業の企画、調整及び実施に関すること。
(7)　結核、感染症、生活習慣病等の対策に関すること（保健課に属するものを除く。）。	(8)　結核、感染症、生活習慣病等の対策に関すること。
(8)　予防接種事業に関すること（保健課に属するものを除く。）。	(9)　予防接種事業の企画、調整及び実施に関すること。
(9)　［略］ 保健福祉部　［略］	(10)　［略］ 保健福祉部　［略］
（健康科学研究所の組織） 第49条　健康局健康科学研究所（以下「健康科学研究所」という。）の組織は、次の表のとおりとする。	

課又は第２類の事業所	係又は第３類の事業所
第１衛生研究部	

第２衛生研究部	

（健康科学研究所の分掌事務）

第50条　健康科学研究所及び健康科学研究所に設置する各研究部の分掌する事務は、次のとおりとする。

健康科学研究所

健康科学研究所の検査等に関する信頼性確保業務に関すること。

第１衛生研究部

(1)　健康科学研究所の管理及び運営に関すること。

(2)　主に食品・環境化学の衛生に関する調査、研究及び指導に関すること。

(3)　主に食品・環境化学の衛生に関する試験及び検査に関すること。

第２衛生研究部

(1)　主に感染症の衛生に関する調査、研究及び指導に関すること。

(2)　主に感染症の衛生に関する試験及び検査に関すること。

第51条～第58条　［略］

（環境局事業所）

第59条　［略］

２　環境局事業所は、次に掲げる事務を分掌する。

第49条～第56条　［略］

（環境局事業所）

第57条　［略］

２　環境局事業所は、次に掲げる事務を分掌する。

(1)、(2)　［略］	(1)、(2)　［略］
	(3)　一般廃棄物（し尿を除く。）の処理に係る手数料の徴収に関すること。
第60条～第64条　［略］	第58条～第62条　［略］
（農業振興センター）	（農業振興センター）
第65条　経済観光局西農業振興センター（以下「西農業振興センター」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。	第63条　経済観光局西農業振興センター（以下「西農業振興センター」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。
(1)～(8)　［略］	(1)～(8)　［略］
	(9)　兵庫県農業共済組合が行う農業共済事業及び収入保険制度に関すること。
(9)～(15)　［略］	(10)～(16)　［略］
2　経済観光局北農業振興センター（以下「北農業振興センター」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。	2　経済観光局北農業振興センター（以下「北農業振興センター」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。
(1)～(8)　［略］	(1)～(8)　［略］
	(9)　兵庫県農業共済組合が行う農業共済事業（家畜共済事業を除く。）及び収入保険制度に関すること。
(9)～(15)　［略］	(10)～(16)　［略］
第66条～第71条　［略］	第64条～第69条　［略］
	（西神整備事務所）
	第70条　都市局西神整備事務所（以下「西神整備事務所」という。）は、次に掲げる事務を分掌する。

	(1) 新都市整備事業に係る内陸部の工事の監督に関すること。
	(2) 新都市整備事業に係る内陸部の造成地及び取得地(他の所管に属するものは除く。)の管理に関すること。
(神戸港管理事務所)	(神戸港管理事務所)
第72条 港湾局神戸港管理事務所(以下「神戸港管理事務所」という。)は、次に掲げる事務を分掌する。	第71条 港湾局神戸港管理事務所(以下「神戸港管理事務所」という。)は、次に掲げる事務を分掌する。
(1) 港湾施設等の施設及び普通財産の管理に関すること(他の所管に属するものを除く。)。	(1) 港湾施設及び普通財産の管理に関すること(他の所管に属するものを除く。)。
(2) [略]	(2) [略]
	第72条 削除
第8章 [略]	第7章 [略]
(危機管理監、広報官、局長等)	(危機管理監、広報官、局長等)
第74条 [略]	第74条 [略]
2 [略]	2 [略]
	3 市長室秘書課に国際渉外秘書官を置く。
	4 市長室国際部国際課に国際経済連携専門官を置く。
	5 市長室広報戦略部にホームページ監理官及びカスタマーDXマネージャーを置く。
	6 市長室広報戦略部に相談員を置

	く。
3　危機管理局に防災専門官を置く。	7　危機管理室に防災専門官を置く。
4　［略］	8　［略］
5　企画調整局秘書室秘書課に国際渉外秘書官を置く。	
6　企画調整局広報戦略部にホームページ監理官、カスタマーDXマネージャー及びクリエイティブディレクターを置く。	
7　企画調整局広報戦略部に相談員を置く。	
8　地域協働局地域協働課に地域おこし隊チーフ及び地域日本語教育総括プロデューサーを置く。	
9　地域協働局企業連携推進課に企業連携調整官及び企業連携コーディネーターを置く。	9　企画調整局産学連携推進課に企業連携調整官及び企業連携コーディネーターを置く。
10～15　［略］	10～15　［略］
16　経済観光局国際課に国際経済連携専門官を置く。	
17、18　［略］	16、17　［略］
19　建設局森林・防災部森林課に森林官を置く。	18　建設局防災課に森林官を置く。
20　建築住宅局政策課に企画専門官を置く。	
21　北須磨支所に所長を、玉津支所に所長及び副所長を、山田出張所、有馬	19　北須磨支所に所長を、玉津支所に所長及び副所長を、山田出張所、有馬

出張所、道場出張所、八多出張所、大沢出張所、長尾出張所、淡河出張所、明舞出張所、伊川谷出張所、櫨谷出張所、押部谷出張所、平野出張所、神出出張所及び岩岡出張所に所長を置く。	出張所、道場出張所、八多出張所、大沢出張所、長尾出張所、淡河出張所、伊川谷出張所、櫨谷出張所、押部谷出張所、平野出張所、神出出張所及び岩岡出張所に所長を置く。
22、23　［略］	20、21　［略］
24　東京事務所、男女共同参画センター、職員研修所、保育所、こども家庭センター、環境局事業所、自動車管理事務所、建設事務所及び森林整備事務所に副所長を、総合療育センターまるやま学園及びあけぼの学園、東部療育センターひまわり学園並びに西部療育センターのばら学園に園長を、博物館に事務局長、事務室長、事務長及び副館長を、健康科学研究所に部長を置く。	22　東京事務所、男女共同参画センター、職員研修所、こども家庭センター、環境局事業所、自動車管理事務所、建設事務所及び森林整備事務所に副所長を、総合療育センターまるやま学園及びあけぼの学園、東部療育センターひまわり学園並びに西部療育センターのばら学園に園長を、博物館に事務局長、事務室長、事務長及び副館長を、健康科学研究所に部長を置く。
25　［略］	23　［略］
第75条　市長は、特に必要があると認めるときは、次の各号に掲げる内部組織の区分に応じ、当該各号に定める補職名を置くことができる。	第75条　市長は、特に必要があると認めるときは、次の各号に掲げる内部組織の区分に応じ、当該各号に定める補職名を置くことができる。
(1)～(10)　［略］	(1)～(10)　［略］
	(11)　和光園　副園長
(11)～(20)　［略］	(12)～(21)　［略］
2　前項第９号から第20号までに掲げるもののほか、市長が特に必要があ	2　前項第９号から第21号までに掲げるもののほか、市長が特に必要があ

ると認めるときは、第１類の事業所に副所長、部長、課長、係長、調査役又は専門役を、第２類の事業所に副所長、課長、係長、調査役又は専門役を、第３類の事業所に副所長、係長、調査役又は専門役を置くことができる。	ると認めるときは、第１類の事業所に副所長、部長、課長、係長、調査役又は専門役を、第２類の事業所に副所長、課長、係長、調査役又は専門役を、第３類の事業所に副所長、係長、調査役又は専門役を置くことができる。
（市税事務所の職）	
第76条　市税事務所の所長は、行財政局税務部長をもって充てる。	
２　市税事務所の部長（市民税担当、固定資産税担当及び市税徴収担当）は、行財政局税務部の部長（市民税担当、固定資産税担当及び市税徴収担当）をもって充てる。	
３　別表第６の表の左欄に掲げる市税事務所の組織における職は、同表の右欄に掲げる税務部の組織における職をもって充てる。	
４　前項に定めるもののほか、別表第７の表の左欄に掲げる市税事務所の組織における職は、同表の右欄に掲げる地域協働局及び区役所の組織における職をもって充てる。	
第77条　［略］	第76条　［略］
（保健所の職）	（保健所の職）
第78条　［略］	第77条　［略］
２、３　［略］	２、３　［略］

4　別表第８の表の左欄に掲げる保健所の組織における別表第９の表の左欄に掲げる保健所の職は、別表第８の表の左欄に掲げる保健所の組織の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる区役所における別表第９の表の左欄に掲げる保健所の職の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる区役所の職をもって充てる。	4　別表第６の表の左欄に掲げる保健所の組織における別表第７の表の左欄に掲げる保健所の職は、別表第６の表の左欄に掲げる保健所の組織の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる区役所における別表第７の表の左欄に掲げる保健所の職の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる区役所の職をもって充てる。
5　別表第10の表の左欄に掲げる保健所の組織における別表第11の表の左欄に掲げる保健所の職は、別表第10の表の左欄に掲げる保健所の組織の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる区役所における別表第11の表の左欄に掲げる保健所の職の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる区役所の職をもって充てる。	5　別表第８の表の左欄に掲げる保健所の組織における別表第９の表の左欄に掲げる保健所の職は、別表第８の表の左欄に掲げる保健所の組織の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる区役所における別表第９の表の左欄に掲げる保健所の職の区分に応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる区役所の職をもって充てる。
第79条　［略］	第78条　［略］
（職務）	（職務）
第80条　［略］	第79条　［略］
２～７　［略］	２～７　［略］
	８　国際渉外秘書官は、上司の命を受け、市長及び副市長の通訳及びその統括並びに市長及び副市長に係る海外との渉外調整支援を行う。
	９　国際経済連携専門官は、上司の命を受け、高度人材及び企業の誘致並

	びに市内企業と海外企業の交流促進を行う。 10　ホームページ監理官は、上司の命を受け、市ホームページの管理運営業務を行う。 11　カスタマーDXマネージャーは、上司の命を受け、広聴業務のデジタル化の推進及び総合調整を行う。 12　相談員は、上司の命を受け、市民からの相談業務を行う。
8、9　［略］ 10　国際渉外秘書官は、上司の命を受け、市長及び副市長の通訳及びその統括並びに市長及び副市長に係る海外との渉外調整支援を行う。 11　ホームページ監理官は、上司の命を受け、市ホームページの管理運営業務を行う。 12　カスタマーDXマネージャーは、上司の命を受け、広聴業務のデジタル化の推進及び総合調整を行う。 13　クリエイティブディレクターは、上司の命を受け、広報物の企画立案、作成及び助言を行う。 14　相談員は、上司の命を受け、市民からの相談業務を行う。 15　地域おこし隊チーフは、上司の命	13、14　［略］

を受け、地域おこし隊の活動支援及び事業の総合調整を行う。	
16　地域日本語教育総括プロデューサーは、上司の命を受け、市内の日本語教育推進に向けた施策の企画、実施及び連絡調整を行う。	
17～22　［略］	15～20　［略］
23　国際経済連携専門官は、上司の命を受け、高度人材及び企業の誘致並びに市内企業と海外企業の交流促進を行う。	
24～27　［略］	21～24　［略］
28　企画専門官は、上司の命を受け、政策課題の解決に向けた施策の立案、広報及び助言を行う。	
29、30　［略］	25、26　［略］
第81条　［略］	第80条　［略］
２～４　［略］	２～４　［略］
５　保育所の副所長は、上司の命を受け、所長を補佐し、所属職員を指揮監督する。	５　和光園の副園長は、上司の命を受け、園長を補佐し、所属職員を指揮監督する。
６～10　［略］	６～10　［略］
第82条、第83条　［略］	第81条、第82条　［略］
（事務分担）	（事務分担）
第84条　組織の事務を主管しない局長、部長、課長、係長、調査役及び専門役の事務分担は、局の事務を主管	第83条　組織の事務を主管しない局長、部長、課長及び係長の事務分担は、危機管理監、局の事務を主管する

する局長、会計室長、区長等又は事業所の所管部局の長が定める。	局長、市長室長、会計室長、区長等又は事業所の所管部局の長が定める。
２～５　［略］	２～５　［略］
６　第74条及び第75条に規定する職員以外の職員（第２条、第17条及び第19条に規定する組織に属する者に限る。）の配置及び担当事務は、課等の長又は課の事務を主管しない課長が定める。	６　第208条及び第209条に規定する職員以外の職員（第２条、第134条及び第136条に規定する組織に属する者に限る。）の配置及び担当事務は、課等の長又は課の事務を主管しない課長が定める。
７　第74条及び第75条に規定する職員以外の職員（第23条に規定する組織に属する者に限る。）の配置については所長が、担当事務については課の事務を主管する課長が定める。	７　第208条及び第209条に規定する職員以外の職員（第143条に規定する組織に属する者に限る。）の配置については所長が、担当事務については課の事務を主管する課長が定める。
８　第74条及び第75条に規定する職員以外の職員（玉津支所に属する者に限る。）の担当事務は、所長が定める。	８　第208条及び第209条に規定する職員以外の職員（玉津支所に属する者に限る。）の担当事務は、所長が定める。
９　第74条及び第75条に規定する職員以外の職員（福祉事務所及び福祉事務所支所に属する者に限る。）の担当事務は、課の事務を主管する課長（福祉事務所支所にあっては、支所長）が定める。	９　第208条及び第209条に規定する職員以外の職員（福祉事務所及び福祉事務所支所に属する者に限る。）の担当事務は、課の事務を主管する課長（福祉事務所支所にあっては、支所長）が定める。
10　第74条及び第75条に規定する職員以外の職員（事業所に属する者に限る。）の配置及び担当事務は、次の各号に掲げる事業所の区分に従い、当	10　第208条及び第209条に規定する職員以外の職員（事業所に属する者に限る。）の配置及び担当事務は、次の各号に掲げる事業所の区分に従い、

該各号に定める者が定める。	当該各号に定める者が定める。
(1)、(2)　［略］	(1)、(2)　［略］
	(3)　こども家庭センター　副所長
(3)　［略］	(4)　［略］
第85条　［略］	第84条　［略］
（代行）	（代行）
第86条　危機管理監に事故があるときは、危機管理局副局長がその事務を代行する。	第85条　危機管理監に事故があるときは、危機管理室長がその事務を代行する。
2　第74条及び第75条に規定する職員（係長、作業長、守衛長及び総括班長を除く。）に事故があるときは、当該事務を所掌する直近下位の第74条及び第75条に規定する職員（作業長、守衛長及び総括班長を除く。）がその事務を代行する。	2　第208条及び第209条に規定する職員（係長、作業長、守衛長及び総括班長を除く。）に事故があるときは、当該事務を所掌する直近下位の第208条及び第209条に規定する職員（作業長、守衛長及び総括班長を除く。）がその事務を代行する。
3　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業所長に事故があるときは、当該各号に定める者が、その事務を代行する。	3　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事業所長に事故があるときは、当該各号に定める者が、その事務を代行する。
(1)、(2)　［略］	(1)、(2)　［略］
	(3)　和光園の園長　副園長又はあらかじめ福祉局長が定める者
(3)～(6)　［略］	(4)～(7)　［略］
	(8)　西神整備事務所の所長　あらかじめ都市局長が定める者
(7)　［略］	(9)　［略］

第86条、第87条　［略］

別表第１（第31条関係）

名称	所属	区分	主たる事務所	事業所の長
東京事務所	［略］	［略］	東京都千代田区平河町２丁目６番３号	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
玉津南公民館	［略］	［略］	［略］	［略］
和光園	福祉局	第２類	神戸市須磨区養老町１丁目８番30号	園長
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
更生センター	福祉局保護課	［略］	［略］	
更生援護相談	福祉局保護課	［略］	［略］	

第87条、第88条　［略］

別表第１（第32条関係）

名称	所属	区分	主たる事務所	事業所の長
東京事務所	［略］	［略］	東京都港区虎ノ門１丁目17番１号	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
玉津南公民館	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
更生センター	福祉局くらし支援課	［略］	［略］	
更生援護相談	福祉局くらし支援課	［略］	［略］	

所				
保健所	［略］	［略］	［略］	［略］
健康科学研究所	健康局	第1類	神戸市中央区港島中町4丁目6番地の5	所長
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
西部衛生監視事務所	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
淡河環境センター	［略］	［略］	［略］	

所				
保健所	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
西部衛生監視事務所	［略］	［略］	［略］	［略］
健康科学研究所	健康局保健所	第2類	神戸市中央区港島中町4丁目6番5号	所長
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
淡河環境センター	［略］	［略］	［略］	
資源	環境局業	第	神戸市西区	

［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
森林整備事務所	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

別表第３（第59条関係）

［略］

別表第４（第68条関係）

［略］

別表第５（第69条関係）

［略］

別表第６（第76条関係）

市税事務所の組	税務部の組織にお

リサイクルセンター	務課	4類	美津が丘1丁目9番地	
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
森林整備事務所	［略］	［略］	［略］	［略］
西神整備事務所	都市局	第2類	神戸市西区井吹台東町1丁目1番地の1	所長
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

別表第３（第57条関係）

［略］

別表第４（第66条関係）

［略］

別表第５（第67条関係）

［略］

織における職	ける職
市税事務所税務課の課長、係長及び職員	行財政局税務部税務課の課長、係長及び職員
市税事務所税制企画課の課長、係長及び職員	行財政局税務部税制企画課の課長、係長及び職員
市税事務所市民税企画課の課長、係長及び職員	行財政局税務部市民税企画課の課長、係長及び職員
市税事務所市民税第１課の課長、係長及び職員	行財政局税務部市民税第１課の課長、係長及び職員
市税事務所市民税第２課の課長、係長及び職員	行財政局税務部市民税第２課の課長、係長及び職員
市税事務所法人税務課の課長、係長及び職員	行財政局税務部法人税務課の課長、係長及び職員
市税事務所固定資産税企画課の課長、係長及び職員	行財政局税務部固定資産税企画課の課長、係長及び職員
市税事務所固定資産税第１課の課長、係長及び職員	行財政局税務部固定資産税第１課の課長、係長及び職員
市税事務所固定	行財政局税務部固

資産税第２課の課長、係長及び職員	定資産税第２課の課長、係長及び職員
市税事務所固定資産税第３課の課長、係長及び職員	行財政局税務部固定資産税第３課の課長、係長及び職員
市税事務所収税企画課の課長、係長及び職員	行財政局税務部収税企画課の課長、係長及び職員
市税事務所収税第１課の課長、係長及び職員	行財政局税務部収税第１課の課長、係長及び職員
市税事務所収税第２課の課長、係長及び職員	行財政局税務部収税第２課の課長、係長及び職員
市税事務所収税第３課の課長、係長及び職員	行財政局税務部収税第３課の課長、係長及び職員
市税事務所収税第４課の課長、係長及び職員	行財政局税務部収税第４課の課長、係長及び職員
市税事務所特別滞納整理課の課長、係長及び職員	行財政局税務部特別滞納整理課の課長、係長及び職員
市税事務所収納管理課の課長、係長及び職員	行財政局税務部収納管理課の課長、係長及び職員

別表第７（第76条関係）

市税事務所の組織における職	地域協働局及び区役所の職
市税事務所市民税企画課課長	地域協働局住民課長、区役所（中央区役所及び北神区役所を除く。）総務部市民課長、北区役所総務部地域協働課課長（総務担当）、北神区役所地域協働課課長、北神区役所市民課長、須磨区役所北須磨支所市民課長、垂水区総務部地域協働課課長（市民担当）、西区役所総務部地域協働課課長（総務担当）及び西区役所玉津支所長
市税事務所市民税企画課の係長及び職員	地域協働局住民課、区役所（中央区役所及び北神区役所を除く。）総務部市民課、北区役所総務部地域協働課、北神区

	役所地域協働課、北神区役所市民課、須磨区役所北須磨支所市民課、垂水区総務部地域協働課及び西区役所総務部地域協働課及び玉津支所の係長及び職員（市税に関する証明（固定資産税関係証明書及び住宅用家屋証明書を除く。ただし、須磨区役所北須磨支所市民課にあっては住宅用家屋証明書を除く。）の作成及び交付に関する業務を担当するものに限る。）

別表第８（第78条関係）

［略］

別表第９（第78条関係）

［略］

別表第10（第78条関係）

［略］

別表第11（第78条関係）

別表第６（第77条関係）

［略］

別表第７（第77条関係）

［略］

別表第８（第77条関係）

［略］

別表第９（第77条関係）

［略］	［略］

（元町村長及び町村会議員待遇規則の一部改正）

第２条　元町村長及び町村会議員待遇規則（昭和24年６月規則第194号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第７条　この規則の施行に関し必要な事項は、企画調整局長が定める。	第７条　この規則の施行に関し必要な事項は、市長室長が定める。

（職員職名規則の一部改正）

第３条　神戸市職員職名規則（昭和24年９月規則第222号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第１（第４条関係）	別表第１（第４条関係）

危機管理監　広報官　局長　副局長　部長　本部長　業務改革専門官　国際経済統括官　室長　課長　防災専門官　国際渉外秘書官　ホームページ監理官　カスタマーＤＸマネージャー　クリエイティブディレクター　上席デジタル化専門官　企業連携調整官　地域おこし隊チーフ　地域日本語教育総括プロデューサー　企業連携コーディネーター　再犯防止コーディネーター　特別指導監査専門官　国際経済連携専門官　イノベーション専門官　森林官　企画専門官　係長　調査役　専門役　デジタル化専門官　文書改革専門官　児童福祉法務専門官　オープンイノベーション専門官　区長　北神担当区長　副区長　所長　副所長　館長　館長代理　副館長　事務局長　事務室長　事務長　園長　副園長　場長　センター長　作業長　守衛長　総括班長　副部長

別表第２（第４条関係）

危機管理監　広報官　局長　副局長　部長　本部長　業務改革専門官　国際経済統括官　室長　課長　国際渉外秘書官　国際経済連携専門官　ホームページ監理官　カスタマーＤＸマネージャー　防災専門官　上席デジタル化専門官　企業連携調整官　企業連携コーディネーター　再犯防止コーディネーター　特別指導監査専門官　児童福祉法務専門官　森林官　係長　調査役　専門役　デジタル化専門官　イノベーション専門官　文書改革専門官　オープンイノベーション専門官　区長　北神担当区長　副区長　所長　副所長　館長　副館長　事務局長　事務室長　事務長　園長　副園長　場長　センター長　作業長　守衛長　総括班長　副部長

別表第２（第４条関係）

保育士　児童自立支援専門員　児童生活支援員　計量士　司書　学芸員　司書補　業務長　守衛　更生業務員　医師　歯科医師　獣医師　薬剤師　管理栄養士　栄養士　診療放射線技師　臨床検査技師　衛生検査技師　臨床工学技士　理学療法士　作業療法士　言語聴覚士　視能訓練士　保健師　助産師　看護師　准看護師　歯科衛生士　物療技術員　班長主任助手　管理員　施設管理員　防疫手　営繕工　調理士　調理員　造園手　環境技術手　機械操作手　自動車運転手　整備工　鈑金溶接工　衛生業務手　建設技術手　土木工手　動物飼育手　電工　甲板員　機関員　病院業務員	保育士　児童自立支援専門員　児童生活支援員　計量士　司書　学芸員　司書補　業務長　守衛　更生業務員　医師　歯科医師　獣医師　薬剤師　管理栄養士　栄養士　診療放射線技師　臨床検査技師　衛生検査技師　臨床工学技士　理学療法士　作業療法士　言語聴覚士　視能訓練士　保健師　助産師　看護師　准看護師　歯科衛生士　物療技術員　船長　航海士　機関長　機関士　班長主任助手　管理員　施設管理員　防疫手　営繕工　調理士　調理員　造園手　環境技術手　機械操作手　自動車運転手　整備工　鈑金溶接工　衛生業務手　予防衛生業務員　建設技術手　土木工手　動物飼育手　電工　甲板員　機関員　介護業務員　病院業務員
［略］	［略］

（市会議員待遇規則の一部改正）

第４条　神戸市市会議員待遇規則（昭和26年８月規則第88号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1)　改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第４条　この規則の施行に関し必要な事項は、企画調整局長が定める。	第４条　この規則の施行に関し必要な事項は、市長室長が定める。

（行政調査規則の一部改正）

第５条　行政調査規則(昭和35年４月規則第１号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（定義） 第２条　この規則において「部局」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 市長の事務部局（神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第１条に規定する局及び区役所をいう。以下同じ。） (2)～(5)　［略］	（定義） 第２条　この規則において「部局」とは、次に掲げるものをいう。 (1) 市長の事務部局（神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第１条に規定する局及び室並びに区役所をいう。以下同じ。） (2)～(5)　［略］

（消防本部組織規則の一部改正）

第６条　神戸市消防本部組織規則（昭和38年12月規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
（組織）
第２条　消防局の組織は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>部</th><th>課又は課に相当する組織</th><th>係</th></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td rowspan="2">警防部</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>司令課</td><td>司令第１係　司令第２係　司令第３係</td></tr>
<tr><td rowspan="2">救急部</td><td>航空機動隊</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>救急課</td><td>救急係　救急企画係　救急需要対策係　救急指導係</td></tr>
<tr><td></td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
</table>
</td><td>
（組織）
第２条　消防局の組織は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>部</th><th>課又は課に相当する組織</th><th>係</th></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td rowspan="2">警防部</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>司令課</td><td>司令第１係　司令第２係　司令第３係</td></tr>
<tr><td></td><td>救急課</td><td>救急係　救急企画係　救急研修係</td></tr>
<tr><td></td><td>航空機動隊</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td></td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

	（警防部救急課） 第12条　警防部救急課は、次に掲げる事務を分掌する。 (1)　救急に係る施策の企画及び調整に関すること。 (2)　救急資器材の配置及び開発に関すること。 (3)　患者等を搬送する業務を行う民間の事業者の認定及び指導に関すること。 (4)　救急関係機関との連絡及び調整に関すること。 (5)　救急隊員の教育及び訓練に関すること。 (6)　水上消防署の救急業務等の実施に関すること。
（警防部航空機動隊） 第12条　［略］	（航空機動隊） 第13条　［略］
（救急部救急課） 第13条　救急部救急課は、次に掲げる事務を分掌する。 (1)　救急資器材の配置及び開発に関すること。 (2)　救急に係る施策の企画及び調整に関すること。 (3)　救急関係機関との連絡及び調整に関すること。	

(4) 救急隊の運用に関すること。 (5) 救急情報システム等に関すること。 (6) 患者等を搬送する業務を行う民間の事業者の認定及び指導に関すること。 (7) 救急需要対策に関すること。 (8) 救急隊員の教育及び訓練に関すること。 (9) メディカルコントロール体制に関すること。 (10) 水上消防署の救急業務等の実施に関すること。	

（会計規則の一部改正）

第７条　神戸市会計規則（昭和39年３月規則第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（定義等） 第２条　［略］ (1) 部局の長　神戸市事務分掌条例	（定義等） 第２条　［略］ (1) 部局の長　神戸市事務分掌条例

（平成15年10月条例第19号）第１条に規定する局、会計室、消防局、区役所、監査事務局、教育委員会事務局、市選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局及び市会事務局の長をいう。	（平成15年10月条例第19号）第１条に規定する局及び室、会計室、消防局、区役所、監査事務局、教育委員会事務局、市選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局並びに市会事務局の長をいう。
(2)～(4)　［略］	(2)～(4)　［略］
２、３　［略］	２、３　［略］
（出納員その他の会計職員）	（出納員その他の会計職員）
第３条　［略］	第３条　［略］
２　［略］	２　［略］
３　審査出納員は、別表第１各号の表審査出納員の欄に掲げる者をもつて充て、会計管理者の命を受けて電子情報処理組織（所属長の使用に係る電子計算機と承認を受ける者又は届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて計算のうえ作成された旅費条例（昭和27年７月条例第45号）第４条第１項に規定する旅行命令（教育委員会事務局教職員給与課又は学びの推進課の課長にあつては、各課が支出事務を行う神戸市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の旅行命令を含む。）、歳入の戻出並びに歳出予算に係る節の区分が償還	３　審査出納員は、別表第１各号の表審査出納員の欄に掲げる者をもつて充て、会計管理者の命を受けて電子情報処理組織（所属長の使用に係る電子計算機と承認を受ける者又は届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて計算のうえ作成された旅費条例（昭和27年７月条例第45号）第４条第１項に規定する旅行命令（教育委員会事務局総務部教職員給与課の課長にあつては、同課が支出事務を行う神戸市立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の旅行命令を含む。）、歳入の戻出並びに歳出予算に係る節の区分が償還金利子及び割

金利子及び割引料であるものの支出に係る支出負担行為に関する確認に係る事務をつかさどる。

４～10　［略］

別表第１（第２条、第３条、第19条関係）

(1)　会計管理者の所管に係るもの

組織	歳入徴収者	支出担当者	前渡金管理者	審査出納員
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
企画調整局広報戦略部、企画調整局デジタル戦略部、企画調整局医療産業都市部及び福祉局監査指導部	部長又は課長	部長又は課長	総務担当の部長又は課長	部長又は課長
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
会計室	［略］	［略］	［略］	［略］
神戸市市税事務所	課長	課長	総務担当の課長	課長

引料であるものの支出に係る支出負担行為に関する確認に係る事務をつかさどる。

４～10　［略］

別表第１（第２条、第３条、第19条関係）

(1)　会計管理者の所管に係るもの

組織	歳入徴収者	支出担当者	前渡金管理者	審査出納員
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
神戸市事務分掌規則第２条第１項の表に規定する課に相当する室	室長又は課長	室長又は課長	室長	室長又は課長
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
会計室	［略］	［略］	［略］	［略］

［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
教育委員会事務局学校教育部児童生徒課青少年育成センター	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
神戸市立の幼稚園	教育委員会事務局学校経営支援課課長（課の事務を主管する課長又は幼稚園の運営	園長、教育委員会事務局学校経営支援課の課長（課の事務を主管する課長又は幼稚	［略］	教育委員会事務局教職員給与課長（同課が支出事務を行う幼稚園に限る。）

［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
教育委員会事務局学校教育部児童生徒課青少年育成センター	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
神戸市立の幼稚園	教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課の課長（課の事務を主管する課長若し	園長、教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課の課長（課の事務を主管する	［略］	教育委員会事務局総務部教職員給与課長（同課が支出事務を行う幼稚園に限る。）

| | | |

				副所長			教職員研修所副所長	若しくは特別支援教育課長又は教職員研修所副所長			
	神戸市立の小学校、中学校及び特別支援学校	［略］	［略］	［略］	教育委員会事務局教職員給与課長又は学びの推進課の課長（各課が支出事務を行う学校に限る。）		神戸市立の小学校、中学校及び特別支援学校	［略］	［略］	［略］	教育委員会事務局総務部教職員給与課長（同課が支出事務を行う学校に限る。）
	神戸市立の義	［略	［略	［略	教育委		神戸市立の義	［略	［略	［略	教育委

務教育学校	］	］	］	員会事務局教職員給与課長又は学びの推進課の課長（各課が支出事務を行う学校に限る。）
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

(2)～(4)　［略］

別表第２（第３条関係）

(1)　会計管理者の所管に係るもの

組織	出納員	分任出納員	備考
危機管理局防災企画課	係長		

務教育学校	］	］	］	員会事務局総務部教職員給与課長（同課が支出事務を行う学校に限る。）
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

(2)～(4)　［略］

別表第２（第３条関係）

(1)　会計管理者の所管に係るもの

組織	出納員	分任出納員	備考
市長室広報戦略部市民情報サービス課	係長		収納は、金銭登録機による。
危機管理室	係長		

［略］	［略］	［略］	［略］
地域協働局男女共同参画課男女共同参画センター	［略］		
地域協働局市民情報サービス課	係長		収納は、金銭登録機による。
［略］	［略］		［略］
行財政局厚生課	［略］		
行財政局税務部特別滞納整理課	係長	事務担当者	
神戸市市税事務所市民税企画課、市民税第１課及び市民税第２課	［略］	［略］	［略］
神戸市市税事務所収税企画課、収税第１課、収税第２課、収税第３課、収税第４課	［略］	［略］	

［略］	［略］	［略］	［略］
地域協働局男女共同参画課男女共同参画センター	［略］		
［略］	［略］		［略］
行財政局厚生課	［略］		
行財政局税務部市民税企画課、市民税第１課及び市民税第２課	［略］	［略］	［略］
行財政局税務部収税企画課、収税第１課、収税第２課、収税第３課、収税第４課及び特別	［略］	［略］	

及び特別滞納整理課			
神戸市市税事務所市民税第1課及び市民税第2課市税の窓口	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］		
文化スポーツ局スポーツ交流課	係長		
［略］	［略］	［略］	［略］
福祉局国保年金医療課	［略］	［略］	
［略］	［略］	［略］	［略］
健康局保健所衛生監視事務所	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］		

滞納整理課			
行財政局税務部市民税第1課及び市民税第2課市税の窓口	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］		
文化スポーツ局国際スポーツ室	係長		
［略］	［略］	［略］	［略］
福祉局国保年金医療課	［略］	［略］	
福祉局和光園	事務担当者		
［略］	［略］	［略］	［略］
健康局保健所衛生監視事務所	［略］	［略］	［略］
健康局保健所健康科学研究所	係長	事務担当者	
［略］	［略］		

健康局保健所精神保健福祉センター	［略］		
健康局健康科学研究所	係長	事務担当者	
［略］	［略］		
こども家庭局保育所	所長、副所長及び事務担当者		
［略］	［略］	［略］	
環境局施設課落合クリーンセンター	［略］		［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
教育委員会事務局総務課	［略］		
教育委員会事務局教職員人事課	［略］		

健康局保健所精神保健福祉センター	［略］		
［略］	［略］		
こども家庭局保育所	所長、係長及び事務担当者		
［略］	［略］	［略］	
環境局施設課落合クリーンセンター	［略］		［略］
環境局事業所	副所長	事務担当者	
［略］	［略］	［略］	［略］
教育委員会事務局総務部総務課	［略］		
教育委員会事務局総務部教	［略］		

教育委員会事務局教職員給与課	［略］		
教育委員会事務局学校経営支援課	［略］		
教育委員会事務局学校環境整備課	［略］		
教育委員会事務局健康教育課	［略］	［略］	
教育委員会事務局学びの推進課	［略］		
教育委員会事務局児童生徒課	［略］		
教育委員会事務局特別支援教育課	［略］		

職員人事課			
教育委員会事務局総務部教職員給与課	［略］		
教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課	［略］		
教育委員会事務局学校支援部学校環境整備課	［略］		
教育委員会事務局学校支援部健康教育課	［略］	［略］	
教育委員会事務局学校教育部学校教育課	［略］		
教育委員会事務局学校教育部教科指導課	課長及び係長		
教育委員会事務局学校教育部児童生徒課	［略］		
教育委員会事務局学校教育部特別支援教育課	［略］		

［略］	［略］		
神戸市立の幼稚園	教育委員会事務局学校経営支援課学事計画係長		
［略］	［略］	［略］	

(2)　［略］

(3)　北神特別出納員の所管に係るもの

組織	区出納員	区分任出納員	備考
［略］	［略］	［略］	［略］
北神区役所地域協働課有馬出張所、道場出張所、八多出張所、大沢出張所、長尾出張所及び淡河出張所	［略］	［略］	［略］

［略］	［略］		
神戸市立の幼稚園	教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課学事計画係長		
［略］	［略］	［略］	

(2)　［略］

(3)　北神特別出納員の所管に係るもの

組織	区出納員	区分任出納員	備考
［略］	［略］	［略］	［略］
北神区役所市民課有馬出張所、道場出張所、八多出張所、大沢出張所、長尾出張所及び淡河出張所	［略］	［略］	［略］

(4)　［略］	(4)　［略］

（物品会計規則の一部改正）

第８条　神戸市物品会計規則（昭和39年３月規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（適用範囲） 第２条　［略］ (1) 神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第１条に規定する局 (2)～(5)　［略］ (6) 教育委員会 (7)～(10)　［略］ 別表第１（第４条、第５条関係） (1) 会計管理者の所管に係るもの	（適用範囲） 第２条　［略］ (1) 神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第１条に規定する局及び室 (2)～(5)　［略］ (6) 教育委員会事務局 (7)～(10)　［略］ 別表第１（第４条、第５条関係） (1) 会計管理者の所管に係るもの

物品出納員等、物品管理者及び物品管理員を	物品出納員等及び	物品管理者となる	そのほか物品出納員等及び物品	物品納

物品出納員等、物品管理者及び物品管理員を	物品出納員等及び	物品管理者となる	そのほか物品出納員等及び物品	物品納

置く場所	物品管理員となるべき者	管理員を置かなければならない場所	物品管理員となるべき者
神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第2条第1項の表に規定する課	［略］	［略］	［略］
神戸市事務分掌規則第2条第1項の表に規定	係長	室長	

置く場所	物品管理員となるべき者	管理員を置かなければならない場所	物品管理員となるべき者
神戸市事務分掌規則（平成31年3月規則第66号）第2条第1項の表に規定する課	［略］	［略］	［略］

企画調整局広報戦略部、企画調整局デジタル戦略部、企画調整局医療産業都市部及び福祉局監査指導部	［略］	部長又は課長		
［略］	［略］	［略］		
神戸市教育委員会事務局組織規則（昭和33年4月教育委員会規則第3号）第1条に規定する課	［略］	［略］	教育委員会事務局総務課神出自然教育園、健康教育課北学校給食共同調理場、第一学校給食センター及び垂水学校給食共	事務担当者

する課に相当する室				
市長室広報戦略部、危機管理室、企画調整局デジタル戦略部及び福祉局監査指導部	［略］	課長		
［略］	［略］	［略］		
神戸市教育委員会事務局組織規則（昭和33年4月教育委員会規則第3号）第1条に規定する課	［略］	［略］	教育委員会事務局総務部総務課神出自然教育園、学校支援部健康教育課北学校給食共同調理場、第一学校給食センター及	事務担当者

			学校給食共同調理場並びに学校教育部青少年育成センター	
［略］	［略］	［略］		

［略］

(2)　区会計管理者の所管に係るもの

物品出納員等、物品管理者及び物品管理員を置く場所	物品出納等及び物品管理員となるべき者	物品管理者となるべき者	そのほか物品出納員等及び物品管理員を置かなければならない場所	物品出納員等及び物品管理員となる

			同調理場並びに児童生徒課青少年育成センター	
［略］	［略］	［略］		

［略］

(2)　区会計管理者の所管に係るもの

物品出納員等、物品管理者及び物品管理員を置く場所	物品出納等及び物品管理員となるべき者	物品管理者となるべき者	そのほか物品出納員等及び物品管理員を置かなければならない場所	物品出納員等及び物品管理員となる

				るべき者
［略］	［略］	［略］		
区役所総務部（地域協働課を除く。）並びに北神区役所市民課及び地域協働課	［略］	［略］	北神区役所地域協働課有馬出張所、道場出張所、八多出張所、大沢出張所、長尾出張所及び淡河出張所	［略］
［略］	［略］	［略］		

［略］

				るべき者
［略］	［略］	［略］		
区役所総務部（地域協働課を除く）並びに北神区役所市民課及び地域協働課	［略］	［略］	北神区役所市民課有馬出張所、道場出張所、八多出張所、大沢出張所、長尾出張所及び淡河出張所	［略］
［略］	［略］	［略］		

［略］

（地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則の一部改正）

第９条　地方公営企業法の財務規定等を適用する事業の会計規則（昭和39年10月規則第54号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
別表第１（第３条関係）
<table>
<tr><th>設置箇所</th><th>金銭出納員</th><th>金銭分任出納員</th></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>港湾局ウォーターフロント再開発部ウォーターフロント再開発推進課</td><td>［略］</td><td></td></tr>
<tr><td>港湾局空港調整課</td><td>［略］</td><td></td></tr>
<tr><td>港湾局空港整備課</td><td>係長</td><td></td></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td></td></tr>
</table>
［略］
別表第２（第３条、第66条関係）
<table>
<tr><th>設置箇所</th><th>物品管理者</th><th>物品出納員及び物品管理員</th><th>審査出納員</th></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>港湾局ウォーターフロント再開発部ウォーターフロント再開発推進課</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
</table>
</td><td>
別表第１（第３条関係）
<table>
<tr><th>設置箇所</th><th>金銭出納員</th><th>金銭分任出納員</th></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>港湾局ウォーターフロント再開発推進課</td><td>［略］</td><td></td></tr>
<tr><td>港湾局空港調整課</td><td>［略］</td><td></td></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td></td></tr>
</table>
［略］
別表第２（第３条、第66条関係）
<table>
<tr><th>設置箇所</th><th>物品管理者</th><th>物品出納員及び物品管理員</th><th>審査出納員</th></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>港湾局ウォーターフロント再開発推進課</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

港湾局空港調整課	［略］	［略］	［略］
港湾局空港整備課	課長	係長	課長
［略］	［略］	［略］	［略］

［略］

別表第６（第20条、第35条、第46条関係）

種別	収入決定者	支出決定者	前渡金管理者
［略］	［略］	［略］	［略］
港湾局ウォーターフロント再開発部ウォーターフロント再開発推進課	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

港湾局空港調整課	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

［略］

別表第６（第20条、第35条、第46条関係）

種別	収入決定者	支出決定者	前渡金管理者
［略］	［略］	［略］	［略］
港湾局ウォーターフロント再開発推進課	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］

（公有財産規則の一部改正）

第10条　神戸市公有財産規則（昭和44年10月規則第43号の２）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1)　改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（用語の定義） 第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(2)　［略］ (3) 部局　神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第１条に規定する局、神戸市事務分掌規則（平成31年３月規則第66号）に規定する会計室、区役所、消防局、市会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局をいう。 (4)　［略］	（用語の定義） 第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(2)　［略］ (3) 部局　神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第１条に規定する局及び室、神戸市事務分掌規則（平成31年３月規則第66号）に規定する会計室、区役所、消防局、市会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局並びに農業委員会事務局をいう。 (4)　［略］

（公印規則の一部改正）

第11条　神戸市公印規則（昭和52年３月規則第111号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>

（補助機関等の印）

第４条　次に掲げるものが使用する印は、別表第３に定めるとおりとする。

(1)～(3)　［略］

(4) 神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第１条に規定する局の長及び神戸市事務分掌規則に規定する会計室の長

(5)～(11)　［略］

附則別表

<table>
<tr><th>附則様式</th><th>公の施設</th><th>公印の名称</th><th>書体</th><th>寸法（ミリメートル）</th><th>管守主管課</th></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>17</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>都市局内陸・臨海振興課</td></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
</table>

</td><td>

（補助機関等の印）

第４条　次に掲げるものが使用する印は、別表第３に定めるとおりとする。

(1)～(3)　［略］

(4) 神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第１条に規定する局及び室の長並びに神戸市事務分掌規則に規定する会計室の長

(5)～(11)　［略］

附則別表

<table>
<tr><th>附則様式</th><th>公の施設</th><th>公印の名称</th><th>書体</th><th>寸法（ミリメートル）</th><th>管守主管課</th></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>17</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>都市局新都市管理課</td></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
</table>

</td></tr>
</table>

別表第２（第３条、第10条関係）

様式	公印の名称	書体	寸法（ミリメートル）	使途	管守主管課
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
10	［略］	［略］	［略］	［略］	行財政局税務部税務課

別表第２（第３条、第10条関係）

様式	公印の名称	書体	寸法（ミリメートル）	使途	管守主管課
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
10	［略］	［略］	［略］	［略］	地域協働局住民課、行財政局税務部税務課、市民税企画課、市民税第１課、市民税第２課、固定資産税企

| | | |

						課、西区役所総務部市民課及び地域協働課並びに須磨区役所北須磨支所市民課及び西区役所玉津支所						
10の2	［略］	［略］	［略］	［略］	行財政局税務部特別滞納整理課		10の2	［略］	［略］	［略］	［略］	行財政局税務部収税企画課
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
25	［略］	［略］	［略］	神戸市中央卸売市場業務条例（令和2年4月条例第1号）第	［略］		25	［略］	［略］	［略］	神戸市中央卸売市場業務条例（令和2年4月条例第1号）第	［略］

				5条第2項に規定する神戸市中央卸売市場における業者に対する許可及び使用料等の徴収に関する事務	
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
26の2	［略］	［略］	［略］	［略］	建設局森林・防災部河川課
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
31	［略］	［略］	［略］	建設局建設事務所において行う道路の管理に関する事務、宅地造成工事の規制、検査及び許可	［略］

				5条第2項に規定する神戸市中央卸売市場における入荷証明、業者に対する許可及び使用料等の徴収に関する事務	
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
26の2	［略］	［略］	［略］	［略］	建設局河川課
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
31	［略］	［略］	［略］	建設局建設事務所において行う道路の管理に関する事務、宅地造成工事の規制、検査及び許可	［略］

				に関する事務（建設局森林・防災部防災課の所管に属するものを除く。）、河川の管理に関する事務、公園の使用許可に関する事務並びに公園管理会等に関する事務	
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

別表第３（第４条、第10条関係）

様式	公印の名称	書体	寸法（ミリメートル）	使途	管守主管課

				に関する事務（建設局防災課の所管に属するものを除く。）、河川の管理に関する事務、公園の使用許可に関する事務並びに公園管理会等に関する事務	
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

別表第３（第４条、第10条関係）

様式	公印の名称	書体	寸法（ミリメートル）	使途	管守主管課

［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
42の2	［略］	［略］	［略］	［略］	危機管理局防災企画課
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
43の2及び43の3	削除				
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
62の2	［略］	［略］	［略］	［略］	各行政機関
6	［略	［	［	［略］	［略］

［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
42の2	［略］	［略］	［略］	［略］	危機管理室
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
43の2	市長室長の印	隷書	方21	市長室長の権限に属する公用文	市長室秘書課
43の3	危機管理室長の印	隷書	方21	危機管理室長の権限に属する公用文	危機管理室
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
62の2	［略］	［略］	［略］	［略］	行財政局総務課
6	［略	［	［	［略］	［略］

3	］	略］	略］		
64	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

別表第４（第５条、第10条関係）

様式	公印の名称	書体	寸法（ミリメートル）	使途	管守主管課
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

3	］	略］	略］		
64	建築主事の印	隷書	方21	建築主事の権限に属する公用文	建築住宅局建築指導部建築調整課
64の2	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

別表第４（第５条、第10条関係）

様式	公印の名称	書体	寸法（ミリメートル）	使途	管守主管課
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

68	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
				区役所出張所（明舞出張所を除く。）において行う戸籍、印鑑登録証明及び住民基本台帳の証明に関する事務	北区役所総務部地域協働課、北神区役所地域協働課及び西区役所総務部地域協働課
				［略］	［略］
				地域協働局住民課において行う戸籍、印鑑登録証明及び住民基本台帳の証明に関する事務	
				［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

68	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
				区役所出張所（明舞出張所を除く。）において行う戸籍、印鑑登録証明及び住民基本台帳の証明に関する事務	北区役所総務部地域協働課、北神区役所市民課及び西区役所総務部地域協働課
				［略］	［略］
				三宮証明サービスコーナーにおいて行う戸籍、印鑑登録証明及び住民基本台帳の証明に関する事務	
				［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

]		]	]		
73の8	［略］	［略］	［略］	港湾局神戸港管理事務所において行う次に掲げる事務 (1)　規則第55条の2第1項第1号及び第2号に規定する事務のうち、港湾局長の権限に属するもの (2)　規則第55条の8に規定する事務	港湾局神戸港管理事務所
73の9	［略］	［略］	［略］	規則第55条の2第1項第8号から第12号までに規定する事務	［略］

]		]	]		
73の8	［略］	［略］	［略］	港湾局神戸港管理事務所において行う次に掲げる事務 (1)　規則第54条の2第1項第1号及び第2号に規定する事務のうち、港湾局長の権限に属するもの (2)　規則第54条の5に規定する事務	神戸港管理事務所
73の9	［略］	［略］	［略］	規則第55条の2第1項第8号から12号までに規定する事務（危機管理監の権限に	［略］

				属するものを除く。）		
73の10	契約等事務専用危機管理監の印	隷書	方30	規則第55条の2第1項第8号から12号までに規定する事務のうち、危機管理監の権限に属する事務	行財政局総務課	

様式第43の２及び様式第43の３を次のように改める。

様式第43の２及び様式第43の３　削除

様式第64を削り、様式第64の２を様式第64とする。

様式第73の10を削る。

（情報公開審査会規則の一部改正）

第12条　神戸市情報公開審査会規則（昭和61年11月規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	（庶務）

	第４条　審査会の庶務は、市長室において処理する。
第４条　［略］	第５条　［略］

（留学生支援等基金条例施行規則の一部改正）

第13条　神戸市留学生支援等基金条例施行規則（平成元年３月規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（基金の管理） 第２条　神戸市留学生支援等基金（以下「基金」という。）は、企画調整局長が管理する。 ２　企画調整局長は、次の帳簿を備え、基金の経理状況を明らかにするものとする。 (1)、(2)　［略］ （施行細目の委任） 第３条　この規則の施行に関し必要な事項は、企画調整局長が行財政局長と協議して定める。	（基金の管理） 第２条　神戸市留学生支援等基金（以下「基金」という。）は、市長室長が管理する。 ２　市長室長は、次の帳簿を備え、基金の経理状況を明らかにするものとする。 (1)、(2)　［略］ （施行細目の委任） 第３条　この規則の施行に関し必要な事項は、市長室長が行財政局長と協議して定める。

（市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例施行規則の一部

改正）

第14条　神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例施行規則（平成18年12月規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（コンプライアンス対策会議） 第７条　［略］ ２　［略］ ３　対策会議は、市長、副市長、危機管理監、神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第１条に規定する局の長、会計室長、区長、北神担当区長、消防長、公営企業管理者、教育委員会事務局長、教育次長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長及び市会事務局長をもって組織し、市長が主宰する。 ４　［略］	（コンプライアンス対策会議） 第７条　［略］ ２　［略］ ３　対策会議は、市長、副市長、危機管理監、神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第１条に規定する局及び室の長、会計室長、区長、北神担当区長、消防長、公営企業管理者、教育委員会事務局長、教育次長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、監査事務局長及び市会事務局長をもって組織し、市長が主宰する。 ４　［略］

（指定管理者選定評価委員会規則の一部改正）

第15条　神戸市指定管理者選定評価委員会規則（平成25年３月規則第84号）の一

部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（庶務） 第10条　委員会の庶務は、別表の右欄に掲げる局又は区役所において処理する。 附　則 （施行細目の委任に係る特例） 第５条　市長が附則第３条第１項本文の規定に基づき委員会の委員長を自ら指名した場合における第11条の規定の適用については、当分の間、同条中「委員長が委員会に諮って」とあるのは、「別表の右欄に掲げる局又は区役所の長が」とする。ただし、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項については同条の規定に基づき委員長が委員会に諮って定めるべき旨を委員会が議決した場合（次項の通知の後に議決がなされた場合を	（庶務） 第10条　委員会の庶務は、別表の右欄に掲げる室、局又は区役所において処理する。 附　則 （施行細目の委任に係る特例） 第５条　市長が附則第３条第１項本文の規定に基づき委員会の委員長を自ら指名した場合における第11条の規定の適用については、当分の間、同条中「委員長が委員会に諮って」とあるのは、「別表の右欄に掲げる室、局又は区役所の長が」とする。ただし、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項については同条の規定に基づき委員長が委員会に諮って定めるべき旨を委員会が議決した場合（次項の通知の後に議決がなされた

含む。）は、この限りでない。 2　別表の右欄に掲げる局又は区役所の長は、前項本文の規定により読み替えて適用される第11条の規定に基づき議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項を定めたときは、その委員会の委員に対して、その旨を通知しなければならない。	場合を含む。）は、この限りでない。 2　別表の右欄に掲げる室、局又は区役所の長は、前項本文の規定により読み替えて適用される第11条の規定に基づき議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項を定めたときは、その委員会の委員に対して、その旨を通知しなければならない。

別表（第１条、第10条関係）

附属機関	庶務
神戸市企画調整局指定管理者選定評価委員会	企画調整局
［略］	［略］

別表（第１条、第10条関係）

附属機関	庶務
神戸市市長室指定管理者選定評価委員会	市長室
神戸市企画調整局指定管理者選定評価委員会	企画調整局
［略］	［略］

（副市長事務分担規則の一部改正）

第16条　副市長事務分担規則（平成25年11月規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前

（事務分担） 第２条　副市長は、次の各号に掲げる副市長の区分に応じ、当該各号に定める事務を担任する。 (1)　［略］ (2)　小原副市長　危機管理局、会計室、地域協働局、文化スポーツ局、福祉局、健康局、こども家庭局、建築住宅局、消防局及び水道局の所管に属する事務並びに教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査事務局に関する事務 (3)　黒田副市長　局室区（前２号及び次項に掲げる局、室及び区役所をいう。）に係るＳＤＧｓに立脚した政策の企画及び立案並びに実施に関する事務並びにＳＤＧｓの視点を踏まえた市役所改革の推進に関する事務並びに森林及び緑化政策の推進に関する事務 ２　企画調整局及び区役所の所管に属する事務は、今西副市長及び小原副市長が共同して所掌する。	（事務分担） 第２条　副市長は、次の各号に掲げる副市長の区分に応じ、当該各号に定める事務を担任する。 (1)　［略］ (2)　小原副市長　危機管理室、会計室、地域協働局、文化スポーツ局、福祉局、健康局、こども家庭局、建築住宅局、消防局及び水道局の所管に属する事務並びに教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局及び監査事務局に関する事務 (3)　黒田副市長　局室区（前２号及び次項に掲げる局、室及び区役所をいう。）に係るＳＤＧｓに立脚した政策の企画及び立案並びに実施に関する事務並びにＳＤＧｓの視点を踏まえた市役所改革の推進に関する事務 ２　市長室、企画調整局及び区役所の所管に属する事務は、今西副市長及び小原副市長が共同して所掌する。

（市長の権限に属する事務の委任に関する規則）

第17条　神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年３月規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第44条及び第45条　削除	（地域保健法施行規則に規定する事務の委任） 第44条　地域保健法第９条の規定に基づき、地域保健法施行規則（昭和28年厚生省令第55条）第４条に規定する地域保健対策に関する法律に基づく調査及び研究並びに試験及び検査に関する事務は、保健所長に委任する。 （手数料条例等に規定する事務の委任） 第45条　地域保健法第９条の規定に基づき、次に掲げる神戸市手数料条例（平成12年３月条例第77号。以下この条において「条例」という。）及び神戸市手数料条例施行規則（平成12年３月規則第111号。以下この条において「施行規則」という。）に規定する事務は、保健所長に委任する。 (1) 条例第６条及び施行規則第３条の２の規定による手数料の徴収に関すること。

	(2)　公的扶助を受給している者で、保護施設に入所する目的のための検査に係る手数料の免除（条例第６条に係るものに限る。）に関すること。 (3)　検査着手前にその取消しの申出があった場合の既納手数料の返還（条例第６条に係るものに限る。）に関すること。 (4)　条例第９条第２項第１号及び施行規則第４条第１号アの規定による後納（条例第６条に係るものに限る。）に関すること。
（局室長に対する事務の委任） 第55条の２　地方自治法第153条第１項の規定に基づき、次に掲げる事務は、局室長（神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第１条に規定する局の長、会計室長及び消防局長をいう。以下同じ。）に委任する。ただし、別に定めるものを除く。	（局室長に対する事務の委任） 第55条の２　地方自治法第153条第１項の規定に基づき、次に掲げる事務は、局室長（神戸市事務分掌規則（平成31年３月規則第66号）に規定する危機管理監、神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第１条に規定する局の長、市長室長、会計室長及び消防局長をいう。以下同じ。）に委任する。ただし、別に定めるものを除く。
(1)～(12)　［略］	(1)～(12)　［略］
２　［略］	２　［略］
（環境局長に対する事務の委任） 第55条の４　地方自治法第153条第１	（環境局長に対する事務の委任） 第55条の４　地方自治法第153条第１

項の規定に基づき、次に掲げる事務は、環境局長に委任する。	項の規定に基づき、次に掲げる事務は、環境局長に委任する。
(1) ～(22) ［略］	(1) ～(22) ［略］
(23) 神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例（平成30年12月条例第14号。以下第29号までにおいて「条例」という。）第６条の３第３項の規定による事前協議、第８条の規定による特定事業の実施に係る許可及び第９条の規定による許可の基準に関すること。	(23) 神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（平成30年12月条例第14号。以下第29号までにおいて「条例」という。）第８条第１項の規定による特定事業の実施及び第10条第１項の規定による特定事業計画の変更に係る許可に関すること。
(24) 条例第10条の規定による事業計画の変更の許可に関すること。	(24) 条例第10条第２項の規定による特定事業計画の変更に係る届出に関すること。
(25) 条例第11条の規定による特定施設の設置の完了に係る検査及び第12条の規定による許可の取消しに関すること。	(25) 条例第11条第１項の規定による特定施設の設置の完了に係る検査及び同条第２項の規定による通知に関すること。
(26) 条例第13条の規定による区域外における特定事業の実施及び第14条の規定による計画変更に係る届出に関すること。	(26) 条例第13条第１項の規定による区域外における特定事業の実施及び第14条第１項の規定による計画変更に係る届出に関すること。
(27) 条例第15条の規定による区域外における特定施設の設置完了届出及び第16条の規定による特定施設設置完了後の定期報告に関すること。	(27) 条例第15条の規定による区域外における特定施設の設置完了届出に関すること。

(28)　［略］	(28)　［略］
(29)　条例第18条の規定による特定事業の承継、第20条の規定による廃棄等費用の確保等に係る公表、第24条の規定による報告の徴収及び立入調査、第25条の規定による指導及び助言、第26条の規定による勧告、第27条の規定による公表及び第28条の規定による命令に関すること。	(29)　条例第18条第３項の規定による特定事業の承継に係る届出に関すること。
(30)　［略］	(30)　［略］
（建設局長に対する事務の委任）	（建設局長に対する事務の委任）
第55条の５　地方自治法第153条第１項の規定に基づき、次に掲げる事務は、建設局長に委任する。	第55条の５　地方自治法第153条第１項の規定に基づき、次に掲げる事務は、建設局長に委任する。
(1)　道路法（昭和27年法律第180号。以下第13号までにおいて「法」という。）第32条第１項及び第３項（法第91条第２項において準用する場合を含む。）の規定による道路の占用の許可に関すること（第72条の４において建設事務所長に委任するものを除く。）。	(1)　道路法（昭和27年法律第180号。以下第13号までにおいて「法」という。）第32条第１項及び第３項（法第91条第２項において準用する場合を含む。）の規定による道路の占用の許可に関すること（第71条の４において建設事務所長に委任するものを除く。）。
(2)　法第32条第５項（法第91条第２項において準用する場合を含む。）の規定による警察署長との協議に関すること（第72条の４において建設事務所長に委任するものを除く。）。	(2)　法第32条第５項（法第91条第２項において準用する場合を含む。）の規定による警察署長との協議に関すること（第71条の４において建設事務所長に委任するものを除く。）。

(3) 法第34条（法第91条第２項において準用する場合を含む。）の規定による工事の調整のための条件の付与に関すること（第72条の４において建設事務所長に委任するものを除く。）。	(3) 法第34条（法第91条第２項において準用する場合を含む。）の規定による工事の調整のための条件の付与に関すること（第71条の４において建設事務所長に委任するものを除く。）。
(4) 法第35条（法第91条第２項において準用する場合を含む。）の規定による道路の占用の協議に関すること（第72条の４において建設事務所長に委任するものを除く。）。	(4) 法第35条（法第91条第２項において準用する場合を含む。）の規定による道路の占用の協議に関すること（第71条の４において建設事務所長に委任するものを除く。）。
(5) ［略］	(5) ［略］
(6) 法第40条第２項（法第91条第２項において準用する場合を含む。）の規定による原状回復等の指示に関すること（第72条の４において建設事務所長に委任するものを除く。）。	(6) 法第40条第２項（法第91条第２項において準用する場合を含む。）の規定による原状回復等の指示に関すること（第71条の４において建設事務所長に委任するものを除く。）。
(7) 法第46条第１項の規定による通行の禁止又は制限に関すること（第72条の４において建設事務所長に委任するものを除く。）。	(7) 法第46条第１項の規定による通行の禁止又は制限に関すること（第71条の４において建設事務所長に委任するものを除く。）。
(8) 法第71条第１項（法第91条第２項において準用する場合を含む。）の規定による監督処分に関することのうち、次のいずれかに該当するもの（第72条の４において建設事務所長に委任するものを除く。）。	(8) 法第71条第１項（法第91条第２項において準用する場合を含む。）の規定による監督処分に関することのうち、次のいずれかに該当するもの（第71条の４において建設事務所長に委任するものを除く。）。

ア～イ　［略］	ア～イ　［略］
(9) 法第71条第２項（法第91条第２項において準用する場合を含む。）の規定による処分又は措置の命令に関すること（第１号の規定により建設局長に委任する権限に係るものに限り、かつ、第72条の４において建設事務所長に委任するものを除く。）。	(9) 法第71条第２項（法第91条第２項において準用する場合を含む。）の規定による処分又は措置の命令に関すること（第１号の規定により建設局長に委任する権限に係るものに限り、かつ、第71条の４において建設事務所長に委任するものを除く。）。
(10)～(11)　［略］	(10)～(11)　［略］
(12) 法第87条（法第91条第２項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付与に関すること（第１号の規定により建設局長に委任する権限に係るものに限り、かつ、第72条の４において建設事務所長に委任するものを除く。）。	(12) 法第87条（法第91条第２項において準用する場合を含む。）の規定による条件の付与に関すること（第１号の規定により建設局長に委任する権限に係るものに限り、かつ、第71条の４において建設事務所長に委任するものを除く。）。
(13) 法第95条の２第１項（法第91条第２項において準用する場合を含む。）に規定する公安委員会に対する意見の聴取に関すること（第72条の４において建設事務所長に委任するものを除く。）。	(13) 法第95条の２第１項（法第91条第２項において準用する場合を含む。）に規定する公安委員会に対する意見の聴取に関すること（第71条の４において建設事務所長に委任するものを除く。）。
(14) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第79条の規定による警察署長との協議に関すること（道路法第18条により区域が決定され供用が開始された道路（他の管理者が管理	(14) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第79条の規定による警察署長との協議に関すること（道路法第18条により区域が決定され供用が開始された道路（他の管理者が管理

する道路を除く。）に係るものに限り、かつ、第72条の４において建設事務所長に委任するものを除く。）。	する道路を除く。）に係るものに限り、かつ、第71条の４において建設事務所長に委任するものを除く。）。
(15) 道路交通法第80条の規定による警察署長との協議に関すること（道路法第18条により区域が決定され供用が開始された道路（他の管理者が管理する道路を除く。）に係るものに限り、かつ、第72条の４において建設事務所長に委任するものを除く。）。	(15) 道路交通法第80条の規定による警察署長との協議に関すること（道路法第18条により区域が決定され供用が開始された道路（他の管理者が管理する道路を除く。）に係るものに限り、かつ、第71条の４において建設事務所長に委任するものを除く。）。
(16) 道路交通法第110条の２第３項の規定による公安委員会との協議に関すること（道路法第18条により区域が決定され供用が開始された道路（他の管理者が管理する道路を除く。）に係るものに限り、かつ、第72条の４において建設事務所長に委任するものを除く。）。	(16) 道路交通法第110条の２第３項の規定による公安委員会との協議に関すること（道路法第18条により区域が決定され供用が開始された道路（他の管理者が管理する道路を除く。）に係るものに限り、かつ、第71条の４において建設事務所長に委任するものを除く。）。
(17)～(43) ［略］	(17)～(43) ［略］
（建築住宅局長に対する事務の委任）	（建築住宅局長に対する事務の委任）
第55条の７ 地方自治法第153条第１項の規定に基づき、次に掲げる事務は、建築住宅局長に委任する。	第55条の７ 地方自治法第153条第１項の規定に基づき、次に掲げる事務は、建築住宅局長に委任する。
(1)～(22) ［略］	(1)～(22) ［略］
	(23) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年

	法律第49号。以下第28号までにおいて「法」という。）第42条（法第51条第２項において準用する場合を含む。）の規定による命令又は相続財産清算人の選任の請求に関すること。
(23) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下第27号までにおいて「法」という。）第47条第１項の規定による法人の指定、同条第２項及び第４項の規定による公示並びに同条第３項の規定による届出に関すること。	(24) 法第47条第１項の規定による法人の指定、同条第２項及び第４項の規定による公示並びに同条第３項の規定による届出に関すること。
(24)～(29) ［略］	(25)～(30) ［略］
(30) 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例（平成６年３月条例第51号。以下第34号までにおいて「条例」という。）第16条第１項の規定による紛争の調整並びに同条第２項の規定による出頭の要求、意見の聴取及び資料の提出要求に関すること。	(31) 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例（平成６年３月条例第51号。以下第35号までにおいて「条例」という。）第16条第１項の規定による紛争の調整並びに同条第２項の規定による出頭の要求、意見の聴取及び資料の提出要求に関すること。
(31)～(35) ［略］	(32)～(36) ［略］
(36) 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例（平成20年４月条例第１号。以下第39号までにおいて「条例」という。）第10条第１項の	(37) 神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例（平成20年４月条例第１号。以下第40号までにおいて「条例」という。）第10条第１項の

規定による防災計画の届出、同条第２項の規定による通知、同条第３項の規定による協議及び同条第４項の規定による指導又は助言に関すること（同条第５項において準用する場合を含む。）。	規定による防災計画の届出、同条第２項の規定による通知、同条第３項の規定による協議及び同条第４項の規定による指導又は助言に関すること（同条第５項において準用する場合を含む。）。
(37)～(39)　［略］	(38)～(40)　［略］
	(41)　空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第１項から第３項までの規定による相続財産清算人の選任又は命令の請求に関すること。
	(42)　神戸市空家空地対策の推進に関する条例第10条の規定による財産管理人の選任の申立てに関すること。
(40)　［略］	(43)　［略］
(41) 神戸市営住宅条例（平成９年４月条例第12号。以下第44号までにおいて「条例」という。）第37条の規定による用途外使用の承認に関すること。	(44) 神戸市営住宅条例（平成９年４月条例第12号。以下第47号までにおいて「条例」という。）第37条の規定による用途外使用の承認に関すること。
(42)～(44)　［略］	(45)～(47)　［略］
(45) 不在者財産管理人（民法（明治29年法律第89号）第25条第１項に規定する管理人をいう。）若しくは相続財産清算人（同法第952条第１項に規定する清算人をいう。）の選任	

又は所有者不明土地管理人(同法第264条の２第４項に規定する所有者不明土地管理人をいう。)、所有者不明建物管理人（同法第264条の８第４項に規定する所有者不明建物管理人をいう。)、管理不全土地管理人（同法第264条の９第３項に規定する管理不全土地管理人をいう。)若しくは管理不全建物管理人（同法第264条の14第３項に規定する管理不全建物管理人をいう。)による管理を命ずる処分の請求に関すること(建築住宅局長が所管する事務に係るものに限る。)。	
（港湾局長に対する事務の委任）	（港湾局長に対する事務の委任）
第55条の８　地方自治法第153条第１項の規定に基づき、次に掲げる事務は、港湾局長に委任する。	第55条の８　地方自治法第153条第１項の規定に基づき、次に掲げる事務は、港湾局長に委任する。
(1)～(16)　［略］	(1)～(16)　［略］
(17) 神戸空港条例（平成17年４月条例第１号)第12条の規定による土地等の許可に関すること。	
(18) 神戸空港条例第13条の規定による空港内での営業の許可及び届出に関すること。	
第56条　［略］	第56条　［略］
２　局室長は、この章の規定により委任を受けた事務を、神戸市事務分掌	２　局室長は、この章の規定により委任を受けた事務を、神戸市事務分掌

規則（平成31年３月規則第66号）第87条の規定による専決の例により、その指揮監督する所属職員に専決させるものとする。ただし、局室長が別段の定めをしたものは、この限りでない。	規則第87条の規定による専決の例により、その指揮監督する所属職員に専決させるものとする。ただし、局室長が別段の定めをしたものは、この限りでない。
（身体障害者福祉法に規定する事務の委任）	（身体障害者福祉法に規定する事務の委任）
第69条　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下この条において「法」という。）第９条第９項の規定に基づき、次に掲げる同法に規定する事務は、福祉事務所長に委任する。	第69条　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下この条において「法」という。）第９条第９項の規定に基づき、次に掲げる同法に規定する事務は、福祉事務所長に委任する。
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　措置の解除に係る説明等（法第18条の３）。	
(3)　費用の徴収に関すること（法第38条）。	(2)　費用の負担命令及び徴収に関すること（法第38条）。
（知的障害者福祉法に規定する事務の委任）	
第69条の２　地方自治法第153条第１項の規定に基づき、次に掲げる知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下この条において「法」という。）に規定する事務は、福祉事務所長に委任する。	
(1)　障害福祉サービスの提供及び障害者支援施設等への入所等の措置	

に関すること（法第15条の４及び第16条）。 (2) 措置の解除に係る説明等（法第17条）。 (3) 費用の徴収に関すること（法第27条）。 （その他の事務の委任） 第71条　前各条に定めるもののほか、地方自治法第153条第１項の規定に基づき、次に掲げる事務は福祉事務所長に委任する。 (1) 第57条第２項第４号及び第５号、第58条第２項第２号並びに第62条に掲げる措置等に要する費用（第62条にあっては、居宅介護措置に関するものを除く。）のうち本人又は扶養義務者が負担する金額の徴収に関すること。 (2)～(4) ［略］	（その他の事務の委任） 第71条　前各条に定めるもののほか、地方自治法第153条第１項の規定に基づき、次に掲げる事務は福祉事務所長に委任する。 (1) 第56条第２項第４号及び第５号、第57条第２項第２号並びに第61条に掲げる措置等に要する費用（第61条にあっては、居宅介護措置に関するものを除く。）のうち本人又は扶養義務者が負担する金額の徴収に関すること。 (2)～(4) ［略］ (5) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下この号において「法」という。）に規定する障害福祉サービスの提供及び障害者支援施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第６項の厚生労働省令で定める施設（以下「障害者支援施設等」という。）への入居等の措置に関す

	ること（法第15条の４及び第16条）。
(5)　［略］	(6)　［略］
（中央卸売市場運営本部本場長、東部市場長及び西部市場長に対する事務の委任）	（中央卸売市場運営本部本場長、東部市場長及び西部市場長に対する事務の委任）
第73条の４　地方自治法第153条第１項の規定に基づき、次に掲げる事務は、中央卸売市場運営本部本場長、東部市場長及び西部市場長に委任する。	第73条の４　地方自治法第153条第１項の規定に基づき、次に掲げる事務は、中央卸売市場運営本部本場長、東部市場長及び西部市場長に委任する。
(1)～(30)　［略］	(1)～(30)　［略］
	(31)　規則第56条の規定による使用人の届出に関すること。
(31)　規則第57条の規定による掲示事項に関すること。	(32)　規則第58条の規定による掲示事項に関すること。
第78条　地方自治法第153条第１項の規定に基づき、次に掲げる事務は、水道事業管理者に委任する。	第78条　地方自治法第153条第１項の規定に基づき、次に掲げる事務は、水道事業管理者に委任する。
(1)、(2)　［略］	(1)、(2)　［略］
(3)　地方自治法第231条の３第２項並びに神戸市債権の管理に関する条例（平成28年３月条例第29号）第７条の規定による延滞金の徴収のうち、前２号に掲げる下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料に関すること。	
(4)～(7)　［略］	(3)～(6)　［略］

（安全で安心なまちづくりに資する防犯カメラの設置及び運用に関する条例施

行規則の一部改正）

第18条　神戸市安全で安心なまちづくりに資する防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則（令和２年４月規則第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（管理責任者等） 第４条　条例第５条第１項に規定する管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、危機管理局長の職にある者をもって充てる。 ２　［略］ ３　条例第５条第１項に規定する取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）及び取扱者は、危機管理局に所属する職員のうちから、管理責任者が指名する者をもって充てる。	（管理責任者等） 第４条　条例第５条第１項に規定する管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、危機管理室長の職にある者もって充てる。 ２　［略］ ３　条例第５条第１項に規定する取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）及び取扱者は、危機管理室に所属する職員のうちから、管理責任者が指名する者をもって充てる。

（ＳＤＧｓ貢献基金条例施行規則の一部改正）

第19条　神戸ＳＤＧｓ貢献基金条例施行規則（令和６年２月規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（基金の管理） 第２条　神戸ＳＤＧｓ貢献基金（以下「基金」という。）は、地域協働局長が管理する。 ２　地域協働局長は、次に掲げる帳簿を備え、基金の経理状況を明らかにするものとする。 (1)、(2)　［略］ （施行細目の委任） 第３条　この規則の施行に関し必要な事項は、地域協働局長が行財政局長と協議して定める。	（基金の管理） 第２条　神戸ＳＤＧｓ貢献基金（以下「基金」という。）は、企画調整局長が管理する。 ２　企画調整局長は、次に掲げる帳簿を備え、基金の経理状況を明らかにするものとする。 (1)、(2)　［略］ （施行細目の委任） 第３条　この規則の施行に関し必要な事項は、企画調整局長が行財政局長と協議して定める。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市建築基準法施行細則及び神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市長　久　　元　　喜　　造

神戸市規則第72号

神戸市建築基準法施行細則及び神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則の一部を改正する規則

（建築基準法施行細則の一部改正）

第１条　神戸市建築基準法施行細則（昭和37年４月規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（建築主事の設置） 第１条の２　法第４条第１項に基づき、本市に建築主事を置く。 ２　前項の建築主事は、次の各号の職にある者をもって充てる。ただし、法第77条の58第１項に規定する建築基準適合判定資格者の登録（同条第２項に規定する一級建築基準適合判定資格者登録簿への登録に限る。）のな	

い者は、この限りではない。 (1) 建築住宅局建築指導部長 (2) 建築住宅局建築指導部建築安全課長 (3) 神戸市事務分掌規則第15条に掲げる建築住宅局建築指導部建築安全課の業務のうち、同条第２号に規定する業務を行う課長級職員（前号の職員及び法第12条第１項に規定される建築設備等の定期報告を担当する職員を除く。） (4) 建築住宅局建築指導部建築安全課指定機関指導係長 (5) 建築住宅局建築指導部建築安全課建築安全係長 (6) 神戸市事務分掌規則第15条に掲げる建築住宅局建築指導部建築安全課の業務のうち、同条第２号に規定する業務を行う係長級職員（前号の職員及び法第42条に規定される道路に関する業務を担当する職員を除く。） ３　第１項の建築主事の職務に関し必要な事項は、建築住宅局長が定める。	
（中間検査申請書に添付する書類） 第２条　施行規則第４条の８第１項第４号に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる建築物の区分	（中間検査申請書に添付する書類） 第２条　施行規則第４条の８第１項第４号に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる建築物の区分

に応じ、それぞれ当該各号に定める図書とする。	に応じ、それぞれ当該各号に定める図書とする。
(1) 法第６条第１項第３号に掲げる建築物のうち、木造の建築物（木造とその他の構造とを併用する建築物を含む。） 次に掲げる書類 ア～ウ ［略］	(1) 法第６条第１項第４号に掲げる建築物のうち、木造の建築物（木造とその他の構造とを併用する建築物を含む。） 次に掲げる書類 ア～ウ ［略］
(2) 法第６条第１項第３号に掲げる建築物のうち、前号に掲げる建築物以外の建築物 次に掲げる書類 ア、イ ［略］	(2) 法第６条第１項第４号に掲げる建築物のうち、前号に掲げる建築物以外の建築物 次に掲げる書類 ア、イ ［略］
（全体計画認定申請書に添付する書類）	（全体計画認定申請書に添付する書類）
第５条の２ 施行規則第10条の23第６項に規定する規則で定める図書及び書類は、次に掲げるもの（法第86条の８第１項の認定に係る計画に法第６条の３第１項又は法第18条第５項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物又は建築物の部分が含まれている場合に限る。）とする。	第５条の２ 施行規則第10条の23第６項に規定する規則で定める図書及び書類は、次に掲げるもの（法第86条の８第１項の認定に係る計画に法第６条の３第１項又は法第18条第４項に規定する構造計算適合性判定を要する建築物又は建築物の部分が含まれている場合に限る。）とする。
(1) 当該建築物又は建築物の部分に係る法第６条の３第７項又は法第18条第11項に規定する適合判定通知書又はその写し	(1) 当該建築物又は建築物の部分に係る法第６条の３第７項又は法第18条第10項に規定する適合判定通知書又はその写し
(2) ［略］	(2) ［略］

（市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則の一部改正）

第２条 神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例施行規則（平成６年３月規則

第107号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（確認申請等に係る届出等）
第２条の２　［略］
２　条例第５条の２第１項の規定による届出は、次表の（あ）欄に掲げる確認申請等の種類及び同表の（い）欄に掲げる工作物の種類に応じ、同表の（う）欄に掲げる図書を添付した様式第１号による事前届出書を提出して行わなければならない。
<table>
<tr><th rowspan="2">号</th><th>（あ）</th><th>（い）</th><th>（う）</th></tr>
<tr><th>確認申請等の種類</th><th>工作物の種類</th><th>図書</th></tr>
<tr><td>(1)</td><td>次号及び第３号を除く確認申請等</td><td>法第６条第１項第３号に規定する建築物</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
</table></td><td>（確認申請等に係る届出等）
第２条の２　［略］
２　条例第５条の２第１項の規定による届出は、次表の（あ）欄に掲げる確認申請等の種類及び同表の（い）欄に掲げる工作物の種類に応じ、同表の（う）欄に掲げる図書を添付した様式第１号による事前届出書を提出して行わなければならない。
<table>
<tr><th rowspan="2">号</th><th>（あ）</th><th>（い）</th><th>（う）</th></tr>
<tr><th>確認申請等の種類</th><th>工作物の種類</th><th>図書</th></tr>
<tr><td>(1)</td><td>次号及び第３号を除く確認申請等</td><td>法第６条第１項第４号に規定する建築物</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

３、４　［略］	３、４　［略］
（建築等の届出等）	（建築等の届出等）
第10条の５　［略］	第10条の５　［略］
２　条例第35条の７第１項の規定により同項各号のいずれかに該当する行為を行おうとする者は、様式第12号による近隣住環境計画の区域内における行為の届出書に、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、法第６条第１項第３号に規定する建築物に係る第１号の行為を行おうとする者にあっては、施行規則第１条の３第１項の表１の(ろ)項に規定する図書の添付は要しない。	２　条例第35条の７第１項の規定により同項各号のいずれかに該当する行為を行おうとする者は、様式第12号による近隣住環境計画の区域内における行為の届出書に、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、当該各号に定める図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、法第６条第１項第４号に規定する建築物に係る第１号の行為を行おうとする者にあっては、施行規則第１条の３第１項の表１の(ろ)項に規定する図書の添付は要しない。
(1)～(4)　［略］	(1)～(4)　［略］

様式第１号中「宅地造成等規制法に関する手続き等」を「宅地造成及び特定盛土等規制法に関する手続き等」に、「宅造許可」を「宅地造成等許可」に、「建築基準法第６条第１項第４号」を「建築基準法第６条第１項第３号」に改める。

様式第５号、第５号の２及び第６号を次のように改める。

様式第５号（第９条関係）

許　可　申　請　書

年　　月　　日

神戸市長　宛

住所

申請者　氏名

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第　条第　項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1　建築主の住所、氏名等		(電話番号　　―　　―　　)		
2　代理人の住所、氏名等		(　　)建築士(　　)登録第　　号(　　)建築士事務所(　　)登録第　　号 (電話番号　　―　　―　　)		
3　設計者の住所、氏名等		(　　)建築士(　　)登録第　　号(　　)建築士事務所(　　)登録第　　号 (電話番号　　―　　―　　)		
4　建築物の敷地	(1)　地名地番	神戸市　　区		
	(2)　用途地域		(4)　高度地区	第　　種高度地区
	(3)　防火地域	防火地域・準防火地域・指定なし	(5)　その他	
5　主要用途				
6　工事の種別		新築　増築　改築　移転　用途変更　大規模の修繕　大規模の模様替　その他		

	申請部分	申請以外の部分	合計	14　事業内容	
7　敷地面積					
8　建築面積	(　　)	(　　)	(　　)		
9　延べ面積	(　　)	(　　)	(　　)		
10　築造面積				15　その他	
11　高さ					
12　構造					
13　階数					

16　敷地の周囲の環境	
17　許可を受けようとする具体的事項（具体的数値）	

※　処理欄					※　条件

※　受付欄	※　建築審査会意見欄		消収第　　号	※　消防関係意見欄	※　許可番号欄
		局			
		署			

備考

1　※の欄は、記入しないでください。

2　氏名について、法人にあっては、その名称及び代表者名を記入してください。

3　４(3)の欄及び６の欄は、該当するものを○で囲んでください。

4　８の欄の(　)内には、建蔽率の算定の基礎となる建築面積を記入してください。

5　９の欄の(　)内には、容積率の算定の基礎となる延べ面積を記入してください。

6　14の欄から17の欄までの欄は、許可の可否を判定できるよう具体的に書き、これらの欄に書き表せない事項で特に必要なものがあれば、別紙又は別図に書いて添付してください。

様式第５号の２（第９条の２関係）

認　定　申　請　書

年　　月　　日

神戸市長　宛

住所

申請者　氏名

神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第　　条第　　項の規定により認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1　建築主の住所、氏名等		（電話番号　　―　　―　　）		
2　代理人の住所、氏名等		（　　）建築士（　　）登録第　　号（　　）建築士事務所（　　）登録第　　号 （電話番号　　―　　―　　）		
3　設計者の住所、氏名等		（　　）建築士（　　）登録第　　号（　　）建築士事務所（　　）登録第　　号 （電話番号　　―　　―　　）		
4　建築物の敷地	(1)　地名地番	神戸市　　区		
	(2)　用途地域		(4)　高度地区	第　　種高度地区
	(3)　防火地域	防火地域・準防火地域・指定なし	(5)　その他	
5　主要用途				
6　工事の種別		新築　増築　改築　移転　用途変更　大規模の修繕　大規模の模様替		

	申請部分	申請以外の部分	合計	14　事業内容	
7　敷地面積					
8　建築面積	（　　）	（　　）	（　　）		
9　延べ面積	（　　）	（　　）	（　　）		
10　築造面積				15　その他	
11　高さ					
12　構造					
13　階数					
16　敷地の周囲の環境					
17　認定を受けようとする具体的事項（具体的数値）					

※　処理欄					※　条件

※　受付欄		※　認定番号欄

備考

1　※の欄は、記入しないでください。

2　氏名について、法人にあっては、その名称及び代表者名を記入してください。

3　４(3)の欄及び６の欄は、該当するものを○で囲んでください。

4　８の欄の（　）内には、建蔽率の算定の基礎となる建築面積を記入してください。

5　９の欄の（　）内には、容積率の算定の基礎となる延べ面積を記入してください。

6　14の欄から17の欄までの欄は、認定の可否を判定できるよう具体的に書き、これらの欄に書き表せない事項で特に必要なものがあれば、別紙又は別図に書いて添付してください。

様式第６号（第９条関係）

許　可　通　知　書

第　　号

年　　月　　日

申請者　　様

神戸市長　　印

１．申請年月日　　年　　月　　日

２．建築場所又は築造場所

３．建築物若しくは工作物又はその部分の概要

上記による許可申請書及び添付図書に記載の計画について、神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例第　条第　項　　の規定に基づき、下記の条件等を付して許可しましたので通知します。

記

（注意）この通知書は、大切に保存しておいてください。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市長　久　　元　　喜　　造

神戸市規則第73号

神戸市市税条例施行規則の一部を改正する規則

神戸市市税条例施行規則（昭和30年11月規則第82号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（市長の権限の委任） 第２条の２　法又は条例若しくは市税に関するその他の条例で定める市長の権限は、次に掲げる事項を除き、神戸市市税事務所長に委任する。 (1) 課税権の帰属その他法の規定の適用について他の地方団体の長と意見を異にした場合の措置に関すること。 (2) 固定資産税に係る固定資産の価格等の決定に関すること。ただし、法第411条第２項に規定する	

公示の日以後における価格等の決定に関することを除く。 (3) 徴税吏員の委任（職務の指定を含む。）並びに固定資産評価員、固定資産評価補助員及び固定資産評価審査委員会の委員の選任に関すること。 (4) 法第389条第４項の規定による申出に関すること。 ２　地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第１項に基づき、次に掲げる事務は、神戸市市税事務所長に委任する。 (1) 市税に関する債権（徴収金を除く。）の賦課徴収に関すること。 (2) 市税に関する事項についての証明に関すること。 (3) 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）に基づく住宅用家屋の証明に関すること。 ３　市長は、前２項の規定により委任した事務については、特に必要と認めるときは、第１項及び第２項の規定にかかわらず、自ら行うことができる。 ４　第１項及び第２項の規定により委任された事務を行う場合において、この規則その他の規則に当該事務に	

係る申請書、許可書等の様式の定めがあるときは、当該様式中「神戸市長」とあるのは、受任した「神戸市市税事務所長」と読み替えるものとする。	
（条例第33条第４項の規定による市民税の減免）	（条例第33条第４項の規定による市民税の減免）
第15条の２　［略］	第15条の２　［略］
２、３　［略］	２、３　［略］
４　次に掲げるものに対して課する市民税については、均等割を免除する。ただし、そのものが市民税の法人税割を課せられるときは、この限りでない。	４　次に掲げるものに対して課する市民税については、均等割を免除する。ただし、そのものが市民税の法人税割を課せられるときは、この限りでない。
(1)～(4)　［略］	(1)～(4)　［略］
(5) 防犯協会、防火協会、交通安全協会、自治会、管理組合法人、団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合、敷地分割組合、地方自治法第260条の２第７項に規定する認可地縁団体、青年団、婦人会その他市長が特に認めるもの	(5) 防犯協会、防火協会、交通安全協会、自治会、管理組合法人、団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合、敷地分割組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の２第７項に規定する認可地縁団体、青年団、婦人会その他市長が特に認めるもの
５、６　［略］	５、６　［略］
（条例第53条（第２項を除く。）の規定による固定資産税の減免）	（条例第53条（第２項を除く。）の規定による固定資産税の減免）
第18条　［略］	第18条　［略］

2　［略］	2　［略］
3　条例第53条第１項第２号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。	3　条例第53条第１項第２号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　一般財団法人神戸住環境整備公社及び神戸市道路公社並びに神戸市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの２分の１以上を出資している一般社団法人等、公益社団法人等及び株式会社	(2)　一般財団法人神戸すまいまちづくり公社及び神戸市道路公社並びに神戸市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの２分の１以上を出資している一般社団法人等、公益社団法人等及び株式会社
(3)　［略］	(3)　［略］
（条例第70条第１項及び第２項に規定する標識のひな型）	（条例第70条第１項及び第２項に規定する標識のひな型）
第33条　条例第70条第１項に規定する標識のひな型は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による。	第33条　条例第70条第１項に規定する標識のひな型は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式による。
(1)　条例第65条第１号ア（次号に掲げるものを除く。）及びウに係る原動機付自転車　第52号様式（その１）又は第52号様式（その２）	(1)　条例第65条第１号アに係る原動機付自転車（次号に掲げるものを除く。）　第52号様式（その１）又は第52号様式（その２）
(1の2)、(2)　［略］	(1の2)、(2)　［略］
(3)　条例第65条第１号エに係る原動機付自転車　第54号様式（その１）又は第54号様式（その２）	(3)　条例第65条第１号ウに係る原動機付自転車　第54号様式（その１）又は第54号様式（その２）

（4）　条例第65条第１号オに係る原動機付自転車　第55号様式（その１）又は第55号様式（その２）	（4）　条例第65条第１号エに係る原動機付自転車　第55号様式（その１）又は第55号様式（その２）
（5）　［略］	（5）　［略］
２　［略］	２　［略］

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第18条第３項第２号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則の施行の際現に存する改正前の神戸市市税条例施行規則の様式による用紙は、この規則による改正後の神戸市市税条例施行規則第２条の２第４項の規定により読み替えられた様式による用紙とみなして、当分の間、なお使用することができる。

神戸市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市長　久　　元　　喜　　造

神戸市規則第74号

神戸市契約規則の一部を改正する規則

神戸市契約規則（昭和39年３月規則第120号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1)　改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2)　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3)　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（契約書又は請書の省略） 第23条　次の各号に掲げる場合においては、契約書の提出を省略し、請書を提出させることができる。 (1)　第25条の２の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に定める金額以下の契約をするとき。 (2)～(5)　［略］ ２　［略］	（契約書又は請書の省略） 第23条　次の各号に掲げる場合においては、契約書の提出を省略し、請書を提出させることができる。 (1)　契約金額が100万円以下の契約をするとき。 (2)～(5)　［略］ ２　［略］
（随意契約） 第25条の２　地方自治法施行令第167条の２第１項第１号に規定する普通地方公共団体の規則で定める額は、	（随意契約） 第25条の２　地方自治法施行令第167条の２第１項第１号に規定する普通地方公共団体の規則で定める額は、

次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に定める額とする。	次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に定める額とする。
<table><tr><th>契約の種類</th><th>額</th></tr><tr><td>(1)　工事又は製造の請負</td><td>400万円</td></tr><tr><td>(2)　財産の買入れ</td><td>300万円</td></tr><tr><td>(3)　物件の借入れ</td><td>150万円</td></tr><tr><td>(4)　財産の売払い</td><td>100万円</td></tr><tr><td>(5)　物件の貸付け</td><td>50万円</td></tr><tr><td>(6)　前各号に掲げるもの以外のもの</td><td>200万円</td></tr></table>	<table><tr><th>契約の種類</th><th>額</th></tr><tr><td>(1)　工事又は製造の請負</td><td>250万円</td></tr><tr><td>(2)　財産の買入れ</td><td>160万円</td></tr><tr><td>(3)　物件の借入れ</td><td>80万円</td></tr><tr><td>(4)　財産の売払い</td><td>50万円</td></tr><tr><td>(5)　物件の貸付け</td><td>30万円</td></tr><tr><td>(6)　前各号に掲げるもの以外のもの</td><td>100万円</td></tr></table>
２～４　［略］	２～４　［略］
（一般競争入札に係る公告の特例） 第27条の５　特定調達契約に係る一般競争入札の公告に限り、第４条の規定の適用については、同条中「10日（急施を要する場合は、５日」とあるのは、「40日（急施を要する場合は10日」とする。	（一般競争入札に係る公告の特例） 第27条の５　特定調達契約に係る一般競争入札の公告に限り、第４条の規定の適用については、同条中「10日（急施を要する場合は、５日」とあるのは、「40日（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札による場合であつて、最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨を定めたときは24日、急施を要する場合は10日」とする。
２　［略］	２　［略］

（施行期日）

１　この規則は、令和７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の神戸市契約規則の規定は、施行日以後に公告その他の契約の申込みの誘引（一連の調達契約にあたっては、その最初の契約の申込みの誘引。以下同じ。）が開始される契約について適用し、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が開始されている契約については、なお従前の例による。

訓令甲第７号

庁中一般
区役所
事業所

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和７年３月31日

神戸市長　久　元　喜　造

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

特別の勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程（平成４年11月訓令甲第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第１（第２条関係）

特別の勤務に従事する職員		勤務時間の区分	勤務時間	休憩時間	週休日	備考
勤務場所	職種名等					
地域協働局住民課	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	
地域協働局男女共同参画課男女共同参画センター	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	
行財政局庁舎課	行政技術	(1)	午前８時から午後４時45分まで	１時間	日曜日及び土曜日	交替勤務

改正前

別表第１（第２条関係）

特別の勤務に従事する職員		勤務時間の区分	勤務時間	休憩時間	週休日	備考
勤務場所	職種名等					
地域協働局住民課	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	
地域協働局住民課三宮証明サービスコーナー	一般事務	平日(1)	午前７時30分から午後４時15分まで	１時間	９週間を通じ18日	
		平日(2)	午前８時15分から午後５時まで			
		平日(3)	午前８時30分から午後５時15分まで			
		平日(4)	午前10時から午後６時45分まで			
		平日(5)	午前11時30分から午後８時15分まで			
		日曜日及び土曜日	午前８時30分から午後５時15分まで			
地域協働局男女共同参画課男女共同参画センター	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	
行財政局庁舎課	一般事務	(1)	午前７時45分から午後４時30分まで	１時間	日曜日及び土曜日	交替勤務
		(2)	午前８時30分から午後５時15分まで			

	(2)	午前８時45分から午後５時30分まで			
自動車運転手（総括班長）	(1)	午前８時30分から午後５時15分まで	１時間	日曜日及び土曜日	交替勤務
	(2)	午前８時45分から午後５時30分まで			
自動車運転手（班長）	(1)	午前７時45分から午後４時30分まで	１時間	日曜日及び土曜日	交替勤務
	(2)	午前８時15分から午後５時00分まで			
	(3)	午前８時30分から午後５時15分まで			
	(4)	午前８時45分から午後５時30分まで			
自動車運転手		午前８時45分から午後５時30分まで	１時間	日曜日及び土曜日	
守衛長及び守衛	(1)	午前７時45分から午後４時30分まで	１時間	日曜日及び土曜日	交替勤務
	(2)	午前９時30分から午後６時15分まで			
	(3)	午前８時45分から午後５時30分まで			
文化スポーツ局文化財課（埋蔵文化財センター）	一般事務及び学芸員		午前８時45分から午後５時30分まで	１時間	4週間を通じ８日	交替勤務
文化スポーツ局博物館（小磯	一般事務及び学芸員及び教	(1)	午前９時から午後５時45分まで	１時間	月曜日及び8週間を通じ８日	交替勤務

	(3)	午前８時45分から午後５時30分まで			
総括班長及び自動車運転手	(1)	午前７時45分から午後４時30分まで	１時間	日曜日及び土曜日	交替勤務
	(2)	午前８時30分から午後５時15分まで			
	(3)	午前８時45分から午後５時30分まで			
文化スポーツ局博物館（小磯	一般事務及び学芸員	(1)	午前９時から午後５時45分まで	１時間	月曜日及び8週間を通じ８日	交替勤務

記念美術館を除く。）	員	(2)	午前11時30分から午後８時15分まで			
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
福祉局くらし支援課更生センター及び更生援護相談所	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

記念美術館を除く。）		(2)	午前９時30分から午後６時15分まで			
		(3)	午前11時から午後７時45分まで			
		(4)	午前11時30分から午後８時15分まで			
		(5)	午後０時30分から午後９時15分まで			
	教員	(1)	午前９時から午後５時45分まで	１時間	月曜日及び８週間を通じ８日	交替勤務
		(2)	午前11時から午後７時45分まで			
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
福祉局くらし支援課更生センター及び更生援護相談所	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
福祉局和光園	介護業務員	(1)	午前８時45分から午後５時30分まで	１時間	８週間を通じ16日	交替勤務
		(2)	午前９時45分から午後６時30分まで			
		(3)	午後４時から翌日午前９時30分まで	２時間		
	調理士及び調理員	(1)	午前６時から午後２時45分まで	１時間	４週間を通じ８日	交替勤務
		(2)	午前９時45分から午後６時30分まで			
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

こども家庭局こども家庭センター	児童指導員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、保育士及び看護師	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
環境局業務課淡河環境センター	一般事務		午前７時45分から午後４時30分まで	１時間	日曜日及び土曜日	
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
環境局施設課苅藻島クリーンセンター及び落合クリーンセンター	一般事務	(1)	午前７時30分から午後４時15分まで	［略］	［略］	
		［略］	［略］	［略］	［略］	
	［略］		［略］	［略］	［略］	
	作業長及び機械操作手		午前７時30分から午後４時15分まで	［略］	［略］	
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

備考　［略］

別表第２（第２条関係）

特別の勤務に従事する職員		勤務時間の区分	勤務時間	休憩時間	週休日	備考
勤務場所	職種名等					
地域協働局住民課三宮証明サービス	一般事務	平日(1)	午前７時30分から午後２時30分まで	１時間	９週間を通じ18日	交替勤務
		平日(2)	午前８時30分から午後３時30分まで			

こども家庭局こども家庭センター	児童指導員、児童生活支援員、保育士及び看護師	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
環境局施設課苅藻島クリーンセンター及び落合クリーンセンター	一般事務	(1)	午前７時45分から午後４時30分まで	［略］	［略］	
		［略］	［略］	［略］	［略］	
	［略］		［略］	［略］	［略］	
	作業長及び機械操作手		午前７時45分から午後４時30分まで	［略］	［略］	
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

備考　［略］

別表第２（第２条関係）

特別の勤務に従事する職員		勤務時間の区分	勤務時間	休憩時間	週休日	備考
勤務場所	職種名等					
危機管理室	一般事務及び消防	(1)	午前７時から午後２時まで	１時間	日曜日及び土曜日	
		(2)	午前８時45分から午後３時45分まで			

コーナー		平日(3)	午前９時から午後４時まで			
		平日(4)	午前10時から午後５時まで			
		平日(5)	午前11時30分から午後６時30分まで			
		平日(6)	正午から午後７時まで			
		平日(7)	午後１時から午後８時まで			
		日曜日及び土曜日	午前10時から午後５時まで			
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
文化スポーツ局スポーツ企画課住之江公民館	一般事務、管理員、学芸員、教員及び施設管理員	［略］	［略］	［略］	［略］	
文化スポーツ局スポーツ企画課葺合公民館、清風公民館、南須磨公民館及び	一般事務、管理員、学芸員、教員及び施設管理員		［略］	［略］	［略］	

地域協働局住民課三宮証明サービスコーナー	一般事務	平日(1)	午前７時30分から午後２時30分まで	１時間	９週間を通じ18日	交替勤務
		平日(2)	午前８時30分から午後３時30分まで			
		平日(3)	午前９時から午後４時まで			
		平日(4)	午前10時から午後５時まで			
		平日(5)	午前11時30分から午後６時30分まで			
		平日(6)	正午から午後７時まで			
		平日(7)	午後１時から午後８時まで			
		日曜日及び土曜日	午前10時から午後５時まで			
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
文化スポーツ局スポーツ企画課住之江公民館	一般事務、管理員及び施設管理員	［略］	［略］	［略］	［略］	
文化スポーツ局スポーツ企画課葺合公民館、清風公民館、南須磨公民館及び	一般事務、管理員及び施設管理員		［略］	［略］	［略］	

東垂水公民館						
文化スポーツ局スポーツ企画課長田公民館	一般事務、管理員、学芸員、教員及び施設管理員	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
文化スポーツ局スポーツ企画課玉津南公民館	一般事務、管理員、学芸員、教員及び施設管理員	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

東垂水公民館						
文化スポーツ局スポーツ企画課長田公民館	一般事務、管理員及び施設管理員	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
文化スポーツ局スポーツ企画課玉津南公民館	一般事務、管理員及び施設管理員	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
福祉局和光園	行政技術	(1)	午前８時45分から午後５時30分まで	1時間	8週間を通じ24日	交替勤務
		(2)	午前９時45分から午後６時30分まで			
		(3)	午前８時45分から午後３時45分まで		8週間を通じ16日	
		(4)	午前９時30分から午後４時30分まで			
		(5)	午前10時30分から午後５時30分まで			
	介護業務員	(1)	午前８時45分から午後５時30分まで	1時間	8週間を通じ24日	交替勤務
		(2)	午前９時45分から午後６時30分まで			
		(3)	午前８時45分から午後３時45分まで		8週間を通じ16日	
		(4)	午前９時30分から午			

［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
環境局業務課	［略］		［略］	［略］	［略］	
環境局業務課淡河環境センター	一般事務		午前７時45分から午後４時30分まで	１時間	日曜日及び土曜日並びに１週間を通じ平日１日	
環境局施設課妙賀山クリーンセンター	［略］		［略］	［略］	［略］	
	機械操作手	［略］	［略］	［略］	［略］	
環境局施設課苅藻	［略］		［略］	［略］	［略］	
	機械操作		［略］	［略］	［略］	

			後４時30分まで			
		(5)	午前10時30分から午後５時30分まで			
	調理士	(1)	午前６時から午後２時45分まで	１時間	４週間を通じ12日	交替勤務
		(2)	午前９時45分から午後６時30分まで			
		(3)	午前10時45分から午後７時30分まで			
		(4)	午前７時45分から午後２時45分まで		８週間を通じ16日	
		(5)	午前11時30分から午後６時30分まで			
		(6)	午前10時から午後５時まで			
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
環境局業務課	［略］		［略］	［略］	［略］	
環境局施設課妙賀山クリーンセンター	［略］		［略］	［略］	［略］	
	環境技術手及び機械操作手	［略］	［略］	［略］	［略］	
環境局施設課苅藻	［略］		［略］	［略］	［略］	
	環境技術		［略］	［略］	［略］	

島クリーンセンター及び落合クリーンセンター	手					
環境局事業所	一般事務		午前７時45分から午後４時30分まで	１時間	日曜日及び土曜日並びに１週間を通じ平日１日	
	環境技術手		午前７時45分から午後４時30分まで	１時間	日曜日及び土曜日並びに１週間を通じ平日１日	
	管理員及び施設管理員		午前７時45分から午後２時45分まで	１時間	日曜日及び土曜日	
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

備考　［略］

島クリーンセンター及び落合クリーンセンター	手及び機械操作手					
環境局事業所	一般事務	(1)	午前７時45分から午後４時30分まで	１時間	日曜日及び土曜日並びに１週間を通じ平日１日	
		(2)	午前８時から午後３時まで	１時間	日曜日及び土曜日	
	環境技術手		午前７時45分から午後４時30分まで	１時間	日曜日及び土曜日並びに１週間を通じ平日１日	
	管理員及び施設管理員		午前７時45分から午後２時45分まで	１時間	日曜日及び土曜日	
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

備考　［略］

附　則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

訓令甲第８号

庁中一般
区役所
事業所

神戸市長の権限に属する事務の専決規程等の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市長　久　元　喜　造

神戸市長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

（市長の権限に属する事務の専決規程の一部改正）

第１条　神戸市長の権限に属する事務の専決規程（平成31年３月訓令甲第７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（趣旨） 第１条　この訓令は、別に定めるものを除くほか、副市長、危機管理監、局長（建設局湾岸・広域幹線道路本部長及び都市局都心再整備本部長を含む。以下同じ。）、区長、北神担当区長、部長（経済観光局中央卸売市場運	（趣旨） 第１条　この訓令は、別に定めるものを除くほか、副市長、危機管理監、局長（神戸市事務分掌規則（平成31年３月規則第66号）第２条第１項の表に規定する局に相当する室（以下単に「局に相当する室」という。）の長、

営本部長を含む。以下同じ。）、室長、須磨区役所北須磨支所長、西区役所玉津支所長、事業所長（神戸市事務分掌規則（平成31年３月規則第66号）に規定する事業所の長をいう。以下同じ。）、課長（課に相当するセンターの長を含む。以下同じ。）、課内室長、課内所長及び係長並びに消防局長、教育委員会事務局長、教育次長、監査事務局長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、農業委員会事務局長及び市会事務局長が所掌する事務の専決（市長の権限に属する事務の委任を受けた者が自ら決裁することを含む。以下同じ。）について必要な事項を定めるものとする。	建設局湾岸・広域幹線道路本部長及び都市局都心再整備本部長を含む。以下同じ。）、区長、北神担当区長、部長（経済観光局中央卸売市場運営本部長を含む。以下同じ。）、室長（局に相当する室の長を除く。以下同じ。）、須磨区役所北須磨支所長、西区役所玉津支所長、事業所長（神戸市事務分掌規則に規定する事業所の長をいう。以下同じ。）、課長（同条に規定する課に相当するセンターの長を含む。以下同じ。）、課内室長、課内所長及び係長並びに消防局長、教育委員会事務局長、教育次長、監査事務局長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長、農業委員会事務局長及び市会事務局長が所掌する事務の専決（市長の権限に属する事務の委任を受けた者が自ら決裁することを含む。以下同じ。）について必要な事項を定めるものとする。
（危機管理監の専決事項） 第３条　危機管理監の専決事項は、次のとおりとする。 危機管理監専決事項 (1)～(5)　［略］	（危機管理監の専決事項） 第３条　危機管理監の専決事項は、次のとおりとする。 危機管理監専決事項 (1)～(5)　［略］ (6)　危機管理室に係る次条局長共通専決事項の項に規定する事項に関

	すること。
（局長の専決事項） 第４条　局長の専決事項は、次のとおり（建設局長にあっては、建設局湾岸・広域幹線道路本部長、都市局長にあっては、都市局都心再整備本部長の専決事項に係るものを除く。）とする。この場合において、局長（組織の事務を主管する局長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、局長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則の規定に基づき組織の事務を主管しない局長の事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。 局長共通専決事項 (1)、(2)　［略］ (3) 行政財産の使用許可その他管理に関すること（地方自治法第238条の４第７項の規定による許可及び同条第９項の規定による許可の取消しに関することを除く。）。 (4)～(11)　［略］ 企画調整局長専決事項、地域協働局長専決事項　［略］	（局長の専決事項） 第４条　局長の専決事項は、次のとおり（建設局長にあっては、建設局湾岸・広域幹線道路本部長、都市局長にあっては、都市局都心再整備本部長の専決事項に係るものを除く。）とする。この場合において、局長（組織の事務を主管する局長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、局長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則の規定に基づき組織の事務を主管しない局長の事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。 局長共通専決事項 (1)、(2)　［略］ (3) 行政財産の使用許可その他管理に関すること。 (4)～(11)　［略］ 企画調整局長専決事項、地域協働局長専決事項　［略］

行財政局長専決事項	行財政局長専決事項
(1)～(8)　［略］	(1)～(8)　［略］
(9)　固定資産の価格等の決定に関すること（地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第２項に規定する公示の日以後における価格等の決定及び修正に関することを除く。）。	(9)　固定資産の価格等の決定に関すること（地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第２項に規定する公示の日以後における価格等の決定及び修正に関することを除く。）及び固定資産課税台帳への価格等の登録に関すること。
(10)　［略］	(10)　［略］
文化スポーツ局長専決事項～こども家庭局長専決事項　［略］	文化スポーツ局長専決事項～こども家庭局長専決事項　［略］
環境局長専決事項	環境局長専決事項
(1)～(4)　［略］	(1)～(4)　［略］
(5)　神戸市太陽光発電施設等の適正な設置及び維持管理に関する条例（平成30年12月条例第14号）の規定に基づく保証金等に関すること（環境保全課長の専決事項に属するものを除く。）。	(5)　神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例（平成30年12月条例第14号）に関すること。
(6)、(7)　［略］	(6)、(7)　［略］
経済観光局長専決事項～建設局湾岸・広域幹線道路本部長専決事項　［略］	経済観光局長専決事項～建設局湾岸・広域幹線道路本部長専決事項　［略］
都市局長専決事項	都市局長専決事項
(1)～(6)　［略］	(1)～(6)　［略］
(7)　密集市街地における防災街区の	

整備の促進に関する法律（平成９年法律第49号）に規定する防災街区整備事業の施行に関すること。	
(8)、(9)　［略］	(7)、(8)　［略］
都市局都心再整備本部長専決事項、都市局都心再整備本部局長（事業推進担当）専決事項　［略］	都市局都心再整備本部長専決事項、都市局都心再整備本部局長（事業推進担当）専決事項　［略］
建築住宅局長専決事項	建築住宅局長専決事項
(1)、(2)　［略］	(1)、(2)　［略］
(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条の２第６項又は第18条第19項の規定に基づく通知、同法の規定による違反建築物に対する措置の命令並びに保安上危険な建築物等に対する措置の勧告及び命令に関すること（第７条建築住宅局建築指導部安全対策課長の項に規定するものを除く。）。	(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条の２第６項の規定に基づく通知、同法の規定による違反建築物に対する措置の命令並びに保安上危険な建築物等に対する措置の勧告及び命令に関すること（第７条建築住宅局建築指導部安全対策課長の項に規定するものを除く。）。
(4) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること（都市局長、環境局事業系廃棄物対策課長、経済観光局農政計画課長、経済観光局農政計画課課長（農政企画担当）、建築住宅局建築指導部部長（空家空地指導担当）及び建設局建設事務所長の専決事項に属するものを除く。）。	(4) 空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること（都市局長、環境局業務課課長（地域環境担当）、経済観光局農政計画課長、経済観光局農政計画課課長（農政企画担当）、建築住宅局建築指導部長及び建築指導部安全対策課長の専決事項に属するものを除く。）。

(5)～(8)　［略］	(5)～(8)　［略］
(9)　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第13条第１項及び第33条の規定に基づく命令並びに同法第34条の規定に基づく認定の取消しに関すること。	(9)　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第14条第１項、第16条第２項、第19条第３項及び第38条の規定に基づく命令並びに同法第39条及び第42条の規定に基づく認定の取消しに関すること。
(10)　［略］	(10)　［略］
	建築住宅局局長（設備担当）専決事項
	別表第１に定める特定局長の決裁区分に属する事項に関すること。
港湾局長専決事項	港湾局長専決事項
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　港湾施設等の施設の使用の許可､取消及び禁止並びに命令に関すること。	(2)　港湾施設の使用の許可、取消及び禁止並びに命令に関すること。
(3)　港湾施設等の施設の使用許可を受けた者に対する工作物の設置及び増改築の承認に関すること。	(3)　港湾施設の使用許可を受けた者に対する工作物の設置及び増改築の承認に関すること。
	(4)　港湾区域内における水域占用及び土砂採取の許可に関すること。
	(5)　海岸保全区域内における占用又は行為の許可に関すること。
(4)　神戸空港条例（平成17年４月条例第１号)の規定に基づく事務に関	

すること（同条例第25条、第26条、第28条及び第29条の事務並びに港湾局空港調整課長の専決事項に属するものを除く。）。	
（部長及び室長の専決事項）	（部長及び室長の専決事項）
第６条　部長（神戸市事務分掌規則に規定する本庁の組織に属する部長に限る。）及び室長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、部長（組織の事務を主管する部長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、部長及び室長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則の規定に基づき組織の事務を主管しない部長の事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。	第６条　部長（神戸市事務分掌規則に規定する本庁の組織に属する部長に限る。）及び室長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、部長（組織の事務を主管する部長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、部長及び室長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則の規定に基づき組織の事務を主管しない部長の事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。
部長及び室長共通専決事項、行財政局部長（資産活用担当）専決事項　［略］	部長及び室長共通専決事項、行財政局部長（資産活用担当）専決事項　［略］
行財政局税務部長専決事項	行財政局税務部長専決事項
税務事務の調査及び指導に関すること（神戸市市税事務所長に委任された権限に属するものを除く。）。	税務事務の調査及び指導に関すること。
行財政局税務部部長（市税徴収担当）専決事項	行財政局税務部部長（市税徴収担当）専決事項

	(1) 別表第２に定める行財政局税務部部長（市税徴収担当）の決裁区分に属する事項に関すること。
国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療（以下この条及び次条において「国民健康保険等」という。）に係る保険料その他徴収金の滞納処分の停止（神戸市保険年金事務センターにおける届出及び申請の受理、審査、登録、発行、報告その他これらに類するものを除く。）又は不納欠損処分（地方税法第15条の７第５項の規定によるものに限る。）に関すること。	(2) 国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療（以下この条及び次条において「国民健康保険等」という。）に係る保険料その他徴収金の滞納処分の停止（神戸市保険年金事務センターにおける届出及び申請の受理、審査、登録、発行、報告その他これらに類するものを除く。）又は不納欠損処分（地方税法第15条の７第５項の規定によるものに限る。）に関すること。
福祉局監査指導部長専決事項～経済観光局中央卸売市場運営本部長専決事項　［略］	福祉局監査指導部長専決事項～経済観光局中央卸売市場運営本部長専決事項　［略］
建設局森林・防災部長専決事項　［略］	建設局部長（防災担当）専決事項　［略］
建設局下水道部長専決事項、建設局公園部長専決事項　［略］	建設局下水道部長専決事項、建設局公園部長専決事項　［略］
都市局部長（未来都市担当）専決事項	都市局部長（新都市事業担当）専決事項
別表第２に定める用地取得事務を所掌する部長の決裁区分に属する事項に関すること。	別表第２に定める用地取得事務を所掌する部長及び都市局部長（新都市事業担当）の決裁区分に属する事項に関すること。
都市局部長（産業団地整備担当）	都市局部長（新都市整備担当）専

専決事項	決事項
	(1)　別表第2に定める都市局部長（新都市整備担当）の決裁区分に属する事項に関すること。
別表第2に定める用地取得事務を所掌する部長の決裁区分に属する事項に関すること。	(2)　別表第2に定める用地取得事務を所掌する部長の決裁区分に属する事項に関すること。
建築住宅局建築指導部長専決事項	建築住宅局建築指導部長専決事項
(1)～(4)　［略］	(1)～(4)　［略］
(5)　神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例の規定に基づく公表、勧告及び措置に関すること（建築住宅局長及び建築指導部部長（空家空地指導担当）の専決事項に属するものを除く。）。	(5)　神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例の規定に基づく公表、勧告及び措置に関すること（建築住宅局長及び建築指導部安全対策課長の専決事項に属するものを除く。）。
	(6)　空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例の規定に基づく立入調査等及び応急的危険回避措置に関すること。
(6)～(8)　［略］	(7)～(9)　［略］
建築住宅局建築指導部部長（空家空地指導担当）専決事項	
(1)　空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に係る軽易な事項に関すること。	

(2)　空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例の規定に基づく立入調査等及び応急的危険回避措置に関すること。 (3)　神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例第３章第３節の老朽危険家屋等に係る軽易な事項に関すること。 (4)　神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例第３章第３節の規定に基づく老朽危険家屋等に係る応急的危険回避措置及び立入調査等に関すること。	
港湾局部長（工務・防災担当）専決事項、会計室長専決事項　［略］	港湾局部長（工務・防災担当）専決事項、会計室長専決事項　［略］
（課長、課内室長及び課内所長の専決事項） 第７条　課長（神戸市事務分掌規則に規定する本庁の組織に属する課長に限る。）、課内室長及び課内所長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、課長（組織の事務を主管する課長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長、課内室長及び課内所長共通専決事項の項に規定する事項（神戸	（課長、課内室長及び課内所長の専決事項） 第７条　課長（神戸市事務分掌規則に規定する本庁の組織に属する課長に限る。）、課内室長及び課内所長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、課長（組織の事務を主管する課長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長、課内室長及び課内所長共通専決事項の項に規定する事項（神戸

市事務分掌規則の規定に基づき組織の事務を主管しない課長の事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。	市事務分掌規則の規定に基づき組織の事務を主管しない課長の事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。
課長、課内室長及び課内所長共通専決事項　［略］	課長、課内室長及び課内所長共通専決事項　［略］
危機管理局防災企画課課長（被災者支援担当）専決事項	危機管理室課長（地域安全推進担当）専決事項
交通遺児奨学金の支給の決定に関すること。	交通遺児奨学金の支給の決定に関すること。
地域協働局地域活性課長専決事項、地域協働局地域活性課課長（NPO支援担当）専決事項　［略］	地域協働局地域活性課長専決事項、地域協働局地域活性課課長（NPO支援担当）　［略］
	地域協働局住民課長専決事項
	三宮証明サービスコーナーにおける税に関する証明書の作成、交付及び手数料の徴収に関すること。
地域協働局男女共同参画課長専決事項～行財政局資産活用課長専決事項　［略］	地域協働局男女共同参画課長専決事項～行財政局資産活用課長専決事項　［略］
	行財政局税務部市民税企画課長専決事項
	(1)　個人の市民税（個人の県民税及び森林環境税を含む。次号において同じ。）の賦課に関すること（行財政局税務部法人税務課長専決事項、行財政局税務部市民税第１課長専

	決事項及び行財政局税務部市民税第２課長専決事項に属するものを除く。）。 (2) 個人の市民税（普通徴収に係る個人の市民税及び公的年金等に係る所得に係る特別徴収に関する個人の市民税を除く。）に関する各種の台帳の整備に関すること。 (3) 市税（個人の県民税及び森林環境税を含む。次号において同じ。）に関する証明書の作成及び交付並びに閲覧に関すること（行財政局税務部市民税第１課長専決事項及び行財政局税務部市民税第２課長専決事項に属するものを除く。）。 (4) 市税に関する証明及び閲覧に係る手数料の調定及び収納に関すること。 (5) 市税その他徴収金の収納に関すること（行財政局税務部収税企画課長専決事項及び行財政局税務部収納管理課長専決事項に属するものを除く。）。 行財政局税務部市民税第１課長専決事項 (1) 普通徴収に係る個人の市民税（普通徴収に係る個人の県民税及び森林環境税を含む。次号において

同じ。）、公的年金等に係る所得に係る特別徴収に関する個人の市民税（公的年金等に係る所得に係る特別徴収に関する個人の県民税及び森林環境税を含む。次号において同じ。）その他諸収入金の賦課に関すること（行財政局税務部市民税第２課長専決事項に属するものを除く。）。

(2) 普通徴収に係る個人の市民税及び公的年金等に係る所得に係る特別徴収に関する個人の市民税に関する各種の台帳の整備に関すること（行財政局税務部市民税第２課長専決事項に属するものを除く。）。

(3) 市税（個人の県民税及び森林環境税を含む。）に関する証明書の作成及び交付並びに閲覧に関すること（行財政局税務部市民税企画課長専決事項及び行財政局税務部市民税第２課長専決事項に属するものを除く。）。

行財政局税務部市民税第２課長専決事項

(1) 普通徴収に係る個人の市民税（普通徴収に係る個人の県民税及び森林環境税を含む。次号において同じ。）、公的年金等に係る所得に

	係る特別徴収に関する個人の市民税（公的年金等に係る所得に係る特別徴収に関する個人の県民税及び森林環境税を含む。次号において同じ。）その他諸収入金の賦課に関すること（行財政局税務部市民税第１課長専決事項に属するものを除く。）。 (2) 普通徴収に係る個人の市民税及び公的年金等に係る所得に係る特別徴収に関する個人の市民税に関する各種の台帳の整備に関すること（行財政局税務部市民税第１課長専決事項に属するものを除く。）。 (3) 市税（個人の県民税及び森林環境税を含む。）に関する証明書の作成及び交付並びに閲覧に関すること（行財政局税務部市民税企画課長専決事項及び行財政局税務部市民税第１課長専決事項に属するものを除く。）。 行財政局税務部法人税務課長専決事項 (1) 法人の市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税、給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税（給与所得に係る特別徴収に係る個人の県民税及び森林環境税を含む。次号にお

いて同じ。）及び軽自動車税の賦課に関すること。

(2) 法人の市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税、給与所得に係る特別徴収に係る個人の市民税及び軽自動車税に関する各種の台帳の整備に関すること。

行財政局税務部固定資産税企画課長専決事項

(1) 別表第２に定める固定資産税企画課長の決裁区分に属する事項に関すること。

(2) 固定資産税（償却資産に限る。以下この項において同じ。）及び特別土地保有税の賦課に関すること。

(3) 地方税法第411条第２項に規定する公示の日以後における固定資産（償却資産に限る。）の価格等の決定及び修正に関すること。

(4) 固定資産税に関する各種の台帳の整備に関すること。

行財政局税務部固定資産税第１課長専決事項

(1) 別表第２に定める固定資産税第１課長の決裁区分に属する事項に関すること。

(2) 地方税法第411条第２項に規定する公示の日以後における東灘区、

灘区、中央区、兵庫区及び北区（以下この項において「担当区域」という。）に所在する固定資産（担当区域に所在する家屋のうち木造家屋以外の家屋及び償却資産を除く。）の価格等の決定及び修正に関すること。

(3) 担当区域に所在する固定資産（償却資産を除く。）に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。

(4) 担当区域に係る固定資産税に関する各種の台帳の整備に関すること。

行財政局税務部固定資産税第２課長専決事項

(1) 別表第２に定める固定資産税第２課長の決裁区分に属する事項に関すること。

(2) 地方税法第411条第２項に規定する公示の日以後における長田区、須磨区、垂水区及び西区（以下この項において「担当区域」という。）に所在する固定資産（担当区域に所在する家屋のうち木造家屋以外の家屋及び償却資産を除く。）の価格等の決定及び修正に関すること。

(3) 担当区域に所在する固定資産

	（償却資産を除く。）に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。 (4) 担当区域に係る固定資産税に関する各種の台帳の整備に関すること。 行財政局税務部固定資産税第３課長専決事項 (1) 別表第２に定める固定資産税第３課長の決裁区分に属する事項に関すること。 (2) 地方税法第411条第２項に規定する公示の日以後における固定資産（市内に所在する家屋のうち木造家屋以外の家屋に限る。）の価格等の決定及び修正に関すること。 (3) 固定資産（市内に所在する家屋のうち木造家屋以外の家屋に限る。）に係る固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。 (4) 市内に所在する家屋のうち木造家屋以外の家屋に係る固定資産税に関する各種の台帳の整備に関すること。 行財政局税務部収税企画課長専決事項 (1) 別表第２に定める収税企画課長の決裁区分に属する事項に関する

	こと。 (2)　市税その他徴収金の収納に関すること（行財政局税務部市民税企画課長専決事項及び行財政局税務部収納管理課長専決事項に属するものを除く。）。
	行財政局税務部収税第１課長専決事項 別表第２に定める収税第１課長の決裁区分に属する事項に関すること。
	行財政局税務部収税第２課長専決事項 別表第２に定める収税第２課長の決裁区分に属する事項に関すること。
	行財政局税務部収税第３課長専決事項 別表第２に定める収税第３課長の決裁区分に属する事項に関すること。
	行財政局税務部収税第４課長専決事項 別表第２に定める収税第４課長の決裁区分に属する事項に関すること。
行財政局税務部特別滞納整理課長専決事項	行財政局税務部特別滞納整理課長専決事項 (1)　別表第２に定める特別滞納整理課長の決裁区分に属する事項に関すること。

(1)～(3)　［略］	(2)～(4)　［略］
	行財政局税務部収納管理課長専決事項
	(1)　別表第２に定める収納管理課長の決裁区分に属する事項に関すること。
	(2)　市税その他徴収金の収納に関すること（行財政局税務部市民税企画課長専決事項及び行財政局税務部収税企画課長専決事項に属するものを除く。）。
文化スポーツ局スポーツ企画課長専決事項～福祉局くらし支援課課長（保護担当）専決事項	文化スポーツ局スポーツ企画課長専決事項～福祉局くらし支援課課長（保護担当）専決事項
［略］	［略］
福祉局高齢福祉課長専決事項	福祉局高齢福祉課長専決事項
(1)　軽費老人ホームの入所及び退所に関すること。	(1)　軽費老人ホームの入所及び退所に関すること（第16条和光園園長の項に規定する専決事項を除く。）。
(2)、(3)　［略］	(2)、(3)　［略］
福祉局介護保険課長専決事項～健康局斎園管理課長専決事項	福祉局介護保険課長専決事項～健康局斎園管理課長専決事項
［略］	［略］
こども家庭局家庭支援課長専決事項	こども家庭局家庭支援課長専決事項
(1)　児童の福祉に係る措置費、契約に係る費用その他これらに類する	(1)　児童の福祉に係る措置費、契約に係る費用その他これらに類する

費用の支出に関すること(こども家庭センター課長（家庭養護担当）に属するものを除く。）	費用の支出に関すること。
(2)～(4)　［略］	(2)～(4)　［略］
こども家庭局子育て支援課長専決事項、こども家庭局幼保振興課長専決事項　［略］	こども家庭局子育て支援課長専決事項、こども家庭局幼保振興課長専決事項　［略］
こども家庭局幼保振興課課長（保育所運営担当）専決事項	
市立保育所の人事関係事務及び財務関係事務に係る別表第１及び別表第２に定める課長、課内室長及び課内所長共通の決裁区分に属する事項に関すること（こども家庭局保育所長専決事項に属するものを除く。）。	
こども家庭局幼保事業課長専決事項	こども家庭局幼保事業課長専決事項
子どものための教育・保育給付に係る教育・保育給付認定に関すること（企画調整局デジタル戦略部行政事務センター所長、区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部保健福祉課長、北神区役所保健福祉課長及び須磨区役所北須磨支所保健福祉課長の専決事項に属するものを除く。）及び子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定に関すること（企画調整局デジタル戦略部行政事務セ	(1)　子どものための教育・保育給付に係る教育･保育給付認定に関すること(企画調整局デジタル戦略部行政事務センター所長、区役所（北神区役所を除く。）保健福祉部保健福祉課長、北神区役所保健福祉課長及び須磨区役所北須磨支所保健福祉課長の専決事項に属するものを除く。）及び子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用給付認定に関すること(企画調整局デジタル

ンター所長の専決事項に属するものを除く。）。	戦略部行政事務センター所長の専決事項に属するものを除く。）。 (2) 児童福祉法に基づく保育所の設置認可及び家庭的保育事業等の認可の変更等に係る届出のうち定例的な事項に関すること。 (3) 児童福祉法に基づく保育所及び家庭的保育事業を行う者の指導に関すること。 (4) 認定こども園法に基づく幼保連携型認定こども園の認可の変更等に係る届出のうち定例的な事項に関すること。 (5) 認定こども園法に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の変更等に係る届出のうち定例的な事項に関すること。 (6) 認定こども園法に基づく幼保連携型認定こども園の指導に関すること。 (7) 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等の確認に関すること。 (8) 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設及び地域型保育事業者の指導に関すること。 こども家庭局幼保振興課課長（保

	育所運営担当）専決事項 市立保育所の人事関係事務及び財務関係事務に係る別表第１及び別表第２に定める課長、課内室長及び課内所長共通の決裁区分に属する事項に関すること（こども家庭局保育所長専決事項に属するものを除く。）。
こども家庭局幼保事業課課長（指導監督担当）専決事項 (1)　児童福祉法に基づく保育所の設置認可及び家庭的保育事業等の認可の変更等に係る届出のうち定例的な事項に関すること。 (2)　児童福祉法に基づく保育所及び家庭的保育事業を行う者の指導に関すること。 (3)　認定こども園法に基づく幼保連携型認定こども園の認可の変更等に係る届出のうち定例的な事項に関すること。 (4)　認定こども園法に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の変更等に係る届出のうち定例的な事項に関すること。 (5)　認定こども園法に基づく幼保連携型認定こども園の指導に関すること。 (6)　子ども・子育て支援法に基づく	こども家庭局幼保事業課課長（指導監督担当）専決事項

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者及び特定子ども・子育て支援施設等の確認に関すること。	
(7) 子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設及び地域型保育事業者の指導に関すること。	
(8) 認可外の保育施設に係る届出、調査、立入り、勧告並びに運営状況に係る報告及び公表等に関すること。	認可外の保育施設に係る届出、調査、立入り、勧告並びに運営状況に係る報告及び公表等に関すること。
こども家庭局幼保事業課課長（指導研修担当）専決事項　［略］	こども家庭局幼保事業課課長（指導研修担当）専決事項　［略］
こども家庭センター課長（家庭養護担当）専決事項	
児童の福祉に係る措置費、契約に係る費用その他これらに類する費用の支出に関すること（こども家庭局家庭支援課長の専決事項に属するものを除く。）。	
環境局環境企画課課長（調整担当）専決事項～環境局施設課長専決事項　［略］	環境局環境企画課課長（調整担当）専決事項～環境局施設課長専決事項　［略］
環境局環境保全課長専決事項	環境局環境保全課長専決事項
(1)～(4)　［略］	(1)～(4)　［略］
	(5) 神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例の規定に基づく設置に係る許可及び届出内容の審査並びに維持管理に

	係る届出内容の審査、報告、指導及び監督等に関すること。
環境局事業系廃棄物対策課長専決事項～環境局自然環境課長専決事項　［略］	環境局事業系廃棄物対策課長専決事項～環境局自然環境課長専決事項　［略］
経済観光局経済政策課長専決事項	経済観光局経済政策課課長（企画担当）専決事項
(1)～(3)　［略］	(1)～(3)　［略］
経済観光局経済政策課課長（中小企業金融担当）専決事項～建設局事業用地課長専決事項　［略］	経済観光局経済政策課課長（中小企業金融担当）専決事項～建設局事業用地課長専決事項　［略］
建設局森林・防災部河川課長専決事項　［略］	建設局河川課長専決事項 ［略］
建設局道路管理課長専決事項～都市局工務課長専決事項　［略］	建設局道路管理課長専決事項～都市局工務課長専決事項　［略］
都市局内陸・臨海振興課長専決事項	
別表第２に定める都市局内陸・臨海振興課長の決裁区分に属する事項に関すること。	
都市局内陸・臨海振興課課長（誘致・活用担当）専決事項	都市局新都市管理課長専決事項
(1)、(2)　［略］	(1)、(2)　［略］
都市局産業団地整備課長専決事項	都市局新都市工務課長専決事項
(1)　別表第２に定める都市局産業団地整備課長の決裁区分に属する	別表第２に定める都市局新都市工務課長の決裁区分に属する事項に関す

事項に関すること。 (2) 別表第２に定める用地取得事務担当課の課長の決裁区分に属する事項に関すること。 (3) 造成地の軽易定例な貸付け及び解除に関すること。	ること。
	都市局新都市工務課課長（施設担当）専決事項 別表第２に定める都市局新都市工務課課長（施設担当）の決裁区分に属する事項に関すること。
建築住宅局住宅整備課長専決事項～建築住宅局住宅管理課長専決事項　［略］	建築住宅局住宅整備課長専決事項～建築住宅局住宅管理課長専決事項　［略］
建築住宅局建築指導部建築安全課長専決事項 (1)、(2)　［略］	建築住宅局建築指導部建築安全課長専決事項 (1)、(2)　［略］ (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条の規定に基づく認定に関すること。 (4) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条及び第41条の規定に基づく認定に関すること。
建築住宅局建築指導部建築安全課課長（設備安全担当）専決事項 (1) 都市の低炭素化の促進に関する	

法律第54条の規定に基づく認定に関すること。 (2)　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条の規定に基づく認定に関すること。	
建築住宅局建築指導部安全対策課長専決事項	建築住宅局建築指導部安全対策課長専決事項
(1)　［略］	(1)　［略］
	(2)　建築基準法第10条第４項の規定において準用する同法第９条第７項の規定による保安上危険な建築物等に対する措置の命令に関すること。
(2)　［略］	(3)　［略］
	(4)　神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例第３章第３節の老朽危険家屋等に係る軽易な事項に関すること。
	(5)　空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例に係る軽易な事項に関すること（環境局業務課課長（地域環境担当）の専決事項、経済観光局農政計画課長及び農政計画課課長（農政企画担当）の専決事項に属するものを除く。）。
建築住宅局技術管理課長、建築課長、設備課長及び保全課長の専決	建築住宅局技術管理課長、建築課長、設備課長及び保全課長の専決

事項～港湾局経営企画課課長（調整担当）専決事項　［略］	事項～港湾局経営企画課課長（調整担当）専決事項　［略］
港湾局空港調整課長専決事項 神戸空港条例の規定に基づく事務に関すること（同条例第12条の許可及びこれに係る同条例第15条の措置，同条例第16条の事務のうち軽易定例でないもの、同条例第17条第１項及び第２項の事務のうち重要なもの並びに同条例第20条、第21条、第25条、第26条、第28条及び第29条の事務を除く。）。	
港湾局空港整備課長専決事項、港湾局空港整備課課長（施設担当）専決事項　［略］	港湾局空港整備課長専決事項、港湾局空港整備課課長（施設担当）専決事項　［略］
港湾局経営課長専決事項	港湾局経営課長専決事項
(1)　港湾施設等の施設の軽易定例的な使用許可及び貸付け並びにその取消し及び解除に関すること。	(1)　港湾施設の軽易定例的な使用許可及び貸付け並びにその取消し及び解除に関すること。
(2)　港湾施設等の施設の使用許可又は貸付けを受けた者に対する軽易定例的な工作物の設置及び増改築の承認並びに行為の規制に関すること。	(2)　港湾施設の使用許可又は貸付けを受けた者に対する軽易定例的な工作物の設置及び増改築の承認並びに行為の規制に関すること。
(3)　［略］	(3)　［略］
港湾局海務課長専決事項～港湾局海岸防災課課長（整備担当）専決事項　［略］	港湾局海務課長専決事項～港湾局海岸防災課課長（整備担当）専決事項　［略］

（区長等の専決事項） 第10条　区長の専決事項は、次のとおりとする。 (1)、(2)　［略］ (3)　行政財産の使用許可その他管理に関すること（地方自治法第238条の４第７項の規定による許可及び同条第９項の規定による許可の取消しに関することを除く。）。 (4)～(9)　［略］	（区長等の専決事項） 第10条　区長の専決事項は、次のとおりとする。 (1)、(2)　［略］ (3)　行政財産の使用許可その他管理に関すること。 (4)～(9)　［略］
２　北神担当区長の専決事項は、次のとおりとする。 (1)、(2)　［略］ (3)　行政財産の使用許可その他管理に関すること（地方自治法第238条の４第７項の規定による許可及び同条第９項の規定による許可の取消しに関することを除く。）。 (4)～(7)　［略］	２　北神担当区長の専決事項は、次のとおりとする。 (1)、(2)　［略］ (3)　行政財産の使用許可その他管理に関すること。 (4)～(7)　［略］
（区役所等の課長の専決事項） 第12条　区役所及び須磨区役所北須磨支所の課長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、課長（組織の事務を主管する課長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長共通専	（区役所等の課長の専決事項） 第12条　区役所及び須磨区役所北須磨支所の課長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、課長（組織の事務を主管する課長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長共通専

決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則の規定に基づき組織の事務を主管しない課長の事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。	決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則の規定に基づき組織の事務を主管しない課長の事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。
区役所の課長共通専決事項～須磨区役所北須磨支所の課長共通専決事項　［略］	区役所の課長共通専決事項～須磨区役所北須磨支所の課長共通専決事項
区役所（北神区役所を除く。）総務部地域協働課課長（総務担当）専決事項	区役所（北神区役所を除く。）総務部地域協働課課長（総務担当）専決事項
(1)、(2)　［略］	(1)、(2)　［略］
	(3)　山田出張所、伊川谷出張所、櫨谷出張所、押部谷出張所、平野出張所、神出出張所及び岩岡出張所における市税（個人の県民税及び森林環境税を含む。）に関する証明書の作成、交付及び手数料の徴収に関すること（北区役所及び西区役所総務部地域協働課課長（総務担当）に限る。）。
区役所（北神区役所を除く。）総務部市民課長専決事項	区役所（北神区役所を除く。）総務部市民課長専決事項
(1)、(2)　［略］	(1)、(2)　［略］
	(3)　サービスコーナーにおける市税（個人の県民税及び森林環境税を含む。）に関する証明書の作成、交付及び手数料の徴収に関すること

	（垂水区役所総務部市民課長に限る。）。
区役所（北神区役所を除く。）総務部保険年金医療課長専決事項～北神区役所保健福祉課長専決事項　［略］	区役所（北神区役所を除く。）総務部保険年金医療課長専決事項～北神区役所保健福祉課長専決事項　［略］
北神区役所市民課長及び須磨区役所北須磨支所市民課長専決事項	北神区役所市民課長及び須磨区役所北須磨支所市民課長専決事項
(1)　［略］	(1)　［略］
	(2)　市税（個人の県民税及び森林環境税を含む。）に関する証明書の作成、交付及び手数料の徴収に関すること。
	(3)　市税その他徴収金の収納に関すること。
	(4)　有馬出張所、道場出張所、八多出張所、大沢出張所、長尾出張所及び淡河出張所における市税に関する証明書の作成、交付及び手数料の徴収に関すること（北神区役所市民課長に限る。）。
須磨区役所北須磨支所保健福祉課長専決事項　［略］	須磨区役所北須磨支所保健福祉課長専決事項　［略］
須磨区役所北須磨支所保険年金医療課長専決事項	須磨区役所北須磨支所保険年金医療課長専決事項
区役所（北神区役所を除く。）総務部保険年金医療課長専決事項に属する	

事項に関すること。	
須磨区役所北須磨支所保健福祉課課長（保健担当）専決事項	須磨区役所北須磨支所保健福祉課課長（保健担当）専決事項
(1)、(2)　［略］	(1)、(2)　［略］
	区役所（北神区役所を除く。）総務部保険年金医療課長専決事項に属する事項に関すること。
須磨区役所北須磨支所生活支援課長専決事項　［略］	須磨区役所北須磨支所生活支援課長専決事項　［略］
（玉津支所長の専決事項）	（玉津支所長の専決事項）
第13条　西区役所玉津支所長（以下「玉津支所長」という。）の専決事項は、次のとおりとする。	第13条　西区役所玉津支所長（以下「玉津支所長」という。）の専決事項は、次のとおりとする。
(1)～(3)　［略］	(1)～(3)　［略］
	(4)　市税（個人の県民税及び森林環境税を含む。）に関する証明書の作成、交付及び手数料の徴収に関すること。
	(5)　市税その他徴収金の収納に関すること。
(4)　［略］	(6)　［略］
（第１類事業所長等の専決事項）	（第１類事業所長等の専決事項）
第15条　第１類の事業所（以下「第１類事業所」という。）の所長、事務局長、副所長、課長及び係長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、課長（組織の事務を主管する課	第15条　第１類の事業所（以下「第１類事業所」という。）の所長、事務局長、副所長、課長及び係長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、課長（組織の事務を主管する課

長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、第１類事業所の副所長及び課長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則の規定に基づき組織の事務を主管しない課長の事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

第１類事業所長共通専決事項～保健所長専決事項　［略］

健康科学研究所長専決事項

(1)　地域保健法施行規則（昭和28年厚生省令第55条）第４条に規定する地域保健対策に関する法律に基づく調査及び研究並びに試験及び検査に関する事務（他の所管に属するものを除く。）。

(2)　神戸市手数料条例（平成12年３月条例第77号。以下この号において「条例」という。）及び神戸市手数料条例施行規則（平成12年３月規則第111号。以下この号において「施行規則」という。）に規定する事務のうち次に掲げるもの。

ア　条例第６条の規定による手数料の徴収に関すること。

長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、第１類事業所の副所長及び課長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則の規定に基づき組織の事務を主管しない課長の事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

第１類事業所長共通専決事項～保健所長専決事項　［略］

イ　公的扶助を受給している者で、保護施設に入所する目的のための検査に係る手数料の免除（条例第６条に係るものに限る。）に関すること。	
ウ　検査着手前にその取消しの申出があった場合の既納手数料の返還（条例第６条に係るものに限る。）に関すること。	
エ　条例第９条第２項第１号及び第２号（施行規則第４条第１号アに定める場合に該当するものに限る。）の規定による後納（条例第６条に係るものに限る。）に関すること。	
王子動物園長専決事項～水環境センター長専決事項　［略］	王子動物園長専決事項～水環境センター長専決事項　［略］
第１類事業所の副所長及び課長共通専決事項	第１類事業所の副所長及び課長共通専決事項
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　軽易又は定例な次に掲げる事項に関すること。	(2)　軽易又は定例な次に掲げる事項に関すること。
ア、イ　［略］	ア、イ　［略］
ウ　行政財産の使用許可その他管理	
(3)～(5)　［略］	(3)～(5)　［略］
博物館学芸課長専決事項～保健	博物館学芸課長専決事項～保健

所保健課課長（予防衛生担当）専決事項　［略］	所保健課課長（予防衛生担当）専決事項　［略］
こども家庭センター課長（発達相談）専決事項　［略］	こども家庭センター課長（発達相談・判定指導担当）専決事項　［略］
中央水環境センター管理課課長（集落排水担当）専決事項、第１類事業所の係長共通専決事項　［略］	中央水環境センター管理課課長（集落排水担当）専決事項、第１類事業所の係長共通専決事項　［略］
（第２類事業所長等の専決事項）	（第２類事業所長等の専決事項）
第16条　第２類の事業所（以下「第２類事業所」という。）の所長、事務室長及び係長の専決事項は、次のとおりとする。	第16条　第２類の事業所（以下「第２類事業所」という。）の所長、事務室長及び係長の専決事項は、次のとおりとする。
第２類事業所長（小磯記念美術館長を除く。）共通専決事項	第２類事業所長（小磯記念美術館長を除く。）共通専決事項
(1)～(3)　［略］	(1)～(3)　［略］
(4)　軽易又は定例な次に掲げる事項に関すること。	(4)　軽易又は定例な次に掲げる事項に関すること。
ア、イ　［略］	ア、イ　［略］
ウ　行政財産の使用許可その他管理	
(5)～(7)　［略］	(5)～(7)　［略］
小磯記念美術館事務室長専決事項　［略］	小磯記念美術館事務室長専決事項　［略］
	和光園長専決事項
	(1)　入所者（ケアハウス和光園の入

	所者を除く。次号において同じ。）の移送に関すること。 (2) 入所者の死亡の場合における埋葬に関すること。 (3) 入所者に係る医療の委託に関すること。 (4) ケアハウス和光園の入所及び退所に関すること。
障害者更生相談所長専決事項 (1) ［略］ (2) 療育手帳の交付に関すること（こども家庭センター課長(発達相談担当)の専決事項に属するものを除く。）。 精神保健福祉センター所長専決事項～布施畑環境センター所長専決事項 ［略］	障害者更生相談所長専決事項 (1) ［略］ (2) 療育手帳の交付に関すること（こども家庭センター課長(発達相談・判定指導担当）の専決事項に属するものを除く。）。 精神保健福祉センター所長専決事項～布施畑環境センター所長専決事項 ［略］ 西農業振興センター及び北農業振興センター所長専決事項 (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号）の規定に基づく許可、許可証及び従事者証の交付並びに報告の徴収並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）の規定に基づく届出に関すること(被害の防止の目的の捕獲等に

	関するものに限る。）。 (2) 兵庫県農業共済組合が行う農業共済事業及び収入保険制度に関すること。
森林整備事務所長専決事項 ［略］	森林整備事務所長専決事項 ［略］ 西神整備事務所長専決事項 造成地の軽易定例な貸付け及びその解除に関すること。
神戸港管理事務所長専決事項 (1) 港湾施設等の施設の軽易定例な使用許可及び貸付け並びにその取消し及び解除に関すること。 (2) 港湾施設等の施設の使用許可又は貸付けを受けた者に対する軽易定例な工作物の設置及び増改築の承認並びに行為の規制に関すること。 (3) 港湾施設等の施設内における使用禁止物件の使用承認に関すること。 (4)～(7) ［略］	神戸港管理事務所長専決事項 (1) 港湾施設の軽易定例な使用許可及び貸付け並びにその取消し及び解除に関すること。 (2) 港湾施設の使用許可又は貸付けを受けた者に対する軽易定例な工作物の設置及び増改築の承認並びに行為の規制に関すること。 (3) 港湾施設内における使用禁止物件の使用承認に関すること。 (4)～(7) ［略］
第２類事業所の係長共通専決事項 ［略］	第２類事業所の係長共通専決事項 ［略］

別表第１、別表第２及び別表第６を次のように改める。

別表第1（第2条、第4条―第7条関係）
人事関係事務

決裁区分／決裁事項			副市長	行財政局長	特定局長	局長共通	副局長、部長及び室長共通	人事課長	給与課長	総務事務センター長	厚生課長	課長、課内室長及び課内所長共通	備考
任用（補職を含み、採用、会計年度任用及び臨時的任用を除く。）			課長以上	係長以下（行政職１級（相当職を含む。）の職員を除く。）の職員	―	―	―	行政職１級（相当職を含む。）の職員	―	―	―	―	消防組織法第15条第１項 に基づく消防局職員（消 防司令長以上）の任命に 伴う承認を含む。
採用			課長以上	係長以下の職員	―	―	―	―	―	―	―	―	
再任用の選考			―	全ての者	―	―	―	―	―	―	―	―	
会計年度任用			―	―	―	―	―	―	―	―	―	全ての者	
臨時的任用			課長以上	係長以下の職員	―	―	―	―	―	―	―	―	
退職（会計年度任用職員を除く。）			課長以上	係長以下（行政職１級（相当職を含む。）の職員を除く。）の職員	―	―	―	行政職１級（相当職を含む。）の職員	―	―	―	―	
会計年度任用職員の退職			―	―	―	―	―	―	―	―	―	全ての者	
特別職非常勤職員の委嘱・報酬等勤務条件の決定	委嘱・報酬等勤務条件の決定		―	―	―	全ての者（軽易な変更を除く。）	会計室長 全ての者（軽易な変更を除く。）	―	―	―	―	軽易な変更	
	報酬の支給		―	―	―	―	―	―	―	―	―	全ての者	
給与（会計年度任用職員を除く。）	給料	決定	部長以上	課長	―	―	―	―	係長以下	―	―	―	
		支給	―	―	―	―	―	―	―	全職員	―	―	
	手当	認定	―	特殊なもの	―	―	―	―	全てのもの（扶養手当、住居手当及び通勤手当並びに特殊なものを除く。）	扶養手当 住居手当 通勤手当	―	―	
		基準	全職員	―	―	―	―	―	―	―	―		
		支給	―	―	―	―	―	―	―	全職員	―	―	
会計年度任用職員の給与等	給料（相当する報酬を含む。）	決定	―	―	―	―	―	―	―	―	―	全職員	
		基準	―	全職員	―	―	―	―	―	―	―	―	
		支給	―	―	―	―	―	―	―	全職員（勤務時間が短い者を除く。）	―	勤務時間が短い者	

	手当（相当する報酬及び費用弁償を含む。）	認定	—	—	—	—	—	—	特殊なもの	通勤手当（特殊な場合を除く。）	—	全ての者（通勤手当及び特殊なものを除く。） 通勤手当（特殊な場合）	
		基準	—	全職員	—	—	—	—	—	—	—	—	
		支給	—	—	—	—	—	—	—	全職員（勤務時間が短い者を除く。）	—	勤務時間が短い者	
休職		専従休職	全職員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		その他	課長以上	係長以下	—	—	—	—	—	—	—	—	
休業の承認		育児休業	—	部長以上	—	—	—	課長以下	—	—	—	—	
		部分休業	—	—	—	部長以上	課長	—	—	—	—	係長以下	
		自己啓発休業	—	部長以上	—	—	—	課長以下	—	—	—	—	
		配偶者同行休業	—	部長以上	—	—	—	課長以下	—	—	—	—	
		その他休業	—	部長以上	—	—	—	課長以下	—	—	—	—	
育児短時間勤務制度			—	部長以上	—	—	—	課長以下	—	—	—	—	
服務	休暇の付与		—	—	課長	部長以上	課長	—	—	—	—	係長以下	
	欠勤の承認		局長	—	課長	部長	課長	—	—	—	—	係長以下	
	勤務命令（時間外、休日等）		—	—	課長	—	課長	—	—	—	—	係長以下	
	旅行命令		—	—	課長	部長以上	課長	—	—	—	—	係長以下	海外旅行命令は、局長については副市長、部長以下については局長の専決事項とする。
	職務専念義務の免除			—	課長	部長以上	課長	—	—	—	—	係長以下	
	営利企業への従業等の許可		—	部長以上	—	—	—	課長以下	—	—	—	—	
人事評価			部長	—	—	課長以下	—	—	—	—	—	—	
恩給及び年金		裁定	—	全職員	—	—	—	—	—	—	—	—	
		支給	—	—	—	—	—	—	—	—	全職員	—	
退職手当		裁定	—	—	—	—	—	—	全職員	—	—	—	
		支給	—	—	—	—	—	—	全職員	—	—	—	
児童手当		認定	—	—	—	—	—	—	—	全職員（勤務時間が短い者を除く。）	—	勤務時間が短い者	
		支給	—	—	—	—	—	—	—	全職員（勤務時間が短い者を除く。）	—	勤務時間が短い者	

公務災害 （非常勤職員）	認定	—	特殊なもの	—	—	—	—	—	—	軽易なもの	—	
	補償	—	—	—	—	—	—	—	—	全職員	—	

注）

この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　局長　局長、建設局湾岸・広域幹線道路本部長、都市局都心再整備本部長その他これらに準ずる者

（２）　特定局長　都市局都心再整備本部局長（事業推進担当）

（３）　部長　副局長、部長、室長、第１類事業所長その他これらに準ずる者

（４）　課長　課長、課内室長、課内所長、第２類事業所長その他これらに準ずる者

（５）　係長　係長、第３類事業所長その他これらに準ずる者

別表第２（第２条、第４条、第６条―第７条関係）
財務関係事務
２－１支出決定（支出を伴う施行決議・実施決定）

	決裁事項	節	節名称	細節（参考）	細節名称等	専決範囲	決裁区分										合議	備考
							副市長	特定局長	局長又は副局長共通	特定副局長、特定部長及び室長	部長及び室長共通	特定課長	課長、課内室長及び課内所長共通	消防局長	教育委員会事務局長 教育次長 監査事務局長 市選挙管理委員会事務局長 人事委員会事務局長 市会事務局長	特定職		
01	報酬等	01	報酬	01	委員報酬	別表第１												別表第１の決裁区分によるものとする。
						全て								○	○			
				02	非常勤職員報酬	別表第１												別表第１の決裁区分によるものとする。
						全て								○	○			
				03	議員報酬手当	500万円超	○											
						500万円以下		○								市会事務局長		
				81	議員報酬手当（定例的な報酬）	全て		○								市会事務局長		
				04	会計年度任用職員報酬	別表第１												別表第１の決裁区分によるものとする。
02	給料	02	給料	01	給料	別表第１												別表第１の決裁区分によるものとする。
03	手当等	03	職員手当等	01	扶養手当	別表第１												別表第１の決裁区分によるものとする。
				02	地域手当	別表第１												
				03	時間外勤務手当	別表第１												
				04	宿日直手当	別表第１												
				05	特殊勤務手当	別表第１												
				06	期末・勤勉手当	別表第１												
				07	通勤手当	別表第１												
				08	退職手当	別表第１												
				09	住居手当	別表第１												
				10	其他手当	別表第１												
				11	児童手当	別表第１												
04	共済費又は社会保険料	04	共済費	01-04	共済・健康保険組合負担金、地方公務員災害補償基金負担金、共助組合負担金、共済費事業主負担金	全て							○	○	○			
05	公務災害（非常勤職員）	05	災害補償費	01	災害補償費（非常勤職員の公務災害に係るもの）	別表第１												別表第１の決裁区分によるものとする。
	負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの	05	災害補償費	01	災害補償費（常勤職員の公務災害等見舞金）	500万円超	○											
						500万円以下			○					○	○			
						300万円以下					○							
						100万円以下							○					
06	恩給及び退職年金	06	恩給及び退職年金	01	恩給	別表第１												別表第１の決裁区分によるものとする。
				02	退職年金	別表第１												
07	謝金その他これらに類するもの	07	報償費	01	報償費	500万円超	○											
						500万円以下			○					○	○			
						300万円以下					○							
						100万円以下							○					
				02	報償費（定例的な報償）	100万円超					○							
						100万円以下							○					
						全て								○	○			
08	旅費	08	旅費	01-03	遠距離旅費、国外旅費、近距離旅費（職員の旅費）（特別職非常勤職員の旅費を除く）	全て						○				総務事務センター長、建設局総務課長、都市局総務課長及び港湾局経営企画課長		１　特定課長の決裁区分は、電子情報処理組織により作成した旅行命令書に基づき支給するものについて適用する。 ２　総務事務センター長の専決事項は、地方公営企業法の財務規定等を適用する事業にかかるものを除く。 ３　建設局総務課長、都市局総務課長、港湾局経営企画課長の専決事項は、当該所管局の地方公営企業法の財務規定等を適用する事業にかかるものに限る。
						全て							○	○	○			
				11-13	遠距離旅費、国外旅費、近距離旅費（特別職非常勤職員及び職員以外の者の旅費及び費用弁償）	100万円超			○									
						100万円以下							○					
						全て								○	○			
				81-83	遠距離旅費、国外旅費、近距離旅費（議員の費用弁償）	全て		○								市会事務局長		
				04	会計年度任用職員通勤費	別表第１												別表第１の決裁区分によるものとする。
09	交際費	09	交際費	01	交際費	全て							○	○	○			前渡金払の場合は、２－３その他の表23の項を適用する。

10	調達	10	需用費	01-03、09	消耗品費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費	4,000万円超	○												300万円を超えるものについては経理契約（行財政局契約監理課に要求して行う契約をいう。以下同じ。）を要する。
						4,000万円以下			○					○	○				
						2,000万円以下					○								
						1,000万円以下							○						
						300万円以下							△	△					
				11-13、19	消耗品費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費（市長が指定するものＡ）	400万円超			△										
						400万円以下					△								
						300万円以下							△						
						全て								△	○				
				87	消耗品費（歳出予算の範囲内の被服）	300万円超								○					300万円を超えるものについては経理契約を要する。
						300万円以下								△					
				83	消耗品費（図書資料（教科用指導書））	4,000万円超	○												300万円を超えるものについては経理契約を要する。
						4,000万円以下		○								教育委員会事務局長及び教育次長			
				86	消耗品費（各種施設における給与品）	全て		○								教育委員会事務局長及び教育次長			300万円を超えるものについては経理契約を要する。
						300万円超							○						
						300万円以下							△						
				84、85	消耗品費、印刷製本費（選挙用品）	4,000万円超	○												300万円を超えるものについては経理契約を要する。
						4,000万円以下		○								市選挙管理委員会事務局長			
				02	燃料費（歳出予算の範囲内の燃料）	300万円超								○					300万円を超えるものについては経理契約を要する。
						300万円以下								△					
				04	電気料金	4,000万円超	○												1,000万円を超えるものについては経理契約を要する。
						4,000万円以下			○					○	○				
						2,000万円以下					○								
						1,000万円以下							△	△					
				14	電気料金（電気事業者の定める申込書によるもの）	全て							△	△	○				入札又は見積合せで不調となり、電気事業者の定める申込書により契約する場合に限る。
				05-06	ガス料金、上下水道料金	全て							△	△	○				
	請負（その他）	10	需用費	07	修繕料	4,000万円超	○												200万円を超えるものについては経理契約を要する。
						4,000万円以下			○					○	○				
						2,000万円以下					○								
						1,000万円以下							○						
						200万円以下							△	△					
				17	修繕料（市長が指定するものＢ）	400万円超			△										
						400万円以下					△								
						200万円以下							△						
						全て								△	○				
				27	修繕料（建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るもの）	400万円以下		△								行財政局長、都市局長、建築住宅局長及び港湾局長			
						400万円以下		○								教育委員会事務局長及び教育次長			
						200万円以下				△						行財政局部長（資産活用担当）及び港湾局部長（工務・防災担当）			

						200万円以下						△				都市局地域整備推進課長、用地活用推進課長、工務課長、内陸・臨海振興課長、産業団地整備課長並びに建築住宅局住宅整備課長、住宅建設課長及び技術管理課長		
	調達	10	需用費	08	賄材料費（各種施設における給食、賄材料等食料）	全て		○					△			教育委員会事務局長及び教育次長		
11	請負（製造）	11	役務費	11	一般役務費	３億円超	○											400万円を超えるものについては経理契約を要する。
						３億円以下			○					○	○			
						２億円以下					○							
						１億円以下							○					
						400万円以下							△	△				
	謝金その他これらに類するもの	11	役務費	12	一般役務費	500万円超	○											
						500万円以下			○					○	○			
						300万円以下					○							
						200万円以下							○					
				13	一般役務費（定例的な報償）	200万円超					○							
						200万円以下							○					
						全て								○	○			
	請負（その他）	11	役務費	01、03	一般役務費、その他通信運搬費	4,000万円超	○											200万円を超えるものについては経理契約を要する。
						4,000万円以下			○					○	○			
						2,000万円以下					○							
						1,000万円以下							○					
						200万円以下							△	△				
				02	電気通信料金	全て							△	△	○			電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第２条第５号に規定する電気通信事業者が提供する同条第３号に規定する電気通信役務に関する料金をいう。
				04	保険料	全て							△	△	○			
				14、15	一般役務費、その他通信運搬費（市長が指定するものＡ、Ｂ）	400万円超			△									
						400万円以下					△							
						200万円以下							△					
						全て								△	○			
				81	一般役務費（公金取扱手数料に関するものの決定）	全て				△						会計室長		
				20、21	一般役務費（事業系ごみ指定袋等）、その他通信運搬費（郵便料金等 ）	全て							△	△	○			
	労働者派遣契約	11	役務費	05	人材派遣料	2,000万円超			△									金額は見積金額を示す。
						2,000万円以下					△							
						1,000万円以下							△					
						全て								△	○			
12	指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合の協定	12	委託料	01	指定管理委託料	2,000万円超			△					△	○		歳入の徴収又は収納の事務の委託については、会計管理者に合議	金額は総額とする。ただし、利用料金を当該指定管理者に収受させる場合は、当該管理に係る総経費の見積価額とする。
						2,000万円以下					△							
						1,000万円以下							△					
	委託	12	委託料	03-07	その他委託料（工事）	３億円超	○										歳入の徴収又は収納の事務の委託については、会計管理者に合議	金額は見積金額を示す。
						３億円以下			△					△	○			
						２億円以下					△							
						１億円以下							△					
				02、08-09	その他委託料（工事以外）	4,000万円超	○											
						4,000万円以下			△					△	○			
						2,000万円以下					△							
						1,000万円以下							△					
13	調達	13	使用料及び賃借料	06	一般使用料等	全て							△	△	○			
				05	一般使用料等（電子計算機上で使用するソフトウェアに係るもの）	4,000万円超	○											300万円を超えるものについては経理契約を要する。
						4,000万円以下			○					○	○			
						2,000万円以下					○							
						1,000万円以下							○					
						300万円以下							△	△				
				01	一般使用料等	4,000万円超	○											１　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 ２　150万円を超えるものについては経理契約を要する。
						4,000万円以下			○					○	○			
						2,000万円以下					○							
						1,000万円以下							○					
						150万円以下							△	△				

				11	一般使用料等（市長が指定するものC）	400万円超			△								金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
						400万円以下					△						
						150万円以下							△				
						全て								△	○		
	請負（その他）	13	使用料及び賃借料	15	自動車借上料（運転手付）	4,000万円超	○										200万円を超えるものについては経理契約を要する。
						4,000万円以下			○					○	○		
						2,000万円以下					○						
						1,000万円以下							○				
						200万円以下							△	△			
	物品の借入れ	13		02	自動車借上料	4,000万円超	○										1　150万円を超えるものについては経理契約を要する。 2　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
						4,000万円以下			○					○	○		
						2,000万円以下					○						
						1,000万円以下							○				
						150万円以下							△	△			
	請負（その他）、物品の借入れ	13		12	自動車借上料（市長が指定するものB、C）	400万円超			△								自動車借上料の契約を貸借で締結する場合、金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
						400万円以下					△						
						150万円以下							△				
						全て								△	○		
	請負（その他）	13		22	自動車借上料（タクシー利用料）（乗車票による利用に係るもの）	全て							△	△	○		
	不動産の借入れ	13		03-04	土地借上料、家屋借上料	500万円超	○										1　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2　契約を更新する場合、その内容に変更のないもの（消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。）については、500万円を超えるものについても、局長、消防局長、教育委員会事務局長、教育次長、監査事務局長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長及び市会事務局長が専決することができる。 3　この項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代支払の場合に準用する。
						500万円以下			○					○	○		
				13-14	土地借上料、家屋借上料（市長が指定するものD）	400万円超			○								
						400万円以下					○						
						200万円以下							○				
						全て								○	○		
14	請負（工事）	14	工事請負費	01-05	工事請負費	３億円超	○										1　直営工事の施行決定を含む。 2　400万円を超えるものについては経理契約を要する。
						３億円以下			○					○	○		
						２億円以下					○						
						１億円以下							○				
						400万円以下							△	△			

				81-84	工事請負費（建物のガス設備にかかるもの（ガス冷暖房設備工事を除く））	全て						△				環境局施設課長、都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課長、地域整備推進課長、用地活用推進課長、工務課長、内陸・臨海振興課長、産業団地整備課長、建築住宅局住宅整備課長、住宅建設課長、住宅管理課長、技術管理課長、建築課長、設備課長及び保全課長並びに港湾局空港整備課長及び空港整備課課長（施設担当）、工務課長、課長（建築担当）及び課長（設備担当）		直営工事の施行決定を含む。
15	調達	15	原材料費	01	原材料費	4,000万超	○											300万円を超えるものについては経理契約を要する。
						4,000万円以下			○					○	○			
						2,000万円以下					○							
						1,000万円以下							○					
						300万円以下							△	△				
				11	原材料費（市長が指定するものA）	400万円超			△									
						400万円以下					△							
						300万円以下							△					
						全て								△	○			
16	不動産若しくは地上権、地役権その他これらに準ずる権利の取得又は借地権に係る補償	16	公有財産購入費	01-05	土地購入費、家屋購入費、その他財産購入費	8,000万円以上	○										神戸市公有財産規則が適用されるものについては、行財政局部長（資産活用担当）（8,000万円を超えるもの。資産活用課長経由）又は資産活用課長（8,000万円以下）に合議	
						8,000万円未満			○					○	○			
						4,000万円以下				○						用地取得事務を所掌する副局長及び部長		
						2,000万円以下						○				用地取得事務担当課の課長		
17	調達	17	備品購入費	01-02	一般備品費、重要備品費	4,000万円超	○											300万円を超えるものについては経理契約を要する。
						4,000万円以下			○					○	○			
						2,000万円以下					○							
						1,000万円以下							○					
						300万円以下							△	△				
				11-12	一般備品費、重要備品費（市長が指定するものA）	400万円超			△									
						400万円以下					△							
						300万円以下							△					
						全て								△	○			
				81-82	一般備品費、重要備品費（選挙用品）	4,000万円超	○											300万円を超えるものについては経理契約を要する。
						4,000万円以下		○								市選挙管理委員会事務局長		
18	負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの	18	負担金補助金及び交付金	01-05	負担金、補助交付金、分担金等	500万円超	○											複数の相手方に対する負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの（以下「負担金等」という。）の金額を一の決裁により決定した場合において、当該負担金等のうち一部のものに係る金額を変更するとき（変更後の当該負担金等の総額が変更前の当該負担金等の総額を下回るときに限る。）の決裁区分は、変更後の個々の負担金等の額に基づくものとする。この場合において、当該決裁区分が複数の決裁区分に該当することとなるときは、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
						500万円以下			○					○	○			
						300万円以下					○							
						200万円以下							○					
				81	補助交付金（奨学金、就学援助金又は定例的な学校に対する助成）	全て		○								教育委員会事務局長及び教育次長		
19	負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの	19	扶助費	01	扶助費	500万円超	○											複数の相手方に対する扶助費の金額を一の決裁により決定した場合において、当該扶助費のうち一部のものに係る金額を変更するとき（変更後の当該扶助費の総額が変更前の当該扶助費の総額を下回るときに限る。）の決裁区分は、変更後の個々の扶助費の額に基づくものとする。この場合において、当該決裁区分が複数の決裁区分に該当することとなるときは、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
						500万円以下			○					○	○			
						300万円以下					○							
						200万円以下							○					
				81	扶助費（奨学金、就学援助金又は定例的な学校に対する助成）	全て		○								教育委員会事務局長及び教育次長		

20	現金の貸付又は制度融資に係る預託	20	貸付金	01-	貸付金、預託金、保証金	全て			○					○	○			
				11-13	貸付金、預託金、保証金（条例や規則等に定められた基準に基づいて行うもの）	全て							○	○	○			
21	移転料その他諸補償（借地権に係る補償を除く。）、請負契約約款に規定する不可抗力による損害の費用負担	21	補償補填及び賠償金	01	損失補償金	200万円超	○											
						200万円以下			○					○	○			
						100万円以下					○							
						50万円以下							○					
				11	損失補償金（電柱、ケーブル、上下水道管又はガス管の移設に伴うもの）	200万円超			○									
						200万円以下					○							
						100万円以下							○					
						全て								○	○			
				12	損失補償金（請負契約約款に規定する不可抗力による損害の費用負担）	3,000万円超	○											
						3,000万円以下			○					○	○			
						1,000万円以下					○							
						500万円以下							○					
				14	損失補償金（公共事業の施行に伴う移転料その他諸補償（土地取得に係るものを除く））	3,000万円超	○											
						3,000万円以下			○					○	○			
						1,000万円以下					○							
						500万円以下							○					
				13	損失補償金（消防法第29条第３項の規定に伴う移転料その他諸補償）	全て								○				
21	移転料その他諸補償（借地権に係る補償を除く。）、請負契約約款に規定する不可抗力による損害の費用負担	21	補償補填及び賠償金	04	損失補償金（土地取得に係るもの）	3,000万円超	○											不動産の取得等に伴うもので、神戸市の公共用地の取得に伴う損失補償基準（昭和47年４月１日市長決定）の適用を受けるものについては、行財政局部長（資産活用担当）（3,000万円を超えるもの。資産活用課長経由）又は資産活用課長（3,000万円以下）に合議	
						3,000万円以下			○					○	○			
						1,000万円以下				○						用地取得事務を所掌する副局長及び部長		
						500万円以下						○				用地取得事務担当課の課長		
				03	補填金	200万円超	○											
						200万円以下			○					○	○			
						100万円以下					○							
						50万円以下							○					
	損害賠償金、示談金又はこれらに類するもの	21	補償補填及び賠償金	02	損害賠償金	500万円以下	○											自動車事故によるものについては、自動車損害賠償保障法による保険金額の最高限度額を上限とし、200万円を超え最高限度額以下のものは、副市長の専決とする。
						200万円以下			○					○	○			
22	使用料、手数料その他の収入に係る過誤納整理	22	償還金利子及び割引料	01	一般償還金	全て							○	○	○			
	償還金利子及び割引料	22	償還金利子及び割引料	02-03	地方債元利償還金、一時借入金利子	全て						○				財務課長		
23	投資及び出資金	23	投資及び出資金	01	投資及び出資金	全て			○					○	○			市長による方針決定を受けたものに限る。
24	基金の積立て、処分	24	積立金	01-02	積立基金積立金、運用基金積立金	全て			○					○	○		積立て、処分又は不動産の取得については、財務課長に合議	
25	寄附金	25	寄附金	01	寄附金	全て			○					○	○			
26	公課費	26	公課費	01	公課費	全て			○					○	○			
27	負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの	27	繰出金	01-03	特別会計繰出金、公営企業会計繰出金、一般会計繰出金	500万円超	○											
						500万円以下			○					○	○			
						300万円以下					○							
						100万円以下							○					

（注）

1　決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印又は三角印を付した項に規定する事項を専決する。特定局長、特定副局長、特定部長及び室長並びに特定課長の欄にあっては、特定職の欄に掲げる者が専決する。なお、それぞれの当該欄のうち三角印を付した項は、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則に基づき、局室長に委任されている事項を表す。

2　局長又は副局長共通の欄は、組織の事務を主管する局長が別に定めるところにより、副局長の専決をもって当該局長の専決に代えることができる。
3　数字は、１件（１決裁に係るものをいう。）の金額を示す。
4　複数の決裁区分に該当する事項を１決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。局室長に委任されている事項については、その変更を委任に含み決裁区分はその受任者を超えない。
5　地方自治法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
6　設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。
7　本表における「市長が指定するものＡ」とは、災害応急に関するもの、新聞、追録、図書券、乗車券、単価協定品、新聞・ラジオ・テレビ等による広告等に係る料金（競争性がないものに限る）、印刷料金（採用等の試験又は選考の問題集又は解答用紙の印刷に係るものに限る。）、ふるさと納税に係る返礼品並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第３号及び第４号の規定による契約に基づき買い入れる物品及び同号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。
8　本表における「市長が指定するものＢ」とは、災害応急に関するもの、単価協定事項等並びに地方自治法施行令第167条の２第１項第３号及び第４号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。
9　本表における「市長が指定するものＣ」とは、災害応急に関するもの、単価協定品等及び地方自治法施行令第167条の２第１項第４号の規定による契約に基づき借り入れる物品をいう。
10　本表における「市長が指定するものＤ」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。
11　本表における「請負（その他）」とは、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則第55条の２第１項第８号イに規定するその他請負契約をいう。
12　単価協定品の品目、金額、契約方法等については、契約監理課長が別に定める。
13　諸集会又は諸行事の開催に係る経費については、施行決議を受けたものに限る。
14　課長、課内室長及び課内所長共通の欄（以下この表において「課長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。
15　消防局長の欄又は教育委員会事務局長教育次長監査事務局長市選挙管理委員会事務局長人事委員会事務局長市会事務局長の欄（以下この表において「消防局長の欄又は教育委員会事務局長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更契約後の契約金額が消防局長の欄又は教育委員会事務局長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職にある者の専決とする。

別表第２（第２条、第４条、第６条―第７条関係）
財務関係事務
２－２収入決定（収入を伴う施行決議・実施決定）

	決裁事項	専決範囲	決裁区分										合議	備考
			副市長	特定局長	局長又は副局長共通	特定副局長、特定部長及び室長	部長及び室長共通	特定課長	課長、課内室長及び課内所長共通	消防局長	教育委員会事務局長 教育次長 監査事務局長 市選挙管理委員会事務局長 人事委員会事務局長 市会事務局長	特定職		
01	受託（工事）	３億円超	○											金額は、見積金額とする。
		３億円以下			△					△	○			
		２億円以下					△							
		１億円以下							△					
	受託（工事以外）	4,000万円超	○											金額は、見積金額とする。
		4,000万円以下			△					△	○			
		2,000万円以下					△							
		1,000万円以下							△					
02	売却（物品その他）	4,000万円超	○											１　金額は、見積金額を示す。 ２　100万円を超えるものについては経理契約を要する。
		4,000万円以下			○					○	○			
		1,000万円以下					○							
		500万円以下							○					
		100万円以下							△	△				
	売却（物品その他）（法令等により金額が定まっているもの）	全て							△	△	○			
	売却（物品その他）（生産品）	全て		○								教育委員会事務局長及び教育次長		
	売却（不動産又は地上権、地役権、その他これらに準ずる権利）	4,000万円超	○										神戸市公有財産規則が適用されるものについては、行財政局部長（資産活用担当）（4,000万円を超えるもの。資産活用課長経由）又は資産活用課長（4,000万円以下）に合議	金額は、見積金額を示す。
		4,000万円以下			○					○	○			
03	物品の貸付	200万円超			△					△	○			１　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 ２　賃料の減額については、局長、消防局長、教育委員会事務局長、教育次長、監査事務局長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長及び市会事務局長（以下この表において「局長等」という。）の専決とする。 ３　この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。
		200万円以下					△							
		100万円以下							△					

04	不動産の貸付	500万円超	○									神戸市公有財産規則が適用されるものについては、行財政局部長（資産活用担当）（500万円を超えるもの。資産活用課長経由）又は資産活用課長（500万円以下）に合議	1　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2　契約を更新する場合、その内容に変更のないもの（消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。）については、500万円を超えるものについても、局長等が専決することができる。この場合においては、資産活用課長に合議すること。 3　この項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代収入の場合に準用する。 4　賃料の減額については、局長等の専決とする。 5　この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。ただし、契約締結後に賃料の納期について別段の定めをする場合については、500万円を超えるものについても、局長等が専決することができる。
		500万円以下			○					○	○		
	不動産の貸付（市長が指定するものD）	400万円超			○							神戸市公有財産規則が適用されるもののうち、一時的な材料置場等のためのものについては、行財政局部長（資産活用担当）（500万円を超えるもの。資産活用課長経由）又は資産活用課長（500万円以下）に合議	1　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2　契約を更新する場合、その内容に変更のないもの（消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。）については、500万円を超えるものについても、局長等が専決することができる。この場合においては、資産活用課長に合議すること。 3　この項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代収入の場合に準用する。 4 賃料の減額については、局長等の専決とする。 5　この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。ただし、契約締結後に賃料の納期について別段の定めをする場合については、500万円を超えるものについても、局長等が専決することができる。
		400万円以下					○						
		200万円以下							○				
		全て								○	○		
05	寄附の収受（負担付きでないもの）（不動産）	全て			○					○	○	資産活用課長	
	寄附の収受（負担付きでないもの）（不動産以外）	500万円超	○										
		500万円以下			○					○	○		
		200万円以下					○						
		100万円以下							○				
06	補助金、助成金その他これらに類するものの申請	1,000万円超			○								
		1,000万円以下					○						
		500万円以下							○				
		全て								○	○		
07	削除												
08	諸収入金の徴収又は過誤納金の戻出	全て							○	○	○		

（注）

1　決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。特定局長、特定副局長、特定部長及び室長並びに特定課長の欄にあっては、特定職の欄に掲げる者が専決する。なお、それぞれの当該欄のうち三角印を付した項は、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則に基づき、局室長に委任されている事項を表す。

2　局長又は副局長共通の欄は、組織の事務を主管する局長が別に定めるところにより、副局長の専決をもって当該局長の専決に代えることができる。

3　複数の決裁区分に該当する事項を１決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。局室長に委任されている事項については、その変更を委任に含み決裁区分はその受任者を超えない。

4　地方自治法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。

5　設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。

6　本表における「市長が指定するものD」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。

7　本表における「徴収」とは、調定、収入の通知及び督促をいう。

8　本表における「諸収入金」とは、使用料（貸付にかかるものは除く）、手数料その他の収入をいう。

9　課長、課内室長及び課内所長共通の欄（以下この表において「課長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締

結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。

10　消防局長の欄又は教育委員会事務局長教育次長監査事務局長市選挙管理委員会事務局長人事委員会事務局長市会事務局長の欄（以下この表において「消防局長の欄又は教育委員会事務局長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更契約後の契約金額が消防局長の欄又は教育委員会事務局長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職にある者の専決とする。

別表第２（第２条、第４条、第６条―第７条関係）
財務関係事務
２－３その他

	決裁事項	専決範囲	決裁区分										合議	備考
			副市長	特定局長	局長又は副局長共通	特定副局長、特定部長及び室長	部長及び室長共通	特定課長	課長、課内室長及び課内所長共通	消防局長	教育委員会事務局長 教育次長 監査事務局長 市選挙管理委員会事務局長 人事委員会事務局長 市会事務局長	特定職		
01	予備費の使用	1,000万円超		○								行財政局長		
		1,000万円以下				○						行財政局副局長		
		200万円以下						○				財務課長		
02	歳出予算の流用	項	○										財務課長	
		目			○					○	○			
		節							○	○	○			
03	歳出予算の配分	全て							○	○	○			
04	歳入歳出予算科目の新設	目						○				財務課長		
		節							○	○	○			
05	振替	全て							○	○	○			一般会計と企業会計間等、異なる会計間での負担金及び分担金の収入又は支出を含む。
06	廃棄	全て							○	○	○			
07	不動産の交換	4,000万円超	○										行財政局部長（資産活用担当）（4,000万円を超えるもの。資産活用課長経由）又は資産活用課長（4,000万円以下）に合議	金額は交換する不動産のうち、最も高価なものの見積金額を示す。
		4,000万円以下			○					○	○			
08	物品の借入れ（支出を伴わないもの）	150万円超			△									金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
		150万円以下							△					
		全て								△	○			
	物品の借入れ（支出を伴わないもの）（市長が指定するものＣ）	400万円超			△									金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
		400万円以下					△							
		150万円以下							△					
		全て								△	○			
09	物品の貸付（収入を伴わないもの）	400万円超			△									１　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 ２　賃料の免除については、局長、消防局長、教育委員会事務局長、教育次長、監査事務局長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長及び市会事務局長（以下この表において「局長等」という。）の専決とする。
		400万円以下					△							
		200万円以下							△					
		全て								△	○			
10	不動産の借入れ（支出を伴わないもの）	全て			○					○	○			
	不動産の借入れ（支出を伴わないもの）（市長が指定するものＤ）	400万円超			○									金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
		400万円以下					○							
		200万円以下							○					
		全て								○	○			

11	不動産の貸付（収入を伴わないもの）	全て			○					○	○		神戸市公有財産規則が適用されるものについては、行財政局部長（資産活用担当）（500万円を超えるもの。資産活用課長経由）又は資産活用課長（500万円以下）に合議	1　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2　賃料の免除については、局長等の専決とする。
12	基金の運用計画の決定	全て		○								行財政局長		各局における運用計画案の策定については局長等の専決とする。
13	基金の運用計画に基づく運用	全て							○	○	○			
14	契約の変更（工期又は納期の延長の決定）	40日を超えるもの			○									変更前の契約が経理契約の場合は、経理契約を要する。
		40日以下							○					
		全て								○	○			
15	共通物品の払出請求（定期受付品又は予約受付品）	全て							○	○	○			
16	諸収入金の減免（条例や規則等に定められた基準に基づいて行うものを除く）	全て			○									
	諸収入金の減免（条例や規則等に定められた基準に基づいて行うもの）	全て							○					
	諸収入金の減免	全て								○	○			
17	削除													
18	諸収入金の滞納処分	全て			○									
	諸収入金の徴収猶予若しくはその取消し、徴収の嘱託、又は過誤納整理	全て							○					
	諸収入金の徴収猶予若しくはその取消し、徴収の嘱託、滞納処分又は過誤納整理	全て								○	○			
19	削除													
20	諸収入金の滞納処分の停止又は不納欠損処分	全て			○					○	○			
21	歳入歳出外現金又は有価証券の受入れ又は払出し	全て							○	○	○			
22	諸集会又は行事の開催（飲食を伴わないもの）	全て							○	○	○			1　飲食を伴うものは、原則として禁止する。ただし、やむを得ない場合は、左の基準によることとする。 2　本項は予算の使用を決定する施行決議の項目であり、経費の支出については、個別の決裁事項を適用すること。
	諸集会又は行事の開催（飲食を伴うもの）	全て			○					○	○			1　飲食を伴うものは、原則として禁止する。ただし、やむを得ない場合は、左の基準によることとする。 2　本項は予算の使用を決定する施行決議の項目であり、経費の支出については、個別の決裁事項を適用すること。
23	前渡金	全て							○	○	○			
24	立替払金	5万円超			○									
		5万円以下					○							
		1万円以下							○					
		全て								○	○			

（注）

1　決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。特定局長、特定副局長、特定部長及び室長並びに特定課長の欄にあっては、特定職の欄に掲げる者が専決する。なお、それぞれの当該欄のうち三角印を付した項は、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則に基づき、局室長に委任されている事項を表す。

2　局長又は副局長共通の欄は、組織の事務を主管する局長が別に定めるところにより、副局長の専決をもって当該局長の専決に代えることができる。

3　数字は、1件（1決裁に係るものをいう。）の金額を示す。

4　複数の決裁区分に該当する事項を1決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。局室長に委任されている事項については、その変更を委任に含み決裁区分はその受任者を超えない。

5　前渡金の項及び立替払金の項の決裁区分については、別表2－1支出決定の表の他の項の決裁区分と重ねて適用する。

6　地方自治法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。

7　設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。

8　本表における「市長が指定するものC」とは、災害応急に関するもの、単価協定品等及び地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定による契約に基づき借り入れる物品をいう。

9　本表における「市長が指定するものD」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。

10　本表における「諸収入金」とは、使用料、手数料その他の収入をいう。

別表第２（第２条、第４条、第６条―第７条関係）
財務関係事務
２－４契約

	決裁事項	節	節名称	細節	細節名称等	専決範囲	決裁区分										合議	備考
							副市長	特定局長	局長又は副局長共通	特定副局長、特定部長及び室長	部長及び室長共通	特定課長	課長、課内室長及び課内所長共通	消防局長	教育委員会事務局長 教育次長 監査事務局長 市選挙管理委員会事務局長 人事委員会事務局長 市会事務局長	特定職		
01	調達	10	需用費	01-03、09	消耗品費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費	8,000万円超		○								行財政局長		300万円を超えるものについては経理契約を要する。
						8,000万円以下						○				契約監理課長		
						300万円以下							△	△	○			
				11-13、19	消耗品費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費（市長が指定するものＡ）	400万円超			△									
						400万円以下					△							
						300万円以下							△					
						全て								△	○			
				87	消耗品費（歳出予算の範囲内の被服）	8,000万円超		○								行財政局長		300万円を超えるものについては経理契約を要する。
						8,000万円以下						○				契約監理課長		
						300万円以下								△				
				83	消耗品費（図書資料（教科用指導書））	8,000万円超		○								行財政局長		300万円を超えるものについては経理契約を要する。
						8,000万円以下						○				契約監理課長		
						300万円以下		○								教育委員会事務局長及び教育次長		
				86	消耗品費（各種施設における給与品）	8,000万円超		○								行財政局長		300万円を超えるものについては経理契約を要する。
						8,000万円以下						○				契約監理課長		
						300万円以下		○					△			教育委員会事務局長及び教育次長		
				84、85	消耗品費、印刷製本費（選挙用品）	8,000万円超		○								行財政局長		300万円を超えるものについては経理契約を要する。
						8,000万円以下						○				契約監理課長		
						300万円以下		○								市選挙管理委員会事務局長		
				02	燃料費（歳出予算の範囲内の燃料）	8,000万円超		○								行財政局長		300万円を超えるものについては経理契約を要する。
						8,000万円以下						○				契約監理課長		
						300万円以下								△				
				04	電気料金	4,000万円超		○								行財政局長		1,000万円を超えるものについては経理契約を要する。
						4,000万円以下						○				契約監理課長		
						1,000万円以下							△	△	○			
				14	電気料金（電気事業者の定める申込書によるもの）	全て							△	△	○			入札又は見積合せで不調となり、電気事業者の定める申込書により契約する場合に限る。
				05-06	ガス料金、上下水道料金	全て							△	△	○			
	請負（その他）	10	需用費	07	修繕料	4,000万円超		○								行財政局長		200万円を超えるものについては経理契約を要する。
						4,000万円以下						○				契約監理課長		
						200万円以下							△	△	○			
				17	修繕料（市長が指定するものＢ）	400万円超			△									
						400万円以下					△							
						200万円以下							△					
						全て								△	○			
	請負（その他）	10	需用費	27	修繕料（建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るもの）	400万円以下		△								行財政局長、都市局長、建築住宅局長及び港湾局長		
						400万円以下		○								教育委員会事務局長及び教育次長		

						200万円以下				△						行財政局部長（資産活用担当）及び港湾局部長（工務・防災担当）		
						200万円以下						△				都市局地域整備推進課長、用地活用推進課長、工務課長、内陸・臨海振興課長、産業団地整備課長並びに建築住宅局住宅整備課長、住宅建設課長及び技術管理課長		
	調達	10	需用費	08	賄材料費（各種施設における給食、賄材料等食料）	全て		○					△			教育委員会事務局長及び教育次長		
02	請負（製造）	11	役務費	11	一般役務費	５億円以上		○								行財政局長		400万円を超えるものについては経理契約を要する。
						５億円未満						○				契約監理課長		
						400万円以下							△	△	○			
	謝金その他これらに類するもの	11	役務費	12	一般役務費	500万円超	○											
						500万円以下			○					○	○			
						300万円以下					○							
						200万円以下							○					
				13	一般役務費（定例的な報償）	200万円超					○							
						200万円以下							○					
						全て								○	○			
	請負（その他）	11	役務費	01、03	一般役務費、その他通信運搬費	4,000万円超		○								行財政局長		200万円を超えるものについては経理契約を要する。
						4,000万円以下						○				契約監理課長		
						200万円以下							△	△	○			
	調達、請負（その他）	11	役務費	02	電気通信料金	全て							△	△	○			電気通信事業法第２条第５号に規定する電気通信事業者が提供する同条第３号に規定する電気通信役務に関する料金をいう。
				04	保険料	全て							△	△	○			
				14、15	一般役務費、その他通信運搬費（市長が指定するものＡ、Ｂ）	400万円超			△									
						400万円以下					△							
						200万円以下							△					
						全て								△	○			
				81	一般役務費（公金取扱手数料に関するもの）	全て				△						会計室長		
				20、21	一般役務費(事業系ごみ指定袋等)、その他通信運搬費(郵便料金等)	全て							△	△	○			
	労働者派遣契約	11	役務費	05	人材派遣料	2,000万円超			△									金額は見積金額を示す。
						2,000万円以下					△							
						1,000万円以下							△					
						全て								△	○			
03	指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合の協定	12	委託料	01	施設管理委託料	2,000万円超			△					△	○		歳入の徴収又は収納の事務の委託については、会計管理者に合議	金額は総額とする。ただし、利用料金を当該指定管理者に収受させる場合は、当該管理に係る総経費の見積価額とする。
						2,000万円以下					△							
						1,000万円以下							△					
	委託	12	委託料	03-07	その他委託料（工事）	３億円超	○										歳入の徴収又は収納の事務の委託については、会計管理者に合議	金額は見積金額を示す。
						３億円以下			△					△	○			
						２億円以下					△							
						１億円以下							△					
				02、08-09	その他委託料（工事以外）	4,000万円超	○											
						4,000万円以下			△					△	○			
						2,000万円以下					△							
						1,000万円以下							△					

04	調達	13	使用料及び貸借料	06	一般使用料等	全て							△	△	○			
				05	一般使用料等（電子計算機上で使用するソフトウェアに係るもの）	4,000万円超		○								行財政局長		300万円を超えるものについては経理契約を要する。
						4,000万円以下						○				契約監理課長		
						300万円以下							△	△	○			
	物品の借入れ	13	使用料及び貸借料	01	一般使用料等	4,000万円超		○								行財政局長		1　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2　150万円を超えるものについては経理契約を要する。
						4,000万円以下						○				契約監理課長		
						150万円以下							△	△	○			
				11	一般使用料等（市長が指定するものC）	400万円超			△									金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
						400万円以下					△							
						150万円以下							△					
						全て								△	○			
	請負（その他）	13	使用料及び貸借料	15	自動車借上料（運転手付）	4,000万円超		○								行財政局長		200万円を超えるものについては経理契約を要する。
						4,000万円以下						○				契約監理課長		
						200万円以下							△	△	○			
	物品の借入れ	13	使用料及び貸借料	02	自動車借上料	4,000万円超		○								行財政局長		1　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2　150万円を超えるものについては経理契約を要する。
						4,000万円以下						○				契約監理課長		
						150万円以下							△	△	○			
	請負（その他）、物品の借入れ	13	使用料及び貸借料	02	自動車借上料（市長が指定するものB、C）	400万円超			△									自動車借上料の契約を貸借で締結する場合、金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
						400万円以下					△							
						150万円以下							△					
						全て								△	○			
	請負（その他）	13	使用料及び貸借料	22	自動車借上料（タクシー利用料）（乗車票による利用に係るもの）	全て							△	△	○			
	不動産の借入れ	13	使用料及び貸借料	03-04	土地借上料、家屋借上料	500万円超	○											1　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2　契約を更新する場合、その内容に変更のないもの（消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。）については、500万円を超えるものについても、局長、消防局長、教育委員会事務局長、教育次長、監査事務局長、市選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長及び市会事務局長（以下この表において「局長等」という。）が専決することができる。 3　決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代支払の場合に準用する。
						500万円以下			○					○	○			
	不動産の借入れ	13	使用料及び貸借料	13-14	土地借上料、家屋借上料（市長が指定するものD）	400万円超			○									
						400万円以下					○							
						200万円以下							○					
						全て								○	○			
05	請負（工事）	14	工事請負費	01-05	工事請負費	5億円以上		○								行財政局長		400万円を超えるものについては経理契約を要する。
						5億円未満						○				契約監理課長		
						400万円以下							△	△	○			

				81-84	工事請負費（建物のガス設備にかかるもの（ガス冷暖房設備工事を除く））	全て						△				環境局施設課長、都市局都心再整備本部都心再整備部都心三宮再整備課長、地域整備推進課長、用地活用推進課長、工務課長、内陸・臨海振興課長、産業団地整備課長、建築住宅局住宅整備課長、住宅建設課長、住宅管理課長、技術管理課長、建築課長、設備課長及び保全課長並びに港湾局空港整備課長及び空港整備課課長（施設担当）、工務課長、課長（建築担当）及び課長（設備担当）		
06	調達	15	原材料費	01	原材料費	8,000万円超		○								行財政局長		300万円を超えるものについては経理契約を要する。
						8,000万円以下						○				契約監理課長		
						300万円以下							△	△	○			
				11	原材料費（市長が指定するものA）	400万円超			△									
						400万円以下					△							
						300万円以下							△					
						全て								△	○			
07	不動産若しくは地上権、地役権その他これらに準ずる権利の取得又は借地権に係る補償	16	公有財産購入費	01-05	土地購入費、家屋購入費、その他財産購入費	8,000万円以上	○										神戸市公有財産規則が適用されるものについては、行財政局部長（資産活用担当）（8,000万円を超えるもの。資産活用課長経由）又は資産活用課長（8,000万円以下）に合議	
						8,000万円未満			○					○	○			
						4,000万円以下				○						用地取得事務を所掌する副局長及び部長		
						2,000万円以下						○				用地取得事務担当課の課長		
08	調達	17	備品購入費	01-02	一般備品費、重要備品費	8,000万円超		○								行財政局長		300万円を超えるものについては経理契約を要する。
						8,000万円以下						○				契約監理課長		
						300万円以下							△	△	○			
				11-12	一般備品費、重要備品費（市長が指定するものA）	400万円超			△									
						400万円以下					△							
						300万円以下							△					
						全て								△	○			
				81-82	一般備品費、重要備品費（選挙用品）	300万円以下		○								市選挙管理委員会事務局長		300万円を超えるものについては経理契約を要する。
09	現金の貸付又は制度融資に係る預託	20	貸付金	01-03	貸付金、預託金、保証金	全て			○					○	○			
				11-13	貸付金、預託金、保証金（条例や規則等に定められた基準に基づいて行うもの）	全て							○	○	○			
10	移転料その他諸補償（借地権に係る補償を除く。）、請負契約約款に規定する不可抗力による損害の費用負担	21	補償補填及び賠償金	01	損失補償金	200万円超	○											
						200万円以下			○					○	○			
						100万円以下					○							
						50万円以下							○					
				11	損失補償金（電柱、ケーブル、上下水道管又はガス管の移設に伴うもの）	200万円超			○									
						200万円以下					○							
						100万円以下							○					
						全て								○	○			
				12	損失補償金（請負契約約款に規定する不可抗力による損害の費用負担）	3,000万円超	○											
						3,000万円以下			○					○	○			
						1,000万円以下					○							
						500万円以下							○					
				14	損失補償金（公共事業の施行に伴う移転料その他諸補償（土地取得に係るものを除く））	3,000万円超	○											
						3,000万円以下			○					○	○			
						1,000万円以下					○							
						500万円以下							○					

				13	損失補償金（消防法第29条第３項の規定に伴う移転料その他諸補償）	全て								○				
				04	損失補償金（土地取得に係るもの）	3,000万円超	○										不動産の取得等に伴うもので、神戸市の公共用地の取得に伴う損失補償基準の適用を受けるものについては、行財政局部長（資産活用担当）（3,000万円を超えるもの。資産活用課長経由）又は資産活用課長（3,000万円以下）に合議	
						3,000万円以下			○					○	○			
						1,000万円以下				○						用地取得事務を所掌する副局長及び部長		
						500万円以下						○				用地取得事務担当課の課長		
	損害賠償金、示談金又はこれらに類するもの	21	補償補填及び賠償金	02	損害賠償金	500万円以下	○											自動車事故によるものについては、自動車損害賠償保障法による保険金額の最高限度額を上限とし、200万円を超え最高限度額以下のものは、副市長の専決とする。
						200万円以下			○					○	○			
11	受託（工事）	—	—	—	—	３億円超	○											金額は、見積金額とする。
						３億円以下			△					△	○			
						２億円以下					△							
						１億円以下							△					
	受託（工事以外）	—	—	—	—	4,000万円超	○											金額は、見積金額とする。
						4,000万円以下			△					△	○			
						2,000万円以下					△							
						1,000万円以下							△					
12	売却（物品その他）	—	—	—	—	8,000万円以上		○								行財政局長		1　金額は、見積金額を示す。 2　100万円を超えるものについては経理契約を要する。
						8,000万円未満						○				契約監理課長		
						100万円以下							△	△	○			
	売却（物品その他）（法令等により金額が定まっているもの）	—	—	—	—	全て							△	△				
	売却（物品その他）（生産品）	—	—	—	—	全て		○								教育委員会事務局長及び教育次長		
	売却（不動産又は地上権、地役権、その他これらに準ずる権利）	—	—	—	—	4,000万円超	○										神戸市公有財産規則が適用されるものについては、行財政局部長（資産活用担当）（4,000万円を超えるもの。資産活用課長経由）又は資産活用課長（4,000万円以下）に合議	金額は、見積金額を示す。
						4,000万円以下			○					○	○			
13	不動産の交換	—	—	—	—	4,000万円超	○										神戸市公有財産規則が適用されるものについては、行財政局部長（資産活用担当）（4,000万円を超えるもの。資産活用課長経由）又は資産活用課長（4,000万円以下）に合議	金額は、交換する不動産のうち最も高価なものの見積金額を示す。
						4,000万円以下			○					○	○			
14	物品の借入れ（支出を伴わないもの）	—	—	—	—	150万円超			△									金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
						150万円以下							△					
						全て								△	○			
	物品の借入れ（支出を伴わないもの）（市長が指定するものＣ）	—	—	—	—	400万円超			△									金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
						400万円以下					△							
						150万円以下							△					
						全て								△	○			

15	物品の貸付	—	—	—	—	200万円超			△					△	○			1　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2　賃料の減額については、局長等の専決とする。 3　この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。
						200万円以下					△							
						100万円以下							△					
	物品の貸付（収入を伴わないもの）	—	—	—	—	400万円超			△									1　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2　賃料の免除については、局長等の専決とする。
						400万円以下					△							
						200万円以下							△					
						全て								△	○			
16	不動産の借入れ（支出を伴わないもの）	—	—	—	—	全て			○					○	○			
	不動産の借入れ（支出を伴わないもの）（市長が指定するものD）	—	—	—	—	400万円超			○									金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
						400万円以下					○							
						200万円以下							○					
						全て								○	○			
17	不動産の貸付	—	—	—	—	500万円超	○										神戸市公有財産規則が適用されるものについては、行財政局部長（資産活用担当）（500万円を超えるもの。資産活用課長経由）又は資産活用課長（500万円以下）に合議	1　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2　契約を更新する場合、その内容に変更のないもの（消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。）については、500万円を超えるものについても、局長等が専決することができる。この場合においては、資産活用課長に合議すること。 3　この項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代収入の場合に準用する。 4　賃料の減額については、局長等の専決とする。 5　この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。ただし、契約締結後に賃料の納期について別段の定めをする場合については、500万円を超えるものについても、局長等が専決することができる。
						500万円以下			○					○	○			
	不動産の貸付（市長が指定するものD）	—	—	—	—	400万円超			○								神戸市公有財産規則が適用されるもののうち、一時的な材料置場等のためのものについては、行財政局部長（資産活用担当）（500万円を超えるもの。資産活用課長経由）又は資産活用課長（500万円以下）に合議	1　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2　契約を更新する場合、その内容に変更のないもの（消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。）については、500万円を超えるものについても、局長等が専決することができる。この場合においては、資産活用課長に合議すること。 3　この項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代収入の場合に準用する。 4　賃料の減額については、局長等の専決とする。 5　この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。ただし、契約締結後に賃料の納期について別段の定めをする場合については、500万円を超えるものについても、局長等が専決することができる。
						400万円以下					○							
						200万円以下							○					
						全て								○	○			

18	不動産の貸付（収入を伴わないもの）	—	—	—	—	全て			○					○	○		神戸市公有財産規則が適用されるものについては、行財政局部長（資産活用担当）（500万円を超えるもの。資産活用課長経由）又は資産活用課長（500万円以下）に合議	1　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2　賃料の免除については、局長等の専決とする。
19	経理契約の変更契約の締結	—	—	—	—	全て						○				契約監理課長		施行決議を受けたものに限る。

（注）

1　決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。特定局長、特定副局長、特定部長及び室長並びに特定課長の欄にあっては、特定職の欄に掲げる者が専決する。なお、それぞれの当該欄のうち三角印を付した項は、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則に基づき、局室長に委任されている事項を表す。

2　局長又は副局長共通の欄は、組織の事務を主管する局長が別に定めるところにより、副局長の専決をもって当該局長の専決に代えることができる。

3　数字は、１件（１決裁に係るものをいう。）の金額を示す。

4　複数の決裁区分に該当する事項を１決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。局室長に委任されている事項については、その変更を委任に含み決裁区分はその受任者を超えない。

5　地方自治法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。

6　設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。

7　本表における「市長が指定するものＡ」とは、災害応急に関するもの、新聞、追録、図書券、乗車券、単価協定品、新聞・ラジオ・テレビ等による広告等に係る料金（競争性がないものに限る）、印刷料金（採用等の試験又は選考の問題集又は解答用紙の印刷に係るものに限る。）、ふるさと納税に係る返礼品並びに地方自治法施行令第167条の２第１項第３号及び第４号の規定による契約に基づき買い入れる物品及び同号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。

8　本表における「市長が指定するものＢ」とは、災害応急に関するもの、単価協定事項等並びに地方自治法施行令第167条の２第１項第３号及び第４号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。

9　本表における「市長が指定するものＣ」とは、災害応急に関するもの、単価協定品等及び地方自治法施行令第167条の２第１項第４号の規定による契約に基づき借り入れる物品をいう。

10　本表における「市長が指定するものＤ」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。

11　本表における「請負（その他）」とは、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則第55条の２第１項第８号イに規定するその他請負契約をいう。

12　単価協定品の品目、金額、契約方法等については、契約監理課長が別に定める。

13　諸集会又は諸行事の開催に係る経費については、施行決議を受けたものに限る。

14　課長、課内室長及び課内所長共通の欄（以下この表において「課長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。

15　消防局長の欄又は教育委員会事務局長教育次長監査事務局長市選挙管理委員会事務局長人事委員会事務局長市会事務局長の欄（以下この表において「消防局長の欄又は教育委員会事務局長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更契約後の契約金額が消防局長の欄又は教育委員会事務局長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職にある者の専決とする。

別表第６（第15条―第17条関係）
財務関係事務
６－１支出決定（支出を伴う施行決議・実施決定）

	決裁事項	節	節名称	細節（参考）	細節名称等	専決範囲	決裁区分				合議	備考
							第１類事業所		第２類事業所長共通	第３類事業所長共通		
							第１類事業所長共通	副所長及び課長共通				
01	報酬等	01	報酬	01	委員報酬	別表第５						別表第５の決裁区分によるものとする。
				02	非常勤職員報酬	別表第５						
				04	会計年度任用職員報酬	別表第５						
02	給料	02	給料	01	給料	別表第５						別表第５の決裁区分によるものとする。
03	手当等	03	職員手当等	02	地域手当	別表第５						別表第５の決裁区分によるものとする。
				03	時間外勤務手当	別表第５						
				04	宿日直手当	別表第５						
				05	特殊勤務手当	別表第５						
				06	期末・勤勉手当	別表第５						
				07	通勤手当	別表第５						
				08	退職手当	別表第５						
				10	其他手当	別表第５						
04	共済費又は社会保険料	04	共済費	01-04	共済・健康保険組合負担金、地方公務員災害補償基金負担金、共助組合負担金、共済費事業主負担金	全て		○	○	○		
05	謝金その他これらに類するもの	07	報償費	01	報償費	300万円以下	○					
						100万円以下		○	○			
						20万円以下				○		
				02	報償費（定例的な報償）	100万円超	○					
						100万円以下		○	○			
						50万円以下				○		
06	旅費	08	旅費	01-03	遠距離旅費、国外旅費、近距離旅費（職員の旅費）（特別職非常勤職員の旅費を除く）	全て		○	○	○		電子情報処理組織により作成した旅行命令書に基づき支給する旅費を除く。
				11-13	遠距離旅費、国外旅費、近距離旅費（職員以外の旅費）（特別職非常勤職員の旅費を含む）	300万円以下	○					
						100万円以下		○	○			
						20万円以下				○		
07	交際費	09	交際費	01	交際費	全て		○	○	○		前渡金払いの場合は６－３その他の表12の項を適用する。
08	調達	10	需用費	01-03、09	消耗品費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費	2,000万円以下	○					300万円を超えるものについては経理契約を要する。
						1,000万円以下		○	○			
						300万円以下		△	△			
						100万円以下				△		
				11-13、19	消耗品費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費（市長が指定するものＡ）	400万円以下	△					
						300万円以下		△	△			
						20万円以下				△		
				86	消耗品費（各種施設における給与品）	全て		○	○			全て経理契約を要する。
				04	電気料金	2,000万円以下	○					1,000万円を超えるものについては経理契約を要する。
						1,000万円以下		△	△			
						200万円以下				△		
				14	電気料金（電気事業者の定める申込書によるもの）	全て		△	△	△		入札又は見積合せで不調となり、電気事業者の定める申込書により契約する場合に限る。
				05-06	ガス料金、上下水道料金	全て		△	△	△		
	請負（その他）	10	需用費	07	修繕料	2,000万円以下	○					200万円を超えるものについては経理契約を要する。
						1,000万円以下		○	○			
						300万円以下				○		
						200万円以下		△	△	△		
				17	修繕料（市長が指定するものＢ）	400万円以下	△					
						200万円以下		△	△			
						20万円以下				△		

	調達	10	需用費	08	賄材料費（各種施設における給食、賄材料等食料）	全て		△	△			
						200万円以下				△		
09	請負（製造）	11	役務費	11	一般役務費	２億円以下	○					400万円を超えるものについては経理契約を要する。
						１億円以下		○	○			
						2,000万円以下				○		
						400万円以下		△	△	△		
	謝金その他これらに類するもの	11	役務費	12	一般役務費	300万円以下	○					
						100万円以下		○	○			
						20万円以下				○		
				13	一般役務費（定例的な報償）	200万円超	○					
						200万円以下		○	○			
						100万円以下				○		
	請負（その他）	11	役務費	01、03	一般役務費、その他通信運搬費	2,000万円以下	○					200万円を超えるものについては経理契約を要する。
						1,000万円以下		○	○			
						300万円以下				○		
						200万円以下		△	△	△		
				02	電気通信料金	全て		△	△	△		電気通信事業法第２条第５号に規定する電気通信事業者が提供する同条第３号に規定する電気通信役務に関する料金をいう。
				04	保険料	全て		△	△			
						200万円以下				△		
				14、15	一般役務費、その他通信運搬費（市長が指定するものＡ、Ｂ）	400万円以下	△					
						200万円以下		△	△			
						40万円以下				△		
				20、21	一般役務費(事業系ごみ指定袋等)、その他通信運搬費(郵便料金等)	全て		△	△	△		
	労働者派遣契約	11	役務費	05	人材派遣料	2,000万円以下	△					金額は見積金額を示す。
						1,000万円以下		△	△			
						20万円以下				△		
10	委託	12	委託料	02、08-09	その他委託料	2,000万円以下	△				歳入の徴収又は収納の事務の委託については、会計管理者に合議	金額は見積金額を示す。
						1,000万円以下		△	△			
						20万円以下				△		
11	調達	13	使用料及び賃借料	06	一般使用料等	全て		△	△			
						100万円以下				△		
				05	一般使用料等（電子計算機上で使用するソフトウェアに係るもの）	2,000万円以下	○					300万円を超えるものについては経理契約を要する。
						1,000万円以下		○	○			
						300万円以下		△	△			
						100万円以下				△		
	物品の借入れ	13	使用料及び賃借料	01	一般使用料等	2,000万円以下	○					１　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 ２　150万円を超えるものについては経理契約を要する。
						1,000万円以下		○	○			
						200万円以下				○		
						150万円以下		△	△	△		
				11	一般使用料等（市長が指定するものＣ）	400万円以下	△					金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
						150万円以下		△	△			
						50万円以下				△		

請負（その他）	13	使用料及び賃借料	15	自動車借上料（運転手付）	2,000万円以下	○					200万円を超えるものについては経理契約を要する。
					1,000万円以下		○	○			
					300万円以下				○		
					200万円以下		△	△	△		
物品の借入れ	13	使用料及び賃借料	02	自動車借上料	2,000万円以下	○					1　150万円を超えるものについては経理契約を要する。 2　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
					1,000万円以下		○	○			
					200万円以下				○		
					150万円以下		△	△	△		
請負（その他）、物品の借入れ	13	使用料及び賃借料	12	自動車借上料（市長が指定するものB、C）	200万円以下	△					自動車借上料の契約を貸借で締結する場合、金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
					100万円以下		△	△			
請負（その他）	13	使用料及び賃借料	12	自動車借上料（市長が指定するものB）	20万円以下				△		
物品の借入れ	13	使用料及び賃借料	12	自動車借上料（市長が指定するものC）	50万円以下				△		金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
請負（その他）	13	使用料及び賃借料	22	自動車借上料（タクシー利用料）（乗車票による利用に係るもの）	全て		△	△			
					20万円以下				△		
不動産の借入れ	13	使用料及び賃借料	03-04	土地借上料、家屋借上げ料	200万円以下	○					1　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2　契約を更新する場合、その内容に変更のないもの（消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。）については、200万円を超えるもの
					100万円以下			○			

				13-14	土地借上料、家屋借上げ料（市長が指定するものD）	200万円以下		○	○			についても、第１類事業所長が専決することができる。 ３　この項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代支払の場合に準用する。
12	請負（工事）	14	工事請負費	01-05	工事請負費	２億円以下	○					１　直営工事の施行決定を含む。 ２　400万円を超えるものについては経理契約を要する。
						１億円以下		○	○			
						2,000万円以下				○		
						400万円以下		△	△	△		
13	調達	15	原材料費	01	原材料費	2,000万円以下	○					300万円を超えるものについては経理契約を要する。
						1,000万円以下		○	○			
						300万円以下		△	△			
						100万円以下				△		
				11	原材料費（市長が指定するものA）	400万円以下	△					
						300万円以下		△	△			
						20万円以下				△		
14	調達	17	備品購入費	01-02	一般備品費、重要備品費	2,000万円以下	○					300万円を超えるものについては経理契約を要する。
						1,000万円以下		○	○			
						300万円以下		△	△			
						100万円以下				△		
				11-12	一般備品費、重要備品費（市長が指定するものA）	400万円以下	△					
						300万円以下		△	△			
						20万円以下				△		
15	負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの	18	負担金補助金及び交付金	01-05	負担金、補助交付金、分担金等	300万円以下	○					複数の相手方に対する負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの（以下「負担金等」という。）の金額を一の決裁により決定した場合、当該負担金等のうち一部のものに係る金額を変更するとき（変更後の当該負担金等の総額が変更前の当該負担金等の総額を下回るときに限る。）の決裁区分は、変更後の個々の負担金等の額に基づくものとする。この場合、当該決裁区分が複数の決裁区分に該当することとなるときは、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
						200万円以下		○	○			
						20万円以下				○		
16	負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの	19	扶助費	01	扶助費	300万円以下	○					複数の相手方に対する扶助費の金額を一の決裁により決定した場合、当該扶助費のうち一部のものに係る金額を変更するとき（変更後の当該扶助費の総額が変更前の当該扶助費の総額を下回るときに限る。）の決裁区分は、変更後の個々の扶助費の額に基づくものとする。この場合、当該決裁区分が複数の決裁区分に該当することとなるときは、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
						200万円以下		○	○			
						20万円以下				○		
17	諸収入金A又はBの過誤納整理	22	償還金利子及び割引料	01	一般償還金	全て		○	○	○		
18	負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの	27	繰出金	01-03	特別会計繰出金、公営企業会計繰出金、一般会計繰出金	300万円以下	○					
						100万円以下		○	○			
						20万円以下				○		

（注）
1　決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印又は三角印を付した項に規定する事項を専決する。なお、それぞれの当該欄のうち三角印を付した項は、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則に基づき、局室長に委任されている事項を表す。

2　数字は、１件（１決裁に係るものをいう。）の金額を示す。
3　複数の決裁区分に該当する事項を１決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。なお、局室長に委任されている事項については、その変更を委任に含み決裁区分はその受任者を超えない。
4　地方自治法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
5　設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。
6　本表における「市長が指定するものＡ」とは、災害応急に関するもの、新聞、追録、図書券、乗車券、単価協定品、新聞・ラジオ・テレビ等による広告等に係る料金（競争性がないものに限る）、印刷料金（採用等の試験又は選考の問題集又は解答用紙の印刷に係るものに限る。）並びに地方自治法施行令第167条の２第１項第３号及び第４号の規定による契約に基づき買い入れる物品及び同号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。
7　本表における「市長が指定するものＢ」とは、災害応急に関するもの、単価協定事項等並びに地方自治法施行令第167条の２第１項第３号及び第４号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。
8　本表における「市長が指定するものＣ」とは、災害応急に関するもの、単価協定品等及び地方自治法施行令第167条の２第１項第４号の規定による契約に基づき借り入れる物品をいう。
9　本表における「市長が指定するものＤ」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。
10　本表における「請負（その他）」とは、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則第55条の２第１項第８号イに規定するその他請負契約をいう。
11　本表における「諸収入金Ａ」とは、使用料、手数料その他の収入をいう。
12　本表における「諸収入金Ｂ」とは、施設設備に係る賠償金をいう。
13　単価協定品の品目、金額、契約方法等については、契約監理課長が別に定める。
14　諸集会又は諸行事の開催に係る経費については、施行決議を受けたものに限る。
15　第１類事業所の副所長及び課長共通、第２類事業所長共通並びに第３類事業所長共通の欄（以下この表において「副所長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が副所長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。

別表第６（第15条―第17条関係）
財務関係事務
６－２収入決定（収入を伴う施行決議・実施決定）

	決裁事項	専決範囲	決裁区分				合議	備考
			第１類事業所		第２類事業所長共通	第３類事業所長共通		
			第１類事業所長共通	副所長及び課長共通				
01	受託	2,000万円以下	△					金額は、見積金額とする。
		1,000万円以下		△	△			
		20万円以下				△		
02	物品その他の売却（不動産及び用益物権を除く）（法令等により金額が定まっているものを除く）	1,000万円以下	○					１　金額は、見積金額を示す。 ２　100万円を超えるものについては経理契約を要する。
		500万円以下		○	○			
		100万円以下		△	△			
		20万円以下				△		
	物品その他の売却（不動産及び用益物権を除く）（法令等により金額が定まっているもの）	全て		△	△			金額は見積金額を示す。
		20万円以下				△		
03	物品の貸付	200万円以下	△					１　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 ２　契約を更新する場合、その内容に変更のないもの（消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。）については、200万円を超えるものについても、第１類事業所長の専決とする。 ３　賃料の減額については、局長専決とする。 ４　この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。ただし、契約締結後に賃料の納期について別段の定めをする場合については、200万円を超えるものについても、第１類事業所の所長が専決することができる。
		100万円以下		△	△			
		20万円以下				△		
04	不動産の貸付	200万円以下	○				神戸市公有財産規則が適用されるものについては、資産活用課長に合議	１　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 ２　契約を更新する場合、その内容に変更のないもの（消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。）については、200万円を超えるものについても、第１類事業所長の専決とする。この場合においては、資産活用課長に合議すること。 ３　この項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代収入の場合に準用する。 ４　賃料の減額については、局長専決とする。 ５　この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。ただし、契約締結後に賃料の納期について別段の定めをする場合については、200万円を超えるものについても、第１類事業所の所長が専決することができる。
		100万円以下			○			
	不動産の貸付（市長が指定するものＤ）	200万円以下	○				神戸市公有財産規則が適用されるもののうち、一時的な材料置場等のためのものについては、資産活用課長に合議	
		100万円以下		○	○			
05	寄附の収受（負担付きでないもの）	200万円以下	○					不動産を除く。
		100万円以下		○	○			
06	諸収入金Ａの徴収	全て		○	○	○		
	諸収入金Ｂの徴収	20万円以下	○					
		10万円以下			○			
		５万円以下				○		
07	諸収入金Ａ又は諸収入金Ｂの過誤納金の戻出	全て		○	○	○		

（注）
１　決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印又は三角印を付した項に規定する事項を専決する。なお、それぞれの当該欄のうち三角印を付した項は、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則

に基づき、局室長に委任されている事項を表す。
2　数字は、１件（１決裁に係るものをいう。）の金額を示す。
3　複数の決裁区分に該当する事項を１決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。なお、局室長に委任されている事項については、その変更を委任に含み決裁区分はその受任者を超えない。
4　地方自治法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
5　設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。
6　本表における「市長が指定するものＤ」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。
7　本表における「諸収入金Ａ」とは、使用料（貸付にかかるものは除く）、手数料その他の収入をいう。
8　本表における「諸収入金Ｂ」とは、施設設備に係る賠償金をいう。
9　本表における「徴収」とは、調定、収入の通知及び督促をいう。
10　第１類事業所の副所長及び課長共通　、第２類事業所長共通並びに第３類事業所長共通の欄（以下この表において「副所長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が副所長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。

別表第６（第15条―第17条関係）
財務関係事務
６－３その他

	決裁事項	専決範囲	決裁区分				合議	備考
			第１類事業所		第２類事業所長共通	第３類事業所長共通		
			第１類事業所長共通	副所長及び課長共通				
01	廃棄	全て		○	○	○		
02	物品の借入れ（支出を伴わないもの）	150万円以下		△	△			金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
		20万円以下				△		
	物品の借入れ（支出を伴わないもの）（市長が指定するものＣ）	400万円以下	△					金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
		150万円以下		△	△			
		100万円以下				△		
03	物品の貸付（収入を伴わないのもの）	200万円以下	△					１　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 ２　賃料の免除については、局長専決とする。
		100万円以下		△	△			
		20万円以下				△		
04	不動産の借入れ（支出を伴わないもの）	400万円以下	○					１　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 ２　契約を更新する場合、その内容に変更のないものについては400万円を超えるものについても、第１類事業所長が専決することができる。
		200万円以下			○			
	不動産の借入れ（支出を伴わないもの）（市長が指定するものＤ）	400万円以下	○					１　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 ２　契約を更新する場合、その内容に変更のないものについては、400万円を超えるものについても、第１類事業所長が専決することができる。
		200万円以下		○	○			
05	契約の変更（工期又は納期の延長の決定）	40日以下	○					変更前の契約が経理契約の場合は、経理契約を要する。
		10日以下		○	○	○		
06	共通物品の払出請求（定期受付品又は予約受付品）	全て		○	○	○		
07	諸収入金Ａ又は諸収入金Ｂの減免（条例や規則等に定められた基準に基づいて行うもの）	全て		○	○	○		
	諸収入金Ａ又は諸収入金Ｂの徴収猶予若しくはその取消し、徴収の嘱託、滞納処分	全て		○	○	○		
08	歳入歳出外現金又は有価証券の受入れ又は払出	全て		○	○	○		
09	諸集会又は行事の開催（飲食を伴わないものに限る。）	全て		○	○	○		１　飲食を伴うものは、原則として禁止する。 ２　やむを得ず飲食を伴う諸集会又は諸行事を開催する場合は、部局の長の決裁を得ること。 ３　本項は予算の使用を決定する施行決議の項目であり、経費の支出については、個別の決裁事項を適用すること。
10	振替	全て		○	○	○		一般会計と企業会計間等、異なる会計間での負担金及び分担金の収入又は支出を含む。
11	前渡金	全て		○	○			
		20万円以下				○		
	前渡金（定例的な報酬、報償、社会保険料又は賄料）	50万円以下				○		
	前渡金（電気使用料、ガス使用料、水道使用料、電話使用料、後納郵便料金又は日本放送協会の受信料）	全て				○		

12	立替払金	全て	○		○	○		

（注）

1　決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印又は三角印を付した項に規定する事項を専決する。なお、それぞれの当該欄のうち三角印を付した項は、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則に基づき、局室長に委任されている事項を表す。

2　数字は、１件（１決裁に係るものをいう。）の金額を示す。

3　複数の決裁区分に該当する事項を１決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。なお、局室長に委任されている事項については、その変更を委任に含み決裁区分はその受任者を超えない。

4　前渡金の項及び立替払金の項の決裁区分については、別表６－１支出決定の表の他の項の決裁区分と重ねて適用する。

5　本表における「市長が指定するものＣ」とは、災害応急に関するもの、単価協定品等及び地方自治法施行令第167条の２第１項第４号の規定による契約に基づき借り入れる物品をいう。

6　本表における「市長が指定するものＤ」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。

7　地方自治法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。

8　本表における「諸収入金Ａ」とは、使用料、手数料その他の収入をいう。

9　本表における「諸収入金Ｂ」とは、施設設備に係る賠償金をいう。

10　本表における「徴収」とは、調定、収入の通知及び督促をいう。

別表第６（第15条―第17条関係）
財務関係事務
６－４　契約

	決裁事項	節	節名称	細節（参考）	細節名称等	専決範囲	決裁区分				合議	備考
							第１類事業所		第２類事業所長共通	第３類事業所長共通		
							第１類事業所長共通	副所長及び課長共通				
01	調達	10	需用費	01-03、09	消耗品費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費	300万円以下		△	△			300万円を超えるものについては経理契約を要する。
						20万円以下				△		
				11-13、19	消耗品費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費（市長が指定するものＡ）	400万円以下	△					
						300万円以下		△	△			
						20万円以下				△		
				04	電気料金	2,000万円以下	○					1,000万円を超えるものについては経理契約を要する。
						1,000万円以下		△	△	△		
					電気料金（電気事業者の定める申込書によるもの）	全て		△	△	△		入札又は見積合せで不調となり、電気事業者の定める申込書により契約する場合に限る。
				05-06	ガス料金、上下水道料金	全て		△	△	△		
	請負（その他）	10	需用費	07	修繕料	200万円以下		△	△			200万円を超えるものについては経理契約を要する。
						20万円以下				△		
					修繕料（市長が指定するものＢ）	400万円以下	△					
						200万円以下		△	△			
						20万円以下				△		
	調達	10	需用費	08	賄材料費（各種施設における給食、賄材料等食料）	全て		△	△			
						20万円以下				△		
02	請負（製造）	11	役務費	01	一般役務費	400万円以下		△	△			400万円を超えるものについては経理契約を要する。
						20万円以下				△		
	謝金その他これらに類するもの	11	役務費	01	一般役務費	300万円以下	○					
						100万円以下		○	○			
						20万円以下				○		
					一般役務費（定例的な報償）	200万円超	○					
						200万円以下		○	○			
						50万円以下				○		
	調達、請負（その他）	11	役務費	01、03	一般役務費、その他通信運搬費	200万円以下		△	△			200万円を超えるものについては経理契約を要する。
						20万円以下				△		
				02	電気通信料金	全て		△	△	△		電気通信事業法第２条第５号に規定する電気通信事業者が提供する同条第３号に規定する電気通信役務に関する料金をいう。
				04	保険料	全て		△	△			
						20万円以下				△		
				14、15	一般役務費、その他通信運搬費（市長が指定するものＡ、Ｂ）	400万円以下	△					
						200万円以下		△	△			
						20万円以下				△		
				20、21	一般役務費(事業系ごみ指定袋等)、その他通信運搬費(郵便料金等)	全て		△	△	△		
	労働者派遣契約	11	役務費	05	人材派遣料	2,000万円以下	△					金額は、見積金額を示す。
						1,000万円以下		△	△			
						20万円以下				△		
03	委託	12	委託料	02、08-09	その他委託料	2,000万円以下	△				歳入の徴収又は収納の事務の委託については、会計管理者に合議	金額は、見積金額を示す。
						1,000万円以下		△	△			
						20万円以下				△		
04	調達	13	使用料及び貸借料	01	一般使用料等	全て		△	△			
						20万円以下				△		
					一般使用料等（電子計算機上で使用するソフトウェアに係るもの）	300万円以下		△	△			300万円を超えるものについては経理契約を要する。
						20万円以下				△		
	物品の借入れ	13	使用料及び貸借料	01	一般使用料等	150万円以下		△	△			１　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。

					20万円以下				△		２　150万円を超えるものについては経理契約を要する。
				一般使用料等（市長が指定するものC）	400万円以下	△					金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
					150万円以下		△	△			
					50万円以下				△		
請負（その他）	13	使用料及び貸借料	15	自動車借上料（運転手付）	100万円以下		△	△			100万円を超えるものについては経理契約を要する。
					20万円以下				△		
物品の借入れ	13	使用料及び貸借料	02	自動車借上料	150万円以下		△	△			１　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 ２　150 万円を超えるものについては経理契約を要する。
					20万円以下				△		
請負（その他）、物品の借入れ	13	使用料及び貸借料	02	自動車借上料（市長が指定するものB、C）	400万円以下	△					自動車借上料の契約を貸借で締結する場合、金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
					200万円以下		△	△			
請負（その他）	13	使用料及び貸借料	02	自動車借上料（市長が指定するものB）	20万円以下				△		
物品の借入れ	13	使用料及び貸借料	02	自動車借上料（市長が指定するものC）	50万円以下				△		金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
請負（その他）	13	使用料及び貸借料	02	自動車借上料（タクシー利用料）（乗車票による利用に係るもの）	全て		△	△			
					20万円以下				△		
不動産の借入れ	13	使用料及び貸借料	03-04	土地借上料、家屋借上料	200万円以下	○					１　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 ２　契約を更新する場合、その内容に変更のないもの（消費税に係る変更以外に変更しないものを含む。）については、200万円を超えるものについても、第一類事業所長が専決することができる。 ３　決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代支払の場合に準用する。
					100万円以下			○			
				土地借上料、家屋借上料（市長が指定するものD）	200万円以下		○	○			
05	請負（工事）	14	工事請負費	01-05	工事請負費	400万円以下		△	△			400万円を超えるものについては経理契約を要する。
						20万円以下				△	
06	調達	15	原材料費	01	原材料費	300万円以下		△	△			300万円を超えるものについては経理契約を要する。
						20万円以下				△	
					原材料費（市長が指定するものA）	400万円以下	△					
						300万円以下		△	△			
						20万円以下				△	
07	調達	17	備品購入費	01-02	一般備品費、重要備品費	300万円以下		△	△			300万円を超えるものについては経理契約を要する。
						20万円以下				△	
					一般備品費、重要備品費（市長が指定するものA）	400万円以下	△					
						300万円以下		△	△			
						20万円以下				△	
08	受託	—	—	—	—	2,000万円以下	△					金額は、見積金額とする。
						1,000万円以下		△	△			
						20万円以下				△	
09	物品その他の売却（不動産及び用益物権を除く）（法令等により金額が定まっているものを除く）	—	—	—	—	100万円以下		△	△			１　金額は、見積金額を示す。 ２　100万円を超えるものについては経理契約を要する。
						20万円以下				△	

	物品その他の売却（不動産及び用益物権を除く）（法令等により金額が定まっているもの）	—	—	—	—	全て		△	△			金額は、見積金額を示す。
						20万円以下				△		
10	物品の借入れ（支出を伴わないもの）	—	—	—	—	150万円以下		△	△			金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
						20万円以下				△		
	物品の借入れ（支出を伴わないもの）（市長が指定するものC）	—	—	—	—	400万円以下	△					金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
						150万円以下		△	△			
						100万円以下				△		
11	物品の貸付	—	—	—	—	200万円以下	△					１　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 ２　契約を更新する場合、その内容に変更のないもの（消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。）については、200万円を超えるものについても、第１類事業所長の専決とする。 ３　賃料の減額については、局長専決とする。 ４　この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。ただし、契約締結後に賃料の納期について別段の定めをする場合については、200万円を超えるものについても、第１類事業所の所長が専決することができる。
						100万円以下		△	△			
						20万円以下				△		
	物品の貸付（収入を伴わないもの）	—	—	—	—	200万円以下	△					１　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 ２　契約を更新する場合、その内容に変更のないものについては、200万円を超えるものについても、第１類事業所長の専決とする。 ３　賃料の免除については、局長専決とする。
						100万円以下		△	△			
						20万円以下				△		
12	不動産の借入れ（支出を伴わないもの）	—	—	—	—	400万円以下	○					１　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 ２　契約を更新する場合、その内容に変更のないものについては、200万円を超えるものについても、第１類事業所長が専決することができる。
						200万円以下			○			
	不動産の借入れ（支出を伴わないもの）（市長が指定するものD）	—	—	—	—	400万円以下	○					１　金額は、賃料の年額又は総額を表し、見積金額を示す。 ２　契約を更新する場合、その内容に変更のないものについては、200万円を超えるものについても、第１類事業所長が専決することができる。
						200万円以下		○	○			

13	不動産の貸付	—	—	—	—	200万円以下	○				神戸市公有財産規則が適用されるものについては、資産活用課長に合議	1　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2　契約を更新する場合、その内容に変更のないもの（消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。）については、200万円を超えるものについても、第１類事業所長の専決とする。この場合においては、資産活用課長に合議すること。 3　決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代収入の場合に準用する。 4　賃料の減額については、局長専決とする。 5　この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。ただし、契約締結後に賃料の納期について別段の定めをする場合については、200万円を超えるものについても、第１類事業所の所長が専決することができる。
						100万円以下			○			
	不動産の貸付（市長が指定するものD）	—	—	—	—	200万円以下	○				神戸市公有財産規則が適用されるもののうち、一時的な材料置場等のためのものについては、資産活用課長に合議	1　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2　契約を更新する場合、その内容に変更のないもの（消費税に係る変更以外に変更のないものを含む。）については、200万円を超えるものについても、第１類事業所長の専決とする。この場合においては、資産活用課長に合議すること。 3　決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代収入の場合に準用する。 4　賃料の減額については、局長専決とする。 5　この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。ただし、契約締結後に賃料の納期について別段の定めをする場合については、200万円を超えるものについても、第１類事業所の所長が専決することができる。
						100万円以下		○	○			

（注）
1　本表における決裁事項の欄に掲げるもののうち、決裁区分の欄に丸印又は三角印を付した事項は、同表に定める決裁区分にある者の専決事項とする。なお、それぞれの当該欄のうち三角印を付した項は、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則に基づき、局室長に委任されている事項を表す。
2　数字は、１件（１決裁に係るものをいう。）の金額を示す。
3　複数の決裁区分に該当する事項を１決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。なお、局室長に委任されている事項については、その変更を委任に含み決裁区分はその受任者を超えない。
4　地方自治法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。
5　設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。
6　本表における「市長が指定するものA」とは、災害応急に関するもの、新聞、追録、図書券、乗車券、単価協定品、新聞・ラジオ・テレビ等による広告等に係る料金（競争性がないものに限る）、印刷料金（採用等の試験又は選考の問題集又は解答用紙の印刷に係るものに限る。）並びに地方自治法施行令第167条の２第１項第３号及び第４号の規定による契約に基づき買い入れる物品及び同号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。
7　本表における「市長が指定するものB」とは、災害応急に関するもの、単価協定事項等並びに地方自治法施行令第167条の２第１項第３号及び第４号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。
8　本表における「市長が指定するものC」とは、災害応急に関するもの、単価協定品等及び地方自治法施行令第167条の２第１項第４号の規定による契約に基づき借り入れる物品をいう。
9　本表における「市長が指定するものD」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。
10　本表における「請負（その他）」とは、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則第55条の２第１項第８号イに規定するその他請負契約をいう。
11　単価協定品の品目、金額、契約方法等については、契約監理課長が別に定める。
12　諸集会又は諸行事の開催に係る経費については、施行決議を受けたものに限る。
13　第１類事業所の副所長及び課長共通、第２類事業所長共通並びに第３類事業所長共通の欄（以下この表において「副所長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が副所長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。
14　経理契約で締結した契約について変更を行う場合は、契約監理課長の専決とする。

（政策会議規程の一部改正）

第２条　神戸市政策会議規程（昭和33年１月訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（主宰及び構成） 第２条　政策会議は、市長が主宰し、市長、副市長、企画調整局長及び行財政局長で構成する。 ２　［略］	（主宰及び構成） 第２条　政策会議は、市長が主宰し、市長、副市長、市長室長、企画調整局長及び行財政局長で構成する。 ２　［略］

（公文書管理規程の一部改正）

第３条　公文書管理規程（昭和35年４月訓令甲第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（定義）
第３条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)、(2)［略］
(3) 局等　神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第１条に規定する局、区役所及び神戸市事務分掌規則（平成31年３月規則第66号）に規定する会計室をいう。

別表第１（第３条関係）
<table><tr><th>所管課</th><th>所管課長</th></tr><tr><td>神戸市事務分掌規則第２条の表に規定する課及び課に相当するセン</td><td>組織の事務を主管する課長又はセンター</td></tr></table></td><td>（定義）
第３条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)、(2)［略］
(3) 局等　神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第１条に規定する局及び室（以下「局」という。）、区役所並びに神戸市事務分掌規則（平成31年３月規則第66号）に規定する会計室をいう。

別表第１（第３条関係）
<table><tr><th>所管課</th><th>所管課長</th></tr><tr><td>神戸市事務分掌規則第２条の表に規定する課、課に相当するセン</td><td>組織の事務を主管する課長、センター</td></tr></table></td></tr>
</table>

ター並びに部であつて課を置かないもの（以下「課を置かない部」という。）	長（課を置かない部にあつては、課長）

ター及び室並びに部又は部に相当する室であつて課を置かないもの（以下「課を置かない部等」という。）	長又は室長（課を置かない部等にあつては、課長）

（広報広聴事務規程の一部改正）

第４条　神戸市広報広聴事務規程（昭和45年８月訓令甲第９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（企画調整局長が行う広報広聴事務）	（市長室長が行う広報広聴事務）
第３条　企画調整局長は、次に掲げる広報広聴事務を行う。	第３条　市長室長は、次に掲げる広報広聴事務を行う。
(1)～(5)　［略］	(1)～(5)　［略］
(6) 前各号に掲げるもののほか、企画調整局長が特に必要と認める広報広聴事務	(6) 前各号に掲げるもののほか、市長室長が特に必要と認める広報広聴事務
（局の長が行う広報広聴事務）	（局の長が行う広報広聴事務）
第５条　局（神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第１条に規定する局及び会計室をいう。以下同じ。）の長は、企画調整局長及び各区長等と緊密な連絡を保ちながら、前３条に規定する事務に参加するほか、局の個別的な広報広聴事務を行	第５条　局（神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第１条に規定する局及び室並びに会計室をいう。以下同じ。）の長は、市長室長及び各区長等と緊密な連絡を保ちながら、前３条に規定する事務に参加するほか、局の個別的な広報広聴事務を行

う。	う。
（広報広聴事務の調整）	（広報広聴事務の調整）
第６条　企画調整局長は、必要があると認めたときは、局及び区役所（以下「局等」という。）の長に対し、意見を述べることができる。	第６条　市長室長は、必要があると認めたときは、局及び区役所（以下「局等」とい。）の長に対し、意見を述べることができる。
（広報広聴主管者及び広報広聴主任）	（広報広聴主管者及び広報広聴主任）
第７条　［略］	第７条　［略］
２、３　［略］	２、３　［略］
４　広報広聴主任は、所属局等の広報広聴事務を処理するとともに、企画調整局及び各区役所と緊密な連絡を保ちながら、広報広聴事務に必要な資料又は情報の収集及び整備に努めなければならない。	４　広報広聴主任は、所属局等の広報広聴事務を処理するとともに、市長室及び各区役所と緊密な連絡を保ちながら、広報広聴事務に必要な資料又は情報の収集及び整備に努めなければならない。
５　［略］	５　［略］
（施行細目の委任）	（施行細目の委任）
第８条　この訓令に定めるもののほか、広報広聴事務の取扱いに関し必要な事項は、企画調整局長が定める。	第８条　この訓令に定めるもののほか、広報広聴事務の取扱いに関し必要な事項は、市長室長が定める。

（電子署名規程の一部改正）

第５条　電子署名規程（平成18年３月訓令甲第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表（第４条、第５条関係）<table><tr><td>電子署名カードにより行う電子署名に用いる職名等</td><td>当該電子署名に係るカード型電子署名管理者</td></tr><tr><td>［略］</td><td>［略］</td></tr><tr><td>［略］</td><td>［略］</td></tr><tr><td>会計管理者職務代理者</td><td></td></tr><tr><td>神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第</td><td>当該局の庶務担当課の課長</td></tr></table></td><td>別表（第４条、第５条関係）<table><tr><td>電子署名カードにより行う電子署名に用いる職名等</td><td>当該電子署名に係るカード型電子署名管理者</td></tr><tr><td>［略］</td><td>［略］</td></tr><tr><td>［略］</td><td>［略］</td></tr><tr><td>会計管理者職務代理者</td><td></td></tr><tr><td>危機管理監</td><td>危機管理室長</td></tr><tr><td>神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第</td><td>当該局又は室の庶務担当課の課長</td></tr></table></td></tr>
</table>

19号）第１条に規定する局の長	
［略］	［略］
部（区役所の部を含む。）若しくは部に相当する室若しくは本部又は課（区役所、区役所支所、福祉事務所及び事業所の課を含む。）若しくは課に相当するセンターの長	［略］

19号）第１条に規定する局又は室の長	
［略］	［略］
部（区役所の部を含む。）若しくは部に相当する室若しくは本部又は課（区役所、区役所支所、福祉事務所及び事業所の課を含む。）若しくは課に相当する室若しくはセンターの長	［略］

（職員出勤簿等取扱等規程の一部改正）

第６条　神戸市職員出勤簿等取扱等規程（平成18年３月訓令甲第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（定義） 第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 職員　神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第１条に規定する局、区役所及び神戸市事務分掌規則（平成31年３月規則第66号）に規定する会計室の職員をいう。ただし、常時勤務を要しない者（任期付短時間勤務職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第５条の規定により任用された職員をいう。）、育児短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関する法	（定義） 第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 職員　神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第１条に規定する局及び室、区役所並びに神戸市事務分掌規則（平成31年３月規則第66号）に規定する会計室の職員をいう。ただし、常時勤務を要しない者（任期付短時間勤務職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第５条の規定により任用された職員をいう。）、育児短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関

律（平成３年法律第110号）第10条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）をいう。）、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の４第１項の規定により任用された職員をいう。）及び会計年度任用職員（法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員をいう。）を除く。）を除く。	する法律（平成３年法律第110号）第10条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）をいう。）、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の４第１項の規定により任用された職員をいう。）及び会計年度任用職員（法第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員をいう。）を除く。）を除く。
(2)～(4)　［略］	(2)～(4)　［略］

（要望等の記録及び報告並びにコンプライアンスを推進する体制の整備に関する規程の一部改正）

第７条　神戸市要望等の記録及び報告並びにコンプライアンスを推進する体制の整備に関する規程（平成18年12月訓令甲第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（定義） 第２条　この訓令において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。 ２　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 部局　神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第１条に規定する局、会計室及び区役所をいう。 (2)～(3)　［略］	（定義） 第２条　この訓令において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。 ２　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 部局　神戸市事務分掌条例（平成15年10月条例第19号）第１条に規定する局及び室、会計室並びに区役所をいう。 (2)～(3)　［略］

附　則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

区長訓令甲第１号

区役所

区長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和７年３月31日

東灘区長　工藤　健一
灘区長　丹本　陽
中央区長　増田　匡
兵庫区長　古泉　泰彦
北区長　三木由美子
長田区長　山端　恵実
須磨区長　熊谷　保徳
垂水区長　若松　謙一
西区長　豊永　太郎

区長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

区長の権限に属する事務の専決規程（平成９年３月区長訓令甲第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（課長の専決事項） 第４条　課長の専決事項は、次のとお	（課長の専決事項） 第４条　課長の専決事項は、次のとお

りとする。この場合において、課長（組織の事務を主管する課長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第83条第１項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。	りとする。この場合において、課長（組織の事務を主管する課長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第83条第１項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。
課長共通専決事項～総務部市民課長専決事項　［略］	課長共通専決事項～総務部市民課長専決事項　［略］
総務部保険年金医療課長専決事項（北区役所総務部保険年金医療課長にあっては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）	総務部保険年金医療課長専決事項（北区役所総務部保険年金医療課長にあっては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）
（1）　略	（1）　略
（2）　療養費、高額療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費に関すること（総務部保険年金医療課課長の専決事項に属するものを除く）。	（2）　療養費、高額療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費に関すること。
（3）　出産育児一時金及び葬祭費に関すること（総務部保険年金医療課課長の専決事項に属するものを除く）。	（3）　出産育児一時金及び葬祭費に関すること。
（4）　国民健康保険に係る特定疾	（4）　国民健康保険に係る特定疾

病の認定に関すること（総務部保険年金医療課課長の専決事項に属するものを除く）。	病の認定に関すること。
(5)　略	(5)　略
(6)　国民健康保険に係る不正利得、不当利得の徴収に関すること（総務部保険年金医療課課長の専決事項に属するものを除く）。	(6)　国民健康保険に係る不正利得、不当利得の徴収に関すること。
(7)～(26)　略	(7)～(26)　略
総務部保険年金医療課課長専決事項（北区役所総務部保険年金医療課課長にあっては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）（西区役所総務部保険年金医療課課長にあっては、玉津支所の所管区域に係るものを含む。）（保険年金事務センターにおける届出・申請の受理、審査、登録、発行、報告その他これらに類するものに限る。）	総務部保険年金医療課課長専決事項（北区役所総務部保険年金医療課課長にあっては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）（西区役所総務部保険年金医療課課長にあっては、玉津支所の所管区域に係るものを含む。）
(1)　国民健康保険に係る各種異動処理に関すること。	(1)　国民健康保険に係る各種異動処理に関すること（神戸市保険年金事務センターにおける届出・申請の受理、審査、登録、発行、報告その他これに類するものに限る。）
(2)　療養費、高額療養費、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費に関すること。	(2)　神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則第50条及び第51条に規定する事務に関すること。（神戸市保険年金事務センター

	における届出・申請の受理、審査、登録、報告その他これに類するものに限る。）
(3)　出産一時金及び葬祭費に関すること。 (4)　国民健康保険に係る特定疾病の認定に関すること。 (5)　国民健康保険に係る不正利得、不当利得の徴収に関すること。 (6)　神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則第50条及び第51条に規定する事務に関すること。（神戸市保険年金事務センターにおける届出・申請の受理、審査、登録、発行、報告その他これらに類するものに限る。）	
保健福祉部生活支援課長専決事項～北須磨支所生活支援課長専決事項　［略］	保健福祉部生活支援課長専決事項～北須磨支所生活支援課長専決事項　［略］

別表を次のように改める。

別表（第３条―第５条関係）

財務関係事務

1-1支出決定（支出を伴う施行決議・実施決定）

	決裁事項	節	節名称	細節名称等	専決範囲	決裁区分		合議	備考
						部長共通及び北須磨支所長	課長共通及び玉津支所長		
01	報酬等	01	報酬	委員報酬	全て		○		
				非常勤職員報酬	全て		○		
				会計年度任用職員報酬（勤務時間が短い者）	全て		○		
02	手当等	03	職員手当等	扶養手当、地域手当、時間外勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末・勤勉手当、通勤手当、退職手当、住居手当、其他手当、児童手当（会計年度任用職員のうち勤務時間の短い者）	全て		○		
03	共済費又は社会保険料	04	共済費	共済・健康保険組合負担金、地方公務員災害補償基金負担金、共助組合負担金、共済費事業主負担金	全て		○		
04	謝金その他これらに類するもの	07	報償費	報償費	300万円以下	○			
					100万円以下		○		
				報償費（定例的な報償）	100万円超	○			
					100万円以下		○		
05	旅費	08	旅費	遠距離旅費、国外旅費、近距離旅費（職員の旅費）（特別職非常勤職員の旅費を除く）	全て		○		
				遠距離旅費、国外旅費、近距離旅費（特別職非常勤職員及び職員以外の者の旅費）	100万円以下		○		
				会計年度任用職員通勤費（勤務時間が短い者）	全て		○		
06	交際費	09	交際費	交際費	全て		○		前渡金払の場合は、１－３その他の表８の項を適用する。
07	調達	10	需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費	2,000万円以下	○			300万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
					1,000万円以下		○		
				消耗品費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費（区長が指定するものＡ）	400万円以下	○			
					300万円以下		○		
				消耗品費（各種施設における給与品）	全て		○		300万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
				電気料金	2,000万円以下	○			1,000万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
					1,000万円以下		○		

	決裁事項	節	節名称	細節名称等	専決範囲	決裁区分		合議	備考
						部長共通及び北須磨支所長	課長共通及び玉津支所長		
07	調達	10	需用費	電気料金（電気事業者の定める申込書によるもの）	全て		○		入札又は見積合せで不調となり、電気事業者の定める申込書により契約する場合に限る。
				ガス料金、上下水道料金	全て		○		
	請負（その他）	10	需用費	修繕料	2,000万円以下	○			200万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
					1,000万円以下		○		
				修繕料（区長が指定するものＢ）	400万円以下	○			
					200万円以下		○		
	調達	10	需用費	賄材料費（各種施設における給食、賄材料等食料）	全て		○		
08	謝金その他これらに類するもの	11	役務費	一般役務費	300万円以下	○			
					200万円以下		○		
				一般役務費（定例的な報償）	200万円超	○			
					200万円以下		○		
	請負（その他）	11	役務費	一般役務費、その他通信運搬費	2,000万円以下	○			200万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
					1,000万円以下		○		
	調達、請負（その他）	11	役務費	電気通信料金	全て		○		電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第２条第５号に規定する電気通信事業者が提供する同条第３号に規定する電気通信役務に関する料金をいう。
				保険料	全て		○		
				一般役務費、その他通信運搬費（区長が指定するものＡ、Ｂ）	400万円以下	○			
					200万円以下		○		
				一般役務費（事業系ごみ袋等）、その他通信運搬費（郵便料金等）	全て		○		
	労働者派遣契約	11	役務費	人材派遣料	2,000万円以下	○			金額は見積金額を示す。
					1,000万円以下		○		
09	指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合の協定	12	委託料	施設管理委託料	2,000万円以下	○		歳入の徴収又は収納の事務の委託については、会計管理者に合議	金額は総額とする。ただし、利用料金を当該指定管理者に収受させる場合は、当該管理に係る総経費の見積価額とする。
					1,000万円以下		○		

	決裁事項	節	節名称	細節名称等	専決範囲	決裁区分		合議	備考
						部長共通及び北須磨支所長	課長共通及び玉津支所長		
09	委託	12	委託料	その他委託料（工事）	2億円以下	○		歳入の徴収又は収納の事務の委託については、会計管理者に合議	金額は見積金額を示す。
					1億円以下		○		
				その他委託料（工事以外）	2,000万円以下	○			
					1,000万円以下		○		
10	調達	13	使用料及び賃借料	一般使用料等	全て		○		
				一般使用料等（電子計算上で使用するソフトウェアに係るもの）	2,000万円以下	○			300万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
					1,000万円以下		○		
	物品の借入れ	13	使用料及び貸借料	一般使用料等	2,000万円以下	○			1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 150万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
					1,000万円以下		○		
				一般使用料等（区長が指定するものC）	400万円以下	○			金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
					150万円以下		○		
	請負（その他）	13	使用料及び貸借料	自動車借上料（運転手付）	2,000万円以下	○			200万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
					1,000万円以下		○		
	物品の借入れ	13	使用料及び貸借料	自動車借上料	2,000万円以下	○			1 150万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。 2 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
					1,000万円以下		○		
	請負（その他）、物品の借入れ	13	使用料及び貸借料	自動車借上料（区長が指定するものB、C）	400万円以下	○			自動車借上料の契約を貸借で締結する場合、金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
					150万円以下		○		
	請負（その他）	13	使用料及び貸借料	自動車借上料（タクシー利用料）（乗車票による利用に係るもの）	全て		○		

	決裁事項	節	節名称	細節名称等	専決範囲	決裁区分		合議	備考
						部長共通及び北須磨支所長	課長共通及び玉津支所長		
10	不動産の借入れ	13	使用料及び貸借料	土地借上料、家屋借上料	400万円以下	○		神戸市公有財産規則（昭和44年10月規則第43号の２）が適用されるものについては、地域協働局長（500万円を超えるもの。地域協働局区役所課長経由）又は地域協働局区役所課長（500万円以下）に合議	1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 この項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代支払の場合に準用する。
					200万円以下		○		
				土地借上料、家屋借上料（区長が指定するものＤ）	400万円以下	○		神戸市公有財産規則が適用されるもののうち、一時的な材料置場等のためのものについては、地域協働局長（500万円を超えるもの。地域協働局区役所課長経由）又は地域協働局区役所課長（500万円以下）に合議	
					200万円以下		○		
11	請負（工事）	14	工事請負費	工事請負費	2億円以下	○			400万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
					1億円以下		○		
12	調達	15	原材料費	原材料費	2,000万円以下	○			300万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
					1,000万円以下		○		
				原材料費（区長が指定するものＡ）	400万円以下	○			
					300万円以下		○		
13	調達	17	備品購入費	一般備品費、重要備品費	2,000万円以下	○			300万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
					1,000万円以下		○		
				一般備品費、重要備品費（区長が指定するものＡ）	400万円以下	○			
					300万円以下		○		

	決裁事項	節	節名称	細節名称等	専決範囲	決裁区分		合議	備考
						部長共通及び北須磨支所長	課長共通及び玉津支所長		
14	負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの	18	負担金補助金及び交付金	負担金、補助交付金、分担金等	300万円以下	○			複数の相手方に対する負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの（以下「負担金等」という。）の金額を一の決裁により決定した場合、当該負担金等のうち一部のものに係る金額を変更するとき（変更後の当該負担金等の総額が変更前の当該負担金等の総額を下回るときに限る。）の決裁区分は、変更後の個―の負担金等の額に基づくものとする。この場合、当該決裁区分が複数の決裁区分に該当することとなるときは、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
					200万円以下		○		
15	負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの	19	扶助費	扶助費	300万円以下	○			複数の相手方に対する扶助費の金額を一の決裁により決定した場合、当該扶助費のうち一部のものに係る金額を変更するとき（変更後の当該扶助費の総額が変更前の当該扶助費の総額を下回るときに限る。）の決裁区分は、変更後の個―の扶助費の額に基づくものとする。この場合、当該決裁区分が複数の決裁区分に該当することとなるときは、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
					200万円以下		○		

（注）

1　決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。

2　数字は、1件(1決裁に係るものをいう。)の金額を示す。

3　複数の決裁区分に該当する事項を１決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。

4　地方自治法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。

5　設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。

6　本表における「区長が指定するものＡ」とは、災害応急に関するもの、新聞、図書券、乗車券、単価協定品、新聞・ラジオ・テレビ等による広告等に係る料金（競争性がないものに限る）、並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第３号及び第４号の規定による契約に基づき買い入れる物品及び同号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。

7　本表における「区長が指定するものＢ」とは、災害応急に関するもの、単価協定事項等並びに地方自治法施行令第167条の２第１項第３号及び第４号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。

8　本表における「区長が指定するものＣ」とは、災害応急に関するもの、単価協定品等及び地方自治法施行令第167条の２第１項第４号の規定による契約に基づき借り入れる物品をいう。

9　本表における「区長が指定するものＤ」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。

10　本表における「請負（その他）」とは、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則第55条の２第１項第８号イに該当するものをいう。

11　諸集会又は諸行事の開催に係る経費については、施行決議を受けたものに限る。

12　課長共通及び玉津支所長の欄（以下この表において「課長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。

別表（第３条―第５条関係）

財務関係事務

1-2収入決定（収入を伴う施行決議・実施決定）

	決裁事項	専決範囲	決裁区分		合議	備考
			部長共通及び北須磨支所長	課長共通及び玉津支所長		
01	受託	2,000万円以下	○			金額は、見積金額を示す。
		1,000万円以下		○		
02	物品その他の売却（不動産及び用益物権を除く）	1,000万円以下	○			1 金額は、見積金額を示す。 2 100万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
		500万円以下		○		
03	物品その他の売却（法令等により金額が定まっているもの）	全て		○		
04	物品の貸付	200万円以下	○			1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 賃料の減額については、区長及び北神担当区長（以下この表において「区長等」という。）の専決とする。 3 この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。
		100万円以下		○		
05	諸収入金の徴収	全て		○		

（注）

1　決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。

2　地方自治法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。

3　本表における「徴収」とは、調定、収入の通知及び督促をいう。

4　本表における「諸収入金」とは、使用料(貸付にかかるものは除く）、手数料その他の収入をいう。

別表（第３条―第５条関係）

財務関係事務

1-3その他

	決裁事項	専決範囲	決裁区分		合議	備考
			部長共通及び北須磨支所長	課長共通及び玉津支所長		
01	歳出予算の再配分	全て		○		
02	廃棄	全て		○		
03	物品の借入れ（支出を伴わないもの）	150万円以下		○		金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
	物品の借入れ（支出を伴わないもの）（区長が指定するものC）	400万円以下	○			金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
		150万円以下		○		
04	物品の貸付（収入を伴わないもの）	400万円以下	○			1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 賃料の免除については、区長及び北神担当区長（以下この表において「区長等」という。）の専決とする。
		200万円以下		○		
05	契約の変更（工期又は納期の延長の決定）	40日以下		○		
06	共通物品の払出請求（定期受付品又は予約受付品）	全て		○		
07	諸収入金の減免（条例や規則等に定められた基準に基づいて行うもの）	全て		○		
08	諸収入金の徴収猶予若しくはその取消し、徴収の嘱託、又は過誤納整理	全て		○		
09	歳入歳出外現金又は有価証券の受入れ又は払出	全て		○		
10	諸集会又は行事の開催（飲食を伴わないもの）	全て		○		1 飲食を伴うものは、原則として禁止する。ただし、やむを得ない場合は、専決しないこととする。 2 本項は予算の使用を決定する施行決議の項目であり、経費の支出については、個別の決裁事項を適用すること。

	決裁事項	専決範囲	決裁区分		合議	備考
			部長共通及び北須磨支所長	課長共通及び玉津支所長		
11	前渡金	全て		○		
12	立替払金	5万円以下	○			
		1万円以下		○		

（注）

1　決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。

2　数字は、1件（1決裁に係るものをいう。）の金額を示す。

3　複数の決裁区分に該当する事項を１決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。

4　前渡金の項及び立替払金の項の決裁区分については、別表1-1支出決定の表の他の項の決裁区分と重ねて適用する。

5　地方自治法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。

6　設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。

7　本表における「区長が指定するものＣ」とは、災害応急に関するもの、単価協定品等及び地方自治法施行令第167条の２第１項第４号の規定による契約に基づき借り入れる物品をいう。

8　本表における「諸収入金」とは、使用料、手数料その他の収入をいう。

9　本表における「徴収」とは、調定、収入の通知及び督促をいう。

別表（第３条―第５条関係）

財務関係事務

1-4契約

	決裁事項	節	節名称	細節名称	専決範囲	決裁区分		合議	備考
						部長共通及び北須磨支所長	課長共通及び玉津支所長		
01	調達	10	需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費	300万円以下		○		300万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
				消耗品費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費（区長が指定するものＡ）	400万円以下	○			
					300万円以下		○		
				消耗品費（各種施設における給与品）	全て		○		300万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
				電気料金	1,000万円以下		○		1,000万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
				電気料金（電気事業者の定める申込書によるもの）	全て		○		入札又は見積合せで不調となり、電気事業者の定める申込書により契約する場合に限る。
				ガス料金、上下水道料金	全て		○		
	請負（その他）	10	需用費	修繕料	200万円以下		○		200万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
				修繕料（区長が指定するものＢ）	400万円以下	○			
					200万円以下		○		
	調達	10	需用費	賄材料費（各種施設における給食、賄材料等食料）	全て		○		
02	謝金その他これらに類するもの	11	役務費	一般役務費	300万円以下	○			
					200万円以下		○		
				一般役務費（定例的な報償）	200万円超	○			
					200万円以下		○		
	請負（その他）	11	役務費	一般役務費、その他通信運搬費	200万円以下		○		200万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
	調達、請負（その他）	11	役務費	電気通信料金	全て		○		電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第２条第５号に規定する電気通信事業者が提供する同条第３号に規定する電気通信役務に関する料金をいう。
				保険料	全て		○		
				一般役務費、その他通信運搬費（区長が指定するものＡ、Ｂ）	400万円以下	○			
					200万円以下		○		
				一般役務費（事業系ごみ袋等）、その他通信運搬費（郵便料金等）	全て		○		

	決裁事項	節	節名称	細節名称	専決範囲	決裁区分		合議	備考
						部長共通及び北須磨支所長	課長共通及び玉津支所長		
02	労働者派遣契約	11	役務費	人材派遣料	2,000万円以下	○			金額は見積金額を示す。
					1,000万円以下		○		
03	指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合の協定	12	委託料	施設管理委託料	2,000万円以下	○		歳入の徴収又は収納の事務の委託については、会計管理者に合議	金額は総額とする。利用料金を当該指定管理者に収受させる場合は、当該管理に係る総経費の見積価額とする。
					1,000万円以下		○		
	委託	12	委託料	その他委託料（工事）	2億円以下	○		歳入の徴収又は収納の事務の委託については、会計管理者に合議	金額は、見積金額を示す。
					1億円以下		○		
				その他委託料（工事以外）	2,000万円以下	○			
					1,000万円以下		○		
04	調達	13	使用料及び賃借料	一般使用料等	全て		○		
				一般使用料等（電子計算上で使用するソフトウェアに係るもの）	300万円以下		○		300万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
	物品の借入れ	13	使用料及び貸借料	一般使用料等	150万円以下		○		1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 150万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
				一般使用料等（区長が指定するものC）	400万円以下	○			金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
					150万円以下		○		
	請負（その他）	13	使用料及び貸借料	自動車借上料（運転手付）	200万円以下		○		200万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
	物品の借入れ	13	使用料及び貸借料	自動車借上料	150万円以下		○		1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 150万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
04	請負（その他）、物品の借入れ	13	使用料及び貸借料	自動車借上料（区長が指定するものB、C）	400万円以下	○			自動車借上料の契約を貸借で締結する場合、金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
					200万円以下		○		
	請負（その他）	13	使用料及び貸借料	自動車借上料（タクシー利用料）（乗車票による利用に係るもの）	全て		○		
05	請負（工事）	14	工事請負費	工事請負費	400万円以下		○		400万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。

	決裁事項	節	節名称	細節名称	専決範囲	決裁区分		合議	備考
						部長共通及び北須磨支所長	課長共通及び玉津支所長		
06	調達	15	原材料費	原材料費	300万円以下		○		300万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
				原材料費（区長が指定するものＡ）	400万円以下	○			
					300万円以下		○		
07	調達	17	備品購入費	一般備品費、重要備品費	300万円以下		○		300万円を超えるものについては、契約監理課に入札を依頼することができる。
				一般備品費、重要備品費（区長が指定するものＡ）	400万円以下	○			
					300万円以下		○		
08	受託	―	―	―	2,000万円以下	○			金額は、見積金額とする。
					1,000万円以下		○		
09	物品その他の売却（不動産及び用益物権を除く）	―	―	―	100万円以下		○		1 金額は、見積金額を示す。 2 100万円を超えるものについては経理契約を要する。
	物品その他の売却（法令等により金額が定まっているもの）	―	―	―	全て		○		
10	物品の借入れ（支出を伴わないもの）	―	―	―	150万円以下		○		金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
	物品の借入れ（支出を伴わないもの）（区長が指定するものＣ）	―	―	―	400万円以下	○			金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
					150万円以下		○		
11	物品の貸付	―	―	―	200万円以下	○			1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 賃料の減額については、区長及び北神担当区長（以下この表において「区長等」という。）の専決とする。 3 この項における決裁区分は、賃料の納期について別段の定めをする場合に準用する。
					100万円以下		○		

	決裁事項	節	節名称	細節名称	専決範囲	決裁区分		合議	備考
						部長共通及び北須磨支所長	課長共通及び玉津支所長		
	物品の貸付（収入を伴わないもの）	—	—	—	200万円以下	○			1 金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2 賃料の免除については、区長等の専決とする。
					100万円以下		○		

（注）

1　決裁区分の欄に掲げる者は、それぞれ当該欄のうち丸印を付した項に規定する事項を専決する。

2　数字は、1件(1決裁に係るものをいう。)の金額を示す。

3　複数の決裁区分に該当する事項を１決裁で専決する場合においては、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。

4　地方自治法その他の法令又は条例の規定により議会の議決を要するものには適用しない。

5　設計若しくは仕様の一部を変更し、又は金額を増減するときは、その備考の欄に特別の定めがあるものを除き、変更後の金額に応じた決裁区分を適用する。

6　本表における「区長が指定するものＡ」とは、災害応急に関するもの、新聞、図書券、乗車券、単価協定品、新聞・ラジオ・テレビ等による広告等に係る料金（競争性がないものに限る）、並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第３号及び第４号の規定による契約に基づき買い入れる物品及び同号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。

7　本表における「区長が指定するものＢ」とは、災害応急に関するもの、単価協定事項等並びに地方自治法施行令第167条の２第１項第３号及び第４号の規定による契約に基づき提供を受ける役務の料金をいう。

8　本表における「区長が指定するものＣ」とは、災害応急に関するもの、単価協定品等及び地方自治法施行令第167条の２第１項第４号の規定による契約に基づき借り入れる物品をいう。

9　本表における「区長が指定するものＤ」とは、電柱、電話ボックス、上下水道管、ガス管、通路、自動販売機その他これらに類するものの設置のためのもの及び一時的な材料置場等のためのものをいう。

10　本表における「請負（その他）」とは、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則第55条の２第１項第８号イに該当するものをいう。

11　諸集会又は諸行事の開催に係る経費については、施行決議を受けたものに限る。

12　課長共通及び玉津支所長の欄（以下この表において「課長等の欄」という。）の決裁区分で締結した契約について変更を行う場合であって、変更後の契約金額が課長等の欄の決裁区分を超えるものを締結する場合は、当初の契約を締結した際に専決した職の直近上位の職にある者の専決とする。

附　則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。ただし、総務部保険年金医療課長及び総務部保険年金医療課課長専決事項の規定は、令和６年10月１日より適用する。

神戸市水道局分課規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市水道事業管理者　藤　　原　　政　　幸

神戸市水道管理規程第14号

神戸市水道局分課規程等の一部を改正する規程

（神戸市水道局分課規程の一部改正）

第１条　神戸市水道局分課規程（平成24年３月水道管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（分課） 第２条　水道局に次の課を置く。 経営企画課 営業課 技術企画課 配水課 給水課 ２、３　［略］ （分掌事務） 第７条　第２条第１項の組織の分掌事務は、次のとおりとする。	（分課） 第２条　水道局に次の課を置く。 経営企画課 営業課 技術企画課 配水課 ２、３　［略］ （分掌事務） 第７条　第２条第１項の組織の分掌事務は、次のとおりとする。

経営企画課～技術企画課　［略］	経営企画課～技術企画課　［略］
配水課	配水課
(1)～(6)　［略］	(1)～(6)　［略］
(7)　貯蔵品の管理に関すること。	(7)　指定給水装置工事事業者に関すること。
(8)　配水に関する危機管理対応の調整に関すること。	(8)　給水装置工事の審査、検査及び技術的企画に関すること。
	(9)　開発行為等に伴う給水、民営簡易水道統合及び未普及地区解消に関すること。
	(10)　工業用水道の給水施設及び地下水等併用水道の技術的支援に関すること。
	(11)　工業用水道の営業、使用の承認その他業務手続に関すること。
	(12)　工業用水道の料金その他収入金の調定、収納及び還付に関すること。
	(13)　水道のメーター（他の所管に属するものを除く。）に関すること。
	(14)　貯蔵品の管理に関すること。
	(15)　危機管理対応の調整に関すること。
給水課	
(1)　指定給水装置工事事業者に関すること。	
(2)　給水装置工事の審査、検査及び	

技術的企画に関すること。 (3) 開発行為等に伴う給水、民営簡易水道統合及び未普及地区解消に関すること。 (4) 工業用水道の給水施設及び地下水等併用水道の技術的支援に関すること。 (5) 工業用水道の営業、使用の承認その他業務手続に関すること。 (6) 工業用水道の料金その他収入金の調定、収納及び還付に関すること。 (7) 水道のメーター（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 (8) 貯蔵品の管理（配水課の所管に属するものを除く。）に関すること。 (9) 給水に関する危機管理対応の調整に関すること。	

（神戸市水道局事業所規程の一部改正）

第２条　神戸市水道局事業所規程規程（平成24年３月水道管理規程第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（浄水統括事務所の事務分掌） 第３条　浄水統括事務所に配置する各課の事務分掌は、次のとおりとする。 施設課 (1)　［略］ (2)　導、送、貯、浄、配、工業用水施設（他の所管に属する施設を除く。）の維持、改良工事に関すること。 (3)　施設の維持管理（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 (4)　上水道水源のかん養に関すること。	（浄水統括事務所の事務分掌） 第３条　浄水統括事務所の事務分掌は、次のとおりとする。 (1)　［略］ (2)　施設の維持管理（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 (3)　上水道水源のかん養に関すること。 (4)　水量調整及び統計（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 (5)　テレメータ子局更新の施工管理に関すること。 (6)　国際インフラ協力事業に関すること。 (7)　導、送、貯、浄、配、工業用水施設（他の所管に属する施設を除く。）の維持、改良工事に関すること。 (8)　機械設備（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 (9)　電気設備（他の所管に属するものを除く。）に関すること。

	(10) 設備の維持管理（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 (11) 営繕に関すること。
設備課 (1) 電気設備（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 (2) 機械設備（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 (3) テレメータ・テレコントロールシステムの保守管理、更新に関すること。 (4) 水量調整及び統計（他の所管に属するものを除く。）に関すること。 (5) 営繕に関すること。 (6) 国際インフラ協力事業に関すること。	

（神戸市水道局水道技術管理者の設置等に関する規程の一部改正）

第３条 神戸市水道局水道技術管理者の設置等に関する規程（平成27年３月水道管理規程第４号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前

別表（第３条関係）	
法第19条第２項各号に掲げる事務	水道技術管理補助者
［略］	［略］
第３号に掲げる事務	水道局給水課長
［略］	［略］

別表（第３条関係）	
法第19条第２項各号に掲げる事務	水道技術管理補助者
［略］	［略］
第３号に掲げる事務	水道局配水課課長（給水担当）
［略］	［略］

（神戸市水道局会計規程の一部改正）

第４条　神戸市水道局会計規程(昭和39年４月水道管理規程第８号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（担任事務） 第４条　［略］ ２　貯蔵品出納員は、配水課長及び給水課長をもつてあて、貯蔵品の出納その他の会計事務を行う。 ３～７　［略］ ８　金銭副出納員は経営企画課長及び経営企画課の出納を担当する係長、	（担任事務） 第４条　［略］ ２　貯蔵品出納員は、配水課長をもつてあて、貯蔵品の出納その他の会計事務を行う。 ３～７　［略］ ８　金銭副出納員は経営企画課長及び経営企画課の出納を担当する係長、

貯蔵品副出納員は配水課の事務を担当する係長及び給水課の事務を担当する係長をもつてあてる。	貯蔵品副出納員は配水課の事務を担当する係長をもつてあてる。
9　［略］	9　［略］
	（出納取扱金融機関等の責務）
第63条　削除	第63条　出納取扱金融機関等は、それぞれの事務につき、管理者に対して責任を負わなければならない。
	2　出納取扱金融機関等は、管理者が別に定めるところにより、担保を提供しなければならない。
（予算の執行）	（予算の執行）
第135条　予算は、当該予算の実施計画に定める款、項、目の区分及び別に定める節の区分に従つて執行する。	第135条　予算は、当該予算の実施計画に定める款、項、目の区分並びに別に定める節、細節、細々節、部門及び作業の区分に従つて執行する。
2　［略］	2　［略］
（予算の流用）	（予算の流用）
第136条　［略］	第136条　［略］
2　課長又は第2類事業所の所長は、予算実施計画に定める各目以下の金額について、相互に流用する必要が生じたときは、専決規程の決裁区分に従つて決裁を受けなければならない。	2　課長又は第2類事業所の所長は、予算実施計画に定める各目以下の金額について、相互に流用する必要が生じたときは、直ちに、予算流用要求書を経営企画課長に送付しなければならない。
	3　経営企画課長は、前項の規定による要求書を受理したときは、これを審査し、専決規程の決裁区分に従つ

	て処理しなければならない。

（神戸市水道局公印規程の一部改正）

第５条　神戸市水道局公印規程(昭和43年10月水道管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（公印管理者等） 第５条　［略］ ２　公印管理者は、所管課長(神戸市水道局公文書管理規程（平成14年３月神戸市水道管理規程第12号）第３条第４号に規定する所管課長をいう。以下同じ。)をもつてあて、経営企画課長から公印の貸与を受けて、その保管及び使用を行う。 ３　［略］	（公印管理者等） 第５条　［略］ ２　公印管理者は、所管課の長をもつてあて、経営企画課長から公印の貸与を受けて、その保管及び使用を行う。 ３　［略］

（水道局職員被服貸与規程の一部改正）

第６条　水道局職員被服貸与規程(令和３年12月水道管理規程第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線

又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（被服の貸与） 第３条　被服は、次の各号に掲げる職務を遂行する職員に貸与する。 (1)～(4)　［略］ (5)　前各号に掲げるもののほか、職務の遂行にあたり、経営企画課課長（業務改革担当）が特に必要があると認める職員 ２　貸与する被服の種類及びその貸与期間は、職務の内容及び被服の汚損度に基づいて経営企画課課長（業務改革担当）が別に定める。 ３　被服の貸与期間の満了前に、職員が退職し、死亡し、又は転任その他の事由により当該被服と同一種類の被服を貸与する職務に勤務しなくなったときは、当該職員は、貸与を受けた被服を返納しなければならない。ただし、経営企画課課長（業務改革担当）がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。	（被服の貸与） 第３条　被服は、次の各号に掲げる職務を遂行する職員に貸与する。 (1)～(4)　［略］ (5)　前各号に掲げるもののほか、職務の遂行にあたり、業務改革担当課長が特に必要があると認める職員 ２　貸与する被服の種類及びその貸与期間は、職務の内容及び被服の汚損度に基づいて業務改革担当課長が別に定める。 ３　被服の貸与期間の満了前に、職員が退職し、死亡し、又は転任その他の事由により当該被服と同一種類の被服を貸与する職務に勤務しなくなったときは、当該職員は、貸与を受けた被服を返納しなければならない。ただし、業務改革担当課長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

４、５　［略］	４、５　［略］
（亡失又はき損の届出）	（亡失又はき損の届出）
第６条　職員が、被服の貸与期間中において、その全部又は一部を亡失又はき損したときは、速やかにその旨を経営企画課課長（業務改革担当）に届け出なければならない。	第６条　職員が、被服の貸与期間中において、その全部又は一部を亡失又はき損したときは、速やかにその旨を業務改革担当課長に届け出なければならない。
２　［略］	２　［略］
（所属長による被服の調達）	（所属長による被服の調達）
第８条　所属長は、第３条第２項に規定する経営企画課課長（業務改革担当）が定めた被服以外の被服を調達しようとするときは、経営企画課課長（業務改革担当）に報告しなければならない。	第８条　所属長は、第３条第２項に規定する業務改革担当課長が定めた被服以外の被服を調達しようとするときは、業務改革担当課長に報告しなければならない。
（貸与実態の調査）	（貸与実態の調査）
第９条　経営企画課課長（業務改革担当）は、必要に応じ、貸与された被服の使用状況及び被服に関する帳簿その他必要な書類を調査し、又は所属長に対して、当該書類の提出を求めることができる。	第９条　業務改革担当課長は、必要に応じ、貸与された被服の使用状況及び被服に関する帳簿その他必要な書類を調査し、又は所属長に対して、当該書類の提出を求めることができる。
（施行細目の委任）	（施行細目の委任）
第10条　この規程の施行に関し必要な事項は、経営企画課課長（業務改革担当）が定めるものとする。	第10条　この規程の施行に関し必要な事項は、業務改革担当課長が定めるものとする。

（神戸市水道局公用車運行規程の一部改正）

第７条　神戸市水道局公用車運行規程（令和４年３月水道管理規程第29号）の一部

を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（公用車の管理者） 第２条　［略］ ２　管理者は、経営企画課課長（業務改革担当）をもって充てる。 ３～７　［略］ （公用車の運行管理者） 第３条　［略］ ２　運行管理者は、神戸市水道局公文書管理規程（平成14年３月水道管理規程第12号）第３条第４号に規定する所管課長、東部水道管理事務所長及び西部水道管理事務所長をもって充てる。 ３　［略］	（公用車の管理者） 第２条　［略］ ２　管理者は、業務改革担当課長をもって充てる。 ３～７　［略］ （公用車の運行管理者） 第３条　［略］ ２　運行管理者は、神戸市水道局公文書管理規程（平成14年３月水道管理規程第12号）第３条第４号に規定する所管課長、東部水道管理事務所長、西部水道管理事務所長及び第３類事業所長をもって充てる。 ３　［略］

附　則

この管理規程は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市水道局徴収事務委託規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市水道事業管理者　藤　　原　　政　　幸

神戸市水道管理規程第15号

神戸市水道局徴収事務委託規程の一部を改正する規程

神戸市水道局徴収事務委託規程（令和４年３月水道管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（業務の範囲） 第４条　管理者は、次の各号に定める公金について徴収事務を委託することができる。 (1)　［略］ (2) 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年３月規則第67号）第78条第１号の下水道使用料、第２号の農業集落排水処理施設使用料及び第３号の延滞金 (3)　［略］	（業務の範囲） 第４条　管理者は、次の各号に定める公金について徴収事務を委託することができる。 (1)　［略］ (2) 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年３月規則第67号）第77条第１号の下水道使用料及び第２号の農業集落排水処理施設使用料 (3)　［略］

附　則

この管理規程は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市水道局公文書管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市水道事業管理者　藤　　原　　政　　幸

神戸市水道管理規程第16号

神戸市水道局公文書管理規程の一部を改正する規程

神戸市水道局公文書管理規程（平成14年３月水道管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（定義） 第３条　この管理規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)、(2)　［略］ (3) 所管課　別表第１の左欄に掲げる組織をいう。 (4) 所管課長　別表第１の右欄に掲げる職にある者をいう。 (5)、(6)　［略］	（定義） 第３条　この管理規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)、(2)　［略］ (3) 所管課　課、第１類事業所及び第２類事業所をいう。 (4) 所管課長　別表第１で定める課長、第１類事業所課長（浄水統括事務所にあっては送水担当の課長）及び第２類事業所長をいう。 (5)、(6)　［略］

（帳簿の作成） 第８条　経営企画課長は、文書収配簿（到達する文書のうち、到達の事実を記録する必要があると認めるもの（以下「要記録文書」という。）について、所要事項を記録する帳簿をいう。以下同じ。）を作成するものとする。	
第８条の２　所管課長は、公文書の事務処理を文書管理システムにより行うことができない場合は、次に掲げる帳簿を作成するものとする。 (1)　［略］ (2)　［略］	第８条　所管課長は、公文書の事務処理を文書管理システムにより行うことができない場合は、次に掲げる帳簿を作成するものとする。 (1)　［略］ (2)　文書送付簿（受領印を必要とする文書を送付する場合に記録する帳簿をいう。以下同じ。） (3)　［略］
２　［略］	２　［略］
（到達した文書の取扱い） 第10条　経営企画課長は、到達した文書を次に掲げるところにより処理し、所管課の公文書主任に配布する。 (1)　所管課が不明なものその他経営企画課長が必要と認めるものは、開封をすることができる。 (2)　要記録文書については、文書収配簿に所要事項を記録し、当該文書の余白、封筒その他の適当な箇所に	（到達した文書の取扱い） 第10条　経営企画課長は、到達した文書を次に掲げるところにより処理し、所管課の公文書主任に配布する。 (1)　親展に係るものその他の開封をすることが不適当であると認められるものを除き、開封をすること。 (2)　文書の余白、封筒その他の適当な箇所に収受印を押し、文書収配簿に所要事項を記録すること。ただ

様式による収受印（以下単に「収受印」という。）を押すこと。	し、次に掲げる文書については、収受印及び記録を省略することができる。 ア 通知書、案内書その他これらに類するもので軽易であると認められるもの イ 新聞、雑誌、冊子その他これらに類する印刷物 ウ 各所管課あてのもの及び明らかに個人あてのもの (3) 電報、入札書、訴訟及び審査請求に関する文書その他到達の日時がその法律効果に影響を及ぼすような文書で前号の規定により収受印を押したものは、収受印の下に収受時刻を記入し、取扱者の印を押すこと。
(3) ［略］	(4) ［略］
	（所管課における収受）
第11条 公文書主任は、前条の規定により所管課に配布された文書及び経営企画課長を経由しないで所管課に到達した文書を、次に掲げるところにより処理する。	第11条 公文書主任は、前条の規定により所管課に配布された文書及び経営企画課長を経由しないで所管課に到達した文書を、次に掲げるところにより処理する。 (1) すべて開封すること。ただし、親展その他開封することが不適当であると認められるものについてはこの限りでない。

(1) 要記録文書については、文書の余白、封筒その他の適当な箇所に収受印を押し、文書管理システム又は文書収発簿若しくはこれに代わる帳簿に所要事項を記録すること。ただし、前条第２号の規定により、収受印が押されたものは、収受印を省略することができる。	(2) 文書の余白、封筒その他の適当な箇所に収受印を押し、文書管理システムに所要事項を記録すること。ただし、アからウまでに掲げる文書については収受印及び記録を、エに掲げる文書については、記録を省略することができる。 ア 通知書、案内書その他これらに類するもので軽易であると認められるもの イ 新聞、雑誌、冊子その他これらに類する印刷物 ウ 明らかに個人あてのもの エ 文書収発簿又はそれに代わるべき帳簿を備え置いてその処理経過を明らかにしているもの
(2) 所管課に到達した文書のうち、到達の日時がその法律効果に影響を及ぼすような文書で前号の規定により収受印を押したものは、収受印の下に収受時刻を記入するとともに、取扱者が記名し、又は印を押すこと。	(3) 所管課に経営企画課を経由しないで到達した文書のうち、電報、入札書、訴訟及び審査請求に関する文書その他到達の日時がその法律効果に影響を及ぼすような文書で前号の規定により収受印を押したものは、収受印の下に収受時刻を記入し、取扱者の印を押すこと。 (4) 文書管理システム若しくは文書収発簿に記録した文書で重要であると認められるもの又は上司の明

	示の命令により処理する必要があると認められるものは所管課長に、その他のものは当該文書に関係する係長又は名あて人に配布すること。
(3) ［略］	(5) ［略］
	(6) 到達した文書に係る簿冊の名称その他の簿冊に関する事項（以下「簿冊に関する事項」という。）を文書管理システムに記録すること。ただし、当該文書の保存期間が１年未満であるものは、この限りでない。
(4) 紙の公文書（以下「紙文書」という。）は、その原本を整理して保存しなければならない。	(7) 到達した文書の内容に係る電磁的記録を文書管理システムに記録するときは、いつでも照合できるよう当該文書の原本を整理して保管しなければならない。
(5) 紙文書と同一性を有する電磁的記録（電子計算機の利用により、電磁的記録から当該紙文書と同一性を有すると認められる文書が出力できるものに限る。）を収受した場合は、当該紙文書を原本として保存することが適当と認められる場合を除き、電磁的記録を正本として保存することができる。	
(6) 公文書を適切に管理するために	

所管課長が必要と認めるときは、紙文書をスキャナ（これに類する画像読取装置を含む。）により読み取り作成した電磁的記録を正本として保存することができる。ただし、当該紙文書を原本として保存することが適当と認められる場合を除く。 2　前項第５号に規定する電磁的記録の保存並びに前項第６号に規定する電磁的記録の作成及び保存に関し必要な事項は、経営企画課長が定める。	
（文書の起案等） 第17条　決裁文書（管理者が承認に係る行為を行うことにより、その内容を管理者の意思として決定し、又は確認した文書をいう。以下同じ。）及び供覧文書（閲覧に供すべき文書をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、文書管理システムにより起案し、決裁を受け、又は閲覧に供さなければならない。 (1)　電子計算機を利用して文書の起案を行うことができるシステム（文書管理システムを除く。以下この条において「起案システム」という。）により起案することが適当である場合	（文書の起案等） 第17条　決裁文書（管理者が承認に係る行為を行うことにより、その内容を管理者の意思として決定し、又は確認した文書をいう。以下同じ。）及び供覧文書（閲覧に供すべき文書をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、文書管理システムにより起案し、決裁を受け、又は閲覧に供さなければならない。 (1)　電子計算機を利用して文書の起案を行うことができるシステム（文書管理システムを除く。）により起案することが適当である場合

(2)～(5)　［略］	(2)～(5)　［略］
2　［略］	2　［略］
3　決裁文書又は供覧文書が第１項各号のいずれかに該当する場合は、前項に定めるもののほか、次に掲げるところにより起案し、決裁を受け、又は閲覧に供さなければならない。	3　決裁文書又は供覧文書が第１項各号のいずれかに該当する場合は、前項に定めるもののほか、次に掲げるところにより起案し、決裁を受け、又は閲覧に供さなければならない。
(1)、(2)　［略］	(1)、(2)　［略］
(3)　起案年月日その他の必要事項を記載するとともに、次に掲げる区分により決裁区分を記載すること。	(3)　起案年月日その他の必要事項を記載するとともに、次に掲げる区分により決裁区分を朱書すること。
ア　市長の決裁を受けるもの　（市長）	ア　市長の決裁を受けるもの　（市長）
イ　副市長の決裁を受けるもの　（副市長）	イ　副市長の決裁を受けるもの　（副市長）
ウ　局部課長の決裁を受けるもの　（局）（部）（課）	ウ　局部課長の決裁を受けるもの　（局）（部）（課）
(4)～(6)　［略］	(4)～(6)　［略］
(7)　起案者並びに決裁文書を承認し、又は供覧文書を閲覧した起案者の上司及び合議を受けた者は、文書に押印し、又は起案システムに起案、承認若しくは閲覧した旨を記録すること。	(7)　起案者並びに決裁文書を承認し、又は供覧文書を閲覧した起案者の上司及び合議を受けた者は、文書に押印すること。
(8)　［略］	(8)　［略］
(9)　特定の個人が識別され、又は識別されうる情報その他の取扱いに	(9)　特定の個人が識別され、又は識別されうる情報その他の取扱いに

注意を要する情報が文書に記録されている場合には、当該情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じること。	注意を要する情報に係る文書（以下「個人情報等に係る文書」という。）については、秘という文字を起案用紙等の適当な箇所に朱書きする等の措置をとること。この場合において、必要があるときは、封筒への封入その他の方法により外部から認識することができないよう注意し、かつ、紛失のおそれがあるものについては、台紙を付すること。
4　［略］	4　［略］
（未処理文書の取扱い） 第23条　公文書主任は、文書管理システム（第８条の２第１項の規定により文書収発簿を作成したときは、当該文書収発簿を含む。）により常に未処理文書（回答、通知その他これらに類するもの（以下「回答等」という。）を行うこと又は回答等を得ることが必要な場合において、いまだ回答等を行わず、又は回答等を得ていない公文書をいう。以下同じ。）について調査し、その処理の促進に努めなければならない。	（未処理文書の取扱い） 第23条　公文書主任は、文書管理システム（第８条第１項の規定により文書収発簿を作成したときは、当該文書収発簿を含む。）により常に未処理文書（回答、通知その他これらに類するもの（以下「回答等」という。）を行うこと又は回答等を得ることが必要な場合において、いまだ回答等を行わず、又は回答等を得ていない公文書をいう。以下同じ。）について調査し、その処理の促進に努めなければならない。
（発送文書等の取扱い） 第24条　発送を要する文書の処理及び郵送の手続に関し必要な事項は、経営企画課長が定める。	（発送文書の取扱い） 第24条　起案者は、発送を要する文書を次に掲げるところにより処理し、及び当該文書を公文書主任に提出し

	なければならない。 (1) 浄書し、原議書と照合のうえ割印すること。ただし、文書管理システムにより決裁された文書その他文書の性質及び内容により割印を要しないものについては、この限りでない。 (2) 必要のあるものについては公印を押すこと。この場合において、公印の使用については、神戸市水道局公印規程(昭和43年10月神戸市水道管理規程第11号)の定めるところによる。 2 公文書主任は、前項の規定により起案者から提出された文書を次に掲げるところにより処理し、発送しなければならない。 (1) 文書管理システムに所要の事項を登録すること。ただし、公文書の事務処理を文書管理システムにより行わないときは、文書収発簿その他の帳簿によりその処理に係る経過を記録することができる。 (2) 庁内あてに発送する文書は、経営企画課の文書交換の区分箱を利用すること。ただし、急施を要するものその他特に必要があると認められるものは、文書送付簿により送

	付することができる。 (3) 庁外あてに発送する文書は、郵便に付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務を利用して送付すること。ただし、持参することが適当であると認められるものは、文書送付簿により送付することができる。
（電磁的記録の取扱い） 第24条の２　電磁的記録の送付については、電子情報処理組織（局等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と送付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）により行うことができる。	（電磁的記録の取扱い） 第24条の２　前条の規定にかかわらず、電磁的記録の送付については、電子情報処理組織（使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と送付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）により行うことができる。
２、３　［略］	２、３　［略］
（完結公文書の保存等） 第27条　［略］	（完結公文書の保存等） 第27条　［略］
２　完結公文書は、文書管理システムその他の電子計算機を利用した情報処理システム又は全庁ファイルサーバ等の共用の媒体により保存しなけ	２　完結公文書は、文書管理システムにより保存しなければならない。ただし、文書管理システムにより保存することができない完結公文書は、

ればならない。ただし、これらにより保存することができない完結公文書は、次に掲げるところにより速やかに成冊（文書を冊子状に取りまとめることをいう。以下同じ。）をして保存しなければならない。	次に掲げるところにより速やかに成冊（文書を冊子状に取りまとめることをいう。以下同じ。）をしなければならない。
(1)～(6)　［略］	(1)～(6)　［略］
３、４　［略］	３、４　［略］
（公文書の引継ぎ）	（公文書の引継ぎ）
第32条の３　所管課長は、保存期間が満了した簿冊等について、前条第１項の規定により引き継ぐと定めたものは、文書引継決議書又は文書管理システムを用いた引継ぎの依頼により、経営企画課長に引き継がなければならない。ただし、文書管理システムに保存した電磁的記録のみで構成される簿冊等については、この限りでない。	第32条の３　所管課長は、保存期間が満了した簿冊等について、前条第１項の規定により引き継ぐと定めたものは、毎年７月末日までに文書引継決議書又は文書管理システムを用いた引継ぎの依頼により、経営企画課長に引き継がなければならない。ただし、文書管理システムに保存した電磁的記録しかない簿冊等については、この限りでない。
２　前項の規定にかかわらず、職務の遂行上所管課において保存する必要があると所管課長が認めるもの又は引継ぎに支障があると経営企画課長が認めるものは、当分の間、所管課において引き続き保存するものとする。	
別表第１（第３条関係）	別表第１（第３条関係）

所管課	所管課長
［略］	［略］
配水課	［略］
給水課	給水課長
浄水統括事務所	浄水統括事務所施設課長
第１類の事業所（浄水統括事務所を除く。）	課長
第２類の事業所	事業所の長

所管課	所管課長
［略］	［略］
配水課	［略］

附　則

この管理規程は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市水道局職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市水道事業管理者　藤　　原　　政　　幸

神戸市水道管理規程第17号

神戸市水道局職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程

神戸市水道局職員安全衛生委員会規程（昭和63年３月水道管理規程第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（組織） 第４条　委員会は、次に掲げる委員をもつて組織する。 (1)～(5)　［略］ (6)～(9)　［略］	（組織） 第４条　委員会は、次に掲げる委員をもつて組織する。 (1)～(5)　［略］ (6) 営業課課長（料金担当） (7)～(10)　［略］
（組織） 第19条　検討委員会の委員は、経営企画課課長（業務改革担当）の指名する者とする。	（組織） 第19条　検討委員会の委員は、業務改革担当課長の指名する者とする。
別表第２　職場安全衛生委員会	別表第２　職場安全衛生委員会

委員会の名称	構成する事業所等	委員長
［略］	［略］	［略］
北部水道管理事務所安全衛生委員会	［略］	所長
［略］	［略］	［略］
浄水統括事務所安全衛生委員会	浄水統括事務所施設課 浄水統括事務所設備課	浄水統括事務所施設課長
［略］	［略］	［略］
本局安全衛生委員会	経営企画課 技術企画課 営業課 配水課 給水課	［略］

委員会の名称	構成する事業所等	委員長
［略］	［略］	［略］
北部水道管理事務所安全衛生委員会	［略］	所属長
［略］	［略］	［略］
浄水統括事務所安全衛生委員会	浄水統括事務所	所属長
［略］	［略］	［略］
本局安全衛生委員会	経営企画課 技術企画課 営業課 配水課	［略］

附　則

この管理規程は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市水道局公有財産管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市水道事業管理者　藤　原　政　幸

神戸市水道管理規程第18号

神戸市水道局公有財産管理規程の一部を改正する規程

神戸市水道局公有財産管理規程（平成25年３月水道管理規程第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規程の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（総合調整） 第２条　経営企画課長は、公有財産の取得、管理及び処分についてその適正を期するため、公有財産に関する制度を整え、その増減、現在高及び現状を明らかにし、必要な調整を行うものとする。 ２　経営企画課長は、公有財産の効率的運用、管理及び処分の適正を図るため必要があると認めるときは、それを所管する課長（第２類事業所長を含む。以下同じ。）に対し、その所	（総合調整） 第２条　経営企画課課長（活用担当）は、公有財産の取得、管理及び処分についてその適正を期するため、公有財産に関する制度を整え、その増減、現在高及び現状を明らかにし、必要な調整を行うものとする。 ２　経営企画課課長（活用担当）は、公有財産の効率的運用、管理及び処分の適正を図るため必要があると認めるときは、それを所管する課長（第２類事業所長を含む。以下同じ。）に対

管に属する公有財産の状況に関して資料の提出若しくは報告を求め、実施調査をし、又は用途の変更、用途の廃止、所属替その他の必要な措置を講ずべきことを求めることができる。	し、その所管に属する公有財産の状況に関して資料の提出若しくは報告を求め、実施調査をし、又は用途の変更、用途の廃止、所属替その他の必要な措置を講ずべきことを求めることができる。
（合議）	（合議）
第３条　次に掲げる場合においては、各課長は、経営企画課長に合議しなければならない。	第３条　次に掲げる場合においては、各課長は、経営企画課課長（活用担当）に合議しなければならない。
(1)～(4)　［略］	(1)～(4)　［略］
（行政財産の管理）	（行政財産の管理）
第９条　［略］	第９条　［略］
２　経営企画課長は、２以上の課がそれぞれ所管する行政財産を統一して管理する必要があると認めるときは、関係課長と協議の上当該財産を統一的に管理する課長を定めることができる。	２　経営企画課課長（活用担当）は、２以上の課がそれぞれ所管する行政財産を統一して管理する必要があると認めるときは、関係課長と協議の上当該財産を統一的に管理する課長を定めることができる。
３　経営企画課長は、水道事業管理者（以下「管理者」という。）の決裁を得て、行政財産の管理に関する事務の一部を行うことができる。	３　経営企画課課長（活用担当）は、水道事業管理者（以下「管理者」という。）の決裁を得て、行政財産の管理に関する事務の一部を行うことができる。
（普通財産の管理）	（普通財産の管理）
第10条　普通財産の管理に関する事務は、経営企画課長が掌理するものとする。ただし、次に掲げる普通財産の	第10条　普通財産の管理に関する事務は、経営企画課課長（活用担当）が掌理するものとする。ただし、次に掲げ

管理に関する事務は、当該普通財産を所管する課長が掌理する。	る普通財産の管理に関する事務は、当該普通財産を所管する課長が掌理する。
(1)、(2) ［略］	(1)、(2) ［略］
(3) 各課が事務又は事業を遂行するのに必要なものその他過去の経緯、形態、利用又は係争の状況、転活用の可能性等を考慮して、経営企画課長が各課長において管理することが適当であると認めるもの	(3) 各課が事務又は事業を遂行するのに必要なものその他過去の経緯、形態、利用又は係争の状況、転活用の可能性等を考慮して、経営企画課課長（活用担当）が各課長において管理することが適当であると認めるもの
（境界明示）	（境界明示）
第12条 各課長は、土地の境界明示を必要とするとき又は隣接地の利害関係人から境界明示の願出があるときは、経営企画課長が指定する者の立会いのもとに、隣接地の所有者と協議し、境界明示を行わなければならない。	第12条 各課長は、土地の境界明示を必要とするとき又は隣接地の利害関係人から境界明示の願出があるときは、経営企画課課長（活用担当）が指定する者の立会いのもとに、隣接地の所有者と協議し、境界明示を行わなければならない。
2 ［略］	2 ［略］
（損害の通知）	（損害の通知）
第13条 各課長は、その所管に属する公有財産が災害その他の事故により滅失し、又は損傷したときは、直ちに経営企画課長に通知しなければならない。	第13条 各課長は、その所管に属する公有財産が災害その他の事故により滅失し、又は損傷したときは、直ちに経営企画課課長（活用担当）に通知しなければならない。
（許可使用料の減免）	（許可使用料の減免）
第21条 管理者は、次の各号のいずれ	第21条 管理者は、次の各号のいずれ

かに該当する場合には、許可使用料を減額し、又は免除することができる。	かに該当する場合には、許可使用料を減額し、又は免除することができる。
(1)～(3)　［略］	(1)～(3)　［略］
(4)　前３号に掲げるもののほか、公益上の見地から特に必要と認めるとき。	(4)　前３号に掲げるもののほか、その他公益上の見地から必要と認めるとき。
２　［略］	２　［略］
（公有財産台帳）	（公有財産台帳）
第50条　経営企画課長又は各課長は、それぞれ公有財産台帳又は公有財産整理簿を備え、必要な事項を記録整理しなければならない。	第50条　経営企画課課長（活用担当）又は各課長は、それぞれ公有財産台帳又は公有財産整理簿を備え、必要な事項を記録整理しなければならない。
２　［略］	２　［略］

附　則

この管理規程は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市水道局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市水道事業管理者　藤　　原　　政　　幸

神戸市水道管理規程第19号

神戸市水道局企業職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程

（水道局企業職員の給与に関する規程の一部改正）

第１条　神戸市水道局企業職員の給与に関する規程（昭和31年11月水道管理規程第９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（給料月額の決定基準） 第４条　［略］ ２～７　［略］ ８　任期付職員法第３条第１項の規定により採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）の給料月額は、第２項の規定にかかわらず、別表第３に定める額とする。 ９　特定任期付職員の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並	（給料月額の決定基準） 第４条　［略］ ２～７　［略］ ８　任期付職員法第３条第１項の規定により採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）の給料月額は、別表第３に定める給料月額を超えない範囲内で管理者が定める。

びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合　1号給

(2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合　2号給

(3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合　3号給

(4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合　4号給

(5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合　5号給

(6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合　6号給

(7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合　7号給	
10　管理者は、特定任期付職員について、特別の事情により別表第3に掲げる号給により難いときは、前項の規定にかかわらず、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）別表第5の8号給の額未満の額に限る。）又は神戸市職員の給与等に関する条例別表第5の8号給の額に相当する額に決定することができる。	
11　第9項の規定による号給の決定及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。	
（昇給の基準）	（昇給の基準）
第5条　［略］	第5条　［略］
2　［略］	2　［略］
3　次の各号に掲げる職員の第1項の	3　前項の規定にかかわらず、55歳以

規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。	上の職員に関する当該年齢に達した日後の最初の４月１日以後における第１項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。
(1)　55歳に達した日後の最初の４月１日以後に在職する職員（次号に掲げる職員を除く。）	
(2)　企業一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定める職員	
４～８　［略］	４～８　［略］
（扶養手当）	（扶養手当）
第８条　条例第４条の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	第８条　条例第４条の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
	(1)　配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
(1)～(5)　［略］	(2)～(6)　［略］

2　前項に該当する扶養親族であつても次の各号に掲げる者は、扶養親族として認定しない。	2　前項に該当する扶養親族であつても次の各号に掲げる者は、扶養親族として認定しない。
(1)　職員の兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつている者	(1)　職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつている者
(2)、(3)　［略］	(2)、(3)　［略］
3　［略］	3　［略］
4　扶養手当の月額は、第１項第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族については6,500円、同項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき14,500円とする。	4　扶養手当の月額は、第１項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については6,500円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき12,000円とする。
（扶養親族の届出）	（扶養親族の届出）
第９条　新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。	第９条　新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（前条第１項第１号、第２号又は第４号に該当する扶養親族が、22歳に達した	(2)　扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（前条第１項第２号、第３号又は第５号に該当する扶養親族が、22歳に達した

日以後の最初の３月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）	日以後の最初の３月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）
２～６　［略］	２～６　［略］
（住居手当）	（住居手当）
第10条の２　［略］	第10条の２　［略］
２、３　［略］	２、３　［略］
４　前各項に規定するもののほか、住居手当の支給については、神戸市職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員の住居手当支給の例による。ただし、届出に際する様式については、様式第２の住居届を用いるものとする。	４　前各項に規定するもののほか、住居手当の支給については、神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年３月条例第８号）の適用を受ける職員の住居手当支給の例による。ただし、届出に際する様式については、様式第２の住居届を用いるものとする。
（通勤手当）	（通勤手当）
第11条　［略］	第11条　［略］
２　［略］	２　［略］
３　通勤手当の額は、支給単位期間につき、次の各号に掲げる額とする。	３　通勤手当の額は、支給単位期間につき、次の各号に掲げる額とする。
(1)　通勤のため交通機関等を利用して、その運賃等を負担することを常例とする職員については、その者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１	(1)　通勤のため交通機関等を利用して、その運賃等を負担することを常例とする職員については、その者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）とする。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１

箇月当たりの運賃等相当額」という。）が150,000円を超えるときは、支給単位期間につき、150,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が２以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、１箇月当たりの運賃等相当額の合計額が150,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。	箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が２以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、１箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。
(2)～(5)　［略］	(2)～(5)　［略］
４～７　［略］	４～７　［略］
（単身赴任手当）	（単身赴任手当）
第11条の２　条例第５条の２に定める単身赴任手当の月額は、30,000円（管理者が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が管理者が定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて管理者が定める額を加算した額）とする。	第11条の２　条例第５条の２に定める単身赴任手当の月額は、30,000円（管理者が定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が管理者が定める距離以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて管理者が定める額を加算した額）とする。

２、３　［略］	２、３　［略］
	（特定任用付職員業績手当）
	第17条の５　条例第11条の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、特定任期付職員が採用された際に、期待された業績に照らして判断するものとする。
	第17条の６　特定任用付職員業績手当は、12月１日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められるものに対し、当該基準日の属する月の神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程（昭和41年12月神戸市水道管理規程第20号）第３条の２第１号に規定する支給日に支給することができる。
（給与の減額）	（給与の減額）
第19条　次条に規定する場合及び勤務時間規程第５条第１項に規定する職員の休日である場合及び休暇（同規	第19条　次条に規定する場合及び勤務時間規程第５条第１項に規定する職員の休日である場合及び休暇（同規

程第16条の７に規定する介護休暇（以下「介護休暇」という。）、同規程第16条の８に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）及び同規程第16条の６に規定する育児部分休暇（以下「育児部分休暇」という。）を除く。）による場合のほか、勤務を要するときにおいて勤務しないとき（神戸市水道局企業職員の育児休業等に関する規程（平成４年４月神戸市水道管理規程第３号）第11条第2項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）の承認、神戸水道局企業職員の高齢者部分休業に関する規程（平成29年10月水道管理規程第３号）第１条に規定する高齢者部分休業（以下「高齢者部分休業」という。）の承認、勤務時間規程第17条第１項に規定する介護休暇及び介護時間の承認（以下「介護休暇及び介護時間の承認」という。）並びに勤務時間規程第16条の６に規定する育児部分休暇の承認（以下「育児部分休暇の承認」という。）を受けたときを含む。）は、すべて給与を減額する。	程第16条の６に規定する介護休暇（以下「介護休暇」という。）及び同規程第16条の７に規定する介護時間（以下「介護時間」という。）を除く。）による場合のほか、勤務を要するときにおいて勤務しないとき（神戸市水道局企業職員の育児休業等に関する規程（平成４年４月神戸市水道管理規程第３号）第11条第２項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）の承認、神戸水道局企業職員の高齢者部分休業に関する規程（平成29年10月水道管理規程第３号）第１条に規定する高齢者部分休業（以下「高齢者部分休業」という。）の承認並びに勤務時間規程第17条第１項に規定する介護休暇及び介護時間の承認を受けたときを含む。）は、すべて給与を減額する。
２　職員が承認がなくて勤務しなかつた時間数、部分休業の承認を受けて勤務しなかつた時間数、高齢者部分	２　職員が承認がなくて勤務しなかつた時間数、部分休業の承認を受けて勤務しなかつた時間数、高齢者部分

休業の承認を受けて勤務しなかつた時間数、介護休暇及び介護時間の承認を受けて勤務しなかつた時間数並びに育児部分休暇の承認を受けて勤務しなかった時間数は、その期間ごとに通算し、その時間数に１時間未満の端数を生じた場合は、時間外勤務手当の計算の例により処置するものとする。	休業の承認を受けて勤務しなかつた時間数並びに介護休暇及び介護時間の承認を受けて勤務しなかつた時間数は、その期間ごとに通算し、その時間数に１時間未満の端数を生じた場合は、時間外勤務手当の計算の例により処置するものとする。
３　［略］	３　［略］
４　職員が承認がなくて勤務しないとき、部分休業の承認を受けて勤務しないとき、介護休暇及び介護時間の承認を受けて勤務しないとき並びに育児部分休暇の承認を受けて勤務しないときに減額すべき給与額は、給料、地域手当、初任給調整手当及び特殊勤務手当（月額で支給するものに限る。）のそれぞれに対応する額に分け、次期以降において支給する当該給与から減ずるものとする。	４　職員が承認がなくて勤務しないとき、部分休業の承認を受けて勤務しないとき並びに介護休暇及び介護時間の承認を受けて勤務しないときに減額すべき給与額は、給料、地域手当、初任給調整手当及び特殊勤務手当（月額で支給するものに限る。）のそれぞれに対応する額に分け、次期以降において支給する当該給与から減ずるものとする。
５、６　［略］	５、６　［略］

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第1　企業一般職給料表（第4条関係）

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	370,600	537,800
	2							373,100	548,300
	3							375,600	558,500
	4							378,100	567,900
	5							380,500	576,500
	6							383,700	583,900
	7							386,900	591,000
	8							390,100	598,100
	9							393,300	604,600
	10							396,700	610,200
	11							400,100	614,700
	12							403,500	618,200
	13							406,800	621,200
	14							410,200	623,700
	15							413,600	625,700
	16							417,000	627,200
	17							420,300	628,200
	18							423,800	629,200
	19							427,300	
	20							430,700	
	21							434,100	
	22							437,600	
	23							441,100	
	24							444,600	

改正前

別表第1　企業一般職給料表（第4条関係）

職員の区分	職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	370,600	480,600
	2							373,100	484,200
	3							375,600	487,800
	4							378,100	491,300
	5							380,500	494,800
	6							383,700	498,400
	7							386,900	502,000
	8							390,100	505,600
	9							393,300	509,000
	10							396,700	512,600
	11							400,100	516,200
	12							403,500	519,800
	13							406,800	523,100
	14							410,200	526,800
	15							413,600	530,500
	16							417,000	534,200
	17							420,300	537,800
	18							423,800	541,300
	19							427,300	544,800
	20							430,700	548,300
	21							434,100	551,800
	22							437,600	555,200
	23							441,100	558,500
	24							444,600	561,800

| | | |

| | | |

85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114

85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100
101
102
103
104
105
106
107
108
109
110
111
112
113
114

	115								
	116								
	117								
	118								
	119								
	120								
	121								
	122								
	123								
	124								
	125								
	126								
	127								
	128								
	129								
	130								
	131								
	132								
	133								
	134								
	135								
	136								
	137								
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 ［略］	基準給料月額 円 ［略］	基準給料月額 円 ［略］	基準給料月額 円 ［略］	基準給料月額 円 ［略］	基準給料月額 円 ［略］	基準給料月額 円 ［略］	基準給料月額 円 ［略］

備考

	115								
	116								
	117								
	118								
	119								
	120								
	121								
	122								
	123								
	124								
	125								
	126								
	127								
	128								
	129								
	130								
	131								
	132								
	133								
	134								
	135								
	136								
	137								
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 ［略］	基準給料月額 円 ［略］	基準給料月額 円 ［略］	基準給料月額 円 ［略］	基準給料月額 円 ［略］	基準給料月額 円 ［略］	基準給料月額 円 ［略］	基準給料月額 円 ［略］

備考

1　［略］

2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が５級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に8,800円をそれぞれ加算した額とする。

3　［略］

別表第２　企業職給料表（第４条関係）

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	［略］	［略］	［略］	［略］
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
	20				
	21				

1　［略］

2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が５級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

3　［略］

別表第２　企業職給料表（第４条関係）

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
地方公務員法第22条の４第１項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）以外の職員		円	円	円	円	円
	1	［略］	［略］	［略］	［略］	275,600
	2					277,400
	3					279,200
	4					281,000
	5					282,900
	6					284,700
	7					286,600
	8					288,500
	9					290,400
	10					291,800
	11					293,300
	12					294,700
	13					296,000
	14					297,200
	15					298,500
	16					299,700
	17					301,000
	18					302,600
	19					304,100
	20					305,700
	21					307,300

| | | |

| | | |

		82							82					372,500									
		83							83					372,900									
		84							84					373,300									
		85							85					373,700									
		86							86					374,000									
		87							87					374,300									
		88							88					374,500									
		89							89					374,800									
		90							90					375,100									
		91							91					375,400									
		92							92					375,600									
		93							93					375,800									
		94							94					376,100									
		95							95					376,300									
		96							96					376,500									
		97							97					376,700									
		98							98					377,000									
		99							99					377,200									
		100							100					377,400									
		101							101					377,600									
		102							102					377,800									
		103							103					378,000									
		104							104					378,200									
		105							105					378,400									
		106							106					378,600									
		107							107					378,800									
		108							108					379,000									
		109							109					379,100									
		110							110					379,300									
		111							111					379,500									

	112				
	113				
	114				
	115				
	116				
	117				
	118				
	119				
	120				
	121				
	122				
	123				
	124				
	125				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 ［略］	円 ［略］	円 ［略］	円 ［略］

備考　この表は、水道局職員職名規程（昭和31年8月水道管理規程第6号）別表第1の作業手に適用する。

	112					379,600
	113					379,700
	114					
	115					
	116					
	117					
	118					
	119					
	120					
	121					
	122					
	123					
	124					
	125					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円 ［略］	円 ［略］	円 ［略］	円 ［略］	円 308,200

備考　この表は、工事業務、貯浄配水場における維持管理業務等の現場業務に従事する職員に適用し、その範囲は別に指定する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表第３　特定任期付職員給料表（第４条関係）
<table>
<tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr>
<tr><td></td><td>円</td></tr>
<tr><td>1</td><td>392,000</td></tr>
<tr><td>2</td><td>440,000</td></tr>
<tr><td>3</td><td>492,000</td></tr>
<tr><td>4</td><td>555,000</td></tr>
<tr><td>5</td><td>634,000</td></tr>
<tr><td>6</td><td>740,000</td></tr>
<tr><td>7</td><td>864,000</td></tr>
</table>
備考　この表は、特定任期付職員に適用する。</td><td>別表第３　特定任期付職員給料表（第４条関係）
<table>
<tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr>
<tr><td></td><td>円</td></tr>
<tr><td>1</td><td>697,000</td></tr>
<tr><td>2</td><td>751,000</td></tr>
<tr><td>3</td><td>808,000</td></tr>
<tr><td>4</td><td>884,000</td></tr>
<tr><td>5</td><td>953,000</td></tr>
<tr><td>6</td><td>1,021,000</td></tr>
<tr><td>7</td><td>1,094,000</td></tr>
<tr><td>8</td><td>1,160,000</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

（水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程の一部改正）

第２条　神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程（昭和41年12月水道管理規程第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（期末手当） 第３条　［略］ ２　期末手当の額は、算定基礎額に100分の125（管理職手当の支給に関する規程（昭和41年12月神戸市水道管理規程第19号）別表の支給区分欄の甲及び乙の適用を受ける職にある者（以下「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の105を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間（職員として在職した期間をいう。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第３条　［略］ ２　期末手当の額は、算定基礎額に100分の125（管理職手当の支給に関する規程（昭和41年12月神戸市水道管理規程第19号）別表の支給区分欄の甲及び乙の適用を受ける職にある者（以下「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の105、特定任期付職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第３条第１項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）にあつては100分の230）を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間

	（職員として在職した期間をいう。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4)　［略］	(1)～(4)　［略］
３～12　［略］	３～12　［略］
第３条の２　前条第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げるものにあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。	第３条の２　前条第１項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げるものにあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。
(1)、(2)　［略］	(1)、(2)　［略］
(3)　基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職をした職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職をした日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの	(3)　基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職をした職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職をした日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
(4)　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの	(4)　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
第３条の３　管理者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職	第３条の３　管理者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職

員で当該支給日の前日までに離職をしたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることかできる。

(1) 離職をした日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中又は公益的法人等（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第２条第１項に規定する公益的法人等をいう。以下同じ。）への派遣の期間中若しくは特定法人（同法第10条第１項に規定する特定法人をいう。以下同じ。）若しくは公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第９条第４号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）の業務に従事していた期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定し

員で当該支給日の前日までに離職をしたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることかできる。

(1) 離職をした日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中又は公益的法人等（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第２条第１項に規定する公益的法人等をいう。以下同じ。）への派遣の期間中若しくは特定法人（同法第10条第１項に規定する特定法人をいう。以下同じ。）若しくは公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第９条第４号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）の業務に従事していた期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。第３項において同じ。）をされ、その判決が確定して

ていない場合	いない場合
(2)　［略］	(2)　［略］
2　［略］	2　［略］
3　管理者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中又は公益的法人等への派遣の期間中若しくは特定法人若しくは公共施設等運営権者の業務に従事していた期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。	3　管理者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中又は公益的法人等への派遣の期間中若しくは特定法人若しくは公共施設等運営権者の業務に従事していた期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
(1)　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合	(1)　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
(2)、(3)　［略］	(2)、(3)　［略］
4　［略］	4　［略］
（勤勉手当）	（勤勉手当）
第４条　勤勉手当は、６月１日又は12月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し支給する。こ	第４条　勤勉手当は、６月１日又は12月１日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（特定任期付職員を

れらの基準日前１箇月以内に退職をし、若しくは地方公務員法第16条第１号に該当して同法第28条第４項の規定による失職をし、又は死亡をした職員についても、同様とする。	除く。）に対し支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職をし、若しくは地方公務員法第16条第１号に該当して同法第28条第４項の規定による失職をし、又は死亡をした職員についても、同様とする。
２～６　［略］	２～６　［略］

（水道局非常勤職員の給与に関する規程の一部改正）

第３条　水道局非常勤職員の給与に関する規程(昭和32年3月水道管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（非常勤の職員の給与） 第２条　［略］ ２　前項の給与の額は、勤務１日につき34,700円を超えない範囲内とする。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、神戸市水道局企業職員の給与に関する規程（昭和31年11月神戸市水道管理規程第９号。以下「給与規程」という。）別表第１企業一般職	（非常勤の職員の給与） 第２条　［略］ ２　前項の給与の額は、勤務１日につき34,200円を超えない範囲内とする。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、神戸市水道局企業職員の給与に関する規程（昭和31年11月神戸市水道管理規程第９号。以下「給与規程」という。）別表第１企業一般職

給料表に掲げる額を超えない範囲内で月額で定めることができる。 3、4　［略］	給料表に掲げる額を超えない範囲内で月額で定めることができる。 3、4　［略］

（水道局企業職員の特殊勤務手当支給規程の一部改正）

第4条　水道局企業職員の特殊勤務手当支給規程（平成20年3月水道管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（特殊勤務手当の種類） 第2条　特殊勤務手当（以下「手当」という。）の種類は、次のとおりとする。 (1)～(6)　［略］ (7) 夏季作業手当 （災害応急対応等派遣手当） 第7条　災害応急対応等派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した本市の区域外の地域（国内に限る。）に派遣され、災害応急対応又は災害復旧対応の業務に従事する職員に対して支給し、その額は、日額	（特殊勤務手当の種類） 第2条　特殊勤務手当（以下「手当」という。）の種類は、次のとおりとする。 (1)～(6)　［略］ （災害応急対応等派遣手当） 第7条　災害応急対応等派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した本市の区域外の地域（国内に限る。）に派遣され、災害応急対応又は災害復旧対応の業務に従事する職員に対して支給し、その額は、日額

1,080円とする。ただし、発災後相当期間経過後に派遣され、当該災害が発生した地域を管轄する地方公共団体から給与その他の給付を受ける職員に対しては支給しない。	1,000円とする。ただし、発災後相当期間経過後に派遣され、当該災害が発生した地域を管轄する地方公共団体から給与その他の給付を受ける職員に対しては支給しない。
2　前項に規定する手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める額とし、同一の日において当該各号に掲げる場合の２以上の業務に該当するときは、当該各号に定める額のうち最も高い額とする。	2　前項に規定する手当の額は、前項の規定にかかわらず、災害対策基本法第63条第１項に規定する警戒区域その他これに類する区域において前項に掲げる業務に従事する場合にあっては、日額2,000円とする。
(1)　第１項に掲げる業務のうち、屋外において行う業務に日没時から日出時までの間において従事する場合　日額1,620円	
(2)　第１項に掲げる業務（前号に掲げるものを除く）に深夜において従事する場合　日額1,620円	
(3)　災害対策基本法第63条第１項に規定する警戒区域その他これに類する区域において第１項に掲げる業務に従事する場合　日額2,160円	
（夏季作業手当）	
第９条　夏季作業手当は、環境省が公表する地点名「神戸（兵庫）」におけ	

る湿球黒球温度が摂氏28度以上を記録した日に次の各号に掲げる業務に1日当たり1時間以上従事したものに対して支給し、その額は、日額200円（当該業務に従事する時間が1日当たり3時間以上となるものに対しては日額500円）とする。 (1) 屋外において行う業務 (2) 前号に類する環境において行う業務	
第10条、第11条　［略］	第9条、第10条　［略］

（水道局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部改正）

第5条　水道局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（昭和33年3月水道管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（目的） 第1条　水道局に勤務する職員で常時勤務を要するもの並びに短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261	（目的） 第1条　水道局に勤務する職員で常時勤務を要するもの並びに短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261

号）第22条の４第１項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）、育児短時間勤務職員等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第10条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第５条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の勤務時間、休日及び休暇に関しては、別に定めるものを除き、この規程の定めるところによる。	号）第22条の４第１項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）、育児短時間勤務職員等（地方公務員の育児休業に関する法律（平成３年法律第110号）第10条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第５条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の勤務時間、休日及び休暇に関しては、別に定めるものを除き、この規程の定めるところによる。
（１週間の勤務時間等） 第２条　前条に規定する職員（以下「職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き１週間について38時間45分（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては15時間30分から31時間までの範囲内で水道事業者（以下「管理者」という。）が定める時間、育児短時間勤務職員等の勤務時間にあっては、１週間に	（１週間の勤務時間等） 第２条　前条に規定する職員（以下「職員」という。）の勤務時間は、休憩時間を除き１週間について38時間45分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては15時間30分から31時間までの範囲内、任期付短時間勤務職員にあっては30時間、育児短時間勤務職員等の勤務時間にあっては、１週間について、19時間30分、20時間、23時間

ついて、19時間30分、20時間、23時間15分、23時間45分のいずれかのうち、管理者が定める時間）とする。ただし、特別の形態によって勤務する必要のある職員（短時間勤務職員を除く。以下「特別勤務職員」という。）は、1週間当たり38時間45分とする。	15分、23時間45分のいずれかのうち、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定めるものとする。ただし、特別の形態によって勤務する必要のある職員（短時間勤務職員を除く。以下「特別勤務職員」という。）は、1週間当たり38時間45分とする。
2　勤務時間及び休憩時間の割振りは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通りとする。	2　勤務時間及び休憩時間の割振りは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通りとする。
(1)、(2)　［略］	(1)、(2)　［略］
(3)　定年前再任用短時間勤務職員（勤務時間が休憩時間を除き1週間について31時間である者に限る。）及び任期付短時間勤務職員（1日の勤務時間が7時間45分である者に限る。）については、勤務時間を月曜日から金曜日まで（これらの日のうちで週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）に該当する日を除く。）の午前8時45分から午後5時30分までとし、休憩時間を1時間とする。	(3)　定年前再任用短時間勤務職員（勤務時間が休憩時間を除き1週間について31時間である者に限る。）については、勤務時間を月曜日から金曜日まで（これらの日のうちで週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）に該当する日を除く。）の午前8時45分から午後5時30分までとし、休憩時間を1時間とする。
(4)　定年前再任用短時間勤務職員（前号に掲げる職員を除く。）及び任期付短時間勤務職員（前号に掲げる職員を除く。）については、別	(4)　定年前再任用短時間勤務職員（前号に掲げる職員を除く。）及び任期付短時間勤務職員については、別表第2のとおりとする。

表第２のとおりとする。	
(5) ［略］	(5) ［略］
３～６ ［略］	３～６ ［略］
（休暇）	（休暇）
第６条 ［略］	第６条 ［略］
２ 休暇は、１日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。	２ 休暇は、１日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。
(1) ［略］	(1) ［略］
(2) 年次有給休暇、特別休暇のうち健康支援休暇、出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇 １日、半日、１時間	(2) 年次有給休暇、特別休暇のうち健康支援休暇、出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇 １日、半日、１時間
(3) ［略］	(3) ［略］
(4) 特別休暇のうち育児部分休暇 15分	(4) 介護時間 15分
(5) 介護時間 15分	
３ 前項ただし書の規定にかかわらず、短時間勤務職員のうち、１日の勤務時間が７時間45分未満の者については、休暇の単位は、介護休暇については、１日、１時間又は45分（１日の勤務時間が４時間45分未満の者については、１日又は１時間）、年次有給休暇、特別休暇のうち健康支援休暇、	３ 前項ただし書の規定にかかわらず、短時間勤務職員のうち、１日の勤務時間が７時間45分未満の者については、休暇の単位は、介護休暇については、１日、１時間又は45分（１日の勤務時間が４時間45分未満の者については、１日又は１時間）、年次有給休暇、特別休暇のうち健康支援休暇、

出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇については１日、１時間、特別休暇のうち健康支援休暇、出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇を除いたものについては１日、介護時間については15分を単位として与える。	出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇については１日、１時間、特別休暇のうち健康支援休暇、出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇を除いたものについては１日、介護時間については15分を単位として与える。
４、５　［略］	４、５　［略］
（特別休暇）	（特別休暇）
第９条　［略］	第９条　［略］
２　前項の特別休暇は、健康支援休暇、出生サポート休暇、産前休暇、産後休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、結婚休暇、忌服休暇、年次祭し休暇、夏季休暇、社会貢献活動休暇、子の看護等休暇、短期の介護休暇及び育児部分休暇とする。	２　前項の特別休暇は、健康支援休暇、出生サポート休暇、産前休暇、産後休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、結婚休暇、忌服休暇、年次祭し休暇、夏季休暇、社会貢献活動休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇とする。
３　［略］	３　［略］
（社会貢献活動休暇）	（社会貢献活動休暇）
第16条の３　職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで、国内において、原則として次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合は、願い出により一の年度につ	第16条の３　職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで、国内において、原則として次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合は、願い出により一の年度につ

き５日以内の社会貢献活動休暇を与える。ただし、半日を単位に社会貢献活動休暇を与えた場合についても、日数の計算においては１日の社会貢献活動休暇を与えたものとみなす。	き５日以内の社会貢献活動休暇を与える。ただし、半日を単位に社会貢献活動休暇を与えた場合についても、日数の計算においては１日の社会貢献活動休暇を与えたものとみなす。
(1)～(3)　［略］	(1)～(3)　［略］
(4)　民生委員・児童委員（民生委員支援員等の民生委員・児童委員を補佐する活動を含む）の活動	
(5)　保護司の活動	
２、３　［略］	２、３　［略］
（子の看護等休暇）	（子の看護休暇）
第16条の４　中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかつたその子の世話、疾病の予防を図るために必要なその子の世話、感染症に伴う学級閉鎖等によりその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事（入園、卒園、入学又は卒業の式典その他これに準ずる式典）への参加をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合、願い出により一の年度につき５日（対象となる子が２人以上の場合にあっては、10日）の子の看護等休暇を与える。	第16条の４　中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかつたその子の世話、疾病の予防を図るために必要なその子の世話又は感染症に伴う学級閉鎖等によりその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合、願い出により一の年度につき５日（対象となる子が２人以上の場合にあっては、10日）の子の看護休暇を与える。

（育児部分休暇）

第16条の６　職員（育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員を除く。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が満６歳に達する日後の最初の４月１日から満９歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子（地方公務員の育児休業等に関する法律第２条第１項に規定する子及び職員の配偶者の子をいう。）を養育するため、１日の勤務時間の一部（２時間（神戸市水道局企業職員の育児休業等に関する規程（平成４年４月水道管理規定第３号。以下「育休規程」という。）第10条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該２時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合、育児部分休暇を与える。

２　育児部分休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、15分を単位として与える。

３　その他、育児部分休暇の承認等に

関しては育休規程第10条の規定を準用する。	
第16条の７　［略］	第16条の６　［略］
（介護時間）	（介護時間）
第16条の８　［略］	第16条の７　［略］
２　介護時間の時間は、前項に規定する期間内において、１日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した２時間（育休規程第11条第１項の規定による部分休業又は第16条の６の規定による育児部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該２時間から当該部分休業又は当該育児部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。	２　介護時間の時間は、前項に規定する期間内において、１日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した２時間（神戸市水道局企業職員の育児休業等に関する規程（平成４年４月水道管理規程第３号）第11条第１項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該２時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。
（休暇の願出）	（休暇の願出）
第17条　［略］	第17条　［略］
２、３　［略］	２、３　［略］
４　管理者は、介護休暇又は介護時間の請求について、第16条の７第１項又は第16条の８第１項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。	４　管理者は、介護休暇又は介護時間の請求について、第16条の６第１項又は第16条の７第１項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

（管理職手当の支給に関する規程の一部改正）

第６条　管理職手当の支給に関する規程（昭和41年12月水道管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>職</th><th>支給額</th><th>支給区分</th></tr>
<tr><td>局長（管理者が定めるものに限る。）</td><td>［略］</td><td>4種</td></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
</table>
備考
１　［略］
２　本表の支給額の欄中「甲」、「乙」及び「丙」は、支給区分に応じ、下表に定める月額を表す。
</td><td>
別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>職</th><th>支給額</th><th>支給区分</th></tr>
<tr><td>局長（管理者が定めるものに限る。）</td><td>［略］</td><td>2種</td></tr>
<tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr>
</table>
備考
１　［略］
２　本表の支給額の欄中「甲」、「乙」及び「丙」は、支給区分に応じ、下表に定める月額を表す。
</td></tr>
</table>

支給額	支給区分	月額
甲	4種	130,000円
［略］	［略］	［略］

３、４　［略］

支給額	支給区分	月額
甲	2種	131,000円
［略］	［略］	［略］

３、４　［略］

（管理職員特別勤務手当の支給に関する規程の一部改正）

第７条　管理職員特別勤務手当の支給に関する規程（平成４年４月水道管理規程第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（手当の額等） 第３条　条例第10条の２第１項の規定による手当の額は、同項の規定による勤務１回につき、次の各号に掲げる管理職手当の別表の支給額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(3)　［略］ ２　前項の規定にかかわらず、特定任	（手当の額等） 第３条　手当の額は、条例第10条の２第１項の規定による勤務１回につき、管理職手当の別表に掲げる支給区分に応じ次の各号に掲げる額とし、特定任期付職員にあつてはその者の職務の複雑、困難及び責任の度に応じ管理者が決定する管理職手当の別表に掲げる支給区分に応じ次の各号に掲げる額とする。 (1)～(3)　［略］

期付職員に対する条例第10条の２第１項の規定による手当の額は、その者が受ける神戸市水道局企業職員の給与に関する規程（昭和31年11月水道管理規程第９号。以下「給与規程」という。）第４条第８項に規定する特定任期付職員給料表（以下単に「特定任期付職員給料表」という。）の号給又は給与規程第４条10項の規定による給料月額に応じ次に定める額とする。 (1) ６号給若しくは７号給又は給与規程第４条10項の規定による給料月額　10,000円 (2) ５号給　8,500円 (3) １号給から４号給まで　7,000円	
３　前２項の規定にかかわらず、条例第10条の２第１項の規定による勤務に従事した時間が６時間以上の場合の勤務にあつては、第１項各号及び前項各号に掲げる額に100分の150を乗じて得た額とすることができる。	２　前項の規定にかかわらず、条例第10条の２の規定による勤務に従事した時間が６時間以上の場合の勤務にあつては、前項各号に掲げる額に100分の150を乗じて得た額とすることができる。
第４条　条例第10条の２第２項の規定による手当の額は、次の各号に掲げる管理職手当の別表の支給額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	第４条　条例第10条の２第２項の規定で定める額は、管理職手当の別表に掲げる支給区分に応じ次の各号に掲げる職員の区分に応じ次の各号に掲げる額とする。

(1)～(3)　［略］	(1)～(3)　［略］
2　前項の規定にかかわらず、特定任期付職員に対する条例第10条の２第２項の規定による手当の額は、その者が受ける特定任期付職員給料表の号給又は給与規程第４条10項の規定による給料月額に応じ次に定める額とする。 (1)　６号給若しくは７号給又は給与規程第４条10項の規定の規定による給料月額　5,000円 (2)　５号給　4,300円 (3)　１号給から４号給まで　3,500円	
3　次に掲げる場合には、条例第10条の２第２項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第２項の勤務は、同条第１項の勤務とみなす。 (1)　条例第10条の２第１項の勤務をした後、引き続いて同条第２項の勤務をした場合 (2)　条例第10条の２第２項の勤務をした後、引き続いて同条第１項の勤務をした場合	2　条例第10条の２第１項の勤務をした後、引き続いて同条第２項の勤務をした場合は、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。
（給与規程附則第７項の規定の適用を受ける職員の支給額）	（給与規程附則第７項の規定の適用を受ける職員の支給額）
第４条の２　改正後の給与規程附則第	第４条の２　改正後の神戸市水道局企

７項の規定の適用を受ける職員に対する第３条第１項及び第４条第１項の規定の適用については、当分の間、同項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。	業職員の給与に関する規程（昭和31年11月水道管理規程第９号）附則第７項の規定の適用を受ける職員に対する第３条第１項及び第４条第１項の規定の適用については、当分の間、同号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

（水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正）

第８条　水道局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和２年３月水道管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（休暇の単位） 第９条　休暇の単位は、１日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与	（休暇の単位） 第９条　休暇の単位は、１日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与

えることができる。	えることができる。
(1)　［略］	(1)　［略］
(2) 勤務日１日あたりの勤務時間が７時間45分の会計年度任用職員の年次有給休暇、特別休暇のうち健康支援休暇、出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇　１日、半日、１時間	(2) 勤務日１日あたりの勤務時間が７時間45分の会計年度任用職員の年次有給休暇、特別休暇のうち健康支援休暇、出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇　１日、半日、１時間
(3)　［略］	(3)　［略］
(4) 勤務日１日あたりの勤務時間が７時間45分以外の会計年度任用職員の年次有給休暇、特別休暇のうち健康支援休暇、出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇　１日、１時間	(4) 勤務日１日あたりの勤務時間が７時間45分以外の会計年度任用職員の年次有給休暇、特別休暇のうち健康支援休暇、出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇　１日、１時間
(5)～(7)　［略］	(5)～(7)　［略］
２　［略］	２　［略］
（特別休暇）	（特別休暇）
第12条　特別休暇は、健康支援休暇、出生サポート休暇、産前休暇、産後休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、結婚休暇、忌服休暇、夏季休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇とする。	第12条　特別休暇は、健康支援休暇、出生サポート休暇、産前休暇、産後休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、結婚休暇、忌服休暇、夏季休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇とする。
２　［略］	２　［略］

（出生サポート休暇） 第13条の２　勤務時間規程第11条の規定は、会計年度任用職員（１週間の勤務日が３日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で１年間の勤務日が121日以上であるものに限る。第16条の２、第16条の３、第20条及び第21条において同じ。）の出生サポート休暇について準用する。	（出生サポート休暇） 第13条の２　勤務時間規程第11条の規定は、会計年度任用職員（１週間の勤務日が３日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で１年間の勤務日が121日以上であるものであって、６月以上の任期が定められているもの又は継続勤務期間が６月以上あるものに限る。第16条の２、第16条の３、第20条及び第21条において同じ。）の出生サポート休暇について準用する。
（子の看護等休暇） 第20条　勤務時間規程第16条の4の規定は、会計年度任用職員の子の看護等休暇について準用する。	（子の看護休暇） 第20条　勤務時間規程第16条の4の規定は、会計年度任用職員の子の看護休暇について準用する。
（介護休暇） 第22条　勤務時間規程第16条の７の規定は、会計年度任用職員（勤務時間規程第16条の７第１項に規定する申出の時点において、１週間の勤務日が３日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で１年間の勤務日が121日以上であるものであって、かつ、当該申出において、勤務時間規程第16条の７第５項の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算し	（介護休暇） 第22条　勤務時間規程第16条の６の規定は、会計年度任用職員（勤務時間規程第16条の６第１項に規定する申出の時点において、１週間の勤務日が３日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で１年間の勤務日が121日以上であるものであって、かつ、当該申出において、勤務時間規程第16条の６第５項の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算し

て93日を経過する日から６月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。）の介護休暇について準用する。この場合において、勤務時間規程第16条の７第１項及び第11項中「６月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。	て93日を経過する日から６月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。）の介護休暇について準用する。この場合において、勤務時間規程第16条の６第１項及び第11項中「６月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。
（介護時間）	（介護時間）
第23条　勤務時間規程第16条の８の規定は、会計年度任用職員（初めて勤務時間規程第16条の８第１項の休暇の承認を請求する時点において、１週間の勤務日が３日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で１年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、１日につき定められた勤務時間が６時間以上である勤務日があるものに限る。）の介護時間について準用する。この場合において、勤務時間規程第16条の８第２項中「２時間」とあるのは「２時間（当該会計年度任用職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間が２時間を下回る場合は、当該減じ	第23条　勤務時間規程第16条の７の規定は、会計年度任用職員（初めて勤務時間規程第16条の７第１項の休暇の承認を請求する時点において、１週間の勤務日が３日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で１年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、１日につき定められた勤務時間が６時間以上である勤務日があるものに限る。）の介護時間について準用する。この場合において、勤務時間規程第16条の７第２項中「２時間」とあるのは「２時間（当該会計年度任用職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間が２時間を下回る場合は、当該減じ

た時間)」と読み替えるものとする。	た時間)」と読み替えるものとする。

（水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正）

第９条　神戸市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和２年３月水道管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（給料の減額） 第７条　会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、次に掲げる場合を除くほか、その勤務しない１時間につき、前条に規定する勤務１時間あたりの給与額を減額して給与を支給する。 (1)、(2)　［略］ (3) 勤務時間規程第11条、第13条の２から第15条まで及び第16条の２から第19条までに規定する休暇である場合 (4)　［略］ ２～４　［略］	（給料の減額） 第７条　会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、次に掲げる場合を除くほか、その勤務しない１時間につき、前条に規定する勤務１時間あたりの給与額を減額して給与を支給する。 (1)、(2)　［略］ (3) 勤務時間規程第13条の２から第第15条及び第16条の２から第19条までに規定する休暇である場合 (4)　［略］ ２～４　［略］

（水道局企業職員の育児休業等に関する規定）

第10条　神戸市水道局企業職員の育児休業等に関する規程（平成４年４月水道管理規程第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（部分休業） 第10条　［略］ ２　［略］ ３　育児時間又は勤務時間規程第16条の８第１項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 ４　［略］	（部分休業） 第10条　［略］ ２　［略］ ３　育児時間又は勤務時間規程第16条の７第１項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 ４　［略］

附　則

（施行期日等）

第１条　この管理規程は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定による改正後の神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程第３条の２及び第３条の３の規定は、令和７年６月１日から施行する。

（拘禁刑の創設に伴う経過措置）

第２条　第２条の規定による改正後の神戸市水道局企業職員の期末手当等の支給に関する規程第３条の２及び第３条の３の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪についてされた起訴は、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。

２　前項の規程の施行前に犯した禁錮以上の刑が定められている罪について、禁錮以上の刑に処せられなかった場合は、拘禁刑以上の刑に処せられなかったものとみなす。

（令和８年３月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第３条　施行日から令和８年３月31日までの間における第１条の規定による改正後の神戸市水道局企業職員の給与に関する規程第８条の規定の適用については、同条第１項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、「(5) 重度心身障害者　(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第２項第１号中「兄弟姉妹等」とあるのは「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、兄弟姉妹等」と、同条第４項中「14,500円」とあるのは「13,500円」と、「とする」とあるのは、「、第１項第６号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（号給の切替え）

第４条　施行日の前日において神戸市水道局企業職員の給与に関する規程第４条第２項第１号の給料表の適用を受けていた職員のうち、その職務の級が７級又は８級である職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及びその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

附則別表（附則第４条関係）

職務の級 / 旧号給	７級	８級
1	1	1
2	2	1

3	3	1
4	4	1
5	5	1
6	6	1
7	7	1
8	8	1
9	9	1
10	10	1
11	11	1
12	12	1
13	13	1
14	14	1
15	15	1
16	16	1
17	17	1
18	18	2
19	19	2
20	20	2
21	21	3
22	22	3
23	23	3
24	24	4
25	25	4
26	26	4
27	27	5
28	28	5
29	29	5
30	30	6

31	31	6
32	32	6
33	33	6
34	34	7
35	35	7
36	36	7
37	37	7
38	38	8
39	39	8
40	40	8
41	41	8
42	42	8
43	43	8
44	44	9
45	45	9
46	46	9
47	47	9
48	48	9
49	49	9
50	50	9
51	51	10
52	52	10
53	53	10
54	54	10
55	55	10
56	56	10
57	57	10
58	58	11

59	59	11
60	60	11
61	61	11
62	62	
63	63	
64	64	
65	65	
66	66	
67	67	
68	68	
69	69	
70	70	
71	71	
72	72	
73	73	
74	74	
75	75	
76	76	
77	77	
78	77	
79	77	
80	77	
81	77	

監査室規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市交通事業管理者　城　南　雅　一

神戸市交通管理規程第17号

監査室等の一部を改正する規程

（監査室規程の一部改正）

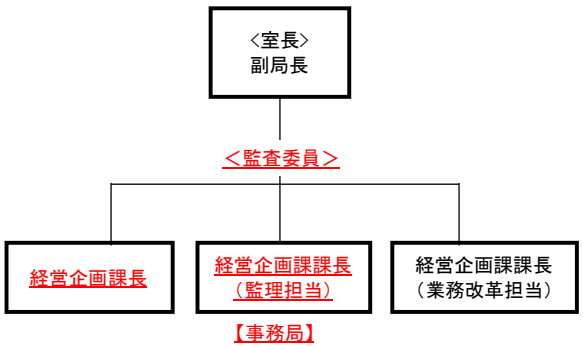
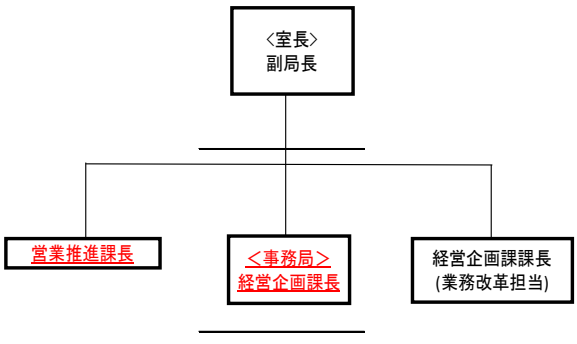
第１条　監査室規程（平成18年12月29日交規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
【別図】 監査室体制図  	【別図】 監査室体制図 

（神戸市交通局高速鉄道安全管理規程の一部改正）

第２条　神戸市交通局高速鉄道安全管理規程（平成18年12月28日交規程第７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

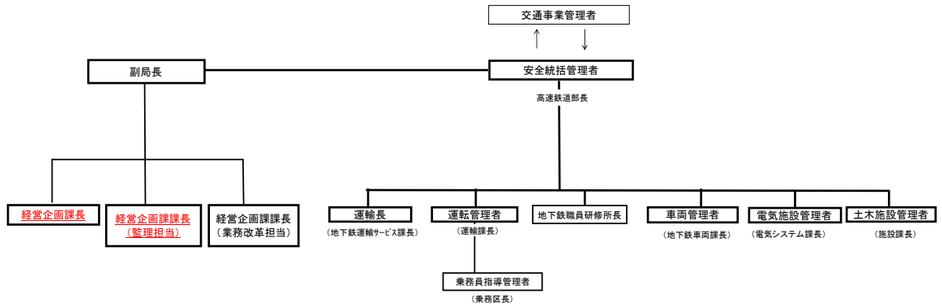
(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（規程、帳票類等の備え付け及び記録の管理等） 第24条　［略］ ２　地下鉄運輸サービス課長は、安全統括管理者の意見及び輸送の安全の確保に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録を作成し、適切に保管する。 ３　［略］ （運行計画） 第26条　運輸長は、輸送計画の具体化の際、設定しようとする列車種別毎に作成する運転曲線図を基に、次に掲げる事項を勘案し、列車設定に係る計画（以下、「運行計画」とい	（規程、帳票類等の備え付け及び記録の管理等） 第24条　［略］ ２　経営企画課長は、安全統括管理者の意見及び輸送の安全の確保に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録を作成し、適切に保管する。 ３　［略］ （運行計画） 第26条　運転管理者は、輸送計画の具体化の際、設定しようとする列車種別毎に作成する運転曲線図を基に、次に掲げる事項を勘案し、列車設定に係る計画（以下、「運行計画」と

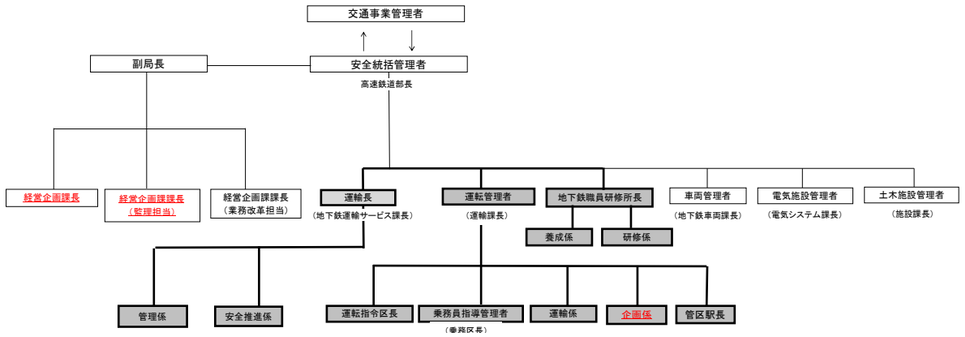
う。）の実現可能性を検証する。 （１） 停車場間の所要時間 （２） 停車場における乗降の状況 （３） 追い越し設備、信号設備等による制約条件 （４） 乗務員及び車両の運用に係る制約条件 （５） その他運行計画の円滑な実施に係る事項 ２ ［略］ ３ ［略］ ４ 運輸長は、運行計画の設定、変更に当たり、土木施設管理者、電気施設管理者、車両管理者及び運転管理者との連携を図り、必要な車両性能、線路条件及び曲線等の制限速度に係る帳票類を整備し、必要情報を保有しておく。	いう。）の実現可能性を検証する。 （１） 停車場間の所要時間 （２） 停車場における乗降の状況 （３） 追い越し設備、信号設備等による制約条件 （４） 乗務員及び車両の運用に係る制約条件 （５） その他運行計画の円滑な実施に係る事項 ２ ［略］ ３ ［略］ ４ 運転管理者は、運行計画の設定、変更に当たり、土木施設管理者、電気施設管理者、車両管理者及び地下鉄運輸サービス課との連携を図り、必要な車両性能、線路条件及び曲線等の制限速度に係る帳票類を整備し、必要情報を保有しておく。

改正後

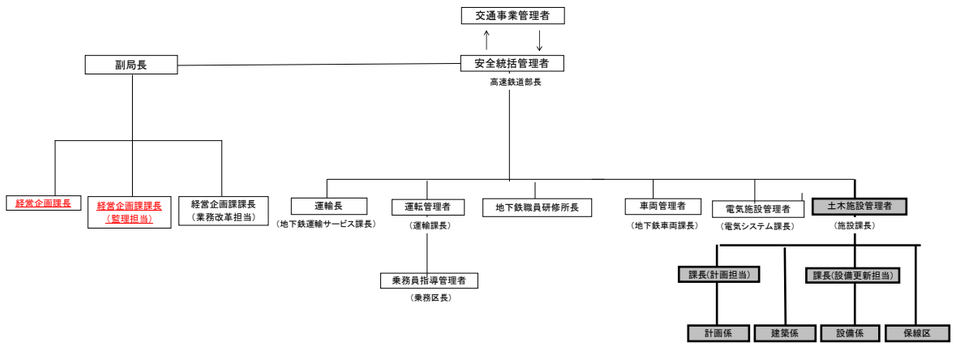
【１図】安全管理体制図



【第２図】運転管理体制図

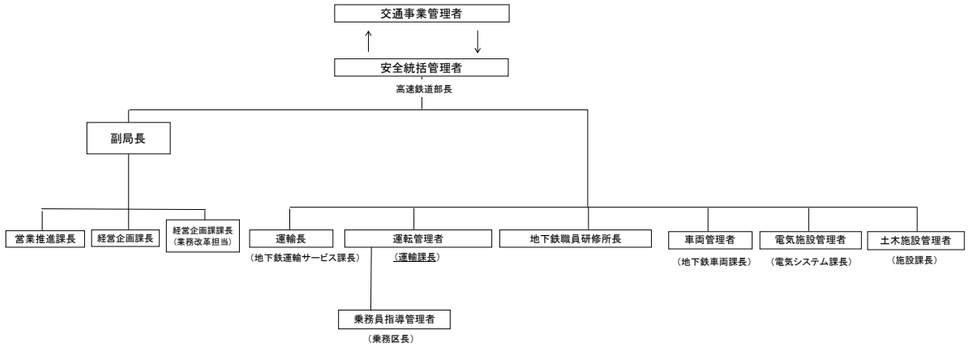


【第３図】鉄道土木施設管理体制図

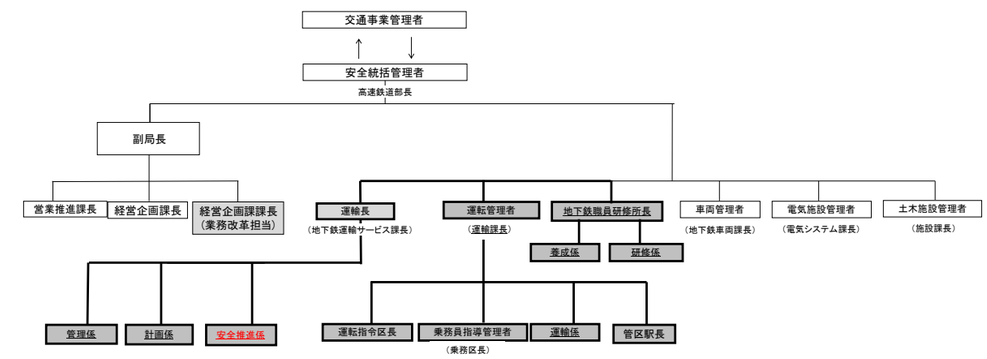


改正前

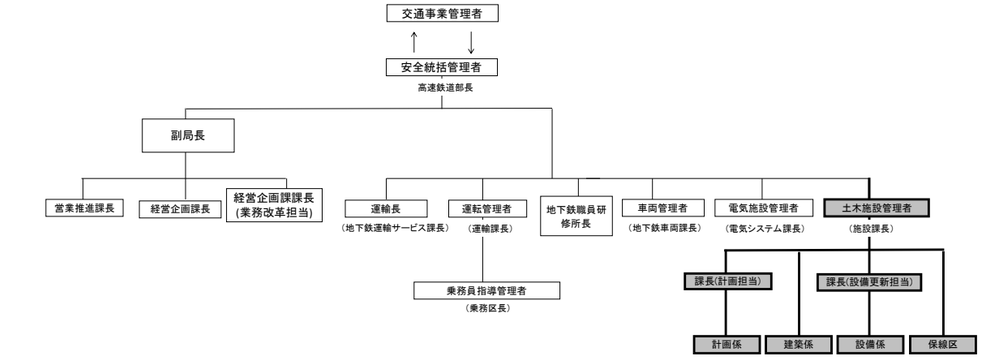
【１図】安全管理体制図



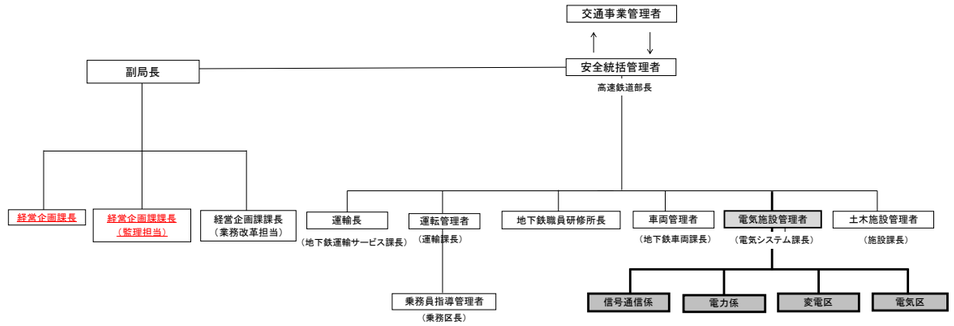
【第２図】運転管理体制図



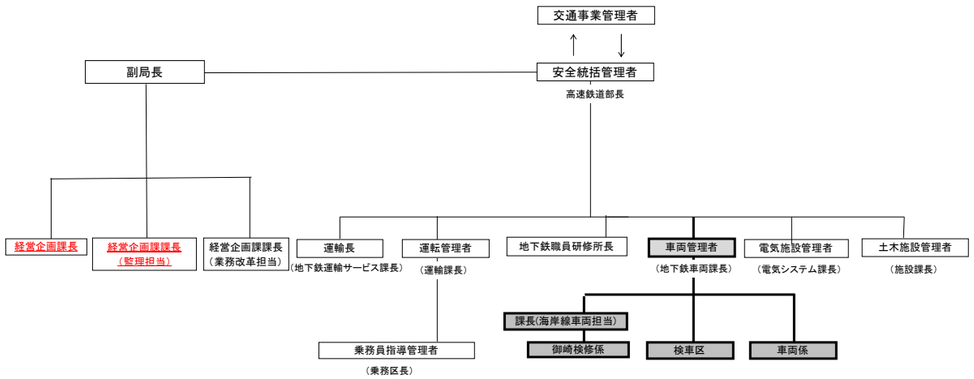
【第３図】鉄道土木施設管理体制図



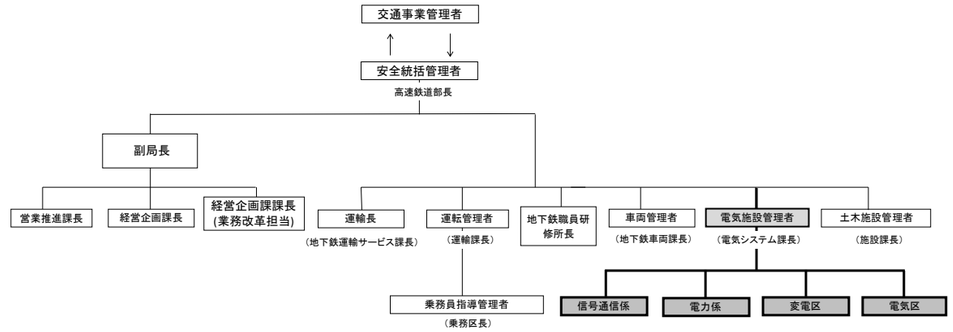
【第４図】鉄道電気施設管理体制図



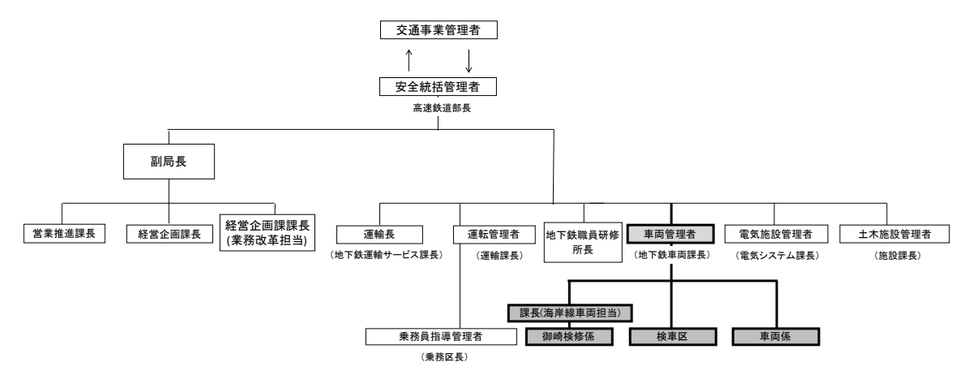
【第５図】車両管理体制図



【第４図】鉄道電気施設管理体制図



【第５図】車両管理体制図



（安全管理推進委員会規程の一部改正）

第３条　安全管理推進委員会規程（平成18年12月交規程第８号）の一部を次のように改正する。

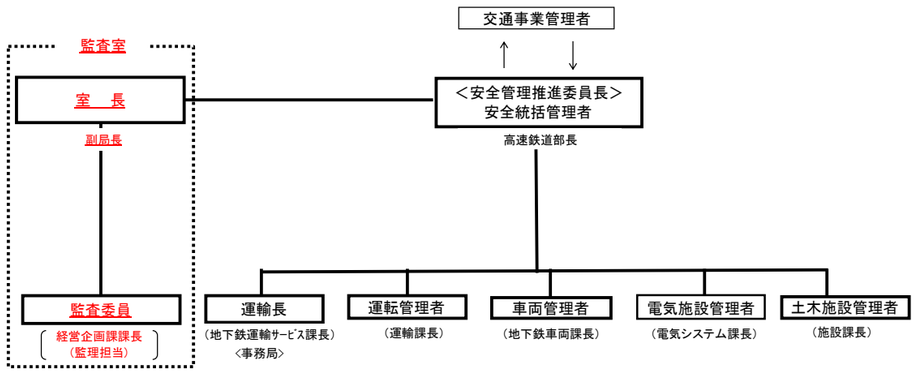
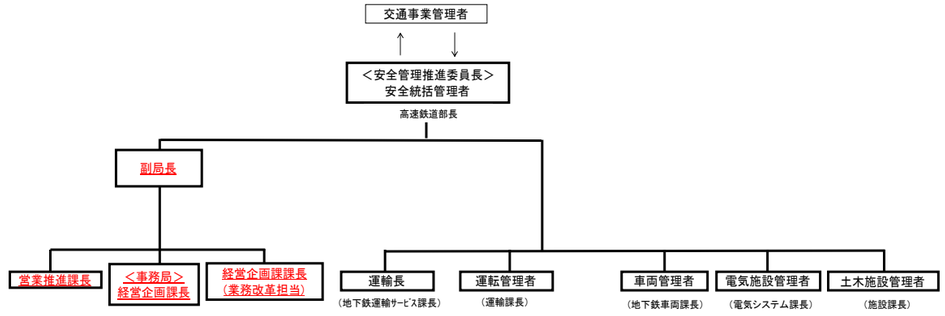
次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（組織） 第３条　１～５〔略〕 ６　委員会の事務は、地下鉄運輸サービス課（以下、「事務局」という。）において処理する。 （会議） 第４条　１～４〔略〕 ５　事務局は、会議の記録を作成して保存する。	（組織） 第３条　１～５〔略〕 ６　委員会の事務は、経営企画課（以下、「事務局」という。）において処理する。 （会議） 第４条　１～４〔略〕 ５

改正後	改正前
【別図】 安全管理推進委員会体制図  	【別図】 安全管理推進委員会体制図 

附　則

（施行期日）

1　この規程は、令和７年４月１日から施行する。

交通局副局長等専決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市交通事業管理者　城　南　雅　一

神戸市交通管理規程第18号

交通局副局長等専決規程の一部を改正する規程

交通局副局長等専決規程（昭和34年４月交規程第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第１

人事関係事務

決裁事項＼決裁区分			副局長・部長共通	経営企画課課長（業務改革担当）	課長・事業所長（第１類）共通	事業所長（第２類）共通	備考
［略］	［略］	［略］		［略］			
	［略］	［略］		［略］			
		［略］		［略］			
休業	育児休業			課長以下			
	部分休業		課長		係長以下		
	自己啓発休業			課長以下			
	配偶者休業			課長以下			
	その他休業			課長以下			
育児短時間勤務				課長以下			
［略］	［略］		［略］		［略］	［略］	［略］
	［略］		［略］		［略］	［略］	
	［略］		［略］		［略］	［略］	
	［略］		［略］		［略］	［略］	
	［略］		［略］		［略］	［略］	［略］
	［略］		［略］		［略］	［略］	
	［略］		［略］	［略］	［略］	［略］	
	［略］		［略］	［略］			
［略］		［略］		［略］			
［略］		［略］		［略］			
［略］		［略］		［略］			
［略］							

改正前

別表第１

人事関係事務

決裁事項＼決裁区分			副局長・部長共通	経営企画課課長（業務改革担当）	課長・事業所長（第１類）共通	事業所長（第２類）共通	備考
［略］	［略］	［略］		［略］			
	［略］	［略］		［略］			
		［略］		［略］			
休業	育児休業			［略］			
	自己啓発休業			［略］			
	配偶者休業			［略］			
	その他休業			［略］			
育児短時間勤務				［略］			
［略］	［略］		［略］		［略］	［略］	［略］
	［略］		［略］		［略］	［略］	
	［略］		［略］		［略］	［略］	
	［略］		［略］		［略］	［略］	
	［略］		［略］		［略］	［略］	［略］
	［略］		［略］	［略］	［略］	［略］	
	［略］		［略］	［略］			
［略］		［略］		［略］			
［略］		［略］		［略］			
［略］		［略］		［略］			
［略］							

別表第２

財務関係事務

２－１支出決定（支出を伴う施行決議・実施決定）

決裁事項	区分	専決範囲	決裁区分							合議	備考
			副局長	特定部長	副局長・部長共通	特定課長	課長共通	営業所長	特定職		
調達（物件）		2,000万円以下			○					経営企画課長に合議	１　300万円を超えるものについては、神戸市交通局契約事務手続規程（昭和39年８月交規程第10号）第１条の２に規定する経理契約（以下「経理契約」という。）を要する。 ２　固定資産の調達決定は、経営企画課長に合議すること。
		1,000万円以下					○				
	管理者が指定するものＡ	400万円以下			○						
		300万円以下					○				
	小口現	全て					○	○			

２－１支出決定（支出を伴う施行決議・実施決定）

決裁事項	区分	専決範囲	決裁区分							合議	備考
			副局長	特定部長	副局長・部長共通	特定課長	課長共通	営業所長	特定職		
調達（物件）		2,000万円以下			○					経営企画課長に合議	１　160万円を超えるものについては、神戸市交通局契約事務手続規程（昭和39年８月交規程第10号）第１条の２に規定する経理契約（以下「経理契約」という。）を要する。 ２　固定資産の調達決定は、経営企画課長に合議すること。
		1,000万円以下					○				
	管理者が指定するものＡ	200万円以下			○						
		160万円以下					○				
	小口現	全て					○	○			

金扱いに係るもの	（交付限度額以下）										
電気料金、ガス料金、上下水道料金	全て					○					
一般使用料等	全て					○					
一般使用料等（電子計算機上で使用するソフトウェアに係るもの）	2,000万円以下			○						300万円を超えるものについては、経理契約を要する。	
	1,000万円以下					○					
請負（工事又は製造）	２億円以下			○					経営企画課長に合議	１　直営工事の施行決定を含む。 ２　400万円を超えるものについては経理契約を要する。	
	１億円以下					○			固定資産の異		

金扱いに係るもの	（交付限度額以下）										
電気料金、ガス料金、上下水道料金	全て					○					
一般使用料等	全て					○					
一般使用料等（電子計算機上で使用するソフトウェアに係るもの）	2,000万円以下			○						160万円を超えるものについては、経理契約を要する。	
	1,000万円以下					○					
請負（工事又は製造）	２億円以下			○					経営企画課長に合議	１　直営工事の施行決定を含む。 ２　250万円を超えるものについては経理契約を要する。	
	１億円以下					○			固定資産の異		

									動を伴うものについては、経営企画課長に合議		
建物のガス設備に係るもの（ガス冷暖房設備工事を除く）	全て				○			施設課長	経営企画課長に合議	直営工事の施行決定を含む。	
請負（その他）	2,000万円以下			○					経営企画課長に合議	1　「その他」とは神戸市交通局契約事務手続規程第10条に規定するものをいう。 2　200万円を超えるものについては経理契約を要する。	
	1,000万円以下					○			固定資産の異動を伴うもの		

									動を伴うものについては、経営企画課長に合議		
建物のガス設備に係るもの（ガス冷暖房設備工事を除く）	全て				○			施設課長	経営企画課長に合議	直営工事の施行決定を含む。	
請負（その他）	2,000万円以下			○					経営企画課長に合議	1　「その他」とは神戸市交通局契約事務手続規程第10条に規定するものをいう。 2　100万円を超えるものについては経理契約を要する。	
	1,000万円以下					○			固定資産の異動を伴うもの		

									については、経営企画課長に合議	
管理者が指定するものB	200万円以下			○						
	100万円以下					○				
建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るもの	150万円以下				○			課長（資産活用担当）、施設課長、課長（計画担当）、課長（設備更新担当）、課長		

									については、経営企画課長に合議	
管理者が指定するものB	400万円以下			○						
	200万円以下					○				
建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るもの	200万円以下				○			課長（資産活用担当）、施設課長、課長（計画担当）、課長（設備更新担当）、課長		

									（保線区担当）、電気システム課長、課長（変電区担当）、課長（電気区担当）、地下鉄車両課長、課長（海岸線車両担当）		
		５万円以下					○				
	電気通信料金	全て				○				電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第２条第５号に規定する	

									（保線区担当）、電気システム課長、課長（変電区担当）、課長（電気区担当）、地下鉄車両課長、課長（海岸線車両担当）		
		５万円以下					○				
	電気通信料金	全て				○				電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第２条第５号に規定する	

										電気通信事業者が提供する同条第３号に規定する電気通信役務に関する料金をいう。
	保険料	全て				○				
	一般役務費（事業系ごみ指定袋等）、その他通信運搬費（郵便料金等）	全て				○				
	乗車票による自動車借上料（タクシー利用料）に係るもの	全て				○				
委託	工事	２億円以			○				経営企画	金額は見積金額を示す。

										電気通信事業者が提供する同条第３号に規定する電気通信役務に関する料金をいう。
保険料	全て					○				
一般役務費（事業系ごみ指定袋等）、その他通信運搬費（郵便料金等）	全て					○				
乗車票による自動車借上料（タクシー利用料）に係るもの	全て					○				
委託	工事	２億円以			○				経営企画	金額は見積金額を示す。

	下								課長に合議
	１億円以下					○			固定資産の異動を伴うものについては、経営企画課長に合議
工事以外	2,000万円以下			○					経営企画課長に合議
	1,000万円以下					○			固定資産の異動を伴うもの及び歳入の徴

	下								課長に合議
	１億円以下					○			固定資産の異動を伴うものについては、経営企画課長に合議
工事以外	2,000万円以下			○					経営企画課長に合議
	1,000万円以下					○			固定資産の異動を伴うもの及び歳入の徴

										又は収納の事務の委託については、経営企画課長に合議		
不動産取得		2,000万円以下			○					経営企画課長に合議		
		500万円以下				○			営業推進課課長（資産活用担当）			
労働者派遣契約		2,000万円以下			○						金額は見積金額を示す。	
		1,000万円以下					○					
物品の		2,000			○					経営	1　金額は、賃料	

										又は収納の事務の委託については、経営企画課長に合議		
不動産取得		2,000万円以下			○					経営企画課長に合議		
		500万円以下				○			営業推進課課長（資産活用担当）			
労働者派遣契約		2,000万円以下			○						金額は見積金額を示す。	
		1,000万円以下					○					
物品の		2,000			○					経営	1　金額は、賃料	

借入れ		万円以下								企画課長に合議	の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 ２　150万円を超えるものについては経理契約を要する。
		1,000万円以下				○					
	管理者が指定するものC	400万円以下			○						金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
		150万円以下				○					
不動産の借入れ	管理者が指定するものD	400万円以下			○					経営企画課長に合議	１　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 ２　この項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定
		200万円以下				○					

借入れ		万円以下								企画課長に合議	の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 ２　80万円を超えるものについては経理契約を要する。
		1,000万円以下				○					
	管理者が指定するものC	200万円以下			○						金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
		100万円以下				○					
不動産の借入れ	管理者が指定するものD	200万円以下			○					経営企画課長に合議	１　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 ２　この項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定
		100万円以下				○					

										における定期の地代支払の場合に準用する。
移転料その他諸補償（移転等の決定を含む。）		600万円以下		○				高速鉄道部長	経営企画課長経由副局長に合議	
		400万円以下			○			施設課長	経営企画課長に合議	
		100万円以下			○					
		50万円以下				○				
臨時雇用賃金その他の諸給付の支出		全て				○		経営企画課課長（業務改革担当）	経営企画課長に合議	
共済費又は社		全て				○		経営企画	経営企画	

										における定期の地代支払の場合に準用する。
移転料その他諸補償（移転等の決定を含む。）		600万円以下		○				高速鉄道部長	経営企画課長経由副局長に合議	
		400万円以下			○			施設課長	経営企画課長に合議	
		100万円以下			○					
		50万円以下				○				
臨時雇用賃金その他の諸給付の支出		全て				○		経営企画課課長（業務改革担当）	経営企画課長に合議	
共済費又は社		全て				○		経営企画	経営企画	

| | | |

											当該決裁区分が複数の決裁区分に該当することとなるときは、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
事故費の支出		50万円以下		○					自動車部長及び高速鉄道部長	経営企画課長経由副局長に合議	
		20万円以下				○			市バス運輸サービス課長、地下鉄運輸サービス課長、運輸課長	経営企画課長に合議	
	「事故前渡金」で支出する場合の看護料	15万円以下				○					
	「事故前渡金」で支出する場合	10万円以下				○					

											当該決裁区分が複数の決裁区分に該当することとなるときは、それらの決裁区分のうち最上位のものによることとする。
事故費の支出		50万円以下		○					自動車部長及び高速鉄道部長	経営企画課長経由副局長に合議	
		20万円以下				○			市バス運輸サービス課長及び地下鉄運輸サービス課長	経営企画課長に合議	
	「事故前渡金」で支出する場合の看護料	15万円以下				○					
	「事故前渡金」で支出する場合	10万円以下				○					

	（看護料を除く）										
謝金その他これらに類するもの		300万円以下			○					経営企画課長に合議	
		200万円以下					○				
旅費	職員の旅費	全て				○			経営企画課課長（業務改革担当）		特定課長の決裁区分は、電子情報処理組織により作成した旅行命令書に基づき支給するものについて適用する。
		全て					○				
	職員以外の旅費	100万円以下					○				

（注）１～12　［略］

	（看護料を除く）										
謝金その他これらに類するもの		300万円以下			○					経営企画課長に合議	
		100万円以下					○				
旅費	職員の旅費	全て				○			経営企画課課長（業務改革担当）		特定課長の決裁区分は、電子情報処理組織により作成した旅行命令書に基づき支給するものについて適用する。
		全て					○				
	職員以外の旅費	100万円以下					○				

（注）１～12　［略］

２－２収入決定（収入を伴う施行決議・実施決定）

決裁事項	専決範囲	決裁区分							合議	備考
		副局長	特定部長	副局長・部長共通	特定課長	課長共通	営業所長	特定職		
受託（工事）	２億円以下			○					経営企画課長に合議	金額は見積金額とする
	１億円以下					○			固定資産の異動を伴うものについては、経営企画課長に合議	
受託（工事以外）	2,000万円以下			○					経営企画課長に合議	
	1,000万円以下					○			固定資産の異動を伴うものについては、経営企画課長に合議	

２－２収入決定（収入を伴う施行決議・実施決定）

決裁事項	専決範囲	決裁区分							合議	備考
		副局長	特定部長	副局長・部長共通	特定課長	課長共通	営業所長	特定職		
受託（工事）	２億円以下			○					経営企画課長に合議	金額は見積金額とする
	１億円以下					○			固定資産の異動を伴うものについては、経営企画課長に合議	
受託（工事以外）	2,000万円以下			○					経営企画課長に合議	
	1,000万円以下					○			固定資産の異動を伴うものについては、経営企画課長に合議	

売却（物品その他）	1,000万円以下			○						1　金額は見積金額を示す。 2　100万円を超えるものについては経理契約を要する。
	500万円以下					○				
物品の貸付	200万円以下			○					経営企画課長に合議	1　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2　賃料の減額については、管理者の決裁を受けること。
	100万円以下					○				
不動産の貸付（管理者が指定するものD）	400万円以下			○						1　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2　この項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代収入
	200万円以下					○				

売却（物品その他）	1,000万円以下			○						1　金額は見積金額を示す。 2　50万円を超えるものについては経理契約を要する。
	500万円以下					○				
物品の貸付	200万円以下			○					経営企画課長に合議	1　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2　賃料の減額については、管理者の決裁を受けること。
	100万円以下					○				
不動産の貸付（管理者が指定するものD）	200万円以下			○						1　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2　この項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代収入の場合に準用する。
	100万円以下					○				

										の場合に準用する。 ３　賃料の減額については、管理者の決裁を受けること。
寄付の収受（負担付きでないもの）（不動産以外のもの）	200万円以下			○						
	100万円以下					○				
補助金、助成金その他これらに類するものの申請	1,000万円以下			○					経営企画課長に合議	
	500万円以下					○				
諸収	全て					○	○			

										３　賃料の減額については、管理者の決裁を受けること。
寄付の収受（負担付きでないもの）（不動産以外のもの）	200万円以下			○						
	100万円以下					○				
補助金、助成金その他これらに類するものの申請	1,000万円以下			○					経営企画課長に合議	
	500万円以下					○				
諸収	全て					○	○			

入金及び各種保証金等の徴収又は過誤納金の戻出										

（注）１～９　［略］

入金及び各種保証金等の徴収又は過誤納金の戻出										

（注）１～９　［略］

２－３その他

決裁事項	専決範囲	決裁区分 副局長	特定部長	副局長・部長共通	特定課長	課長共通	営業所長	特定職	合議	備考
廃棄	全て					○				
物品の借入れ（支出を伴わないもの）	150万円以下					○				金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
物品の借入（支出を伴わないもの）（管理者が指定するものＣ）	400万円以下			○						
	150万円以下					○				
物品の貸	400万円以下			○					経営企画	１　金額は、賃料の年額又は総額を表

２－３その他

決裁事項	専決範囲	決裁区分 副局長	特定部長	副局長・部長共通	特定課長	課長共通	営業所長	特定職	合議	備考
廃棄	全て					○				
物品の借入れ（支出を伴わないもの）	80万円以下					○				金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
物品の借入（支出を伴わないもの）（管理者が指定するものＣ）	200万円以下			○						
	100万円以下					○				
物品の貸	200万円以下			○					経営企画	１　金額は、賃料の年額又は総額を表

付（収入を伴わないもの）									課長に合議	す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 ２　賃料の免除については、管理者の決裁を受けること。
	200万円以下					○				
不動産の借入れ（支出を伴わないもの）（管理者が指定するものＤ）	400万円以下			○					経営企画課長に合議	金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
	200万円以下					○				
契約の変更（工期又は納期の延長の決定）	40日以下					○			経営企画課長に合議	変更前の契約が経理契約の場合は経理契約を要する。

付（収入を伴わないもの）									課長に合議	す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 ２　賃料の免除については、管理者の決裁を受けること。
	100万円以下					○				
不動産の借入れ（支出を伴わないもの）（管理者が指定するものＤ）	200万円以下			○					経営企画課長に合議	金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
	100万円以下					○				
契約の変更（工期又は納期の延長の決定）	40日以下					○			経営企画課長に合議	変更前の契約が経理契約の場合は経理契約を要する。

共通物品の払出請求（定期受付品又は予約受付品）	全て					○				共通物品については、市長部局に払い出し請求するものに限る。
貯蔵品の払出請求	全て					○	○			
諸収入金及び各種保証金等の減免（条例や規則等に定められた基準に	全て					○	○			

共通物品の払出請求（定期受付品又は予約受付品）	全て					○				共通物品については、市長部局に払い出し請求するものに限る。
貯蔵品の払出請求	全て					○	○			
諸収入金及び各種保証金等の減免（条例や規則等に定められた基準に	全て					○	○			

基づいて行うもの）										
諸収入金及び各種保証金等の過誤納整理	全て					○	○			
預り金又は預り有価証券の受け入れ又は払い戻し	全て					○				
諸集会又は行事の	全て					○				１　飲食を伴うものは、原則として禁止する。ただし、やむを得ない場合は、管

基づいて行うもの）										
諸収入金及び各種保証金等の過誤納整理	全て					○	○			
預り金又は預り有価証券の受け入れ又は払い戻し	全て					○				
諸集会又は行事の	全て					○				１　飲食を伴うものは、原則として禁止する。ただし、やむを得ない場合は、管

開催										理者の決裁を受けること。 ２　本項は予算の使用を決定する施行決議の項目であり、経費の支出については、個別の決裁事項を適用すること。
有価証券の取得処分（資産運用に係るもの）	全て				○			経営企画課長		
前渡金	全て					○				
立替払金	５万円以下			○					経営企画課長に合議	
	１万円以下					○				

（注）１～９　［略］

開催										理者の決裁を受けること。 ２　本項は予算の使用を決定する施行決議の項目であり、経費の支出については、個別の決裁事項を適用すること。
有価証券の取得処分（資産運用に係るもの）	全て				○			経営企画課長		
前渡金	全て					○				
立替払金	５万円以下			○					経営企画課長に合議	
	１万円以下					○				

（注）１～９　［略］

２－４契約

決裁事項	区分	専決範囲	決裁区分							合議	備考
			副局長	特定部長	副局長・部長共通	特定課長	課長共通	営業所長	特定職		
調達（物件）		8,000万円未満（動産）	○							固定資産の調達については、経営企画課長に合議	1　300万円を超えるものについては経理契約を要する。 2　副局長及び経営企画課長の決裁区分は、経理契約の場合に適用する。
		4,000万円以下（動産）				○			経営企画課長		
		4,000万円以下（動産以外）	○								
		2,000万円以下（動産以外）				○			経営企画課長		
		300万円以下					○				
	管理者が指定するものA	400万円以下			○						
		300万円以下					○				
	小口現金	全て（交付限度額					○	○			

２－４契約

決裁事項	区分	専決範囲	決裁区分							合議	備考
			副局長	特定部長	副局長・部長共通	特定課長	課長共通	営業所長	特定職		
調達（物件）		8,000万円未満（動産）	○							固定資産の調達については、経営企画課長に合議	1　160万円を超えるものについては経理契約を要する。 2　副局長及び経営企画課長の決裁区分は、経理契約の場合に適用する。
		4,000万円以下（動産）				○			経営企画課長		
		4,000万円以下（動産以外）	○								
		2,000万円以下（動産以外）				○			経営企画課長		
		160万円以下					○				
	管理者が指定するものA	200万円以下			○						
		160万円以下					○				
	小口現金	全て（交付限度額					○	○			

扱いに係るもの	以下）										
電気料金、ガス料金、上下水道料金	全て					○					
一般使用料等	全て					○					
一般使用料等	4,000万円以下				○			経営企画課長		300万円を超えるものについては、経理契約を要する。	
（電子計算機上で使用するソフトウェアに係るもの	300万円以下					○					

扱いに係るもの	以下）										
電気料金、ガス料金、上下水道料金	全て					○					
一般使用料等	全て					○					
一般使用料等	4,000万円以下				○			経営企画課長		160万円を超えるものについては、経理契約を要する。	
（電子計算機上で使用するソフトウェアに係るも	160万円以下					○					

	の）										
請負（工事又は製造）		５億円以下	○							固定資産の異動を伴うものについては、経営企画課長に合議	１　400万円を超えるものについては経理契約を要する。 ２　副局長及び経営企画課長の決裁区分は、経理契約の場合に適用する。
		２億5,000万円以下				○			経営企画課長		
		400万円以下					○				
		全て（建物のガス設備に係るもの。ただし、ガス冷暖房設備工事を除く。）				○			施設課長		
請負（その他）		4,000万円以下	○							固定資産の異動を伴うもの	1「その他」とは、神戸市交通局契約事務手続規程第10条に規程する
		2,000万円以下				○			経営企画課長		
		200万円					○				

	の）										
請負（工事又は製造）		５億円以下	○							固定資産の異動を伴うものについては、経営企画課長に合議	１　250万円を超えるものについては経理契約を要する。 ２　副局長及び経営企画課長の決裁区分は、経理契約の場合に適用する。
		２億5,000万円以下				○			経営企画課長		
		250万円以下					○				
		全て（建物のガス設備に係るもの。ただし、ガス冷暖房設備工事を除く。）				○			施設課長		
請負（その他）		4,000万円以下	○							固定資産の異動を伴うもの	1「その他」とは、神戸市交通局契約事務手続規程第10条に規程する
		2,000万円以下				○			経営企画課長		
		100万円					○				

	以下									については、経営企画課長に合議	ものをいう。 2　副局長及び経営企画課長の決裁区分は、経理契約の場合に適用する。 3　200万円を超えるものについては経理契約を要する。
管理者が指定するもの B	400万円以下			○							
	200万円以下					○					
建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係る	200万円以下				○			課長（資産活用担当）、施設課長、課長（計画担			

	以下									については、経営企画課長に合議	ものをいう。 2　副局長及び経営企画課長の決裁区分は、経理契約の場合に適用する。 3　100万円を超えるものについては経理契約を要する。
管理者が指定するもの B	200万円以下			○							
	100万円以下					○					
建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係る	150万円以下				○			課長（資産活用担当）、施設課長、課長（計画担			

| | | |

	５万円以下					○				
電気通信料金	全て					○				電気通信事業法第２条第５号に規定する電気通信事業者が提供する同条第３号に規定する電気通信役務に関する料金をいう。
保険料	全て					○				
一般役務費（事業系ごみ指定袋等）、その他通信運搬費（郵便料	全て					○				

	５万円以下					○				
電気通信料金	全て					○				電気通信事業法第２条第５号に規定する電気通信事業者が提供する同条第３号に規定する電気通信役務に関する料金をいう。
保険料	全て					○				
一般役務費(事業系ごみ指定袋等)、その他通信運搬費（郵便料	全て					○				

	金等）										
	乗車票による自動車借上料（タクシー利用料）に係るもの	全て					○				
委託・受託	工事	２億円以下			○					経営企画課長に合議	金額は見積金額とする。
		１億円以下					○			固定資産の異動を伴うものは、経営企画課長に合	

	金等）										
	乗車票による自動車借上料（タクシー利用料）に係るもの	全て					○				
委託・受託	工事	２億円以下			○					経営企画課長に合議	金額は見積金額とする。
		１億円以下					○			固定資産の異動を伴うものは、経営企画課長に合	

									議
工事以外	2,000万円以下			○					経営企画課長に合議
	1,000万円以下					○			固定資産の異動を伴うもの及び歳入の徴収又は収納の事務の委託については、経営企画課長に合議
不動		2,000万			○				経営

									議
工事以外	2,000万円以下			○					経営企画課長に合議
	1,000万円以下					○			固定資産の異動を伴うもの及び歳入の徴収又は収納の事務の委託については、経営企画課長に合議
不動		2,000万			○				経営

産取得		円以下								企画課長に合議	
		500万円以下				○			営業推進課課長（資産活用担当）		
労働者派遣契約		2,000万円以下			○						金額は見積金額を示す。
		1,000万円以下					○				
物品の借入れ		4,000 万円以下	○								1　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2　副局長及び経営企画課長の決裁区分は、経理契約の場合に適用する。 3　150万円
		2,000万円以下				○			経営企画課長		
		150万円以下					○				

産取得		円以下								企画課長に合議	
		500万円以下				○			営業推進課課長（資産活用担当）		
労働者派遣契約		2,000万円以下			○						金額は見積金額を示す。
		1,000万円以下					○				
物品の借入れ		4,000 万円以下	○								1　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2　副局長及び経営企画課長の決裁区分は、経理契約の場合に適用する。 3　80万円
		2,000万円以下				○			経営企画課長		
		80万円以下					○				

											を超えるものについては経理契約を要する。
	管理者が指定するものC	400万円以下			○						金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
		150万円以下					○				
物品の借入れ（支出を伴わないもの）		150万円以下					○				金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
	管理者が指定するものC	400万円以下			○						
		150万円以下					○				
物品の貸付		200万円以下			○					経営企画課長に合議	1　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合
		100万円					○				

											を超えるものについては経理契約を要する。
	管理者が指定するものC	200万円以下			○						金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
		100万円以下					○				
物品の借入れ（支出を伴わないもの）		80万円以下					○				金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
	管理者が指定するものC	200万円以下			○						
		100万円以下					○				
物品の貸付		200万円以下			○					経営企画課長に合議	1　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合
		100万円					○				

		以下								は、減額されないものとした場合の金額による。 ２　賃料の減額については、管理者の決裁を受けること。
物品の貸付（収入を伴わないもの）		400万円以下			○				経営企画課長に合議	１　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 ２　賃料の免除については、管理者の決裁を受けること。
		200万円以下					○			
不動産の	管理者が	400万円以下			○				経営企画	１　金額は、賃料の

		以下								は、減額されないものとした場合の金額による。 ２　賃料の減額については、管理者の決裁を受けること。
物品の貸付（収入を伴わないもの）		200万円以下			○				経営企画課長に合議	１　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 ２　賃料の免除については、管理者の決裁を受けること。
		100万円以下					○			
不動産の	管理者が	200万円以下			○				経営企画	１　金額は、賃料の

借入れ	指定するものD									課長に合議	年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 ２　決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代支払の場合に準用する。
		100万円以下					○				
		200万円以下				○					
不動産の借入れ（支出を伴わないもの）	管理者が指定するものD	200万円以下			○					経営企画課長に合議	金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。
		100万円以下					○				
		400万円以下			○					経営企画課長に合議	
		200万円以下					○				

不動産の貸付	管理者が指定するもの D	400万円以下			○					1　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2　この項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代収入の場合に準用する。 3　賃料の減額については、管理者の決裁を受けること。
		200万円以下					○			
不動産の貸付	管理者が指定するもの D	200万円以下			○					1　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2　この項における決裁区分は、地上権、地役権その他これらに準ずる権利の設定における定期の地代収入の場合に準用する。 3　賃料の減額については、管理者の決裁を受けること。
		100万円以下					○			

不動産の貸付（収入を伴わないもの）	管理者が指定するもの D	400万円以下			○					1　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2　賃料の免除については、管理者の決裁を受けること。
		200万円以下				○				
売却（物品その他）		8,000万円以下	○							1　金額は、売却見積金額を示す。 2　副局長及び経営企画課長の決裁区分は、経理契約の場合に適用する。 3　100万円を超えるものについて
		4,000万円以下				○		経営企画課長		
		100万円以下					○			

不動産の貸付（収入を伴わないもの）	管理者が指定するもの D	200万円以下			○					1　金額は、賃料の年額又は総額を表す。賃料が減額される場合は、減額されないものとした場合の金額による。 2　賃料の免除については、管理者の決裁を受けること。
		100万円以下					○			
売却（物品その他）		8,000万円以下	○							1　金額は、売却見積金額を示す。 2　副局長及び経営企画課長の決裁区分は、経理契約の場合に適用する。 3　50万円を超えるものについて
		4,000万円以下				○		経営企画課長		
		50万円以下					○			

										は経理契約を要する。
移転料その他諸補償（移転等の決定を含む。）		600万円以下		○				高速鉄道部長	経営企画課長経由副局長に合議	
		400万円以下				○		施設課長	経営企画課長に合議	
		100万円以下			○					
		50万円以下					○			
変更契約の締結（工期又は納期の延長）		40日以下					○		経営企画課長に合議	変更前の契約が経理契約の場合は経理契約を要する。
経理契約の変更契約の締結		全て				○		経営企画課長		施行決議を受けたものに限る。
謝金その		300万円以下			○				経営企画	

										は経理契約を要する。
移転料その他諸補償(移転等の決定を含む。)		600万円以下		○				高速鉄道部長	経営企画課長経由副局長に合議	
		400万円以下				○		施設課長	経営企画課長に合議	
		100万円以下			○					
		50万円以下					○			
変更契約の締結（工期又は納期の延長）		40日以下					○		経営企画課長に合議	変更前の契約が経理契約の場合は経理契約を要する。
経理契約の変更契約の締結		全て				○		経営企画課長		施行決議を受けたものに限る。
謝金その		300万円以下			○				経営企画	

他これらに類するもの										課長に合議	
		200万円以下					○				

（注）１～12　［略］

他これらに類するもの										課長に合着	
		100万円以下					○				

（注）１～12　［略］

附　則

（施行期日）

1　この規程は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市交通管理規程第19号

神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市交通事業管理者　城　南　雅　一

神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程等の一部を改正する規程

（神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程の一部改正）

第１条　神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（昭和28年４月６日交通管理規程第９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（給料表） 第５条　給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1)、(2)　［略］ (3) 特定任期付職員給料表（別表第３） ２、３　［略］ （昇給等の基準） 第６条　［略］	（給料表） 第５条　給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1)、(2)　［略］ ２、３　［略］ （昇給等の基準） 第６条　［略］

２～８　［略］	２～８　［略］
９　次の各号に掲げる職員の第７項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。	９　前項の規定にかかわらず、55歳以上の職員に関する当該年齢に達した日後の最初の４月１日以後における第７項の規定による昇給は、同項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。
(1) 55歳に達した日後の最初の４月１日以後に在職する職員（次号に掲げる職員を除く。）	
(2) 一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして管理者が定める職員	
10～16　［略］	10～16　［略］
（特定任期付職員の給料月額）	
第６条の４　条例第10条の２第１項に規定する特定任期付職員の第５条第１項の給料表の号給は、第６条の規定にかかわらず、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は	第６条の４　削除

次の各号に定めるとおりとする。

(1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合　１号給

(2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合　２号給

(3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合　３号給

(4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合　４号給

(5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合　５号給

(6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合　６号給

(7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合　７号給

２　管理者は、特定任期付職員につい

て、特別の事情により別表第３に掲げる号給により難いときは、前項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる７号給の給料月額にその額と同表に掲げる６号給の給料月額との差額に１からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年３月条例第８号）別表第５の８号給の額未満の額に限る。）又は同条例別表第５の８号給の額に相当する額に決定することができる。	
第８条の３	第８条の３　条例第３条の２の規定に基づき管理者が指定する職にある職員で管理又は監督の複雑、困難及び責任の度を考慮して管理者が定めるものが臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）又は条例第８条第３項に規定する休日（次項において「週休日等」という。）に管理者が定める勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。 ２　前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前０時から午前５時までの間

	であつて正規の勤務時間以外に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給することができる。
管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	3　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 条例第10条の２第１項に規定する場合　同項の規定による勤務１回につき、12,000円を超えない範囲内において管理者が定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して管理者が定める勤務にあつては、その額に100分の150の範囲内において管理者が定める割合を乗じて得た額）	(1) 第１項に規定する場合　同項の規定による勤務１回につき、12,000円を超えない範囲内において管理者が定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して管理者が定める勤務にあつては、その額に100分の150の範囲内において管理者が定める割合を乗じて得た額）
(2) 条例第10条の２第２項に規定する場合　同項の規定による勤務１回につき、6,000円を超えない範囲内において管理者が定める額	(2) 前項に規定する場合　同項の規定による勤務１回につき、6,000円を超えない範囲内において管理者が定める額
2　前項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める	4　前３項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める
（支給額及び支給方法）	（支給額及び支給方法）
第８条の５　地域手当の月額は、次の各号に定めるところによる。	第８条の５　地域手当の月額は、次の各号に定めるところによる。
(1)～(5)　［略］	(1)～(5)　［略］
(6) 特定任期付職員給料表の適用を受ける職員で、医師又は歯科医師であるもの（東京都の特別区に所	

在する公署に勤務する職員を除く。）の地域手当の月額は、当分の間、第１号の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額とする。	
（扶養親族の定義）	（扶養親族の定義）
第９条　条例第４条の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。	第９条　条例第４条の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。
	(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
(1)～(5)　［略］	(2)～(6)　［略］
２　前項に定める扶養親族であつても、次の各号に掲げる者は、扶養親族として認定しない。	２　前項に定める扶養親族であつても、次の各号に掲げる者は、扶養親族として認定しない。
(1) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつている者	(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつている者
(2)、(3)　［略］	(2)、(3)　［略］
３　［略］	３　［略］
（支給額）	（支給額）
第10条　扶養手当の月額は、前条第２号から第５号までのいずれかに該当	第10条　扶養手当の月額は、前条第１項第１号及び第３号から第６号まで

する扶養親族については１人につき6,500円、同条同項第１号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については１人につき14,500円とする。	のいずれかに該当する扶養親族については１人につき6,500円、同条同項第２号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については１人につき12,000円とする。
２　［略］	２　［略］
（扶養親族の届出）	（扶養親族の届出）
第11条　新たに職員となつた者は扶養親族がある場合又は職員に次のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。	第11条　新たに職員となつた者は扶養親族がある場合又は職員に次のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。
(1)　［略］	(1)　［略］
(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合(第９条第１項第１号、第２号又は第４号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の３月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。)	(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合(第９条第１項第２号、第３号又は第５号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の３月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。)
（勤務しないことについての承認）	（勤務しないことについての承認）
第19条　条例第13条の「その他その勤務しないことにつき管理者の承認（部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）の承認、地方公務員法第26条の３第	第19条　条例第13条の「その他その勤務しないことにつき管理者の承認（部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため１日の勤務時間の一部（２時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）の承認、地方公務員法第26条の３第

１項の高齢者部分休業に相当する休業の承認、介護休暇の承認及び介護時間の承認を除く。）があつた場合」とは、休暇規程第５条第２項に規定する育児時間及び同規程第８条に規定する代休のほか、次の各号（育児休業法第６条第１項第１号の規定に基づき採用された職員については、第９号及び第10号を除く。）に定める基準によつて管理者が勤務しないことにつき承認を与えた時間又は日をいう。	１項の高齢者部分休業に相当する休業の承認、介護休暇の承認及び介護時間の承認を除く。）があつた場合」とは、休暇規程第５条第２項に規定する育児時間及び同規程第８条に規定する代休のほか、次の各号（育児休業法第６条第１項第１号の規定に基づき採用された職員については、第９号及び第10号を除く。）に定める基準によつて管理者が勤務しないことにつき承認を与えた時間又は日をいう。
(1)～(10)　［略］	(1)　～(10)　［略］
(11)　職員の健康支援休暇の日数	(11)　職員の生理休暇のうち乗務員については月３日以内その他の職員については月２日以内の日数
(12)　［略］	(12)　［略］
２、３　［略］	２、３　［略］
（減額すべき給与額及び減額方法）	（減額すべき給与額及び減額方法）
第20条　前条に規定する場合及び休暇規程第７条第１項に規定する職員の休日である場合、休暇(介護休暇及び介護時間を除く。)を除くほか、勤務を要するときにおいて勤務しないとき(神戸市交通局職員の育児休業に関する規程(平成４年４月交規定第１号)第５条の２に規定する部分休業の承認(以下「部分休業の承認」という。)並びに高齢者部分休業の承認、介護休暇及び介護時間の承認を	第20条　前条に規定する場合及び休暇規程第７条第１項に規定する職員の休日である場合、休暇(介護休暇及び介護時間を除く。)のほか、勤務を要するときにおいて勤務しないとき(神戸市交通局職員の育児休業に関する規程(平成４年４月交規定第１号)第５条の２に規定する部分休業の承認(以下「部分休業の承認」という。)並びに高齢者部分休業の承認、介護休暇及び介護時間の承認を受け

受けたときを含む。)は、すべて給与を減額する。	たときを含む。)は、すべて給与を減額する。
２～４　［略］	２～４　［略］

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第１　一般職給料表（第５条関係）

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	給料月額	給料月額
		［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	円	円
	1							370,600	537,800
	2							373,100	548,300
	3							375,600	558,500
	4							378,100	567,900
	5							380,500	576,500
	6							383,700	583,900
	7							386,900	591,000
	8							390,100	598,100
	9							393,300	604,600
	10							396,700	610,200
	11							400,100	614,700
	12							403,500	618,200
	13							406,800	621,200
	14							410,200	623,700
	15							413,600	625,700
	16							417,000	627,200
	17							420,300	628,200
	18							423,800	629,200
	19							427,300	
	20							430,700	
	21							434,100	
	22							437,600	
	23							441,100	
	24							444,600	
	25							448,000	
	26							451,400	
	27							454,700	
	28							458,000	
	29							461,200	
	30							464,400	
	31							467,500	
	32							470,600	
	33							473,700	
	34							476,700	
	35							479,700	
	36							482,700	
	37							485,700	
	38							488,700	
	39							491,700	
	40							494,600	
	41							497,500	
	42							499,800	
	43							502,100	
	44							504,300	
	45							506,200	
	46							507,700	
	47							509,200	
	48							510,700	
	49							512,100	
	50							512,900	
	51							513,700	
	52							514,500	
	53							515,400	
	54							516,100	
	55							516,800	
	56							517,500	

改正前

別表第１　一般職給料表（第５条関係）

職員の区分	職務の級 / 号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	給料月額	給料月額
		［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	円	円
	1							370,600	480,600
	2							373,100	484,200
	3							375,600	487,800
	4							378,100	491,300
	5							380,500	494,800
	6							383,700	498,400
	7							386,900	502,000
	8							390,100	505,600
	9							393,300	509,000
	10							396,700	512,600
	11							400,100	516,200
	12							403,500	519,800
	13							406,800	523,100
	14							410,200	526,800
	15							413,600	530,500
	16							417,000	534,200
	17							420,300	537,800
	18							423,800	541,300
	19							427,300	544,800
	20							430,700	548,300
	21							434,100	551,800
	22							437,600	555,200
	23							441,100	558,500
	24							444,600	561,800
	25							448,000	564,900
	26							451,400	567,900
	27							454,700	570,800
	28							458,000	573,700
	29							461,200	576,500
	30							464,400	578,400
	31							467,500	580,300
	32							470,600	582,200
	33							473,700	583,900
	34							476,700	585,700
	35							479,700	587,500
	36							482,700	589,300
	37							485,700	591,000
	38							488,700	592,200
	39							491,700	593,400
	40							494,600	594,600
	41							497,500	595,700
	42							499,800	596,900
	43							502,100	598,100
	44							504,300	599,300
	45							506,200	600,400
	46							507,700	601,300
	47							509,200	602,200
	48							510,700	603,100
	49							512,100	603,800
	50							512,900	604,600
	51							513,700	605,400
	52							514,500	606,200
	53							515,400	607,000
	54							516,100	607,800
	55							516,800	608,600
	56							517,500	609,400

| | | |

	109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137								
定年前再任用短時間勤務職員		［略］ 円 187,900	［略］ 円 210,700	［略］ 円 257,800	［略］ 円 291,400	［略］ 円 309,000 (332,400) (386,400)	［略］ 円 366,200	基準給料月額 円 416,700	基準給料月額 円 450,700

備考

1　［略］

2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が５級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に8,800円をそれぞれ加算した額とする。

3　［略］

	109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137								
定年前再任用短時間勤務職員		［略］ 187,900	［略］ 210,700	［略］ 257,800	［略］ 291,400	［略］ 309,000 (332,400) (386,400)	［略］ 366,200	基準給料月額 416,700	基準給料月額 450,700

備考

1　［略］

2　この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が５級である職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

3　［略］

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表第３　特定任期付職員給料表（第５条関係）
<table><tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td>392,000</td></tr><tr><td>2</td><td>440,000</td></tr><tr><td>3</td><td>492,000</td></tr><tr><td>4</td><td>555,000</td></tr><tr><td>5</td><td>634,000</td></tr><tr><td>6</td><td>740,000</td></tr><tr><td>7</td><td>864,000</td></tr></table>備考　この表は、特定任期付職員に適用する。</td><td></td></tr>
</table>

（神戸市交通局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正）

第２条　神戸市交通局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和元年12月２日交通管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改

正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（給料の減額） 第９条　会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、神戸市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第５条で定める休日である場合、若しくは同規程第９条に規定する年次有給休暇、同規程第10条に規定する病気休暇及び同規程第12条の２から第14条及び第15条の２から第18条までに規定する休暇である場合、並びに職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年３月条例第13号）第２条第１項各号及びこれに基づく神戸市交通局職員の職務に専念する義務の特例に関する規程（昭和28年３月交規程第６号）第２条第１項第１号、第６号から第13号まで、及び第15号の規定に基づきその義務を免除された場合、並びに給与規程第19条第１項第１号から第７号に規定される勤務しないことが承認される場合とする。 ２～４　［略］	（給料の減額） 第９条　会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、神戸市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第５条で定める休日である場合、若しくは同規程第９条に規定する年次有給休暇及び同規程第12条の２から第14条及び第15条の２から第18条までに規定する休暇である場合、並びに職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年３月条例第13号）第２条第１項各号及びこれに基づく神戸市交通局職員の職務に専念する義務の特例に関する規程（昭和28年３月交規程第６号）第２条第１項第１号、第６号から第13号まで、及び第15号の規定に基づきその義務を免除された場合、並びに給与規程第19条第１項第１号から第７号に規定される勤務しないことが承認される場合とする。 ２～４　［略］

（管理職手当の支給に関する規程の一部改正）

第３条　管理職手当の支給に関する規程（昭和41年12月28日交通管理規程第46

号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表第１（第２条関係）
［略］
備考
１　本表の支給額の欄中「甲」、「乙」及び「丙」は、支給区分に応じ、下表に定める月額を表す。
<table><tr><th>支給額</th><th>支給区分</th><th>月額</th></tr><tr><td>甲</td><td>２種</td><td>145,000円</td></tr><tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr><tr><td></td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr><tr><td></td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr><tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr></table>２　［略］</td><td>別表第１（第２条関係）
［略］
備考
１　本表の支給額の欄中「甲」、「乙」及び「丙」は、支給区分に応じ、下表に定める月額を表す。
<table><tr><th>支給額</th><th>支給区分</th><th>月額</th></tr><tr><td>甲</td><td>２種</td><td>131,000円</td></tr><tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr><tr><td></td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr><tr><td></td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr><tr><td>［略］</td><td>［略］</td><td>［略］</td></tr></table>２　［略］</td></tr>
</table>

（管理職員特別勤務手当の支給に関する規程の一部改正）

第４条　管理職員特別勤務手当の支給に関する規程（平成４年４月１日交通管理規程第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）

については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（対象職員等） 第２条　条例第10条の２第１項の管理者が定める職員は、管理職手当の支給に関する規程（昭和41年12月交規程第46号）別表第１（以下「管理職手当の別表」という。）の支給額欄に掲げる支給額が甲、乙又は丙である職にある職員（以下「特定管理職員」という。）又は特定任期付職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「任期付職員法」という。）第３条第１項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）とする。	（対象職員等） 第２条　条例第10条の２第１項の管理者が定める職員は、管理職手当の支給に関する規程（昭和41年12月交規程第46号）別表第１（以下「管理職手当の別表」という。）の支給額欄に掲げる支給額が甲、乙又は丙である職にある職員（以下「特定管理職員」という。）とする。
２　［略］	２　［略］
（手当の額等） 第３条　神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（昭和28年４月交規程第９号。以下この条において「規程」という。）第８条の３第１項第１号の管理者が定める額は、特定管理職員にあってはその占める職に係る管理職手当の	（手当の額等） 第３条　神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（昭和28年４月交規程第９号。以下この条において「規程」という。）第８条の３第３項第１号の管理者が定める額は、特定管理職員にあってはその占める職に係る管理職手当の

別表に掲げる支給額に応じ次の各号に掲げる額とする。	別表に掲げる支給額に応じ次の各号に掲げる額とする。
(1)～(3) ［略］	(1)～(3) ［略］
2 規程第８条の３第１項第１号の管理者が定める額は、特定任期付職員にあってはその者が受ける規程第５条第１項第３号に規定する特定任期付職員給料表（以下単に「特定任期付職員給料表」という。）の号給又は規程第６条の４第２項の規定による給料月額に応じ次の各号に掲げる額とする。	
(1) ６号給若しくは７号給又は規程第６条の４第２項の規定による給料月額　10,000円	
(2) ５号給　8,500円	
(3) １号給から４号給まで　7,000円	
3 規程第８条の３第１項第１号の管理者が定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間以上の場合の勤務とする。	2 規程第８条の３第３項第１号の管理者が定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間以上の場合の勤務とする。
4 規程第８条の３第１項第１号の管理者が定める割合は、100分の150とする。	3 規程第８条の３第３項第１号の管理者が定める割合は、100分の150とする。
5 規程第８条の３第１項第２号の管理者が定める額は、特定管理職員にあってはその占める職に係る管理職手当の別表に掲げる支給額に応じ次の各号に掲げる額とする。	4 規程第８条の３第３項第２号の管理者が定める額は、特定管理職員にあってはその占める職に係る管理職手当の別表に掲げる支給額に応じ次の各号に掲げる額とする。

(1)～(3) ［略］	(1)～(3) ［略］
6 規程第８条の３第１項第２号の管理者が定める額は、特定任期付職員にあってはその者が受ける特定任期付職員給料表の号給又は規程第６条の４第２項の規定による給料月額に応じ次の各号に掲げる額とする。	
(1) ６号給若しくは７号給又は規程第６条の４第２項の規定による給料月額　50,000円	
(2) ５号給　4,300円	
(3) １号給から４号給まで　3,500円	
7 次に掲げる場合には、条例第10条の２第１項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第２項の勤務は、同条第１項の勤務とみなす。	5 規程第８条の３第１項の勤務をした後、引き続いて同条第２項の勤務をした場合は、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。
(1) 条例第10条の２第１項の勤務をした後、引き続いて同条第２項の勤務をした場合	
(2) 条例第10条の２第２項の勤務をした後、引き続いて同条第１項の勤務をした場合	
（規程附則第４項の規定の適用を受ける職員の支給額）	（規程附則第４項の規定の適用を受ける職員の支給額）
第３条の２ 規程附則第４項の規定の適用を受ける職員に対する第３条第１項及び第５項の規定の適用につい	第３条の２ 規程附則第４項の規定の適用を受ける職員に対する第３条第１項及び第４項の規定の適用につい

ては、当分の間、同号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。	ては、当分の間、同号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

（交通局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部改正）

第５条　交通局職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（昭和29年11月１日交通管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（勤務時間の割振り） 第３条の２　［略］ ２、３　［略］ ４　管理者は、職員（管理者が別に定める職員を除く。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第１項の規定にかかわらず、職員の申告（以下この項から第22項において単に「申告」	（勤務時間の割振り） 第３条の２　［略］ ２、３　［略］ ４　管理者は、職員（管理者が別に定める職員を除く。）について、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、第１項の規定にかかわらず、職員の申告（以下この項から第22条において単に「申告」

という）を経て、４週間を超えない範囲内で週を単位として管理者が定める期間（以下この条において「単位期間」という。）ごとの期間につき第３条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。	という）を経て、４週間を超えない範囲内で週を単位として管理者が定める期間（以下この条において「単位期間」という。）ごとの期間につき第３条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。
５～25　［略］	５～25　［略］
（特別休暇）	（特別休暇）
第11条　［略］	第11条　［略］
２　前項の特別休暇は、健康支援休暇、出生サポート休暇、産前休暇、産後休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、結婚休暇、忌服休暇、年次祭し休暇、夏季休暇、社会貢献活動休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇とする。	２　前項の特別休暇は、健康支援休暇、出生サポート休暇、産前休暇、産後休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、結婚休暇、忌服休暇、年次祭し休暇、夏季休暇、社会貢献活動休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇とする。
（社会貢献活動休暇）	（社会貢献活動休暇）
第19条　職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで、国内において、原則として次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合は、願い出により一の年度につき５日以内の社会貢献活動休暇を与える。ただし、半日を単位に社会貢献活動休暇を与えた場合についても、日数の計算においては１日の社会貢献活動休暇を与えたものとみな	第19条　職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで、国内において、原則として次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合は、願い出により一の年度につき５日以内の社会貢献活動休暇を与える。ただし、半日を単位に社会貢献活動休暇を与えた場合についても、日数の計算においては１日の社会貢献活動休暇を与えたものとみな

す。	す。
(1)～(3) ［略］	(1)～(3) ［略］
(4) 民生委員・児童委員（民生委員支援員等の民生委員・児童委員を補佐する活動を含む）の活動	
(5) 保護司の活動	
（子の看護等休暇）	（子の看護休暇）
第21条　中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なその子の世話、感染症に伴う学級閉鎖等によりその子の世話を行うこと、又はその子の教育若しくは保育に係る行事（入園、卒園、入学又は卒業の式典その他これに準ずる式典）への参加をいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合、願い出により一の年度につき５日（対象となる子が２人以上の場合にあっては、10日）の子の看護等休暇を与える。	第21条　中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なその子の世話又は感染症に伴う学級閉鎖等によりその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合、願い出により一の年度につき５日（対象となる子が２人以上の場合にあっては、10日）の子の看護休暇を与える。
（休暇の単位）	（休暇の単位）
第23条　休暇の単位は、１日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。	第23条　休暇の単位は、１日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。
(1) ［略］	(1) ［略］

(2) 年次有給休暇、特別休暇のうち、健康支援休暇、出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇 1日。ただし、特に必要と認められる場合にあっては、半日、1時間	(2) 年次有給休暇、特別休暇のうち、健康支援休暇、出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇 1日。ただし、特に必要と認められる場合にあっては、半日、1時間
(3)～(6) ［略］	(3)～(6) ［略］

（神戸市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正）

第6条 神戸市交通局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和元年12月2日交通管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（特別休暇） 第11条 特別休暇は、健康支援休暇、出生サポート休暇、産前休暇、産後休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、結婚休暇、忌服休暇、夏季休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇とする。	（特別休暇） 第11条 特別休暇は、健康支援休暇、出生サポート休暇、産前休暇、産後休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、結婚休暇、忌服休暇、夏季休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇とする。
2～4 ［略］	2～4 ［略］
（出生サポート休暇） 第12条の2 勤務時間規程第12条の2	（出生サポート休暇） 第12条の2 勤務時間規程第12条の2

の規定は、会計年度任用職員（１週間の勤務日が３日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で１年間の勤務日が121日以上であるものに限る。第15条の２、第15条の３、第19条及び第20条において同じ。）の出生サポート休暇について準用する。	の規定は、会計年度任用職員（１週間の勤務日が３日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で１年間の勤務日が121日以上であるものであって、６月以上の任期が定められているもの又は継続勤務期間が６月以上あるものに限る。第15条の２、第15条の３、第19条及び第20条において同じ。）の出生サポート休暇について準用する。
（子の看護等休暇） 第19条　勤務時間規程第21条の規定は、会計年度任用職員の子の看護等休暇について準用する。	（子の看護休暇） 第19条　勤務時間規程第21条の規定は、会計年度任用職員の子の看護休暇について準用する。

（企業職員の職務分類の基準に関する規程の一部改正）

第７条　企業職員の職務分類の基準に関する規程（昭和41年12月交規程第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第１　一般職給料表級別標準職務表 １級　［略］	別表第１　一般職給料表級別標準職務表 １級　［略］

2級　［略］	2級　［略］
3級　［略］	3級　［略］
4級　［略］	4級　［略］
5級　係長、専門役又は調査役、第1類の事業所の副所長、第2類の事業所の支所長、車庫長、運転指令区長、乗務区長、管区駅長、保線区長、変電区長、電気区長又は検車区長の職務	5級　係長、専門役又は調査役、第1類の事業所の副所長、第2類の事業所の車庫長、運転指令区長、名谷乗務区長、管区駅長、保線区長、変電区長又は電気区長の職務
6級　課長、第1類の事業所の長の職務	6級　課長、統括乗務区長、苅藻乗務区長、統括駅長又は第1類の事業所の長の職務
7級　［略］	7級　［略］
8級　［略］	8級　［略］
別表第2　現業職給料表級別標準職務表	別表第2　現業職給料表級別標準職務表
1級　［略］	1級　［略］
2級　［略］	2級　［略］
3級　［略］	3級　［略］
4級 高度の知識、長期にわたる経験及び能力の実証を必要とし、下位の職務の級に属する職員に対して指導・助言を行いながら、困難な技能的業務を行う職務	4級 1　多数の職員の技能的業務を指揮監督する職務 2　高度の知識、長期にわたる経験及び能力の実証を必要とし、困難な技能的業務を行う職務
5級　［略］	5級　［略］

（交通局職員職名規程の一部改正）

第８条　交通局職員職名規程（昭和31年８月交規程第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第１（第３条関係） 副局長　部長　課長　営業所長　地下鉄職員研修所長　係長　副所長　支所長　車庫長　運転指令区長　乗務区長　管区駅長　保線区長　変電区長　電気区長　検車区長 別表第２（第３条関係）	別表第１（第３条関係） 副局長　部長　課長　営業所長　統括所長　統括乗務区長　統括駅長　係長　副所長　車庫長　運転指令区長　乗務区長　管区駅長　保線区長　変電区長　電気区長 別表第２（第３条関係）

職種名	職種名の総称区分
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
乗合自動車運転士、高速鉄道運転士、高速鉄道車掌	［略］
駅掌	［略］
［略］	［略］

職種名	職種名の総称区分
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
乗合自動車指導運転士、高速鉄道指導運転士、高速鉄道指導車掌、乗合自動車運転士、高速鉄道運転士、高速鉄道車掌	［略］
指導駅掌、駅掌	［略］
［略］	［略］

（交通局自動車運転取扱規程の一部改正）

第９条　交通局自動車運転取扱規程（昭和36年12月交規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（自動車の運転者） 第７条　乗合自動車運転士の職種名を有する者及び運行管理者が特に認め	（自動車の運転者） 第７条　乗合自動車運転士若しくは乗合自動車指導運転士の職種名を有す

た者以外は、自動車を運転してはならない。ただし、試運転又は回送等の場合において、上司の承認を得て運転するときは、この限りでない。	る者及び運行管理者が特に認めた者以外は、自動車を運転してはならない。ただし、試運転又は回送等の場合において、上司の承認を得て運転するときは、この限りでない。

（神戸市交通局乗合自動車職員服務規程の一部改正）

第10条　神戸市交通局乗合自動車職員服務規程（昭和46年３月交規程第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（定義） 第２条　この規程において乗合自動車職員（以下「職員」という。）とは、営業所において乗合自動車運輸現業に従事する運輸事務職員（以下「運輸事務職員」という。）、乗合自動車運転士（研修生を含む。以下「運転士」という。）をいう。	（定義） 第２条　この規程において乗合自動車職員（以下「職員」という。）とは、営業所において乗合自動車運輸現業に従事する運輸事務職員（以下「運輸事務職員」という。）、乗合自動車指導運転士並びに乗合自動車運転士（研修生を含む。以下「運転士」という。）をいう。

（神戸市高速鉄道運輸係員規程の一部改正）

第11条　神戸市高速鉄道運輸係員規程（昭和52年２月交規程第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及

び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（運転指令区長）
第７条　運転指令区長は、運輸課長の命を受け、所属係員を指揮監督し、高速鉄道の運転指令、運転整理その他運行管理に関する業務を処理する。
別表
係員の職種名
<table><tr><th>係員</th><th>職種名</th></tr><tr><td>［略］</td><td rowspan="4">［略］</td></tr><tr><td>［略］</td></tr><tr><td>［略］</td></tr><tr><td>［略］</td></tr><tr><td>運転士</td><td>高速鉄道運転士</td></tr><tr><td>車掌</td><td>高速鉄道車掌</td></tr><tr><td>駅掌</td><td>駅掌</td></tr></table></td><td>（運転指令区長）
第７条　運転指令区長は、運転統括所長の命を受け、所属係員を指揮監督し、高速鉄道の運転指令、運転整理その他運行管理に関する業務を処理する。
別表
係員の職種名
<table><tr><th>係員</th><th>職種名</th></tr><tr><td>［略］</td><td rowspan="4">［略］</td></tr><tr><td>［略］</td></tr><tr><td>［略］</td></tr><tr><td>［略］</td></tr><tr><td>運転士</td><td>高速鉄道指導運転士
高速鉄道運転士</td></tr><tr><td>車掌</td><td>高速鉄道指導車掌
高速鉄道車掌</td></tr><tr><td>駅掌</td><td>指導駅掌
駅掌</td></tr></table></td></tr>
</table>

（交通局職員の職長並びに班及び班長設置規程の一部改正）

第12条　交通局職員の職長並びに班及び班長設置規程（昭和28年７月交規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第２条　職長及び副職長並びに副班長は、職種員又は班員で次の各号に該当するものについて局長が選任する。	第２条　職長及び副職長並びに班長及び副班長は、職種員又は班員で次の各号に該当するものについて局長が選任する。
(1)～(4)　［略］	(1)～(4)　［略］
２　班長の選任については、別の定めにより局長が選任する。	
第３条　職長は、次の職務を行わなければならない。	第３条　職長及び班長は、次の職務を行わなければならない。
(1)～(3)　［略］	(1)～(3)　［略］
２　班長は、別の定めによる職務を行わなければならない。	
３　［略］	２　［略］

（交通局職員の職長並びに班及び班長設置規程の一部改正）

第13条　交通局職員の職長並びに班及び班長設置規程（昭和28年７月交規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）

については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第１条　［略］	第１条　［略］
	２　職長及び班長を総括させるため、総括班長を置くことができる。
	第４条　総括班長の選任については、第２条の規定を準用する。
	第５条　総括班長は、第３条に準ずる職務を行うほか、職長及び班長を総括する。
第４条　［略］	第６条　［略］

（神戸市交通局分課規程の一部改正）

第14条　神戸市交通局分課規程（昭和27年10月１日交規程第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（分課）	（分課）
第２条　交通局に次の部、課及び係を設ける。	第２条　交通局に次の部、課及び係を設ける。

経営企画課	経営企画課
営業推進課　［略］	営業推進課　［略］
自動車部　［略］	自動車部　［略］
高速鉄道部	高速鉄道部
地下鉄運輸サービス課	地下鉄運輸サービス課
管理係	管理係
	計画係
安全推進係	安全推進係
運輸課	運輸課
運輸係	運輸係
企画係	
施設課　［略］	施設課　［略］
電気システム課　［略］	電気システム課　［略］
地下鉄車両課　［略］	地下鉄車両課　［略］
２～３　［略］	２～３　［略］
（施設課の分掌事務）	（施設課の分掌事務）
第９条の３　施設課においては、次の事務を分掌する。	第９条の３　施設課においては、次の事務を分掌する。
施設課	施設課
(1)、(2)　［略］	(1)、(2)　［略］
(3)　(2)を除く建築施設、建築付帯設備及び土木工事の設計及び工事に関すること。	(3)　(2)を除く建築施設、建築付帯設備の営繕工事及び土木工事に関すること。

附　則

（施行期日等）

第１条　この規程は、令和７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第13条の規定による改正後の交通局職員の職長並びに班及び班長設置規程の規定は令和９年４月１日から施行する。

２　第７条の規定による改正後の企業職員の職務分類の基準に関する規程別表第

１、第８条の規定による改正後の交通局職員職名規程別表第１及び第11条の規定による改正後の神戸市高速鉄道運輸係員規程第７条の規定は、令和６年４月１日から適用する。

（令和８年３月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

第２条　施行日から令和８年３月31日までの間における第１条の規定による改正後の神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程（以下、「改正後給与規程」第９条の規定の適用については、同条第１項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは、「(5) 重度心身障害者　(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とし、改正後給与規程第10条の規定の適用については、同条第１項中「14,500円」とあるのは「13,500円」と、「とする」とあるのは、「、前項第６号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（号給の切替え）

第３条　施行日の前日において神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規程第５条第１項第１号の給料表の適用を受けていた職員のうち、その職務の級が７級又は８級である職員の施行日における号給は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及びその者が受けていた号給に応じて附則別表に定める号給とする。

（施行細目の委任）

第４条　前条に定めるもののほか、第１条の規定の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則別表（附則第３条関係）

職務の級 / 旧号給	７級	８級
1	1	1
2	2	1
3	3	1
4	4	1
5	5	1
6	6	1

7	7	1
8	8	1
9	9	1
10	10	1
11	11	1
12	12	1
13	13	1
14	14	1
15	15	1
16	16	1
17	17	1
18	18	2
19	19	2
20	20	2
21	21	3
22	22	3
23	23	3
24	24	4
25	25	4
26	26	4
27	27	5
28	28	5
29	29	5
30	30	6
31	31	6
32	32	6
33	33	6
34	34	7
35	35	7
36	36	7

37	37	7
38	38	8
39	39	8
40	40	8
41	41	8
42	42	8
43	43	8
44	44	9
45	45	9
46	46	9
47	47	9
48	48	9
49	49	9
50	50	9
51	51	10
52	52	10
53	53	10
54	54	10
55	55	10
56	56	10
57	57	10
58	58	11
59	59	11
60	60	11
61	61	11
62	62	
63	63	
64	64	
65	65	
66	66	

67	67	
68	68	
69	69	
70	70	
71	71	
72	72	
73	73	
74	74	
75	75	
76	76	
77	77	
78	77	
79	77	
80	77	
81	77	

神戸市交通局契約規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市交通事業管理者　城　南　雅　一

神戸市交通管理規程第20号

神戸市交通局契約規程の一部を改正する規程

神戸市交通局契約規程（昭和51年８月５日交規程第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（契約書又は請書の省略） 第22条　次の各号に掲げる場合においては、契約書の提出を省略し、請書を提出させることができる。 （１）第26条の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に定める金額以下の契約をするとき。 （２）～（５）［略］ ２　［略］	（契約書又は請書の省略） 第22条　次の各号に掲げる場合においては、契約書の提出を省略し、請書を提出させることができる。 （１）　契約金額が100万円以下の契約をするとき。 （２）～（５）［略］ ２　［略］
（随意契約） 第26条　地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」とい	（随意契約） 第26条　地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」とい

う。）第21条の13第1項第1号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することができる場合は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に掲げる予定価格の額を超えないものとする。

契約の種類	額
(1)　工事又は製造の請負	400万円
(2)　財産の買入れ	300万円
(3)　物件の借入れ	150万円
(4)　財産の売払い	100万円
(5)　物件の貸付け	50万円
(6)　前各号に掲げるもの以外のもの	200万円

２～６　［略］

（一般競争入札に係る公告の特例）

第27条の５　特定調達契約に係る一般競争入札の公告に限り、第４条の規定の適用については、同条中「10日（急施を要する場合は、５日」とあるのは、「40日（急施を要する場合は10日」とする。

う。）第21条の13第1項第1号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することができる場合は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に掲げる予定価格の額を超えないものとする。

契約の種類	額
(1)　工事又は製造の請負	250万円
(2)　財産の買入れ	160万円
(3)　物件の借入れ	80万円
(4)　財産の売払い	50万円
(5)　物件の貸付け	30万円
(6)　前各号に掲げるもの以外のもの	100万円

２～６　［略］

（一般競争入札に係る公告の特例）

第27条の５　特定調達契約に係る一般競争入札の公告に限り、第４条の規定の適用については、同条中「10日（急施を要する場合は、５日」とあるのは、「40日（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約に係る一般競争入札による場合であつて、最初の契約に係る公告において最初の契約以外の契約に係る公告を少なくとも24日前に行う旨を定めたときは24日、急施を要する場合は10日」とす

	る。
2　［略］	2　［略］

附　則

（施行期日）

1　この規程は、令和７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この規程による改正後の神戸市交通局契約規程の規定は、施行日以後に公告その他の契約の申込みの誘引（一連の調達契約にあたっては、その最初の契約の申込みの誘引。以下同じ。）が開始される契約について適用し、施行日前に公告その他の契約の申込みの誘引が開始されている契約については、なお従前の例による。

神戸市高速鉄道乗車規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市交通事業管理者　城　南　雅　一

神戸市交通管理規程第21号

神戸市高速鉄道乗車規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

神戸市高速鉄道乗車規程（昭和52年２月交規程第44号）の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1)　改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2)　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3)　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表

危険品

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
5	酸化性の物	次亜塩素酸塩類	—	晒粉（次亜塩素酸カルシウム）	—	
			—	その他の次亜塩素酸塩類	漂白剤＊	密閉した容器に収納し、且つ、

改正前

別表

危険品

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
5	酸化性の物	次亜塩素酸塩類	—	晒粉（次亜塩素酸カルシウム）	—	
			—	その他の次亜塩素酸塩類	—	

						破損するおそれのないよう荷造しているもので、液体は1リットル以内、固体は重量が0.5キログラム以内のもの

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
7	その他危険物	毒物・劇物毒物・劇物	—	硫酸	バッテリー液＊	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			—	塩酸	トイレ用強力洗浄剤＊	
			—	硝酸	—	
			—	塩化スルホン酸（塩化ス	—	

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
7	その他危険物	毒物・劇物毒物・劇物	—	硫酸	バッテリー液＊	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			—	塩酸	トイレ用強力洗浄剤＊	
			—	硝酸	—	
			—	塩化スルホン酸（塩化スルフ	—	

				リルを含む。)	
			—	沸化水素酸	—
			—	硫酸ジメチル(ジメチル硫酸)	—
			—	フェシロリコン	—
			—	塩化硫黄	—
			—	クロルピクリン	—
			—	四エチル鉛	—
			—	クロロホルム	—
			—	臭素(ブロム)	—
			—	ホルマリン	—
			—	その他、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)で指定さ	—

				ルフルフリルを含む。)	
			—	沸化水素酸	—
			—	硫酸ジメチル(ジメチル硫酸)	—
			—	フェシロリコン	—
			—	塩化硫黄	—
			—	クロルピクリン	—
			—	四エチル鉛	—
			—	クロロホルム	—
			—	臭素(ブロム)	—
			—	ホルマリン	—
			—	その他、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)で指	—

						薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように荷造したもの	
					バッテリー＊		
				―	その他、毒物及び劇物取締法で定められている毒物及び劇物を使用した製品(薬液を入れた鉛蓄電池など)		
						薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように荷造したもの	
					バッテリー＊		
				―	その他、毒物及び劇物取締法で定められている毒物及び劇物を使用した製品(薬液を入れた鉛蓄電池など)		

附　則

（施行期日）

1　この規程は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市教育委員会公告式に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市教育委員会

教育長　福本　靖

神戸市教育委員会規則第５号

神戸市教育委員会公告式に関する規則を廃止する規則

神戸市教育委員会公告式に関する規則（昭和23年11月教育委員会規則第４号）は、廃止する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市教育委員会公示令達取扱規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市教育委員会

教育長　福本　靖

神戸市教育委員会規則第６号

神戸市教育委員会公示令達取扱規則

神戸市教育委員会公示令達取扱規則（昭和25年８月教育委員会規則第39号）の全部を改正する。

教育委員会の公示及び令達については、神戸市公示令達規則(昭和25年８月市規則第346号)を準用する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市教育委員会

教育長　福本　靖

神戸市教育委員会規則第７号

神戸市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

（教育委員会事務局組織規則の一部改正）

第１条　神戸市教育委員会事務局組織規則(昭和33年４月教育委員会規則第３号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>第１条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第17条第２項の規定に基づき、神戸市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>課及び課に相当する室</th><th>係</th></tr>
<tr><td>監理室</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>総務課</td><td>［略］</td></tr>
</table>
</td><td>第１条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第17条第２項の規定に基づき、神戸市教育委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織は、次のとおりとする。
<table>
<tr><th>部</th><th>課及び課に相当する室</th><th>係</th></tr>
<tr><td></td><td>監理室</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>総務部</td><td>総務課</td><td>［略］</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

教職員人事課	［略］
教職員給与課	［略］
学校経営支援課	［略］
学校環境整備課	［略］
健康教育課	［略］
学びの推進課	
児童生徒課	［略］
特別支援教育課	［略］

第２条　事務局に事務局長、教育次長、副局長及び地区統括官を、部に部長を、課に課長を、課に相当する室に課に相当する室長を、係に係長を置く。

２～５　［略］

６　副局長は、上司の命を受け、事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関に属する事務を

	教職員人事課	［略］
	教職員給与課	［略］
学校支援部	学校経営支援課	［略］
	学校環境整備課	［略］
	健康教育課	［略］
学校教育部	学校教育課	管理係　人権・教育振興係
	教科指導課	初等教育係　中等教育係　学校図書係
	児童生徒課	［略］
	特別支援教育課	［略］

第２条　事務局に事務局長、教育次長及び地区統括官を、部に部長を、課に課長を、課に相当する室に課に相当する室長を、係に係長を置く。

２～５　［略］

総括し、当該所掌事務に従事する職員を指揮監督する。	
7～12　［略］	6～11　［略］
13　局長、副局長、部長、課長、係長及び総括班長の所掌事務は、教育長が定める。	12　局長、部長、課長、係長及び総括班長の所掌事務は、教育長が定める。
第6条　事務局長及び教育次長に事故あるときは、所管の局長、副局長又は部長が、その事務を、代理又は代決し、事務局長及び教育次長が欠けたときは、副局長又は教育委員会があらかじめ指定する職員が、その事務を代理する。	第6条　事務局長及び教育次長に事故あるときは、所管の局長又は部長が、その事務を、代理又は代決し、事務局長及び教育次長が欠けたときは、総務部長又は教育委員会があらかじめ指定する職員が、その事務を代理する。
2　局長、副局長又は部長に事故があるときは、所管の副局長、部長又は課長がその事務を代決する。	2　局長又は部長に事故があるときは、所管の部長又は課長がその事務を代決する。
3　［略］	3　［略］
第14条　学びの推進課は、次の事務を分掌する。	第14条　学校教育課は、次の事務を分掌する。
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の教育課程等に関すること。	(2)　幼稚園及び高等学校の教育課程等に関すること。
(3)　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の教育の専門的事項の指導に関すること。	(3)　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の教育の専門的事項の指導に関すること（教科指導課の所管に属するものを除く。）。
(4)　［略］	(4)　［略］

(5) 小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の教科書の採択その他教材の取り扱いに関すること。 (6) 学校教員の指導力向上に関すること。 (7) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の国際教育に関すること。 (8) 学校における読書指導及び学校図書館の運営に関すること。 (9) 教育に関する専門的及び技術的事項の研究並びに研究成果の普及に関すること。 (10) 情報教育の推進に関すること。 (11)～(15) ［略］ (16) こども日本語サポートセンターに関すること。	(5) 高等学校の教科書の採択その他教材の取り扱いに関すること。 (6)～(10) ［略］ (11) こども日本語サポートひろばに関すること。
第15条 削除	第15条 教科指導課は、次の事務を分掌する。 (1) 小学校、中学校及び義務教育学校の教育課程等に関すること。 (2) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の教育の専門的事項の指導に関すること。（学校教育課の所管に属するものを除く。） (3) 小学校、中学校及び義務教育学校の教科書の採択その他教材の取り扱いに関すること。 (4) 学校教員の指導力向上に関する

	こと。 (5) 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校の国際教育に関すること。 (6) 学校における読書指導及び学校図書館の運営に関すること。 (7) 教育に関する専門的及び技術的事項の研究並びに研究成果の普及に関すること。 (8) 情報教育の推進に関すること。

（教育委員会職員職名規則の一部改正）

第２条　神戸市教育委員会職員職名規則（昭和27年５月教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第１（第４条第１項関係）

補職名	職名
事務局長、教育次長、局長、副局長、地区統括官、部長、所長、課長、室長、学校法務専門官、係長、総括班長、調査	［略］

改正前

別表第１（第４条第１項関係）

補職名	職名
事務局長、教育次長、局長、地区統括官、部長、所長、課長、室長、学校法務専門官、係長、総括班長、調査役、専門役、	［略］

役、専門役、統括官、専門官、総括主幹教諭	
［略］	［略］

統括官、専門官、総括主幹教諭	
［略］	［略］

（教育委員会公印規則の一部改正）

第３条　神戸市教育委員会公印規則（昭和42年７月教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（電子計算機による公印） 第13条　［略］ ２　前項の規定により、公印の押印に代えて、電子印を使用する場合は、次に掲げる手続きによる。 (1)　［略］ (2)　総務課長は、前号の申請を承認するときは、学校経営支援課課長（情報監理担当）と協議の上、電子印影の不当な使用、更新、破壊等を防止するシステム機能等を措置した上で、第６号様式による電子印使用承認書を交付する。	（電子計算機による公印） 第13条　［略］ ２　前項の規定により、公印の押印に代えて、電子印を使用する場合は、次に掲げる手続きによる。 (1)　［略］ (2)　総務課長は、前号の申請を承認するときは、学校支援部学校経営支援課課長（情報監理担当）と協議の上、電子印影の不当な使用、更新、破壊等を防止するシステム機能等を措置した上で、第６号様式による電子印使用承認書を交付する。

（大学奨学金基金条例施行規則の一部改正）

第４条　神戸市大学奨学金基金条例施行規則（昭和62年３月教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

様式第２号中「神戸市教育委員会事務局学校支援部学校経営支援課」を「神戸市教育委員会事務局学校経営支援課」に改める。

（教育委員会職員分限懲戒審査会規則の一部改正）

第５条　神戸市教育委員会職員分限懲戒審査会規則（平成25年３月教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（庶務） 第10条　審査会の庶務は、教育委員会事務局教職員人事課において処理する。	（庶務） 第10条　審査会の庶務は、教育委員会事務局総務部教職員人事課において処理する。

（指導力向上審査委員会規則の一部改正）

第６条　神戸市指導力向上審査委員会規則(平成25年３月教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（庶務） 第10条　委員会の庶務は、教育委員会事務局教職員人事課において処理する。	（庶務） 第10条　委員会の庶務は、教育委員会事務局総務部教職員人事課において処理する。

（いじめ問題審議委員会規則の一部改正）

第７条　神戸市いじめ問題審議委員会規則(平成26年３月教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（庶務） 第10条　審議委員会の庶務は、教育委員会事務局児童生徒課において処理する。	（庶務） 第10条　審議委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部児童生徒課において処理する。

（令和元年度に発生の神戸市立中学校いじめ問題追加調査委員会設置規則の一部改正）

第８条　令和元年度に発生の神戸市立中学校いじめ問題追加調査委員会設置規則（令和５年６月教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又

は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（庶務） 第11条　委員会の庶務は、教育委員会事務局児童生徒課において処理する。	（庶務） 第11条　委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部児童生徒課において処理する。

（令和５年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会設置規則の一部改正）

第９条　令和５年度神戸市立中学校生徒自死事案に関するいじめ等調査委員会設置規則（令和６年１月教育委員会規則第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（庶務） 第11条　委員会の庶務は、教育委員会事務局児童生徒課において処理する。	（庶務） 第11条　委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部児童生徒課において処理する。

（令和５年度に発生の神戸市立中学校いじめ問題調査委員会設置規則の一部改

正）

第10条　令和５年度に発生の神戸市立中学校いじめ問題調査委員会設置規則（令和６年２月教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（庶務） 第11条　委員会の庶務は、教育委員会事務局児童生徒課において処理する。	（庶務） 第11条　委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部児童生徒課において処理する。

（令和３年度に発生の神戸市立小学校児童不登校事案に関するいじめ問題調査委員会設置規則の一部改正）

第11条　令和３年度に発生の神戸市立小学校児童不登校事案に関するいじめ問題調査委員会設置規則（令和６年３月教育委員会規則第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（庶務） 第11条　委員会の庶務は、教育委員会事務局児童生徒課において処理する。	（庶務） 第11条　委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部児童生徒課において処理する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市教育委員会

教育長　福本　靖

神戸市教育委員会規則第８号

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

神戸市教育委員会職員の特殊勤務手当に関する規則（平成10年４月教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（教育委員会職員特殊勤務手当） 第２条　［略］ ２　［略］ ３　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の職員（事務職員、技術職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。）が次の各号に掲げる職務のいずれかに従事した場合において、その職務が心身に著しい負担	（教育委員会職員特殊勤務手当） 第２条　［略］ ２　［略］ ３　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校の職員（事務職員、技術職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。）が次の各号に掲げる職務のいずれかに従事した場合において、その職務が心身に著しい負担

を与えると教育委員会が認めるときに、当該各号に定める額を条例第37条第３号に規定する教育委員会規則で定める額として支給する。 (1)～(5) ［略］ (6) 被害が特に甚大な非常災害が発生した本市の区域外の地域において行う災害応急対応、災害復旧対応又は学校等運営支援の職務　勤務１回につき10,160円以内で、当該業務に従事した時間数等に応じて別に定める額	を与えると教育委員会が認めるときに、当該各号に定める額を条例第37条第３号に規定する教育委員会規則で定める額として支給する。 (1)～(5) ［略］ (6) 被害が特に甚大な非常災害が発生した本市の区域外の地域において行う災害応急対応、災害復旧対応又は学校等運営支援の職務　勤務１回につき10,000円以内で、当該業務に従事した時間数等に応じて別に定める額

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市置塩こども育成基金条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市教育委員会

教育長　福本　靖

神戸市教育委員会規則第９号

神戸市置塩こども育成基金条例施行規則を廃止する規則

神戸市置塩こども育成基金条例施行規則（平成23年３月教育委員会規則第７号）は、廃止する。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市教育委員会

教育長　福本　靖

神戸市教育委員会規則第10号

神戸市立幼稚園園則の一部を改正する規則

神戸市立幼稚園園則（昭和23年12月教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表（第５条関係）

区	小学校又は義務教育学校	幼稚園
［略］	［略］	［略］
灘区	［略］ 六甲（神前町、篠原南町１―４・５（１―７番）、日尾町２・３、八幡町２―４、将軍通） 六甲山	［略］

改正前

別表（第５条関係）

区	小学校又は義務教育学校	幼稚園
［略］	［略］	［略］
灘区	［略］ 六甲（神前町、篠原南町１―４・５（１―７番）、日尾町２・３、八幡町２―４、将軍通）	［略］

	［略］	［略］
	［略］ 灘の浜	［略］
中央区	［略］	［略］
	湊 神戸祇園（楠町、橘通１・２、多聞通１・２、元町高架通（２番314―321号、３番１・16―18号））	神戸、兵庫くすのき
	［略］	［略］
兵庫区	神戸祇園（五宮町、梅元町、矢部町、神田町、馬場町、上三条町、下三条町、上祇園町、下祇園町、平野町、湊山町、雪御所町、山王町１・２、天王町、千鳥町、大同町１―３、石井町、都由乃町、烏原町、荒田町１（１―19番）・２―４） 夢野の丘（北山町、菊水町、熊野町、大同町４・５、氷室町、湊川町、夢野町、小山町、	兵庫くすのき

	［略］	［略］
	［略］ 灘の浜	［略］
	六甲山	六甲山
中央区	［略］	［略］
	湊	神戸、兵庫くすのき
	［略］	［略］
兵庫区	神戸祇園（五宮町、梅元町、矢部町、神田町、馬場町、上三条町、下三条町、上祇園町、下祇園町、平野町、湊山町、雪御所町、山王町１・２、天王町、千鳥町、大同町１―３、石井町、都由乃町、烏原町、荒田町１（１―19番）・２―４） 夢野の丘（北山町、菊水町、熊野町、大同町４・５、氷室町、湊川町、夢野町、小山町、	兵庫くすのき

	鵯越筋、清水町、鵯越町、滝山町、東山町） 会下山 兵庫大開 水木（中道通９、水木通８―10、大開通８―10、塚本通８、駅前通、駅南通５（３番１―22号、４番）） 明親 浜山 和田岬	
北区	［略］	［略］

	鵯越筋、清水町、鵯越町、滝山町、東山町） 会下山（松本通、荒田町１（20―22番）、上沢通、会下山町、大井通、新開地１（４番64号）） 明親 浜山 和田岬	
	神戸祇園〔中央区〕（楠町、橘通１・２、多聞通１・２、元町高架通（２番314―321号、３番１・16―18号））	神戸、兵庫くすのき
	会下山（下沢通２―８、中道通２―８） 兵庫大開 水木（中道通９、水木通８―10、大開通８―10、塚本通８、駅前通、駅南通５（３番１―22号、４番））	兵庫くすのき、西野
	夢野の丘〔長田区〕（房王寺町６・７、長田天神町３、滝谷町）	西野
北区	［略］	［略］

	八多学園	有野、からと、道場、大沢、長尾、淡河好徳
	［略］	［略］
長田区	夢野の丘（房王寺町６・７、長田天神町３、滝谷町） 水木（一番町１、二番町１、三番町１―３） 丸山ひばり 名倉 室内 宮川 池田 蓮池 長田 五位の池 御蔵 真野 長田南 真陽 駒ヶ林 だいち（戸崎通３、西代通４、御屋敷通６）	兵庫くすのき、名谷きぼうの丘

	八多学園	八多
	［略］	［略］
長田区	水木（一番町１、二番町１、三番町１―３） 丸山ひばり 名倉 室内 宮川 池田 蓮池（戸崎通１・２、庄山町１（３番）、山下通１―３、大谷町１・２（１―８番）） 西代通１―３、大谷町３（18・19番９―16号・20―24番を除く。） 長田 五位ノ池 御蔵 長田南 真陽（若松町３・４、大橋町３・４）	西野

須磨区	だいち（大池町、千歳町、常磐町、平田町１（１番）・２（１・２番）・３（１―３番）・４（１番）・５（山陽電鉄以南）、大黒町、戎町１―５、寺田町１―３、太田町１―６） 若宮 西須磨 北須磨 東須磨（大田町７・８、戎町６、権現町１―３、戸政町、堀池町１・２、中島町、東町）	兵庫くすのき、名谷きぼうの丘
	板宿 東須磨（大手町１―６・７（５番１―７号	名谷きぼうの丘

	蓮池（御屋敷通１―５、水笠通、松野通） 駒ヶ林 真野 真陽（西尻池町３―５、腕塚町１―４、庄田町、久保町１―４、二葉町１―４、駒栄町、南駒栄町）	兵庫くすのき、西野
須磨区	板宿 東須磨（大手町１―６・７（５番１―７号を除く。）・８・９、大手、上細沢町、奥山畑町、若木町、板宿町３（１番15―26号）、東須磨（青山・月見山・月見山下・新池を除く。））	西野、名谷きぼうの丘
	だいち（大池町、千歳町、常磐町、平田町１（１番）・２（１・２番）・３（１―３番）・４（１番）・５（山陽電鉄以南）、大黒町、戎町１―５、寺田町１―３、太田町１―６）	兵庫くすのき、西野、名谷きぼうの丘

	を除く。)・８・９、大手、上細沢町、奥山畑町、若木町、板宿町３（１番15―26号）、東須磨（青山・月見山・月見山下・新池を除く。)） 高倉台 妙法寺 横尾 多井畑 南落合 東落合 花谷 白川 松尾 神の谷 西落合 竜が台 菅の台 若草	
［略］	［略］	［略］
西区	［略］	［略］

	東須磨（大田町７・８、戎町６、権現町１―３、戸政町、堀池町１・２、中島町、東町）	
	だいち〔長田区〕（戸崎通３、西代通４、御屋敷通６）	兵庫くすのき、西野
	若宮 西須磨 北須磨	兵庫くすのき、名谷きぼうの丘
	高倉台 妙法寺 横尾 多井畑 南落合 東落合 花谷 白川 松尾 神の谷 西落合 竜が台 菅の台 若草	名谷きぼうの丘
［略］	［略］	［略］
西区	［略］	［略］

	神出	太山寺、いかわ、櫨谷、おしんべ、たまつ、玉津第二、平野、岩岡
	［略］	［略］

備考　［略］

	神出（神出町五百蔵を除く。）	神出
	神出（神出町五百蔵に限る。）	おしんべ、神出
	［略］	［略］

備考　［略］

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市立学校事務職員の任免、叙級、給与等に関する規程等を廃止する訓令を次のように定める。

令和７年３月31日

神戸市教育委員会
教育長　福本　靖

神戸市教育委員会訓令甲第２号

神戸市立学校事務職員の任免、叙級、給与等に関する規程等を廃止する訓令

次に掲げる訓令は、廃止する。

(1) 神戸市立学校事務職員の任免、叙級、給与等に関する規程（昭和24年３月教育委員会訓令甲第３号）

(2) 神戸市立学校教職員及び事務職員の服務その他身分取扱等に関する件（昭和24年教育委員会訓令甲第１号）

(3) 学童に付き添い旅行する場合の旅費取扱規程(昭和30年３月教育委員会訓令甲第１号)

(4) 神戸市教育委員会職員の旅費取扱規程（昭和35年８月教育委員会訓令甲第１号）

(5) 神戸市教育委員会職員退職手当金支給規程（昭和39年１月教育委員会訓令甲第２号）

(6) 係長以上の職にある者が欠けたときの事務取扱いに関する規程（昭和40年５月教育委員会訓令甲第１号）

(7) 神戸市教育委員会職員証発行規程（昭和32年２月教育委員会訓令甲第４号）

(8) 神戸市教育委員会要望等の記録及び報告並びにコンプライアンスを推進する体制の整備に関する規程（平成18年12月教育委員会訓令甲第１号）

(9) 神戸市教育委員会電子署名規程（平成29年７月教育委員会訓令甲第５号）

(10) 神戸市教育委員会公文書管理規程（令和６年７月教育委員会訓令甲第１号）

附　則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市教育委員会要望等の記録及び報告並びにコンプライアンスを推進する体制の整備に関する規程を次のように定める。

令和７年３月31日

神戸市教育委員会
教育長　福本　靖

神戸市教育長訓令甲第３号

神戸市教育委員会要望等の記録及び報告並びにコンプライアンスを推進する体制の整備に関する規程

（趣旨）

第１条　この訓令は、神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例（平成18年９月条例第13号。以下「条例」という。）第７条第４項及び第16条第３項の規定に基づき、要望等の記録及び報告並びにコンプライアンスを推進する体制の整備に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この訓令において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

２　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 所属

ア　神戸市教育委員会事務局組織規則（昭和33年４月教委規則第３号。以下「事務局組織規則」という。）第１条に規定する部（課を置かないものに限る。）、課及び課に相当する室

イ　教育機関の組織に関する規則（昭和41年４月教委規則第２号。以下「教育機関組織規則」という。）第２条に規定する第１類の教育機関における課及び第２類の教育機関

ウ　教育委員会が所管する市立学校園（以下「学校園」という。）

(2) 所属長

前号に定める所属の長（ただし、課を置かない部又は部に相当する室においては教育長があらかじめ定める課長とする。）

（要望等の記録事項）

第３条　条例第７条第１項前段の規定による記録は、次に掲げる事項の記録とする。ただし、法令等の規定により当該要望等を記録するときは、この限りでない。

(1) 要望等を受けた日

(2) 要望等を受けた方法

(3) 要望等を受けた場所

(4) 要望者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあっては要望等を行った者の所属する部署の名称、役職名及び氏名

(5) 要望等を受けた職員等の所属、補職及び氏名

(6) 要望等の件名及び内容

(7) 要望者に対し回答した内容

(8) 前各号に掲げるもののほか、要望等を記録するため必要な事項

２　職員等は、要望等の内容への対応の結果の記録をするものとする。

（要望等の報告等）

第４条　職員等は、記録等により教育長（要望等の内容が次の各号に掲げるものである場合は、当該各号に掲げる者）に報告をし、及びその場で対応が終了した場合又は改めて対応する必要がない場合を除くほか、要望等への対応の方針について決裁を受けるものとする。

(1) 特に重要なものであると教育長が判断するもの　教育委員会及び市長

(2) 所属長の直近上位の上司まで報告するものとして教育長があらかじめ定めるもの　当該上司

(3) 日常的、定例的又は簡易なものであると所属長が判断するもの　当該所属長

２　教育長は、記録等（前項第２号及び第３号に掲げるものに係るものを除く。）の写しを行財政局長へ送付するものとする。

３　前２項の規定は、条例第９条第２項に規定する処理を行った場合について準用する。

（事案の移送）

第５条　職員等は、職員等以外のものから当該職員等以外の職員等の職務に関する要望、提言、提案、相談、意見、苦情、依頼その他これらに類するものを受けたときは、当該事案を所管する所属に属する職員等に適切に移送するものとする。

２　前項の規定により移送を受けた職員等は、条例及びこの訓令の規定に基づき、当該移送を受けた事案を適切に処理するものとする。

（コンプライアンス推進責任者等）

第６条　コンプライアンスを推進するための責任者として次の各号に掲げる者を置き、当該各号に定める者をもって充てる。

(1) コンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）　所属長

(2) コンプライアンス推進副責任者（以下「推進副責任者」という。）　課長（所属長を除く。）、高等学校事務長、教頭及び第３類の教育機関の長

(3) コンプライアンス総括推進責任者（以下「総括責任者」という。）　推進責任者の直近上位の上司（学校園においては教育長があらかじめ定める者とする。）

(4) コンプライアンス統括監督者（以下「統括監督者」という。）　教育長

（推進責任者の責務）

第７条　推進責任者は、コンプライアンスを推進し、及び不当要求行為に 毅然とした態度で対応することによって不当要求行為による被害を防止するため、次に掲げる責務を有する。

(1) 当該所属に属する職員等（以下「所属職員」という。）に対し研修を実施すること。

(2) 所属職員間で不当要求行為に関する情報の伝達が図れるよう努めること。

(3) 不当要求行為への対応に関し、所属職員へ適切な指示を行うこと。

(4) 不当要求行為により所属職員その他の者に危害が及び、若しくは明らかに公正で公平な職務の執行を阻害し、又はこれらのおそれがあると認める場合において、当該不当要求行為を行った者又は不当要求行為を行うおそれのある者（以下「行為者」という。）に対して警告、退去の要請、警察官

への通報その他必要な措置を講ずること。

(5) 所属職員が不当要求行為により一定の行為をし、又はしないことを同意させられた場合において行為者に対する当該同意の撤回に関し必要な措置を講ずること。

(6) コンプライアンスの意識を鼓舞し、及び自由闊達な職場の風土の醸成を図るため積極的に所属職員と対話するよう努めること。

2 推進責任者は、前項第1号に規定する研修を実施したときは、速やかに統括監督者に実施結果を報告するものとする。

3 統括監督者は、前項の報告に係る書面又は電磁的記録の写しを行財政局長へ送付するものとする。

（推進副責任者の責務）

第8条 推進副責任者は、推進責任者を補佐する。

（総括責任者の責務）

第9条 総括責任者は、コンプライアンスに関する取組を推進し、推進責任者及び推進副責任者を指揮し、所属職員の服務義務違反を未然に防ぎ、並びに率先垂範してコンプライアンスの実践に努めるものとする。

2 総括責任者は、不当要求行為への組織的な対応を行うために、所属職員から不当要求行為の報告を受けたときは、行為者への対応について必要な指示を行い、及び必要に応じ関係部局へ情報の提供又は協力の要請を行うほか、必要と認めるときは、自ら行為者への対応を行い、第7条第1項第4号又は第5号に規定する措置を講ずるものとする。

（統括監督者の責務）

第10条 統括監督者は、コンプライアンスに関する取組を統括し、総括責任者、推進責任者及び推進副責任者（以下「総括責任者等」という。）の取組について絶えず検証し、改善を図り、並びに率先垂範してコンプライアンスの実践に努めるものとする。

2 統括監督者は、総括責任者等が第7条第1項第4号又は第5号に規定する措置を講じた場合において、その後も行為者が不当要求行為を繰り返し行うときは、告発、行為者の氏名又は名称及び不当要求行為の内容その他必要があると

認める事項の公表その他の必要な措置を講ずるものとする。

（コンプライアンス推進委員会）

第11条　コンプライアンスの推進に関する取組を推進するため、教育委員会に、コンプライアンス推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置くものとする。

２　推進委員会は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 次に掲げる事項を教育委員会に属する職員等に確実に周知するための方法及び体制を確立すること並びにその周知が実際になされているかどうかを確認すること。

ア　神戸市政の透明化の推進及び公正な職務執行の確保に関する条例施行規則（平成18年12月規則第43号。以下「規則」という。）第７条第２項に規定するコンプライアンスの推進に関する重要な情報の伝達に係る事項

イ　次号に規定する取組方針

(2) 教育委員会におけるコンプライアンスの推進に関する取組方針を策定すること及び当該取組方針に係る次に掲げる事項を行うこと。

ア　教育委員会に属する職員等が策定した取組方針に基づき着実に行動しているかどうかを確認すること。

イ　アに掲げるもののほか、策定した取組方針について実施した後の評価を行うこと。

(3) 教育委員会で発生した次に掲げる案件について、状況を確認し、及び情報を共有すること（コンプライアンスの推進のために特に必要がある場合にあっては、状況を確認し、情報を共有し、及び対処方針を決定すること。）。

ア　不当要求行為に係る案件

イ　法令等又は条例第５条に規定する基本原則に違反する行為に係る案件

(4) 前３号に掲げるもののほか、教育委員会における条例の運用状況を確認し、及び評価を行うこと。

３　推進委員会の長は、委員長とし、統括監督者をもって充てるものとする。

４　推進委員会に委員を置き、次に掲げる者をもって充てるものとする。

(1) 総括責任者

(2) 推進責任者

(3) 推進副責任者

(4) 前３号に掲げる者のほか、委員長が教育委員会に属する職員等のうちから任命する者

５　推進委員会に副委員長を置き、前項の委員のうちから、委員長が指名するものとする。

６　委員長は、推進委員会を主宰するものとする。

７　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理するものとする。

８　推進委員会は、その活動の内容を、必要に応じて、規則第７条第１項に規定するコンプライアンス対策会議に報告するものとする。

（施行細目）

第12条　この訓令の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附　則

この訓令は、令和７年４月1日から施行する。

神戸市教育委員会電子署名規程を次のように定める。

令和７年３月31日

神戸市教育委員会

教育長　福本　靖

神戸市教育長訓令甲第４号

神戸市教育委員会電子署名規程

（趣旨）

第１条　この訓令は、神戸市教育委員会公文書管理規程(令和７年４月教育長訓令甲第５号)第12条の規定により、電子署名に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 電子署名　電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第２条第１項に規定する電子署名をいう。

(2) 組織認証局　地方公共団体組織認証基盤（地方公共団体が国又は他の地方公共団体との間で交換する電磁的記録（電子署名法第２条第１項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）が真正なものであることを認証するための基盤をいう。）における認証の機関をいう。

(3) 個人識別番号　電子署名を行うために必要な符号をいう。

(4) 電子署名カード　半導体集積回路を一体として組み込んだカードであって、個人識別番号を格納した電磁的記録に係る記録媒体をいう。

(5) カード型電子署名管理者　電子署名カードの保管及び使用の管理を行う者であって、電子署名カードによる電子署名を行うものをいう。

(6) 非カード型電子署名管理者　神戸市会計規則（昭和39年３月規則第81号）第２条第１項第３号に規定する支出担当者であって、その所管に係る次条第１項ただし書に規定する他の方法（電子署名カードにより行うものを除く。）による電子署名を行うものをいう。

（電子署名）

第３条　電子署名は、組織認証局が発行する電子署名カードにより行うものとする。ただし、特別の用途に用いる場合であって、教育委員会事務局総務課長（以下「総務課長」という。）の合議を得たものについては、他の方法により電子署名を行うことができる。

２　総務課長は、前項ただし書に規定する合議を得た電子署名について、当該電子署名を行うシステムの名称、所管課その他必要な事項を管理台帳に登録しなければならない。

（電子署名カード）

第４条　電子署名カードにより行う電子署名に用いる職名等及び当該電子署名カードに係るカード型電子署名管理者は、別表のとおりとする。ただし、教育委員会事務局長（以下「事務局長」という。）の承認を得たものは、この限りでない。

２　別表左欄に掲げる職（教育長を除く。）にある職員（以下この項において「被代行職員」という。）に事故があるためその事務を代行する職員及び被代行職員が欠けたためその事務を取り扱う職員は、被代行職員の電子署名を使用することができる。

（電子署名カードの交付等）

第５条　電子署名カードの交付は、総務課長が行う。

２　別表右欄に掲げる者は、電子署名カードの交付を受けようとするときは、組織認証局が指定する様式により、総務課長に申請しなければならない。電子署名カードを更新しようとするときも、同様とする。

３　総務課長は、電子署名カードを交付するときは、当該電子署名カードを管理台帳に登録の上、カード型電子署名管理者に交付しなければならない。

４　カード型電子署名管理者は、毎年７月１日時点において保管している電子署名カードの名称、数量等を総務課長に報告しなければならない。

（電子署名カードの管理）

第６条　電子署名カードは、保管場所外に持ち出してはならない。

２　カード型電子署名管理者は、電子署名カードを使用しないときは、当該電子署名カードを堅固な容器に入れて鍵をかけなければならない。

3　カード型電子署名管理者は、電子署名カード及び個人識別番号を厳重に管理し、盗難、漏えい等により他人に使用されることのないよう必要な措置を講じなければならない。

（非カード型電子署名管理者）

第７条　第３条第１項ただし書に規定する他の方法による電子署名（電子署名カードにより行うものを除く。）は、事務局長が特に認める場合は、第２条第６号の規定にかかわらず、非カード型電子署名管理者以外の者が行うことができる。

2　非カード型電子署名管理者に事故があるとき、又は非カード型電子署名管理者が欠けたときは、その所管の係長がその事務を代行することができる。

3　前項の場合において、所管課長は、非カード型電子署名管理者の事務を代行させようとするときは、あらかじめ代行させようとする者の職及び氏名を総務課長に届け出なければならない。

（電子署名使用簿等）

第８条　カード型電子署名管理者及び非カード型電子署名管理者は、電子署名を行うときは、当該電子署名を行う電磁的記録に係る決裁文書の起案者に電子署名使用簿に所要事項を記録させなければならない。

2　カード型電子署名管理者及び非カード型電子署名管理者は、電子署名を行うときは、当該電子署名を行う電磁的記録が決裁文書その他の証拠書類と相違ないことを確認しなければならない。

（電子署名に係る事故報告）

第９条　カード型電子署名管理者及び非カード型電子署名管理者は、個人識別番号を亡失したとき、電子署名カードの紛失又は盗難があったとき、電子署名が不正に行われ、又は不正に行われる可能性がある状態になったときその他電子署名に係る事故があったときは、直ちに、総務課長に報告しなければならない。

（電子署名の廃止）

第10条　カード型電子署名管理者は、電子署名カードの使用を廃止する場合は、総務課長に届け出なければならない。

2　第３条第２項の規定により管理台帳に登録されたシステムの所管課長は、当

該電子署名の方法を廃止する場合は、総務課長に届け出なければならない。

（施行細目）

第11条　この訓令の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附　則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第４条、第５条関係）

電子署名カードにより行う電子署名に用いる職名等	当該電子署名に係るカード型電子署名管理者
教育長	総務課長
教育長職務代理者	
教育長（各事務専用）	各事務主管課の長（当該事務を掌理する課長を含む。）
事務局長又は教育次長	総務課長
副局長、部長又は課若しくは課に相当する室の長	各事務主管課の長（当該事務を掌理する課長を含む。）
教職員研修所の所長又は副所長	副所長

神戸市教育委員会公文書管理規程を次のように定める。

令和７年３月31日

神戸市教育委員会

教育長　福本　靖

神戸市教育長訓令甲第５号

神戸市教育委員会公文書管理規程

（趣旨）

第１条　この訓令は、神戸市教育委員会（以下「委員会」という。）における公文書の管理について必要な事項を定めるものとする。

（公文書の管理に関する原則）

第２条　公文書はすべて正確かつ迅速に取り扱い、事務が能率的に処理されるようにしなければならない。

２　公文書は、常に整理し、紛失、盗難、損傷その他の事故を防止するとともに、重要なものについては、非常災害時の保護にも支障がないよう準備しておかなければならない。

３　公文書は、原則として、文書管理システムにより公文書の収受、起案、決裁、保存、廃棄その他公文書の管理に関する事務の処理（以下「公文書の事務処理」という。）を行うこと等により、適正に管理し、かつ利用しなければならない。

（定義）

第３条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公文書　神戸市情報公開条例（平成13年７月条例第29号。以下「情報公開条例」という。）第２条第３号に規定する実施機関である教育委員会に係る同条第１号に規定する公文書をいう。

(2) 簿冊等　相互に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物にまとめたもの及び単独で管理している公文書をいう。

(3) 所管課　別表第１の左欄に掲げる組織をいう。

(4) 所管課長　別表第１の中欄に掲げる職にある者をいう。

(5) 文書管理システム　公文書の事務処理を行うための情報処理システムであって、次に掲げるものをいう。

ア　委員会事務局（以下「事務局」という。）及び教育機関の組織に関する規則（昭和41年４月教育委員会規則第２号）第２条第１項に規定する教育機関（以下「教育機関」という。）にあって、市長が管理するもの。

イ　事務局、教育機関及び学校にあって、教育長が管理するもの。

(6) 電磁的記録　情報公開条例第２条第１号に規定する電磁的記録をいう。

（総務課長の職務）

第４条　事務局総務課長（以下「総務課長」という。）は、委員会における公文書に関する事務（以下「公文書事務」という。）を統括し、委員会に到達する文書の収受及び配布の事務を処理するとともに、公文書事務の適正化及び迅速化を図るため、所管課長及び公文書主任に対し必要な指示をすることができる。

（所管課長の職務）

第５条　所管課長は、当該所管課における公文書事務を管理し、常にその円滑適正な処理の促進に努めなければならない。

（公文書主任）

第６条　所管課に公文書主任を置き、別表第１の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

（公文書主任の職務）

第６条の２　公文書主任は、所管課長の命を受け、当該所管課における次に掲げる事務を処理する。

(1) 文書の収受及び配布に関すること。

(2) 文書の発送に関すること。

(3) 公文書の整理及び保存に関すること。

(4) 公文書事務の処理の促進に関すること。

(5) 公文書事務の改善及び指導に関すること。

(6) 情報公開条例第８条の規定による公開の請求に係る調整に関すること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、公文書事務の処理に関し必要なこと。

（公文書担当者）

第６条の３　公文書主任の職務を補佐するため、係（係のない所管課にあっては、所管課）に公文書担当者を置き、当該所管課に所属する職員のうちから所管課長が指名する。

（帳簿の作成）

第７条　総務課長は、文書収配簿（事務局に到達する文書のうち、到達の事実を記録する必要があると認めるもの（以下「要記録文書」という。）について、所要事項を記録する帳簿をいう。以下同じ。）を作成するものとする。

２　総務課長は、公示令達番号簿（規則及び告示の公示並びに訓令及び内訓の令達をする場合に記録する帳簿をいう。以下同じ。）を作成するものとする。

第８条　所管課長は、公文書の事務処理を文書管理システムにより行うことができない場合は、次に掲げる帳簿を作成するものとする。

(1)　文書収発簿（文書を収受し、及び発送する場合に記録する帳簿をいう。以下同じ。）

(2)　公文書管理台帳（完結した公文書（保存期間が１年以上のものに限る。）の名称その他の必要な事項を記録した台帳をいう。）

２　所管課長が必要があると認めるときは、前項各号に掲げる帳簿のほか、必要な帳簿を作成することができる。

（記号及び番号）

第９条　文書に付する記号及び番号は、次に掲げるところによる。ただし、特に定めのあるものについては、この限りではない。また、学校で発する文書には、文書番号を記載しない。

(1)　記号は、次の例示によること。ただし、これにより難いときは、総務課長に合議の上、別に定めることができる。

ア　庁内文書

所管課	所管課を表示する字数	記載例
事務局の室課	１字	教委総第　号
学校以外の教育機関	１字又は２字	教委研第　号 教委青育第　号

イ　庁外文書　庁内文書の記号に「神」を冠用すること。

(2) 番号は、次に掲げるところにより、文書管理システムで取得すること。ただし、公文書の事務処理を文書管理システムにより行うことができない場合は、この限りでない。

ア　毎年４月１日に更新すること。

イ　文書の収受又は起案ごとに取得し、１つの事件については、原則として、同一番号とすること。

ウ　１つの事件について、複数の文書の収受、起案又は施行を行うときは、原則として、完結するまで同一番号の枝番号を用いること。

（到達した文書の取扱い）

第10条　総務課長は、到達した文書を次に掲げるところにより処理し、所管課の公文書主任に配布する。

(1) 所管課が不明なものその他総務課長が必要と認めるものは、開封をすることができる。

(2) 要記録文書については、文書収配簿に所要事項を記録し、当該文書の余白、封筒その他の適当な箇所に収受印を押すこと。

(3) ２以上の所管課に関連する文書は、その最も関係の深い所管課に配布すること。

第11条　公文書主任は、前条の規定により配布された文書のほか、総務課長を経由しないで所管課に到達した文書を次に掲げるところにより処理する。

(1) 要記録文書については、文書の余白、封筒その他の適当な箇所に収受印を押し、文書管理システム又は文書収発簿若しくはこれに代わる帳簿に所要事項を記録すること。ただし、前条第２号の規定により、収受印が押されたものは、収受印を省略することができる。

(2) 所管課に到達した文書のうち、到達の日時がその法律効果に影響を及ぼすような文書で前号の規定により収受印を押したものは、収受印の下に収受時刻を記入するとともに、取扱者が記名し、又は印を押すこと。

(3) 前条の規定により配布された文書でその所管に属しないものは、総務課長に返付すること。

(4) 紙の公文書（以下「紙文書」という。）は、その原本を整理して保存しな

ければならない。

(5) 紙文書と同一性を有する電磁的記録（電子計算機の利用により、電磁的記録から当該紙文書と同一性を有すると認められる文書が出力できるものに限る。）を収受した場合は、当該紙文書を原本として保存することが適当と認められる場合を除き、電磁的記録を正本として保存することができる。

(6) 公文書を適切に管理するために所管課長が必要と認めるときは、紙文書をスキャナ（これに類する画像読取装置を含む。）により読み取り作成した電磁的記録を正本として保存することができる。ただし、当該紙文書を原本として保存することが適当と認められる場合を除く。

（電磁的記録の取扱い）

第12条　電磁的記録の送付については、電子情報処理組織（委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と送付を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）により行うことができる。

2　電磁的記録の送付に当たっては、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第２条第１項に規定する電子署名（以下単に「電子署名」という。）を行うことができる。

3　電子署名を行うために必要な手続その他の事項は、別に定める。

（文書による公示及び令達の取扱い）

第13条　文書による公示及び令達は、総務課長が公示令達番号簿により番号を付し、直ちに所定の手続をしなければならない。

（公文書管理規程の例）

第14条　この訓令に定めるもののほか、公文書の作成、処理、整理及び保存に関しては、公文書管理規程（昭和35年４月神戸市長訓令甲第８号）の例による。

（施行の細目）

第15条　この訓令の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附　則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

所管課		所管課長	公文書主任
神戸市教育委員会事務局組織規則（昭和33年４月教育委員会規則第３号）第１条に規定する課、課に相当する室、課内室		課長又は室長	庶務を担当する係長（所管課長の指定により、庶務を担当する係長以外の係長を公文書主任に充てることができる。）
学校	高等学校	学校長	事務長（所管課長の指定により、事務担当者を公文書主任に充てることができる。）
	小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校	学校長、副校長又は准校長	教頭（所管課長の指定により、事務担当者を公文書主任に充てることができる。）
	幼稚園	園長	所管課長が指定する者（所管課長が公文書主任を兼ねることができる。）
第１類の教育機関		庶務担当課の長	所管課長が指定する者
第２類の教育機関		第２類の教育機関の長	所管課長が指定する者
第３類の教育機関		その属する課、第１類の教育機関の庶務担当課又は第２類の教育機関の長	所管課長が指定する者
第４類の教育機関		その属する課、第１類の教育機関の庶務担当課又は第２類の教育機関の長	所管課長が指定する者

神戸市教育委員会職員証発行規程を次のように定める。

令和７年３月31日

神戸市教育委員会

教育長　福本　靖

神戸市教育長訓令甲第６号

神戸市教育委員会職員証発行規程

第１条　教育委員会に属する本市職員に対して、その身分を明らかにするため、この規程の定めるところにより神戸市職員証（以下「職員証」という。）を交付する。

第２条　前条の「職員」とは、次に掲げる者（ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員、第22条の４第１項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び同法附則（令和３年６月11日法律第63号）第６条第１項の規定により採用された短時間勤務の職員を除く。）をいう。

(1) 神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年３月条例第８号）第３条第１項第１号及び第３号に規定する給料表の適用を受ける職員

(2) 労務職員の給与等に関する規則（昭和31年７月規則第40号）第３条第１項に規定する労務職給料表の適用を受ける職員

(3) その他教育長が定める者

第３条　神戸市職員証発行規程（昭和31年11月訓令甲第12号）第２条から第６条までの規定は、教育委員会に属する職員の職員証に準用する。この場合において、同規程第６条中「行財政局人事課長」とあるのは「教職員人事課長を経て、教育長」と読み替えるものとする。

第４条　この規程の施行に関して必要な事項は、教育長が定める。

附　則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市教育委員会職員の旅費取扱規程を次のように定める。

令和７年３月31日

神戸市教育委員会

教育長　福本　靖

神戸市教育長訓令甲第７号

神戸市教育委員会職員の旅費取扱規程

（趣旨）

第１条　旅費条例（昭和27年７月条例第45号）及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第25号）の規定に基づき、教育委員会職員及び職員以外の者に対して支給する旅費の取扱については、別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

（教育職給料表の適用を受ける者の旅費）

第２条　旅費条例第２条第２項の規定に基づき、神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年３月条例第８号）第３条第１項第３号に規定する教育職給料表(2)、教育職給料表(3)及び教育職給料表(5)の適用を受ける者の行政職給料表の職務の級に相当する職務の級は次のとおりとする。

行政職給料表	教育職給料表(2)	教育職給料表(3)	教育職給料表(5)
７級			
６級以下	５級以下	３級以下	５級以下

（旅費の調整）

第３条　旅費条例第26条の規定に基づき、職員等が園児、児童又は生徒（以下「生徒等」という。）の校外学習、修学旅行等において、生徒等を引率して行う指導の業務に係る旅行の際は、この規程に定めるもののほか、次の基準により旅費を支給する。

(1) 鉄道賃及び船賃は、等級の区分を設ける場合は生徒等が利用する等級の運賃を、等級の区分を設けない場合はその乗車又は乗船に要する運賃を支給する。

(2) 車賃は、実費を支給する。

（旅行命令書等の様式）

第４条　教育委員会の所管に属する学校に勤務する職員の旅行命令書は、旅費条

例施行細則（昭和27年７月規則第76号）第６条によるほか、本規程の定める様式による。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

（社会教育委員の旅費）

第５条　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第３条の規定に基づき、社会教育委員に支給する旅費は、旅費条例別表４級の者に支給する額相当額とする。

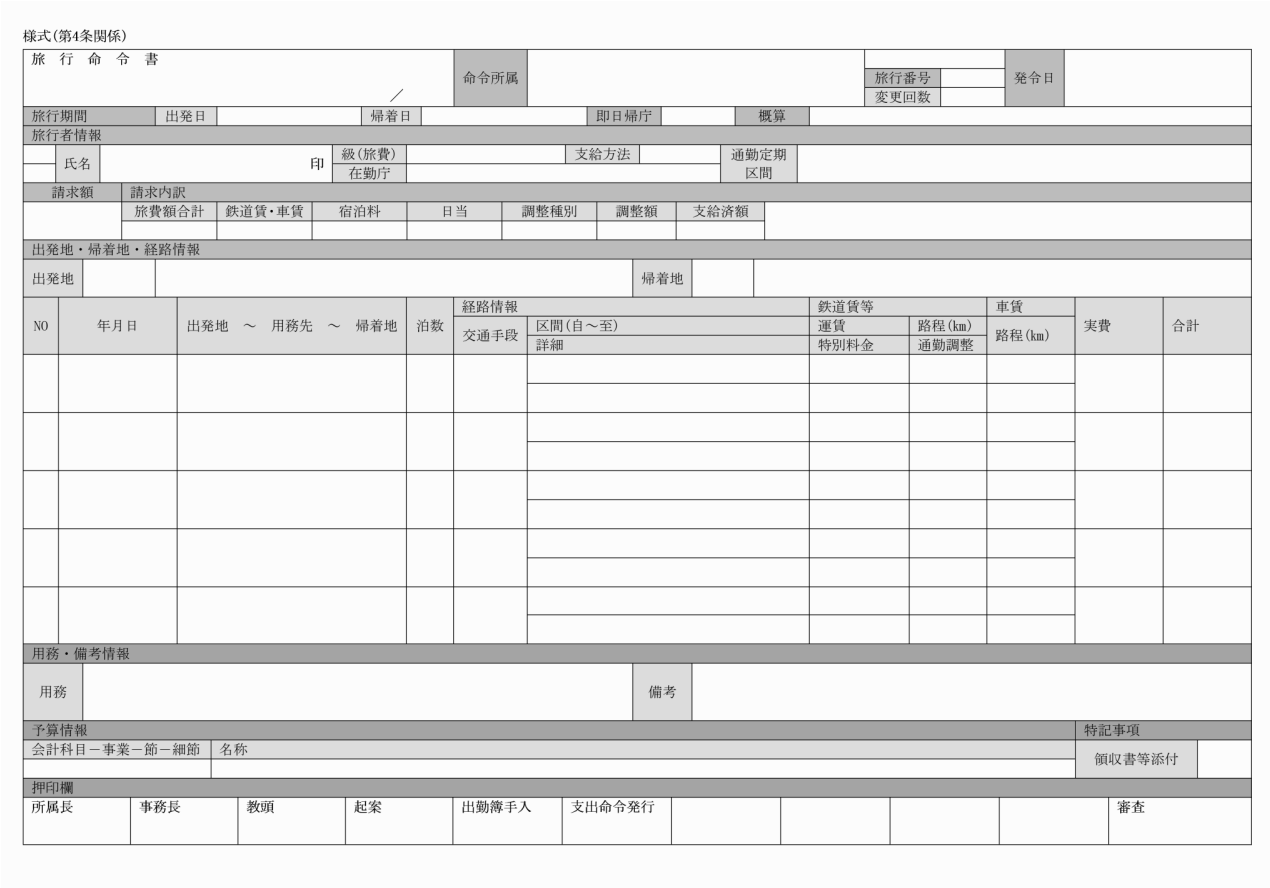
（職員等の旅費）

第６条　第２条及び第５条に定める者のほか、教育委員会の任命する職員及び職員以外の者に支給する旅費の取扱いに関しては、市長の事務部局職員の例による。

附　則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

様式（第４条関係）



様式(第4条関係)

旅　行　命　令　書		命令所属		旅行番号		発令日	
				変更回数			

旅行期間	出発日		帰着日		即日帰庁		概算	

旅行者情報

	氏名	印	級(旅費)		支給方法		通勤定期区間	
			在勤庁					

請求額	請求内訳						
	旅費額合計	鉄道賃・車賃	宿泊料	日当	調整種別	調整額	支給済額

出発地・帰着地・経路情報

出発地			帰着地		

NO	年月日	出発地　～　用務先　～　帰着地	泊数	経路情報		鉄道賃等		車賃	実費	合計
				交通手段	区間(自～至)	運賃	路程(km)	路程(km)		
					詳細	特別料金	通勤調整			

用務・備考情報

用務		備考	

予算情報		特記事項	
会計科目－事業－節－細節	名称	領収書等添付	

押印欄

所属長	事務長	教頭	起案	出勤簿手入	支出命令発行					審査

神戸市教育委員会職員退職手当金支給規程を次のように定める。

令和７年３月31日

神戸市教育委員会

教育長　福本　靖

神戸市教育長訓令甲第８号

神戸市教育委員会職員退職手当金支給規程

（趣旨）

第１条　この規程は、神戸市職員退職手当金条例（昭和24年９月条例第147号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、教育委員会に属する職員に対する退職手当金の支給に関する細目を定めるものとする。

（職員）

第２条　この規程で職員とは、常時勤務に服することを要する者であって、教育委員会事務局職員及び教育委員会所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下「職員」という。）をいう。

２　条例第２条第２項に規定する「職員に準ずるものとして規則で定めるもの」とは、神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年３月条例第８号）第20条に規定する者で勤務形態が条例第２条第１項に規定する職員に準ずる者として市長が別に定めるものをいう。

（条例第９条関係）

第３条　条例第９条第２項に規定する「休職期間の満了により退職」には教育公務員特例法（昭和24年法律第１号）第14条の規定による休職の期間の満了の日の退職を含むものとする。

（手当の支給）

第４条　一般の退職手当は、受給者の請求をまって支給する。

２　一般の退職手当を請求するときは、退職手当金支給請求書をもとの所属の長を通じ、教職員給与課長を経て教育長に提出しなければならない。

３　退職手当の支給を請求しようとするときは、退職手当金支給請求書に履歴書を添付しなければならない。本人死亡の場合において条例第３条に規定する遺族が退職手当の支給を請求するときは、退職手当金支給請求書に次の各号に掲

げる書類を添付しなければならない。

(1) 履歴書

(2) 死亡診断書又はこれに代わるべきもの

(3) 請求者の戸籍謄本

(4) 請求者が職員の死亡当時これにより生計を維持し、又はこれと生計をともにしていたことを証するに足る書類

4　条例第３条第３項の規定により総代者が一般の退職手当を請求するときは、前項に定める書類のほか、一般の退職手当を受けようとする者全員連署の総代者選任届を添付しなければならない。

5　もとの所属の長は、請求書に添付の書類の事実の確認を記載しなければならない。

第５条　この規程に定めがあるものを除くほか、退職手当の支給に関しては、市長の事務部局の職員の例による。

（施行細目）

第６条　この規程の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附　則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

係長以上の職にある者が欠けたときの事務取扱いに関する規程を次のように定める。

令和７年３月31日

神戸市教育委員会

教育長　福本　靖

神戸市教育長訓令甲第９号

（趣旨）

第１条　この訓令は、教育委員会事務部局の係長以上の職にある者が欠けたときの事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 部長　部長、第１類教育機関の長その他これらに準ずる者

(2) 課長　課長、第２類教育機関の長その他これらに準ずる者

(3) 係長　係長、第３類教育機関等の長その他これらに準ずる者

（事務取扱い）

第３条　部長、課長又は係長が欠けた場合において、特に発令しないときは、それぞれ所管の直近上位の職員が、その事務を取り扱うものとする。

（例外）

第４条　前条に該当する者以外の者にその事務取扱いをさせる場合は、別途事務取扱いの発令をするものとする。

附　則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

教育長公示令達取扱規程を次のように定める。

令和７年３月31日

神戸市教育委員会

教育長　福本　靖

神戸市教育長訓令甲第10号

教育長公示令達取扱規程

教育長公示令達取扱規程（昭和49年９月教育長訓令甲第３号）の全部を改正する。

教育長の公示及び令達については、神戸市教育委員会公示令達取扱規則(令和７年３月教育委員会規則第６号)を準用する。

附　則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和７年３月31日

神戸市教育委員会

教育長　福本　靖

神戸市教育長訓令甲第11号

教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

神戸市教育委員会職員安全衛生管理規程（昭和51年６月教育長訓令甲第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（総括安全衛生管理者） 第２条　［略］ ２　総括安全衛生管理者は、副局長の職にあるものを充てる。	（総括安全衛生管理者） 第２条　［略］ ２　総括安全衛生管理者は、総務部長の職にあるものを充てる。

附　則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市教育委員会公用自動車管理規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和７年３月31日

神戸市教育委員会

教育長　福本　靖

神戸市教育長訓令甲第12号

神戸市教育委員会公用自動車管理規程を廃止する訓令

神戸市教育委員会公用自動車管理規程（昭和48年５月教育長訓令甲第２号）は、廃止する。

附　則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

教育委員会事務局等専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和７年３月31日

神戸市教育委員会

教育長　福本　靖

神戸市教育長訓令甲第13号

教育委員会事務局等専決規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局等専決規程（平成29年４月教育長訓令甲第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（趣旨） 第１条　この訓令は、別に定めるものを除くほか、事務局長、教育次長、副局長、部長、課長及び課に相当する室長並びに学校その他の教育機関の長及びその他職員が所掌する教育委員会に属する事務及び市長に属する事務の補助執行についての専決について定めるとともに、これに関する教育長又は市長及び市長の補助職員の専決区分について表示することを目	（趣旨） 第１条　この訓令は、別に定めるものを除くほか、事務局長、教育次長、部長、課長及び課に相当する室長並びに学校その他の教育機関の長及びその他職員が所掌する教育委員会に属する事務及び市長に属する事務の補助執行についての専決について定めるとともに、これに関する教育長又は市長及び市長の補助職員の専決区分について表示することを目的とす

的とする。	る。
（事務局長及び教育次長の専決事項）	（事務局長及び教育次長の専決事項）
第２条　事務局長及び教育次長の専決事項は、次のとおりとする。	第２条　事務局長及び教育次長の専決事項は、次のとおりとする。
(1)　別表第１に定める局長の決裁区分及び別表第２に定める事務局長の決裁区分に属する事項に関すること。	(1)　別表第１及び別表第２に定める局長の決裁区分に属する事項に関すること。
(2)　重要でない照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、進達、副申、通達等（副局長、部長及び所長専決事項に係るものを除く。第３号において同じ。）に関すること。	(2)　重要でない照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、進達、副申、通達等（部長及び所長専決事項に係るものを除く。第３号において同じ。）に関すること。
(3)～(5)　［略］	(3)～(5)　［略］
（副局長の専決事項）	
第３条　副局長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、副局長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、副局長共通専決事項の項に規定する事項を専決するものとする。	
副局長共通専決事項	
(1)　別表第１に定める部長の決裁区分及び別表第２に定める副局長及び部長の決裁区分に属する事項に関すること。	

(2) 重要でない照会、回答、通知、届出、申請、申告、報告、進達、副申、通達等に関すること。 (3) 軽易定例なもの以外の諸証明に関すること。 (4) 学校医、学校歯科医その他の衛生職員の委嘱に関すること。 (5) その他前4号に準ずる事項に関すること。	
（部長及び所長の専決事項） 第4条 部長及び所長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、組織の事務を主管しない部長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、部長及び所長専決事項の項に規定する事項を専決するものとする。 部長及び所長専決事項 (1)～(4) ［略］	（部長及び所長の専決事項） 第3条 部長及び所長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、組織の事務を主管しない部長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、部長及び所長専決事項の項に規定する事項を専決するものとする。 部長及び所長専決事項 (1)～(4) ［略］ 総務部長専決事項 (1) 別表第1及び別表第2に定める総務部長の決裁区分に属する事項に関すること。 学校支援部長専決事項 学校医、学校歯科医その他の衛生職員の委嘱に関すること。

教職員研修所長専決事項 (1) 神戸市総合教育センター管理運営規則（平成２年６月教委規則第３号。以下「センター管理運営規則」という。）第２条第２項に規定する休館日に関すること。 (2)、(3) ［略］	教職員研修所長専決事項 (1) 神戸市総合教育センター管理運営規則（令和６年３月29日教委規則第　号。以下「センター管理運営規則」という。）第２条第２項に規定する休館日に関すること。 (2)、(3) ［略］
（課長、課に相当する室長及び第２類教育機関の長の専決事項） 第５条　課長、課に相当する室長及び第２類教育機関の長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、組織の事務を主管しない課長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長及び第２類教育機関の長専決事項の項に規定する事項を専決するものとする。 課長、課に相当する室長及び第２類教育機関の長専決事項 (1) 別表第１に定める課長（２類の長を除く。）の決裁区分に属する事項（第２類教育機関の長は、別表第１の規定にかかわらず、自らの勤務命令に関する事項並びに１日以内の休暇、欠勤、職務専念義務の免除及び施行命令に関する事項）に関すること。	（課長、課に相当する室長及び第２類教育機関の長の専決事項） 第４条　課長、課に相当する室長及び第２類教育機関の長の専決事項は、次のとおりとする。この場合において、組織の事務を主管しない課長は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長及び第２類教育機関の長専決事項の項に規定する事項を専決するものとする。 課長、課に相当する室長及び第２類教育機関の長専決事項 (1) 別表第１に定める課長及び課に相当する室長の決裁区分（第２類教育機関の長は２類の長の区分）に属する事項（第２類教育機関の長は、別表第１の規定にかかわらず、自らの勤務命令に関する事項並びに１日以内の休暇、欠勤、職務専念義務の免除及び施行命令に関

(2)～(11)　［略］	する事項）に関すること。
監理室長専決事項	(2)～(11)　［略］
(1)　［略］	監理室長専決事項
総務課長専決事項	(1)　［略］
(1)　［略］	総務部総務課長専決事項
総務課課長（政策調整担当）専決事項	(1)　［略］
(1)～(2)　［略］	総務部総務課課長（政策調整担当）専決事項
教職員人事課長専決事項	(1)～(2)　［略］
(1)～(3)　［略］	総務部教職員人事課長専決事項
教職員給与課長専決事項	(1)～(3)　［略］
(1)～(6)　［略］	総務部教職員給与課長専決事項
学校経営支援課長専決事項	(1)～(6)　［略］
(1)～(3)　［略］	学校支援部学校経営支援課長専決事項
学校環境整備課長専決事項	(1)～(3)　［略］
(1)～(3)　［略］	学校支援部学校環境整備課長専決事項
健康教育課長専決事項	(1)～(3)　［略］
(1)　［略］	学校支援部健康教育課長専決事項
学びの推進課長専決事項	(1)　［略］
(1)～(3)　［略］	学校教育部学校教育課長専決事項
第６条～第９条　［略］	(1)～(3)　［略］
	第５条～第８条　［略］
	第９条　削除
第10条　［略］	第10条　［略］
（事故代決）	（事故代決）

第11条　事務局長、教育次長、局長、副局長、部長、所長、課長又は課に相当する室長（以下この条において「事務局長及び教育次長等」という。）に事故があるときは、神戸市教育委員会事務局組織規則（昭和33年４月神戸市教育委員会規則第３号）第７条の規定により、事故ある者の事務を代理又は代決する者が、その専決事項を代決する。	第11条　事務局長、教育次長、局長、部長、所長、事務室長、課長又は課に相当する室長（以下この条において「事務局長及び教育次長等」という。）に事故があるときは、神戸市教育委員会事務局組織規則（昭和33年４月神戸市教育委員会規則第３号）第７条の規定により、事故ある者の事務を代理又は代決する者が、その専決事項を代決する。
２、３　［略］	２、３　［略］

改正後

別表第１（第２条―第10条関係）

人事関係事務

決裁区分／決裁事項		教育長	局長	部長（※は当該業務を所管する副局長のみ）	課長（２類の長を除く。）	教職員人事課長	教職員給与課長	教育機関の長			副校長、准校長	備考
								２類の長	３類の長	学校長		
［略］		［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
休業の承認	育児休業	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	部分休業	―	部長以上	課長	係長以下（３類に所属の職員を除く。）	―	―	所属職員	所属職員	所属職員	所属職員	
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	
［略］		［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

（注）　この表における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)、(2)［略］

(3) 部長　副局長、部長、所長

(4)～(7)［略］

改正前

別表第１（第２条―第10条関係）

人事関係事務

決裁区分／決裁事項		教育長	局長	部長（※は総務部長のみ）	課長及び課に相当する室長	教職員人事課長	教職員給与課長	教育機関の長			副校長、准校長	備考
								２類の長	３類の長	学校長		
［略］		［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
休業の承認	育児休業	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	
［略］		［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

（注）　この表における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)、(2)［略］

(3) 部長　部長、所長

(4)～(7)［略］

改正後

別表第２（第２条―第10条関係）

財務関係事務

２―１支出決定（支出を伴う施行決議・実施決定）

	決裁事項	節	節名称	細節名称等	専決範囲	決裁区分						合議	備考
						副市長	事務局長	副局長及び部長	課長及び課に相当する室長	学校長、副校長及び准校長	特定職		
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
10	調達	10	需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	300万円を超えるものについては経理契約（行財政局契約監理課に要求して行う契約をいう。以下同じ。）を要する。
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				消耗品費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費（市長が指定するものＡ）	400万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		［略］
					400万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					300万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		

改正前

別表第２（第２条―第10条関係）

財務関係事務

２―１支出決定（支出を伴う施行決議・実施決定）

	決裁事項	節	節名称	細節名称等	専決範囲	決裁区分						合議	備考
						副市長	局長	部長	課長及び課に相当する室長	学校長、副校長及び准校長	特定職		
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
10	調達	10	需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	160万円を超えるものについては経理契約（行財政局契約監理課に要求して行う契約をいう。以下同じ。）を要する。
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				消耗品費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費（市長が指定するものＡ）	200万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		［略］
					200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					160万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		

消耗品費（図書資料（教科用指導書））	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		300万円を超えるものについては経理契約を要する。
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
消耗品費（各種施設における給与品）	全て				○				300万円を超えるものについては経理契約を要する。
電気料金	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		［略］
	200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		［略］
請負（その他）	10	需用費	修繕料	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	200万円を超えるものについては経理契約を要する。
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
			修繕料（市長が指定するものB）	400万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		［略］
				400万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		

消耗品費（図書資料（教科用指導書））	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		200万円を超えるものについては経理契約を要する。
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
消耗品費（各種施設における給与品）	8，000万円超						行財政局長		160万円を超えるものについては経理契約を要する。
	8，000万円以下						契約監理課長		
	160万円以下				○				
電気料金	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		［略］
	100 万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		［略］
請負（その他）	10	需用費	修繕料	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	100万円を超えるものについては経理契約を要する。
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
			修繕料（市長が指定するものB）	200万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		［略］
				200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		

					200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
				修繕料（建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るもの）	400万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
					200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
					150万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
11	請負（製造）	11	役務費	一般役務費	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	400万円を超えるものについては経理契約を要する。	
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
	謝金その他これらに類するもの	11	役務費	一般役務費	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	
					200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
				一般役務費（定例的な報償）	200万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
					200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
					100万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			

					100万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
				修繕料（建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るもの）	250万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
					150万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
					100万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
11	請負（製造）	11	役務費	一般役務費	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	250万円を超えるものについては経理契約を要する。	
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
	謝金その他これらに類するもの	11	役務費	一般役務費	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	
					100万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
				一般役務費（定例的な報償）	100万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
					100万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
					50万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			

				20万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
請負（その他）	11	役務費	一般役務費、その他通信運搬費	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		200万円を超えるものについては経理契約を要する。	
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
			［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	
			保険料	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	
				200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
			一般役務費、その他通信運搬費（市長が指定するものA、B）	400万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	
				400万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
				200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
				40万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
			一般役務費（事業系ごみ指定袋等）、その他通信運搬費（郵便料金等）	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
12	指定管理	12	委託料	指定管理	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

				10万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
請負（その他）	11	役務費	一般役務費、その他通信運搬費	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		100万円を超えるものについては経理契約を要する。	
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
			［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	
			保険料	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	
				100万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
			一般役務費、その他通信運搬費（市長が指定するものA、B）	200万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	
				200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
				100万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
				20万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
			一般役務費（事業系ごみ袋等）、その他通信運搬費（郵便料金等）	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
12	指定管理	12	委託料	施設管理	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

	者に公の施設の管理を行わせる場合の協定			委託料									
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
13	調達	13	使用料及び貸借料	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
				一般使用料等（電子計算機上で使用するソフトウェアに係るもの）	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	300万円を超えるものについては経理契約を要する。
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
	物品の借入れ	13	使用料及び貸借料	一般使用料等	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	1　［略］ 2　150万円を超えるものについては経理契約を要する。
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				一般使用料等（市長が指定するものC）	400万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
					400万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					150万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		

	者に公の施設の管理を行わせる場合の協定			委託料									
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
13	調達	13	使用料及び貸借料	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
				一般使用料等（電子計算機上で使用するソフトウェアに係るもの）	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	100万円を超えるものについては経理契約を要する。
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
	物品の借入れ	13	使用料及び貸借料	一般使用料等	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	1　［略］ 2　80万円を超えるものについては経理契約を要する。
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					100万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				一般使用料等（市長が指定するものC）	200万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
					200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					100万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		

			自動車借上料	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	1　［略］ 2　150万円を超えるものについては経理契約を要する。
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
			［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	請負（その他）	13	使用料及び貸借料	自動車借上料（運転手付）	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	200万円を超えるものについては経理契約を要する。
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	請負（その他）、物品の借入れ	13	使用料及び貸借料	自動車借上料（市長が指定するものB、C）	400万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
					400万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					150万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
	不動産の借入れ	13	使用料及び貸借料	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
				土地借上料、家屋借上料（市長が指定するものD）	400万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	
					400万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
14	請負（工事）	14	工事請負費	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	1　［略］ 2　400万円

			自動車借上料	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	1　［略］ 2　80万円を超えるものについては経理契約を要する。
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				100万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
			［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	請負（その他）	13	使用料及び貸借料	自動車借上料	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	100万円を超えるものについては経理契約を要する。
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	請負（その他）、物品の借入れ	13	使用料及び貸借料	自動車借上料（市長が指定するものB、C）	200万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
					200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					100万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
	不動産の借入れ	13	使用料及び貸借料	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
				土地借上料、家屋借上料（市長が指定するものD）	200万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	
					200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					100万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
14	請負（工事）	14	工事請負費	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	1　［略］ 2　250万円

| | | |

					円以下								
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
18	負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの	18	負担金補助金及び交付金	負担金、補助交付金、分担金等	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
					２００万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				負担金、分担金等	２００万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
19	負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの	19	扶助費	扶助費	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
					２００万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
21	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	損害賠償金、示談金又はこれらに類するもの	21	補償補填及び賠償金	損害賠償金	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	自動車事故によるものについては、自動車損害賠償保障法による保険金額の最高	

					円以下								
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
18	負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの	18	負担金補助金及び交付金	負担金、補助交付金、分担金等	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
					１００万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				負担金、分担金等	１００万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
19	負担金、補助金、交付金、奨励金その他これらに類するもの	19	扶助費	扶助費	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
					１００万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
21	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	損害賠償金、示談金又はこれらに類するもの	21	補償補填及び賠償金	損害賠償金	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	副市長の専決範囲(500万以下)に関して、自動車事故によるものについては、自動

					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		限度額を上限とし、200万円を超え最高限度額以下のものは、副市長の専決とする。
22	使用料、手数料その他の収入に係る過誤納整理	22	償還金利子及び割引料	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

（注）

１～11　［略］

12　本表における「請負（その他）」とは、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則（平成31年３月規則第67号）第55条の２第１項第８号イに規定するその他請負契約をいう。

13、14　［略］

２―２収入決定（収入を伴う施行決議・実施決定）

	決裁事項	専決範囲	決裁区分						合議	備考
			副市長	事務局長	副局長及び部長	課長及び課に相当する室長	学校長、副校長及び准校長	特定職		

					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		車損害賠償保障法による保険金額の最高限度額を上限とする。
22	市税等に係る過誤納整理	22	償還金利子及び割引料	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

（注）

１　［略］

12　本表における「請負（その他）」とは、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則第55条の第１項第８号イに該当するものをいう。

13　本表における「市税等」とは、市税（県民税及び森林環境税を含む）、使用料、手数料その他の収入をいう。

14、15　［略］

２―２収入決定（収入を伴う施行決議・実施決定）

	決裁事項	専決範囲	決裁区分						合議	備考
			副市長	局長	部長	課長及び課に相当する室長	学校長、副校長及び准校長	特定職		

［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
02	売却（物品その他）	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	1　［略］ 2　100万円を超えるものについては経理契約を要する。
		［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
		［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
		［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
		［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
04	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	不動産の貸付（市長が指定するものD）	400万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
		400万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
		200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

（注）

1～10　［略］

2－3その他

	決裁事項	専決範囲	決裁区分						合議	備考
			副市長	事務局長	副局長及び部長	課長及び課に相当する室長	学校長、副校長及び准校長	特定職		
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
08	物品の借入れ（支出を伴わないもの）	150万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
		150万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
		［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		

［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
02	売却（物品その他）	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	1　［略］ 2　50万円を超えるものについては経理契約を要する。
		［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
		［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
		［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
		［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
04	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	不動産の貸付（市長が指定するものD）	200万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
		200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
		100万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

（注）

1～10　［略］

2－3その他

	決裁事項	専決範囲	決裁区分						合議	備考
			副市長	局長	部長	課長及び課に相当する室長	学校長、副校長及び准校長	特定職		
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
08	物品の借入れ（支出を伴わないもの）	80万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
		80万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
		［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		

	物品の借入れ（支出を伴わないもの）（市長が指定するものC）	400万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
		400万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
		150万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
		100万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
09	物品の貸付（収入を伴わないもの）	400万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
		400万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
		200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
		［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
10	不動産の借入れ（支出を伴わないもの）	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
		200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
	不動産の借入れ（市長が指定するものD）	400万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
		400万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
		200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

（注）

１～９　［略］

２－４契約

	決裁事項	節	節名称	細節名称	専決範囲	決裁区分						合議	備考
						副市長	事務局長	副局長及び部長	課長及び課に相当する室長	学校長、副校長及び准校長	特定職		
01	調達	10	需用費	消耗品費、	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	300万円を超え

	物品の借入れ（支出を伴わないもの）（市長が指定するものC）	200万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
		200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
		100万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
		50万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
09	物品の貸付（収入を伴わないもの）	200万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
		200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
		100万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
		［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
10	不動産の借入れ（支出を伴わないもの）	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
		100万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
	不動産の借入れ（市長が指定するものD）	200万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
		200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
		100万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

（注）

１～９　［略］

２－４契約

	決裁事項	節	節名称	細節名称	専決範囲	決裁区分						合議	備考
						副市長	局長	部長	課長及び課に相当する室長	学校長、副校長及び准校長	特定職		
01	調達	10	需用費	消耗品費、	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	160万円を超え

				燃料費刷製本費、医薬材料費	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		るものについては経理契約を要する。
					300万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				消耗品費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費（市長が指定するものA）	400万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
					400万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					300万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				消耗品費（図書資料（教科用指導書））	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	300万円を超えるものについては経理契約を要する。
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					300万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				消耗品費（各種施設における給与品）	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	300万円を超えるものについては経理契約を要する。
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					300万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	請負（その他）	10	需用費	修繕料	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	200万円を超えるものについては経理契約を要する。
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		

				燃料費、印刷製本費、医薬材料費	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		るものについては経理契約を要する。
					160万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				消耗品費、燃料費、印刷製本費、医薬材料費（市長が指定するものA）	200万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
					200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					160万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				消耗品費（図書資料（教科用指導書））	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	200万円を超えるものについては経理契約を要する。
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				消耗品費（各種施設における給与品）	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	160万円を超えるものについては経理契約を要する。
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					160万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	請負（その他請負）	10	需用費	修繕料	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	100万円を超えるものについては経理契約を要する。
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					100万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		

				修繕料（市長が指定するものB）	400万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
					400万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				修繕料（建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るもの）	400万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					150万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
02	請負（製造）	11	役務費	一般役務費	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	400万円を超えるものについては経理契約を要する。
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					400万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
	謝金その他これらに類するもの	11	役務費	一般役務費	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
					200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				一般役務費（定例的な	200万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

				修繕料（市長が指定するものB）	200万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
					200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					100万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				修繕料（建物、設備又は構築物の保繕又は小改修に係るもの）	250万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					150万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					100万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
02	請負（製造）	11	役務費	一般役務費	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	250万円を超えるものについては経理契約を要する。
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					250万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
	謝金その他これらに類するもの	11	役務費	一般役務費	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
					100万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				一般役務費（定例的な	100万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

			報償）	200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
請負（その他）	11	役務費	一般役務費、その他通信運搬費	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	200万円を超えるものについては経理契約を要する。	
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
				200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
			［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
			一般役務費、その他通信運搬費（市長が指定するものA、B）	400万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
				400万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
				200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
			一般役務費（事業系ごみ指定袋等）、その他通信運搬費（郵便料金等）	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
04	調達	13	使用料及び賃	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
			一般使用料	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	300万円を超え	

			報償）	100万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
請負（その他）	11	役務費	一般役務費、その他通信運搬費	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	100万円を超えるものについては経理契約を要する。	
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
				100万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
			［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
			一般役務費、その他通信運搬費（市長が指定するものA、B）	200万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
				200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
				100万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
			一般役務費（事業系ごみ袋等）、その他通信運搬費（郵便料金等）	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
04	調達	13	使用料及び賃	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
			一般使用料	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	160万円を超え	

		借料	等（電子計算機上で使用するソフトウェアに係るもの）	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		るものについては経理契約を要する。
				300万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
物品の借入れ	13	使用料及び賃借料	一般使用料等	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	1　［略］ 2　150万円を超えるものについては経理契約を要する。
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				150万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
			一般使用料等（市長が指定するものC）	400万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
				400万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				150万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
			自動車借上料	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	1　［略］ 2　150万円を超えるものについては経理契約を要する。
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				150万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
			［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
請負（その他）	13	使用料及び賃借料	自動車借上料	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	200万円を超えるものについては経理契約を要
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				200万円	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		

		借料	等（電子計算機上で使用するソフトウェアに係るもの）	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		るものについては経理契約を要する。
				160万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
物品の借入れ	13	使用料及び賃借料	一般使用料等	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	1　［略］ 2　80万円を超えるものについては経理契約を要する。
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				80万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
			一般使用料等（市長が指定するものC）	200万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
				200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				100万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
			自動車借上料	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	1　［略］ 2　80万円を超えるものについては経理契約を要する。
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				80万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
			［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
請負（その他）	13	使用料及び賃借料	自動車借上料	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	100万円を超えるものについては経理契約を要
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				100万円	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		

				以下								する。
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
			［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
請負（その他）、物品の借入れ	13	使用料及び賃借料	自動車借上料（市長が指定するものB、C）	400万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
				400万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				150万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
不動産の借入れ	13	使用料及び賃借料	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
			土地借上料、家屋借上料（市長が指定するものD）	400万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	
				400万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
05	請負（工事）	14	工事請負費	工事請負費	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	400万円を超えるものについては経理契約を要する。
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					400万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
06	調達	15	原材料費	原材料費	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	300万円を超えるものについては経理契約を要する。
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					300万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				原材料費	400万円	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

				以下								する。
				［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
			［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
請負（その他）、物品の借入れ	13	使用料及び賃借料	自動車借上料（市長が指定するものB、C）	200万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
				200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				100万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
不動産の借入れ	13	使用料及び賃借料	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
			土地借上料、家屋借上料（市長が指定するものD）	200万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	
				200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				100万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
05	請負（工事）	14	工事請負費	工事請負費	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	250万円を超えるものについては経理契約を要する。
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					250万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
06	調達	15	原材料費	原材料費	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	160万円を超えるものについては経理契約を要する。
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					160万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
				原材料費	200万円	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

				（市長が指定するものA）	超400万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
					300万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
08	調達	17	備品購入費	一般備品費、重要備品費	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	300万円を超えるものについては経理契約を要する。
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
					300万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
				一般備品費、重要備品費（市長が指定するものA）	400万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
					400万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
					300万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
10	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	損害賠償金、示談金又はこれらに類するもの	21	補償補填及び賠償金	損害賠償金	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	自動車事故によるものについては、自動車損害賠償保障法による保険金額の最高限度額を上限とし、200万円を
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			

				（市長が指定するものA）	超200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
					160万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
08	調達	17	備品購入費	一般備品費、重要備品費	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	160万円を超えるものについては経理契約を要する。
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
					160万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
				一般備品費、重要備品費（市長が指定するものA）	200万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
					200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
					160万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
10	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	損害賠償金、示談金又はこれらに類するもの	21	補償補填及び賠償金	損害賠償金	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	副市長の専決範囲（500万以下）に関して、自動車事故によるものについては、自動車損害賠償保障法による保
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］			

													超え最高限度額以下のものは、副市長の専決とする。
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
12	売却（物品その他）	—	—	—	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	1　［略］ 2　100万円を超えるものについては経理契約を要する。
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					100万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					20万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
	売却（物品その他）（法令等により金額が定まっているもの）	—	—	—	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
					20万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
	売却（物品その他）（生産品）	—	—	—	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	
					20万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
14	物品の借入れ	—	—	—	150万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

													険金額の最高限度額を上限とする。
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
12	売却（物品その他）	—	—	—	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	1　［略］ 2　50万円を超えるものについては経理契約を要する。
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					50万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					10万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
	売却（物品その他）（法令等により金額が定まっているもの）	—	—	—	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
					10万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
	売却（物品その他）（生産品）	—	—	—	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	
					10万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
14	物品の借入れ	—	—	—	80万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

	（支出を伴わないもの）				150万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
	物品の借入れ（支出を伴わないもの）（市長が指定するものC）	—	—	—	400万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
					400万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					150万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					100万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
15	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	物品の貸付（収入を伴わないもの）	—	—	—	400万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
					400万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
16	不動産の借入れ（支出を伴わないもの）	—	—	—	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
					200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		

	（支出を伴わないもの）				80 万 円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
	物品の借入れ（支出を伴わないもの）（市長が指定するものC）	—	—	—	200 万 円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
					200 万 円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					100 万 円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					50 万 円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
15	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	物品の貸付（収入を伴わないもの）	—	—	—	200 万 円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
					200 万 円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					100 万 円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
16	不動産の借入れ（支出を伴わないもの）	—	—	—	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
					100 万 円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		

	不動産の借入れ（支出を伴わないもの）（市長が指定するものD）	—	—	—	400万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
					400万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
17	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	不動産の貸付（市長が指定するものD）	—	—	—	400万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
					400万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

（注）

１～11　［略］

12　本表における「請負(その他)」とは、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則第55条の２第１項第８号イに規定するその他請負契約をいう。

13～14　［略］

	不動産の借入れ（支出を伴わないもの）（市長が指定するものD）	—	—	—	200万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
					200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					100万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
17	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
	不動産の貸付（市長が指定するものD）	—	—	—	200万円超	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
					200万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
					100万円以下	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］		
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

（注）

１～11　［略］

12　本表における「請負(その他)」とは、神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則第55条の２第１項第８号イに該当するものをいう。

13～14　［略］

附 則

この訓令は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則及び神戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市人事委員会

委員長　芝　原　貴　文

神戸市人事委員会規則第11号

神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則及び神戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

（神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則の一部改正）

第１条　神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則（平成６年12月人委規則第７号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（１週間の勤務時間） 第２条　職員（短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）、育児短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号。以下「育児休業法」とい	（１週間の勤務時間） 第２条　職員（短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の４第１項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）、育児短時間勤務職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第110号）第10条第３項の規定によ

う。）第10条第３項の規定により同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第５条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を除く。）の勤務時間は、１週間について、38時間45分とする。ただし、特別の形態によって勤務する必要のある職員（短時間勤務職員を除く。）の勤務時間は、１週間当たり38時間45分とする。	り同条第１項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第５条の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を除く。）の勤務時間は、１週間について、38時間45分とする。ただし、特別の形態によって勤務する必要のある職員（短時間勤務職員を除く。）の勤務時間は、１週間当たり38時間45分とする。
２　任期付短時間勤務職員の勤務時間は、１週間について、15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。ただし、特別の形態によって勤務する必要のある任期付短時間勤務職員の勤務時間は、１週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。	２　任期付短時間勤務職員の勤務時間は、１週間について、30時間とする。ただし、特別の形態によって勤務する必要のある任期付短時間勤務職員の勤務時間は、１週間当たり30時間とする。
３、４　［略］	３、４　［略］
（休暇の単位）	（休暇の単位）
第８条　条例に定めるところの休暇の単位は、１日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、そ	第８条　条例に定めるところの休暇の単位は、１日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、そ

れぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。	れぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　年次有給休暇、特別休暇のうち健康支援休暇、出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇　１日、半日、１時間	(2)　年次有給休暇、特別休暇のうち健康支援休暇、出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇　１日、半日、１時間
(3)　［略］	(3)　［略］
(4)　特別休暇のうち育児部分休暇　15分	(4)　介護時間　15分
(5)　介護時間　15分	
２　前項の規定にかかわらず、短時間勤務職員のうち、１日の勤務時間が７時間45分未満の者については、休暇の単位は、介護休暇については１日、１時間又は45分（１日の勤務時間が４時間45分未満の者については、１日又は１時間）、年次有給休暇、特別休暇のうち健康支援休暇、出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇については１日、１時間、特別休暇のうち健康支援休暇、出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇を除いたものについては１日、特別休暇のうち育児部分休暇については15分、介護時間については15分	２　前項の規定にかかわらず、短時間勤務職員のうち、１日の勤務時間が７時間45分未満の者については、休暇の単位は、介護休暇については１日、１時間又は45分（１日の勤務時間が４時間45分未満の者については、１日又は１時間）、年次有給休暇、特別休暇のうち健康支援休暇、出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇については１日、１時間、特別休暇のうち健康支援休暇、出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇を除いたものについては１日、介護時間については15分を単位として与える。

を単位として与える。	
３、４　［略］	３、４　［略］
（特別休暇）	（特別休暇）
第10条　条例第12条の人事委員会規則で定める特別休暇は、健康支援休暇、出生サポート休暇、産前休暇、産後休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、結婚休暇、忌服休暇、年次祭し休暇、夏季休暇、社会貢献活動休暇、子の看護等休暇、短期の介護休暇及び育児部分休暇とする。	第10条　条例第12条の人事委員会規則で定める特別休暇は、健康支援休暇、出生サポート休暇、産前休暇、産後休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、結婚休暇、忌服休暇、年次祭し休暇、夏季休暇、社会貢献活動休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇とする。
２　［略］	２　［略］
（社会貢献活動休暇）	（社会貢献活動休暇）
第21条　職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで、国内において、原則として次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合は、願い出により一の年度につき５日以内の社会貢献活動休暇を与える。ただし、半日を単位に社会貢献活動休暇を与えた場合についても、日数の計算においては１日の社会貢献活動休暇を与えたものとみなす。	第21条　職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで、国内において、原則として次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合は、願い出により一の年度につき５日以内の社会貢献活動休暇を与える。ただし、半日を単位に社会貢献活動休暇を与えた場合についても、日数の計算においては１日の社会貢献活動休暇を与えたものとみなす。
(1)～(3)　［略］	(1)～(3)　［略］
(4)　民生委員・児童委員（民生委員支援員等の民生委員・児童委員を補佐する活動を含む）の活動	
(5)　保護司の活動	

２、３　［略］	２、３　［略］
（子の看護等休暇）	（子の看護休暇）
第22条　中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なその子の世話、感染症に伴う学級閉鎖等によりその子の世話を行うこと、又はその子の教育若しくは保育に係る行事（入園、卒園、入学又は卒業の式典その他これに準ずる式典）への参加をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合、願い出により一の年度につき５日（対象となる子が２人以上の場合にあっては、10日）の子の看護等休暇を与える。	第22条　中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なその子の世話又は感染症に伴う学級閉鎖等によりその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合、願い出により一の年度につき５日（対象となる子が２人以上の場合にあっては、10日）の子の看護休暇を与える。
（育児部分休暇）	
第23条　職員（育児短時間勤務職員、神戸市職員の育児休業等に関する条例（平成４年３月条例第71号。以下「育休条例」という。）第15条で定める職員及び任期付短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が満６歳に達する日後の最初の４月１日から満９歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子	

（育児休業法第２条第1項に規定する子及び職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の子をいう。）を養育するため、１日の勤務時間の一部（２時間（育休条例第16条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該２時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合、育児部分休暇を与える。	
２　育児部分休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、15分を単位として与える。	
３　その他、育児部分休暇の承認等に関しては育休条例第16条から第17条の規定を準用する。	
第24条　［略］	第23条　［略］
（介護時間）	（介護時間）
第24条の２　介護時間は、１日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した２時間（育休条例第16条の規定による部分休業又は第23条の規定による育児部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該２時間から当該部分休業又は当該育児部分休暇の承認	第23条の２　介護時間は、１日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した２時間（神戸市職員の育児休業等に関する条例（平成４年３月条例第71号）第16条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該２時間から当該部分休業の承認を

を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。	受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。
第25条～第28条　［略］	第24条～第27条　［略］
附　則	附　則
	（旧県費負担教職員に係る経過措置）
	6　平成29年３月31日において公立学校教育職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第45号。以下「教育職員条例」という。）又は市町村立学校県費負担事務職員等の給与に関する条例（昭和35年兵庫県条例第46号。以下「事務職員条例」という。）の適用を受けていた神戸市立の学校の職員で、引き続き神戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年３月条例第35号）による改正後の神戸市職員の給与に関する条例（昭和26年３月条例第８号）の適用を受けるもの（以下「旧県費負担教職員」という。）については、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成７年兵庫県人事委員会規則第４号。以下「県職員勤務規則」という。）第17条第１項第６号の規定に基づく特別休暇の期間が、平成29年３月31日以前から平成29年４月１日以後に引き続く場合は、第12条の規定に基づき与える産前休暇とみなし、平成29年３月31日以前の引き続く期間を同条の期間に通算する。

	7　旧県費負担教職員については、県職員勤務規則第17条第１項第７号の規定に基づく特別休暇の期間が、平成29年３月31日以前から平成29年４月１日以後に引き続く場合は、第13条の規定に基づき与える産後休暇とみなし、平成29年３月31日以前の引き続く期間を同条の期間に通算する。 8　旧県費負担教職員が、平成29年４月１日以前に県職員勤務規則第22条の規定に基づき承認を受けた介護休暇については、第23条第３項中「介護休暇を取得し、」とあるのは「職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成６年兵庫県条例第43号）第18条の規定に基づく介護休暇（以下「県介護休暇」という。）を取得し、」とし、同条同項第１号中「当初取得したときから継続しており、介護休暇の取得を始めた日から起算して６月の範囲内である場合であって、当該取得しようとする介護休暇の期間が、当初の介護休暇の」とあるのは「当初県介護休暇を取得したときから継続しており、県介護休暇の取得を始めた日から起算して６月の範囲内である場合であって、当該取得しようとする介護休暇の期間が、県介護休暇の」とし、同条同項第２号中「当初取得した

	とき」とあるのは「県介護休暇を取得したとき」とする。 9　旧県費負担教職員について、県職員勤務規則第17条第１項第18号の規定に基づく特別休暇を、平成29年３月31日までに神戸市教育委員会が与えなかった場合は、第10条から第22条の２までの規定にかかわらず、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間に連続する３日の範囲内の期間を特別休暇として与えることができるものとする。ただし、神戸市教育委員会が必要と認めたものに限る。

（神戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第２条　神戸市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年10月人委規則第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（休暇の単位） 第９条　休暇の単位は、１日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定	（休暇の単位） 第９条　休暇の単位は、１日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定

める日、時間又は分を単位として与えることができる。	める日、時間又は分を単位として与えることができる。
(1)　［略］	(1)　［略］
(2)　勤務日１日あたりの勤務時間が７時間45分の会計年度任用職員の年次有給休暇、特別休暇のうち健康支援休暇、出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇　１日、半日、１時間	(2)　勤務日１日あたりの勤務時間が７時間45分の会計年度任用職員の年次有給休暇、特別休暇のうち健康支援休暇、出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇　１日、半日、１時間
(3)　［略］	(3)　［略］
(4)　勤務日１日あたりの勤務時間が７時間45分以外の会計年度任用職員の年次有給休暇、特別休暇のうち健康支援休暇、出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇　１日、１時間	(4)　勤務日１日あたりの勤務時間が７時間45分以外の会計年度任用職員の年次有給休暇、特別休暇のうち健康支援休暇、出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇　１日、１時間
(5)　［略］	(5)　［略］
２　［略］	２　［略］
（特別休暇）	（特別休暇）
第12条　特別休暇は、健康支援休暇、出生サポート休暇、産前休暇、産後休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、結婚休暇、忌服休暇、夏季休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇とする。	第12条　特別休暇は、健康支援休暇、出生サポート休暇、産前休暇、産後休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、結婚休暇、忌服休暇、夏季休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇とする。
２　［略］	２　［略］
（出生サポート休暇）	（出生サポート休暇）

第13条の２　施行規則第11条の２の規定は、会計年度任用職員（１週間の勤務日が３日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で１年間の勤務日が121日以上であるものに限る。第16条の２、第16条の３、第20条及び第21条において同じ。）の出生サポート休暇について準用する。	第13条の２　施行規則第11条の２の規定は、会計年度任用職員（１週間の勤務日が３日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で１年間の勤務日が121日以上であるものであって、６月以上の任期が定められているもの又は継続勤務期間が６月以上あるものに限る。第16条の２、第16条の３、第20条及び第21条において同じ。）の出生サポート休暇について準用する。
（子の看護等休暇）	（子の看護休暇）
第20条　施行規則第22条の規定は、会計年度任用職員の子の看護等休暇について準用する。	第20条　施行規則第22条の規定は、会計年度任用職員の子の看護休暇について準用する。
（介護休暇）	（介護休暇）
第22条　条例第13条及び施行規則第24条の規定は、会計年度任用職員（条例第13条第１項に規定する申出の時点において、１週間の勤務日が３日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で１年間の勤務日が121日以上であるものであって、かつ、当該申出において、施行規則第24条第３項の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から６月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了する	第22条　条例第13条及び施行規則第23条の規定は、会計年度任用職員（条例第13条第１項に規定する申出の時点において、１週間の勤務日が３日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で１年間の勤務日が121日以上であるものであって、かつ、当該申出において、施行規則第23条第３項の規定により指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から６月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了する

こと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。）の介護休暇について準用する。この場合において、条例第13条第１項及び施行規則第24条第９項中「６月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。	こと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。）の介護休暇について準用する。この場合において、条例第13条第１項及び施行規則第23条第９項中「６月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。
（介護時間）	（介護時間）
第23条　条例第13条の２及び施行規則第24条の２の規定は、会計年度任用職員（初めて条例第13条の２の休暇の承認を請求する時点において、１週間の勤務日が３日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で１年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、１日につき定められた勤務時間が６時間以上である勤務日があるものに限る。）の介護時間について準用する。この場合において、条例第13条の２第２項及び施行規則第24条の２中「２時間」とあるのは「２時間（当該会計年度任用職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間が２時間を下回る場合は、当該減じた時間）」と読み替えるものとする。	第23条　条例第13条の２及び施行規則第23条の２の規定は、会計年度任用職員（初めて条例第13条の２の休暇の承認を請求する時点において、１週間の勤務日が３日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で１年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、１日につき定められた勤務時間が６時間以上である勤務日があるものに限る。）の介護時間について準用する。この場合において、条例第13条の２第２項及び施行規則第23条の２中「２時間」とあるのは「２時間（当該会計年度任用職員について１日につき定められた勤務時間から５時間45分を減じた時間が２時間を下回る場合は、当該減じた時間）」と読み替えるものとする。

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市人事委員会
委員長　芝　原　貴　文

神戸市人事委員会規則第12号

神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

（神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則の一部改正）

第１条　神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則（昭和32年12月人委規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（特定任期付職員の号給の決定） 第２条　条例第３条第３項に規定する特定任期付職員の同条第１項の給料表の号給は、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要の度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は次の各号に定めるとおりとする。 (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合　１号給	第２条　削除

(2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合　2号給 (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合　3号給 (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合　4号給 (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合　5号給 (6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合　6号給 (7) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合　7号給	
（扶養手当の支給） 第4条　条例第7条第2項に該当する扶養親族であつても、次の各号に掲げる者は、扶養親族として認定しない。	（扶養手当の支給） 第4条　条例第7条第2項に該当する扶養親族であつても、次の各号に掲げる者は、扶養親族として認定しない。

(1) 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつている者	(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつている者
(2)～(4) ［略］	(2)～(4) ［略］
２～３ ［略］	２～３ ［略］
第５条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、速やかにその旨を任命権者に届け出なければならない。	第５条
(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合	
(2) 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（条例第７条第２項第１号、第２号又は第４号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の３月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）	
２ 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第１号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるとき	

は、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者の退職又は死亡の日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3　扶養手当は、これを受けている職員に更に第１項第１号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間（満15歳に達する日後の最初の４月１日から満22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間をいう。以下この項において同じ。）にある子

でなかつた者が特定期間にある子となつた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第１項第１号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。	
４　第１項に規定する届出は、新たに扶養手当の支給を受けようとする場合又は従前扶養手当の支給を受けていた職員に同項各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、人事委員会が定める様式の扶養親族届又は扶養親族異動届によるものとする。	１　条例第８条第１項に規定する届出は、新たに扶養手当の支給を受けようとする場合又は従前扶養手当の支給を受けていた職員に同項各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、人事委員会が定める様式の扶養親族届又は扶養親族異動届によるものとする。
５　［略］	２　［略］
６　任命権者は、第４項に規定する届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、職員の扶養親族が条例第７条第２項の扶養親族たる要件を具備していると認定する場合は、扶養手当の月額を決定しなければならない。	３　任命権者は、第１項に規定する届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、職員の扶養親族が条例第７条第２項の扶養親族たる要件を具備していると認定する場合は、扶養手当の月額を決定しなければならない。
７　任命権者は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が条例第７条第２項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当	４　任命権者は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が条例第７条第２項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当

の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、第５項の規定を準用する。	の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、第２項の規定を準用する。
８　扶養手当の支給を受けている職員が離職後引き続いて職員となつた場合（任命権者が認める場合に限る。）においては、第１項に規定する届出を省略し、引き続いて扶養手当を支給することができるものとする。	５　扶養手当の支給を受けている職員が離職後引き続いて職員となつた場合（任命権者が認める場合に限る。）においては、条例第８条第１項に規定する届出を省略し、引き続いて扶養手当を支給することができるものとする。
（地域手当）	（地域手当）
第５条の２　［略］	第５条の２　［略］
２　条例第８条の２第３項の「人事委員会規則で定めるもの」とは、条例第３条第１項第１号に規定する行政職給料表、同項第５号に規定する指定職給料表及び同項第６号に規定する特定任期付職員給料表の適用を受ける職員で、医師又は歯科医師であるものとする。	２　条例第８条の２第３項の「人事委員会規則で定めるもの」とは、条例第３条第１項第１号に規定する行政職給料表及び同項第５号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員で、医師又は歯科医師であるものとする。
（給与の減額）	（給与の減額）
第７条　［略］	第７条　［略］
２　条例第12条第４項の「勤務時間条例第16条に基づく人事委員会規則で定める休日である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合」とは、会計年度任用職員勤務時間規則第７条に規定する会計年度任用職員の休日（以下「会計年度任用職員の休	２　条例第12条第４項の「勤務時間条例第16条に基づく人事委員会規則で定める休日である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合」とは、会計年度任用職員勤務時間規則第７条に規定する会計年度任用職員の休日（以下「会計年度任用職員の休

日」という。）である場合、同規則第10条に規定する年次有給休暇、同規則第11条に規定する病気休暇、同規則第13条の２から第15条及び第16条の２から第19条までに規定する休暇である場合並びに特例条例第２条第１項第１号から第３号まで（同条例第２条第１項第３号の規定に基づく場合にあつては、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年10月条例第25号）第２条第１号に規定する場合に限る。）並びに特例規則第２条第１号から第７号まで、第13号から第17号まで、第19号から第22号まで及び第24号の規定に基づきその義務を免除された場合（そのつど必要と認める時間又は日（ただし、特例規則第２条第３号にあつては、１週間をこえない範囲内でそのつど必要と認める日）に限る。）をいう。	日」という。）である場合、同規則第10条に規定する年次有給休暇、同規則第11条に規定する病気休暇（ただし、職務の特殊性等により任命権者が定めるものに限る。）、同規則第13条の２から第15条及び第16条の２から第19条までに規定する休暇である場合並びに特例条例第２条第１項第１号から第３号まで（同条例第２条第１項第３号の規定に基づく場合にあつては、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和41年10月条例第25号）第２条第１号に規定する場合に限る。）並びに特例規則第２条第１号から第７号まで、第13号から第17号まで、第19号から第22号まで及び第24号の規定に基づきその義務を免除された場合（そのつど必要と認める時間又は日（ただし、特例規則第２条第３号にあつては、１週間をこえない範囲内でそのつど必要と認める日）に限る。）をいう。
３　条例第12条第1項の「人事委員会規則で定める特別休暇」とは、勤務時間条例施行規則第23条に規定する育児部分休暇とする。	
第８条　前条（第３項を除く）に規定する場合、勤務時間条例第８条第１項に規定する職員の休日である場合及び休暇（勤務時間条例第13条に規定	第８条　前条に規定する場合、勤務時間条例第８条第１項に規定する職員の休日である場合及び休暇（勤務時間条例第13条に規定する介護休暇及

する介護休暇及び同条例第13条の２に規定する介護時間並びに勤務時間条例施行規則第23条に規定する育児部分休暇を除く。）による場合のほか、勤務を要するときにおいて勤務しないとき（神戸市職員の育児休業等に関する条例（平成４年３月条例第71号）第16条に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）の承認、神戸市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成29年９月条例第５号）第２条第１項に規定する高齢者部分休業（以下「高齢者部分休業」という。）の承認、勤務時間条例第14条に規定する介護休暇及び介護時間の承認（以下「介護休暇及び介護時間の承認」という。）並びに勤務時間条例施行規則第23条に規定する育児部分休暇の承認（以下「育児部分休暇の承認」という。）を受けたときを含む。）は、すべて給与を減額する。	び同条例第13条の２に規定する介護時間を除く。）による場合のほか、勤務を要するときにおいて勤務しないとき（神戸市職員の育児休業等に関する条例（平成４年３月条例第71号）第16条に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）の承認、神戸市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成29年９月条例第５号）第２条第１項に規定する高齢者部分休業（以下「高齢者部分休業」という。）の承認並びに、勤務時間条例第14条に規定する介護休暇及び介護時間の承認（以下「介護休暇及び介護時間の承認」という。）を受けたときを含む。）は、すべて給与を減額する。
２　職員が、承認がなくて勤務しないとき（フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の２第１項第２号に掲げる職員をいう。以下同じ。）においては、前条第２項に規定する場合を除き、勤務を要するときにおいて勤務しないときとする。）、部分休業の承認を受けて勤務しないとき、介護休暇及び介護時間の承認を受けて勤務しないとき並びに育児	２　職員が、承認がなくて勤務しないとき（フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第22条の２第１項第２号に掲げる職員をいう。以下同じ。）においては、前条第２項に規定する場合を除き、勤務を要するときにおいて勤務しないときとする。）、部分休業の承認を受けて勤務しないとき並びに介護休暇及び介護時間の承認を受けて勤務しないときに減額

部分休暇の承認を受けて勤務しないときに減額すべき給与額は、給料、地域手当、初任給調整手当及び特殊勤務手当のそれぞれに対応する額に分け、次期以降の計算期間において支給する当該給与から減ずるものとする。	すべき給与額は、給料、地域手当、初任給調整手当及び特殊勤務手当のそれぞれに対応する額に分け、次期以降の計算期間において支給する当該給与から減ずるものとする。
3～4　［略］	3～4　［略］
5　職員が、承認がなくて勤務しなかつた時間数（フルタイム会計年度任用職員においては、前条第2項に規定する場合を除き、勤務を要するときにおいて勤務しなかつた時間数とする。）、部分休業の承認を受けて勤務しなかつた時間数、高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた時間数、介護休暇及び介護時間の承認を受けて勤務しなかつた時間数並びに育児部分休暇の承認を受けて勤務しなかった時間数は、その計算期間ごとに通算し、その時間数に1時間未満の端数が生じた場合は、時間外勤務手当の計算の例により処理するものとする。	5　職員が、承認がなくて勤務しなかつた時間数（フルタイム会計年度任用職員においては、前条第2項に規定する場合を除き、勤務を要するときにおいて勤務しなかつた時間数とする。）、部分休業の承認を受けて勤務しなかつた時間数、高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた時間数並びに介護休暇及び介護時間の承認を受けて勤務しなかつた時間数は、その計算期間ごとに通算し、その時間数に1時間未満の端数が生じた場合は、時間外勤務手当の計算の例により処理するものとする。
	（特定任期付職員業績手当）
第16条　削除	第16条　条例第19条の2の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、特定任期付職員（条例第3条の3に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。）が採用された際に、期待された業績

	に照らして判断するものとする。
第16条の２　削除	第16条の２　特定任期付職員業績手当は、12月１日（以下「基準日」という。）に在職する特定任期付職員のうち、採用された日から当該基準日までの間（特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日から直近の基準日までの間）にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められるものに対し、当該基準日の属する月の神戸市職員に対する期末手当等の支給に関する条例（昭和28年６月条例第23号）第２条の２第１号に規定する支給日に支給することができる。
附　則 （令和７年３月条例第29号附則第２条の規定が適用される間の読替え） ３　令和７年４月１日から令和８年３月31日までの間は、第４条第１項、第５条第６項及び第７項中「条例第７条第２項」とあるのは、「神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和７年３月条例第29号）附則第２条の規定により読み替えられた条例第７条第２項」とする。	附　則 （平成29年12月条例第９号附則第３条の規定が適用される間の読替え） ３　平成30年４月１日から平成32年３月31日までの間は、第５条第１項中「条例８条第１項」とあるのは、「神戸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年12月条例第９号）附則第３条の規定により読み替えられた条例第８条第１項」とする。

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第２条　神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和７年３月条例第29号）第１条の規定による改正後の神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年３月条例第８号）第12条の規定については、当分の間、神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年３月条例第５号）の適用を受ける職員について準用する。

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市人事委員会

委員長　芝　原　貴　文

神戸市人事委員会規則第13号

職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

（職員の通勤手当に関する規則の一部改正）

第１条　職員の通勤手当に関する規則（昭和34年３月人委規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（届出） 第５条　職員は、新たに条例第９条第１項の職員たる要件を具備するに至つた場合（離職後引き続いて同項の職員たる要件を具備するに至つた者（以下「継続職員」という。）で任命権者が認める場合を除く。）には、人事委員会が定める様式の通勤届により、その通勤の実情を速やかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。条例同条同項の職員が次の各号	（届出） 第５条　職員は、新たに条例第９条第１項の職員たる要件を具備するに至つた場合（離職後引き続いて同項の職員たる要件を具備するに至つた者（以下「継続職員」という。）で任命権者が認める場合を除く。）には、人事委員会が定める様式の通勤届により、その通勤の実情をすみやかに任命権者（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。条例同条同項の職員が次の各号

のいずれかに該当する場合についても、同様とする。	のいずれかに該当する場合についても、同様とする。
(1)～(3)　［略］	(1)～(3)　［略］
（支給日等）	（支給日等）
第11条の２　通勤手当は、支給単位期間（第４項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則（昭和32年12月人委規則第11号）第３条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第５条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。	第11条の２　通勤手当は、支給単位期間（第４項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。）又は当該各号に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則（昭和32年12月人委規則第11号）第３条に規定する給料の支給日（以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第５条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。
２、３　［略］	２、３　［略］
４　条例第９条第７項の人事委員会規則で定める通勤手当は、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１箇月当たりの運賃等相当額」という。）、条例９条第３項、第４項及び第５項の合計額（第12条の２第２項において「１箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が150,000円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第９条第７項の人事委員会規則で定める期間は、その	４　条例第９条第７項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号で定める期間とする。

者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。	
	(1) 職員が２以上の交通機関等を利用するものとして条例第９条第２項に定める額の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。)において、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「１箇月当たりの運賃等相当額」という。）の合計額（以下「１箇月当たりの運賃等相当額等」という。）が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当　その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
	(2) 職員が条例第９条第２項及び第３項、又は第２項及び第４項に定める額の通勤手当を支給される場合において、１箇月当たりの運賃等相当額及び同項に定める額の合計額が55,000円を超えるときにおける当該通勤手当　その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間
（返納の事由及び額等）	（返納の事由及び額等）
第12条の２　［略］	第12条の２　［略］
２　交通機関等に係る通勤手当に係る条例第９条第８項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場	２　交通機関等に係る通勤手当に係る条例第９条第８項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場

合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) １箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円以下であつた場合　前項第２号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等(同号の改定後に１箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第１号、第３号、第４号、第５号又は第６号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関等につき、前項に掲げる事由が生じたときに使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額及び当該支給単位期間等において使用されるべき交通機関等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以降であるものの価額を加えた額（次号において「払戻金相当額」という。）	(1) １箇月当たりの運賃等相当額等（条例第９条第２項及び第３項、又は第２項及び第４項に定める額の通勤手当が支給される職員にあつては、１箇月当たりの運賃等相当額及び同項に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が55,000円以下であつた場合　前項第２号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等(同号の改定後に１箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第１号、第３号、第４号、第５号又は第６号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関等につき、前項に掲げる事由が生じたときに使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額及び当該支給単位期間等において使用されるべき交通機関等に係る定期券のうちその通用期間の始期が事由発生月の翌月以降であるものの価額を加えた額(次号に

	おいて「払戻金相当額」という。）
(2)　1箇月当たりの通勤手当算出基礎額が150,000円を超えていた場合　150,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）	(2)　1箇月当たりの運賃等相当額等が55,000円を超えていた場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
	イ　ロに掲げる場合以外の場合　55,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零）
	ロ　第11条の2第4項各号に掲げる通勤手当を支給されている場合　55,000円に事由発生月の翌月から同項各号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額

	（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零）
3　［略］	3　［略］

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は令和７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。

（施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置）

第２条　神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和７年３月条例第29号。以下「改正条例」という。）第１条の規定による改正前の神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年３月条例第８号）第９条第２項ただし書きの規定による通勤手当の額を支給されている職員は、施行日から改正条例第１条の規定による改正後の神戸市職員の給与等に関する条例第９条第２項により支給額を改定するものとする。この場合、支給単位期間は施行日の属する月から開始し、改正前の規則第12条の２第２項に準じて算出した額を返納の額とする。

２　前項の規定により算出した額を職員に返納させる場合において、規則第12条の２第３項を準用する。

（返納の事由及び額等に関する経過措置）

第３条　規則第12条の２第１項に掲げる事由の生じた日が施行日以前となる場合は、改正前の規則第12条の２第２項の規定を適用する。

（細則）

第４条　この規則の施行に関し必要な事項は、別に人事委員会が定める。

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市人事委員会
委員長　芝　原　貴　文

神戸市人事委員会規則第14号

住居手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

（住居手当の支給に関する規則の一部改正）

第１条　住居手当の支給に関する規則（昭和46年３人委規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（借家に係る住居手当の対象者） 第２条の３　［略］ ２　次の各号に定める住居に居住している職員は、借家に係る住居手当の対象者から除く。 (1)　［略］ (2) 職員又は職員の扶養親族たる者（職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けている	（借家に係る住居手当の対象者） 第２条の３　［略］ ２　次の各号に定める住居に居住している職員は、借家に係る住居手当の対象者から除く。 (1)　［略］ (2) 職員又は職員の扶養親族たる者（条例第７条に規定する扶養親族で条例第８条第１項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住居

もの及び条例第７条第２項に規定する扶養親族をいう。以下この項において同じ。）が所有する住居	
(3)～(5)　［略］	(3)～(5)　［略］
３　［略］	３　［略］

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市職員の単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市人事委員会

委員長　芝　原　貴　文

神戸市人事委員会規則第15号

神戸市職員の単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

（神戸市職員の単身赴任手当の支給に関する規則の一部改正）

第１条　神戸市職員の単身赴任手当の支給に関する規則（平成19年３月人委規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（やむを得ない事情） 第２条　条例第９条の２第１項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。 (2)～(5)　［略］	（やむを得ない事情） 第２条　条例第９条の２第１項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 (1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。 (2)～(5)　［略］

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市人事委員会
委員長　芝　原　貴　文

神戸市人事委員会規則第16号

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

（管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部改正）

第１条　管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成４年３月人委規則第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（手当の額等） 第３条　条例第16条の２第３項第１号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)、(2)　［略］ (3) 条例第３条第１項第５号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員（以下単に「指定職給料表の適用を受ける職員」という。）にあっては12,000円	（手当の額等） 第３条　条例第16条の２第３項第１号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)、(2)　［略］ (3) 条例第３条第１項第５号に規定する指定職給料表の適用を受ける職員にあっては12,000円

(4) 条例第３条第３項に規定する特定任期付職員(以下単に「特定任期付職員」という。)にあってはその者が受ける条例第３条第１項第６号に規定する特定任期付職員給料表(以下単に「特定任期付職員給料表」という。)の号給又は条例第３条の３第２項の規定による給料月額に応じ次に掲げる額 ア ６号給若しくは７号給又は条例第３条の３第２項の規定による給料月額 10,000円 イ ５号給 8,500円 ウ １号給から４号給まで 7,000円	(4) 条例第３条の３に規定する特定任期付職員にあっては第１号のア、イ又はウのうち、その者の職務の複雑、困難及び責任の度に応じ任命権者が決定する額
２、３ ［略］	２、３ ［略］
第４条 条例第16条の２第３項第２号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)、(2) ［略］ (3) 指定職給料表の適用を受ける職員にあっては6,000円 (4) 特定任期付職員にあってはその者が受ける特定任期付職員給料表の号給又は条例第３条の３第２項の規定による給料月額に応じ次に掲げる額 ア ６号給若しくは７号給又は条例第３条の３第２項の規定によ	第４条 条例第16条の２第３項第２号の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)、(2) ［略］

る給料月額　5,000円 イ　5号給　4,300円 ウ　1号給から4号給まで　3,500円	
2　次に掲げる場合には、条例第16条の2第2項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同条第2項の勤務は、同条第1項の勤務とみなす。 (1)　条例第16条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合 (2)　条例第16条の2第2項の勤務をした後、引き続いて同条第1項の勤務をした場合	2　条例第16条の2第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした場合は、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附　則

（施行期日）

第1条　この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（職員の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第2条　神戸市職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年3月条例第29号）第1条の規定による改正後の神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年3月条例第8号）第16条の2の規定については、当分の間、神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年3月条例第5号）の適用を受ける職員について準用する。

神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市人事委員会

委員長　芝　原　貴　文

神戸市人事委員会規則第17号

神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

（神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第１条　神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則（平成13年３月人委規則第８号。以下「初任給昇給規則」という。）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（初任給） 第３条　［略］ ２、３　［略］ ４　削除	（初任給） 第３条　［略］ ２、３　［略］ ４　神戸市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成22年３月条例第27号）第４条の規定により採用された職員のうち行政職給料表の適用を受けるものの初任給は、前３項の規定にかかわらず次の表の左欄に掲げ

	る職務の内容等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる級及び号給とする。

職務の内容等	級及び号給
心理判定員（採用の選考に関する規則（昭和31年３月人委規則第５号）別表（その２）番号６に対応する資格要件に定める短期大学卒業者を除く）	１級32号給
上記以外	１級12号給

	備考 あらかじめ人事委員会の承認を得て任命権者が定めるものについては、この表に定める初任給の級及び号給に１号を加算したものを初任給の級及び号給とすることができる。
５～７　［略］	５～７　［略］
（学歴免許等の資格による給料月額の調整） 第５条　新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して別表第２に定める修学年	（学歴免許等の資格による給料月額の調整） 第５条　新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して別表第２に定める修学年

数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で、当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（１年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）に４を乗じて得た数（学歴免許等の区分が博士課程修了、修士課程修了、医大卒、新大６卒の場合、基準学歴区分が大学卒の欄に定められている加える年数については６を乗じて得た数）を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。	数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で、当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（１年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）に４を乗じて得た数（学歴免許等の区分が博士課程修了、修士課程修了、医大卒、新大６卒の場合、基準学歴区分が大学卒の欄に定められている加える年数については５を乗じて得た数）を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とすることができる。
（経験年数を有する者の給料月額） 第６条　新たに職員となった者のうち、その者の学歴免許等の資格を取得した以後の期間の中で別表第３に定める経験年数換算表（以下「経験年数換算表」という。）の適用を受ける期間を有する者の号給は、第３条第１項の規定による号給（前条の規定の適用を受ける者にあっては、同条の規定による号給）の号数に、経験年	（経験年数を有する者の給料月額） 第６条　新たに職員となった者のうち、その者の学歴免許等の資格を取得した以後の期間の中で別表第３に定める経験年数換算表（以下「経験年数換算表」という。）の適用を受ける期間を有する者の号給は、第３条第１項の規定による号給（前条の規定の適用を受ける者にあっては、同条の規定による号給）の号数に、経験年

数換算表に定めるところにより当該期間を換算した経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち５年を超える経験年数（別表第３において換算率が150／100及び100／100と規定されている期間による経験年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数に４を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。	数換算表に定めるところにより当該期間を換算した経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち５年を超える経験年数（別表第３において換算率が125／100及び100／100と規定されている期間による経験年数を除く。）の月数にあつては、18月）で除した数に４を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。
２～５　［略］	２～５　［略］
（初任給基準を異にする異動）	（初任給基準を異にする異動）
第11条　職員を一の職から給料表の適用を異にすることなく、初任給基準表に定める表に異なる初任給の定めがある他の職に異動させる場合におけるその者の給料月額は、人事委員会の承認を得て定めるところにより、又はあらかじめ人事委員会の承認を得て決定するものとする。	第11条　職員を一の職から給料表の適用を異にすることなく、初任給基準表又は第３条第４項に定める表に異なる初任給の定めがある他の職に異動させる場合におけるその者の給料月額は、人事委員会の承認を得て定めるところにより、又はあらかじめ人事委員会の承認を得て決定するものとする。
（一定年齢を超える職員等の昇給）	（一定年齢を超える職員の昇給）
第17条　給与条例第４条第８項第１号に規定する人事委員会規則で定める職員および年齢は、神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和４年10月条例第10号）第１条の規定による改正前の神	第17条　給与条例第４条第８項に規定する人事委員会規則で定める職員および年齢は、神戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和４年10月条例第10号）第１条の規定による改正前の神戸市職員

戸市職員の定年等に関する条例（昭和59年３月条例第59号）第３条第２号に定める職員については58歳並びに同条第１号に定める職員については60歳とする。	の定年等に関する条例（昭和59年３月条例第59号）第３条第２号に定める職員については58歳並びに同条第１号に定める職員については60歳とする。
２　給与条例第４条第８項第２号に規定する人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が５級であるものとする。	
（昇給区分及び昇給の号給数）	（昇給区分及び昇給の号給数）
第18条　［略］	第18条　［略］
２　［略］	２　［略］
３　給与条例第４条第６項及び第８項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第５の１に定める昇給号給数表に定める号給数とする。ただし、次に掲げる行政職給料表６級及び７級相当の職員（次の表の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に該当する職員をいう。）については、別表第５の２に定める昇給号給数表に定める号給数とし、行政職給料表８級及び医療職給料表(1)５級の職員については、別表第５の３に定める昇給号給数表に定める号給数とする。	３　給与条例第４条第６項及び第８項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第５の１に定める昇給号給数表に定める号給数とする。ただし、次に掲げる行政職給料表６級相当以上の職員（次の表の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に該当する職員をいう。）については、別表第５の２に定める昇給号給数表に定める号給数とする。

給料表の種類	職務の級
行政職給料表	6級及び7級
［略］	［略］

４～９　［略］

第23条の２　職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和27年２月条例第８号）第２条の３第２項の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1)　次号に掲げる職員以外の職員　降号した日の前日に受けていた号給より２号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給）

(2)　行政職給料表８級及び医療職給料表(1)５級の職員　降号した日の前日に受けていた号給より１号給下位の号給

別表第１　初任給基準表（第３条関係）

ア～エ　［略］

オ　教育職給料表(2)初任給基準表

給料表の種類	職務の級
行政職給料表	6級から８級まで
［略］	［略］

４～９　［略］

第23条の２　職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和27年２月条例第８号）第２条の３第２項の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より２号給下位の号給（当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

別表第１　初任給基準表（第３条関係）

ア～エ　［略］

オ　教育職給料表(2)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
教諭 養護教諭	大学卒	2級17号給
	短大卒	1級21号給
助教諭 養護助教諭	大学卒	1級33号給
［略］	［略］	［略］

カ、キ　［略］

ク　教育職給料表(5)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
教諭 養護教諭 栄養教諭 講師（任期の定めがないものに限る。）	大学卒	［略］
	短大卒	2級7号給
［略］	［略］	［略］

ケ～サ　［略］

備考　［略］

別表第3　経験年数換算表（第6条関係）

職種	学歴免許等	初任給
教諭 養護教諭	修士課程修了	2級25号給
	大学卒	2級17号給
	短大卒	1級21号給
助教諭 養護助教諭	修士課程修了	1級45号給
	大学卒	1級33号給
［略］	［略］	［略］

カ、キ　［略］

ク　教育職給料表(5)初任給基準表

職種	学歴免許等	初任給
教諭 養護教諭	博士課程修了	2級45号給
栄養教諭 講師（任期の定めがないものに限る。）	修士課程修了	2級29号給
	大学卒	2級17号給
	短大卒	2級7号給
［略］	［略］	［略］

ケ～サ　［略］

備考　［略］

別表第3　経験年数換算表（第6条関係）

経歴		換算率
［略］	［略］	［略］
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間	［略］	150／100
	［略］	［略］
［略］		［略］

備考　［略］

経歴		換算率
［略］	［略］	［略］
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間	［略］	125／100
	［略］	［略］
［略］		［略］

備考　［略］

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第４　昇格時号給対応表（第９条関係）

ア　行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	［	［	［	［	［	［	1
2	略	略	略	略	略	略	1
3	］	］	］	］	］	］	1
4							1
5							1
6							1
7							1
8							1
9							1
10							1
11							1
12							1
13							1
14							1
15							1
16							1
17							1
18							1
19							1
20							1
21							1
22							1
23							1
24							1
25							1
26							1
27							1
28							1
29							1
30							1
31							1

改正前

別表第４　昇格時号給対応表（第９条関係）

ア　行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	［	［	［	［	［	［	1
2	略	略	略	略	略	略	1
3	］	］	］	］	］	］	1
4							1
5							1
6							1
7							1
8							1
9							1
10							1
11							1
12							1
13							1
14							1
15							1
16							1
17							1
18							1
19							1
20							1
21							1
22							1
23							1
24							1
25							1
26							1
27							1
28							1
29							1
30							2
31							3

32						1	32							4					
33						1	33							5					
34						1	34							6					
35						1	35							7					
36						1	36							8					
37						1	37							9					
38						1	38							10					
39						1	39							11					
40						1	40							12					
41						1	41							13					
42						1	42							14					
43						1	43							15					
44						1	44							16					
45						1	45							17					
46						2	46							18					
47						2	47							19					
48						2	48							20					
49						3	49							21					
50						3	50							21					
51						3	51							21					
52						3	52							21					
53						3	53							22					
54						3	54							22					
55						3	55							22					
56						3	56							22					
57						3	57							23					
58						3	58							23					
59						3	59							23					
60						3	60							23					
61						4	61							24					
62						4	62							24					
63						4	63							24					
64						4	64							24					
65						4	65							25					
66						4	66							25					

67	4	67	25
68	4	68	25
69	4	69	26
70	4	70	26
71	4	71	26
72	4	72	26
73	5	73	27
74	5	74	27
75	5	75	27
76	5	76	27
77	5	77	28
78		78	28
79		79	28
80		80	28
81		81	29
82		82	
83		83	
84		84	
85		85	
86		86	
87		87	
88		88	
89		89	
90		90	
91		91	
92		92	
93		93	
94		94	
95		95	
96		96	
97		97	
98		98	
99		99	
100		100	
101		101	

102	
103	
104	
105	
106	
107	
108	
109	
110	
111	
112	
113	
114	
115	
116	
117	
118	
119	
120	
121	
122	
123	
124	
125	
126	
127	
128	
129	
130	
131	
132	
133	
134	
135	
136	
137	

イ～キ　［略］

102	
103	
104	
105	
106	
107	
108	
109	
110	
111	
112	
113	
114	
115	
116	
117	
118	
119	
120	
121	
122	
123	
124	
125	
126	
127	
128	
129	
130	
131	
132	
133	
134	
135	
136	
137	

イ～キ　［略］

ク　医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	［略］	［略］	［略］	1
2				1
3				1
4				1
5				1
6				1
7				1
8				1
9				1
10				1
11				1
12				1
13				1
14				1
15				1
16				1
17				1
18				1
19				1
20				1
21				1
22				1
23				1
24				1
25				1
26				1
27				1
28				1
29				1

ク　医療職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
1	［略］	［略］	［略］
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			

| | | |

63				1
64				1
65				1
66				1
67				1
68				2
69				2
70				2
71				2
72				2
73				2
74				2
75				2
76				2
77				3
78				3
79				3
80				3
81				3
82				3
83				3
84				3
85				3
86				
87				
88				
89				

ケ　［略］

63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				

ケ　［略］

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第５の１　昇給号給数表（第18条関係） ［略］ 備考 １　この表に定める上段の号給数は給与条例第４条第８項第１号の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定を受ける職員に適用する。 ２　［略］	別表第５の１　昇給号給数表（第18条関係） ［略］ 備考 １　この表に定める上段の号給数は給与条例第４条第８項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定を受ける職員に適用する。 ２　［略］
別表第５の２　昇給号給数表（行政職給料表６級及び７級相当の職員）（第18条関係） ［略］ 備考 １　この表に定める上段の号給数は給与条例第４条第８項第１号の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定を	別表第５の２　昇給号給数表（行政職給料表６級相当以上の職員）（第18条関係） ［略］ 備考 １　この表に定める上段の号給数は給与条例第４条第８項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定を受ける

受ける職員に適用する。 別表第５の３　昇給号給数表（行政職給料表８級及び医療職給料表(1)５級の職員）（第18条関係） <table><tr><td>昇給区分</td><td>S</td><td>A</td><td>B</td><td>C</td><td>D</td></tr><tr><td>昇給の号給数</td><td>２以上</td><td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>	職員に適用する。

第２条　初任給昇給規則の一部を次のように改正する。

次の表の第２条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び第２条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第２条による改正後	第２条による改正前
（昇給区分及び昇給の号給数） 第18条　［略］ ２　［略］ ３　給与条例第４条第６項及び第８項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第５の１に定める昇給号給数表に定める号給数とする。ただし、次に掲げる行政職給料表５級から７級相当の職員（次の表の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、	（昇給区分及び昇給の号給数） 第18条　［略］ ２　［略］ ３　給与条例第４条第６項及び第８項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第５の１に定める昇給号給数表に定める号給数とする。ただし、次に掲げる行政職給料表６級及び７級相当の職員（次の表の左欄に掲げる給料表の種類に応じ、

それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に該当する職員をいう。)については、別表第５の２に定める昇給号給数表に定める号給数とし、行政職給料表８級及び医療職給料表(1)５級の職員については、別表第５の３に定める昇給号給数表に定める号給数とする。	それぞれ同表の右欄に掲げる職務の級に該当する職員をいう。)については、別表第５の２に定める昇給号給数表に定める号給数とし、行政職給料表８級及び医療職給料表(1)５級の職員については、別表第５の３に定める昇給号給数表に定める号給数とする。
給料表の種類 / 職務の級 行政職給料表 / ５級から７級まで 消防職給料表 / ５級から７級まで 教育職給料表(2) / ４級及び５級 教育職給料表(3) / ３級 教育職給料表(5) / ４級及び５級 医療職給料表(1) / ２級から４級まで 医療職給料表(2) / ５級及び６級	給料表の種類 / 職務の級 行政職給料表 / ６級及び７級 消防職給料表 / ６級及び７級 教育職給料表(2) / ５級 教育職給料表(5) / ５級 医療職給料表(1) / ３級及び４級 医療職給料表(2) / ６級
４　前年度中に新たに職員となった者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、前項の規定による号給数及びその者の新たに職員となった日から昇給日の属する年度の前の年度の３月31日までの期間の月数を考慮して定める。	４　前年度中に新たに職員となった者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、前項の規定による号給数及びその者の新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数を考慮して定める。
５～９　［略］	５～９　［略］

次の表の第２条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び第２条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第２条による改正後

別表第４　昇格時号給対応表（第９条関係）

ア　行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	［	3	3	2	［	［	［
2	略	3	3	3	略	略	略
3	］	3	3	4	］	］	］
4		3	3	5			
5		3	3	6			
6		3	3	7			
7		3	3	8			
8		3	3	9			
9		3	3	10			
10		3	3	11			
11		3	3	12			
12		3	3	13			
13		3	3	14			
14		3	3	15			
15		3	3	16			
16		3	3	17			
17		3	3	18			
18		4	4	19			
19		5	5	20			
20		6	6	21			
21		7	7	22			
22		8	8	23			
23		9	9	24			
24		10	10	25			
25		11	11	26			
26		12	12	27			
27		13	13	28			
28		14	14	29			
29		15	15	30			
30		16	16	31			
31		17	17	32			

第２条による改正前

別表第４　昇格時号給対応表（第９条関係）

ア　行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	［	1	1	1	［	［	［
2	略	1	1	2	略	略	略
3	］	1	1	3	］	］	］
4		1	1	4			
5		1	1	5			
6		1	1	6			
7		1	1	7			
8		1	1	8			
9		1	1	9			
10		1	1	10			
11		1	1	11			
12		1	1	12			
13		1	1	13			
14		1	1	14			
15		1	1	15			
16		1	1	16			
17		1	1	17			
18		2	2	18			
19		3	3	19			
20		4	4	20			
21		5	5	21			
22		6	6	22			
23		7	7	23			
24		8	8	24			
25		9	9	25			
26		10	10	26			
27		11	11	27			
28		12	12	28			
29		13	13	29			
30		14	14	30			
31		15	15	31			

32	18	18	33
33	19	19	34
34	20	19	35
35	21	20	36
36	22	20	37
37	23	21	38
38	24	21	39
39	25	22	40
40	26	22	41
41	27	23	42
42	28	24	43
43	29	25	44
44	30	26	45
45	31	27	46
46	32	28	47
47	33	29	48
48	34	30	49
49	35	31	50
50	36	32	51
51	37	33	52
52	38	34	53
53	39	35	54
54	40	36	55
55	41	37	56
56	42	38	57
57	43	39	58
58	44	40	59
59	45	41	60
60	46	42	61
61	47	43	62
62	48	44	63
63	49	45	64
64	50	46	65
65	51	47	66
66	52	48	67

32	16	16	32
33	17	17	33
34	18	17	34
35	19	18	35
36	20	18	36
37	21	19	37
38	22	19	38
39	23	20	39
40	24	20	40
41	25	21	41
42	26	22	42
43	27	23	43
44	28	24	44
45	29	25	45
46	30	26	46
47	31	27	47
48	32	28	48
49	33	29	49
50	34	30	50
51	35	31	51
52	36	32	52
53	37	33	53
54	38	34	54
55	39	35	55
56	40	36	56
57	41	37	57
58	42	38	58
59	43	39	59
60	44	40	60
61	45	41	61
62	46	42	62
63	47	43	63
64	48	44	64
65	49	45	65
66	50	46	66

67	53	49	68
68	54	50	69
69	55	51	70
70	56	51	71
71	57	52	72
72	58	52	73
73	59	53	74
74	59	53	75
75	60	54	76
76	60	54	77
77	61	55	78
78	61	55	78
79	62	56	79
80	62	56	79
81	63	57	80
82	64	57	80
83	65	58	81
84	66	58	81
85	67	59	82
86	67	59	83
87	67	59	84
88	68	60	85
89	68	60	86
90	68	60	86
91	69	61	87
92	69	61	87
93	69	61	88
94	70	62	88
95	70	62	89
96	70	62	89
97	71	63	90
98	71	63	90
99	72	63	91
100	72	63	91
101	73	63	92

67	51	47	67
68	52	48	68
69	53	49	69
70	54	49	70
71	55	50	71
72	56	50	72
73	57	51	73
74	57	51	74
75	58	52	75
76	58	52	76
77	59	53	77
78	59	53	77
79	60	54	78
80	60	54	78
81	61	55	79
82	62	55	79
83	63	56	80
84	64	56	80
85	65	57	81
86	65	57	82
87	65	57	83
88	66	58	84
89	66	58	85
90	66	58	85
91	67	59	86
92	67	59	86
93	67	59	87
94	68	60	87
95	68	60	88
96	68	60	88
97	69	61	89
98	69	61	89
99	70	61	90
100	70	61	90
101	71	61	91

102	64	92	
103	64	93	
104	64	93	
105	64	94	
106	64	94	
107	65	95	
108	65	95	
109	65	96	
110	65	96	
111	65	97	
112	66	97	
113	66	98	
114	66	98	
115	66	98	
116	66	99	
117	67	99	
118	67	99	
119	67	100	
120	67	100	
121	68	100	
122	68		
123	68		
124	68		
125	69		
126	69		
127	69		
128	69		
129	70		
130	70		
131	70		
132	70		
133	71		
134	71		
135	72		
136	72		
137	73		

102	62	91	
103	62	92	
104	62	92	
105	62	93	
106	62	93	
107	63	94	
108	63	94	
109	63	95	
110	63	95	
111	63	96	
112	64	96	
113	64	97	
114	64	97	
115	64	97	
116	64	98	
117	65	98	
118	65	98	
119	65	99	
120	65	99	
121	66	99	
122	66		
123	66		
124	66		
125	67		
126	67		
127	67		
128	67		
129	68		
130	68		
131	68		
132	68		
133	69		
134	69		
135	70		
136	70		
137	71		

イ　消防職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	［	3	3	2	［	［
2	略	3	3	3	略	略
3	］	3	3	4	］	］
4		3	3	5		
5		3	3	6		
6		3	3	7		
7		3	3	8		
8		3	3	9		
9		3	3	10		
10		3	3	11		
11		3	3	12		
12		3	3	13		
13		3	3	14		
14		4	3	15		
15		5	3	16		
16		6	3	17		
17		7	3	18		
18		8	4	19		
19		9	5	20		
20		10	6	21		
21		11	7	22		
22		12	8	23		
23		13	9	24		
24		14	10	25		
25		15	11	26		
26		16	12	27		
27		17	13	28		
28		18	14	29		
29		19	15	30		
30		20	16	31		
31		21	17	32		

イ　消防職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	［	1	1	1	［	［
2	略	1	1	2	略	略
3	］	1	1	3	］	］
4		1	1	4		
5		1	1	5		
6		1	1	6		
7		1	1	7		
8		1	1	8		
9		1	1	9		
10		1	1	10		
11		1	1	11		
12		1	1	12		
13		1	1	13		
14		2	1	14		
15		3	1	15		
16		4	1	16		
17		5	1	17		
18		6	2	18		
19		7	3	19		
20		8	4	20		
21		9	5	21		
22		10	6	22		
23		11	7	23		
24		12	8	24		
25		13	9	25		
26		14	10	26		
27		15	11	27		
28		16	12	28		
29		17	13	29		
30		18	14	30		
31		19	15	31		

32	22	18	33
33	23	19	34
34	24	19	35
35	25	20	36
36	26	20	37
37	27	21	38
38	28	21	39
39	29	22	40
40	30	22	41
41	31	23	42
42	32	24	43
43	33	25	44
44	34	26	45
45	35	27	46
46	36	28	47
47	37	29	48
48	38	30	49
49	39	31	50
50	40	32	51
51	41	33	52
52	42	34	53
53	43	35	54
54	44	36	55
55	45	37	56
56	46	38	57
57	47	39	58
58	48	40	59
59	49	41	60
60	50	42	61
61	51	43	62
62	51	44	63
63	52	45	64
64	52	46	65
65	53	47	66
66	53	48	67

32	20	16	32
33	21	17	33
34	22	17	34
35	23	18	35
36	24	18	36
37	25	19	37
38	26	19	38
39	27	20	39
40	28	20	40
41	29	21	41
42	30	22	42
43	31	23	43
44	32	24	44
45	33	25	45
46	34	26	46
47	35	27	47
48	36	28	48
49	37	29	49
50	38	30	50
51	39	31	51
52	40	32	52
53	41	33	53
54	42	34	54
55	43	35	55
56	44	36	56
57	45	37	57
58	46	38	58
59	47	39	59
60	48	40	60
61	49	41	61
62	49	42	62
63	50	43	63
64	50	44	64
65	51	45	65
66	51	46	66

67	54	49	68
68	54	50	69
69	55	51	70
70	55	51	71
71	56	52	72
72	56	52	73
73	57	53	74
74	57	53	75
75	58	54	76
76	58	54	77
77	59	55	78
78	59	55	78
79	60	56	79
80	60	56	79
81	61	57	80
82	61	57	80
83	62	58	81
84	62	58	81
85	63	59	82
86	63	59	83
87	63	59	84
88	64	60	85
89	64	60	86
90	64	60	86
91	65	61	87
92	65	61	87
93	65	61	88
94		62	88
95		62	89
96		62	89
97		63	90
98		63	90
99		63	91
100		63	91
101		63	92

67	52	47	67
68	52	48	68
69	53	49	69
70	53	49	70
71	54	50	71
72	54	50	72
73	55	51	73
74	55	51	74
75	56	52	75
76	56	52	76
77	57	53	77
78	57	53	77
79	58	54	78
80	58	54	78
81	59	55	79
82	59	55	79
83	60	56	80
84	60	56	80
85	61	57	81
86	61	57	82
87	61	57	83
88	62	58	84
89	62	58	85
90	62	58	85
91	63	59	86
92	63	59	86
93	63	59	87
94		60	87
95		60	88
96		60	88
97		61	89
98		61	89
99		61	90
100		61	90
101		61	91

102		64	92
103		64	93
104		64	93
105		64	94
106		64	94
107		65	95
108		65	95
109		65	96
110		65	96
111		65	97
112		66	97
113		66	98
114		66	98
115		66	98
116		66	99
117		67	99
118		67	99
119		67	100
120		67	100
121		68	100
122		68	
123		68	
124		68	
125		69	
126		69	
127		69	
128		69	
129		70	
130		70	
131		70	
132		70	
133		71	
134		71	
135		72	
136		72	
137		73	

ウ～ク　［略］

102		62	91
103		62	92
104		62	92
105		62	93
106		62	93
107		63	94
108		63	94
109		63	95
110		63	95
111		63	96
112		64	96
113		64	97
114		64	97
115		64	97
116		64	98
117		65	98
118		65	98
119		65	99
120		65	99
121		66	99
122		66	
123		66	
124		66	
125		67	
126		67	
127		67	
128		67	
129		68	
130		68	
131		68	
132		68	
133		69	
134		69	
135		70	
136		70	
137		71	

ウ～ク　［略］

ケ　医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	［	3	3	2	［
2	略	3	3	3	略
3	］	3	3	4	］
4		3	3	5	
5		3	3	6	
6		3	3	7	
7		3	3	8	
8		3	3	9	
9		3	3	10	
10		3	3	11	
11		3	3	12	
12		3	3	13	
13		3	3	14	
14		3	3	15	
15		3	3	16	
16		3	3	17	
17		3	3	18	
18		4	4	19	
19		5	5	20	
20		6	6	21	
21		7	7	22	
22		8	8	23	
23		9	9	24	
24		10	10	25	
25		11	11	26	
26		12	12	27	
27		13	13	28	
28		14	14	29	
29		15	15	30	
30		16	16	31	
31		17	17	32	

ケ　医療職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	［	1	1	1	［
2	略	1	1	2	略
3	］	1	1	3	］
4		1	1	4	
5		1	1	5	
6		1	1	6	
7		1	1	7	
8		1	1	8	
9		1	1	9	
10		1	1	10	
11		1	1	11	
12		1	1	12	
13		1	1	13	
14		1	1	14	
15		1	1	15	
16		1	1	16	
17		1	1	17	
18		2	2	18	
19		3	3	19	
20		4	4	20	
21		5	5	21	
22		6	6	22	
23		7	7	23	
24		8	8	24	
25		9	9	25	
26		10	10	26	
27		11	11	27	
28		12	12	28	
29		13	13	29	
30		14	14	30	
31		15	15	31	

32	18	18	33
33	19	19	34
34	20	19	35
35	21	20	36
36	22	20	37
37	23	21	38
38	24	21	39
39	25	22	40
40	26	22	41
41	27	23	42
42	28	24	43
43	29	25	44
44	30	26	45
45	31	27	46
46	32	28	47
47	33	29	48
48	34	30	49
49	35	31	50
50	36	32	51
51	37	33	52
52	38	34	53
53	39	35	54
54	40	36	55
55	41	37	56
56	42	38	57
57	43	39	58
58	44	40	59
59	45	41	60
60	46	42	61
61	47	43	62
62	48	44	63
63	49	45	64
64	50	46	65
65	51	47	66
66	52	48	67

32	16	16	32
33	17	17	33
34	18	17	34
35	19	18	35
36	20	18	36
37	21	19	37
38	22	19	38
39	23	20	39
40	24	20	40
41	25	21	41
42	26	22	42
43	27	23	43
44	28	24	44
45	29	25	45
46	30	26	46
47	31	27	47
48	32	28	48
49	33	29	49
50	34	30	50
51	35	31	51
52	36	32	52
53	37	33	53
54	38	34	54
55	39	35	55
56	40	36	56
57	41	37	57
58	42	38	58
59	43	39	59
60	44	40	60
61	45	41	61
62	46	42	62
63	47	43	63
64	48	44	64
65	49	45	65
66	50	46	66

67	53	49	68
68	54	50	69
69	55	51	70
70	56	51	71
71	57	52	72
72	58	52	73
73	59	53	74
74	59	53	75
75	60	54	76
76	60	54	77
77	61	55	78
78	61	55	78
79	62	56	79
80	62	56	79
81	63	57	80
82	64	57	80
83	65	58	81
84	66	58	81
85	67	59	82
86	67	59	83
87	67	59	84
88	68	60	85
89	68	60	86
90	68	60	86
91	69	61	87
92	69	61	87
93	69	61	88
94	70	62	88
95	70	62	89
96	70	62	89
97	71	63	90
98	71	63	90
99	72	63	91
100	72	63	91
101	73	63	92

67	51	47	67
68	52	48	68
69	53	49	69
70	54	49	70
71	55	50	71
72	56	50	72
73	57	51	73
74	57	51	74
75	58	52	75
76	58	52	76
77	59	53	77
78	59	53	77
79	60	54	78
80	60	54	78
81	61	55	79
82	62	55	79
83	63	56	80
84	64	56	80
85	65	57	81
86	65	57	82
87	65	57	83
88	66	58	84
89	66	58	85
90	66	58	85
91	67	59	86
92	67	59	86
93	67	59	87
94	68	60	87
95	68	60	88
96	68	60	88
97	69	61	89
98	69	61	89
99	70	61	90
100	70	61	90
101	71	61	91

102		64	92		
103		64	93		
104		64	93		
105		64	94		
106		64	94		
107		65	95		
108		65	95		
109		65	96		
110		65	96		
111		65	97		
112		66	97		
113		66	98		
114		66	98		
115		66	98		
116		66	99		
117		67	99		
118		67	99		
119		67	100		
120		67	100		
121		68	100		
122		68			
123		68			
124		68			
125		69			
126		69			
127		69			
128		69			
129		70			
130		70			
131		70			
132		70			
133		71			
134		71			
135		72			
136		72			
137		73			

102		62	91		
103		62	92		
104		62	92		
105		62	93		
106		62	93		
107		63	94		
108		63	94		
109		63	95		
110		63	95		
111		63	96		
112		64	96		
113		64	97		
114		64	97		
115		64	97		
116		64	98		
117		65	98		
118		65	98		
119		65	99		
120		65	99		
121		66	99		
122		66			
123		66			
124		66			
125		67			
126		67			
127		67			
128		67			
129		68			
130		68			
131		68			
132		68			
133		69			
134		69			
135		70			
136		70			
137		71			

次の表の第２条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び第２条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第２条による改正後	第２条による改正前
別表第５の２　昇給号給数表（行政職給料表５級から７級相当の職員）（第18条関係） ［略］ 備考　［略］	別表第５の２　昇給号給数表（行政職給料表６級及び７級相当の職員）（第18条関係） ［略］ 備考　［略］

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は、令和７年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第２条の規定は令和８年４月１日から施行する。

（施行日における昇格又は降格の特例）

第２条　施行日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が施行日に受けることとなる号給を施行日の前日に受けていたものとみなして第１条の規定による改正後の初任給昇給規則（以下「令和７年改正後規則」という。）第９条又は第10条の規定を適用する。

（令和８年４月１日前に昇格した者の号給の調整）

第３条　令和８年４月１日において神戸市職員の給与等に関する条例（昭和26年３月条例第８号。以下「給与条例」という。）第３条に規定する行政職給料表、消防職給料表及び医療職給料表(2)の適用を受ける職員であって、第２条の規定による改正前の初任給昇給規則の適用により昇格後の号給が決定された職員に

ついて、第２条の規定による改正後の初任給昇給規則別表第４の規定により昇格後の号給が決定された職員との均衡上必要があると認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（在職者調整）

第４条　施行日において給与条例第３条に規定する行政職給料表、教育職給料表(2)、教育職給料表(3)及び医療職給料表(2)の適用を受ける職員であって、第１条の規定による改正前の初任給昇給規則の適用により初任給が決定された職員について、令和７年改正後規則第５条第１項、第６条第１項及び別表第３の規定により初任給が決定された職員との均衡上必要があると認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（適用期間）

第５条　神戸市職員の初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(令和３年３月人委規則第20号)附則第２項の規定により、令和３年４月１日前の期間については従前の例によることとされた経験年数及び号給の換算（別表第３のうち、学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間の項に係る換算は除く。）に関しては、この規則の施行後も、なお従前の例による。

管理職員等の範囲を定める規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市人事委員会

委員長　芝　原　貴　文

神戸市人事委員会規則第18号

管理職員等の範囲を定める規則等の一部を改正する規則

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第１条　管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年９月人委規則第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表（第２条、第４条関係） 任命権者の組織 / 職 ［略］ / ［略］ 市長部局 / ［略］ 危機管理局 / 防災専門官	別表（第２条、第４条関係） 任命権者の組織 / 職 ［略］ / ［略］ 市長部局 / ［略］ 市長室 / 室長　国際渉外秘書官 国際経済連携専門官 ホームページ監理官 カスタマーDXマネー

［略］	［略］
企画調整局	秘書室長　国際渉外秘書官　ホームページ監理官　カスタマーDXマネージャー　秘書課係長　上席デジタル化専門官
［略］	［略］
地域協働局	地域おこし隊チーフ 企業連携調整官　企業連携コーディネーター 区役所課係長
［略］	［略］
［略］	［略］
文化スポーツ局	
［略］	［略］
福祉局	［略］
障害者更生相談所	所長
健康局	

	ジャー　秘書課係長
危機管理室	室長　防災専門官
［略］	［略］
企画調整局	企業連携調整官　企業連携コーディネーター 上席デジタル化専門官
［略］	［略］
地域協働局	区役所課係長
［略］	［略］
［略］	［略］
文化スポーツ局	室長
［略］	［略］
福祉局	［略］
和光園	園長
障害者更生相談所	所長
健康局	

［略］	［略］
健康科学研究所	所長　第１衛生研究部長　第２衛生研究部長
［略］	［略］
こども家庭局	
［略］	［略］
こども家庭センター	所長　副所長
［略］	［略］
経済観光局	本部長　国際経済統括官　国際経済連携専門官　イノベーション専門官（級別基準職務表の適用範囲に関する規則（平成28年４月人委規則第６号）別表第１において職務の級が６級と定められている者に限る。）
［略］	［略］
建設局	［略］
［略］	［略］
森林課	［略］
［略］	［略］

［略］	［略］
健康科学研究所	所長　副所長
［略］	［略］
こども家庭局	
［略］	［略］
こども家庭センター	所長　副所長　児童福祉法務専門官
［略］	［略］
経済観光局	本部長　国際経済統括官　イノベーション専門官（級別基準職務表の適用範囲に関する規則（平成28年４月人委規則第６号）別表第１において職務の級が６級と定められている者に限る。）
［略］	［略］
建設局	［略］
［略］	［略］
防災課	［略］
［略］	［略］

都市局	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］

都市局	［略］
西神整備事務所長	
［略］	［略］
［略］	［略］

（級別基準職務表の適用範囲に関する規則の一部改正）

第２条　級別基準職務表の適用範囲に関する規則（平成28年４月人委規則第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第１　行政職給料表

職務の級	職務の内容	局室区役所の名称	事業所等の名称
５級	所長の職務	［略］	［略］
		こども家庭局	［略］

改正前

別表第１　行政職給料表

職務の級	職務の内容	局室区役所の名称	事業所等の名称
５級	所長の職務	［略］	［略］
		こども家庭局	［略］

		［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
	副所長の職務	［略］	［略］
		健康局	［略］
		こども家庭局	保育所
		［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
	相談員の職務	企画調整局	［略］
	オープンイノベーション専門官の職務	経済観光局	新産業創造課
	場長の職務	［略］	［略］
	地域日本語教育総括	地域協働局	地域協働課

		垂水区役所	明舞サービスコーナー
		［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
	副所長の職務	［略］	［略］
		健康局	［略］
		［略］	［略］
	副園長の職務	福祉局	和光園
	［略］	［略］	［略］
	相談員の職務	市長室	［略］
	オープンイノベーション専門官の職務	経済観光局	経済政策課
	場長の職務	［略］	［略］

	プロデューサーの職務		
	クリエイティブディレクターの職務	企画調整局	広報戦略部
	企画専門官の職務	建築住宅局	政策課
	館長代理の職務	文化スポーツ局	神戸ゆかりの美術館
6級	所長の職務	［略］	［略］
		健康局	西部衛生監視事務所、食品衛生検査所、食肉衛生検査所
		［略］	［略］
		建設局	［略］
		［略］	［略］

6級	所長の職務	［略］	［略］
		健康局	西部衛生監視事務所、健康科学研究所、食品衛生検査所、食肉衛生検査所
		［略］	［略］
		建設局	［略］
		都市局	西神整備事務所
		［略］	［略］

室長の職務	教育委員会事務局	監理室
［略］	［略］	［略］
国際渉外秘書官の職務	企画調整局	［略］
国際経済連携専門官の職務	経済観光局	［略］
ホームページ監理官の職務	企画調整局	［略］
カスタマーDXマネージャーの職務	企画調整局	［略］
［略］	［略］	［略］
防災専門官の職務	危機管理局	

室長の職務	文化スポーツ局	国際スポーツ室
	教育委員会事務局	監理室
［略］	［略］	［略］
国際渉外秘書官の職務	市長室	［略］
国際経済連携専門官の職務	市長室	［略］
ホームページ監理官の職務	市長室	［略］
カスタマーDXマネージャーの職務	市長室	［略］
［略］	［略］	［略］
防災専門官の職務	危機管理室	

	企業連携調整官	地域協働局	［略］
	企業連携コーディネーター	地域協働局	［略］
	［略］	［略］	［略］
	森林官の職務	建設局	森林課
	地域おこし隊チーフの職務	地域協働局	地域協働課
7級	［略］	［略］	［略］
	室長の役割	企画調整局	秘書室
	所長の職務	［略］	［略］
		健康局	東部衛生監視事務所、健康科学研究所
		［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
	園長の職務	建設局	王子動物園
	［略］	［略］	［略］

	企業連携調整官	企画調整局	［略］
	企業連携コーディネーター	企画調整局	［略］
	［略］	［略］	［略］
	森林官の職務	建設局	防災課
7級	［略］	［略］	［略］
	室長の職務	危機管理室	
	所長の職務	［略］	［略］
		健康局	東部衛生監視事務所
		［略］	［略］
	［略］	［略］	［略］
	園長の職務	福祉局	和光園
		建設局	王子動物園
	［略］	［略］	［略］

	広報官の職務	企画調整局	広報戦略部
	［略］	［略］	［略］
8級	［略］	［略］	［略］
	危機管理監の職務	危機管理局	
	室長の職務	会計室	
	［略］	［略］	［略］

［略］

別表第３　教育職給料表(2)

職務の級	職務の内容	局室区役所の名称	事業所等の名称
4級	係長の職務	教育委員会事務局	学びの推進課、児童生徒課
5級	［略］	［略］	［略］
	所長の職務	教育委員会事務局	教職員研修所
	部長の職務	教育委員会事務局	
	課長の職務	教育委員会事務局	教職員人事課、学びの推進課

別表第４　教育職給料表(3)

	広報官の職務	市長室	広報戦略部
	［略］	［略］	［略］
8級	［略］	［略］	［略］
	危機管理監の職務	危機管理室	
	室長の職務	市長室	
		会計室	
	［略］	［略］	［略］

［略］

別表第３　教育職給料表(2)

職務の級	職務の内容	局室区役所の名称	事業所等の名称
4級	係長の職務	教育委員会事務局	学校教育課、教科指導課、児童生徒課
5級	［略］	［略］	［略］
	所長の職務	教育委員会事務局	総合教育センター
	部長の職務	教育委員会事務局	総務部、学校教育部
	課長の職務	教育委員会事務局	教職員課、学校教育課

別表第４　教育職給料表(3)

職務の級	職務の内容	局室区役所の名称	事業所等の名称
3級	係長の職務	教育委員会事務局	学びの推進課

別表第５　教育職給料表(5)

職務の級	職務の内容	局室区役所の名称	事業所等の名称
4級	係長の職務	教育委員会事務局	総務課、教職員人事課、学校経営支援課、健康教育課、学びの推進課、児童生徒課、特別支援教育課、教職員研修所
5級	課長の職務	教育委員会事務局	教職員人事課、学校環境整備課、学びの推進課、児童生徒課、特別支援教育課、教職員研修所

［略］

職務の級	職務の内容	局室区役所の名称	事業所等の名称
3級	係長の職務	教育委員会事務局	学校教育課

別表第５　教育職給料表(5)

職務の級	職務の内容	局室区役所の名称	事業所等の名称
4級	係長の職務	教育委員会事務局	総務課、教職員人事課、学校経営支援課、健康教育課、学校教育課、教科指導課、児童生徒課、特別支援教育課、教職員研修所
5級	課長の職務	教育委員会事務局	教職員人事課、学校環境整備課、学校教育課、教科指導課、児童生徒課、特別支援教育課、教職員研修所

［略］

（管理職手当の支給に関する規則の一部改正）

第３条　管理職手当の支給に関する規則（昭和37年７月人委規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>第５条　前条までの規定にかかわらず、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)については、管理職手当を支給しない。ただし、別表第２の職欄に掲げる高等学校長、幼稚園長又は小学校、中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校の校長の職にある職員については、この限りではない。
２　［略］
別表第１
<table><tr><th>任命権者の組織</th><th>職</th><th>支給額</th><th>支給区</th></tr></table></td><td>第５条　前条までの規定にかかわらず、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)については、管理職手当を支給しない。ただし、別表第２の職欄に掲げる地区統括官、高等学校長、幼稚園長又は小学校、中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校の校長の職にある職員については、この限りではない。
２　［略］
別表第１
<table><tr><th>任命権者の組織</th><th>職</th><th>支給額</th><th>支給区</th></tr></table></td></tr>
</table>

			分
各任命権者共通	理事	甲	1種
	局長（市長が定めるものに限る。）	甲	2種
	局長（1種から3種のものを除く。）	［略］	4種
	［略］	［略］	［略］
市長	危機管理監	［略］	2種
	［略］	［略］	［略］
危機管理局	防災専門官	丙	1種

			分
各任命権者共通	局長（市長が定めるものに限る。）	甲	1種
	局長（1種のものを除く。）	［略］	2種
	［略］	［略］	［略］
市長	危機管理監	［略］	1種
	［略］	［略］	［略］
市長室	室長	甲	1種
	国際渉外秘書官、国際経済連携専門官、ホームページ監理官、カスタマーDXマネージャー	丙	1種
危機管理室	室長	乙	2種
	防災専門官	丙	1種

会計室	室長	［略］	3種
企画調整局	秘書室長	乙	2種
	東京事務所長	乙	3種
	国際渉外秘書官、ホームページ監理官、カスタマーDXマネージャー、上席デジタル化専門官	［略］	［略］
地域協働局	［略］	［略］	［略］
	地域おこし隊チーフ、企業連携調整官、企業連携コーディネーター、消費生活センター所長	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
文化スポーツ局	中央図書館長	［略］	4種

会計室	室長	［略］	1種
企画調整局	東京事務所長	乙	3種
	企業連携調整官、企業連携コーディネーター、上席デジタル化専門官	［略］	［略］
地域協働局	［略］	［略］	［略］
	消費生活センター所長	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］	［略］
文化スポーツ局	中央図書館長	［略］	2種

		［略］	［略］	［略］
		小磯記念美術館事務室長	［略］	［略］
福祉局		障害者更生相談所長、特別指導監査専門官、再犯防止コーディネーター	丙	1種
健康局		保健所長、健康科学研究所長	［略］	［略］
		［略］	［略］	［略］
		墓園管理センター長、斎場管理センター長、口腔保健支援センター長、西部衛生監視事務所長、第1衛生研究部長、第2衛生研究部長、食品衛生検査所長、食肉衛生検査所長、精神保健福祉センタ	［略］	［略］

		［略］	［略］	［略］
		国際スポーツ室長、小磯記念美術館事務室長	［略］	［略］
福祉局		和光園長	乙	3種
		障害者更生相談所長、特別指導監査専門官、再犯防止コーディネーター	丙	1種
健康局		保健所長	［略］	［略］
		［略］	［略］	［略］
		墓園管理センター長、斎場管理センター長、口腔保健支援センター長、西部衛生監視事務所長、健康科学研究所長、健康科学研究所部長、健康科学研究所副所長、食品衛生検査	［略］	［略］

		一所長、保健センター長					所長、食肉衛生検査所長、精神保健福祉センター所長、保健センター長		
	［略］	［略］	［略］	［略］		［略］	［略］	［略］	［略］
	経済観光局	中央卸売市場運営本部長	［略］	4種		経済観光局	中央卸売市場運営本部長	［略］	2種
		［略］	［略］	［略］			［略］	［略］	［略］
		国際経済連携専門官、イノベーション専門官（級別基準職務表の適用範囲に関する規則（平成28年４月人委規則第６号）別表第１において職務の級が６級と定められている者に限る。）、農業振興センター所長	［略］	［略］			イノベーション専門官（級別基準職務表の適用範囲に関する規則（平成28年４月人委規則第６号）別表第１において職務の級が６級と定められている者に限る。）、農業振興センター所長	［略］	［略］
	建設局	湾岸・広域幹線道路本部長	［略	4種		建設局	湾岸・広域幹線道路本部長	［略	2種

			］	
		［略］	［略］	［略］
	都市局	都心再整備本部長	［略］	2種
	［略］	［略］	［略］	［略］
	区役所、須磨区役所北須磨支所及び西区役所玉津支所	区長、北神担当区長	［略］	3種
		［略］	［略］	［略］
［略］		［略］	［略］	［略］
	教育委員会	事務局長、教育次長	［略］	2種
		［略］	［略］	［略］

			］	
		［略］	［略］	［略］
	都市局	都心再整備本部長	［略］	1種
		西神整備事務所長	丙	1種
	［略］	［略］	［略］	［略］
	区役所、須磨区役所北須磨支所及び西区役所玉津支所	区長、北神担当区長	［略］	1種
		［略］	［略］	［略］
［略］		［略］	［略］	［略］
	教育委員会	事務局長、教育次長	［略］	1種
		［略］	［略］	［略］

		］	］
選挙管理委員会	［略］	［略］	3種
人事委員会	［略］	［略］	3種
代表監査委員	［略］	［略］	3種
［略］	［略］	［略］	［略］
市会議長	［略］	［略］	3種

備考

1　本表の支給額の欄中「甲」、「乙」及び「丙」は、支給区分に応じ、下表に定める月額を表す。

支給額	支給区分	月額
甲	1種	150,000円

		］	］
選挙管理委員会	［略］	［略］	1種
人事委員会	［略］	［略］	1種
代表監査委員	［略］	［略］	1種
［略］	［略］	［略］	［略］
市会議長	［略］	［略］	1種

備考

1　本表の支給額の欄中「甲」、「乙」及び「丙」は、支給区分に応じ、下表に定める月額を表す。ただし、支給額「甲」を受ける職員のうち、理事であるものについては、月額10,000円を加算した額とすることができる。

支給額	支給区分	月額
甲	1種	139,000円

	2 種	145,000円
	3 種	135,000円
	4 種	130,000円
［略］	［略］	［略］

2　［略］

	2 種	131,000円
［略］	［略］	［略］

2　［略］

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市農業委員会事務局長等専決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市農業委員会会長　前　中　悠　一

神戸市農業委員会規程第１号

神戸市農業委員会事務局長等専決規程の一部を改正する規程

神戸市農業委員会事務局長等専決規程（平成18年９月農委規程第５号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1)　改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2)　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3)　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（事務局長の専決事項） 第２条　［略］ (1)～(3)　［略］ (4)　農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第６項の規定による地域計画の変更に係る意見に関すること。 (5)～(11)　［略］ ２　事務局長は、前項第２号から第５号までに掲げる事項の専決処分を行った場合は、速やかに月例総会にその内容を報告しなければならない。	（事務局長の専決事項） 第２条　［略］ (1)～(3)　［略］ (4)～(10)　［略］ ２　事務局長は、前項第２号、第３号及び第４号に係る事項の専決処分を行った場合は、速やかに月例総会にその内容を報告しなければならない。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

神戸市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和７年３月31日

神戸市固定資産評価審査委員会　委員長　有馬　隆之

神戸市固定資産評価審査委員会規程第１号

神戸市固定資産評価審査委員会規程の一部を改正する規程

神戸市固定資産評価審査委員会規程（昭和26年９月固定資産評価審査委員会規程第１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（書面審理） 第10条　委員会は、相当の期間を定めて、神戸市市税事務所長（以下「市税事務所長」という。）に対し、審査の申出の趣旨及び理由に対する答弁その他必要な事項を記載した弁明書正副２通の提出を求めるものとする。 ２　［略］ （口頭審理） 第11条　［略］ ２　口頭審理の期日は、委員会が定め、	（書面審理） 第10条　委員会は、相当の期間を定めて、市長に対し、審査の申出の趣旨及び理由に対する答弁その他必要な事項を記載した弁明書正副２通の提出を求めるものとする。 ２　［略］ （口頭審理） 第11条　［略］ ２　口頭審理の期日は、委員会が定め、

文書又はその他の方法で口頭審理の日時及び場所を審査申出人及び市税事務所長に通知しなければならない。	文書又はその他の方法で口頭審理の日時及び場所を審査申出人及び市長に通知しなければならない。
３～６　［略］	３～６　［略］
（審査申出人又は市税事務所長への質問）	（審査申出人又は市長への質問）
第13条の２　［略］	第13条の２　［略］
２　前項の場合において、委員会は、審査申出人に対する質問の場合にあつては市税事務所長に、市税事務所長に対する質問の場合にあつては審査申出人に、それぞれ当該質問に係る文書の写しを送付しなければならない。当該質問に対する回答に係る文書についても、また同様とする。	２　前項の場合において、委員会は、審査申出人に対する質問の場合にあつては市長に、市長に対する質問の場合にあつては審査申出人に、それぞれ当該質問に係る文書の写しを送付しなければならない。当該質問に対する回答に係る文書についても、また同様とする。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から施行する。